

アキリカトシ銀

高直

津原

明治

奥州軍亂世略

丸吉皆川家日誌

幕末維新編

佐藤大介 編著

青葉山古文書の会

中田

高直

高直

高直

高直

高直



アキカトシ記

志産

明治

海産

業而き方産

稲の産

奥州軍乱世略

仙産

度産

丸吉皆川家日誌

幕末維新編

佐藤大介 ◆ 編著
青葉山古文書の会

中

島

島

島

日

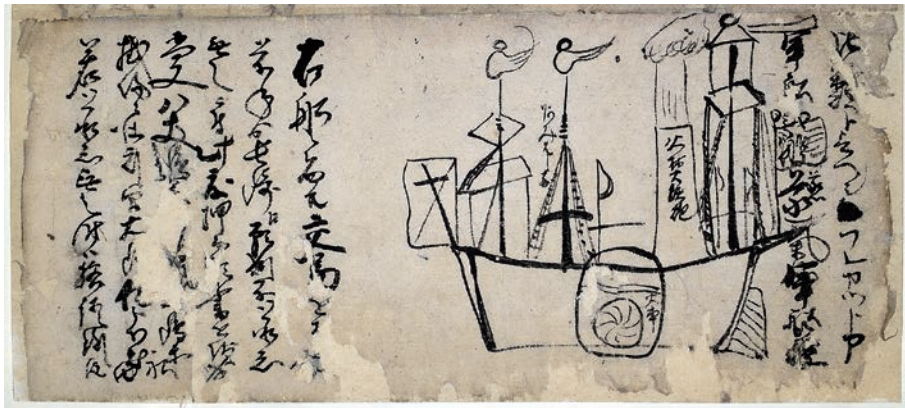
島

島

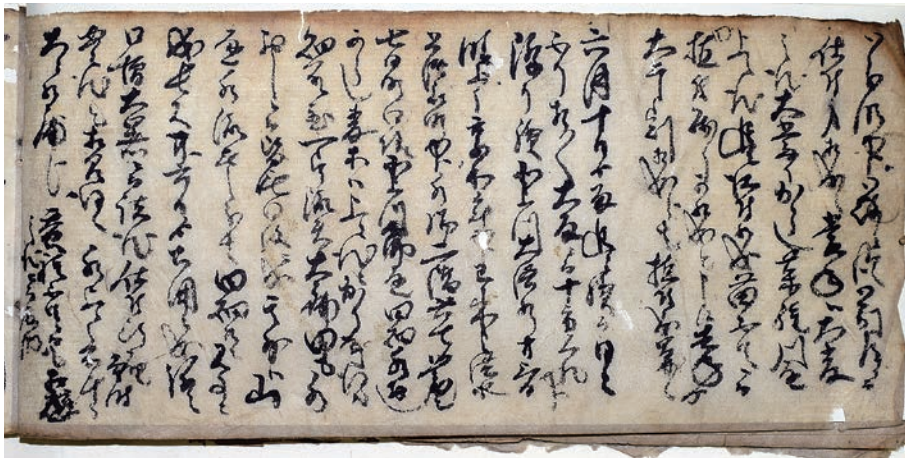
島

島

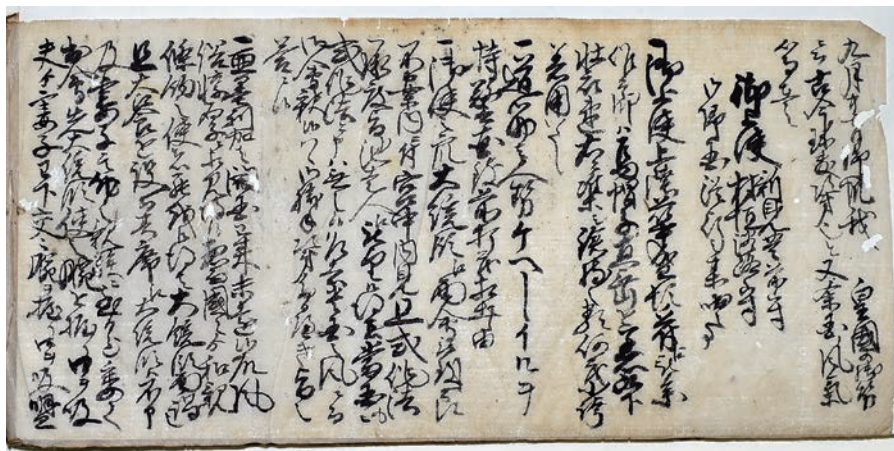
島



嘉永6年（1853）黒船の図（解読文は史料編63頁・下段）



嘉永7年（1854）6月 北上川大洪水の記事（解読文は史料編78頁・上段）



万延2年（1861）春 アメリカ大統領に関する情報（解読文は史料編226頁・下段）

文久2年(1862)8月上旬 はしか流行の記事(解説文は史料編248頁・下段)

慶応4年(1868)4月上旬 奥羽鎮撫総督に関する記事(解説文は史料編496頁下段~497頁上段)

明治2年(1869)5月上旬 仙台藩28万石になる旨の記事(解説文は史料編568頁・上段)

「丸吉皆川家日誌・幕末維新編」の刊行にあたって

皆川 龍 一

このたび、丸吉皆川家日誌・天保編に続き、幕末維新編が、東北大学災害科学国際研究所の佐藤大介先生のもとから刊行されることになりました。

前編で、藤沢町を紹介するなかで黄海をあげましたが、他にも切支丹殉教遺跡で有名な大籠があります。同地域は戦国末期（葛西時代）から藩政期（伊達時代）にかけて鉄の生産が盛んで、当時キリスト教の布教も相まって入信者も多かったのですが、その後の禁教令等幕府の圧力に抗し切れなかった仙台藩の寛永大弾圧で、三百余人の切支丹殉教者を出したところです。

また、隣接地域の保呂羽には、近郷近在のみならず広範囲の人々から信仰を集めた保呂羽山、権現社があり、江戸中期には肥後熊本の本細川候から代参が遣わされた歴史があります。同権現社に関しては、祭礼の状況などについて丸吉皆川家日誌に数多く記されています。

文政年間、この権現社に丸吉家も含む皆川家の三軒が常夜燈二基を参道石段の両側に寄進していました。東日本大震災の後に状況を確認したところ、一基は地震で倒れ

ていましたが、一基は健在でした。

ところが、後にその常夜燈が撤去されてしまったことを知りましたが、非常に残念な気持ちと同時に、歴史の大切さを伝え、さらに守って行く難しさを痛感した次第です。

幕末維新編では、天保編と同様に経済、気象、疫病など日常の様々な事柄について、多岐にわたって記されています。

特筆すべき点は、嘉永六年のペリー来航、安政七年桜田門外の変、元治元年水戸天狗党の乱、幕臣の咸臨丸による渡米時の様子と当時の米国の状況など、激動の幕末における国内外の出来事を詳細に記しています。情報を何処からどの様に入手したのか、ネットワーク等興味あるところです。

戊辰戦争については、戦争前夜における国内の状況や、仙台藩のおかれた立場や動きを庶民の情報として記しています。また、戦争中さらには戦後から明治初期に至る混乱期の国内や地方の定まらない政治経済や、変遷する行政等に対し、一人（庶民）の眼と体験を通して記し、時には戦争に対し感想や考えを述べていることが、注目されると思っております。

最後に、丸吉皆川家日誌を長い年月にわたり読み下し、世に出して頂いた佐藤大介先生と青葉山古文書の会の皆様に深甚なる敬意と感謝を申し上げますとともに、丸吉

皆川家日誌が幕末期の歴史研究に少しでも資することができれば幸いです。

「丸吉皆川家日誌・幕末維新編」の刊行にあたって 皆川龍一 i

論説編

皆川喜平治が見つめた仙台藩の幕末・維新——『丸吉皆川家日誌・幕末維新編』について

佐藤 大介 3

幕末仙台藩の流行病と地域社会——丸吉皆川家日誌で読む文久二年の麻疹流行

佐藤 大介 15

皆川喜平治が見つめた戊辰戦争——情報・風聞と意識

佐藤 大介 31

史料編

14 丸吉皆川家日誌……………嘉永六年（一八五三） 63

15 丸吉皆川家日誌……………嘉永七年・安政元年（一八五四） 73

16 丸吉皆川家日誌……………安政二年（一八五五） 92

17 丸吉皆川家日誌……………安政三年（一八五六） 107

18 丸吉皆川家日誌……………安政四年（一八五七） 114

19 丸吉皆川家日誌……………安政五年（一八五八） 121

20 丸吉皆川家日誌……………安政六年（一八五九） 129

21 丸吉皆川家日誌……………安政七年・万延元年（一八六〇） 156

22 丸吉皆川家日誌……………万延二年・文久元年（一八六一） 197

丸吉皆川家日誌との出会いから公刊までを振り返って

佐藤 大介

641

23	丸吉皆川家日誌	文久二年（一八六二）	221
24	丸吉皆川家日誌	文久三年（一八六三）	264
25	丸吉皆川家日誌	文久四年・元治元年（一八六四）	317
26	丸吉皆川家日誌	元治二年・慶応元年（一八六五）	361
27	丸吉皆川家日誌	慶応二年（一八六六）	388
28	丸吉皆川家日誌	慶応三年（一八六七）	437
29	丸吉皆川家日誌	慶応四年・明治元年（一八六八）	484
30	丸吉皆川家日誌	明治二年（一八六九）	565
31	丸吉皆川家日誌	明治三年（一八七〇）	599
32	丸吉皆川家日誌	明治四年（一八七二）	625
33	丸吉皆川家日誌	明治五年（一八七二）	637
34	丸吉皆川家日誌	明治六年（一八七三）	639

論
說
編

皆川喜平治が見つめた仙台藩の幕末・維新——『丸吉皆川家日誌・幕末維新編』について

佐藤 大介

はじめに

江戸時代は仙台藩領であった磐井郡藤沢本郷（岩手県一関市藤沢町）の有力な商家であった丸吉皆川家まるきちには、その当主が二代にわたって書き残した、約二一〇〇頁におよぶ「日誌」が残されている。編者は丸吉皆川家の現当主である皆川龍一氏の協力を得て、仙台圏の市民五名とともに「青葉山古文書の会」を結成して、解読を進めてきた。このうち、丸吉皆川家三代目の久蔵が記した、天明の飢饉（一七八三）から天保一五年（一八四四）の期間、約二二〇〇頁分については、二〇二二年に『丸吉皆川家日誌・天保編』（以下『天保編』と略記）として全文翻刻を公刊した¹。

今回はその続編として、六代目の皆川喜平治の手による、

嘉永六年（一八五三）から明治六年（一八七三）の二〇年、約九〇〇頁分の全文翻刻を公刊することとなった。最初に、今回公刊する丸吉皆川家日誌のうちの幕末維新編に関する基礎的な情報について、筆者である皆川喜平治の情報とともに述べることをしたい。

1 丸吉皆川家日誌・幕末維新編」の原本について

丸吉皆川家に残る「日誌」のうち、今回翻刻する部分の原本については三六点に分かれて残されていた。元々は一冊であったと見られるが、ある時期に綴りが破損して分解したとみられる。また、一部には破損の大きな箇所や、水濡れの痕跡も確認される。また、表紙及び裏表紙に相当する部分は現存していない。当該の記録全体の、もともとの表題は、丸吉

皆川家で付していたのかどうかも含めて不明である。今回の公刊に際しては、『天保編』と同じく丸吉皆川家の当主による記録として、「丸吉皆川家日誌」という表題を採用している。

現存していた三六点については、二〇一六年九月に実施した丸吉皆川家文書全体の保全活動に際して、元の順番とは異なる形で保管されていることが確認された。これについては、その場で各年の正月部分の記載や、年代が特定される記事などの内容からある程度順番を復元したが、前述した原本の分解後に施されたとみられる綴じ直しに際して錯簡が生じるなどしており、最終的には全文を解読した上で、仙台藩に関する文献史料との突き合わせを行うことで、現存する記録すべての年代を確定することが出来た。一連の過程には、青葉山古文書の会員による調査研究が大きく寄与していることを明記しておきたい。

そのことで、落丁や破損によって失われている部分があることも判明した。欠損が一〇日程度を超える箇所としては、以下の通りである。

①安政四年（一八五七）七月末から安政五年（一八五八）

五月二一日

②万延元年（一八六〇）閏三月七日～五月一八日

③文久二年（一八六二）三月朔日～一六日

④元治元年（一八六四）三月一六日～四月一二日

⑤元治元年（一八六四）一月七日頃から二年（一八六五）

二月二四日

⑥元治二年（一八六四）四月一六日～七月六日

⑦慶応元年（一八六五）八月一六日から九月七日

⑧慶応元年（一八六五）一月二五日から二年一月八日

⑨慶応二年（一八六六）四月一五日～六月一〇日

⑩慶応二年（一八六六）九月三日より二一日

⑪明治五年（一八七二）三月二六日～明治六年（一八七三）

三月一八日

また、日誌の冒頭である嘉永六年（一八五三）および末尾の明治六年（一八七三）の前後にも原本が存在していた可能性もある。しかし、これらを差し引いても、文字数は全体で三六万五〇〇文字を超える。四百字詰め原稿用紙に換算すれば九一四枚。幕末維新期における仙台藩領の政治・経済・社会の動向を、他地域との交流や、日本史上における出来事

との関係において俯瞰する手がかりとなり得る稀有の記録である。

幕末維新期の丸吉皆川家日誌については、『天保編』所収の拙稿でも述べたが、昭和十一年（一九三六）に保呂羽小学校の校長だった及川孝一氏により「郷土叢書第一輯」として公刊された『幕末の記録をたづねて』²に、日誌の主要項目の摘記と解説が掲載されている。しかし、昭和五四年（一九七九）年刊行の『藤沢町史』上巻など戦後の自治体史や、仙台藩領をフィールドとする歴史研究の中では、管見の限り全く利用されていない。なお、宇佐美龍夫編『新修日本地震資料』五卷（一九八五年）には、安政三年（一八五六）七月二六日に起こった地震および気仙沼への津波来襲に関する記事が収録されている。同書では出典を「皆川家日記」、所蔵は岩手県立図書館としているが、現在の同館には『天保編』に所収した部分の日誌の複製（一部欠損期間あり）が所蔵されているものの、幕末維新期の日誌（複製）の所蔵は確認できない。岩手県立図書館の複製本の調査や、一関市の郷土史関係者の協力によって、二〇一六年九月に原本の調査を実施することが出来たのである。

解読作業は二〇一七年九月から進めており、二〇一九年三月には慶応三年（一八六七）九月から明治五年（一八七二）を先行して電子公開している。³二〇二二年五月に全文の解読を終え、今回公刊の運びとなったのである。

なお、原本については二〇二二年一月、丸吉皆川家の現当主である皆川龍一氏から一関市博物館に寄託されている。

（2）丸吉皆川家について

丸吉皆川家については、先に公刊した『天保編』所収の拙稿「丸吉皆川家の歩みと丸吉皆川家日誌」にて、その来歴や経営、社会活動を概観した。ここではそれを要約する形で、改めて丸吉皆川家の来歴や社会的な立場を確認する。

丸吉家に伝わる系図書によれば、丸吉家は天正四年（一五七六）生まれ、元和九年（一六二三）八月に没した皆川鞆負を祖とする。鞆負の子・六郎右衛門は慶長七年（一六〇二）生まれ、延宝元年（一六七三）没。万治二年（一六五九）の新田開発に携わり、その土地の耕作にあたる「百姓」として登録されていた。同年の新田検地帳には、当時の藤沢領主だった新田内膳家（のち、中村家）の家中・皆

河六郎右衛門の名が見えるともしている。丸吉家は、この六郎右衛門の三男・五郎兵衛の系統を本家としている。五郎兵衛は寛永一六年（一六三九）に生まれ、宝永元年（一七〇四）に没している。

元禄七年（一六九四）一月、新田家が栗原郡岩ヶ崎に所替えとなったさい、五郎兵衛は新田家を離れ、藤沢町に土着する。その子孫は皆川弥右衛門家（「皆弥」家）、皆川助右衛門（喜右衛門）家（「マル喜」家）、丸吉家の三つの家に分かれ、いずれも江戸時代後期の藤沢町で屈指の商家となったのである。

丸吉皆川家では五郎兵衛の三男の三男・与三郎を「元祖」としている。⁴ここから利右衛門（宝暦一〇年十二月七八歳で没）、惣吉（天明四年八月没、年齢不詳）と代が続く。惣吉には男子がなく、娘婿として、皆川助右衛門の三男で、宝暦五年（一七五五）一二月生まれの久蔵利宣を迎えた。この久蔵を、丸吉家では「中興」として位置づけている。久蔵利宣は「大いに有徳、福のあることで名高く、智仁の人」という人物であり、江戸、大坂、京都との交易によって経営を拡大していた。

仙台藩領東山では、江戸時代中期以降に紅花、生糸、煙草、紙などの商品作物の生産が広がっていった。文化年間（一八〇四〜一八）に丸吉皆川家および別家の忠七家、皆川弥右衛門家の同族三家が紅花取引の先鞭を付け、仙台藩領から出荷される紅花の二割を取り扱っていたという認識を示していた。また、この三家では文化一四年（一八一七）四月、相州浦賀の廻船商人であった気仙屋長七とともに、藤沢の藤勢寺に隣接する葉師堂の前に二基の石灯笼を寄進している（現存）。文化期の藤沢商人は、浦賀を通じて江戸方面とも取引関係を持っていたのである。

このような藤沢商人の経済力は、仙台藩の財政にも組み込まれていくことになる。文化一二年（一八一五）八月、丸吉皆川家も含む藤沢町の富商たちは、大坂商人・升屋平右衛門の信用力を担保にして発行されていた「升屋札」と通称される藩札の、正貨への引替所を引き受けるよう命じられたのである。

文政一〇年（一八二七）八月九日に没した久蔵利宣の跡を継いだのは、嫡子の惣吉、襲名して久蔵利官（一七八一〜一八四七）である。天保期の丸吉皆川家は、都へは西陣織の

原料となる紅花と生糸、大坂へは煙草、江戸へは煙草に加え、仙台領沿岸の海産物や気仙郡の山間部の特産品であった気仙籠の取引を行っていた。さらに東回り海運の拠点港であった浦賀（神奈川県横須賀市）や銚子（千葉県銚子市）、利根川水運の要衝だった関宿（千葉県野田市）とも交易していた。さらに薬種商として、近江日野の商人で、仙台城下町・国分町に拠点を置いていた薬種商・小谷新右衛門家との関係も深かったのである。

丸吉皆川家などの活動を通じて繁栄を見せていた藤沢町を襲ったのが、天保四年からの凶作に端を発する飢饉や、天保五年および九年の大火といった災害であった。久蔵利官は藤沢町「有徳衆」の一員として、住民に対して米穀や金銭を支給したり、仙台藩からの救済資金調達の求めに応じて多額の御用金を献上している。天保四年凶作時に、藤沢町「有徳衆」の一員として供出した御用金の額からは、藤沢町で四番組程度の資産を持っていたとも推測される。

天保期の丸吉皆川家は、就任時期は不明であるが組頭として村政に関わっていた。一方で藩への献金の見返りとして、天保四年（一八三三）九月には知行高一貫一一五文（約一五

石）を与えられていた。さらに天保八年（一八三七）四月二八日、藩への献金五〇両に対して永々（子孫にいたるまで）の苗字御免となっている。仙台藩の「志願献金」の制度によって知行地や身分特権を確保していたのである。とはいえ、藤沢町も含む仙台藩の地域有力者に見られる、組士や大番士に相当する身分（士分）を獲得することについては、一貫して固辞していたのである。

2 皆川喜平治について

幕末維新期の「丸吉皆川家日誌」を記したのは、丸吉家の六代目となった皆川喜平治（貞利 以下喜平治）である。同家の系図によれば明治七年（一八七四）年に七九歳で没したとあるので、寛政七年（一七九五）年生まれ。現存する幕末維新期の日誌は、嘉永六年（一八五三）六月から明治五年（一八七二）までなので、喜平治の五八歳から、死の直前の七五歳までの記録という事になる。

喜平治の活動については、今回公刊する膨大な日誌こそが、生涯の軌跡そのものということになるが、ここでは幕末

期の丸吉皆川家の社会活動の概略と、日誌を作成した動機に絞って叙述する。

(1) 丸吉皆川家の後継者として

喜平治は、千厩の永沢家の出身で、久蔵利官の娘「よし」と婚姻して丸吉皆川家に養子に入った。久蔵利官には久兵衛(のち久蔵)という跡継ぎの男子(次男)がいたものの、「幼弱」であったため、喜平治が一旦家督を継いだとの記録が残されている⁽⁵⁾。

『天保編』に収めた久蔵の日誌の中にも、断片的ではあるが、喜平治の動向についての記載が見られる。文政一二年(一八二九)年正月から六月にかけて「仕入」のために上方に登ったとの記載があり、この時期には丸吉皆川家の一員としてその経営を担う役割を果たしていたことがわかる。天保七年(一八三六)年一月一七日、仙台城下町に「仕入」のために滞在していた喜平治は、その場で飢饉救済のための御用金を仰せ付けられたという。

また、天保九年(一八三八)六月、幕府巡見使の来訪に際して、喜平治は藤沢町「検断」の立場にあった。仙台藩領での検断は、人馬や荷物の輸送を管理する役割(要確認)であ

るため、喜平治は巡見使一向の通行に際して、村側での要職を務めていたということになる。その後、天保一四年(一八四三)九月二四日には、藤沢本郷の仮肝入(肝入は他地域での名主に相当)を仰せ付けられ、その後正式な肝入となっている。

肝入就任後の大きな出来事として、まず嘉永二年(一八四九)三月一〇日に藤勢寺に来訪した遊行上人への接遇がある⁽⁶⁾。四〇〇年ぶりと伝わる上人の来訪には、毎日「数万人」とも記されるような大勢の人びとが藤沢を来訪したというが、喜平治はこの間や、上人一向が来訪する前後の「用向」を取り仕切っていた。

さらに、嘉永五年(一八五二)八月、仙台藩一三代目藩主の伊達慶邦の巡見にも対応していた。藤沢の町場の南東にある愛宕山(一関市藤沢町)での乗馬の上覧であったが、藩主が滞在する御飯屋御殿の建設に際し、代官からの指示を受けて対応していた。丸吉皆川家や藤沢町の「組拔」衆(士分を獲得した有力者)、保呂羽村の小野茂兵衛、大肝入衆ら一名で金一三〇両ほどを調達し、「結構」に作事を成し遂げた。このことの褒賞として、同年一〇月には千厩の代官会所にて

金百疋を与えられていたのである。

一方で喜平治は、この年で肝入を辞している。その理由は不明であるが、丸吉皆川家の当主であった久蔵と喜平治が二代に渡って記した日誌は、喜平治が肝入を務めている期間は何れも現存していない。前述のように幕末維新期の原本は破損・分解しているため、その際に失われた可能性もあるが、村役人として多忙であったため、記録することが出来なかつたという事柄なのかもしれない。

(2) 嘉永六年以降の丸吉皆川家の動向

現存する日誌は、喜平治の肝入を退任した翌年の嘉永六年（一八五三）六月からである。喜平治は、前述したような丸吉皆川家の各種の生業を継承し、先代の久蔵の実子である久次郎や、気仙沼八日町（宮城県気仙沼市）の清水屋伝五右衛門家より喜平治の娘「りん」に嫁いだ聳の平治とともに経営に当たっていたと考えられる。いくつかの記事から概観しておきたい。

安政三年（一八五六）一〇月上旬、喜平治は仙台城下町での仕入の最中に、藤沢町における鉛の「小払所」となること

を仰せ付けられた。天保凶年（天保の飢饉）後、岩ヶ崎（宮城県栗原市）の間屋の経営が悪化し、在地での流通に不自由を来し、粗悪品も出回ったとして、藩領大肝入の各管轄下に一軒ずつ、合計で四五軒の小払所を建てることとなったという。翌年五月二日には火薬についても合わせて仰せ付けられている。丸吉皆川家では、これ以前から鉛や火薬を取り扱っていたとみられるが、黒船来航後における軍備の再編と関わって、藩がこれらの商品を直接統制しつつ、地域側への安定した供給を目指す中で、丸吉皆川家の経営が位置づけられたということになるだろう。

また同年一二月下旬の記事では、国分町の書籍商であった伊勢屋半右衛門が一手で取り扱うことになったという「新曆」について、伊勢屋の得意先である領内の「町場」ごとに「取次所」を設けて販売することになり、丸吉皆川家が藤沢町での「取次所」を依頼されたという。仙台藩では安政元年（一八五四）一二月に、幕府の了承を得て領内限りを条件に独自の曆を版行したというが、これのことであろうか。また伊勢屋半右衛門から「得意先」と見なされていることから、丸吉皆川家では曆のみならず、伊勢屋が刊行する各種の書物

を取り扱っていたともみられる。

一方で、文化期からの主要な取引品であった紅花や生糸、煙草についても引き続き取引に関わっていたとみられ、関連する記述も多い。これらの商品は、幕末期の仙台藩が特産品として流通統制を目指していたが、丸吉皆川家が地域の有力商人として影響を受けていたこともうかがえる。

紅花については、嘉永六年（一八五三）年一月中旬の記事に、「近年」は琉球から入った紅花が品質もよく流行していること、一方で異国船の渡来によって江戸や京都の市況が悪化したとの記載がある。他地域や海外からの輸入、さらには幕末期の政治情勢、特に天保期までの主要な移出先だった京都が政局の舞台になったことにもなう影響によって、徐々に縮小していったとみられる。文久三年（一八六三）八月上旬には、「^{ヘオランダ}フラランダ花」の渡来によって「日本紅花」が値下がりし、八月になっても買いに来る人（商人）がいないと記している。慶応元年（一八六五）七月上旬には、「唐花」によって日本の紅花が売れず、仙台藩の「奥方」でも生産が減って買人が減っていること、それに代わって蚕や糸が大きい取引されており、四〇年ほど前（文政年間）とは大いに異

なる「別困の世」であるとしている。同年九月には、「異国渡り之紅」が品切れになったとして、仙台城下町から藤沢に買人が来訪したため、丸吉家では前年および前々年に集荷していたものを販売したという。紅花を持っていても損金になる、と記すほどに衰退していったのである。

それに取って代わるように、養蚕や生糸の取引が盛んになっていった。その取引先は、天保期までの京都から江戸、さらには安政六年（一八五九）に開港した横浜（神奈川県横浜^市）に移っていったとみられる。一方で、生糸取引をめぐっては、幕末の仙台藩が実施しようとした特産品専売との緊張関係も見られた。安政二年（一八五四）四月上旬、生糸と紅花は仙台城下町の「問屋仲間」一〇名と得可寿屋徳蔵による一手取引になるとの通達があったが、磐井郡の一統が「不同意」であったという。生糸については、安政四年（一八五五）に仙台藩の蔵元商人となった近江商人の中井家（源左衛門、仙台店の名義は新三郎）へ、その他の特産品とともに専売権が与えられ、万延元年（一八六〇）に中井家が退任した後、仙台城下町の得可寿屋徳蔵を通じて他領へ移出するようになった。⁹しかし、藤沢町の商人にとっては、藩の統制が

藤沢商人の不利益となっていたとの認識が見られた。文久二年（一八六二）六月中旬、喜平治は藤沢町の定期市の状況について、町内の「旧株の家柄」が難渋していること、店棚の不足、三度の大火、さらに天保の凶作の後、諸産物はすべて仙台城下町の問屋衆が「御国産、御国産」として統制しているため、丸吉皆川家も含め一統が取引できなくなり、上方との取引や「文通」も不通となって、藤沢町は「衰微の時節」に至っていると記している。裏を返せば、仙台藩の流通統制が一定程度機能しており、丸吉皆川家など在地の有力商人もそれに従っていた、ということになるだろう。

その一方で、文久年間から伊達郡（福島県伊達市、桑折町、国見町、川俣町および福島市の一部）の商人衆が藤沢町に来訪し、丸吉皆川家では「客人」として迎え入れていることがわかる。喜平治の記録によれば、元治元年（一八六四）三月、生糸や紅花、煙草などの諸産物を勝手次第に移出できるとの通達が出されたという。この前後で、伊達商人との関係を深めつつ、藤沢周辺の生糸の集荷や蚕種の販売、横浜や江戸への出荷を行っていたと見られる。なお慶応二年（一八六六）六月、喜平治は伊達郡および信夫郡で起こった

大規模な打ちこわし、いわゆる信達騒動の第一報を清水川（宮城県南三陸町）経由で受け取っているが、その折には福島城下町（福島県福島市）の油屋の者が滞在中であり、被害を受けた商人衆の中には、丸吉皆川家と関係のあった人々も含まれていた。

喜平治の記録からは、この時期の藤沢町では生糸や繭、さらには蚕の餌となる桑の葉の取引が活発に行われている。慶応三年（一八六七）五月末、藤沢町では桑の葉だけで二〇三〇〇俵の取引があり、一日あたり金一〇〇〇両もの売り上げがあったという。喜平治は「他所他国にはない、藤沢名物の市である」と、その盛況を誇っている。

（3）病床で記された膨大な記事

三六万文字を超える喜平治の日記は、どんな意図を持って記されたのだろうか

慶応二年（一八六六）三月十八日、この日の登米寺池町（宮城県登米市）の大火、藤沢の円入寺をめぐる寄合について記しつつ、「我七十余才の老年、殊に六年ほど床の中にあり」としている。体調については明治二年（一八六八）一月

下旬の記事でも、「六十三・四よりいよいよ病身になり、数年床中に隠居」と記していた。

喜平治は、万延元年（一八六〇）頃より病床にあり、その中で日誌を記していたのである。一方で、原本の欠損部分を考慮しても、日誌の記載量は安政六年（一八五九）から大幅に増えている。天候の記載はほぼ毎日となり、米穀や生糸その他の諸品の市況についても詳細に記している。もちろん、激動の時期を迎えていた政治社会情勢に関する情報も豊富である。前述した上方との文通が途絶えていたことの影響は感じられない。藩役人や仙台城下町の地元や出店していた近江商人、生糸取引を行っていた伊達商人、江戸飛脚などを通じて十分な情報を得ていたのである。

さらに情報は、日本国外のことにも及んでいた。文久二年（二八六二）三月中旬、喜平治は万延元年（一八六〇）に幕府が派遣した遣米使節団と、その「従行の某の話」としてアメリカ合衆国に関する情報を記す。大統領が「入札」で選ばれるといった政治体制や、婚姻の風習、さらには鉄道や電信が国中にめぐらさせていることを、病床にありながら知っていたのである。慶応四年（一八六八）四月末には、フランス

がオランダの南に位置する「寒国」だという話を聞いていた。この情報をもたらしたのは、藤沢町出身の医師であった屋須弘平。明治維新後にメキシコに渡り、さらにグアテマラで写真館を開設した人物である。喜平治によれば、五年前に江戸に医学修行に出た後、フランスに三年半の留学。帰国後は仙台藩に仕え、新政府軍の一員としての会津攻めに従軍。仙台藩が撤退後に藤沢に帰郷し、丸吉皆川家を訪問していたのである。喜平治は、異国人が入り込み、また自らも諸国の風俗を見聞し「言舌」も通じるなかで、外国の話は「古の京や大坂を物語るごとく」になっていると豪語していたのであった。

慶応二年（一八六六）一月上旬、この年の不作に直面した喜平治は、天保七年の大凶作から三一年目であり、その三年前の天保四年（一八三三）から三四、五年間で豊作だったのはこの翌年（天保五年）だけで、後は不作続き、物価も上がる一方で、ここを生きる人は迷惑だと嘆きつつ、さらに自らの「長寿」を嘆いていた。その一方、慶応三年（一八六七）六月二日には、この年五月から続く桑葉の価格高騰を「恐るべき取引」と記しつつ、「久しく老病氣にて、床の中にて

皆々の話を承り、すべて記録する。後年に手透の折には見るべき事」としていた。自らが生きる「いま」の「すべて」を記録することは「後年」に資すると考えていたのである。その後、明治四年（一八七二）一二月、喜平治は自らの体調が悪化していく中で、書くことが難しくなり、昼夜ともに伏せ暮らす身を「無用の長命」だと評している。それでも、日誌はさらに明治六年（一八七二）五月まで続いた。ここからも、「書き続ける事」への強い執念を読み取ることができよう。

情報を「後年」に残そうとする姿勢は、目下の桑葉取引にとどまらず、丸吉皆川家にもたらされたすべての情報に対する姿勢だったと考えられる。そこに記された日々の天候や天変地異、仙台藩内外の政治・社会・社会の動向は、丸吉皆川家や藤沢町の動向に大きな影響を及ぼしていた。喜平治は、丸吉皆川家の当主として、家を永続させる責務を負っていた。しかし病身となり、自ら動くという意味での社会活動が制約された。そこで「記録し続け、後世に伝える」ことで、家の当主としての責務を全うしようとした。そのことこそ、この膨大な日誌を生み出した原動力になったのだと考えてお

きたい。

おわりに

『丸吉皆川家日誌・幕末維新編』の公刊に当たって、『天保編』での成果も踏まえつつ、日誌原本の状況、丸吉皆川家および筆者の皆川喜平治の動向と意識について概説した。膨大な内容には、一関市藤沢町や仙台藩領、さらにはこの時期の日本の政治・経済・社会について考える手がかりとなる史実が多数含まれている。今後の歴史研究はもちろん、郷土史の解明や地域の文化活動などに活用されることを期待したい。

注

- (1) 佐藤大介・青葉山古文書の会編『丸吉皆川家日誌天保編』（東北大学災害科学国際研究所 二〇二二年）。
- (2) 私家版。現在は一関市一関図書館及び藤沢図書館に架蔵。
- (3) 『鉄虎堂電子拾遺 丸吉皆川家日誌』一～五。二〇二〇年六月。慶応三年（一八六七）九月から明治五年（一八七二）まで。 <http://hdl.handle.net/10097/00127878>
- (4) 「万留帳」（丸吉皆川家文書 整理番号一六一一、整理番号

号は筆者による保全活動によるもの。

(5) 「(万留帳)」(丸吉皆川家文書 整理番号一六―一)。

(6) 以下は「(万留帳)」(丸吉皆川家文書 整理番号一六―一)による。

(7) 地域における鉛の用途としては猟師鉄砲の銃弾や白粉などが考えられるが、仙台藩領における需要の実態については不明であり、今後の課題である。

(8) 『源貞氏耳袋』七「源貞氏耳袋」刊行会編、二〇〇七年)、記事番号二三。

(9) 『仙台市史』通史編五 近世三(仙台市 二〇〇四年)。

幕末仙台藩の流行病と地域社会——丸吉皆川家日誌で読む文久二年の麻疹流行

佐藤 大介

はじめに

幕末維新期の丸吉皆川家日誌については、当時の藤沢町や仙台藩に関する史実について、初めて明らかになることも多い。ここでは、個別の事例を取り上げて詳述し、今後の日誌を通じた幕末維新期仙台藩の政治・経済・社会を再考していくための手がかりとしていきたい。

ここでは、文久二年（一八六二）夏に、全国的に大流行したとみられる麻疹（はしか）に対して、皆川喜平治や藤沢町の人々、さらには仙台藩としてどのように対応していたのかを見てゆくことにする。

最初に、麻疹という病気に関する基本的な点を確認しておきたい^①。麻疹は、麻疹ウイルスによる感染症である。空気感

染、飛沫感染、接触感染によって、人から人へと感染する。その感染力は極めて強く、感染した場合には九〇パーセント以上の人が発症する。現代医学における麻疹の経過は、次の通りである。

① 一〇日から一二日間の潜伏期を経て発熱し、咳を発症する。

② 「カタル期」。三十八度前後の発熱、倦怠感や咳・鼻水・くしゃみなどの上気道症状の発症。また結膜の充血や目やに、光をまぶしく感じるなど結膜炎の症状があり、これらが強まっていく。乳幼児は下痢、腹痛を伴うことも多い。さらに口中に発疹し、白色の小さな斑点（コプリック斑）を生じる。

③ 発疹期。いったん体温が下がった後に三九度ほどの発熱が生じる。全身へ発疹が広がり、カタル症状も一層

強くなる。

- ④ 回復期。合併症のない限り七〜一〇日後には症状が回復する。ただし免疫力が下がっているため、他の感染症にかかるると重症になりやす。体力回復には一か月程度を要する。

江戸時代においては、「疱瘡（天然痘）は見定め、麻疹は命定め」、すなわち、あばたの残る天然痘と、死に至る麻疹を油断するな、という伝承もあった。

麻疹は、一度発症すればその免疫力は一生持続する。一方で、流行した場合には相当数の未感染者が感染し、発症することとなる。江戸時代に当たる期間、日本列島では一四回の流行が確認されているが、その中でも最大のものが、今回取り上げる文久二年の大流行であったとされる。江戸において、同年六月から閏八月までの間の死者が約一万四千人であり、当時の市中の推定人口五〇万人の約四パーセントに達していたと考えられるという。ちなみに、麻疹のワクチンが開発されるのはここから遙かに時代が下って一九六〇年代で、世界保健機関（WHO）が予防接種を展開するようになるのが一九七五年、その三年後、日本の予防接種法に麻疹ワクチン

ンが含まれることとなった^②。

江戸時代の麻疹流行については、日本列島の地方都市や農村部を対象とした事例研究が少なく、麻疹など流行病の諸相を通じた藩や地域社会の個性を明らかにする必要性が指摘されている^③。仙台藩については、一九六二年に刊行された『宮城県史』二二にて、医療史の研究者であった青木大輔氏が、各種の史料から藩領で発生した疫病の内容や流行の時期を概観するとともに、仙台藩領の寺院過去帳の調査から死者数を推定している。文久二年の麻疹流行が甚大な死者数をもたらした可能性に付いても言及している。しかし、各地域に即してどのような状況にあったのか、記録の掘り起こし自体が極めて少ないのが現状である。

喜平治の記録は、藤沢町や仙台藩領内の動向のみならず、日本列島の人々が当時経験した流行病下の社会の一端を知る上で貴重なものだといえる。以下、内容を読み解いていきたいと思います。

1 麻疹流行の始まり——七月

(1) 麻疹流行の情報

喜平治が、この年の麻疹の流行について最初に記したのは、七月一〇日前後（上旬）のことであった。上方から江戸表にかけて麻疹が流行していたが、当節は仙台城下町に流行していたという。そのため、丸吉皆川家が商っていた和菓類の需要が増えて値上がりしている、というものであった。喜平治はまずは自家の経営へ影響を及ぼす出来事としてとらえていたのである。特に、解熱や鎮痛作用のある柴胡の価格が上昇していたという。「ヤメシ」という、丸吉皆川家の符牒と見られるカタカナで価格を記しているが、他人に知られないようにという配慮だと考えられる。「危機」というよりも「商機」としてとらえていたということであろう。

一方で喜平治は、三九年前の文政七年（二八二四）、二七年前の天保七年（一八三六）にも流行があったと記している。文政七年の流行は「軽くなやむ」程度であったこと、天保七年については当時の江戸からの書状を「留帳」で参照

し、わずらうものはあったが流行が軽かった、しかし今回はどうなるのかと不安も記していた。江戸の書状については『天保編』では該当する記事が確認出来ないため、「留帳」は「日誌」とは別に書状を書き留めていた記録があった、ということになるだろうか。いずれにせよ、喜平治は目の前の状況を判断する材料として、丸吉皆川家が保管していた過去の記録を参照していたのである。

(2) 迫る流行と薬種への需要

七月二四日頃には、若柳（宮城県栗原市）や薄衣町（岩手県一関市）で麻疹の流行が見られたという。文久二年の仙台藩領における麻疹の拡大経路についてはさらに詳細な検討が必要だが、喜平治の記述を参考にすれば、まずは仙台城下町から奥州街道など陸路を通じて、ということになるだろう。一方、薄衣町は北上川舟運の重要な拠点でもあり、江戸と奥州・蝦夷地を結ぶ東回り海運の拠点であった石巻（宮城県石巻市）と深い関わりがあった。陸路と水路の両方から、藤沢町の近辺へと流行が及んできたと推測される。

喜平治は同時に、仙台藩の御医師（藩医）の話だとして、

紫根（ムラサキ）と葛根湯の調合方法について、八月頃（旧暦）から冷気になるので葛根湯の「薬味」として紫根は加えない、といった情報を記している。この記事を喜平治は「後世の心得のため」だとしていた。藩医からの情報は薬種商としての活動を通じた交流関係が前提とみられるが、麻疹を治療する薬に必要な薬種の需要を把握するため、さらには自らが暮らす藤沢に迫ってきているとの危機感に基づき、丸吉皆川家の人々を現在、さらには将来にわたって麻疹から守るための情報としてとらえていたのである。

ところで七月二四日には「麻疹まじない薬」の原料として、蒼朮（ソウジュツ キク科）、川芎（センキュウ セリ科）、細辛（サイシン ウマノスズクサ科）、乳香（ボスウェリア属の樹木の樹脂）、降真香（ツルシタンの根）を、それぞれ金一両分の注文を受けていた。これら「沈香の類」については「祈祷の香」としての要望であったが、丸吉皆川家では持ち合せがなかったという。喜平治はこの香について、「五味を細末にても火に薫し、嗅いがかがせれば、はしかを受けず、また受けても至って軽い」ということなので写し置いた、としている。また、これらの薬を買い求める者が来訪

していたという。後述するように、麻疹の流行にともない様々なまじないが盛んに行われていた。喜平治が記したこの香がどれほどの効果を持ったかは不明であるが、麻疹を回避したいという人々の心性に基づいて生まれた対応の一つであった。喜平治は、藩医と民間療法の双方に薬種商として関わる立場にあり、需要が高まりそうな状況を記録しておく必要があった。同時に、丸吉皆川家としても麻疹をなんとか回避したいという意識もあっただろう。

しかし、この記事と同時に、藤沢町でも麻疹を病む者が一人現れた事を記している。一方で、八月五日には、麻疹は所々で聞こえるが、藤沢の近辺には来ていないとも記していた。しかし、現代の知識から見れば、それは潜伏期間に過ぎなかった。その後、藤沢町でも本格的な流行が始まったのである。

2 藤沢町・東山での流行——八月

（1）藤沢町での流行の諸相——薬種・始まり

八月一四日、喜平治は次のように記している。藤沢町で麻

疹が四、五人出ている。目下、南御郡（磐井郡南方／一関市東南部）が流行の最中であり、至って強く、所々で病死が多い。残暑も強く、熱気はなはだしく、病む者によって色々である。吐血する者、瘡が外れず病む者、さらに痢病のごとくに病む者が多く、療法も油断ならない。これによって、人々は大いに恐れ、色々なまじないが流行していたという。三八年前（文政八年）や二七年前（天保八年）の流行は軽かったが、今回は強い。さらに八月一九日には、改めて享和年中（享和三年 一八〇三）の流行は強く、死者も多かったこと。文政や天保の流行は軽かったと振り返りつつ、江戸から仙台城下町に至るまで、特に和物（国産）薬種に品切れが多く出ており、上方で流行が始まったと聞いたならばすぐに入用の品を承るよう心がけよと、目前の状況を後世に伝えることを強く意識するように記している。「日誌を記すこと」が、丸吉皆川家の存続に関わる事として意識されていたことがここからもうかがえる。

続けて、升麻と葛根湯の類が「主薬」であり、その時の「風」や「病性」に応じて、連翹や麦門、山梔子、智母（知母）など
の必要を早く聞き合わせて、不足している品々を心がけるこ

と、軽い流行ならば薬は余慶にはいらぬが、「重キ流行」の場合は様々な病気を発するのでどんな薬でも用意するように、とも記す。ここからは、麻疹にかかった人々に、その症状に応じた薬が調合されて与えられていたことがわかるが、全国的、また大都市での流行にともない薬種が払底する中で、丸吉皆川家では地域の需要に応じられるだけの在庫を確保できていなかったということでもあった。

薬種の品切れは、仙台城下町から藩領の中奥（現在の宮城県北部）、すなわち藤沢町の周辺にも及んでいた。八月二五日頃、喜平治はこの薬店でも薬種の品切れとなり販売が続けられず、「仲間一統」での融通も出来なくなっているとする。喜平治は再び、後年の者は「はしか」と聞いたなら、流行の様子を見て、仕入れを油断なく行わなければならぬ、と記す。病が流行してから薬の確保を始めたため、必要な量が得られず、必要に応えられないことへの悔恨を、子孫に伝えることを強く意識していたのである。

（2） 広がる麻疹、様々な祈り

この間、麻疹は四〇才あまりの人から小児に至るまで広

がっていたという。まさしく麻疹への免疫を持たない、過去の流行で発症しなかった人々や、流行の後で生まれた世代へと広がっていったのである。八月二日過ぎ、ついに丸吉皆川家でも三人が病みはじめたという。このことを記した八月二五日頃の記事では、にわかには近辺の町場で麻疹が大流行してきたとも記す。それは「金時風（邪）」という「噂の赤顔に成る風（邪）」で、大いに「悪性」だとしており、人々は「流行餅」をついて、平癒を願っていたという。

八月二八日、はしかは村々にまで流行し、町方では七分通りが発症するまでになっていたという。喜平治は、今回の流行は軽くは済まず、人々は強く病み、病人が「七拾八才、六拾才以上の老人」へと及んだと記している。また、麻疹の流行は「日本国中」のみならず、「中華」、「朝セン（朝鮮）」、「琉玖」^(琉球)さらには「其外異国共」に流行しているという風聞も伝わっていた。近隣諸国の動向については今のところは不明といわざるを得ないが、異国での流行を持ち出すほどの大流行であったという認識を示すものではあるのだろう。

ところで、八月二〇日頃の記事には、藤沢町では「石橋などを潜れば、軽く病む」として、「八幡前二江橋」（八坂神社

か）の下を潜ることが大いに流行する一方、様々なまじないも行われていたとある。

仙台藩における麻疹流行下での石橋潜りについては、仙台藩士の猪狩又十郎の日記⁽⁴⁾に、仙台北下の五橋（仙台市青葉区）近くにあった姥神社の石橋を潜れば麻疹が軽く済むとして、七月二日の夕方から老若男女の群衆が数多く訪れていた。その結果、神社は賽銭で、また近隣の修験院であった東光院の門前商人は買物客で潤っていたという。

このような行動は、現代から見れば感染力の強い麻疹ウイルスをさらに広める結果になったともいえる。しかし、これらの事例は、麻疹をのがれるため、なにかにすぎらうとする群集心理が現れたものだといえるし、経済的な利益を受ける人びともいたのである。このような風習が仙台藩領内でのどの程度広がっていたのか、さらに掘り起こしていく必要がある。なお水戸藩領の事例では、寺社への裸参りやにわか祭が民間で流行していたという⁽⁶⁾。仙台藩領とは異なる群衆の行動であり、流行病としての麻疹の伝播とともに、このような風習の分布や伝播のあり方について、列島規模で掘り起こしていくことも課題である。

八月末、喜平治は仙台藩による麻疹への対応について記しているが、「御上」から村々に対して、祈祷により村中の安全を祈願するよう指示が出されていたとする。藩も各村ごとの神仏をいわば動員するような形で、平穩を取り戻そうとしていたのである。村々ではこれを受けて祈祷が行われる一方、各家ごとの祈祷、さらにはまじないや、石橋潜りも各所に広がっていったという。

3 必死の対応——八月末から閏八月

(1) 藩による医師の派遣と病人の禁忌

八月末に喜平治が記した仙台藩による対応のもう一つが、難義に及んだ場合には御医師を村に下して薬用させるということであった。当時においては高水準の治療を提供できたと考えられる藩医たちを地域に派遣し、治療に当たらせようとしていたのである。

また、藤沢町にも麻疹の病人が禁忌すべき事についての情報が伝わっていた。喜平治は「喰事」に「禁物」が多いため、麻疹を煩っているものは食べるものがないほどである、

と記している。これらの禁忌については、いわゆる「はしか絵」を通じて広められたもので、酒や魚、種々の野菜、果物、蕎麦、さらには入浴や月代、房事、音曲といった生活面に及ぶものであった。一見荒唐無稽だが、当時の医療知識をわかりやすく伝えるとともに、周期的な流行を需要に乗じて騒動を人為的に引き起こそうとする側面もあったとされる。⁽⁷⁾喜平治はその情報を「合薬帳」に記録している。麻疹を回避するために参考となる情報として、強い関心を持っていたということでもあろう。

(2) 薬がない！——薬種確保の苦難

この間も、薬種の不足が続いていた。丸吉家では岩谷堂（岩手県奥州市）や若柳など藩領の「奥方」に位置する地域へ人を遣わして在庫を求めていた。しかし、柴胡、黄芩、連翹、麦門冬、そのほか葛根、升麻、半夏、茯苓、白朮、防風、桔梗、白朮、前後智母といった薬種はどこでも品切れになっていたという。そこで喜平治は近隣の村方に依頼して、桔梗や防風、葛根、升麻を掘り起こさせ、確保しようとしていた。八月二九日には石越（宮城県登米市）へ人をつかわ

し、押し頼み込んで、黄芩を掘らせている。薬種とするには若い根であっても確保させ、二・三日滞留して四貫目（約一五kg）確保したという。

それでも、薬種は足りなかった。そこで喜平治は、藤沢町近辺の「ものずきの者」が家の庭に植えていたというボウフウを無心して買い取り、根を掘り出させていたという。本来、薬に用いるのは筆防風（イブキボウフウの根）だが、藤沢周辺の庭ではハマボウフウであったという。それでも構わずに掘り出させていた。また藤沢あたりの者は和薬を掘り出す経験が無く、掘るのを好まず働かないので、近隣の大籠村や津谷川村（いずれも岩手県一関市）など所々へ注文していたという。ハマボウフウの植え付けが普及していた事情は不明であるが、「ものずき」な人びとや、その根の掘り出しに従事した周辺の村人にとっては、思わぬ収入の機会ともなったのである。

喜平治による懸命の集荷は、もちろん薬種への需要が高まる中で、自家の利益を確保しようとするでもあっただろう。しかしそれ以上に、猖獗するはしかに対して、なんとか薬種を確保して、地域の人びとの命を守ろうとする社会的な

活動としての側面もあったと考えられる。

（3）医師の献身、薬種の確保

閏八月初旬、藤沢町では「ハシカは大流行」という状況にあった。家毎に病人が出ている一方、全体としては「四分」にも満たないこと、煩いが重い者でも体の痛みはなかったという。一方で村方では、まれに六〇才以上の者が煩っているとの話があること、「つかひ（召使いの意味か）」にうつつて、飯炊きに迷惑していたとする。

その後、流行は藤沢町から周辺の村々に移っていったらしい。閏八月一五日頃、藤沢町の町場では「あらあら一統位」ほどに麻疹に感染する一方、村方は「（流行の）最中」であったという。一方で病死する者は町方にはおらず、在方でも二人だけだったとする。医師たちはみな寸暇もなく、昼夜にわたって各地を駆け回っていた。在方では薬を飲まず、医師にかかれぬ者たちが多く病んでいたという。しかし、藤沢近辺ではほかの村々よりも「並方よろしい」ため、他所からの評判がよいという風聞も記している。とはいえ、食事の禁忌を我慢できなかった者たちは病状が重くなったとして

「我誇」を戒めている。他村では食事で「即死」する者もあつたとする。

このころの藤沢町では、いわゆる集団免疫を達成した状態にあつたともみられるが、喜平治は大量死を出すに至らなかった要因として、医師たちの献身があつたと認識していた。この医師たちは上述したように藩から派遣されたのか、在村医なのかはわからないが、いずれにせよ藤沢町のみならず在地でも医師の治療を受けることが出来ていたことがうかがえる。見方を変えれば、自らの確保している薬種を用いて医師が施す治療に対する、喜平治の信頼感を示しているというところかもしれない。

一方で、当時のメディアを通じて流布していたとされる食物の禁忌が、病状の悪化を防ぐのに効果があつたと見なされていることも興味深い。情報の当否はもちろん、病人本人の心構えが重要だという認識を持っていたのである。

医師の治療をささえる薬種の確保については、「薬屋仲間」でも品切れが多く、確保のための競争が続いていたというが、閏八月の中頃には「所々」で薬種となる植物の掘り出しが進み、新物なら「四、五分通」確保できるようになつてい

たという。喜平治が「ものずきの家」に薬種を求めたような対応も含めて、仙台藩領内での確保が進んだのであろう。しかし、長崎経由での「唐人薬」は輸入の遅れで品薄が続いていた。また、この時期は、後述するような天候不順で薬種の天日干しが出来ず、「火干」をしていたという。病人たちは八日から十日間薬を用いて休んでいたと言いが、これは現代医学で明らかになっている発症期間とほぼ一致していた。その間に薬を与え続けられるほどには、薬種を確保できていたということだろう。

4 広がる流行とその結果——閏八月末〜九月

(1) 麻疹流行からの「金時風」

一方で、村々での流行は深刻化していった。喜平治は閏八月二三日の記事に、日々「晴、曇り」を記す必要のないほどに雨が降り続き、実入りの作物や煙草の収穫作業が出来ずにいる中で、「はしか煩い」によつて働ける人もいなくなつていと記す。在々や「沢辺」の村々五人の家内には三、四人、一〇人なら七、八人と病んでしまい、稲刈りや麦蒔きを

する様子もない。手の回る者が、不天気でも稲刈りをし、粟や小豆などを取り集めている。「手間取人」もいないとする。九月六日頃の記事では、すでに八月初旬から「手間取人」が来なくなっていたともある。日誌には盛岡藩領（「南部」）からの季節労働者が農業や養蚕の繁忙期に藤沢周辺で働いており、その手間賃の変動についてたびたび記録されている。麻疹の流行が仙台領から盛岡領にまで広がっていたか、あるいは仙台での流行を恐れて人が来なくなっていたか、あるいはその両方の可能性があるだろう。人員の集約が必須であった農作業の場面に、麻疹の流行が直撃していたのであった

在村での麻疹の治療については、薬を用いず病む者が多く、色々難義の事であるとする。丸吉家では薬も思いのほか売れなかったというが、藩の御医師方も廻村にくたびれてしまい、手に廻りかねる状況になっていた。そのため、村方では自然と薬も医者も用いず病む者が多くなっていったという。治療に当たる医師たちも体力の限界に直面し、村方で現場で治療が行き届かなくなっていたのである。

九月六日頃、「在々」での麻疹はさらに「強く」なり、所々で病死するものがあつた。一方で、藤沢町では麻疹の後

に痢病をわずらう者たちが増え、病死するものも出ていたという。これについては、「弐、三年前」に江戸で大流行した「コロリ病」（安政五年・一八五八の流行を指すか）の「先達」であり、若柳町では一日あたり一六人も人が死亡するほどであったと記している。

「金時風」については喜平治は先に「顔が赤くなる」との観察を記されていたが、坂田金時のような丈夫な者でもすぐに亡くなることから名付けられたもので、文久二年については麻疹とコレラが同時に流行したとの指摘もある⁽⁸⁾。仙台藩でも同様の状況だったかとも考えられるが、痢病を発する流行病・感染症は他にもあるため、さらなる検討が必要ではある。いずれにせよ、麻疹にかかって体力が低下した人びとが多かったことで、さらに別の病気も流行したということは確実であろう。

九月中旬には、御医師の行き届かないところ、また「鹿末^(ぞまつ)なる身持」のものたちで、食事の禁忌を守らないという者たちが「やみ返し」となり、痢病での死者が増えていたという。そのためか、かえって薬が売れなくなつたともしていた。

さらに同じ頃の状況として、喜平治は麻疹流行の中での、藤沢町での商いについて次のように記している。病人が多いため、店見世では小間物や鬢付などはほとんど売れないが、蠟燭や油がよく売れているという。油は病人のために各家で明かりを灯すためであり、蠟燭は藩の御医師の送迎に用いていたという。夜通しの治療が行われていた、ということになるだろうか。飴や安い菓子売れずに「上菓子」が好まれたというのは、病人か御医師のどちらに供されたのであろうか。カボチャを食べる人が減って、「老人の仕合^(※)」になったというのは、前述した食の禁忌に関わるものかとも考えられる。

一方、古手（古着）や太物の売れ行きも悪くなったが、その中でよく売れたものがあつた。「死道□□太物」、すなわち死に装束にもちいる、安価な白い端布（「安白類切」）であった。麻疹で命を落としていた人びとが多かつたという状況を、ここからもうかがうことができる。

（2）死者数の情報と実態、影響

喜平治は、藤沢町での死者は周辺の地域よりも比較的少な

かつたという認識を示していたが、具体的な数字は記していない。一方で、各地での麻疹による死者数に関する風聞を書き留めてもいる。

閏八月中旬には、江戸の死者が一二万人、仙台下町はいまだ「御調」がないもの千人あまりで、一日に「百かた（肩）」も出棺するほどだという。「国方」（仙台藩領）では古川町（宮城県大崎市）や気仙沼（宮城県気仙沼市）で多くの死者が出ていたとしている。

九月七日頃には、「麻疹中より追々病死の者を御調」になつたとの情報を得ていた。江戸表では一〇万人以上、仙台下町では町人が五千何百人、「御家中」（藩士）は一万人あまりとして、「夥しき痛み」であるとの認識を示していた。

喜平治が記していたのは、江戸および仙台下町という大都市、さらには奥州街道沿いの古川や、藤沢と近接した港町である気仙沼といった都市ないし町場の状況であつた。経営での関係の深さもあつて、これらの地域の情報が入りやすかつたということなのだろう。それでは、実際にはどうだったのだろうか。江戸市中では、町名主から幕府への届書きにより、六月から閏八月の間で約一万四〇〇〇人で、推計人口

五〇万人の約四パーセントであった⁹。また、仙台城下町については、一三の寺院の過去帳からは、文久二年の死者の総計は六五二人であったという¹⁰。江戸については実際の数値より一〇倍ほど多い数値が見積もられて流布した可能性がある。あくまで仮定となるが、仙台城下町についても一〇倍であったとすれば、死者は町人が五〇〇人、藩士が一〇〇〇人程度で、過去帳の数値との間に極端な齟齬はなさそうである。仙台城下町の人口については、明治五年（一八七二）に来訪したフランス人宣教師ジョン・マリ・マランによれば約五〇〇〇人で、このうち「商人街」には二二〇八〇人という記載があるので、（旧）藩士は二八九二〇人となる。ここからの推計死亡率は、町人二・四パーセント、武士が三・四パーセントということになる。

藤沢町周辺については、隣村で、江戸時代の宗門人別帳が残る磐井郡大籠村の例が挙げられる（表）。文久二年二月時点の人口が六六一人（男三三八、女三二八）で、麻疹が流行していたとみられる同年八月以降に一四名が死亡している。男性よりも女性が多く、性別を問わず乳幼児の死者が九人と最も多くなっている。死亡の原因がすべて麻疹だとすれば、

（表） 磐井郡大籠村 文久2年
（1863）8月以降の死亡者

年齢	男	女
51～60歳	1	1
41～50歳		1
31～40歳		1
21～30歳		
11～20歳	1	
0～10歳	4	5
（合計）	6	8

（典拠） 文久2年2月「磐井郡
東山大籠村切支丹宗門
人数改帳」（個人蔵・宮
城歴史資料ネットワー
ク収集画像を利用）

大籠村の人口比での死亡率は約二・一パーセントである。江戸の推計値の半分程度、仙台城下町の推計値よりも若干低いといえる。喜平治が藤沢町周辺の状況は他に比べれば程度が軽いとする認識は、妥当なものだといえるのかもしれない。

（3）麻疹の収束、その後

喜平治の記録によれば、九月は日和が続いており、作物の収穫作業が進められ、同月二四日には麻疹のために遅れていたという麦蒔きの作業にもめどが立つ中で、この日の夜には二寸（約六センチ）の積雪となったという。麻疹の流行で労働力が制約される中で、翌年春に収穫される麦の作付けを辛

うじて行うことができた、ということであろう。

明けて文久三年正月月上旬、喜平治は前の年の暮れからこの正月にかけて「麻疹の残り」が所々で見られたとしている。なお、麻疹がくすぶっていたということだろう。とはいえず、以後の日誌からは、麻疹の流行や、それにもなう出来事に関する記事は見られなくなる。社会に大きな影響を及ぼす「災害」としての麻疹流行は収束していったのである。

前述した大籠村の文久三年二月時点での人口は、六四九人（男三三〇、女三一九）。前年からは一二名の減少となっている。一方で、男性は麻疹が原因とみられる死者数以上に人数が減っているのに対し、女性は一名増加している。婚姻や出産によって人口減の影響が吸収されたのかどうか、死亡した乳幼児の世代が生産人口に達する一〇〜一五年後の動向とあった中期的視野からの分析が、今後の課題となるだろう。

一方で、流行病下での経験を共有するような動きも見られた。文久三年三月末、喜平治は仙台藩から出された絵入りの触書を写している。遠田郡とみられる大肝入からの報告として、同郡二郷村（宮城県美里町）の村人や登米伊達家家中の家族が「ころり病」になった際に行われたという治療法であ

る。これは、安永年中（一七七二〜八一）に土佐国（高知県）での大流行後に考案されたというもので、唇からの瀉血と「正気散」という薬の処方を組み合わせたものであった。患者の顔に表れる病状や、施術する部分の図解も含まれている。さらに触出に際しては「御医師」がその内容を検討して、誤記とみられる部分を指摘していたこともわかる。

仙台藩が触れ出した治療法は、水戸藩領で「バイ疫済急法」として普及されたものと同¹²とみられる。仙台藩領ではおそらく民間のネットワークを通じて情報が伝わり、実践されたものが、流行病の収束後に公的な情報として普及されたのであった。仙台藩が、再度の流行病に備えようとする公的な機能を果たしていたのである。

おわりに

最後に、喜平治の記録からうかがえる、文久二年の藤沢町および仙台藩領における麻疹の流行と、それへの対応について、改めてまとめておきたい。

① 七月月上旬に仙台北下町で流行していた麻疹は、同月下

旬には藩領北部に達した。経路は街道および水上交通の両方からであったと見られる。

- ② 七月下旬から八月初旬には磐井郡東山でも流行が始まる。そのため、薬種の不足が生じ始めていた。仙台藩では村々に祈祷を指示するとともに、藩医を各地へ派遣して眼前の病人に対応しようとしていた。村方ではこれらを実施する一方で、神社の石橋潜りや様々な呪法、また食事の禁忌に関する情報を得て麻疹除けを試みていた。

- ③ 八月下旬から閏八月上旬、藤沢町では感染のピークを迎えた。さらに閏八月中旬から下旬にかけて、流行は村方へと移っていった。治療に当たる医師たちは疲労困憊になっていた。一方で日本産・輸入薬種が不足する中で、近隣に生えているハマボウフウなどの代替品を確保する動きも進んだ。治療を受けられた者たちの死者は少なかつたとの認識も見られる。一方で、村方では治療を受けられないなどして死亡するものもあった。秋の農作業は、麻疹への感染と、手間取人の不足に天候不順が重なり、困難になる局面もあった。

- ④ 九月初旬、藤沢町では麻疹と入れ替わって「金時風」と称される痢病が流行した。同月中旬には村方へと移っていった。麻疹で弱った体に触ったものか、死者も出ていた。医師の送迎に用いる蠟燭や、死に装束に用いる白い反物が売れるなどの影響があった。村方では、積雪するぎりぎりのところで麦蒔きや収穫などを終えていた。

- ⑤ 文久二年末から三年正月にかけては小規模の流行があったが、その後は落ち着きを取り戻したと考えられる。仙台藩では、流行病の中で民間社会で実践された治療法を、広域行政機構を通じて広域に普及する形で、その後の流行病に備えようとする意識も見られた。

現代医学の視点から、特に医療的な対応を中心に、これらの活動の「限界」を指摘することはたやすい。しかし歴史学の立場からは、当時置かれた知識や情報環境、心性を前提にして、治療やそれをささえる薬の確保、流行の沈静化を目指した様々な祈りが並行し、また相互に関係していたことを明らかにすることが重要だと考える。本稿が、文久二年の麻疹流行の全容解明、さらには流行の中での人びとについて考え

る手がかりとなれば幸いである。

附論 丸吉皆川家日誌に見る藤沢町・仙台藩における疱瘡と種痘

上記に関連して、「見定め」とされた天然痘（疱瘡）に関する記事について紹介しておきたい。

喜平治の日誌では、麻疹の流行から約半年後、文久三年（一八六三）秋から翌四年の春にかけて、藤沢町とその近村で疱瘡が流行していた。喜平治によれば、二月四日頃は気仙沼では「相応」の状況であり、磐井郡東山の北方で流行していた。さらに、喜平治の家族や子守のもの、本家の子供ら五人が感染し、喜平治みずから看病に当たった状況であったという。感染した者のうち、子供一人が命を落としていた。

その後、慶応二年（一八六六）四月上旬の記事では、種痘をめぐる混乱について記されている。仙台城下町の近辺で疱瘡が流行しているが、以前に「植付」（種痘）が流行したさいにそれを受けた人々に「本瘡」が流行して病み返した者が多く、二〇〇〇人も病死したという。そのため「御向方」の

取り調べにより「植付疱瘡」は後々も差し止めになる。過去にも上方で「植付」が流行したが、「大やみ返し」になったので、「高医の方々」から差し止めとなったと聞いており、追ってこのあたりへも触書が廻ってくるだろう。というものである。喜平治は、「近年」は藤沢町や周辺でも種痘が流行していたとも記していた。

仙台藩においては、嘉永三年（一八五〇）四月に仙台藩医によって牛痘が持ち込まれたが、文久元年（一八六一）の流行を契機に、名取郡大肝入の小倉三五郎が普及に尽力していた。¹³ 小倉は仙台城下町の南端に位置する河原町と隣接する五軒茶屋（仙台市若林区）に種痘所を設け、伝習も行っていたが、文久二年麻疹流行の影響で一旦途絶するも、慶応元年（一八六五）には領内四二名の大肝入の所轄から医師を一名ずつ差し出させ、河原町にて種痘術を伝習させようとしたが、実際に講習を受けたものは数名にとどまっていたという。

喜平治の記事からは、慶応二年には仙台藩領で種痘が活発に行われ、多くの人びとが積極的に受け入れていたことがうかがえる。疱瘡の流行と種痘との関係は不明と言わざるを得ないが、幅広く普及したことが、種痘と称した不適切な医療

行為を横行させたり、種痘そのものに原因を求めるよう風説を受け入れやすくする情報環境を生み出していたということになるのだろうか。仙台藩の対応については、種痘を否定するというよりは、領民を保護するため、一旦すべての種痘を禁止したものと考えておきたい。

明治四年（一八七二）三月上旬の記事では、「疱瘡の種」が「御上」より「御医師」に渡され、藤沢町ではこれを受けて子供たちへの種痘が流行していたとある。この時期の藤沢町は明治政府が設置した胆沢県の管轄下にあつたが、公的に品質が担保された種痘を、明治政府が設置した県の公的な立場として位置づけられた医師たちを通じて接種できる環境が整えられていたことがわかる。藤沢町の人びとは、子供の「見定め」を防ぐため利用していたのであつた。そのことは、幕末の仙台藩領で整えられた種痘をめぐる社会環境を前提としてのことだったといえるのかもしれない。

注

(1) 麻疹についての叙述は、鈴木則子『江戸の流行り病 麻疹騒動はなぜ起こったのか』（吉川弘文館 二〇一二年）による。

- (2) 中山哲夫「麻疹ワクチン」『ウイルス』五九―二二〇〇九年 http://jsw.unin.jp/journal/v59-2pdf/virus59-2_257-266.pdf
- (3) 添田仁「水戸藩の流行り病―文久二年（一八六二）の麻疹とコレラを中心に―」『常陸大宮市史研究』四、二〇一二年。
- (4) 『宮城県史筆写資料』五六 宮城県公文書館所蔵。
- (5) この神社は一九六〇年代の道路拡幅にともない、現在は陸奥国分寺（仙台市若林区）の敷地内に移転している。
- (6) 前掲注（3）添田論文。
- (7) 前掲注（1）鈴木著書。
- (8) 前掲注（3）添田論文。
- (9) 前掲注（1）鈴木著書。
- (10) 青木大輔「疫病志」『宮城県史』二二（宮城県史刊行会 一九六二年）。
- (11) マランの紀行文については、佐藤直助「西洋人の見た明治初年の仙台と松島」『仙台郷土研究』第六卷十二号、仙台郷土研究 一九三六年を参照した。
- (12) 前掲注（3）添田論文の写真2として引用されているもの。同論文では配布された年代を不詳としているが、本稿の事例からは、文久二年麻疹に際してとも考えられる。
- (13) 仙台藩の種痘をめぐる記述は、『仙台市史』（旧版）四 別編二（仙台市役所 一九五一年）による。

皆川喜平治が見つめた戊辰戦争——情報・風聞と意識

佐藤 大介

はじめに

ここでは、皆川喜平治の記した「日誌」から、戊辰戦争に関する記事を取り上げ、それらの情報がどのように丸吉皆川家や藤沢町へもたらされていたか、それらのことを喜平治や藤沢町の人々がどのように認識していたかを見てゆく。

戊辰戦争は、慶応四年（一八六八）正月三日に京都南の鳥羽・伏見で戦争が勃発し、翌年五月一八日に箱館戦争が終結するまでのほぼ一年半に及んだ内戦である。一般にもよく知られた出来事であるにもかかわらず、戦争をめぐる諸相や、戦争が個人や社会に与えた影響については、意外にも明らかにされていないことが多い^①。一方で、近年では戊辰戦争の中での奥羽や蝦夷地の人びとがどのような影響を受けた

のかを明らかにしつつ、そこから戊辰戦争の歴史的意義そのものを問い直す研究も行われている^②。

皆川喜平治が記した「日誌」は、前述した通り合計で約三六万五〇〇〇文字に及ぶ。その中でもっとも記載量の多い年は、戊辰戦争が起こった慶応四年・明治元年（一八六八）で、約六〇〇〇〇字である。次に記載量が多い文久四年・元治元年（一八六四）の約三万一〇〇〇〇字の約二倍である。これ自体が、戊辰戦争の期間、いかに多くの情報がやりとりされたのかを物語っている。

喜平治は、このとき七三歳。病床にありながら、丸吉皆川家や藤沢町にもたらされる情報を、直接・間接に手に入れ、自らの記録に記し、さらに論評も加えていた。もちろん、それらの情報は真偽入り交じったものであり、記載されている事項については同時代の他の記録との比較によって史実を確

定していく必要がある。しかし視点を変えれば、喜平治の記していたのは、情報の真偽とは別に、当時の丸吉皆川家や藤沢町の人々がどんな情報に接していたかという、いわば当時の仙台藩における情報空間の一部であった。江戸時代後期以降に身分を超えて行われた政治・社会情報の交換と、そこで形成された「輿論（世論）」が幕末の政局を規定していたとの指摘^③を踏まえ、喜平治が記した各種の記事から仙台藩領での世論の構造を明らかにしていくことが重要な課題だといえる。本稿では、そのことも意識しつつ、鳥羽伏見の戦いから、戊辰戦争後の処分に至る時期の主要な記事について検討していきたい。

1 戦雲が迫る

(1) 京都政変の情報

慶応三年（一八六七）一月二日頃、喜平治のもとに仙台城下町から一通の手紙が届いた。国分玄蕃からのもので、喜平治はそのなかから京都情勢を日誌に写し取っている。「先生」としているので、医師、あるいは学者であろうか。

内容は、土州侯（山内容堂か）から「王政復古の大雑論」を幕府に迫り、応じなければ「倒幕の趣向」だということ。幕府は孤立しており、紀州侯のみが尽力。薩摩・長州が伯州（鳥取県）大山に迫り、九州あたりも「響応」しているという。これらは京都滞在の仙台藩士とみられる後藤正左衛門なるものから届いたというが、国分のもとその後到来した飛脚便では、幕府の兵備が不十分であるとして「將軍職御辞退」となったこと、また「屋形様」、すなわち仙台藩主伊達慶邦が御上京となること、「大樹公」（徳川慶喜）や会津侯（松平容保 京都守護職）はすでに殺害されたとの風聞も記している。

下って一二月二日頃、今度は大坂からの書面が届く。京都の警固に当たっていた島津大隅守（薩摩）など五家の大名が、「二橋將軍」（徳川慶喜）による兵庫港での（外国との）交易許可に反発して上京し、二条城に詰めかけて戦を始めようとしており、市中の老若男女が逃げ去るなど「以ての外」の騒動となったが、「將軍職御返官」によって静まった、というものであった。大政奉還をめぐる京都での政治情勢について、虚実入り交じる形で伝わっていたのである。

一月二〇日頃、藩からの触書として、一〇月一三日に徳川慶喜が提出した大政奉還の上奏文、朝廷から慶喜への政務および外交の委任書が触れ出された。これをうけて、伊達慶邦は早速に上京することも触れ出されていたのである。

藩の領民にとつては、様々な負担が問題となってくる。喜平治は、上記の触書きが続けて、仙台藩勢が京都滞在の奉行・但木土佐からの「御註進」があり次第、一月中旬に仙台を発足すること、大番組三〇〇人で、入料の見積は金二〇万両にも及ぶとの見込みを記している。二月二日頃には、来春の上京に備えて桃生郡では人頭一人あたり大根を五本ずつ差し挙げるよう仰せ付けられていたという。それらは石巻で漬物にして、船で大坂に送るのだとされていた。兵糧の確保が始まっていたとみられる。

一月二六日頃、喜平治は「一ツ橋將軍様」が「御隠居」となつて二条城に蟄居となり「禁中の御政事」となつたとの風聞を書き留めている。同月初めのいわゆる王政復古の情報である。このとき、仙台藩では伊達慶邦の発足に備え、同月二八日にまず三〇〇人を、翌正月早々には五〇〇人を船で上京させること、都合三〇〇〇人を選抜して寒風沢（宮城県塩

竈市）から出立させる、との情報も記す。続けて、慶邦自身は「蒸気船公儀御船」を江戸にて金一万両で求め、それに乗つて正月五日に出立し、海路で大坂に向かうとされていた。軍勢は一万人で、陸路では入用がかかるためその七割方は海路で向かうともしている。この蒸気船については、幕府軍艦奉行だった勝海舟の仲介で、約九万五〇〇〇両で購入したアメリカ船「宮城丸」だと考えられる⁽⁴⁾。購入の交渉は十月からで、実際の購入は慶応四年一月であった。喜平治の周りには、蒸気船の購入も含めた仙台藩の軍事に関する動向を知り得るような情報網があつたことがうかがえる。

一方、軍勢の装束は「異国風」で、鉄砲をもつ様子が「異国随順の体にて不面目」であるとの批判も出ていたという。これにともない仙台城下町では、金一万両の御貸上が命じられ、藩の御用金調達にあつてた十人組や融通組の商人たちが迷惑していた、ともある。仙台藩が慌ただしく出兵の準備を進め、金銭的な負担を求められていく状況となつていたのである。

二月二八日頃、喜平治は「御買入の蒸気船」が到着しなため、慶邦の出立が延期となつたと記す。同時に、京・上

方で合戦が起こったとの一報が入った。一方で「当殿様」の家督を継がせる嗣子が決まっておらず、「戦場では御無用」となるため、早速に嗣子を決めた上で上京するよう指示があったという。仙台にこの早打が到着した後、一門衆以下の家中には大晦日までに仙台に登るよう指示があり、仙台への道中が大混雑となったという。ここでの「当殿様」は伊達慶邦とみられる。慶邦は文久三年（一八六三）に一関藩田村家の当主・通顕、のち伊達茂村を養子に迎えていたが、慶応三年（一八六七）六月に没しており、この時点で茂村に代わる跡継ぎが決まっていなかった。なお、慶応四年三月に宇和島伊達家当主・宗城の子を迎え入れたが、これに先立つ同年一月初旬、一門衆の協議を経て伊達遠江守から養子を迎えることになり、同月一二日に伊達家の手勢三百名が船にて出向えに出たと記していた。喜平治には、伊達藩主家の内情を知り得るような情報が伝わっていたのである。

このとき、京都の情勢についても入手している。將軍は北国（北陸方面）に「御しのび」となったこと、京都守護職の会津様（松平容保）は「西国方の御相手」をしているというものである。実際には、慶喜は慶応四年一月に大坂から海路

で江戸に脱出し、会津藩の軍勢はこの直後に西国の軍勢と交戦することになる。

このような状況の中で、喜平治は仙台の「国方」では御金（御用金）の負担に困っていたが、「此辺」（藤沢町周辺）は「遠奥」であるので合戦などがなくよろしい、と記していた。まだ書面や風聞で知る、遠い出来事ととらえていたのである。

（2）仙台藩の内情に関する風聞

明けて慶応四年（一八六八）正月初旬から、喜平治の許には上方や江戸の動向が次々と入り始めていた。前年一二月二五日に起こった江戸薩摩藩邸の焼き討ちについて、喜平治は生糸の仕入れに来ていた福島商人の油屋伝之助と、翌二六日に江戸を発った飛脚便から情報を得ている。続く一月四日夜、仙台城下町からの早飛脚が藤沢に到着した。江戸を一日に出発し、一三日夜に仙台を発って藤沢町に到着したもので、喜平治はまさに早飛脚だと驚いている。もたらされたのは、正月二日に伏見から始まったという京都・大坂での「大騒動」や「合戦」、すなわち鳥羽・伏見の戦いに関する情

報であった。飛脚は油屋の配下で、丸吉皆川家に滞在して生糸の買付に当たっていた（菱沼屋）伝作に宛てたとみられ、情勢の変化を受けて清水川（宮城県南三陸町）や気仙郡での仕入れを中止する旨の指示であった。喜平治にとって、まずは取引への影響として戦乱が意識されることとなった。

これ以後、喜平治の許には、上方での動静に関する情報が、早飛脚などで次々と入ってきた。その中で、「御屋形様」以下、仙台藩の武士たちの動向を注視していたとみられる。

一月半ば、鳥羽・伏見の戦いを伝える飛脚の到来を記した直後、喜平治は「御手前様」から江戸や京都に登っていた人々（伊達家家臣たち）が、それぞれの騒動に際して逃げたり隠れたりしたという「世上の噂」で、仙台の評判がよくなかったとしている。一方で「御前」（伊達慶邦）へ「御陣言」を申しあげても聞き入れられないため、役々の衆が困惑し、「京都の御受」や「西国方の都合よろしからず」と申しいたという。一方で、「西国方の含み」では、南部（盛岡藩）と仙台はともに「関東將軍家」に与するとの見込みであり、「異国風」の軍装や鉄砲を支度し、人数を心がけるよう指示されていることも理由だとされていた。

これとともに、会津から仙台北城下町へ「御加勢」を依頼する使者が参上したため、伊達家の家中で吟味しているとの情報も得ている。ここでは、奉行衆が徳川家になじむ一方、一門衆は会津への加勢には及ばないとして、どうするか決まらなかったという。「屋形様」や奉行衆が会津になじむために「思召違」いになっているとの人々の噂もあったという。同時に、京都の但木土佐、江戸の坂英力の両奉行が騒動後に行方不明になっているとの風聞と、「諸人より秀でたる御奉行」が出てこなければ収まらず、一門衆も「御若愚」の者が多く、「勝れたる人」は御役に出てこないとしていた。

幕末の政治情勢の中で、大藩の当主として伊達慶邦が取った政治的選択については、近年は単なる佐幕や日和見ではなく、朝廷と幕府との間で忠誠と信義を尽くそうとし、苦慮をした結果、中央政府から身を引いたとの評価もある。喜平治が記したのは、幕府と朝廷側に付いた諸藩との間で現実⁵に戦争が起こってもなお帰属に迷う藩主の意向、会津への支援をめぐる奉行衆と一門衆との対立で藩論を統一できないといった風聞に基づき、要職にあって藩の進退を決することの出来るような人材の不足を嘆く人々の世論であった。

(3) 「錦の御旗」の情報

一月二〇日頃、王政復古を伝える「京巻」や江戸薩摩藩邸の焼き討ち、鳥羽・伏見の戦いを伝える早飛脚の情報に続き、仙台藩では屋形様の上京が、伊達家一門衆の不同意によって取りやめとなったこと、再び会津から「御加勢」と兵糧米三万石を求める使者が到来したとも記していた。

一月二七日頃、喜平治のもとには新政府軍が播州、紀州、近江から東海道へと進軍していくこととともに、長州家が朝廷の「守護職」となり、將軍家は「天子へ朝敵」となったと書付が届いたという。また仙台城下町の国分氏からは、徳川家が「朝敵」となる「詔勅」があり、仁和寺宮とともに「日月の錦の御幡」をひるがえして、同家を追討する事になったとの一報も受け取っていたのである。

一月二九日、喜平治は徳川家が「大敗軍」して江戸に下着したとの風聞を受け、会津からの使者は「涙を流」して帰国したという。出羽上山藩からは二〇〇人の加勢を求める使者が来訪し、三番組に仰せ付けられるところだったが中止になったともある。

仙台藩が旧幕府方の奥羽諸藩に与しかけていたとも取れる

風聞に対し、喜平治は「徳川公」が「朝敵」となり、「官軍」が御発向されるにおよんでは、「御手前様」が徳川家へ御加勢するなどあり得ない、どんな御評議をしたのかは知らないが、と記していた。このような批判的な認識から、喜平治が「官軍」に正当性があると認めていたことがわかる。仙台藩がその一員となることで、生糸取引の混乱といった自家の経営への影響や、日々情報として伝わってくる西国での合戦のような状況を、自分の暮らす地域では回避できると考えていたのである。

(4) 仙台藩は「御旗頭」

二月一〇日前後、喜平治の元には所々から「上方巻」が届いて、すべて書き写すのが難しいほどだったという。その中で、京都から奥羽と出羽の大名のみで「征伐」するようにとの「勅命」が仙台に届き、会津は仙台一手で征伐するようにとの仰せであること、また上方勢が追々仙台に下向するとの情報を記していた。その一方で、江戸からの書状では、將軍家が「異国人」を薩摩、長州、土佐に下してそれぞれで合戦をさせようとしていること、仙台へは日光の警固を依頼した

との情報があったことも記される。後者は風説であろうが、仙台藩が將軍家に従う有力な存在であるとの認識を背景にしていたとも考えられよう。

下って二月二十七日頃、喜平治は奥羽の一八の大名が仙台に使者をかわしており、その出入で仙台北下町が混雑していたとする。会津征伐に際しては仙台が「御旗頭」であるので、諸事「随順」したいということだろうが、わからないとしていた。仙台藩では、「大條様」（大條孫三郎）の帰国を待っている様子だともしている。一方で、会津からは、「上方戦」にて一万人を失い、仙台の相手にはならないので「御降参」して、領地の半分を差し上げても相統したいと、二、三回の使者をかわしてきた。さらに「一ツ橋將軍様」からも使者が来るため、屋形様や一統が迷惑している。京都から「（錦の）御簾」と大條孫三郎様が下れば、様子次第では「和談」になるだろうと記事を結んでいた。この時期に会津藩や徳川慶喜が仙台藩に行った働きかけが、風聞として喜平治のもとに伝わっていたのである。

江戸時代後期、仙台藩伊達家と奥州藤原氏や鎮守府將軍を結びつける言説も踏まえ、仙台藩が有事には奥羽の諸大名を

指揮する大藩の立場にあるといった内外の認識が存在していたという。⁷⁾ 仙台領の庶民の一人であった喜平治もそのような意識を共有しており、諸藩の使者来訪と結びつけていたことがうかがえる。その一方で、それは「官軍」の中での役割であり、「旗頭」の力で、会津や徳川と戦わずして世の中が平穩になると期待していたのであった。

2 「三百年來の乱」始まる

(1) 鎮撫總督、仙台へ

九条道孝を總督とする、奥羽鎮撫總督軍が仙台北下に来訪し、藩校の養賢堂に駐屯したのは、慶応四年三月二三日のことである。⁸⁾ この時期の日誌原本は破損や落丁があるが、軍勢の宿所に「本陣」の看板が掲げられ、台原（仙台市青葉区）での訓練を見学していたとある。会津への先陣として伊達筑前（水沢伊達家）と大條（孫三郎）の軍勢二〇〇〇人の「花々敷」装束が、總督軍に礼賛されていたともいう。

一方で、この関には仙台藩領での動員も進んでいた。山立漁師の動員、山伏衆への兵法稽古の申し付け、村方へは「軍

場」で荷物を運ぶ人数の割付が命じられていた。このような状況で、人々の中では「軍咄」が絶えなくなり、子供たちにもまで及んでいたという。喜平治は、矢元の町（矢本 宮城県東松島市）で、手習いの子供たちが「会津」と「仙台」に分かれてそれぞれ「陣屋」を建てて「小供の軍法」をするうちに、陣屋に火を掛けたために大騒ぎになったと記していた。四月七日、伊達慶邦（「屋形様」）の御出陣に合わせて郡村一統で朝の精進を行い、神社で勝利を祈願するよう仰せ出された。藤沢町では、供奉する奥山家の家中の者たちが藤沢町の竹駒神社で夜籠もりをおこなったという。仙台藩領のあらゆる立場の人々が、様々な形で戦争に動員され、また雰囲気の中で過ごしていたのである。

喜平治もまた、戦争への恐れを抱いていた。四月八日頃の情報の後にこのように記している。いくさのことは「絵本」でだけ見ていた。ところが近年は西国から上方、そして奥州で始まる。この節、先陣が伊達桑折（福島県桑折町）まで出て、合戦になったと申し来たった。恐ろしいことになった。だんだん「三百年來の乱」となっている。

喜平治にとっては「物語の中の出来事」だった戦乱が、目

の前に迫っていた。三百年続いた平和な世が終わることに、強い不安を抱いていたのである。

（2）ひるがえる錦旗と「長州の家人」

鎮撫総督軍の命を受け、仙台藩勢は四月一日に岩沼に出兵した。喜平治の日記には、一部原本を欠くが、その時の状況に関する伝聞が記されている。総勢一万七〇〇〇人ほどの「御同勢」が出兵したとある。翌一二日には、九条様（九条道孝）ら三名が戦場へ出向いたとあり、「錦の御旗」が「日の丸」で、金銀にて縫い付けられているとある。それが日光を受けて光り輝き「誠に尊とき御簾」であったという。右の二日間における「御発駕」の「御行粧」は皆の目を驚かせ、見事な拝見物であった。一体の惣人数はおよそ七万人だった、という。喜平治が合戦に恐怖する一方で、三百年來なかつた大人数の軍勢、さらには錦の御旗を直接見聞した仙台藩の人々が、気分を高揚させていたこともわかる。

少し後のことになるが、喜平治は閏四月一〇日頃に、この軍勢に付き添っていた「長州の家人」の評判を書き留めている。その者は「白学多才」の賢人で、諸事を指図し、御手前

(仙台藩)の御陣方へもいろいろと添心されている。よく万事をとりはかる「仁物」で、実事がよろしい人だと諸人が噂し、九条様も結構な御方だと申している。仙台の御吟味も諸事を任せて拒むこともない、というものである。「長州の家人」とは、参謀の世良修蔵のことであろう。同時代の記録である丸吉皆川家の日誌に、仙台や奥羽諸藩を見下していたといった、一般に流布している世良へのイメージとは異なり、世良の能力や人柄を高く評価する風評が記録されていることには注意を払っておきたい。

(3) 「異国風」への違和感

四月十九日、土湯口(福島県福島市)で仙台藩と会津藩の軍勢が衝突した。その第一報が喜平治の元にもたらされたのは四月二十九日頃のことであった。「会津征伐」はついに和談とはならず、ついに和談とはならず、「御人数」を繰り出し、四月一九日午の刻(午前一時〜午後一時頃)から未の刻(午後二時〜三時)まで戦になったというものである。藤沢にはこの戦争の「絵図面」と、「御行列御人数の押出の絵図面」、「御名付」(名簿)が届き、喜平治は写し取っていた。

戦場はいよいよ東国へと移ってくる段階となり、喜平治のものには、各地での戦闘や朝廷・諸侯の動静に関する風聞が逐一入ってくるようになる。情報源は明記されていないことが多いが、藤沢から動員されたとみられる百姓衆や獵師たちが戻ってきて伝える、ということもあつたらしい。

戊辰戦争が、ライフルや軍服など近代的な装備をもつ軍隊同士で戦われたことが知られる。喜平治は、前記の合戦の情報が入る直前の四月二四日頃に、次のような趣旨の記事を記していた。近年の「軍装束」は、古と違ってよろいかぶとは用いず、陳笠に縫い詰め、鉄砲だという。着込には「クサリ」を入れ、またはから金(唐金)や銭を縫い付け、「中形」などのごとく真綿を入れる。上(着)は羽二重で仕立てて、上着には半切を着用。陣羽折は様々で、仙台の印として「黒の五分という唐切」を周りに付けた月の印を付ける。これらの品々が仙台下町では店々で売り切れとなったので、ほかから買い集める、といったことである。これに続けて、弓と鎗は「不足」で、先手の衆の多くは「刃付きの鉄砲」(銃剣)を持っていった。「御士ひ方」の多くは(馬上ではなく)「歩」で、「手鎗」をもって出陣した、ともある。仙台藩の軍勢も、

西洋式の統一された軍装や装備がある程度準備されていたことがわかる。その一方、「先手」が銃剣で「士」は鎧だったという記述は、銃器（ライフル）の不足か、あるいは西洋式の兵制で、馬上から徒歩での行軍になった大番士たちの不満が表れたものなのだろうか。

これに加えて喜平治は、仙台藩が去年「異国船」二艘を一〇万両で買い入れ用いており、それも含めて「別して御金入」だと記す。仙台藩が買い入れた蒸気船の名称や隻数については諸説あるが、隻数の手がかりとなる記事であろう。さらに喜平治は、去年から当年に「山の如」き戦費となっているが、四月末に異国人四・五人が仙台に来て、「御上」に対して四万両の御用金を自分たちに渡せば一〇万両を用立てると提案してきたが断った、との風聞を記している、裏付けが必要な内容であるが、少なくとも喜平治や仙台藩領の人々の間で、仙台藩の戦争に「異国人」が深く関わっているという情報が共有されていたことは確実である。

喜平治は、閏四月一〇日頃、「会津の陣中」から帰還したという者から、「会津の城」を仙台藩が遠巻きに包囲しているとの情報を得ていた。その仙台藩勢で「古風の支度」をし

ているのは、松山（宮城県大崎市）の領主であった茂庭家ほか一人で、「日本風の御装束」が逆によりしく見えたと聞いている。

現実の戦争は、喜平治が読んでいた「絵本」や「三百年前」とは異なり、「異国風」の者たちの戦いであった。そのことに対し、戦争に関わる当事者であるさむらいや、それを伝え聞く人々、それぞれの立場で生まれていたのである。

（4）「謀計」の風説

奥羽諸藩の軍勢による会津攻めの情報は、その後も次々ともたらされていた。その中で喜平治は、閏四月半ば頃の風聞として、「色々様々の噂」があるが、存外の長陣となるなかで、米沢上杉様が「和□（談カ）」取り扱っているという風聞を書き留めている。

続けて閏四月二三日ごろには、喜平治は仙台藩による「会津御征伐」がいよいよ「惣責」（総攻撃）となるべきところ、どういうわけなのか段々引き取りとなったと記す。二五日には、仙台藩に従軍していた藤沢出身の医師・屋須弘平が帰郷し、「会津御陣」は「御扣」になったことの子細を聞き取っ

たという。続けて、これまで「江戸御領地」だった伊達及び信夫郡一九万石が京都に接収されて仙台の預り地となり、鎮撫総督だった九条氏の指示で「年貢半高上納」を通達し、同郡の百姓たちが「祝ひ居」ったところ、「伊達郡の代官」から九条に大金が献上され、以前の通り代官に命じるようお願いしたため許可した。これに、同地の百姓たちが不服として一揆を起こしたとしている。これに屋形様（伊達慶邦）が立腹し、また他の三将（九条、沢、世良）にもよろしからぬ事があつたとして、京に達して三名を追い払った。仙台の養賢堂に入ろうとする九条に、屋形様は軍評定があるとして立入をゆるさず、九条は岩沼に戻った、というものである。

この時期、仙台藩や米沢藩では会津の処遇をめぐって新政府への周旋を行うも容れられず、閏四月一日には白石（宮城県白石市）にて奥羽の諸侯が会談し、いわゆる奥羽列藩同盟の結成へと向かってゆく。米沢藩の周旋や、鎮撫総督が追放されるのは事実ではあったが、喜平治が記していたのは、そのような政治状況を背景にした風説であつたのだろうか。

五月に入り、喜平治はこの件に関する様々な風説を書き留めている。

① 五月一五日頃。軍は「薩長衆」が京都で「謀計」をはたらかせ、仙台を奪い取ろうとして、重役の但木公（土佐 奉行）・三好（監物 元奉行）公を語らい、九条様らを仙台に下向させた。それを、京都から帰ってきた御曹司様（伊達宗敦）と大條（孫三郎）様が、京都の「謀計」を見抜き、会津攻めを拒んですぐに撤兵した。そうであれば「御重役方」の「反謀」であり、実事は分からない噂である。

② 五月二〇日頃、加賀藩が京都から御用金二〇〇万両を要求されたが支払えず「京都守護」のため上京した。これは「薩長之吟味」による。この年にいたり長州様より薩州様が「何かと威張」って「色々謀計」をしている。徳川家の「根を断ち、根をからし」、後に「大將軍」になろうという「下地」か。八戸様が薩州より入られる方（南部信順／島津重豪の子）で、「大南部様」（盛岡藩）に御談合し、「仙府の透」^{すま}をうかがっている由。一関では磐井川の長橋を撤去し、川下でくいとめる用意をしている。

③ 五月二六日頃。このたびの会津攻めに御当方様（伊達

慶邦)が「御疑心」をもった。御嗣子様(伊達宗敦)

が下着し、九条が実は「こしらえ物」ではないかとなり、(伊達家の縁戚でもある)近衛様からも「御添心、御内意」もあった。幸い、米沢公上杉様と白石にて対面して「諸事」を話し合った。五月十六日に両所様(伊達、上杉)が岩沼陣にて九条に面会して詰問したところ、実は「九条(の)三男」であること、このたびの会津征伐は、薩州、長州、筑州などが「朝帝を拵」え、「勅命」として自分たちを下したと「実事」を打ち明けた。よって(会津)御征伐を止め引き返した。敵は味方、味方が敵となる。関東近国より西方は敵で、「東方」は味方であるが、「南部」(盛岡藩、八戸藩)だけは油断ならないという。

④ 六月二日頃、屋形様と上杉様は九条様から実事を知らされ、直々に薩長の「謀上」瀬良(世良)修蔵と云う者が白河(福島県白河市)にいたのを、八丁目駅(福島県福島市)より御小人を二人廻して捕らえ、詮議の上切らせた。修蔵の持ち物には「征伐の巻」ほか「謀計・偽の事」、「御国方の諸士連判一味の□名前書」が

委細にあった。

世良修蔵の捕縛された場所が事実と異なるなど、伝聞には多くの推測や誤りが含まれていると見られ、なお詳細を検討する必要がある。ただし、仙台藩が米沢藩とともに奥羽諸侯の中心として新政府軍に対峙していくこと、その過程で鎮撫総督参謀であった長州藩士の世良修蔵を殺害し、総督たちを追放したという大筋は、実際の出来事にほぼ即していた。京都側の諸勢力は「謀計」を行っており、仙台藩や奥羽諸藩が対峙していくことは正当性のあることとして理解されていたのである。

3 「御屋形様」と「今上皇孫」

(1) 「屋形様」の御威光

仙台藩や奥羽諸侯に対する「謀計」を記したのと同じ六月二日頃の記事として、喜平治は仙台藩と奥羽諸藩、徳川家との連携に関する次のような伝聞を書き留めている。

仙台藩が「御軍用御備金」として庄内藩から借用した金二〇万両のうち一〇万両が中新田經由で仙台に届いた。交渉

に出向いた仙台の役員衆は鶴岡で七日間馳走を受けた。これは以前に「酒井若殿様」（酒井忠篤）が「御屋形様」（伊達慶邦）と対面し、「小子が家」（酒井家）が立ちゆくようにと涙ながらに頼んできたことに、慶邦は「貴公は若年であるが大名はさような涙に及ばぬもの。花咲く節もある、節を待つのが陸奥守の心中であり、御案じめさるな」と励ました。これに「大いに御悦」び、もし軍用金が必要ならば一〇万両ぐらいは「早速」差上げると申し出ており、金子は御用達の本間家から調達したものだという。酒井忠篤と伊達慶邦は、慶応四年三月四日に仙台で面会している。^⑩そのときの会話だという内容が、風聞として藤沢町に伝わってきたのである。

さらに会津から二万両、「徳川家一ツ橋」からは金七〇万両と剣や鉄砲が遣わされたとある。仙台藩からは箱根関所の警備にあたるとして役人衆を遣わしたが、関東近国の諸士にて対応するとの返答があったとも記している。

一連の情報については、喜平治自身も「色々様々の話である」と判断していた。しかし、奥羽の諸藩や將軍家に頼られる仙台の屋形様という情報が流布していたことは間違いな

い。すでに自家のことを「奥羽の旗頭」であると認識した喜平治にとって、それは「屋形様の御仁勢・御威光弥増しなり」として歓迎されるべきことであった。

続けて喜平治は日光宮（輪王寺宮）が仙台に下向し、「西国」と「御手前様」との間でなにかが起るとの噂を記した上で、すでに「西国方」の「謀計」が破られ「大しくれ（しくじりか）」となった上では「和睦」もよく、いずれ「大平」を「万民」は願っていると記す。喜平治は、「御屋形様」が諸勢力に対峙して混乱を収め、太平の世を回復させることを期待していたのである。

（2）「今上皇孫」への疑念

喜平治がまさにその日誌に書き残したように、この間は各地での戦いの情報が連日伝わってきていた。六月初旬、人々は毎日「軍話」と、「不天気咄」に明け暮れていたという。慶応四年の夏は天候不順でもあった。そのことを喜平治は、「上々様方の揉合」で「乱」となり、下々も同様で、そのことが「天」に通じて天気が定まらず「乱同様」になっているとしている。この時期、天候不順も続いていた。喜平治が古

代中国の思想に由来する天・地・人の調和を重視する考え方を受け入れ、天候不順を戦争と結びつけて理解していたのである。

この時、仙台藩ではまず仙台城下町へ、続けて領内に「軍咄」を停止する御触が出された。合わせて、角力と芝居の興行が「勝迄」お構いなしになったともある。触れに効果が無かったことは、喜平治のその後の日誌から明らかである。情報統制を行う一方、興行によって領民を戦争の話題から遠ざけ、諸負担や生活への影響に対する不満を逸らす側面とともに、「人気」が天に通じるという考え方にに基づき、動揺を抑えて天気を安定させようとする意図があったのだとも考えられよう。

喜平治が人の世の乱れと天候を結びつけていたことは、六月五日に次のような趣旨の記事を綴っていることからわかる。連日の不天気は普通でなく、いよいよ不作となる模様である。本当にこのような「乱世」では、特に「下々」の難義となり当惑している。「上々様御政事」が崩れ、国々の諸侯が「起」って乱となり、下々では金銭が崩れて乱になる。そして天気も乱れるという道理だと見える。「古の乱世の時」

より、このたびは戦はいまは「少し」だとはいえ、一体の国々で事が多く、「古」よりも乱れているように見うけられる。「当世の今上皇孫」はまだ「御幼年」で、御即位のことも（原本破損）なので、「不納法」であるのか。

「古の乱」として喜平治が想起したのは、不天候と戦乱が重なった源平合戦や応仁の乱あたりであっただろうか。人と天との悪循環を治める役割として「今上皇孫」、すなわち天皇（明治天皇）の存在を意識していたのである。

この記事を記した直後の六月八日、北上川で大洪水が起こった。黄海七日町（岩手県一関市）では二階まで水が届き、隣接する二日町まで浸水したという。西郡町（宮城県登米市）でも七軒が流失したという。「東風又ハ北風で至って冷氣」とあり、ヤマセが吹く夏でもあり、喜平治は、閏四月から六月初めまで五〇日間連日の雨天だったとも記す。慶応四年の夏、喜平治や仙台藩領の人々にとって、「天を治める」ことは切実な課題であった。

原本で即位に対する考えを記したと見られる部分が破損しているのが惜しまれるが、喜平治は天皇が役割を果たせない理由を、幼年に加えて即位の経緯を持ち出して理解しようとする

していたことがうかがえる。当初は「官軍」に従うことを当然としていた喜平治であったが、「西国方」が仙台藩や奥羽諸藩への「謀計」によって会津攻めをさせられていた風評を踏まえ、「今上皇孫」や、それを取り巻く政治勢力に対して不信感を抱くようになったということかもしれない。六月一〇日頃の白河城での戦いに関する記事では、仙台藩勢が戦った相手を「官軍と申上方勢」としている。戦争を戦う相手として相対化するような表現を用いていたのである。

4 仙台藩勢の戦いと藤沢の人々

(1) 「奥羽大将仙台様」と「朝敵」

七月一八日頃、喜平治はこの日上方の「用事」から藤沢町に戻った者の話として、道中の治安が悪化していることに加え、薩摩勢が「所々」で「乱妨荒」をするため諸国が難儀し、人々は「わくらん^(惑乱)」しているとしていた。さらに喜平治は続けて、江戸では將軍家が行方知らずとなってしまうので、「奥羽大将仙台様」が早く攻め上って欲しいと願っている、というものであった。仙台藩主は將軍の有事に江戸に参

上して平穩をもたらす存在だとして、仙台藩勢へ高い期待を寄せるような世評が、この時期に存在していたのである。

しかし、これと同時に喜平治に伝わっていたのは、徳川家が七〇万石となって駿河府中（静岡）に蟄居するとの「勅命」があったとの伝聞であった。仙台藩は「朝敵」として触れ出され、「御征伐」を受ける立場となったことに「当惑」し、「屋形様御配意不安」と、その心中を案じていた。西国、諸大名、さらには秋田や津軽も仙台藩の「敵」となったとする。「御身方（味方）」では血判をかわした、とあるのは奥羽越列藩同盟の成立に関わる伝聞であろうか。転変する状況を、喜平治は「乱世」では敵が味方に、味方が敵になるのが「習（い）」であると受け止めていたのである。

(2) 仙台藩勢の評判

喜平治のもとには、引き続き各地での合戦の情報もたらされていた。六月八日頃の記事では、「御手前様」の評判がよろしく、大名様方に「御眞眞」されているとの風聞を記している。さらに同月二三日には、いくさは「御国方勝」と聞こえてくるともしてきた。

しかし、実際には、仙台藩など奥羽越の諸藩に不利な戦況となっていた。

七月上旬、喜平治の許にも「此方敗軍」の情報が伝わっている。その理由も記されていた。西国方の鉄砲は「壱筒に三放シ、四放」で、取り替えない（「不替筒」）。仙台はいくさに馴れず、「一通の砲発」である。また二〇日から三〇日（人数を）入れ替えるので勝利が少ない、というものであった。喜平治が、仙台藩の士衆に鎗を持つ者たちが多かったと記していたことは前述したが、そのような軍勢が、最新の装備をもつ新しい組織に対して苦戦していることが、領民たちにも伝わっていたのである。

その後喜平治は、七月頃に戦地に赴き、八月二日に藤沢に戻ってきた「鉄砲組」から、相馬や岩城、駒ヶ嶺など陸奥国南部での合戦における仙台藩勢の戦いぶりについて聞き取っている。「仙藩諸將諸士」にはよく働く人が少ない。細谷十太夫という人が敵方に「細からず（鴉）」として恐れられ、三春口でも敵がない。しかし関東の御旗本で、仙台に加勢している「仁義組」の人々は、「仙藩の勢」は働かず（「いくさ）へたなる」を笑っていた、というものである。現代の

戊辰戦争に関わる言説では、仙台藩兵が弱体であったとのイメージが流布している。そのことにつながるような風聞、さらには客観的な彼我の比較が、戦争の最中になされ、同時代を生きていた喜平治が書き留めていたのである。

ただし、喜平治にもたらされていたのは、敗軍の情報ばかりではなかった。七月一五日前後に仙台藩の軍勢が新庄を落城させたこと、同月下旬から八月初旬にかけては秋田において仙台や奥羽諸藩の優勢に進んでいるとの情報を記している。秋田での戦いをめぐっては、八月五日頃に、仙台を「朝敵」と見なそうとする薩摩・長州と、それを否定する黒田（福岡）、鍋島（佐賀）、小笠原（唐津）との意見対立、秋田側が仙台からの使者を殺害したことが奥羽諸侯による秋田攻めのきっかけとなったといった、久保田藩（秋田）の帰趨をめぐって対立していた動向に通じる情報を、仙台藩領の庶民である喜平治が得ていたのである。

さらに白河方面での戦いについても、八月初旬に「無音」となったこと、薩摩や「西方勢」は「隣国困窮」となり、討ち死にや怪我人が多く「敗軍」となったとの風聞も記していた。事実とは異なるのだが、戦いの局面ごとの状況が逐一と

いえるほどに発信されていたとも考えられる。これを書き留めた喜平治自身は、「噂は偽り多し」と、慎重な姿勢をとっている。

(3) 藤沢の人々と戦争

その一方、村方への負担は増していった。四月十九日、喜平治は、藤沢町の皆川宮三郎ら「組抜」の身分を得ていた有力者たちが仙台城下町に呼び出されたことを記す。そのものたちは、普段は「よろしい」身分だと誇っていたが、この節は「何もイヤ成る事」だと大いに後悔していたという。喜平治自身は大いに勧められた「組抜」にはならず、ゆえに戦場に召し遣われることもなく安心している、とある。身分の獲得にあたっては、天保飢饉後の天保八年（一八三七）五月に「軍役のいらぬ士である」という勧誘が行われていたことが、丸吉皆川家先代の久蔵の日記に記されていた¹¹。しかし、それから三〇年後、士分であることを理由に、御用金に加えて戦場で命を賭す軍役も求められることになった。喜平治は当時の勧誘に応じなかった判断を誇っているともみえる。喜平治は、百姓たちが段々と難義に及ぶ時節（追々段々百姓

前難義に及候時節）だと評していた。

一方で五月一日頃、喜平治は仙台城下町より南から伊達郡の宿駅では人馬の負担に苦しんでいるのに対し、「奥」の自分たちは楽に暮らしていると記していた。しかし、奥羽での戦闘が本格化する中で、生活への影響が及んでいったことを記録している。

六月下旬、気仙郡の沖合に「西国勢」と見られる「異国船」数艘が出没し、仙台藩兵が海岸に詰めたという。六月末には沖合に軍船が多く、さらに漁獲を「軍人」に奪われること、海岸の警固が厳しくなったために「近所の小漁」ばかりとなつて魚が不足する事態になっていたという。

七月一〇日には、仙台城下・新伝馬町の白鳥屋利助へ糸の「買入」が押せ付けられ、丸吉皆川家が「奥方」での買宿を仰せ付けられていた。さらに仙台藩の糸方役人だという手柄（手塚）正左衛門から、異国人に差し向けるための糸を「急買入」するとの指示が出されている。喜平治によれば、藩領全てに糸の買付が割り当てられたが、以前から藩の御買入の勘定が立たず、在村では不評であり見込みが立たないだろうとしていた。おそらくは代金を先送りしても生糸を集荷して戦

費を確保しようとする藩に対する不信感が生まれていたの
である。そのためか、同月中旬には、金銀や地金、かんざし、
金具などを藩が買い上げた上、からかね（真鍮）の火鉢など
無用の品や寺院の釣り鐘を指し上げるよう仰せ渡されてい
た。戦費や兵器の材料として、あらゆる金目の物が徴発され
ていたのである。

人的な負担もさらに増していた。八月一〇日頃には「農
兵」の動向が記される。東山では三〇〇人が徴発されている
が、多くは百姓の次男や三男、さらに行状の荒々しい者、農
事を嫌い「あふれ居」る者だとしていた。代官所であった千
厩（岩手県一関市）にて兵法や鉄砲の稽古が行われ、十日ご
とに人が入れ変わった。仙台城下町から「師匠」がやってき
て稽古が行われていたという。なお、農兵たちが戦地に赴い
たかどうかについて、喜平治は記していない。

一方で、喜平治には、藤沢の領主であった奥山家の従軍に
ついて記している。八月半ばには、相馬（福島県相馬市）
での奥山勢の戦いの様子が伝わってきていた。「若旦那様」
（奥山栄之進）が銃撃で負傷、家中の千葉東太夫の一七才に
なる子息が銃撃で即死し、一三日にその知らせとともに元結

いとが藤沢に届き、一四日には葬儀。喜平治は痛み入ること
だと記していた。

この間、出陣した御家中、さらには村や町にて「無事安
全」を願うための祈祷や参詣、夜籠もりや通夜が様々に行わ
れて「何れ一統痛み」であったという。領民が諸祈願を通じ
て領主の戦争に動員されているとも見られるが、喜平治は領
民に御用金や人足の負担が課せられる一方、領主たちが戦死
や負傷する状況を踏まえ、身分に関わらず、藤沢町に暮らす
人々「一統」の痛みだと評していたのである。

5 戦局悪化から降伏へ

(1) 戦局悪化を知る

八月二六日頃の情報として、喜平治は奥山家の家中とみら
れる「熊谷逸見旦那」の日記手帳の一部を写し取ってい
た。岩城平、泉、湯長谷（何れも福島県いわき市）および棚
倉の落城にともない、七月中旬から下旬にかけて各大名家の
人々が落ち延びてきていたという。仙台藩では、大身の屋敷
や寺を「御貸屋敷」としていた。また「町方の大家」には

「当座の宿」が仰せ付けられた。(大町)一丁目の日野屋(近江商人・中井源左衛門家の仙台店)では「大取込」となり、米や諸品を渡されても、一日三〇両ほど経費がかかっていたという。その他の店々でも同様に賄方や所々の使者などの宿所を仰せ付けられていたという。列藩同盟側にとつての戦況悪化の影響が、いよいよ領民の生活に直接及んできていた。

喜平治はこの時、八月一日頃の出羽横手から久保谷攻めにおける「味方大勝」、さらに「官軍賊徒」の会津への侵攻や、伊達梁川町(福島県伊達市)への放火に関する情報も記していた。梁川の一件では仙台藩の仕業だとしていたが、実は下手人は「官軍賊徒」であり、周辺の田畑を荒らし、放火など「盗賊の所行」をする「官賊」に対して、「御手前勢」は兵糧米を百姓たちに分け与え、不自由がないように取り扱ったともしている。喜平治自身、あるいはその周辺では、新政府軍への不信任感、もつといえは敵愾心と、自分たちを治める仙台藩の武士たちに正統性を認め、信を置こうとする意識が共有されていたのである。

一方で九月三日頃、喜平治は薩摩が白河口へ、その他西国・中国・四国・九州の各勢力が海陸の両方から大軍にて奥

州や越後の要衝に迫り、北は秋田の動向が分からないとして、「四方の大敵にて、御当家大難の御時節なり」と記す。自らが扱って立つ仙台藩が、窮地に陥っているという強い危機感を示していた。

(2) 「落人」であふれる城下町

九月六日頃には、城下町へ七万両の御貸上が命じられ、人々が「当惑」していた。諸大名への賄い費を分限に應じて負担したばかりのところへ、宮様(輪王寺宮)の出張や、松島に入港した江戸旗本組六〇〇人の賄いも重なったため、城下町の店々は表戸を閉ざすほかないほどになり、在々の得意先から貸金を回収するしかない、という状況に陥っていたという。この時、城下町では「近国の御諸士、落人」が三万人にもなっていたとある。その後、九月一四日には「居そふろう(居候)」たちを領内の郡方に割り付けるとの噂が立つたという。喜平治は、戦争の勝敗が分からないとしつつ、次のように記している。仙台城下町では「御他領御客人」が、「落人」調べで七二〇〇人ほどが帳面に記録され、「達者」で役に立つ者はなにかに遣われ、「老弱女子」は郡方に割り

付けられることになったとする。御城下は「別国」のように「異国人風俗の人」が多いとしているのは、西洋式の軍装を身につけた諸藩勢があふれかえっていたということであろう。

その中で、九月一四日、東山大肝入など仙台藩「奥郡」大肝入が仙台城に呼び出された。屋形様に拝謁し、馳走を受けた後、「軍事」その他の入用として金子一〇万両の御借上を命じられた。大肝入衆では各郡にはもはや金がないので、生糸にて納入する旨を返答し、御暇を受けたという。戦局の悪化を受け、さらなる負担が藩領全体に課せられていたのである。一方で喜平治は、他藩の人々で溢れる仙台城下町や、戦場となった「南御郡」の田畑で「官軍、官賊」が作物を荒らしているのに比べ、藤沢町のある「奥方」では静かに暮らしており、御貸上などの諸上納に苦しんでも、南の「軍場」の近村へ比べれば心やすいとしていた。戦場や、戦争による混乱の中に置かれるよりも、金を払って済むのなら、と自らに言い聞かせるようでもあった。

(3) 越後長岡藩士、藤沢へ

奥羽越列藩の「落人」の仙台藩への移動はさらに進んでい
たらしい。九月一八日の記事では「所々落人」が、城下町だ
けで二万六〇〇〇人ほどの「御調」となったため、「奥方」
へ割り付けとなり、磐井郡南方二一か村には一八〇人が割り
付けられるとの報せがあった。越後長岡藩の人々であるとい
う。同月二六日には、事前の情報を超える先陣二七〇名が藤
沢町で昼食を取っており、丸吉皆川家では一〇名を接遇して
いた。長岡の一行の中には女性や子供、老人も含まれてい
た。一〇月一日頃には怪我人が駕籠で送られてきたという。
藤沢町では藤勢寺に三七、八人程度を収容しており、東山全
体では事前の事情を上回る三〇〇人あまりが収容されていた
のである。

下って一月中旬頃、この長岡藩士たちは「本国御免」に
よって国元への帰参を始めていたとある。その際、長岡藩士
たちが噂していたことを喜平治は書き留めていた。「御主人
様」（長岡藩主牧野家か）より米一〇俵と金一〇両が下され
る。「殿様」が長岡にお入りとなれば、城や城下の町家の普
請となり、町家百姓へも金と米が下される。じつは金二〇万

両を、「御立拔」の際、堀の中へ入れて隠し置いており、それにて再建する、という事である。事実ではないだろうが、長岡藩をめぐる著名な逸話「米百俵」とは異なり、帰郷と生活再建のために目先の金穀を欲する切実な思いが吐露されていた、と見るべきだろうか。

藤沢町から長岡藩の家中が全て引き払ったのは、一二月二三日のことであったという。「病人」であったものが「本服」となって「疵も直」ったが、丸吉家ではその出立に際して薬を「詰」めて売っていたという。約一か月半、戦闘で負傷した人々への対応も含めて、対応していたのである。

(4) 降伏をめぐる風聞

仙台藩が新政府に降伏を申し入れたのは、九月一五日のことであった。

喜平治の日誌には、九月の段階で仙台藩の降伏そのものに関する情報は見られない。一方で一〇月五日頃には、仙台城下町に四条様（隆譚 仙台追討総督）が入ったという情報と合わせて、同年八月に宇和島侍従（宗城）あてに出された、伊達慶邦を追討するよう指示する「御勅書」を写し取っ

た。喜平治は「御手前様の御吟味」と「大いに相違」していると驚きをあらわにしている。続けて慶邦が亀岡御殿に隠居し、仙台城下町には「官軍」が次々と到着。仙台城下町の大町の店々や国分町の宿屋は扉を閉ざし「他国者ばかり」になったと記している。

一方で喜平治は、仙台が「落城の体」だと下々が嘆くのは「全く左にあらざ」として、次のような風聞を記している。「異人」であるフランスやイギリスなどの「諸将」は、「徳川家」と「仙台侯」については国の人々も「誠に仁義の国風」であると「賞翫」し、自分たちが味方になって「両国」を「建」てたいとしている。一万人ほどの軍勢があり、「御国方」には「赤組」と称するさむらい達がおよそ二二〇〇人、外にも一組、よく訓練されている組（部隊）がある。彼らは合戦を好み、今後は敵が何人いようと恐れずと、既に「進軍」している。さらに、ある場所に徳川家の人数が六〇〇〇人ほどいて味方になる、というものであった。しかし、細川様（熊本藩主・細川韶邦）と伊達遠江様（伊達宗城）が「御和談」をして戦は差し控えとなった、とも記していたのである。

仙台藩の降伏に先立って、旧幕臣の榎本武揚や新選組の土方歳三が、九月三日に仙台城にて戦争の継続を訴えていた。

この二人には、幕府の軍事顧問だったフランス軍人のブリュネが同行していた。「赤組」とは、仙台藩の諸隊の一つで、赤い軍装であったという額兵隊のことであろう。これらのことに基づき、仙台藩はまだ十分に戦争を継続できる能力があるとの風聞が、仙台城下町から藤沢に伝わっていたのである。

一〇月七日、喜平治が仙台城下町から藤沢に戻った者から聞いた情報では、「御和睦」となった城下町には官軍勢が次々到着し、京都からは「太丞官」が下って「下知」に及ぶようになったという。閉まっていた店々も同月三日から開いたが、官軍の中には商店で不都合を働く者たちがあり、「太乗官」が厳しく取り締まったという。喜平治は、「薩摩の土」の「あらあら敷」との風評は記していた。これと入れ替わるように、「徳川家の味方と申す者」七〇〇人ほどが石巻に下っていったという。「異人」や「□戸（江戸か）勢」に米一万石以上を遣わしたとの風聞や、城下町の諸士はなお「七分通り」は「合戦を好」むともあった。実際、喜平治は一〇

月中旬に、北へと向かう旧幕府勢や仙台藩士の動静を記している。

とはいえ、仙台藩の組織的な抵抗は終わった。一〇月二日、喜平治は仙台城下町から藤沢町に戻った養嗣子の平治からと見られる情報として、仙台での「御和睦」をめぐる動向を詳細に記している。その後、十一月八日頃には、伊達慶邦の謝罪嘆願など、藩主や仙台藩に対する処分に関する公式の文書や、重臣への処分について書き写している。

(5) 「国」敗れて——敗戦をめぐる言説

喜平治は一〇月七日、仙台城下町への官軍勢の入城の記事と合わせて仙台の「敗軍」について、次のように記している。諸将のなかに謀反や、敵方へ内通する人が五・六人いたため、全くの御勝利がなく、敗軍が多い。屋形様（伊達慶邦）もそれゆえ大いに苦痛して「御老耄」の体になり、隠居したのもっともなことだと評していたのである。敗戦を、藩主を支える人材の不足に求めようとしていた。民間でのこのような雰囲気や、戦争の処理をめぐる伊達家内部での対立の背景をなしていた可能性もあるだろう。

下って、一月八日頃の仙台藩の降伏をめぐる文章と合わせて、藤沢の出身で、仙台城下町から下ってきた国分玄秋なる人物の話も書き留めていた。米二〇万石や兵器・鉄砲が残らず京都に取り上げられるとの風聞の中で、奉行衆が「大国の家老奉行」にしては「至って弱しと笑」われ、宇和島伊達家ら「御臈き」の大名衆から憐れみを受けており、「仁」たる人がおらず、屋形様もなきがごとしになっている。米不足にして、武器を取り上げ、手出しが出来ないよう「謀計」をされているとしていた。これでは「御国」がつぶれてしまいかねず、「歎ヶ敷国」になってしまう、百姓たちはどうなるのかと、仙台藩の行く末を案じていた。内容の真偽は定かではないが、ここでも重臣に責任を求めるとともに、米と武器が「国」の象徴と見なされていたことがわかる。食糧と兵力によって自分たちを守る「国」があることは、所与の前提であった。その拠り所が根底から覆りつつある状況を、喜平治らは強く憂慮していたのである。

6 「伊達家三百年」の終焉

(1) 仙台藩領の減知と武士たち

仙台藩の北部、磐井郡と栗原郡では、明治元年一月末から各所で大規模な百姓一揆が発生していた。喜平治も一揆勢の動向について詳細に記録している。一揆勢に対応していたのは、藤沢の奥山家など、磐井郡に所領をもつ仙台藩の武士（知行主）たちであった。年が明けて明治二年一月一日頃には、仙台城下の郡奉行から磐井郡へ目付が派遣されている。治安維持や地方行政の体制が継続していたのである。ところが、目付派遣が、「御上様」（伊達慶邦）の「公辺」（太政官）に対する不都合だとの評判が立っていた。騒動の背後に、仙台藩の勢力があると理解されたということだろうか。直後の一月一四日、喜平治のもとに「書付」が届いた。前年一二月付けの、仙台藩領から分割される諸郡の書上であった。喜平治の暮らす磐井郡は、沼田藩土岐家の領地とされた。喜平治は、「実事」であればと断りつつ、これで「御国方御仕分」が決まったと「下々」まで残念がったとしている。

る。続けて喜平治は、伊達家へ相続させる諸郡の明細と、二八万石になる旨の書付も写しているが、是非もないが嘆かわしいことだと記していた。

伊達家が磐井郡を失ったという事は、この地の給人たちが所領を失うことを意味した。藤沢の領主だった奥山家にも「御註進」があり、御家中一統が暇を下されることになったという。家中の者はみな「離散、ちりぢり」に、にわかになり退くことになり、迷惑・難義しているとある。

その後、三月二八日頃には、松平大和様（前橋藩）へ領地が引き渡されることとなり、奥山家の家中は全員が暇を下されたという。「所存」のあるものは、仙台城下で主人（奥山家）への奉公を続ける一方、百姓になる倍臣一統は、「品替百姓」として取り扱われることとなったという。後者の人々は田畑を好んで求め、南方で荒地などを下されたという。四月一日には郡村引き渡しにもなう百姓の持高調が行われたとあるが、元の奥山家家中の屋敷へは調査に入らず、そのまま住み続けることが許されたという。藤沢町における給人たちの帰農をめぐる事情の一端がうかがえる。一方で、奥山家に仕える道を選んだ家中たちのその後は、どうなったのであ

ろうか。

下って、喜平治はこの年秋から冬にかけて、武士たちが去った仙台城下町の様子について記している。一〇月八日頃の記事では、城下町はは至って不景気で、「御大家御屋敷方」やほかの屋敷から、この頃は家具や「結構」な小袖が多く出ているが、買い尽くせないほどなので、誰も買う人がいなくなっているとする。さらに一一月八日過ぎの記事では、「御屋敷方」が「大崩れ」となり、大小の屋敷が最寄ごとに「御払」になっていること、家材道具も売り払いとなって、町家では北は二日町、南は穀町・材木丁へ市が立ち、諸品の出店に商人が大いに入り込んで取引している。値段もさまざまであるが、諸道具や絹布類は下値である、としていた。北海道への移住や帰農によって、主を失った武家屋敷からは家財道具、さらには屋敷そのものが失われる状況となっていたのである。その先に、屋敷地の官公庁や富裕者への譲渡があり、近代以降の「杜の都・仙台」の基礎となった、緑地帯としての武家屋敷¹²の領域が保全されていくことになる。

(2) 藤沢町の有力者たちのその後——身分と知行地をめぐって

磐井郡が仙台藩領から離れた事は、丸吉皆川家のような藩への献金によって獲得していた知行、さらには「組抜」のよくな身分に、直接影響してくることとなった。

前述した明治二年一月一日の領地替えに際して、喜平治は「百姓前」へ下されていた知行も、奥山家ら家中の知行と同様に召し上げとなったと記していた。丸吉皆川家では一貫五二〇文(約一五石)、本家の皆川宮三郎は二貫五〇〇文(二五石)の知行に加え「組抜」の身分をも失うこととなった。「狐に引れ候様」だと喜平治が称する処分によって、仙台藩領内では「上下共」に大騒動になったという。

この時喜平治は、本家である皆川宮三郎の例を挙げ、同家が追々困窮する中で「軍」(戊辰戦争)にも金を遣って知行地ばかりとなったところ、それまでも失えば残るのは屋敷のみだとしていた。丸吉皆川家も、親類もみな困窮したとしていた。七四才となり、六三・四歳から病気がちで数年床中にあつて「無類の乱世」に逢い心痛しかない。長生きはまことに無用で生き過ぎた、と嘆きの言葉を並べていたのである。

なお、三月二一日の記事によれば、丸吉皆川家では前年秋からの生糸取引で二七〇両もの損失を出し、経営の危機に陥っていたとしている。これは仙台藩の糸方役人も関わっていた取引にかかわってのものであったとみられる。

続けて三月二五日には、再び「組抜」の処遇について記す。この日、藤沢町の「組抜」たちを「百姓」身分とするの仰せ渡しがあつたことを受け、喜平治は次のように評していた。「元来」(の御用金)はもちろん、「軍(いくさ)」で格別に金を遣い、このような取り扱いをされた。後世「組抜」などは「誠に無用」で、「立身」など夢の如くである。近年は進んで「士」になろうと献金して身分を得て、いくさに召し出されて戦死し、その上で知行を失うものもある。さらに、金子を献上しても「御書付」ばかりで、そのうちに「御上」(伊達家)が「国」(仙台藩)を召し上げられて「天領」となったので知行を与えられない人もおり、痛み入ることである、としていた。ここからは、喜平治が他の地域有力者ともども、その資産を献上することで「国」を支えてきたという強い自負をうかがうこともできよう。しかし、命を失うものまで出したにもかかわらず、その「国」である仙台藩は解

体されてしまった。

五月一日、藤沢町では役人衆による廻村が行われ、各村の新政府への引き渡しは正式に決まった。喜平治は次のように記している。伊達家は「三百年來の御大家」であり、百万石の御領地がこのたび召し上げられる。屋形様を始め「上皆様」はどうなるのか、すでにお潰れとの次第で、誠に痛ましいありさまで申すばかりもない。下々までなげかわしく思う、という。伊達家との関係で築いてきた社会的な地位が失われること、たび重なる御用金で支えてきたという自覚を踏まえれば、伊達家との関係が断ち切られるということは、あるいは武士たちと同等以上に痛切なことであつたとも考えられる。喜平治には「歴史の終わり」に立ち会っているという感慨をもあつたのではないだろうか。

丸吉皆川家や藤沢町の人々は、仙台藩の支配から離れ、新政府の支配の下で歩むこととなった。喜平治はこの後、明治六年（一八七三）まで、世の中の様子を記し続けたのである。

おわりに

皆川喜平治は、病床の中から、戊辰戦争とその後の様子を記し続けた。他の時期のものと同じく、丸吉皆川家の「いま」の経営と、後世の存続に資するという認識が前提にあつたとみられる。その上で、ここから見られる喜平治の秩序認識を、特に仙台藩や藩主との関係でまとめてみたい。

「三百年以來」の戦争は、天変地異とは異なり、代々の丸吉皆川家では全く経験したことのない事態であつた。喜平治は、社会や経済への影響が早期に収束することを期待していたと見られる。その中で、仙台藩および藩主には、「奥羽の旗頭」としての役割を果たし、秩序を回復することを期待されていた。戊辰戦争の当初、仙台藩が奥羽鎮撫総督に従って朝廷側に従って会津攻めを行ったことも、それが謀略だとして奥羽諸藩とともに「官軍」と戦ったことも、いずれも奥羽における秩序の回復として受け止められていたと考えられる。さらに、輪王寺宮の招聘や、江戸における「奥羽総大将」との風評を知った喜平治は、仙台藩の役割をより大きな

国レベルでの政治勢力との関係の中で意識した可能性もあるだろう。一連のことは、仙台藩の武士層を中心に見いだされるところという、自藩を奥羽の備えや、朝廷・幕府を助ける存在として見なす自己意識¹³が、地域有力者とも共有されていた可能性を示している。幕末期の日誌全体の分析によって、さらに検討する必要があるだろう

一方で、仙台藩は戦争に敗れ、消えていった。藩主を直接批判した記事は見られないようだが、重臣たちへは戦争中から批判がたびたび記されている。また、喜平治・丸吉皆川家には、地域の有力者が献金さらには軍役を通じて「国」たる仙台藩を支えてきたという自意識も見られた。その消滅への哀惜とともに、経営難や身分の喪失といった形で、積み重ねてきたものが無に帰すことでもあった。これらのことは、歴史的な存在となる仙台藩への認識や、地域に暮らす人々の自他認識に影響しているのだろうか。こちらも、今後の課題としたい。

注

(1) 奈倉哲三・保谷徹・箱石大編『戊辰戦争の新視点』上・下

(吉川弘文館 二〇一八年年)

(2) 菊池勇夫『戊辰戦争と東北・道南 地方・民衆史の視座から』(芙蓉書房出版 二〇二二年)。

(3) 宮地正人「風説留から見た幕末社会の特質——「公論」世界の端緒的成立」(同著『幕末維新期の社会的政治史研究』岩波書店 一九九八年(初出一九九三年))

(4) 宮城丸については『仙台市史』通史編五 近世三(仙台市二〇〇四年)を参照。

(5) 栗原伸一郎「幕末仙台藩の自己認識と政治動向」『戊辰戦争と「奥羽越」列藩同盟』清文堂出版 二〇一八年 第二章(初出二〇一五年)。

(6) 栗原伸一郎「戊辰戦争期における奥羽連合構想の諸相」、前掲栗原著書、第四章(初出二〇〇八年)。

(7) 栗原伸一郎「幕末仙台藩の自己認識と政治動向」『戊辰戦争と「奥羽越」列藩同盟』清文堂出版 二〇一八年 第二章(初出二〇一五年)。

(8) 『仙台市史 通史編6 近代1』仙台市史 二〇〇五年。

(9) 『仙台市史 通史編5 近世3』仙台市史 二〇〇四年 五〇〇～五〇二頁

(10) 『仙台市史』(旧版) 一〇 所収、明治2年の年表による。出典は「楽山公治家記録」(伊達家寄贈文化財 仙台市博物館

所蔵)。

- (11) 佐藤大介・青葉山古文書の会編『丸吉皆川家日誌 天保編』
(東北大学災害科学国際研究所 二〇二二年)、二八四頁上段
の記事を参照。
- (12) 菊池慶子『杜の都・仙台』の原風景・樹木を育てた城下町』
(大崎八幡宮仙台・江戸学叢書八 二〇〇八年)。
- (13) 前掲注(7) 栗原論文。

史料編

史料編「丸吉皆川家日記・幕末維新編」 凡例

一、史料編「丸吉皆川家日記・幕末維新时期」は、磐井郡藤沢本郷の商家・丸吉皆川家四代目当主・喜平治が記した、嘉永六年（一八五三）より明治五年（一八七二）までの日誌である。

一、全文を解説・翻刻した上で、現当主の皆川龍一氏から公開の了承が得られた、当該期の藤沢町や仙台藩、日本各地の政治・社会・文化および環境などに関する調査・研究する上で参考となる記事を収録した。

一、漢字は原則として常用漢字を用いた。ただし、人名や地名など、原史料の標記通りとした部分もある。

一、原史料中、「たばこ」を表す漢字は、すべて国字の「菴」が用いられているが、本書ではすべて「菴」に置き換えた。

一、助詞として用いられている「与（と）」、「者（は）」、「江（え・へ）」、「而（て）」、「二而（にて）」、「而已（のみ）」、「茂（も）」、「歟（か）」および「并（ならび）」は、原史料の表記のまま、文字の級数を小さくした。

一、「ハ、（はば）」、「ツ、（ずつ）」については原表記通りとした。

一、「メ」については、銭の単位や重さを示す場合には「貫」に改めた。

一、「ち（より）」、「丁（こと）」などの合字については現行の仮名に改めた。

一、本文には適宜読点「、」および並列点「・」を付した。

一、原史料中の欠字は一文字あけ、平出・台頭は原則として原史料の表記に従った。

一、史料の文中、当て字で記している部分には、適宜その右側に（ ）内で正しい標記をしるした。

一、文意の通じない部分には、その右側に「(ママ)」を付した。また難読や疑問が残る文字・表現については右側に「(カ)」とした。

一、原史料の破損により判読出来ない文字は、字数に応じて□□で示した。字数の不明な部分については「」で示した。

一、原本での文字の抹消については、字数に応じて■で示した。抹消部分が読み取れる場合は、抹消線の下に文字を示した。また、追記については原史料での表記にあわせて、本文より文字を級下げして行間に記したが、短いものは本文に挿入した場合もある。

一、史料中、現在の人権意識から見ても不適当な語句が使用されている場合があるが、事実に基づく客観的な研究を進める史料として、そのまま掲載した。利用者にはその趣旨を理解されたい。

一、今回の「丸吉皆川家日誌」の翻刻は、青葉山古文書の会により行った。

佐藤大介 鵜飼幸子 熊谷新一 志田清一 後藤三夫 竹内幸恵 (順不同)

一、全体の構成・編集は、佐藤大介による。

……（これより以前、落丁のため欠）……

次第也、右ニ而近辺

松平大□守様

井伊掃□□様

松平肥後守様

同 □総守様

都而御固め、其混雜□無之候所、昨今より少穩ニ相成申候、
右之通、浦賀より到来状写、如此、

六月十六日

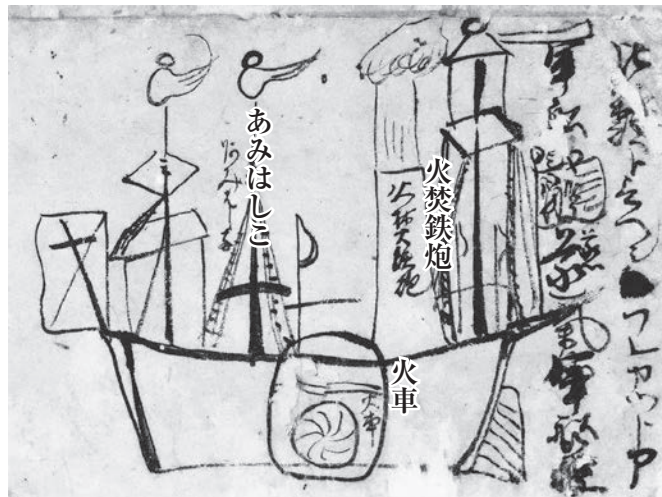
写

一船 長サ 三拾五間
中 拾貳間

北垂墨利加国都「
」政治使節蒸気船

右軍船、左右ニ經五間余□車有、船中ニ而火ヲ焚、時ハ自

然車輪水ヲワル事、逆風ニ走事昼夜六百里、順風ニ帆ヲ開
時、一夜ニ千里ヲ走ル、速成事、海内比類ト言ヘシ、フレ
カツト申軍船式艘、蒸気軍船式艘、



右船之者共、交易を□□前年より長崎江願出候所、御承知
無之ニ付、此度押而願書を指出、尚又八丈島□□島等船
掛場ニ仕度候間、右島□被下度由、若御承知無之時ハ、
格語致候様、

……（この間、落丁のため欠）……

一 二ノ手
御備

伊達六郎殿

一 御奉行役

石川次郎左衛門殿

□□ 番組頭

佐々豊之輔

一 八番組頭

宮内土佐

□ 御目附

湯目幸三郎
横沢伝左衛門
西山助右衛門

一 御武頭

望月武之助
富田小五郎
村上隣平
浅井源之允

一 大番組
組頭

清水左門
武田幸七郎
境野七三郎

□ 御徒目付

高野惣助

□□ 三之御備、式番七番被仰渡、御太鼓打上下七人、催合
金三両ツ、御手当金五両、都合二八両ツ、被相渡、尔時
異国船大筒玉目五拾貫目、壹艘二百廿挺位備立候外、中

筒、小筒数不知、壹艘二千三百人乗、又ハ式千人乗、大筒
打放時ハ、公儀□□辺迄も相届候様子ニ御座候、

……（この間、落丁のため欠）……

此内、御国元より被相登候分、異国船「」成候ニ
付、御加勢者「」長町辺「」出張□相成候、
御見合

又書付到来写

去ル三日、亜墨利加使節軍艘四艘渡来、右 御□□願之筋
在之由ニ而、箱人之書□通□參、去ル九日、近辺久里浜卜
申所へ上陸致候由、主将始め下官之者迄、凡四百人程行
列、訓練歩行隊伍能法ニ「」進退節ニ当「」美致、
扱着陣之上□□御奉行ニ面会、右書面□□滞船致居、返
翰請取度由「」右答不致、日本之例（左）「」漸々出
帆致「」小舟ニ而元船□候砌、□炮唱ひ、大筒五・
六挺発いたし、直ニ出帆仕候事哉と存候所、当所乗越、神
奈川□本牧と申浦方へ、掛り小舟四・五艘、江戸近辺
（羽田）羽根田沖合迄□參り、悉く海「」致、尤右本牧者細

川様御固め、羽根田者毛利様御固、其外何も海岸御固、衆備致居候も不憚、大胆不敵之振舞ニ御座候、弥六月十二日朝辰上刻出帆、折節順風無之ニ付、別紙絵図面之蒸気軍船式艘、壹艘ツ、先江立、フレカツ□□船登り□□其早キ事「一」烈風之帆開候、いさましさも甚敷趣ニ相聞得候所、御公儀ニ右挨拶之義ハ、御目見前長崎ニおゐて可申渡「一」引取候様之義ニ付、一先引取候訳ニ相成申し候之所、何レ帰国も遠路之事ニ而との訳か、沖合ニ滞船ニ而不引取、弥々滞船ニ付、御公儀より御首尾、御備御心掛不得止事、江戸表不静候事、

一同六月六日、七日、気仙唐丹へ南部百姓(一揆)之者共凡四千式百余人、海陸より御領内江押入、御願と申出、罷越候ニ付、火急ニ大肝入より相達、本吉御役人様方御出張、御城下表へ早打を以御註進相成、早速御郡奉行様并御目附様、御徒目附様、御小人目付者八拾人、御大勢御下向、其外登米様より式百人程、松崎様よりも被遣、御指扣、御備相成、兵糧米急速気仙沼より被相廻、次ニ石之巻より五百石御積立被相廻、其外気仙郡者、人頭ニ五升ツ、村々より指

出候様御首尾相成候事、騒動、大南部御領浜手続五郡より起る、式万人程ニ候所、三手分レ、先手四千余百人御国へ罷越、品々願申出ル、頭分之者四拾五人、御預り置、其外被仰含を以、六月十五日より十八日被相戻候、御吟味中御聞届之上、南部へ御付合、江戸表江式百□、

屋形様江も被仰上、追々御公儀江も被相達候義ハ、御内□「一」御出役様方「一」御下り之「一」下候御登被成置候所、又々盆前御下り、御吟味相成候事、南部御役人被相

出候所、非常之過役錢、混役人御困代迄取上られ候詮義迄有之、立続兼候間、過分之御役被相除ハ、帰宅可仕、無左「一」国不仕候間、何分御吟味、御国人ニ被成下度由、

仙台・南部御双方御役□□□立合ニ而、四拾五人御詮議「一」出候ニ付、御当方御役々様方より可相任、御打合之通御承知無之候ハ、百姓共不止得願申出候間、公義へ相達候様致候間、御承知可被成候と御断之所、南部方ハ無御異儀候得とも、今一応吟味仕候間、少御猶予、御達御延引被下度由之訳ニ相成、当分四拾五人不引取、気仙百姓前へ御預ケ、夥敷企金穀共ニ大分備相立、三万ニも、四万ニも、五万ニも相成候風、其外□一統追々起り候風ニ相

聞得候事、

一 当年早魃^{庄内}ニ付、最上も大ニ不同有之、大ニ宜所有、又甚敷

照込、穀物種も無之かれ候所も有之、此所より百姓騒動相起りし由之事、

上方共ニ照統候得共、当国より少雨も有之候風ニ者候得共、くり綿等も早かれ候ニ付、引上申来候、

江戸手紙^七ニ而写

一 將軍様、六月廿二日薨御ニ付、江戸表市中三日之間、商売

ひそかに致候様御触出之事、

七月四日御出棺之事、国々在々共ニ、御鳴物御触届次第、

水戸様御後見ニ被相定候由之事、

一 諸国照込不作之事、江戸近在畑作皆無、早損相出候由、穀物都而高直之事、

八月相場左

一米 五斗一、式升

六斗式、三升

一 大ツ^(大豆) 七斗位

一 小ツ^(小豆) 六斗

一 水油下り 三拾兩式分

一 地廻り油 廿八兩三分之内

一 胡麻油 三拾壹兩式分

一 弓油^{カ)} 四拾□□

一 ヒマシ油 壹斗ニ付

一 魚油 七拾式匁

一 魚油 拾九兩

一 〇 大 六貫四百八十文

一 小 六貫五百拾六文

一 大坂表銀相庭 六拾四匁、式分

右錢之義者、上方より江戸迄、当年下直ニ有之候所、当国者不足ニ而、高直、

…… (この間、落丁のため欠) ……

人数 式百人

右、広東乍甫浦六月朔日出帆、日本浦賀へ同月三日八ツ時着、凡二日半ニ而渡来、^{〔同〕}十二日、何国共なく出帆致候事、

入船

右ニ付、御大名様不残、島々・浦々御固ニ、勿論諸国へ御

密方被相廻候由之所、加州御領内銭屋五兵衛と申物持、御

^{〔兩所〕}消所ニ相成候、

右五兵衛所持之分左ニ、

一大判金九拾五枚入 三拾箱

一小判同 貳千六百六拾六両也

一古金 三万六千六百両

一貳歩金 九千三百三拾両

一貳朱金 拾六万五千三百両

一小玉銀 壺石貳斗

目形貳千八拾三貫め

一銀札 七拾貫五百目

一百銭 五千三百廿枚

一四文せん 千六百六拾貫文

一貸方調 貳拾七万五千

……（この間、落丁のため欠）……

次男 八之丞

三男 由藏

加州宮之腰浦銭屋五兵衛一条ニ付、切腹之面々

一貳千五百石 篠原主殿

一貳千石 同 主膳

一千三百石 同 儀左衛門

一千石 同 源七

一八百石 同 帶刀

一四百五拾石 同 惣右衛門

一八百石 奥村甚太夫

一千石 由井忠左衛門

一五百三拾石 渡邊全之丞

一四百三拾石 浅野藤之助

一四百石 高木彦左衛門

外 拾貳人

外

一御家老 長大隅守

此義不洩様相唱候よし之事、

右之通、江表忠兵衛方より八月廿五日出、九月十一日入届、

江戸表、其後大ニ商事不景氣ニ而、尤品川・高繩^(高繩)辺、人家御取払、海岸浦賀迄新古手□所々出□場等之御普請ニ相成、異国船之者共、来春船数相増罷越候由断、引取候由ニ而、来春者合戦ニ相成候御吟味を以、御首尾相成候ニ付、諸御大名様方、御公義共ニ、専ら御備御支度ノミ也、依而、江戸町家、此表立退之心掛罷在候由、弥々商ひ不景氣、武器・馬具等之職方計り当时上景氣ニ相聞候由、江戸莫問屋より書状到来、

一当年、東山稲作六分通、南方・上川辺至而旱損、当所者七分通、北方相応上作と申候、南方ハ田畑共ニ北方より旱損多、四分通之作、

一畑御年貢大豆、御蔵入四分壹、大豆之所ハ六分壹、右之割合を以御用捨被成下御首尾合之事、

御給人様方

一五分壹御手伝分□大豆、金八切、銘々御用捨、格別之御用捨、

但、十月御手伝上納分、御免被成下候段、御首尾合出来、併廿分壹御引当分ハ、上納可致候由御首尾合、依之、御地頭様方大悦ひ、

一莫高直、当村札壹切ニ式繩より三繩、何レ上出来ニ候得共、至而小葉也、不足ニ付、徳田辺も、西口村も、上納者式繩壹歩也、莫作取之者ハ、珍敷金ニ相成候、

一錢 壹貫五百文相庭

一米 札六升より

一大^(大豆)ツ 七切半

一小^(小豆)ツ 小五升

札 壹歩

一大こん 壹本三文位

壹駄付札壹歩位

百廿本付三百文位迄

一当夏紅花買人無之、所々附出、江戸為登等也、

一生糸 六、七月壹箇五拾両より追々六拾両迄、

小系取引、八月買入無之、十月末四拾三兩より五兩迄、花々敷買入無之、持合金拾兩已上之損金ニ相成候、当所商人中手前ニ而セ話、京都へ為登ニ致候事、

御上三而も、拾五万石之旱損と被存候由、一ノ関様三万之内、東山壹万石計宜、貳万石之内、壹万五千石程皆無・半石ニ成、寺崎御地頭黒澤要様三千石之内、御在所貳千石之所、一円皆無、痛入事、依之百姓中より米拾六俵、古米ニ而上納之由、

当屋形様ニも、日壹度麦飯、壹度者御かゆニ而被召上候由、御平生者木綿之御召ニ相成被仰付候由、誠御名君之由、御国元者不及申、江戸・御他領共ニ、難有殿様と申唱候、

夏中南部方

南部(一揆)壹騎四拾五人ノ者共、気仙より十月御城下へ被召登、国分町宿屋共へ、入札を以宿被仰付、被留置候所、盛岡御家老御兩人御出、御貴受被相願候由之所、御当方ニ而御承知無之、屋形様、近頃御下着之上、御挨拶と相成、不叶、被相戻候所、屋形様御事、明年御帰国之所、秋公儀より

御暇被相免、尚又南部(一揆)壹騎騒動、能様可取計被相任候段、表向ニ相成候而ハ六ヶ敷御内意之由、依之、御帰城之上、南部へ御沙太(沙汰)被成置候哉、遠野弥六郎様仙表へ御登、其外南部御用人、御目附貳人、四頭、上下三百人余ニ而御出、

屋形様より被仰渡候趣、并南部方より御願申上候趣、当御奉行様御対談ニ而、壹騎(一揆)四拾五人ノ者共、弥六郎殿へ御預り致候条、并拾ヶ年之間、年々右之者仙府へ年礼ニ可被指出、当方より拾ヶ年之内、附役人被相添置候段、御改事為御見聞之、被相附候由之段共ニ被仰渡候由、右ニ付、四拾五人ノ者共、御当国御仁恵を以、本望相達候上者、死ス共安心仕候間、被指置、御仕置奉願と申出候得共、

屋形様より、格別之御思召を以被仰出候ニ付、帰国ニ相成候ニ付而者、弥六郎様御受合之御印形ニ而も無御座候而者、承知無之候ニ付、御用人・御目附より、帰国致候而も、別而構之義無之候間、早速帰国可仕之御状も、弥六郎様奥書ニて首尾相成候所、

御当方屋形様より、四拾五人ノ者共へ、木綿綿入衣装壹ツツ、金三步ツ、被下置、国分町宿へ賄代として金五拾兩程被下置、弥以難有 御意之段奉拝し候也と、南部方より金三拾

両宿屋へ被指置候ニ付、御上へ伺申上候所、早々右金者相返候様被仰渡、南部方御出立江追掛、返上之由申事ニ候、

依之、南部殿様押隠居と相成由、百姓共願申上候、甲斐守

此節ハ未ニ不分ナリ

様と申上候御方、南部様と相成候由、南部騒動一件者相済

大平ニ相成候候、御当方ニ而ハ、格別之御物入ニ相成候、

此節江戸表之評判、仙台様、鍋島様、細川様、大ニ宜申事噂さ

ニ候、尤片倉小十郎様ニも、今年江戸表御出府ニ而、御奉

行御役御勤め、御供御登ニ而、公義江之御請弘御取都之義

ニ付、御老中様方へ御欠合等有之、御骨折之事共相聞へ候、

此節、諸国御大名様方、武之御備ひ専ら、江戸并ニ京都上

方共ニ、商事至而不景気、仙表ニも、武之棟兵(練兵)度々、屋形

様御下着ニ而、御上覽被遊候事、外専ら御儉約被仰出候事、

一一ノ関様御事も、矢張当時御名君と申噂也、御知行所夫々

御手当多く在之、当年上納之大豆者、年延上納ニ被成下候

由之事、

一当村御地頭様ニも、従 御上、段々御恵ミ有之、尤御蔵入

御年貢四分沓、大豆之所六分沓ニ上納御用捨有之ニ付、御郡同様御取立ニ相成候事、

一当時生糸之義、世上一統不景気ニ付、八月より買人無之、

七月中五拾六、七両之所、当時四拾五両ニ而も買人無之、

四拾両ニも落可申、依而当所之分五駄程、手前セ話、名前

を以、京都為登致候事、誠ニ近年者糸も紅花如く高下在之、

大ニ損金相成候、凡残糸、十一月之後、百四、五拾駄在之

由之事、

当時葉蓂先走り之所、金壺切ニ式繩より、余り高直ニ而行

当り、此節三繩ニ相出候、正ニのしニ而、沓歩ニ三百三拾四

十匁位、高直之事ニ候、

十一月十三日市

一米 六升五合

一大(大豆)ツ 七切半

一小(小豆)ツ 五升ニ而

金壺歩

至而不足

一〇〇 壹貫五百文 不足

一石之卷御積立米無之、当冬者誠ニ不景氣ニ而、無申計候、十月大根壹本弍拾五文より段々、追々出盛り、拾四、五文位、

一生糸、弥々下直、買人無之、三拾八両位迄越年相成候事、大損金ニ成、

一紅花ハ、江戸行ニ而廿兩位、質入ニかり受相下り、大損金、紅花、近年珠玖(琉球)紅花相渡り、上品ニ而、紅も大ニ出、割合宜候ニ付流行致、右ニ而下直之所ニ、殊更異国船渡来之騒き已来、江戸ハ勿論、京都共ニ商事一円之不印、金銀不出、取都のミ、江戸表ハ立退之心掛致居候、

一世上一統武具流行、右職人計り、此節仕事、錢取有之候事、異国船当二月渡来之由ニ付、御公義并諸御大名様方、所々御備も専ら御支度被成置候事、

一当屋形様、御名君ニ被為在、諸覚ニ被相達御役々様方并御家中、御出家方、都而之事ニ御手入、仁物御見立被遊、此節御一門様初、御一統様方諸事御励み、御賞罰正敷、御役替多し、

一南部様より為御礼、上馬七疋、小荷駄馬三拾疋、紬き百疋此糸百疋、御進物被指上候所、御受無之、被相戻候之事也、

十二月、諸穀物上不申候、尤清酒、御郡大所壹軒被相免、御吟味中氣仙沼計り、一ノ関ハ在々一円無之、一ノ関計り此辺三軒、十一月迄ハ高直ニ候所、追々不景氣ニ付、都而下落相成、

一米六升五合 (大豆) 大ツ六切半ニ落

一小豆ハ至而不足故、不下、四升位、壹升壹百文位より、其余も在之、

御城下・石之卷辺ハ三升位、

一〇〇 不足、壹貫五百文之割、百文セン相応ニ相見へ候、

十二月大詰、無類之不景氣也、一円雪無之、至而暖氣^二而、
身持樂々と越年、併金錢無之、凶歳同様也、雨雪無之、二
月時分之氣候也、水不足^二相見へ候、

嘉永七年
安政元年
(二八五四)

一同式番 中嶋寅之介様

但大番頭右同断

嘉永七寅正月と相成

屋形様御事、從江戸御奉書御到来ニ而、当月十八日御発駕被遊候由ニ而、御諸土方諸御用多、去秋御暇御免ニ而、御下り被遊候所、無程御上府被遊、御迷惑被思召候事、併御吉事之御容子也、

一屋形様御位、四位之上と御昇進被遊候由之事、

一異国船、アメリカ軍船、又々大船拾余艘渡来、浦賀沖へ滞船致候ニ付、御註進ニ而、江戸より仙台江御早打兩度御註進ニ付、屋形様御道中ニ而、御城下へ被仰渡、御備之内壱番、忒番之御組千五百人程、俄ニ御登正月廿一日出立、

一壱番組 山崎源太左衛門様

但、御若老并軍大将ニ而、

兼役七百人 士凡共ニ、御国元より如此、
外江戸御詰合

嘉永七年寅二月十五日

一ノ関様御事、東山御知行所へ御発足被遊、同日一ノ関御出立、薄衣町より西口村通、藤沢町へ御懸、徳田村へ御入被遊、御知行所貧民へ御手当金等被下置、尤御通筋ハ、居体御覽之上、金子被下置候由、難有事ニ候、且御忍ひ之御名ニ而御通行被遊、当方へも御首尾合無之、尤御小勢ニ而、五・六拾人之御供也、当方大肝入衆より御指図ニ而、御通筋者肝入・検断御案内仕候様、御首尾相成、肝入、検断、与頭、メリ役共ニ御案内罷成候、御内よりも被相出候得共、御忍御通ニ付、被相扣候様御挨拶ニ而、被相戻候事也、

一屋形様御出駕者、去々年ニ而、一ノ関様此度御発足、御知行所
東山へ当町御通行相成候事、何年之頃在之候とも、御両方様共々、
睨与之事無之、珍敷重り候也、

天保年中、羽州庄内酒井左衛門尉様、御国替被仰付候
節書上候写、

一筆啓上仕候

中納言様、益御安泰可被為渡、恐悅至極奉存候、次ニ各々
様弥御勇健ニ被相成御座、弥喜不斜候、随而拙者主人酒井
左衛門尉、今度所替被仰付候、御換之趣、左衛門尉速ニ御
請申上候、抑酒井家祖、左衛門尉忠次、嫡男左衛門尉家次
代、元和貳年、越後頭城郡高田ニ在住被仰付、參州より入
部、其嫡男宮内少輔忠次遺領相統、同人代同五年、信州埴
科郡松代江移転被 仰付、同八年、台徳院様御世、羽州庄
内鶴ヶ岡江取替被 仰付、当主左衛門尉ニ至り、今天保十
二年迄式百式拾年、曆代相統、在住仕候処、此度武州入間
郡川越、松平大和守様御領知与御処替被仰付、無抛仕合奉
存候、翌九年、

台徳院様大御所様ニ被為入、大猷院様御世与相成、拙者先
祖松平甚七郎御附家老ニ被仰付、羽州鶴ヶ岡へ引移、当主
迄累代酒井家之世臣与相成、甚七郎庄内へ越来^(方) 大猷院様
江被為召、伺公仕候所、仰ニ従、

御神君御当代迄、御三代なれハ、一天下ハ静謐ならん、最

早枕を泰山の安きニ置へき時也、当忠勝より万代不易、
鶴ヶ岡は領主たる、いさ祝おかんと御意被為在、御歌一首
を忠勝頂戴被 仰付候、

民草も なひくゝ風や^(威風) 鶴ヶ岡

あるしの家は 酒井久しき

与被遊、甚七郎手へ被渡下置候御書共、同人私記ニ書載置、
後代亀鑑与、家藏ニ罷在候、御譜代家之内ニも、当家者他ニ
異御寵遇も被為在、尤先祖之武功・忠勤ニおいて、海内壹
人普く知る所ニ御座候得ハ、不遑枚挙ニ候、ヶ様之家柄ニ
御座候得ハ、当主左衛門尉、越度等有之候ハ、其壹人を
被為罰候儀格別、拙者祖基業を興し候、家を動し可申程の
曲事与、於拙者ハ、所恥入ニ御座候、数ハ経候へ共、

大猷院様より、御附家老之家名ハ、末代賦役仕候間敷候、
然ハ、他評兎ニ角当主ニ対し、言訳可申伺無御座候、畢竟
被為置 公方様候而者、乍惶大和守様御内縁之御好誼、好
身を以、御親疎被遊、左衛門尉聊之非義を以、越度と号
し、所替被仰付者と外可奉存様無御座候、因茲、御目通江
於可被仰付ハ、台前へ罷出、乍恐御先々御代段々之御手
討、又ハ如何様之可被為、処重刑候共、無然、厭御存慮無

御座候、ケ様之儀ハ、第一御老中様方へ可申上筈ニ御座候得共、当世ハ此一條已ニ不限、凡而 上様より被仰出候、於 御儀、一々御旨申上、少茂御諫奏致上候、御方様不相聞風ニ候間、前文之次第之儀申上候迎、結句無益之至ニ奉存候間、乍恐 中納言様御憐益奉 仰度、各々様迄、内々如此愁懇申述候条、願者御序以相達、御聽宜御執成可被下候ハ、偏ニ御芳慮与可奉存候、恐惶謹言、

此時、庄内様御領百姓中、仙台江御願申出、殿様御国替之義、御免相成候様、当 屋形様ニ而御取計被相達、御願被成下度申上候、右ニ付、御取受被遊、屋形様御取計被相達、公義ニ而御吟味之上、御国替御免ニ相成候由、鶴ヶ岡御百姓中共ニ、一統大平安穩と相成事、

右、過去候事候得共、庄内書付写之序ニ如此、何時も御近国之大沙汰者、御手前様へ計り参り奉願候事也、

三月十九日、保呂羽山野火之大火ニ而、山中より移り火ニ而、御本社焼失、当日風烈敷、麓徳田村分より式・三ヶ所、東ノ方刈萱辺より壺ヶ所、四方より焼登り、山中壺面之様懸上り、御本社并釣鐘堂共ニ、外木立大本等焼失、女人堂

并同所之立屋共残り、同所辺ニ而人勢を以火相留る、別当家之上下迄焼入、同所も既ニ危く相成候所、人勢ニ而、風も直り、火留る、山中之木立夥敷焼、奥御郡ニ而山々御林等、御上ニ而御吟味、当山者奥第一之御林也と、御備ニ相成居候、御宝山と被称候也、御本社ハ、先年百四・五拾年前ニ焼失致候由相咄候、此度御披露之上、御役人様御見分相成候事也、

伊豆相模 武蔵 安房 上総 下総 六ヶ国也、

一浦賀辺海辺より、江戸御近国海岸、江戸迄之所、御大名様方御備四拾三頭、其外者公義之御奉行様并大御目附様より、段々之御役方、惣御人数御備之分計り、三拾三万六千三百八拾人、

上 月嘉永七年寅二月十九日御改

此内、仙台様御備者、番船之御備ニ而、江戸より浦賀迄之所江、数十艘之船被相出、御壺人持也、外ニ手前御屋敷辺り「」御備、加賀様ハ芝増上寺御堅め、薩州様高輪御屋敷前御堅め、

右御備御名前付并絵図□□在之、夥敷事ニ候所、一応御和談之上、向五ヶ年程御交易之事ニ相成、大平と相成、御大

名様方之大備者、御引上と成、

右ハ、当分御計略ニ而、交易と相成候、

右御交易之品々

但、異国アメリカヨリ献上物と唱候

一姿見之鏡 大壺面

但、横八尺 長サ壺丈式尺

一枝サン^(珊瑚)珊瑚箱台入

長サ五尺程

但、砂金詰砂之物植木之如く

一蒸気船 壺艘

一陸船 壺艘

一劍筒鉄炮 三拾八挺

但式尺式寸位、当国之脇差之代り、面々常々相帯し候

事也、

一大筒 同 壺挺

但、口前之渡り壺尺八寸

御当方より被遣候品々左ニ

一米穀 三百俵

一庭鳥 百頭

一雉卵 千

一塗物之家具品々

此品、彼ノ国より不出無之故、珍々敷賞し候由也、

於浦賀ニ御馳走之節者、飯ハ折敷^(カ)ニ而被相出所、大体手ニ而

直々喰候由、兼而右之は^(著)し、膳等者、無位之者不用事ニ相

聞得候也、

嘉永七年四月六日

京都大火事写

一四月六日午刻、大宮御所御台所より炎上、夫より仙洞御所

禁裏御所不残炎上、夫より東風強く、一条殿、今出川殿不

残焼抜、蛤御門より飛火、町家へ焼抜、下ハ出水川通、烏

丸西ヨリ新町迄、同所より^(下立先通)下立通、堀川通、榎木町迄、大

宮通より西日暮シ迄、出水通、浄福寺通、一条通、上長者

町通ハ、元誓願寺通南側堀川迄、又新町迄、今出川通一条

上ル所、烏丸、夫より東、武者小路通近辺不残、翌七日卯

刻、火鎮り申候、

御立退所

禁裏様 聖護院宮へ

女所様 粟田宮へ、并姫宮様方二条殿江

一町数百余町

一家数八千軒余

右之通申来候

四月廿八日当地へ着

一新一朱銀御吹出ニ成、

五月朔日、当年も水不足、去年式百年已来之旱魃ニ而、殊

ニ又冬中雪無之候ニ付、当春ニ至り、折々雨在之候而も、

全体土中干通り候ニ付、至而水気乾キ安く、去年旱割候田

通り、大われ之所ハ、当年も田ニ不相成候、然ニ当年ハ、

七月閏ニ而、作立も遅く、五月十六日より廿日頃之田植ニ

心掛、此節水無之、仕付前しろかき甚六ヶ敷、当村ニ而三

分通相残り、南方御郡者、苗代四月初より干付、種籾はき

集め、田より上ヶ相用候所多く相聞得、一田苗之見詰無之

所在之由、尤南御郡佐沼近辺、凶歳同様之難義致候、

浜々も至而不漁ニ而、陸共ニ金銀誠ニ不足ニ相成、不景氣、

但百文銭追々相下り、此節相応ニ参り、銭追々行渡候、通

用宜相成候事、併相庭未ニ下ヶ不申候、

五月三日

一代壹貫五百文割

一米 札ニ而六升

三月より生糸買人相出、当地四拾両より式・三両、上五両

迄、江戸・京大平ニ相成、商道又立直り申候、生糸者、御

備武具・馬具江御用相成候物ニ相見得候間、世の中不景氣

ニ而も、不安売可申と咄候事、

屋形様、御儉約之義嚴重ニ被仰出、春中御家中より下々一

統江、御代官様御廻村ニ而、与頭并小前之者、女共迄被召

出、被仰渡候事、

一当雨在之候得共、去年之旱魃ニ而、水かわき安く、尤大雨

無之、仕付六ヶ敷候ニ付、御代官様并御役人様中、村々御

制道ニ而、干損御見分御取調ニ相成、当村田代七貫五、六

百文書上、然ニ、十九日庚申、同廿日相応之雨在

之、次々、廿四日雨、廿五日雨、廿七日大雨、廿八日雷
雨、大キ成ひ（雷）やう、前日も当日もふり、四拾余年來之大
式寸位、町ハ玉位、所ニより壱寸、
ひやう多くふり、麦又ハ煙草苗等、大痛申候、

此間続而ふり候雨ニ而、多分仕付相成、一統大慶、安心致
候、

御分領中、御役々様へ御制道ニ而、仕付方相成候、当年ハ
大麦之作大当り、からし・菜種、川通上々作、追々仕付相
成、苗不足ニ而、田植付残り可相成と申候、去年より大干
割相成分者、植付成兼候、

六月十日より雨追々続而、日々ふり、折々大雨ニ而、十方
くれ中降り続、北上川大洪水、廿三日晴上り、享和年中已
來之洪水、薄衣町中水揚、二階ニ六・七日暮シ、七日町同
様、北上川筋通田畑水おし、からし・麦等ハ上々作ニかり
取候得共、畑所へ置、一字流失、大痛、田も水おしニ而、
皆無同様ニ成、其外ハ山通水流無之分者、田畑共ニ見事ニ
成長ス、廿六日より土用ニ成、弥々日増大暑ニ而、諸作仕
付行届、当時豊作と相見得候、水上ケ之所計り大ニ相痛申

候、蚕種不足ニ而も、相応之作ニ而取納、

七月朔日、二日雷雨、大暑也、とよふ六月廿六日暁八ツ時
入、

一喜平治事、肝入退役願度々相達候上、四月御免被仰渡候
事、

上方大地震

嘉永七寅六月十四日丑ノ刻大地震次第

一東海道筋、尾州津嶋天玉御本社より、町家も倒レ、当日よ
り十五日御祭礼ニ而、怪我人夥敷有之、宮ノ宿、桑名、四
日市、追分、石薬師、庄野、龜山、関、坂下、大山、水
口、石部、草津、大津大地震、但坂ノ下より薄く、
京都、東南之方、建家・土蔵少々倒レ、西北之方格別薄
ク、大坂同様、天王寺、次ニ堺、伏見ハ強く、奈良者過半
つふれ、郡山辺迄同様、
伊賀上野御城崩レ申、西方丹波薄く、其外江州、奥伊勢等
十ヶ国余りゆり候よし、
江戸より早速之註進、如此、

右七月二日

右之通追々註進有之、四日市者中就大痛^(就中)ミ、家々倒れ、出火相成、焼失、北海道近辺右ニ準大騒動、伊賀上野者五百人程行方不相知、大地割崩候ニ付、地中へ埋り候やと唱候、其外亀山之御城、并大坂之御城等も相痛、北国辺、越前福井の御城下も多之痛と申来候、如此数ヶ国之大地震者、是迄聞伝ひ無之候事也、

右騒動ニ付、上方商事大不景氣ニ相成、糸・紅花共ニ一円買人無之候、当七月中、小糸出来候得共、四十兩位ニ而買人無之、紅花も地元ハ四十五兩位買取候所、何分買人無之、当年も去年之様、両品共ニ損金ニ相見へ候事、

当年ハ、閏七月有之、都而後レ候得共、六月迄氣候宜、諸作物近来無覺上作之模様ニ候所、六月より追々雨降勝ニ而、七月十三日晴、十四日雨、十五日晴、十六日雨、右十五日より八專ニ入、毎日の雨、間日ニ晴有之候得共、駢快晴無之候、大川筋洪水、六月より七月廿一日迄三ヶ度之洪水、相痛申候、盆中より此間続而冷氣ニ相成、未駢快晴無之、諸作方扱ひ大ニ後レニ相成、盆前麦打不極候、

七月廿三日市、川向之市人不參、市日至而不盛、盆前諸市も一統不盛り、不景氣、十三日市ハ相応ニ盛候、三拾ヶ年凶歳前よりハ、市日く三ヶ壺ニも無之、不盛也、一米穀當時売買無之、

外町々一統下落之方、

一錢者、此式、三年不足ニ而、壺貫五百文定直段ニ取行候所、当春中より夏中、当百錢夥敷參り、御城下より津々下落ニ相成、

七月十二日市、八つ頃より御触相廻り、金壺歩ニ代壺貫六^三百文通用被仰渡、俄ニ下落、大ニ迷惑致候事、

七月廿四日天氣祭、雷神宮精進、休日相成候事、当日快晴、廿五日終日雨、廿六日ふり、晴、今日迄八專中、雨ニ而、当月初よりふり続候而、諸作物不宜、稲出兼、又々心配之所也、廿七日キノイ子^(甲子)ニ而快晴、昨日より暑氣相応ニ而、一統大慶致候事也、

大坂表より

一当三月、上方薬種唐物大引上ニ付、江戸より御城下へ早飛

脚到来ニ付、御城問屋中より在々薬種仲間、態早飛脚ニ而

註進在之候事、右者例年参候唐船并フラン陀船、去年より

不参候ニ付、唐物不足ニ相成、俄ニ大引上、然ニ余り強く

大高二付、四・五月頃少シ緩ミ、尤御公儀よりも御手入等

も在之、唐大黄、斤三百六拾匁と申所者三百匁位、尚持合

等追々相出、入用も余り高直故、医師遣之方行当候ニ付、

買人も小売計ニ而、引下候所、唐船も未ニ入着無之候ニ付、

又々引メり取引之趣、尤大黄三百匁ニ而売人無之由之事、

直段大上り之品左之通

一唐大黄 斤三百六拾匁より 一頃下り

七月相庭三百匁位 式百五十匁

三十匁位

一広東人参 斤八百五拾匁より

一東京肉桂 式拾五匁より

桂皮 此品ハ倍位之上

一唐智母(知母) 百匁

一丁子 六拾壹匁

是ハ中上り

一唐良姜 百五拾匁

七月百匁位落

一唐黄蓍(黄耆)者少々上り 四拾八迄

一海老木松 両 式匁八分

一大楓子 メテ八百匁

右ハ近年高直、六百匁位之所

一連堯(連翹) 廿八迄

一羚羊角(羊羴) 百五十匁

但、去々年式百廿匁

一すおふ メ九十匁

一大う薬(烏薬) 斤百匁

近年久敷高直

一大茴香 八拾五匁

一大益智 六拾八迄

一唐麻黄 八拾五迄

一唐附子 三十五匁

一唐胡蓮 両 八匁五分

一唐呉朱(呉朱黄) 六拾匁

一角阿仙薬 百廿匁

七月 八拾匁ニ下ル

一酸棗仁 四拾匁

一和山梔子 六匁五分より

右ハ唐物ニ無之候得共不足、引上、

一う犀角 五十五迄

但、廿式、三匁之所

一石黄 百廿匁

一唐宿砂(縮砂) 九拾匁

七月、六拾式匁ニ下ル、

壹分

一臍麻香 廿五匁

廿八迄

一伊(伊勢)七真珠 五百迄

但、近年高直、六百匁之所、下ル、

一辰砂 斤三百五十匁

一極刻朱(カ) 両 三十八迄

一延都三糸 拾七迄

一唐白木 廿八迄

是ハ中高也

一兵郎子(檳榔子) 八拾五迄

七月 七十式迄ニ下ル

一唐木香 四拾匁

七月 廿八迄相下ル成

近年廿式三迄

一木別子 廿四迄

一唐升麻 廿四迄

一穿仙甲(穿山甲) 八十五迄

一生水銀 百六十迄

一岩錫 百目ニ而銀八拾匁

但、右品御軍用ニ付御買上ニ相成候ニ付、大坂より大

飛上り、高直、市中一円無之、如此、

右之外ニも高直相成候也、

但、俄ニ上ル物ハ、不遠して又下ル物也、必買方仕間敷、

持合ハ売候方、買方ハ見合可申、

右之通、去年より異国アメリカヨリ当国へ難題之願、軍船
数艘渡来ニ付、兼而被相免置候唐人ヲランタ人、当国之混
乱と相察シ、去年より当夏迄不參、唐物右ニ付不足、引上
ニ成、

一閏七月ニ相成、三日迄日和続、暑氣相応、是ニ而あらく

稲出穂ニ相成候所、七日より又雨ふり続、旱損遅く、田植
 之分、山沢之分ハ未出穂不相成、所々又々一日替之雨ふ
 り、引続度々洪水、上作之所大ニ雨くちニ而不宜、漸々十
 一日より晴れ、式百十日過ル九日、此日晴れ、日和、閏七
 月十七日者大暑ニ有之、十八日小雨ニ而、冷相成、廿一日
 より大ニ冷氣、廿五日、此間至而寒也、今朝舟木辺相成之
 霜有之由、

当月之氣候、寒暖不同、

紅毛船并唐船ハ、去年より当年入津無之、唐物類高直、尤
 当年中ハ不參見詰ニ候所、此度紅毛船壹艘入津、又唐船も
 式艘入津之由、先以紅毛船入来ル品物さし出、左ニ註進申
 来ル、尤唐物類下落、中ニも大黃下直ニ成、

- 一 壹番象芽(象牙) 八百斤
- 一 丁子 五千斤
- 一 錫 拾壹万九千斤
- 一 砂糖 三拾五万九千斤
- 一 銀錢 数三千五百
- 一 荷包銀

一 小木 拾九万九千九百九拾斤

一 本方

別段商法

一 三番象芽(象牙)

七百斤

一 紫旦(紫檀)

四千四百斤

一 肉豆(肉豆蔻)

四百五拾斤

一 水銀

五百斤

一 小木

七万斤

別段持渡り

一 小木

壹万九百拾斤

一 錫

五万斤

一 蒸氣船雛形壹艘

一 但諸道具共ニ

品代り

一 琥珀

九百八拾五斤

一 アラヒヤコム

千六百五拾五斤

一 ウニカール

百斤程

一 郡青	百斤程	一 テリヤアカ	四百三拾貳銀
一 肉桂	四十貳斤	一 ヒヨシヤムス	百三拾五斤
ノ		一 ア、マ仁葉 <small>(重麻七)</small>	百三拾五斤
脇荷		一 ヤーラツハ	九拾三斤
一 フロリンステイン	三百廿五斤	一 ケンチヤン	貳百八斤
一 セーアユリン	百七拾斤	ウヲルドル	
一 マクネシヤ	貳百五拾五斤	一 ケレムルタルタリ	百三拾五斤
一 紺青	三百八斤	一 ホツクホート	千三百斤
一 シキタリス	貳百拾六斤	一 エリスランスマス	八百四拾斤
一 センユラーチン	貳百八斤	一 サボン	千六百斤
一 イヘカコアナ	卅五斤	一 セメンシーナ	貳百三拾五斤
一 キナく	一千斤	一 白檀	四千斤
一 痰切	千百六拾斤	一 サフラン	貳百五拾斤
一 テーニネス	百七拾斤	一 丸藤	八万八千斤
一 ユンホー		一 ユーセテル	百三拾八斤
一 □□□レ	七百四拾五斤	一 スフリテス	百瓶
一 サツサハリルラ	八拾三斤	ニツトルトロシス	
一 ホーラキス	六十八斤	一 ホツマンズ	百瓶
一 芦會 <small>(芦葎)</small>	百七拾斤	一 サルアル精	五拾瓶

一キナハート 四拾瓶

一アセタヘツリ 五拾瓶

ユムヒー

一フラークウエイン 六拾瓶

ステイン

一エキスシキユタ 十同

一ラツセンカル 五十同

一ラモスイン 弍同

フリナリス

一エキスヒヨシヤムス 弍拾同

一アカハーテ油 百四拾弍本

一ホルトカル油 三百六十本

一テレメンテール油 弍百本

メ

右之通、七月十二日出を以申来候分、如此、

閏七月十八日、小谷より申来ル

御城下より申来候、替り直段、下り共ニ左之通、

一大黄 弍百三拾匁

一大巴豆 三拾四匁

一大益智 六拾匁

一大楓子 貫七百五拾匁

一兵(紙椰子)らう子 七拾匁

一大甘草 五拾八匁

五分切

一唐麻黄 六拾弍匁

一唐木香 廿六匁五分

一サフラン 両八拾弍匁

一黒砂糖 歩壹貫五百五十匁

初雪印

一白砂糖 貫拾三匁

一同飛雪印 貫拾三匁五分

メ

閏七月廿四日

一上方不景氣ニ付、紅花買人無之、地商人中高直ニ買入、当年も損金、売所無之候、

一生糸も不宜候得共、此節者少々、売買人も有之、小糸之分者相片付、四拾両より追々四拾弍、三両、上品五両位迄、

度々買留にて、直段定りも無之様、買人進ミ不申候、何レ
買まゆ之分、利分無之候、

寅沓番 豊利船

八月相成、糸四拾五、六両より七両位迄、又休ニ相成候、

船主 楊中堂 唐人

同沓番 百四人

十当四月御所

源宝船

一京都御内裏御所御造営ニ付、三ヶ之津并御大名様方江も御

船主 江守会 唐人

用金被仰付候由、追々相聞得候事、是等も商事へ指さわ
り、世の中不印候事のミ、

外ニ

在番三人

一松前・箱館、ヲロシヤエトロノ辺江之公義御役人中、海道、

浜海道、海岸通、御上下にて、所々御備之御首尾相成候、

七月廿二日并

但、所々異国船相見得、御備御用心被成置候事、

同廿八日長崎へ入津

右式艘分積荷指出

一長崎湊、当七月兼而渡り来候御交易之唐船、又式艘入着ニ

一紙ニ写

付、積荷物指出、問屋中より註進申来候、追々唐物薬等下

一広東人參 式百斤

直相成候由、尤大黃第一緩ニ申来候事、

一沈香 千三百七拾八斤

八月さし出写

一懐老 五百八拾叁斤

左之通

一丁子 五千百三拾九斤

十式家

一水銀 式千七百七十一斤

一 紺青	八百三十拾壹斤	一 白 <small>(白芷)</small>	七千九百四拾貳斤
一 胡須	貳千五百九拾包	一 大服皮	五百五拾六斤
一 藤黃	貳千九十八斤	一 馬 <small>(馬錢子)</small> 七ん子	千拾斤
一 砂仁	千六百六十壹斤	一 山き来	八千貳百五十五斤
一 白じや	七百拾四斤	一 太楓子	三千百拾三斤
一 大黃	三万六百七十八斤	一 川烏頭	百四拾八斤
一 甘草	四万七千四十九斤	一 蘇木	六万九千五百卅斤
一 益智	三千三百十三斤	一 順番白砂	五万九千七拾斤
一 厚朴	七千百拾壹斤	一 上白砂	九万六千三百三拾斤
一 延胡索	三万四百八十四斤	一 同 並	拾貳万四千九百九十六斤
一 黃芩	八千百五拾七斤	明ラルと相印申来候	
一 式ばん同	壹万三千八百七拾斤	一 石膏	拾壹万斤
一 枳じつ	五千三百五十四斤	一 毫のふ	百五斤
一 黃耆	四千四百廿壹斤	一 上胡順	貳百包
一 智も	八千五百九拾貳斤	一 上白砂	貳万八千四百八拾四斤
一 白述 <small>(白朮)</small>	壹万貳千九百拾七斤	一 伽羅	百三拾四斤
一 麻黃	七千貳百七拾五斤	一 琥珀	貳百斤
一 附子	壹万六百八拾五斤	一 牛黃	七斤三合五勺
一 三友 <small>(三稜カ)</small>	壹万四千八百九斤	一 蒼朮	壹万貳千七百四十八斤

一木香 九百四十式斤

一使君子 三千七十八斤

一呉朱黄(朱黄) 式千拾四斤

一遠志 八百八十八斤

一庶虫(庶) 五百斤

一牡丹 壹万七千七十八斤

一朱 五箱也

本方

一辰砂 九拾斤

一三盆砂 百五拾丸

一胡黄連 三百卅斤

一犀角 廿斤

一琥珀 三百斤

一麻香(麝香) 式斤

右之通写ニ而申来候事

寅八月十四日

一(付札) 三千匁也

一南籙 三百四十万八千七百匁

一小玉銀 式千万八千貫匁

一丁銀 六拾八千貫匁マ

一米 式百拾万七千石也

当时御城下より申来候相庭直段、左之通

一唐大黄 百八拾目

右九月又下落、百四十匁ニ下ル、

但先紙面ニ式百匁

一大甘草逸(カ) 三拾匁

九月下落甘迄ニ成

一兵郎子(檳榔子) 六十五匁

向下り

一阿仙薬 六拾匁

下り五十五迄ニ成

右式品ハ、当渡り指出ニ不相見得候得共、引下候、

上り両

一カンキリ 五匁九分

一肉桂 拾八迄

下ケ、十六匁五分ニ成

一唐木香 廿六匁五分

一大丁子 五十八匁五分

九月下り、五十四匁ニ成、

下落分ニ

一大頭黒砂 壹六五

下壹七ニ成

一^①租 同 壹七五

一初雪 〆十四匁五分

下ル、十式分七リニ成

一飛雪 同十五匁

一生蠟 五兩壹分貳朱

一さらし同 六兩貳朱

九月^(縮砂)

一唐宿砂 五十匁下ル 連堯^(連想) 十六匁五分下ル

〆水銀兩三迄ニ下ル 唐良姜 兩式匁四分同

砂とふ類も下ル

大下落ニ相成候事、来春迄ニハ追々下直ニ可相成候事、

此節迄ハ、薬種高直ニテ、御医師方唐物一向不調、不売、買合之小売計リ、併唐物持合ニ而売候分ハ、徳ニ相成候、

寅

一八月廿八日、去々年嘉永五子也、

愛宕山

御出馬屋形様御登山

御覽場御入之

御当日を例として、祭馬乗等相建候様可仕、御地頭様方より被仰付、馬乗祭相成候所、俄ニ持花等も相出候様之吟味ニ而、相応之花祭、小山祭等迄相成候事也、相応之祭ニ相成候事、依而馬乗祭定例ニ成、屋形様御覽場江、石碑立ル、

寅十一月四日辰刻

東海道大地震之趣

仕立便以申来候写

一江戸市中、日本橋向別而強く、併人家潰候義ハ無御座候、

此所追々註進、所々古家等つふれ、相応之痛、

一小田原宿 人家・土蔵共、七・八十ヶ所焼、怪我人多御

座候

一箱根宿 七・八分通潰、怪我人・死人多、往来留

二子山崩、近在へ石砂雨如ふりて、峠荒所□山出来、

御関所御無難ニ御座候、

一三嶋宿 人家不残潰

出火相成□□宮より十軒計、東西五丁程焼失、

豆州下田宿ハ、津浪打込、不残海へ引込候由、但し小高

所人家六、七軒残り候由、

一沼津宿 御城内御櫓崩、御家中人家不残潰、追々大焼と

申来、

水野出羽守様

一原宿 少薄様子御座候、

一吉原宿 右同断、

追々不残崩レ、火事無之、

藤川步行越相成候、往還同様、

一神原大崩れ

一油井宿 人家多方潰、併少し薄御座候、

追々大崩レ申来

一興津宿 津浪込入、人家大損、

一江尻宿 右同断、

一駿府宿 御城大損、人家不残潰、出火、

追々出火無之と申来候

一岡部宿 大損相成、

一まりこ宿 人家半分潰、怪我人、

一藤枝宿 御城焼失、同商人家不残潰、

追々田中両所御城始、不残崩皆焼、

右之通、先々今以往来留故、不訳御座候、其外信州松本、

甲州、中仙道も少々痛之由、

掛川御城不残崩、御家中・町方潰、出火、袋井宿も同様、

両宿ニ而糸荷計三拾駄計焼失、小田原より大津迄、所々ニ

而往来荷物何程焼失と申事、今以調相成兼候、凡糸荷三貫

分焼失と申来候、追便御覧入ニ而、委敷可申上候、

京屋

追調註進、弥大変、大痛、

一金谷・日坂 両所五分通潰れ、

一見付宿 不残崩れ、夫より火事、

一浜松 土地われ多し、

一甲府 大損し、崩レ、夫より火事ニ成、

一信州松本 大半潰れ相成候、

一中仙道、追分・沓掛之両宿大ニ崩れ、火事無之、

一伊豆下田湊、山々崩、海辺江山潰出、当時御出張之御役

所崩れ、大津浪ニ而、凡壺丁程ノ高浪ニ而、当時異国船

渡来ニ付、御用船数多在之居候所、何方へ行候や、行衛

不知と申事ニ候、

此所、式千軒程在之大所、三拾軒計り残り、

上方筋右大地震

一京都 大地震ニ候得共、無事之由、

一大坂 右様、西ノ方所々損多し、

又々翌五日大地震ニて、津浪押寄、橋々落候事、

大坂

一阿波路橋 永澤橋

一亀井橋 其外

凡三拾橋計落候

船之義数多損し、死人数不知候得共、凡三万人計り、

摂州 西ノ宮 兵庫

一尼ヶ崎辺大損 四国迄

播州

一明石 同断 姫路

一紀州 浦々大損

大津浪ニ而、湯浅、広浦同様之事、

城州 江州 同

一伏見 大津より龜山辺

大地震ニ候得共、存之外無事、

勢州

一桑名辺、家藏数多損し、地中われ、泥水湧出、四日市海

辺津浪、大損、奥伊勢山田大損、

右之通、註進申来候事、

寅十一月

一御公義より、伊豆下田江御手当被下置候由之事、米ニ夜具

一十一月廿六日寒中、大ニ暖氣ニ而、御日寒九日也、

大雨、大嵐、雪流大水、所々痛、しび(船槽)やくら押たほされ

候、

当冬、者寒氣薄く、雪も至而不足之冬ニ而、暖氣也、

一前書之大地震者、追々註進、絵図面等相出、弥々大なる成地

震二而、古来無之大変、大痛也、御大名様方、

一 御城下 拾八ヶ所

一年号改元

一 郡数 五拾六ヶ所

安政と御改相成候

一 大寺社 千弍百余ヶ所

右、御城下十二月十二日御出御触之事、

一 里数 江戸より四国迄

横七十余里

一 十二月廿八日江戸大火

山々崩れ、津浪、火事等二而、船々并死人、怪我人夥敷、海道筋荷物大損、言計無之候、

日本橋より、北之方外かん田迄、同所より相出候由、近年二而之大火、宜所焼失、

其後、東海道通用留り、無異儀行掛之者、旅宿せん壺泊銀拾匁、握りめし者百五拾文ツ、

一 大坂表も大焼と申候、

一 江戸猿若丁芝居町辺焼失、

一 当年度々上方大変多く、糸・紅花商売時々留り、上方并諸国不景気、商事不定、六ヶ敷世から二候、

十二月諸相庭

一米 金壺歩ニ三斗前後

一 大ツ 御手(カ) 三切七分五り迄

一 〇 壺貫六百文

十二月廿八日大不景気

安政貳卯

一当正月至而暖氣、折々雨、大しけニ而、十五日過大ニ暖氣、
廿一日、二日、三日中雨之氣、

一同廿一日夜八ツ時頃大地震、近年此辺無之大地震、天保^(六)
年午六月廿五日已來之地震、上方同様ニも可有之と心支致
候、

正月藥種相場

一唐大黃 格別下ケ不申候

百七拾匁より百五拾匁

一広東人參 斤五百匁前後

右之外、去秋相庭より格別之高下無之候、

和藥類ハ下直、藥種者一体去年より当年春中、至而不売
之事ニ候、

二月朔日(彼岸)日かん入口、近年ニ無之暖氣、早く去冬雪至而不
足、寒氣も緩く、暖国之如し、然ニ当月ニ相成、度々雨嵐、
又ハ折々地震、

同十二日暮方より雨、夜大嵐、

当春者、浜々至而之不漁、肴類大ニ高直、

一正月三日、屋形様御野初、御發駕、例年より御人数多、御
大家様方多シ、凡三万人程之由、御軍用之思召被為在候由
之事、依之御他領より拝見之者多く、御城下ハ大ニ賑々敷、

三月朔日前後、種上ケ方

梅花二月中ニ開候、桜花同様、三月三日頃桃花最中、

数ヶ年ニ覺無之氣候ニ而、暖国之風土也、

三月四日夜、一ノ関大火事、

地主町菅原より御本陣、同町より大町之境迄、表屋敷七拾
軒、家数百貳拾軒余焼ル、大ニ相痛候由、当所ハ四拾年前
程先ニ焼失致候所也、

三月朔日江戸大焼、翌二日迄、十二月廿八日焼残り日本橋より浅草前迄、町々并御屋敷辺夥敷焼也、

卯三月廿七日

当時屋形様御在国ニ付、江戸表より御早を以到来、

一当正月元日、伊勢戸羽浦江異国船入着ニ付、藤堂様より俄御人数三千人程被相出、外近国より同様、追々被相詰、本御支度ニ而、見事之由、参宮之者見物致参候よし之事、

此度異国御警固被為仰蒙、松前江被相下候御備御人数、忝千人余之諸大将、左之通、

御公義より被為蒙仰候

大番頭

御書付の写 左之通

奥山内膳

此度、東西蝦夷地、西在乙部村、東在木古内^(木古内)村迄、島々共

同

黒澤要人

二一円上知被仰付候ニ付、其方義、蝦夷地警固被仰付候、

脇番頭

今村隼人之助

佐竹右京太夫義も被仰付候間、諸事可被申、合且又南部美

同

古内恒之助

濃守、津軽越中守義者、兼々被仰付置候条、是又可被申合

同

伊藤左近之助

候、尤箱館表、松前之地、御警固とも可被相心得、委細之義者、箱館奉行江可被相談候、

同

山本甚三郎

別紙

御目附

横澤傳左衛門

蝦夷地勤番人数指渡置可致、人数其場所等、委細之義者、

同

高橋志津三郎

箱館奉行へ可談候、

御武頭

長沼五郎左衛門

同

北 作右衛門

同

田村平九郎

同

木村皆之介

同

高橋富之進

同

鹿又龍之進

同

四釜栄馬

同

南村金右衛門

御若老

松前主水

同

瀬上美濃

外

御旗奉行 兵糧奉行

小荷駄奉行 御徒目附

御使番御医師 色々

大番組 大小式百人騎

右御扣、御見合ニ而、御延引ニ成、明年被相下候

事ニ成、

右之通、此度松前行御用被仰付候事、

安政式卯四月

五月中旬御出立ニ被仰渡候也、

依而、当御地頭様壹番ニ而御出立也、御用意専之事共也、

文化

古、文化初、度々松前騒動より、当年迄五拾年目ニ而、此

度起り、如已前之成事共在之、

文化三寅年より卯

一松前様より御使者、仙府へ来着、何か御願之趣と相聞得候

事、

一当御奉行芝田様、江戸表へ御早ニ而、御出府之由在之事、

此頃者、追々江戸より松前へ之公義御役々様方、度々御下

向之事、

当年者、田植も割合より早く、当村者四月廿日初田植前より植方在之、苗ハ至而不同、不宜所ハ追々ニ而、東山之内五月節句前か、り候、此節氣候も宜、水も沢山、麦作、春中至而不宜候所、追々雨、朝暮冷氣ニ而、大ニ直り、宜相成候、南方中奥通り、水沢山ニ而、田植未不相成候由、

四月廿七日大雷勢、大霰ふる、

此間者、鮪漁并鯛漁相応ニ有之、下直ニ相成候、

四月廿六日

一此頃、金花山沖ニ異国船数艘相見得候内、石之巻湊浦へ四艘入着、上陸之者有之、早打之御註進、御城下へ言上、早速涌谷伊達安芸様より、御持場ニ付、御人数大勢被遣、続而松山様并登米様より御加勢、近辺之御諸士様方追々被相詰候、外ニ又荒浜江壹艘着船之由、御註進相成、御城下より石之巻迄之海道、海岸通、昼夜早打、早翔、引も不切由、騒ケ敷事ニ相成候、

御城下より之御発向之御方ハ、追々大勢被相詰候事未御名前不相知候、金花山

唐船番所物見より御註進ニ者、気仙綾里之崎までニ、異国四拾艘程相見得候由之事、為見物之、石之巻江参候者、一字御指留相成、定而御備方御用ニ可相成候也、

石之巻、町中之節句幡、一字御取上相成候由之事、同所宜見世、店々ハ、戸をさし候よしの事也、

御城下表、御地頭様御屋敷より早飛脚、壹昼夜ふりニ而、昨朝当地へ入着、

一御地頭様御事も、大番頭ニ而松前行被仰付、御下向ニ付、

壹番組

町村三ヶ村へ御軍用金御貸上、先達而被相頼、拔ニも在之、高割も在之、前々と違、町方も御知行御取上ニ相成、尤類焼度々ニ、一統困窮致候、御地頭様方御用達と申者も無之、縁薄ニ而、御軍用金被相頼候ニ而も、金高ニも不相成、村共ニ到而不出ニ候、

其内ニ、松前御用御下りも、御上より御見合、被相扣候事ニ御首尾相成候、御延引と成、

六月ニ相成、松前江之御使者、当時公義使ひ御勤仕之三好

竹三郎様、江戸表より御下向ニ而、御前へ早々被仰上候後、直々被仰付、御同人様松前行被仰付候由之事、

此所、松前ニ而一ツ之故障有之、(志摩守)志麻守様より、先月初御

使者御兩人仙台へ御登り、当方之松前様より片倉様へ被相頼、御当方へ何角とか御願之筋被相願候由之所、御取受ニ

て、両使御帰国相成、依而、江戸江御奉行芝田様、御前より之御意ニ而、御早ニ而御登り故、竹三郎様御下り、如此、此所、不分リニ候得共、御公義へ御取合られ之上、松前へ御使者ニ而被遣、大軍勢之御備を被相扣候事と申候、

一石之卷入船之アメリカ船も、(伝馬)天満小船ニ而参り、薪木等無之、右品無心ニ参候由、伊豆之下田へ参候由ニ而、御役々之御改相受、早速出船致、引取候事、此所御役人之不首尾之事も相咄候事、其後五月初、アメリカ船式、三艘、尾崎辺江参候由、奥山様御持場ニ付、同所より早註進ニ付、当御家中より急之遠見四、五人被遣候所、右船入着不致、直ニ沖へ出船致候由ニ而、其佞騒ニも不相成候事、海岸通り油断不相成、沖ニ者不絶漂流致居候事ニ相聞得候也、

御上ニ而ハ、専ら御軍用御備、日々之御用意と相聞得、尤度々練兵之訓練之事、又ハ御軍用方御金入多ニ付、色々御手段之事、

一田植、四月廿日より初り、曆表之初田植ハ廿一日、

一養蚕方、種沢(京山)ニはき候年ニ而、殊ニ田植前後、町中へ桑不出、尤蚕、桑ほきより先ニむへ候ニ付、余り早、依而先分蚕

流申候、式番過より飼候所、桑高直、至而不足尤違子多く、捨り流候ニ付、追々桑下落残り申候、一統違ニ成、まゆ之出高、例年より四分位作、依之、まゆ直段高直、一升(手形)ニ而御手三切半より三歩位迄、

一御分領中、神社仏閣等之釣金つき金と申御調べニ相成、御徒目附様御廻村、御改ニ相成候事、

右御軍用御備ニ相成候事、
なべ釜等も、御調之事ニ相咄候、

一御国産生糸・紅花、御城下町方拾人之問屋中へ被相任、当

年より御国産之御取扱、買方共拾人衆名前ニ而、奥方并南御郡共、通帳持参買方、尤糸并紅花荷造問屋、大町得可主屋徳藏方ニ而造候方、御国産糸銘共ニ被相定、段付ニ而銘付致、造方之上、御他領出、他国者ニ而も拾人衆之名前ニ而、買方、荷送りも問屋ニ而致候事、荷物望之者江ハ売渡候事、在々之仲買ハ、糸・紅花共ニ、仲判切手を以買方、壺名代ニ切手五枚ツ、被相渡候事、御役金ハ御城下納、尤在々より直ニ他領出ハ不相成、一字御城下出、改調所者、御判肝入手前計リニ而相改、送状之首尾相渡候、真高御役金より廿分壹被下候由之首尾合、依而御郡方御取扱被相止候事、

但、此御仕法、当時御郡方一統不同意之事也、

仙台国産生糸銘書

御用	御用
金花山	日頃市
御蔵入	錦天
御用	同
千松島	宮城野
錦天	同

御用	御用
沖の井	錦得
稀飛	稀飛
御用改	御用改
名取川	玉川

右之通糸銘を以、此度国産生糸、於当会所造立、御他領出相成候ニ付、糸性合念入相撰、造指上申候間、御註文被仰付被下度奉希上候、以上、

生糸造問屋

仙台大町	得可主屋徳藏
月日	

但、此御仕法ニ而ハ、他国伊達辺之商人、甚迷惑ニ相成候風、

一仲御役改所 国分町

伊藤氏

右、当年より被召上、別而被相立候由之事、但、伊藤氏者、文化年中より久敷御受ニ而、仲御改所被相立候所、此度被召上、大ニ行違、迷惑可仕、

一 繰綿改焼印、田丸氏も拾ヶ年之御かり上ニ相成、廿人扶持被下候由之事、是又年来之株敷也、

一 六月七日、土用辰ノ時ニ入、

当夏麦打、五月末より始り、十五日迄ニあら〜究り、五

月より打候事、覚無之、早年ニ候、尤土用入後、追々大暑

ニ相成、十五日殊ニ大暑、此間者諸作物見事ニ相成候、

当年者、大麦不作之年柄、

土用入口、近年者夜之入口ニ而、土用中不宜、当年者昼前

之入口ニ而、暑氣、日和共ニ相成、折々雨在之、大根仕付

方并蓂等、都而當時宜、土用明候而も、六月中申分無之候、

七月廿八日より雨

先達松前様より御頼參候之御書付写由、左ニ、

松前志摩守使者

国富筑後

去々年南部領百姓一揆蜂起、貴領へ推參、歎願ニ及候ヲ、御沙汰として被相宥、終ニ公边ニも不被相達、穩便ニも候所、私領之内、先年箱館奉行附属之外、此度東西蝦夷地被

召上、素より不毛之地ニ而、数多之家中扶助不叶、永之暇及吟味候分も御座候所、私領之義者、御竿入之地とも相違、松前一円久々領知罷在、不肖之私被召上、先祖より之家中迄相失候義、甚歎ケ敷御座候得共、時勢ニ付、御用ニ相入候義、不及是非、当惑之者、謂論縮知減行、頗ル手を尽候所、数年之内ニ者、心得違之者在之、南部一揆貴領御所置ヲ見習、不軋相構候半も難計、公边未発、内予真実之悦服所置申度候得共、辺国不信□考不起勘合、願クハ近信之好、以御躰剂奉希候、

四月十二日と在之候事

一 御一門様方并御大家者、専ら御老年毎ニ御備相成、中ニも涌谷、松山、登米、宮床様等、御城下大ノ原合原ニ而御上覽夥敷相聞へ申候、

一 内膳様御事、松前御下向之御支度も相調、御出立之御日指御待受候所ニ、別而御吟味之事在之、松前様より御使者ニ付、御見合、御延引相成候所、子細在之、内膳様御事、御病氣被相達、大番頭御役も御引込被成置候事、此節御家中一統御気毒ニ相成候、色々訳合在之候、近年 屋形様之御

思召も御都合宜、右大番頭迄被相勤、御都合宜所、御引込も乍御其身、御気毒と相聞へ□□、

六月十八日御出立にて、松前江之御使者三頭

一三好竹三郎様 其外御兩人

但、御国元御役ハ、出入司ニ被召上候之上、松前御使者被仰付候由之事、大ニ御立身也、御在所黄海より御下り、一ノ関迄御門送罷成候由、

七月三日、残暑甚しく引続、稲出穂最中、東山者誠ニ上々作と、当時見事也、柳津近辺、登米、佐沼辺、雨不足ニ而干かれ、不宜候由、

同日昼七ツ時下り大地震、併当所ニハ別而痛損も無之候、又八月三日ニも地震少、御城下者同日大地震ニ而、土蔵余程痛候由之事也、此辺無事、

一奥山内膳様御事、御病氣被相達候所、無程御役被召上候上、直ニ御城番支配ニ被仰付候由、誠ニ御家中一統、御気

之毒千万之事也、色々噂さ有之、不宜御容子也、已前文化中、松前騒動之節、黒沢様并大町様等同所行被仰付候所、御病氣被相達候ニ付、御城番支配之上、御知行三ヶ壺被召上、御答ニ相成、御壺代程か過而、如元之相成候由、右之御例在之事ニ相聞へ、此度一応御受、御支度相成候得共、難為成所も可有之哉、如此ニ而、大番頭迄御出世、松前行相成候得者、若老迄ハ被為成候様子ニ候所、大ニ行違、御残り多事共也、数年之御奉公、無ニ相成候事也、

一前ニ委細記候通、松前并蝦夷地島々御預警固、弥被為蒙仰付候ニ付、御陣屋被相掛候場所御吟味、并島々異国御境迄見分可致、屋形様より被仰付、三好竹三郎様、御普請方迄御連、御下向、六月十八日御出、七月三日松前湊迄御安着之由、五日箱館へ御着、公義御奉行江被御取合、松前様へも被御打合、十日程御滞留ニ而、御用相濟御都合之由、右ニ付、直々蝦夷地へ御出立之由、然ニ海上ハ、日かん過（彼岸）ニハ難成、依而陸通、是ハ甚大難所ニ而、御境迄ハ八十日もかゝり候由、御道中ニ而御越年之御吟味と、委細仙表江御註進在之、御状之趣手寄在之、見候ニ付、如此相印也、

松前警固御扱ニ付、御備彼是御物入、凡八万両とか、拾兩^(五)之御見詰之由、誠夥敷御物入、弥々御備相成候由之事也、然ニ御高役御奉行様并高役之御方様、大ニ此頃御替多く、御上向ハ大ニ御混雜ニ相聞得候事也、

一同もち 七升三盃

一〇 四百文 当地辺者不足之方

但、御城下ハ沢山ニ而、四百廿文位、

奥岩谷堂同様、四百廿文

一 当夏中、七月迄^{盆後}申分無之日和、残暑ニ当、諸作見事ニ実入相成、大慶之所、七月末境目より雨続、八月ニ相成、度々

嵐、大雨一日替、引続不天氣ニ而、諸作取仕舞不尺取、尤追々長しけニ而もへ立、稲も大豆も同様、大ニ相痛、麦ノ

蒔方可致様無之、迷惑、仕付方共おくれニ相成、当年ハ、諸事早キ年ニ候所、八月中より九月十二日迄不天氣ニ而、取仕舞、仕付おくれ、おそキ年ニ相成候、

一生糸・紅花、御国産御断、造り問屋方も破ニ可相成風、伊達中之内大石榎屋等下り、日ノ屋等^(日野屋)ニ而買方商売相成、併直段安キ方、四十式、三両より、上々四拾七兩位、八両迄、当町ハ売ニ相成候外ニハ、未残り居候、何分買人無之候、

一 紅花ハ、七月中一売商売有之、残り荷未夕不売、不印之方ニて、弥々買人無之、糸も弥々不印、御国中ニ而ハ、四分通り残り、十月中旬ニ而も買人無之候、

一 九月十三日日和ニ相成候、是迄霜も無之所、今朝相応之霜ふりニ相成候、貰も八月雨天勝ニ而、大ニ損し、先かき計宜、跡分ハ至而不宜候、

一 十月初諸相庭、秋日和無之、取仕舞不宜、米穀不出、少々引上申候、

一米 御手八升

江戸大地震之事

卯

十月二日夜亥ノ刻ヨリ、暫時之間ニ大地震ニ而、町々大半ツフレ、御丸之内同断、夫より出火ニ相成、御丸之内火ノ口四ヶ所計り、深川、本所四ヶ所、神田佐久間丁壺口、浅草式口、小川丁式口、芝愛宕下辺ニ而三口、鉄炮洲ニ而式口、下谷式口、日本橋近辺、怪我人・死人等夥敷御座候、未夕火中ニ御座候得共、有増申上候、以上、

十月五日

江戸飛脚屋

嶋屋佐右衛門

尚々、京屋店、蔵々不残潰れニ相成、大痛之由、京屋より付書申来候事、所々大痛之事、追々註進可在之事、

一同日夜、此辺迄ゆり候所、細く長キ地震有之候事、

近年大變時々有之、世上至而不宜、何方も浮足ニ而、不景氣無申計候、右江戸表ノ大變、追々ヶ所書立、判木摺ニ而相下り候所、弥々風唱聞得候より大事、大痛、無申計候、書付之つふれ、焼痛之ヶ所、丁町々惣々左之通、
地震
一町数 五千三百七拾余崩レ

一 御屋敷 式千五百六拾余軒損亡

一 寺院堂社 三万九千六百三拾ヶ所

一 土蔵敷 五億八万九千七百八拾六ヶ所崩れ

一 死人 数不知 夥敷死人之山をツク

如斯、家やしきを失ひたる軽キ者江ハ、夫々御手当、御救

ひ米被下置、四民安堵ニ帰し、難在御仁徳、奉仰と也、

右版木、諸国諸郡縁在所へ為知之、早速調相出候事、心切(親切)

之事也、誠ニ前代未聞之大變也、

但、御手前御屋敷、御本屋敷芝口御上屋敷、相痛候得

共、御長屋壺ヶ所つふれ外御痛薄く、外御屋敷より軽し

と申事也、

一 海道筋、小田原の宿迄、西熊谷之宿迄迄、北者宇津宮(宇都宮)迄

迄強し、江戸表ヶ所書尽難く、如此、

十月廿一日雪ふり、初雪也、相応ニふる、

一 海道並木植付被仰渡、同廿一日狼川原道江植方、町村一統出、人頭ニ式本ツ、五百本程植方相成候事也、時節少々遅く相成候、

同廿八日、此辺大風、
此間日和続、暖氣、

一米 新米不出、古計、

上七升五合より

一大^(大豆)ツ 三切五分位 追々引下、式歩、

一小麦 四切位

一大根 当年ハ相応、下直、

一〇 四百文

当百せんも相応ニ出、通用、

一新銀壹朱も通用、

一角せんハ稀ニ壹、式文ツ、入交り有之、

一当夏、唐船軍船年々両度入船相成筈之所、当年ハ小船壹艘

参候計ニ而、不参候ニ付、薬種唐物又々引上、大黃壹斤銀

三百匁相成候、益相庭并取引如此、鉛丹^(カ)不足之所ニ、御軍

用ニ而、所々御買上相成、町中間屋々々ニも無之、聊買拔、

大ニ高直、依而きせる仕出方迷惑と相成候、錫鉛丹^(カ)無之、

併錫ハ去年渡り在之、百目ニ付銀六拾匁、

但、唐船冬入来候ニ付、辰正月又大黃引下、式百廿匁位
迄落、

十一月十八日穀相庭

一米 八升 未不下市中へ不出、

上納方ニ而引ツル

一江戸大地震、前ニ記候通之大変、大痛、追々所々より員数

書付参候所、余り大痛之所多事ニ而、調・書付共不同在之

候得共、噂より大成事共ニ候、死人凡拾三万人位、怪我人

之義者、上而難かそへ之趣、焼失之所も廿五、六ヶ所、又

者三拾五ヶ所共在之、夥敷焼失、江戸始り無之大事也、

御城内、所々焼失、御丸之御堀并前木之松木等皆崩レ、御

堀へ落候事也、御大名様方之内ニも、即死之御方、怪我之

御方様数多し、御手前御屋敷拾八人程死人在之由、併御痛

破損不足故、御上様方并重キ御役御諸士様ニハ、格別之事

も無之様子、御悦び之由、

当時ハ 屋形様、江戸九月御登ニ而御上府中、尚御奉行ニ

八片倉様御付、然大変ニ付、御公義江為御手伝米壹万俵御

献上、芝口御屋敷前町江、米三千五百俵被下候由、江戸表

ニも御容子大ニ宜相咄候事、^{所々}其外御進物米等、不少之間、

惣高三万石程之員数と申候、

然ニ、永代ヲ始、大橋共落不申候、兩國橋ハ去冬出火之節

落、当時仮橋也、痛所、判木ニ而委く相出分も在之、余り

大冊ニ而、難写取、如此、尔時江戸米相庭、其頃不足ニ相

成、引上、両ニ四、五斗ニ相成候所、御手前様方石之巻積

御石船拾余艘入津相成、御払被成置候由相聞へ候、

一江戸表御痛ニ付、御大名様方御一統様、御公義より御暇被

為成、国々江御下り之事に相咄候事、

但、御痛薄御方様ハ、御下り無之、

屋形様、江戸御上府中ニ而御下り不被遊、

公義共ニ御都合宜候由

十一月
一当地辺、折々小地震有之候得共、大地震無之候、

一当秋中より疱瘡、近村・当村迄も流行、徳田村ニ而八大ニ

痛多し、

十一月廿八日当地

一米 上八升より

一大ツ ^(大豆) 札四切式分五りより四切半ニ成

一〇 四百文 替り無之、久敷通用

当百せんも相応通用

一体小銭不足ニ相成候得共、百銭、壹朱銀等相出候ニ付、

銭余慶不用、間ニ合候、

御地頭様方御相場

一米 札六切式分

一大ツ ^(大豆) 四切半

ノ

薄衣町買納直段

御手七切位

徳田村分、近年初納之所、江戸大麥、御金入ニ付、先日金

納御首尾合在之、御手六切式分五り上納ニ相成候、併一字

此直段ニも無之候事、

十一月廿九日小寒ニ相成、此間者折々雪ニ而、大ニ寒氣強ク相成候、

江戸表御触写

此度、市中一統江為御引立之、

一慶長金 百兩ニ付 金貳百七兩

一武藏判 同 右同断

一元禄金 同 百拾三兩

一乾字金 同 金百八兩

一京保金^(享保) 同 金百四兩貳分

一元文金 同断

一真字
草字 貳分判 金百四兩

一五兩判 百四兩貳分

一元文銀 拾貫目ニ付 代銀拾三貫九百卅匁

一文政銀 同 拾三貫六百九拾匁

一古貳朱銀 百兩ニ 金百拾五兩

一新貳朱銀 同 金百壹兩

此後ニ又直段上り御触出、追々高直、

右之通為御手当之被下候間、来辰十月限り引替指出可申候、江戸、大坂、京、其外諸国引替御用相勤候者共へ指出、早々引替可申候、

十二月三日写

御城下御触

一清酒屋造方、去年之通、壹郡壹貳本ツ、御免、

但、御軍用為御備之、百五拾石造壹軒ニ付、米百石ツ、

指上、相備可申候、右ニ付、御役金者不被召上、御免被

成下候段被仰渡候、三百石造り者、右ニ准し候事、

併、此節百石、貳百石之御備米指上、造方も此辺難計

候、

引続造候者ハ、貳百石御備米指上候様共ニ御首尾合ニ候

所、近年千厩四日町引続造り方致居候へ共、右貳百石上

納、御備之事ニ而、及兼候由ニ而、造り方休、及川氏も

大肝入勤仕中ニ候間、為一統之、百石之分、代金五拾兩

ニ而造り方被成下度願申上候得共、御取受無之、被相返

候由、依而東山南北共ニ相成候所、津谷川町酒屋肝

入龍太郎壹人、薄衣町米屋造り方申出、東山貳軒之酒屋

ニ相成候事也、

一当冬中、御奉行様初、御役替度々在之、不訳り之事也、

卯

十二月廿八日市不盛、今年者莫作も上作、貫数共ニ沢山取

納候得共、秋雨勝ニ而、先者宜、中より跡々ハ不宜、世上

不景氣ニ而、殊ニ直段も安く、不捌、殊ニ又生糸村々所々
残多く、未ニ不売、彼是金錢不廻り、誠ニ不景氣之世中ニ
候、

一御地頭様、御城番御支配ニ被為成、御家中一統門松不立、

正月之御義式、御年始礼廻りも無之、御遠慮之事、依町中

ニ而も遠慮、門松兼而之様賑々敷飾者遠慮可仕由、御役人

方より町方役付へ被相談候由ニ付、急ニ其由相触候得共、

町方不腹之様子ニ候所、又御郡より御首尾合ニ而、門松等

御儉約被仰出候ニ付、正月之飾、是迄之様ニ而ハ難成候間、

枝松を結付可申、鬼打木之義、決而大成物不相成、薪木位

之物ニ而、尤しメぐひと申物、近年杉相用候所、杉ハ本よ

り被相禁、留置候木ニ候間、松ノ木又ハ古長木、杭木ニ而

相立、都而飾物至而手輕ニ可仕候、若心得違、大成物相用、

美々敷飾候者、嚴重ニ御吟味可相懸候条、役付共見分爲相

立候様ニとの、厳御触ニ付、例年とハ別而之違、至而小成

枝松同様、一統右之通ニ相成、此節何分嚴重ニ致候様、御

領内一統之御触也、別而儉約被仰渡候事、

一当秋者、最初ハ上作と申候所、秋日和強く、如譬之、秋上

り半作と申通、存之外不宜候故、米穀下ケ不申候、却而引

メ、少々上ル、

一米 八升

一大ツ(大豆) 四切半

一〇 壹貫六百文 札四百文ツ、

此錢、百文せんも不少在之候得共、小せん不足致、錢

下ケ不申候、尤式朱在之、余慶不入通用、新銀壹朱も入

交り

一曆者、文化年中より、前々古株敷壺屋利兵衛、松屋茂持(茂兵衛)ニ

而売出所、改判ニ而、在々商人売ニ候所、当年ハ 御上様ニ

而御拵、人頭割ニ而被相渡候由之所、御公義方未被相濟候

や、一字御渡ニも不相成、少々ツ、御郡々江被渡下、壹ヶ
村貳、三十本ツ、松屋茂兵衛方も仕入不足ニ而、至而不
足候、江戸判被相止、御国仕出ニ相成候事、

安政三辰年

正月元日、至而静也、去冬廿八日夜より廿九日大晦日也、相応之雪、正月ニ相成、雪も沢山、寒明ニ相成候得共、却而旧冬より寒氣強ク、近年（老カ）ての寒氣也正月廿九日より緩ミ、

二月朔日日和宜、三日迄よし、暖氣、雪大ニ落、又大ニ寒く、追々大雪ふり、二月廿二、三日迄雪、廿五日より日和、近年ニ無之雪沢山、三月中旬迄寒シ

一一ノ関様、海老嶋（蝦島）辺より石越こや地、若柳近辺迄御借受ニ而、鳥打御狩野、五日程御滞留、佐沼御居館并登米御城迄御入、夥敷事也、

一三好竹三郎様御事、松前より御帰り、直々江戸表屋形様へ被仰上、彼ノ地之御首尾も宜御都合ニ而、松前御備之御人

数御大勢被相下候、人馬御指行被仰付候由相咄候事、尤正月御武頭五頭也中より二月、追々公義衆杯、仙台御人数も不少被相下候ニ付、中海道大ニ夫・伝馬被召遣候故、東山へも御知行所千余人八人ニ而御割合申来候由、当郡ハ錢割ニ申来、余慶之事ニも無之由、

仙台御堅め御陣屋、エトロ（エトロフ）口、クナシリ、ソウヤ三、四ヶ所、御武頭ハ五頭、三月初迄被相下候事也、

先年、文化三寅年、ヲロシヤ人松前蝦夷地御陣屋被破乱妨致候ニ付、騒動致候所、同四年ニ御人数被相下候事、五十年ニ至候也、又起り候、

同文化四年、松前様御国替被仰付、伊達梁川江三万石ニ而御移、数ヶ年、三十年め程ニ而、御本国江目出度御帰り被成置候所、又此度蝦夷地被召上、松前御城下地廻り計、外御知行伊達棚倉辺ニ而壹万石北围土而、公義より御金ニ而壹万石、都合三万石之高ニ被下候由相聞得、痛入候事也、

一当春者、三月初より中旬寒く、雪、雨勝、風等不止、不天氣ニ而、廿一日、廿五日日和ニ成、余者雨風多し、廿九日

雨、四月朔日日和也、種粉千方ニ迷惑致候、三月廿八日より当地蒔初り、致而後レ候年也、追々順氣能、苗のそだち宜、初田植五月十一日前より田植ニ成、

蚕之事、桑生宜年柄ニ而、下直、蚕一統宜当り年ニ相見得候所、五月廿日過より暑さ強く、蚕大ニ進ミ、日数より詰り、庭子ニ相成、暑氣強候ニ付、蚕尺取一同ニ相成、桑沢山ニ而も手ニ合兼、町買多く、高直ニ成、過廿四、五日より晦日迄、大ニ揚り候間、桑余り、下直ニ成、蚕揚候後、暑氣ニ而蚕相痛、六、七分通ニ成、

一春中迄、去年残糸在之、下直、並糸四拾兩位、新まゆ(存之外)存之高也、大壺升手形式歩半前後、両ニ式百四、五十匁見当売買、存之外高直、

一暑氣、五月廿五、六日より大暑、六月ニ相成弥々順氣能、大暑、早暑氣、三十年ニも覚無之暑氣、順氣宜、諸作大ニ進ミ、折々雨在之、六月十五日、田作見事ニ盛長、今年ハ遅キ年ニ而、土用者十八日ニ候得共、土用前、土用同様暑

初節ふし

さ、六月十五日四ツ頃雨晴、日和成、大暑也、同十六日より風替り、冷氣、十七日甚寒し、東風北風十八日土用昼九ツ時入、今日雨ふり、寒し、十九日、廿日大ニ寒、五月末より十五日迄大暑、余り早く、依而又冷氣ニ戻り、不同也、長ク相成候而ハ、稲相痛候事也、然ル所、廿二日より順風之氣候ニ相成、日和、暑ニ成、七日めニ而直り候、春中より御城下并在々共ニ急事、(沙汰)沙太多キ年柄なり、過ル十九日雨後日和、大暑引続、難凌暑さ、苺等ハ照かれ、大根少々蒔候分も、一円早かれ、生立不申候、日照ニ相成、晦日迄雨なし、折々雷勢、雨の催し計りニ而不降、少々余村ニふり候所在之、聊也、川筋至而水不足、七月朔日日和、大暑引続、嚴暑、田畑大ニ旱われ、大根蒔付可申様無之、聊蒔候分も、一円不芳、所々雷神精進、当村ハ六日より七日迄、同日より雷雨催し、八日大暑、八ツ時大雷勢、大雨、暮方晴、九日曇り、小雨、冷氣ニ成、此雨ニ而大ニ宜、則大根蒔方一統也、稲ハ当月初より出かけ、雨無之、出揃兼候間、此雨ニ而出穂相成候事、此間七日程冷氣、諸作物之虫ころしニ相成候、十六日より快晴、段々残暑強く、雨無之、又々田畑水氣無之、干魃同様、第一苺、大根、照付六ヶ敷相成、

廿一日之夜少々時雨在之、

一盆前御触出、盆中町中ニ而たキ火等不仕様、初盆ニて明シ立等も賑々敷仕間敷事、高燈籠共ニ相立不申様、諸事軽く不費様、嚴之御触ニ而、一統たキ火不致、(提灯)焼灯計ニ而、盆詰市より不盛、盆中至而と(徒然)せん成事之由、

昼九ツ後

七月廿三日大地震、併去年七月三日之地震より軽く、同廿六日朝五ツ時地震、是ハ先日之より又軽シ、過ル廿三日地震ニ而、刻津浪、浜々大ニ相痛候、気仙沼ハ釜ノ前迄迄水押、塩場之辺大浪ニ而取られ、地窪之所ハ田畑江悪水押込、一字朽り、気仙郡夥敷田畑共ニ大痛、本吉郡も南方浜々、海辺之家并田畑悪水打込、捨り、清水川町江昨日当町より参候者戻りニ而、町内悪水、四・五尺、家中同断、板敷より上三尺、五、六、四尺位押入、申無計次第、田畑共ニ同様大痛、其外ハ未タ不知、佐沼辺、酒・醤油屋等、不少相痛候由之事也、六十年已来之津浪と申候、

一引統照込、嚴暑、田畑水気弥々旱魃同様と相成候間、大

根、そは、莫、一円皆無之見詰ニ相成候、今日七月廿六日風追休候、弥々大暑、一円無雨、稻六月下旬より出穂初り候得共、雨無之、尔今出払ニ不相成候、米ニハ可相成候へ共、大豆之外ハ皆無之見詰、苗代共ニ干割、嘉永六丑ノ旱魃より、少々大豆宜の模様、

此間、度々地震、

七月廿七日暁七ツ時、朝五ツ時大地震、今日五ヶ度程、同夜明前八ツ時大地震、廿八日弥々照込甚敷、此間毎日夜小地震度々也、引統照込ニ候哉、地震度々、同廿九日、当所雨乞、船越、川上、欠之測、一村寄合ニ而、川ひへ方雨乞ニ致候、然ニ当日暮方より雨夜大雨、夫より引統、八月朔日雨、小雨、大雨、尤廿九日より十方くれ、幸ニ而雨ニ相成、四日も雨、右ニ而田畑共ニ十分ニ相成、大慶相成□、此間地震、津浪ニ而、外々相応相痛候得共、当地ハ土地堅く候故、外村地所より軽く、痛無之候、五日より日和ニ成、廿十日十五日、十九日、廿日曇り、廿一日上日和、廿二日より廿四日、廿五日迄曇り、廿五日夜大嵐、大雨、近年ニ而之嵐、(風之)作物莫大痛、そば等同断、

八月廿五日大嵐、江戸書付左ニ、

過ル廿五日夜亥上刻、俄ニ大風雨発、頻ニ強く、家毎ニ木羽瓦を吹飛シ、潰家壺丁ニ三、四軒ツ、御屋敷向土塀垣之類大半吹たおし、其上下谷辺より出火ニ相成□□
「一」門前辺より出火、南風ニ而、浜松丁壺丁目、七軒丁、神明前、宇田川丁共、皆々此辺焼拔、漸々寅下刻、火事・大風雨共ニ慎^頓り候所、又川々満水、破舟、落橋、怪我人等在之様子ニ御座候、日本橋辺大店向等も同様、大損、築地御門跡、永代橋大損し、右同夜大嵐最中、先以大凡計申上候、以上、

辰ノ 江戸

九月二日 京屋弥兵衛

一ノ関へ御早相下候由、此間承候事、同御屋敷大破、怪我人在之候由之事、御知行所徳田村へ、御年貢米御引当、御借上金御首尾合参候由之事、芝口御手前様御屋敷者、格別之御痛無之哉、浜御殿ハ半分程御破損之由、南部様御屋敷痛、四拾人程怪我、内廿人程死人と申唱候、場ニより火之見之釣鐘等迄吹落候由、夥敷事ニ候、追々仙台様御屋敷、所々御痛并怪我人四拾人余ニ而、内即死七人程在之由、御

門跡吹ころび候由、其外怪我人、死人者、一昨年之大地震之節より多しと、破損共ニ痛勝と夥敷事ニ申唱候、誠ニ以、江戸近年度々大変多事ニ候、

深川御蔵屋敷、津浪ニ而五尺程砂、^(泥カ)土路押揚り候由之事也、御手前御屋敷も大痛、

右大嵐、津浪大痛之次第、絵図面相下り候所、出火烧失之分者三、四ヶ所程ニ而、大焼ニ者無之候得共、家之吹押倒れ候場夥敷、禿レ家数難計、海川ノ辺者、津浪ニ取られ、佃島家等土迄浪ニ押取られ、永代橋坏者、大船押懸られ、落候、芝居町、吉原共ニ大禿、誠ニ以御屋敷く、御丸之内御屋敷方夥敷、大木者御丸も始、江戸中一円ニ根返シニ相成、大名小路路、^(マ)霞ヶ関御屋敷共大損、^(稀代)奇たいの大嵐也、

九月

一当地、此節生糸商売最中、買留、右騒キニ付一円休、買人無之候事也、

近年変事多ニ而、商売方六ヶ敷時節也、然ニ又、

一八月 大坂表大雷勢ニ而、三拾壺ヶ所へ雷落在之、火事と相成、夥敷相痛候由之事也、

一 阿蘭陀交易船渡来之所、海上ニ而龍卷ニ相成、壹艘三マゴテン

ニ相成、一円捨り多、人死ス、壹人ニ而上り候由、依之弥々

唐物薬類引上、

夏中百五十匁位之所

一大黄 貳百六拾匁より 一サフラン 両九拾匁

八十五匁

一セメン 両百拾匁 一蘇木 メテ百拾五匁

百五十匁

一送カン切 両拾匁

其外、一先ツ下落之物も、又引上候、

一 八月之嵐ニ而、諸国船々痛、大町并問屋方、七月より江戸

積出之船々、海上痛多し、大損金之由、

一 十月十日、当御地頭奥山内膳様御事、御城番支配為被相免

候由、御悦之事、

当所

一 十月十五日 竹駒宮御拝殿御普請出来、御遷宮相成候事、

但、右六ヶ年已前取立、中絶ニ相成候所、当駄阿部吾藤

治且方取立、高橋屋并手前七話被相頼、成就致候事、

登米之事写

伊達藤三郎

其方家より

龍山様被為

上、国政之義厚ク御セ話被成候、殊ニ我等幼少中、莫太之

蒙 御高恩候ニ付、千石加増加僧、其方ニ限り 筑前と名改遣

ス、

伊達藤三郎

今日於

御前ニ御加増被成遣

筑前と名改被仰付候義者

龍山様

御家ヲ被継、御国政之義、厚ク御セ話被成下、殊ニ御幼少

中格別之被為蒙御高恩候ニ付、別段之思召ヲ以、

此度御加僧加増被成遣

御思召之義者

御曹司様之節、御官名ニ候得共、貴様ニ限り被遣候、末々

家名等ニ被致候義ニ者無之候間、此旨被存、御年若事ニも

候間、文武両道御研窮被成候様思召之旨

御意ニ御座候事

安政三年

十月十三日

右、御日出度御事、

一十月七日、江戸表又大地震之在之由之事、

一同廿日夜、此辺相応之嵐、四・五日已前、夜々此辺も地震

一鉛小払所、於御城下ニ、手前へ被仰付候事、

但、右者天保凶年已来、岩ヶ崎問屋之取行紛乱ニ而、在々

商売不定、不自由致候ニ付、尤紛敷物多候故、此度御国中^{御吟味}

大肝入下壺ヶ所ツ、小売所被相立、都合四十五軒とか相成

候由、十月朔日出立、仕入ニ為指登候所、先ニ御首尾相成

居候事、大肝入衆江も申上候上、如此、

一十一月十二日、昨夜より今日大雪、忒尺位之雪、此間ニ無
之候、

一当秋者、大根至而不足、高直之事

一大豆も不作、そばも同様、

一苩不作ニ候得共、不売、

近年者、最上苩多く御城下へ入込、専ら売、当地辺より奥
苩不売ニ而、近辺至而錢廻り不宜候事也、

夏中照込ニ而、七月下旬より雨勝ニ相成、諸作不宜、稲作
者中之上也、可成と申候、

一冬至十一月廿四日四ツ時成、

右冬至前、至而暖気ニ而、雷勢折々有之、先日大雪ハ、一
宇雨ニ而きへ、里辺ハ一円雪無之、廿三日より風替、大ニ

寒気ニ成、

一新曆仕出御払所之義、今年より国分町伊勢屋半右衛門書物

店江被仰付、一手御払問屋ニ相成候事、依之、右店徳意先、^(得意)

在々町場壺ヶ所へ壺軒ツ、取次所相立、小渡、当町者手前

江被相頼、売方、伊勢半より在々江相廻り候、

十二月廿五日より雪、廿六日より寒氣強ク相成、尤毎日小雪、嵐ニ而、大晦日迄さら／＼雪、甚寒候、廿日より大寒也、

御目見被 仰付候上、御紋付之上下、并中井氏ハ廿人御扶持方、ならや、小谷者拾人分充頂戴、尤小谷氏者押返、江戸登り被仰付、身分ハ御国方ニ而士分登ニ付而者、御出入司格引替、馬迄籠ニ而、

然ニ、当冬者畑物不作ニ而、半作ニ不满、莫者尤虫付、葉ニ

……………（以下、原本を欠く）……………

て至而不宜候上、至而不売、甚下直ニ而、金錢不廻り、浜

方一円之不漁、いわしも、真黒鮪もさつはり不取、依而

肴大高直

浜々悉く難義、此辺共ニ市町々至而人相出不申候、無類不

盛、近年者年々不景氣と申内ニも、甚あしく、不売候、

「者追々引下ケ申候、然ニ、」 御免

之御触出「 献米造方分者、十一月御城下へ御呼出、

御賞之上、御軍用御備ニ相成候ニ付、

屋形様御目見被 仰付候由、誠ニ以冥加至極之事也、

一大町中井氏新三郎殿、并ならや、小谷新右衛門殿、右三人、

上方御借金御用被仰付、秋中罷登、五万両右三人ニ而かり

受、先以弍万五千両小谷持参下着ニ候所、

屋形様御覽被遊度御意ニ付、御城へ指上、奉御覽ニ入、御

蔵入ニ相成候由、依御賞ニ而、数々拝領物并

安政四巳年

寅ノ

正月元日晴曇り、此間ニ而静成、日和、寒氣ハ随分強し、
 二日より寒氣強ク、三日■■小雪、嵐、近年ニ無之寒氣、
 大川辺も大ニ氷り、同廿一日迄寒し、里ハ不足ニ相成候、
 是迄者去冬より緩ミ無之より、廿二日少々暖氣成、寒中正
 月迄越候故か、如此、廿三日雪、嵐、又々寒氣強シ、近年
 ニ無之寒氣、去冬伊達郡辺ハ、近年久敷無之大雪有之由之
 事、当年ハ□□月有之、寒氣持越ニ成、廿八、九日□□雨
 ニ相成、又大風、

□^(奥山)山内膳様御事、十二月廿五^(廿五日)御出立ニ而、江戸表 御公義

江之 御使者、俄ニ被為蒙仰、元日之御登城江御出ニ付、
 夜通ニ御登、大晦日江戸御着、二日御登ニ而、御首尾能正
 月廿日御下着、廿一日屋形様より御召ニ而、御申次之御□
 □被仰付之由、尤大番頭格ニ而、□□御都合目出度、御悦

ニ者候得共、□□者大雪之節、夜通之御道中ニ而ハ、殊之外
 御難義被成置候由、御供御家中之方ニ者、誠ニ難義、忝泊
 り二日位後レ、上着相成候由、御城番支配十月御免ニ而、
 此度江戸御公用被為蒙、御大切、御骨折被成置候由之事
 也、

屋形様御事、当三月、兼之通御上府□延引、秋御登之御首
 尾と相聞へ候、

正月十五日、本吉唐桑村小館屋敷肝入民治と申候仁、当時
 相応之暮方ニ而、商ひも相応之行ひ、然ニ、右同日、気仙
 沼釜ノ前之者共五、六人、船より上り、先ニ同家江罷越、
 五十集物等之事義相談より起り、乱ほふニ相成、追々大勢
 七拾人程押込、居宅、家財并蔵之内桶等之酒を取ちらし、
 桶等も家財、家共ニ打こわしニいたし、騒動ニ相成□主立
 之者共四、五人始末ニ相成候所、七拾余人之科人ニ而、甚
 六ヶ敷、尤民治方、前々諸事行振不宜候ニ付、右之通打こ
 わされ候所、釜ノ前之者共一統、前々より□□如此致候
 間、甚取都六ヶ敷、依而仲□□気仙沼物持仲間六人程、仲人

□□當時吟味中之由、其節釜ノ前一宇表戸明不申候、戸さし居候、依而島唐桑村漁事相休居、一統大痛、大沙汰也、かれこれ殊ニ不漁ニ而、此節肴類無之事也、

二月朔日、風寒シ、常年之正月同様、寒氣強く、三日・四日相応之雪ふり、七日大雪、近年ニ無之大雪、一昼夜ふり、此辺式尺五寸より三尺、四尺位、所々通用留候、中道中者尤余慶也、十二日初午、日和、十三日昼より小雨ニ而、夜又相応之雪、

三月、一ノ関様御卒去被遊候由之事、御近代ニ無之御名君様と、下々一統申上候殿様也、尤下々江大ニ御恵ミ被成置候事、

三月之氣候、度々之雪ニ而、大ニ寒く、二月初之同様、閏五月在之候故か、三月十五日雪寒、

同十一日、当時大肝入及川芳一郎殿、腫物之煩ひニ而病死、同家種治殿肝入、右忌中、仮肝入手前久兵衛江被仰付候事

ニ付、□□^(千既)村肝入勇三郎殿、大肝入仮役□出切、當時南方も、肝入、役付中、皆若年也、

□□もひしと雨天、廿九日夜大雨、五^月朔日も大雨、昨夜より之大雨ニて、川々洪水、御郡奉行様千既町御泊り、

四月中より此節迄、大流行風引、^(風邪)上方より流行、アメリカ風とも申、色々唱候事、

一御軍用御備、御城下ハひしと修行、折々御覽被遊、在々御諸士、御家中共ニ芸古、文武共ニ嚴敷被仰付、修行、先達、薄衣御家中三百人程ニ而陣備、殊火術等、泉田様へ御覽ニ而、相応之事共也、

五月四日夜大雨、五日大雨より雪ニ相成候、夜山々大雪、当町ハ屋根く真白ニ成、山々誠ニ如冬之、津谷川^{保口羽道}辺海道三寸位、

六日朝、^{室根山杯者、式・三尺之雪と申候、}冬同様之寒さ、苗代其外田通氷り、如厚紙之苗

代、町裏水沢山ニ入置候分ハ、氷り不申候、依之而、町裏通苗ハ宜、村方ハ氷りニ相成、至而不宜、尤先日中より当朔日、此間之大雨、寒、連日不天氣ニ而、苗代一統不宜□ニ候、

大川洪水、近年無之大水な□からし、紅花、麦等ニ而も、川筋□□おしニ相成、地窪之所□□□も同様水冠りニ而、大痛、桑萌立、村々一統ニ痛、尤六日朝より雪并大霜、七日朝、八日、何も大霜、九日之朝ハ薄く、二月頃の如く也、

右之通、雪より大霜ニ而、桑一円焼かれ、山々かり敷一円焼、黒赤ニ成、草も同様也、さゑん物ニハ、さ、け等生出候分ハ焼かれ、粟も同様、麦も少々痛候由、苺苗、用心致候分ハ当り不申、所々痛在之、

当年之蚕不同、十日已前よりむへ候も在之、未其後之冷ニ而、不むへ分も多シ、依而蚕飼方不相成見詰、就中釘子より廿市、新城辺ハ、何から何迄一円焼かれ、桑壺本も無之

由ニて、蚕一字捨候由申事ニ候、当所之内、少々ツ、苗□在之村々ニも、少シツ、□候所在之由、此節一統吟味、見合最中、人々咄合、聞合居候、かり敷村々無之、苗もあしく、初田植当十八日ニ候得とも、未田植之見詰等も相立不申、所々破損多し、誠ニ百年ニも無之、南、中奥辺、満々と内水ニ而、海之如く、苗代水冠り、是又東山同様之痛、苗之見詰、当時無之由之事也、今日九日未ニ寒く、当年之作如何様ニ可相成哉、当時半作と相見得候、大痛之事ニ候、当村中吟味、葉山ニ而昨日祈祷致候事、追々承候所、気仙沼在より気仙郡、段々雪深く、式・三尺、山々四尺之雪、霜も当地辺より強ク当り、大麦ハ一円朽り、桑もかれ候由、東山北方、矢張桑同様、摺沢辺も一円黒焼、依之蚕止むと申候、浜方も大谷辺より津谷、小泉辺も霜焼、柳津、登米、米谷、此所ハ少々薄く、

一御城下も相応之雪、霜同様、何方も右之通、伊達辺迄同様、依「一」屋形様より被仰出、奥々江大□□郡村、右之次第書上候様、追々□□村々御取調、御代官様方御一統御登被仰渡候事也、

五月十日日和、十一日より暖和三成、十三日大雷雨、八ツ九ツ過てり、晴、十四日夜雷雨、十五日日和三成、先夜地震、十六日風寒、

十八日、初田植ニ候得共、苗悪く、苗留之触三成、当村ハ間ニ合見詰ニ相聞候、中ニも、町裏苗代、近辺無之上作也、廿三日迄間ニ合不申見詰之村、在之候事也、門崎村杯ハ、水押ニ而五分通無之由之事也、南部盛岡御城下、川洪水ニ而、町々江揚ル、雪、霜同様也、南御郡、苗代夥敷捨朽候ニ付、追苗、種おろし方ニ成、所々村々、当郡ニも、苗他村へ（カ）施越ニ成村も在之候、

其後晴、曇り、東風ニ而冷氣勝、依而浜方しび相応之漁事、追々大漁、下直ニ成、壹駄ニ付貳貫文、壹貫八百文位ニ成、五月廿一日暖和三成、大ニ上々日和ニ成、廿二日曇り、時雨、少冷氣、是迄ハ不氣候也、かり敷無之年ニ而、不足也、手壹歩ニ貳、三駄、廿五日より大ニ暑し、

一田植者、廿四日より植方御触三成、宜苗ハ廿八日より植方分ハ、見詰を以残し置也、苗後れニ相成候て、五月五日頃迄、

一桑も、ぞふ桑早キ分ハ焼かれ候へ共、伊達桑ハ追々ほき出、此節大ニ青く相成、蚕も遅キ分ハ宜、間ニ合可申候、一当月五日、六日之雨、雪之事、江戸表追々申来候、当地同様雪、みそれニ而、如寒中之、難堪候場へ、続而大霜、又大風ニ相成候由、珍敷事共也、

閏五月朔日曇り、此間ハ続而暑氣ニ相成候、桑も追々ほき出候得共、暑ニ而蚕ハ進み、村々田植未夕不植候故、町へ桑ハ不出、尤不足、高直、

一浜方、鮪漁より鯖之漁、先達より引続大漁、其内鯛大漁ニ而、大ニ下直、四本入鯖壹俵三百廿文三百五拾文位、しび壹駄壹貫貳百文、鯛壹俵十式入五百五十文、□当地之直段、毎日五駄、七駄ツ、八駄と申様入荷ニ相成候所、如此下直ニ相

成候、浜方久敷無之漁事ニ而、御塩場く塩切ニ相成候由、珍敷漁事「一奥・氣仙沼共ニ同様、久敷無之、氣仙沼衆中、并外共ニ、為登商人之分、浜方共ニ困窮致居候、當時氣仙沼ニ、地之船壺艘外無之候、大網、余り大漁ニ而下落、諸入料ニ不成、間ニ合不申候故、大網引揚、休ニ相成候事也、

一桑ほき大ニ宜、例年より萌立増、追々出盛候所、先月之雪、霜ニ而、蚕飼方村々所一統不足ニ而、買人不足、日々く下落、庭子最中、末迄大下落、五貫目位入吠壺俵百五拾文より百文位、段々七貫め入百文位、閏五月廿日同人壺俵五拾六拾文、舟子已来手壺歩ニ廿貫め位、廿五、六、三拾貫目迄、古より何年ニも無之下直候、

一当月初ハ、暑さ進ミ候模様ニ候所、十五日夜より風替り、十六日朝大ニ寒く相成、夫より不天氣ニ而、甚冷氣勝ニ成、毎日曇り、雨、きり、寒く、依之、蚕も不宜、廿日初節曇り、寒シ、此節跡立蚕最中、尺取不申候、蚕も不作之方、諸作も不尺取候也、

閏五月廿八日、土用七ツ時入、雨天、

但、昨日日和宜候所、暮より風替、東風ニ而、夜之土用不宜候事也、至而冷氣、雨・蚕も不宜候、跡追々之蚕、此節迄揚り候、桑も売方長く、此節迄始終迄安し、

一米之相庭、南御郡も一統先月より引上候事、

当町 七升 追々進ミ

一六月朔日、朝寒く、至而冷氣也、晴曇り、三日より暑シ、又冷氣、曇り、雨勝、日和稀也、暑薄く、十五日曇り、冷氣、十六日雨、十七日雨、麦打ニ困り候、尤取実不宜年也、先達中まゆ売買、大升壺升、手三步より式、三分、三步半、三切七、八分迄、□年不足ニ而、弥々買進ミ、如此、併例年より宜相見得候所、目上りも能、四十四、五迄、五拾目位出ル、四拾七兩位之上りニも可相成候、

一当時之氣候ニ而ハ、諸作、稻者第一不作可相成模様ニ而、心支也、土用明ニ相成候所、大暑も無之、日和も続不申候、雨勝、甚冷氣勝也、如何可相成哉、無覚年柄也、

六月廿一日末節、日和、大暑、其後曇り勝^{フシ}ニ而、何分冷氣、快晴稀也、併諸作物之模様ハ、稲者難引立共、畑作者相応ニ相見得候間、可也之作ニも可相成哉と申居候得共、此間迄大ニ心支致、咄居候事也、

御上ニ而ハ、諸寺院江、先達中より被仰付、御祈祷被成置候也、

六月廿三日半曇り、廿四日も同様、何レ冷氣也、当夏中者一夜も暑氣無之、ふとん不着夜無之、土用過申候、

一大川筋通りハ、度々洪水ニ而、種からし、麦、紅花、麻共ニ水おし、一円と申程捨り相成、大痛、依而油一円、古物切間ニ相成、五月中大ニ高直、ひん付、らうそく、出仕方困り、度々切間ニ成、

一紅花、川筋無之、其外も不作ニ而、一統不足ニつき高直、両ニ七百目位より六百目迄、五百七、八拾目迄セリ上ル、諸国共ニ不作之方と相聞得候、奥方ニ者、何年ニも稀成高直、五百目位、

一蚕も、五月雪、霜ニ桑痛、諸国共ニ捨り、不足相成候事ニ相聞得、追々古糸も引上候由相聞得候、其内、上州ハ捨リ不申候と相聞へ候、追々新糸ニ相成、当地も糸高直ニ可相成哉、

一生糸方ハ、大町中井新三郎殿江被相任候由之義、御郡方へ御首尾被仰渡候、

一米相庭、^{不出にて}弥々進ミ、六月十三日より六升ニ成、

一此間少日和有之、稲も直り、出穂ニ相成候間、人氣も少々宜、六月廿八日、昨暮方より雨、今朝晴、日和ニ相成候、併何分冷氣勝ニ而、本之暑氣ニ無之候、

一米相庭 当町、千厩町六升、糯五升三盃

一ノ関七升

右之通不氣候、田作無^(覺束)覺速候ニ付、御城下、在々共ニ余程騒キ候所、七月朔日、二日より暑氣、日和ニ相成、暑氣、

日和続候ニ付、稲作立直り、七日之頃ハ格別能相成、出穂
見事ニ相成、度々曇り勝ニハ候得共、暑さ続、宜、盆中迄
あらく出穂、折々小雨、曇り、十三日ハ式百拾日、前後無
難ニ而過、依而稲も存之外、あら見通ハ廿日頃迄ニ、尤□
沢田ハ未夕残り、畑作ハ大豆、大根上作ニ相見得候、苺同
様、畑物宜、

盆中晴曇り、余慶之雨も無之、静か成気候ニ而、稲も追々
出穂ニ候所ニ、

七月廿九日暮方より雨風ニ成、

……………（以下、原本を欠く）……………

……（一月一日～五月二一日まで原本を欠く）……

（五月）

廿二日□□昼過ニ晴ニ成、今日者蚕ひき揚之家多シ、二、三番通之蚕也、

一 国分町小谷新右衛門殿店、二代目主人清次郎旦那、当時御用達五人衆之仲間、江戸御蔵屋敷勤番所詰合中ニ御病氣、当月三日御病死之由、手前迄も為御知在之ニ付、今廿一日出立、御城下迄為御悔見舞之、久兵衛罷登候事、同廿八日夜帰宅、

「」四月頃より繰綿も大ニ高直ニ而、「」売金壹歩ニ三百目ノ割、糸綿也、

□糸、紅花、京都大下落、

一 前江写ス京都より江戸被相下御書ニ付、御吟味之上、林大

学頭様御上京之所、御向方様ニ而御取受無之、尤御需官之

人ニ而ハ、御役目之人ニ無之、無御異儀訳ニ相見得、直々

江戸江御下之由、依而御老中堀田（ママ）様、当春御上京之

由、然ニ、京御向中山大納言様、并烏丸様とか御両所様

ニ而、嚴重之御談、古へ神皇功皇（神忠能脚）之御時より後、將軍秀

吉之時迄、朝鮮、異国迄も令征伐候中ニ、今異国之者共願

を申立候迎、將軍家并諸侯、大名共、夫ヲ恐レ、願之通交

易等相免シ、異国之者共ニ氣俣ヲ為致、取扱居候義何、様

吟味ニ可有之哉、□所存不分之事ニ候、尤

叡慮を奉惱シ、日本衰微之はしと相成、重事ニ候、依而、

三家を召、別而代官ヲ被相撰御吟味也と、嚴重之仰ニ、乍

恐入一言一句も不被相出、閉口ニ取及、早々京都を御退、

於大津御宿江御下り赤帶直々御下り之由ヲ被召候由之事也、依之江戸中ハ、

大ニ人氣浮々數相聞候也、

將軍家江ハ、井伊掃部頭様被召候由也、

然所ニ、京都より当屋形様江、御綸「」之御早、

武頭ニ而、御三方と相聞、御三方江御条旨御到来之由、加

州様ハ御直參ニ而、御出立之由、薩摩様ハ御名代之由、依

之御手前様ニハ、先日御一門様中御一統□急之御登城、屋

形様仰ニ而御吟味被遊候上、為御名代、水沢ノ伊達將監様

被仰蒙、御登京之由、此節江戸、京、仙台外共ニ、大ニ物

騒ケ敷事共、其内、此先ニ、御手前様ニ江戸御屋敷御祖母

様、并御母君様か御両所様御卒去被遊、御一方者御城下へ

被相下候ニ付、御支度、後藤孫兵衛様御登ニ相成候所へ、

京都より御召之、御条旨御到来ニ付、御大事之事ニ付、先

以御尊骸方者被指置候由之事、右方ニ付、

一御城下中江、急御用金三万両程被仰付候由之事也、御上下

大□キ、

此所、壹万五千両と申候、

御城下も、京、江□御公用方之一義、并御尊骸御穴入、来

月七日御定日之事、旁町家商事者至而之不印、尤京都表并

上方、江戸、諸国共ニ、軍事之御備等ニて、商方人氣不進、

生糸、紅花弥々不景氣、買人無之、見合、休候由之事也、

当時糸、紅花江之出し金無之由、久兵衛帰宅ニ而相咄候事

也、

一五月廿八日夜四ツ頃、当地辺大地震ゆり、間も無く鎮る、

式・三ヶ年先七月之地震同様、当月者日和至而無之、十五

日程引続曇り、間々ハ雨ふり、至而不宜、天氣此間ハ相応

之おむれニ相成候得共、廿九日ニも快晴不成候、曇り□、

晦日より快晴、暑氣之模様、当月中曇り、不天氣、

一改正新金壹歩札、御城下辺密々正切替壹割位相付候由之事也、追々如何、難計事也、

当蚕、去年五月雪、霜ニ而桑痛、依而蚕至而不足、桑大ニ下

落致候所、依而当年蚕余慶、桑去年之痛故、不足、初より

不安、町方ハ廿日前後ニ揚、此節在々蚕漸々揚ニ相成候得

共、追々弥々高直、壹俵五、六貫め入五百文、六百文入、

在分七百文位、手壹歩ニ四貫目位、早魃已来之高直、未ニ

蚕極り不申候、三貫め台迄取引、

一まゆ、先分より少しツ、売立候所、新札之打ニ而も考候哉、

上方ハ糸、紅花下落ニ而も、買進者有之、まゆ大壹升、手

三切七・八分ニ売、高直、釣合不申事ニ候、

天保年中之様、金老歩迄札下落を考、如此、

当時御城下打ちん、壹歩二百六十文位、切ちん、

一六月朔日日和、暑氣ニ相成候、当分諸作物宜相見得候、今日ハ大暑氣也、二日、三日大雨、四日上り、日和、暑氣也、

蚕不同ニ而、追々違多し、まゆハ直段高直、

六月三日相庭

一米 ■六升

一もち 五升

一〇 四百文

ノ

六月十日暁、土用ニ入、此間数日続而不天氣、曇り、冷氣、東風不止、不宜氣候也、十二日、十三日、十四日夜大雨、所々水押、破損多シ、川々洪水、土用中数日之雨天甚悪しく、十四日雷神精進、村一統、十五日晴、又曇り、雨ふ

り、此間八專中ニ而、昨十九日八專終り、快晴、大日和ニ相成、諸人悦び安堵致候所、廿日きのへねニ而、今日大切之日也、又朝より曇り也、昼より晴畑物、大豆等者、所々水かれ、朽損し、麦之類元来上作、近年無之作ニ候所、是ハ惣体何方ももへ、三寸位ニ青く相成、大痛ニ相成候、莫も痛候、毎日之雨ニ而、麦打日和無之候、

………（この間、落丁あり）………

一間口四拾五間 奥行六拾間

但、樓閣作、二ヶ所二階作、外ニ別座敷

一同 七間 奥行式拾五間

但、遊女屋七間、二階作り、

一同 五間 奥行式拾間

但、料理屋

式拾七間、二階作り、

一同三間半 奥行式拾間

但、長家作り

願人

本間町三丁目

林蔵

金三郎

品川惣地岩村屋佐平、神奈川四拾九間惣代

鈴木屋

大黒屋

水野筑後守様御請書

但見込拾五万両

上 拾五両

中 拾両

下 五両

神奈川湊、異国五ヶ国之献上

アメリカ ヲロシヤ フランス

イギリス タツタン

一人形魚 男女共也

一キヤマン障子 十組

一一角三本 目方式拾貫目

一黄金 式拾輪

一白銀 三拾輪

一大筒 式拾五挺

但、玉目三貫目ツ、

一文車 拾丁

一毛氈 百枚

但、七間四方

一白羅砂(羅砂) 八万五千本

一黒砂糖 三拾五万八千斤

一大白 拾万九千五百斤

一氷砂糖 三万式千斤

一唐於トマ 拾万九千斤

一金 八万式千五百斤

一鉛丹 廿七万七千斤

一サンコ 三百斤

一サフラン 花ツキ

一龍腦肉 同断

右、三品共ニ鉢ニ植置也、

一烏犀角 壹疋□物

外ニ花種九拾八品

六月五日

日本より之渡品数左ニ、

但、百六拾目斤之定ニ而交易

一銅 式拾万六千斤

一人参 廿四万八千斤

一漆 四拾万八千斤

一海老 同断

一煎子 廿万八千斤

一似タリ貝 同断

一串貝 三拾万八千斤

一キンコ 同断

一昆布 同断

一セキタン 八拾式万九千斤

一茯苓 廿八万斤

一松脂 同断

一黄蓮 五拾式万六千斤

一米 但俵ノ壹万俵也 廿八万六千斤也

一塩 五拾万斤

外ニ

一紅花

(手偏に斬)
慚皮

古道具

硫黄

名木類

傘

トサカノリ

瀬戸類

紙類

木綿

燈灯

糸

蠟

絹糸

絹布

古着類

細工物

銀鉄

赤根染

水油

茶類

右之品々ハ、日本より異国末代交易ノ差渡候義、紛れ無之候、已上、

右之写、一ノ関より廻来ル、当年之事也と申候、先ニ横浜江御免相立候間、夫ニ而間ニ合候事ニ思われ候処、又候右様御免相成、相立候と申も、不分り之様也、御公義之御吟味、余り之事ニ而、不分也、

……………(この間、落丁あり)……………

覚

安政五年分上金
一金壹万両也

此粉四万俵

内

一五千両也 御備

但五斗入、壹俵貳朱かへ

此米貳万俵

一五千両也 御買上

但、市中御買米俵之、

壹俵金壹歩買

此貳万俵深川御払金

一金壹万両也

一同壹万両也

合貳万両也 同六月分上金

同三万両也 同七月分上金

同四万両也 八月分上金

同五万両也 九月分上金

五ヶ年一紙

一粉六拾万俵也 御買備

一金五万両也 御元金

右粉壹俵金貳朱、買米壹俵金壹歩御直段ニ而御買上、深

川御払金平均両ニ七斗五升直段御払見詰、米下直、又ハ

破船、海上捨リ御座候節ハ、御常式御財用方より足か

へ、御備被相立候事、

粉壹俵貳朱、買米壹俵壹歩かへニ而、当分痛候姿ニハ候得

共、粉六拾万俵、御備金備之上廿万俵、郡村へ被備下候得

者、粉壹俵三朱、米壹俵壹歩二朱之割合罷成、百姓痛迷惑

之筋無御座候間、御郡奉行扱切、等分ニ割合、百姓共面々

作得之内より御買上、御備被相立候事、

午十一月 出入司金穀方

跡御文面略ス

此割合方

一人頭四千百三拾三人 南方

一同三千貳百拾三人 北方

一高千七百廿貳貫三百八拾七文 南方

一同千三百三拾九貫九百五拾壹文 北方

一高七拾貫九拾文 藤沢村

一米拾壹石四斗六升

一人頭式百八拾四人

一粉拾九石三斗八升

此御割付

人頭 高共ニ 兩割

三升七勺壹才式系五ツ、

右之通、当年より上納、御備被仰渡候所、御郡ニ而御吟味

未夕御首尾も相出不申候、

一御城下ハ、大金之御借上被仰付、此節大ニ迷惑之事ニ相聞

へ候事、

当御郡ハ、古より御買米無之御郡、此度御備穀被仰出候ニ

付、右之通御割付相成候間、他郡買納積金、割合ニ相成候

事、追々右ハ他郡買難成候間、地元より相納候様被仰渡、

正月初村々より直納、

十二月八日、朔日より小寒成、此間大ニ寒氣ニ候所、又昨

七日、八日者大ニ暖氣也、

一米弥々不安、引メ、

六升

浜方、至而秋中より不漁也、其外都而之諸物高直之年也、

十二月十八日

一米 上 五升五合

一糯米 五升と申候

一大(大豆)ツ 五切位 札ニ而

一錢 弥々不足

一小(小豆)ツ 五切位余

薄衣買粉壹俵

手形六切

米ハ、秋より追々上、此節拾切位、追々押詰り、拾壹切

ニ上ル、日々上ル、

十二月十九日庚申、平和成、天氣、此間者晴曇り、風多シ、

雪少々ツ、ニ而、至而不足冬也、冬照込、

一大詰、至而諸商ひ大不景氣、大不漁、肴類高直、雪一円無
之冬也、日照也、錢不足、

安政六己未年正月元日晴曇り、雪も雨も無之、草りニ而年始廻ル、

去冬被仰渡御買米、急上納、五日より御セリ立、薄衣御蔵納ニ而、村々大ニ難義、買納候、壹俵金三切ツ、手拾式切買納、正米納等ニ而も、大ニ米高直ニ而相痛候、先年より無之御買米也、

一御城下ハ、御奉行様并御役々、既四拾人程御役替相成候由之事、

一正月ニ相成、弥々米不足ニ而、

手耒歩五升

其外穀物、右ニ順し高直ニ成、凶年已来之高直也、

一手前之日形ば、様、其冬より病氣、正月九日昼九ツ時頃病

死、当年七十三、又ハ七十四とも申候、

当月中、折々ちらく雪計ニ而、雪一円ふり不申所、二月三日夜相応之雪、壹尺余、併節後レニ而、翌朝近辺六・七寸程、

一去冬十二月朔日、江戸將軍宣下之事、京都より御勅使近衛様并二条様御下向在而、二日御能在、御対面在而、町人家主計り拜見御免被仰付候由、

其外御下役

右、十二月廿一日出申来候事、

右御方様御出立御登り後、京都より江戸御引張御沙汰在之哉之由、御召連とも申物哉、とふ丸^(唐丸)之御乗物ニ而、江戸江御式、三人程被相下候由、色々騒ケ敷相唱候事也、

当時、江戸其外共ニ、地乱と申時節、

正月十五日、仙府ニ而、御奉行様御登城之所を待受、水戸者之由、駕籠訴六人、片倉様三人、柴田様へ三人、御取受ニ相成、御吟味中、不分り、何事か、未ニ不知候、

一 去冬、御城下瑞宝寺^法焼失相成、御祖母尼様、金三千両御寄付ニ而、御普請御取立ニ成、

一 松前者、往来者しげく、賑々敷開ケ、繁昌ニ相成候、

一 江戸相庭、新米両ニ五斗三升、大^(大豆)ツ八斗五升、何レ高直、当地も弥々米高直、

金壹歩ニ壹斗九升ニ成
大ツ金壹切半位

二月廿七日夜、黄海七日町九軒程焼失、

三月九日夜、津谷川村あらや沢三浦且方、并四軒程焼失、馬壹疋、犬、猫等迄焼死ス、

一 江戸表、前々在之御沙汰^(沙汰)、京都より御召連被相下候、とふ丸御乗物拾人程在之、右御道中よりか、拔身之御鑑等ニ而江戸江御入之由、水戸様御事も、御殿中へ押込被為成候由

申来候、此御沙汰、如何ニ可相成哉と、世上之噂さ、騒ケ敷事共ニ候、

一 江戸御近所ニ而、異国之船々江御交易被相免、当春アメリカ、ヲロシヤ、其外忒ヶ国之船、神奈川ニ而御交易相成候由、尤御会所被相建候由之事也、松前江も御交易相成候由、唐薬類少々下直申来候、古より無之事ニ相成候、

二月廿一日、江戸青山辺大火事、□□丁焼失之由、

三月十三日、水沢町九^{大火}百軒程^{凡九百軒、内御家中五十余}焼失之由、夥敷大事也、全体町千軒余、御家中千軒余、メ忒千余在之所也、

依御上様より、米壹俵ツ、被下置、外御地頭様より、当正月、水戸者、当御奉行様御登城之折、籠訴之一義書付写左之通ニ候所、写書様不分り之所多候得とも、其通写置候、

乍恐奉歎訴候

水戸領中百姓惣代

松本道積

小松崎茂平

塙 周助

多佐木弥平

内藤孝助

岩谷文隆

去年七月、中納言様御登城御差扣被 仰出、前中納言様ニ
者、駒込下屋敷御慎被為在候様蒙 台命候事、乍恐 公方
様御逝去之後ニ在之候間、御公辺御役人方之御了簡ニ出候
事と奉存候、其節御一同、尾州様、越前様御隠居被 仰
出、一ツ橋様御登城御指扣ニ相成候事、是皆御公辺之御役
人方之御随意ニて、御三家、御三卿、越前家迄推籠置、無
憚所、天下之権柄ヲ專ニ立候事と奉存候、其後又々前中納
言様不慎ニ付、嚴重之趣ニ而、駒込御警衛向、三連枝方、
并尾張様、紀州様者、御附家老被仰付、是又御公辺之御役
人方之御含合ニ而、御三家方并御連枝方ニ而致離間、絶羽
翼、此家方皆々孤立壞歎^(ママ)之趣候様仕向候事と奉存候、ケ
様之姿ニ御座候間、國中一同、上下も不顧身命、騷擾仕候
所、遂ニ御沙汰止ニ者相成候得共、於 御連枝方ニ者、御公

辺御役人方へ分屏仕、御本家江構怨 御本家滅却ニも相成
候様之為 此間不分書残ル 畢竟御当家江泣訴、伏而奉仰、
皆共ニ者以御一言之御高論、水戸家之危急御救被下置、両
君様之御危難被為解候様、且前君様ニ者、御老体之上、邪
寒降冬中、御嚴重御慎被為在、御深護も不失宜、長々御鬱
多之余り、如何成閑勞ニ相成候哉も難計、國中一同百姓共
迄奉寒心候、御平生御孝心深く、当君様も段々被申上候次
第、姦謀ニ被遮候ニ付而ハ、御安否之訪問も難相成、沈堪
ニ御扣被遊候も、名分之儀無止事、一日千秋之思召と奉存
候得共、乍恐御父子之性状御座候へ者、当今之御心痛、向
後之御後悔、如何ニ在之哉、一日も早く御歎被為解、領民
共一同領奪^(カ)致候御存念と奉存候、如此之次第ニ候間、公
方様將軍宣下之御大礼之節も、弊藩のミ御登城も相成不申
候様成行候事、弥以水戸家之存亡、両君様之御危難、日々
危急ニ迫り候事と、虫蟻ニ均敷百姓共迄、偶然罷在候時節
柄ニ無之、農事も被失、日夜愁歎仕候、乍恐御屋形様ニ者
御大広間之御公座、諸大名様之御模範被為備御家柄、御聡
明英将之御称名、世上ニ無隱事ニ奉存候間、天下国家之安
危、人心之安邪曲直と瞭然ニ被為在、御明察被為遊候ハ勿

論之事、殊ニ於水戸家ニ者、御屋形様御代々之御交情も厚被為入候趣奉承知、一同安心仕候様、何卒御屋形様御仁恕之御明断、偏ニ奉歎訴候、右廉々、御不審之儀も在之候ハ、乍恐御尋も候ハ、一々以御状奉申上候、昏愚之民共、貴公之礼儀も不相弁、只ニ苦心之余り、不顧万死ヲ、奉侵尊顔候、誠惶、誠恐謹言、

又乍恐書付ヲ以申上候

此度、私共殿様、本文奉歎訴、御危難之儀、領民一統煩向之余り、越年之差別も無之、暗夜之心柄ニ而居候事次第、相拵而、乍恐可奉御国訴ヲ以、御公辺之嫌疑、乍憚私共為惣代、不顧万死罷在候所、御屋形様御出興も不奉承知、弥一日千秋之苦心巨堪、乍恐御重役様之御出会先江、御賢慮を以奉歎訴候趣、御披露被下置、山海之御高恩、偏奉願上候、已上、

安政六未年正月

右、屋形様ニも御配意被遊候御事と申候、

安政五年十二月 網乗物ニ而、京より江戸江被相下候輩、

左ニ、

水戸殿御家来

鵜飼吉左衛門

同 右同人悴

同 苗幸吉

公家衆御内ニ而

小林民部少輔

兼田伊織

若林但馬守

藥種渡世

療症院

堤茂左衛門

池田大学

父子共

鷹司様御内

上田大更

右拾壹人被召捕候十二月已来、被召捕候人、左ニ、

有栖川様諸大夫

豊島伊勢

栗田口様御内

山田勘解由

愚子

一父

浮田

伊丹藏人

鷹司様諸大夫

高橋某

二条殿諸大夫

西村某

外壺人、道中ニ而被召捕

三条殿諸大夫

森寺某

丹羽某

外壺人

東寺

田辺飛驒

呉服店

大丸屋某

針医薩州出生

源田才助

儒者

瀬之木三之助

右者老婆歌人

右之通被召捕候事、

十二月十日

^(通記)此御落去之次第左ニ

徳川形部卿

思召之御旨も在之候ニ付、御領地其俣、并御附人御隠居被

仰出候、是迄之御抱人之者共迄、一ツ橋付と被仰出候間、

其段可被申候、

右、紀伊殿、尾張殿御城附之者江相達、

御作事奉行

岩瀬肥後守

軍鑑奉行

永井玄蕃守

思召在之ニ付、御役御免、部屋住、御切米被召上、指扣被

仰付候事、

御小性組仙石右近組

河路太郎

祖父左衛門尉義、思召在之、御役御免、隠居被仰付、家督

無相違其方へ被下候事、

西ノ丸御留主居

大久保伊勢守

御普請奉行

浅の備後守

思召在之、御役御免被 仰出候、

右於稲垣長門守御役宅ニ、若年寄出座、御目付 神保伯耆

守、小倉九八郎立合ニ而、長門守申渡ス

水戸家家老

中山備前守

名代

町野左近

水野土佐守

右

其方義、家柄等も相弁、兼而厚心得も可有之所、此度 前

中納言殿御心得違より、御家来共、不容易企ニ及候段、被

附置候詮も無之、不届之至ニ候、思召ニ依而、急度可仰付

之所、未夕若年之義、別段之御憐愍を以、指扣被仰付候、

右、於松平和泉守殿御宅ニ、掃部守、老中列座、大目附伊

沢美作守、御目附鳥居権之助立合、和泉守申渡ス、

右、八月御落去と相見得候、

水戸殿江御使 松平左兵衛督

罷越

指扣途中 松平左京大夫

煩也

名代

水戸殿へ御使 成瀬隼人正

さし添 竹腰兵部少輔

水戸前中納言殿、永蟄居、水戸表江被可被遣候、且水戸中

納言殿ニハ、御指扣被 仰付候、

右之段、水戸前中納言殿江可申達旨、委細被仰渡候、

松平讃岐守 松平大学守 松平播磨守、

右指扣被仰付候、

右於御黒書院御下段ニ、溜間詰掃部守殿、御老中列座、和

泉守殿御書附を以被仰渡候、

一△印江続く、但書入候ニ付、書所者、別紙ニ而さし込置候、

△印 別紙
△印江 封廻状写

水戸殿家老

一切腹 安藤(安嶋)帶刀

一死罪 芳根伊予之助

吉左衛門御中

京都御留主居

一獄門 鶯飼幸吉

一死罪 鶯飼吉左衛門

水戸殿家中

雁丸下長者町儒者

一遠島 鮎澤伊太夫

一中追放 池田(池内)大学

鷹司殿家司

小林民部權太夫

近衛殿老女

一押込 村岡

以上

一水戸前中納言殿御事、國家為助之義被仰立候儀者、御当然之義ニ候得共、御建白之次第、御取用無之迎、御家来之者を以、御見込之筋品々、京都江被仰遣、加之、御養君之義ニ付而も、輕者共、宮方、堂上方を取繕候始末、關東御旧泰改之筋と申成、人心惑亂為致、議奏ケ間敷事より、終ニ重キ勅詔を、輕輩之手ニ為取扱、且倫旨ヲ懇願ニ及候段、公武之御確執、國家之大字ヲ釀シ候筋ニ而、不用意之義、縱令御家来之者共、御内存ヲ察、私ニ周旋致シ候義ニ候共、

素より御心得方不宜候より、右之次第ニ至り、被罰、公儀

御後闇御取置ニ候、依之急度可被仰出候所、此度重キ御法

会も被相濟候ニ付、格別之思召を以、永熟居被仰出候、

一水戸中納言殿御事、先中納言殿京都江種々御内通在之候よ

り、御家来之者共、御内意相察、不用意企及候次第、对公

儀江、総而御後闇之義も在之、御父子之間柄、無拗義とハ

乍申、御取扱方も可有之所、無其義、然上者、御家来之者

共嚴重ニ取締可有之筈ニ候所、無其義、剩御家来末々之者

迄、多人数出張致、右之御取鎮等も御不行届之至ニ付、急

度可被仰付候所、是迄追々御配慮被為在候事ニ而、御情

実、止事も不被得御場合ニ相聞得、依而格別之思召を以、

御指扣可有之旨被仰出候、

八月廿七日

大番頭

堀田豊前守

大目付

遠山隼人正

一太田道淳事、思召在之、慎可罷在旨被仰出候旨可相達候、

□印江

□印へ

右於御黒院ニ、溜詰掃部守、老中列座、和泉守申渡ス、

一戸田綏之助

八月廿八日

御座之間 御役替

大番頭
一 伏見奉行 林肥後守
一 京極因幡守

外国奉行

軍艦奉行

一 赤松左門尉

一 水野筑後守

小普請奉行

甲府勤番支配

一 加藤壱岐守

一 大田筑前守

新御番頭

天璋院様御用人

一 松下大学(松平)

一 原弥十郎

右於 御前ニ被仰付之

右之面々御同達在之候

(別紙、ここまで)

一当分之内、水戸中納言殿江 一安藤対馬守 罷越、用向

取扱候様被仰付候、

同廿八日

一松平肥後守 一小笠原左近将監

一奥平大膳太夫 一阿部伊予守

一土屋采女正 一久世大和守

一牧野越中守 一土井大炊守

「△印」今晚和泉守宅、名々之家来呼出

右水戸殿家来騒立之節、固め人数之義御達成候事、以上、

滝川主殿

小出玄番

京極左門

小栗又市 溝口八十郎

浅野一学

一唐大黃、仙府ニ而上斤式百四拾匁より百七拾匁ニ成、

但、去年四百六拾匁、当正月相庭ハ四百匁より三百七拾

匁位之所、大下ニ成、

一セメンシーナ両去年百三四拾匁、追々下落、此節大落、三

拾匁ニ成、

其外、唐物追々下直申来候、

一 サフラン引上、兩百廿五匁、

右高下、去冬御交易渡來之品在之物ニ相見得、如此、仕入
方大ニ六ヶ敷、大ニ損易在之候、

一 右異国船江御交易ニ相成候品之内、蠟四百万斤、大坂、江
戸ニ而御買上、依之市中殊之引上、高直ニ相成、蠟燭、鬢
付高直ニ成、

一 生糸、志箇 御交易物 金九拾兩ツ、御買上ニ相成候由之事、依而所々残糸

買入相廻候得共、奥方ハ一字売払候而、無之、真綿も同様、
兩三百目位上ニ成、

一 御国札、又々正切替方ニ而、当時式割五分位迄せり、切替
候由、右ニ付、御城下諸品、右ニ準し高直ニ成、売方進ミ
不申、持合候而も品切と申候様ニ而、正金銀なれハ、随分
在之候、

昨朔日、八十八夜也、

四月二日雷勢俄ニ在之、雨、あられ、大豆より大成物夥敷

ふり、苗代大ニ此近辺痛候、此間五日程不天氣、雨、曆之
節より、柴、茅迄急キ候年也、

同四月六日、岩谷堂町大火之事

昼四ツ半頃、横町より出火、折節風烈しく、四方へ俄ニ飛
火ニ而、町々へ移り、横町、一市、川原町、南町、六日町
共ニ焼、御家中并ニ近在之内迄、寺式ケ寺程焼失、凡六百
軒程と申事ニ候、人死七、八人、馬も少々焼死之由、此内
小原や家内、主人、夫婦、拾人 其外手伝人共ニ、五、六人焼死
ス、錢町残り、其外一字夥敷火事、今日市日ニ而、外商人
五十集荷等、大ニ焼損と申事ニ候、土蔵等不少落候、依而
御上様より、米壺俵ツ、被下、
外、御地頭様よりも、

四月十一日、昨夜より大風雨、今日大嵐、節不相応之嵐、
春中静ニ而、追々のあれ也、

蚕、五日頃よりむへ候、常より十日程早し、中ハ当月廿日
也、

一 蠟大上り

御城下直段

晒百斤入ニ而金拾兩

拾六貫目也

但、金壹歩ニ四百目ニ当ル、

生蠟 金八兩二分

四月中旬

右之外、定掛り物ニ而も、此節新形等、新、古共ニ、正

金銀不足、錢不足ニ而、切替式割五分ニ而、五枚壹歩ニ成、

錢ハ壹貫四百文ニ相成、諸品右割合ニ而高直、

一御藏米直段、手形式拾切ニ成、

一石之巻、白米ニテ壹斗四升ニ成、所□□引メ、

右ハ、手四枚壹歩之直段、

手壹歩ニ

一当町も、玄米四升五合之売、外雜穀共ニ高直ニ成、

一岩谷堂焼後、続ひて南部御領迄、奥筋拾壹ヶ所焼候、火

付、盗賊入込候ニ付、御国内之内、奥ニ而三人程御召捕ニ成

候よし之事也、

四月下旬

一早春御交易御買入之生糸荷物三千五百箇とやら、京都より

長崎江被相送候所、異国人不向之由ニ而、披談(破談)ニ相成、引

戻之由、依之京都も拾五兩かた下落相成候由、蠟類も難計

容子ニ相聞得申候、右糸八兩ニ壹貫目下落と申候、

布市と商人御受ニ而、買方相成分、則同家ニ而引受ニ相成候

様子、不軽大損金と申事ニ候、最初大荷買方、出荷相成候

ニ付、西陣織屋共一揆ヲ起シ、式百人程右布屋へ押懸、京

都既ニ騒動ニも及候所、御役々様方相出、御取押ひ、御和

談ニ而、二ノ膳付之馳走致、御吟味中御預りと成、織屋と

も面々職方江障りニ相成、如此、右旁無定り世の中故、損

益高下有之、已前之通、長崎ニ而之御交易と申候、全体生

糸ニ而ハ不向ニ可有之候、日本之織物之内好候由相聞候間、

唐人懸り之人、泥違ニ而、生糸等御買方相成物ニ相見得、

如此、此辺ニ而も当年ハ御交易ニ相成候ハ、殊ニ上直段

可參と、人々悦ひ含居、尤御城下表札下直、天保之度之如

く相成可申と、一統蚕より余分飼方致候、如何ニ可相成哉、

誠ニ落付無之世の中也、

五月朔日 千厩辺田植始り

同八日、当町、手前初、所々田植也、苗ハ大ニ盛長致、
壹尺式、三寸ニ成、三月あられニ而痛候所、追々直し、上
苗、

同六日出御城下より紙面着、弥々打銀せり立、三割増ニ成、
錢壹貫三百文迄、御藏米札拾三切と成、諸品追々高直、当
地も手拭八百三拾文、糸綿七拾目位、

御城下表、弥々札下落、十日迄六枚金壹歩と相成候由申事
ニ候、

去ル天保十二丑、十三寅年同様、六枚迄下落、依而御城下、
十月十日頃五枚壹歩ニ代五百文通用御触出ニ成、依而諸品
下直ニ売方致候様、嚴敷被仰渡、当郡、十一月十五日、郡
中千厩江寄合、諸商人、諸職人、不寄何ニ直下ケ書上ニ成、
見世店々直段付張紙ニ而売、此度も又々右之振合ニ可相成
候事、後弘化ニ移り而、四枚壹歩ニ被相定、既ニ廿ケ年ニ
成、
代四百文

此節、正金銀、市中通用一円無之、密々切替人在之候得
共、在々ハ壹割半位、式歩、三歩之はし金也、近年ハ、金
ハ式朱金計ニ而、壹歩銀也、

当時御城下ハ、指引代計ニ而も、壹貫三百文ニ相成候由候
得共、当地奥方却而人氣ニ障リ可申候間、代相庭引上不申、
壹貫六百文、是迄之通、併誠ニ指引返し代ニ迷惑、小手か
し、はし代杯ハかしニ致候、桑市過ニも相成候ハ、相庭
上可成候、蚕中代上リニ而ハ、痛勝ニ可相成容子、

一十五日、未在々田植仕舞不相成、桑□出ニ而高直、三貫目、
式貫五、六百目、今朝取引、

一浜方魚類、至而不漁事也、先日初しひより少々ツ、両度、
参候計リ、

一同五月十二日、御金山方御役人様御廻村先キ御下役ニ而、
伊藤正五郎様、杉山通壹本杉屋敷、当町ニ而被仰渡、火薬
売方御国産御仕出被相渡候間、小払所致候様、葉者跡より

相下シ、渡可申、代金売払納候様ニと被仰渡、尤火薬之義、鉛小払所へ被相付御吟味ニ付、其方へ申付候者也と、外仕出、売方共被相留候事、

五月

一桑直段、田植過ニ相成、廿日頃より下直□相成所、十方暮中ニ而、ひしと雨天ニ付、桑不出、大ニ高直、廿三日朝、札歩ニ三貫め、式貫五百目迄、

廿四日、昨日昼前より晴、今朝ハ多く相出、七貫め位より八貫、九貫め位迄下落、此間至而寒し、

一過ル十七日、平治悻義三郎七才、酒ニ相当り、酔中より直ニ急病と成、昼夜煩ひ、苦しき、同廿日昼八ツ頃、終ニ病死、誠ニ氣之毒、愁傷之事、

当五月中、連日打続雨勝、追々冷氣ニ而、蚕も所々相応ニ相痛候、雨勝、不天氣ニ而、追々桑高直ニ成、廿八日、廿九日大雨、庭子最中、先上リハ過而、二番取、

六月朔日昼九ツ時より晴上り、二日弥々本日和、順風、順氣相成、一統大慶、桑、昨日、今朝、弥々高直ニ而、手式貫目壹歩位、壹貫八百目位迄セリ込、六月三日半夏ニ成、在々蚕最中ニ相成、此所一先ツ桑下直成、四貫目位、又々引上、三貫目位、日々高下、蚕余慶ニ而、不下、引続キ高直成年、然ル所、蚕追々所々違多く相成、大ニ痛ミ、

一日和ハ、当月初四日計能、又々不天氣、雨ふり続、十二日迄不宜、曇り、十三日四ツ時雨、九ツはれニ相成、先月より当月、至而不氣候、農事後レニ成、雨勝、□蚕入料、壹枚種、手形へ五拾切、六拾切より、

然ニ、御城下手形金打、三割より四割、内証○壹貫三百文と申候、大ニくるい、店物右割合ニ而、弥々高直、店仕入物も、太物方より一統、是迄之分正金ニ直され、帳合ニ成、御城下、在々共ニ、手拭壹本百四十五拾文、依而、まゆ之直段、手四切半位より五切よりセリ込、上五切三分位より、又々買人多ニ而、五切五、六分より六切迄、壹箇之糸七拾兩已上ニ相見得、誠ニ高直、是皆札下直ニ成見込ニ而、
入料入七十五兩上り

諸商人買物相進ミ、如此、市中ハ錢式朱札無之、取引誠以迷惑、不通用、追々天保十式、三、四年之通ニ可相成哉ニ候、質屋去年中より取方休ミ、

誠ニ以、御国者此手形ニ而、何時も一統之痛ニ相成候、後年(覚悟)覚語可仕候、正金直し、此節三、四割ニ(細)細り、損ニ成、追々五割之見詰、

まゆ高直ニ相成、桑高直也、損ハ又うまり之様相成候、併違捨候分ハ丸損多分、少々ツ、違ニ相成、壹枚種拾壹升位取、元ニ成、多分半作位、

六月十三日、米ハ先達より

一四升五合、四升位ニ成、

一濁酒 壹盃廿四文

一肴類、不漁ニ而、大ニ高直、浜方ハ凶年同様苦み申候、

六月廿一日明六ツ九分ニ入、当日日和、廿二日大ニ暑ニ成、廿三日日和、大暑ニ成、土用前ハ至而雨勝、漸々日和続、田作甚見事ニ成、又々廿四日夜より雨、廿五日雨ふり続、七月ニ相成候而も、日々曇り、雨勝ニ而、麦打日無之、七

日迄連々不氣候続、七日昼より晴、日和ニ相成、八日日和、暑ニ成、人氣悪く候所、漸々心能く相成候、大切之節ニ相成、既ニ稲出穂ニ成、

江戸説

去月廿六日、イキリス船壹艘、品川沖江入津、右旅宿東禪寺被仰付、夷人之内女三人在、同寺之御位牌、宗法院江御移、

一神奈川交易御開キ相成候事

六月朔日より初り

右、英吉利ス持渡り金錢、其俣ニ而通用御触ニ相成候事、

外国人、神奈川近辺十里之内歩行御指押へ、

一此節、白銀御吹直し相成候事、尤右金通用始り候事、

一夷人、此節江戸横行致候事、

一板倉丁茅根金三郎調練屋敷、唐人屋敷ニ御替地被下候屋敷主事、右婦人共引連、日本橋辺産物買入候由之事、

一右屋敷(カ)□□根橋より川を堀切、屋敷迄船通用相成候様御普請之事、夷人共、御丸之内、又ハ日本橋辺望候由之事、

一英吉利ス船、当秋迄軍艦ニ而八拾艘程參候由、先以六拾艘、
日々伊豆之下田へ入津之由、

一去月中より、水戸百姓共并町人共、人数三、四千人ニ而、

何か歎願之義在之哉、江戸出府之所、松戸之御関所ニ而被

相留、同所宿ニ忒、三百人ツ、止宿ニ而、往来通用六ツ數

候之由、御沙^(沙汰)太相濟、追々如何、

一御交易相成候故、唐さらさ、砂糖下直ニ相成候由之事、

一米相場、当時五斗八升、此節不氣候ニ而、人氣至而不宜候

由、

禁裏御固

御所

一諸司代 酒井若狭守

一京都定詰 松平時之助

一同 藤堂和泉守

一野山筋口 松平讚岐守

一大坂 松平相模守

一 松平内蔵守^(頭)

一兵庫 立花飛驒守

一堺 松平大膳大夫

一京都取締 内藤豊後守

一大坂城代 松平豊前守

已上

□七月

□六月中地勢宜、暑サ有之候得共、□分連々と雨勝、日和無

之、東風、北風不止、不氣候ニ而不宜、田ハ相応草生ニ而

も、畑雨勝ニ而不宜候所ニ、土用過、六月末、七月ニ相成、

日和暑サ強く相成、弥々日和続候故、出穂、稲作大ニ宜ニ

相成候、盆前ハ米之相場引メ、手歩ニ三升七合半迄上ル、

盆中廿日過迄日和続、夜朝ハ曇り、少々きり雨等、七月廿

三日大ニ暑シ、早手あらく、稲出穂相成候、盆前より御城

下并南方、所々米相場大ニ下落、江戸も下落、六斗ニ成、

□札打銀高下有之候得とも、弥々向下直^{六枚ニ}之見詰、五割見

詰、

一当年まゆ高直、無覚候所揚り、何レ七十五両より八十両位

之見へか、大買合、未夕不知、然ニ伊達、上方も蚕違作ニ

而、高直^(カ)ニ成、且又異国御交易、織物并ニ生糸も望候物ニ相

聞得候故か、盆前より、御城下拾人衆之持ニ□糸買入、店々より下り、入込、買故、小糸よりせり込之風ニ而、當時盆詰気仙沼糸七十八両位より八十両、当地近辺八十両より四、五両、九十両迄、大口ハ未ニ糸出来不申候、是又無類高直之事ニ候、

同七月廿四日和、大暑氣之所、武、三日已前より模様在之、廿五日昼より雨ふり出、東風段々吹かけ、雨風弥々強く相成、七ツ時頃より大嵐、夜弥々雨風強く、誠ニ外出成兼候大嵐、翌明方より鎮り、雨晴れ候所、所々大破損、追々古家、小家等つふれ、壁落、小川、大川出水ニ相成、北上川追々出水、諸作物ハ第一、莫近年ニ無之上作ニ相成候所、もまれ、葉落、又ハ本木者吹折られ、一円ニ損り、(捨カ)稲出穂最中之所もまれ候上、吹手折、又水押し等、畑物大豆粟并八百□さゑん迄、一字手ニ而もむか如く吹手折、是又一円損、誠ニ大痛ニ相成候、尚又日和、晴ニ相成候へ共、翌廿六日も大風、日夜弥々強く、廿七日四ツ過迄大風、九ツ時より漸々風共ニ鎮り、日和ニ相成候所、黄海川筋大洪水ニ而通用留り、二日町関田前尻迄内水ニ揚り、(長昌寺)長性寺前

通、七日町迄一面如海の、近年無之大水ニ而、田畑一円水かむりニ相成、痛入候次第也、依之当年も凶作同様之事ニ相成候、追々如何、盆中日和続ニ而、漸々安心ニ可及候所ニ、斯之次第、殊畑作大痛、一相庭 盆前より盆中追々下、

米 四升五合迄

メ 手札追々下直ニ成、当年ハ何を買入候而も、何様ニ而も買入分利潤ニ相成候、

一右嵐ニ而、千厩町四、五軒痛つふれ、奥方所々痛、大原町拾軒余り吹つふれ、北方ハ数拾軒痛ミ、南、中奥同様、并水くぼ之田畑水おしかふり、長く夥敷水稲水損痛、涌谷安芸様御知行之所、五、六千石之外、一円之水損ニ相成候由、誠御痛之事、大崎辺所々水冠り、水損ニ成、此辺ハ存之外稲作痛不足、去年位ニハ取納可相成候、畑ハ四、五分、物ニより皆無也、其後日和続ニ而、せめて宜実入ニ成、八月朔日和 生糸弥々買人多く、近々改正金札百両ニ成、売人弥々氣強く相成百五、六両、上物拾両位迄、大口ハ糸

取仕舞不申候、余りセリ込、買留と相成、買人一円引取、登り候、

札金弥々下直ニ而、真綿両ニ式百三拾目より式拾目、式百目ニ成、又百九拾目迄上ル、

大まゆ残り、買置物、大壺升札三切式分五り迄、

口糸、金壺歩三百式、三拾目迄

上りまゆ、四百式、三拾目、都而物高直、大ニ利潤ニ成、

生糸当分休ミ、見合ニ成、

一米ハ未不下、三升三盃上り、

糯三升三盃

一大麦 札六切也

一錢者至而無之、不足、は代計り通用、

御城下ニ而、御上より嚴敷正金銀打銀札下直之取引御制

道相成候得共、中々不得止事、弥々七枚壺歩位之取替ニ而、

札下直成、依物品物ハ高直ニ成、天保年中之札下落同様ニ

成、浜方も、錫鯉一花大漁有之、下直之所、追々買人込

入、俄ニ高直ニ成、跡々不漁ニ成、

九月朔日曇り、冷氣成、

屋形様御事、八月十五日江戸御発駕、当所御地頭若旦那様
奥御小姓ニ而御供、初御登り、御金入也、依之、御知行所
調達御進、当地手前杯前田畑所御□□地之所、前々御知行
ニ被下候場、一旦御取上ニ而、御年貢前金ニ上居候より、
此度百姓前取替、御向役御相談、仲人有之、金七拾五切打
金ニ成、調達致、土地替、永々百姓地ニ成、外々ニも有之
候、

九月廿三日市、至而不盛、此節麦蒔并取仕舞鬧敷、尤弥々
銭市中一統無之、殊ニ式朱札至而不足物、是ハ両替所ニ而、
追々納り、集り次第、古物より御切捨ニ相成候事、悉く通
用六ツ敷、小用不弁、札追々下直、当時御城下又ハ御境目
通之場ニ而ハ、正金へ六枚五分、七枚位迄の切方候者在之、
商売休之節ニ相成候、

一米 一円出不申、直段計、

手壺歩三升、七歩五り

一同糯米 三升五合迄

一濁酒 何方ニも無之、廿四文迄、

一種大麦 六切半位

一小麦 村々ニ而七切半位

一不漁、追々高直 塩鯉

手壺歩ニ壺本半、下式本、

同ふし 浜方ニ而七ツ、八ツ、

ノ

一糸綿 手壺歩小売 四十五迄ニ成

四十八目

一手拭切壺本

百七十文、如此、

一紙類大高直、常年之百文料式百文、今年も楮不作ニ而大

高直、品不足、式百文、紙ハ三百文、

一秋嵐ニ而蓐痛、大不作、三分通、大ゐに高直、釘子村辺之

蓐、古物ニ而壺俵八貫め金式歩余

一紅花ハ不足ニ而も、御他領宜候ニ付、上ハ下直、国方ハ札

之下直ニ而、七十兩買上り、少々ツ、売候得共、未残り居、

買人無之候、

一生糸ハ余り進候故、一先休、緩ミ、買人無之所、此間又買人少々下り相成、御城下衆計り改正之金札ニ而百兩より、中品百五兩位より百七兩式歩位、上ノ方如此、少々売高持者、未不売候、見合、当年ハ諸国共、常より不足之上ニ、外国江御交易ニ御買上と相聞得候故、如此高直、珍敷直段、正金ニ而七十兩位、六十五、六兩、品ニより札割合五割、六割、九月下旬、札式百拾兩より式百拾五兩位迄、あらノ^{上品}売払ニ相成候所、手前糸、当所之上壺番と申、式百廿式兩、正金七拾五兩と申直段ニ而、式歩引ニ、九月晦日商売ニ而相片付候、誠ニ珍敷直段、京都数年来登せ商売致候内、当所之上糸ニ而も、五拾兩より上り直段ニ売候事無之候所、世の中も色々と替り有之、右商ひも相替り、右之次第ニ候、何様御手形弥下直之方、表向御上之方ハ改正新札ハ金壺歩、又金壺朱札下直ニ不相成、依之市中錢無之、尤錢をおしみ、困候者も在之、市中、道中、甚敷不自由ニ而迷惑、御城下ニ而ハ御手入在之、御改ニ相成、多分ニ困ひ候者、御印符ニ相成候由、御調相成候様子、六ツ敷世の中ニ候、

天保度同様、都而之高直、又々鑄錢御吹方御取立相成候由之事也、

一 当年稻作、中奥古川近辺不宜、米弥々高直之由ニ而、

一 米 札壹歩ニ四升壹盃位

右古川町直段、若柳町も同様、

一 御手形六枚五分位より七枚ニ成

一 十月朔日、此間日和宜、此辺も米直段并ニ雜石弥々高直、

一 米 三升三盃 糰 三升五合

うるも同直ニ成

一 大麦 七切 小ツ(小豆)同様

(大豆) 大ツ 此節一向切間、古なし、

□市中不出、甚敷難義、在々江欠廻り而、少ツ、無心致、買用ル、凶作之時より不出、此節札下直ニ付、米持候者も、

高直ニ而も売出不申候様子ニ相聞得候、

氣仙ハ 式升五合之由

氣仙沼 三升より内ニ成

一大こん そば

粟共ニ不作高直

十月十三日晴、此間中雨天、続日和無之、

浜々、別而不漁事、肴無之、鰹ふし并塩鰹、干たこ、惣し

而手形買ハ大高、正金ニ見替、他国行ニ買取、塩鰹壹本三

分、

同十五日久次郎婚姻、十六日、十七日迄米高直、肴同様ニ

而、入料大ニ増、

一 生糸残り物有之、中糸ニ而正金七拾五両、手形百三拾兩位

迄ニ成、珍敷直段、恐入候事也、為御交易之、如此相見得

候、追々高し、

一 御公義ニ而、アメリカノ金錢、其通ニ而請取、市中通用可

仕由、江戸御触相成候由之事、尚又右国より御交易金、并

献金を以、此度新ニ御吹替ニ相成、御遣出相成候事、右金

左ニ、

横浜

一今度、神奈川宿ニおゐて、アメリカ オロシヤ イギリス 亜黒利加、魯西亜、英吉利、フランス フラント

仏蘭西、阿蘭陀、右五ヶ国江御交易御免ニ相成、此上ハ、

自国民共、右国之者共より、直買仕法筋、并御製禁之廉(制禁) カト

等、追々触候得共、指向御府内諸問屋、諸商人、神奈川表

へ出店指出、取引番所へ申出、通用可仕之品ニも御触之由、

夥敷御普請、町々店々相出、其外遊女町共ニ御免相出、右

絵図数々相出、誠ニ美々敷、賑々敷事也、日本御交易場、

神奈川、長崎、松前箱館、三ヶ所也、当五月より被相始候

也、

依而、唐物薬品々下落之品有之候、

遊女町ニハ、異国之者共計多シ、尤直段付高直、和人ハ安

シ、上官之唐人金五両、中官三両、下ハ壹両貳分、国人之

上ハ三步也、右写書惣し而略ス、如此、

一江戸御本丸焼失相成候由之事、近年ニ式度、西 御丸共ニ

三ヶ度之御焼失、不軽事也、

十月廿日、看至而不足、小とんこ壹連三百文也、外右ニ順
し高直、珍敷事也、

此地ニ而、ハ錢売無之相庭なし、御定之通、四百文之割ニ
而、物々高直、

御城下辺ハ、歩札ニ三百文位、内証取引、正改手形六枚半(改正)
壹歩、既ニ七枚迄在之由也、錢并式朱札不足ニ而、当地も
甚困り、小買、小売成兼、返し代三十文より四、五十迄、

十月廿三日

一新大豆 八切式三分迄

一小(小豆)ツ 拾切位

一大こん 壹本四文より五文

但百甘本付壹駄

五百文より四百五十文

一薄衣納御早穀直段買納

御蔵入分 拾五切半位

御知行所方 拾六切半

一〇 内々式百七、八拾文

一肴至而不足、高直、

凶年ニ無之候得共、畑物ハ凶作同様ニ而、殊ニ手形下落、
如此、此間七枚壹歩迄在之由也、

一右手形、時々狂ひニ付、生糸并紅花、其外都而之品直段引

上、糸も追々高直、正金ニ而八拾兩位、札ニ而八百五十兩
位、右ニ付、秋中より商売取引ニ、沙太^(沙汰)、故障多し、紅花
も追々八拾兩より九拾兩と成、

又々 正金銀位替り直段附

公義より御触割合写

一古金引替方之義、此度小判壹歩判吹直し、并保字小判、壹
歩判、歩増通用被仰出候ニ付、此後引替指出候者ニ者、道
方遠近ニ不抱、御手当相増候、割合左之通、

一慶長金 百兩ニ付 式百五拾八兩

武藏判

一元禄金 百兩ニ付 百七拾八兩

一乾字金 百兩ニ付 百三拾五兩

一享保金 百兩ニ付 百六拾六兩

一元文金 百兩ニ付 百五拾兩ツ、

一真字式歩判 百兩ニ 百三拾兩

文政金

一草式歩判 百兩ニ 百廿三兩

一五兩判 百兩ニ 百五兩

右之通増歩御手当被下、引替人御手当之義ハ、是迄之通百
兩ニ金式歩ツ、被下候間、聊も不貯ひ置、江戸、京、大坂、
其外諸国引替御用相勤候者共之内指出、早々引替可申、此
上貯置候者於在之者、訖度可至沙汰候事、

右御触ニ相廻候

十月廿八日、平治、久次郎兩人ニ而仕入方、御城下登り出
立、夜ニ時雨ニ而、暖氣、雪未夕不降、

一御城下表、札大ニ下落、八枚壹歩より九枚壹歩と相成、

忽ニ落、拾枚も在之、拾壹、式枚と申様ニ相成、大ニ騒敷、

依而大町問屋中より、在々徳得中へ註進飛脚相廻候、右ニ

付、商売取引相成兼、一統休ニ相成候間、各様方ニ而も、

此間売方御休之方と、此段御通達仕候由申来ル、依而太物仲間ハ、一統見世、品物取仕舞、休店之風ニ成、御城下辻之横店辺も、其外表戸ヲさし之由、誠ニ大混雜也、

十一月朔日、御城下成行、所々廻り、奥方江品物買人多ク相廻り、何ニ不寄買人高直、糸之残り稀ニ在之、百四、五十兩之直打ニ而、売不申、

三日市

一米 三升也、至而不出、

一大豆 手九切^八ハ先日中、此節買人日々^八ニセリ込、拾切、拾壺切位迄、尤御城下問屋衆中より下り、買方、法外之直段ニ成、

右之訳ニ而、当秋ハ都而買人之分追々利潤ニ相成、早売候分ハ不利ニ候得共、夏ニ売買之者ハ、大ニ利潤ニ成、紅花も最初盆前ハ損金ニ相成訳ニ候得共、不売指置、十月より九拾兩、百兩と相成、是も利ニ成、

一紙類大高直、上料紙壺速^速四、五帖之買出^{買出}式^式入手拾四、五切、上々ニハ無之、楮元不足、買人計り多シ、ちり紙式速^速

半位、

一糸わた、手壺歩ニ三十五日ニ成、御城下問屋より売出し不申候、

一蠟類同様ニ而、蠟燭先月ハ百日壺歩之割、此節七、八十日、切物ニ成、髪付類同様、

一生糸、追々高直ニ成、

一屋形様御事、蝦夷地御持口并其外 御公義より 御拝領被遊候由、何レ拾万石程之地と申事ニ候、御手前様之外、御持口御堅め之御方々様^{津輕様杯}ニも、御拝領相成候由之事、

十一月 十月御触出

一御領内酒造り方一統被相留候、御軍用御酒屋計り、御郡方願候ハ、金百兩献上ニ而、御郡壺本ツ、被相免、改正千兩献上ハ、誰ニ而も被相免候御触之由之事、

一津谷川旦方持合糸四箇、商人大勢セリ込、金九拾五兩ニ売候由、誠ニ珍敷直段ニ成、定而御交易方と相見得候、札ニ而百九□□

一 大豆在々買人入込、手拾式切ニ成、此節手形大崩レニ而、壹俵

諸品買方乱なり、生糸、改正札ニ而百九兩、

一 此節、稲盗人、(稲架外し)はせはつし多く相聞得候事、

十一月八日、昨夜より雨、此間暖気ニ而、度々雨、雪一向

ニ無之候、

一米不出ニ而、直段ハ三升、

在々江入、セリ込、無心買、町中甚敷困り、

一 大ツ(大豆) 拾式切

とふふ小 拾文

一 そば壺斗 壺切

一 小麦 拾切余

一 大麦 拾切

九月中より

一 濁酒者一円休ミ、無之候、

米不足ニ付如此

一 生糸、正金ニ而百兩より百拾兩、右何年ニも無之高直、百

甘兩迄上ル、

十一月十三日、昨夜より雪、漸々里ハ初雪ニなり、

一 御城下正金切替、七枚より六枚半迄立戻り上ル、右ニ而人氣能く相成、一先ツ静カニ成、

御上より御手入在之、猥り高直切替不相成候由、尤切替仲上致候者、式、三人御召捕ニ成、

十月十七日昼七ツ時頃より

一 江戸御本丸御焼失ニ付、御手伝、御手前様へ壺万兩御割合西之御丸ハ御無難
参り、御城下拔々御借上被仰付候事、

一 当冬第一紙類大高直、御城下共ニ大上り、杉原三帖より四帖、落四帖半、

東山上料紙、式百四入廿五切位、八帖壺歩、壺速壺歩、中壺速(東)四、五分、大方式帖式分、三分前後、

一糸綿、札三拾式、三目

十八日市 清酒八八拾文

一魚類も、此間ニ而ハ相出候得共、

一矢張り高直

一濁酒壺盃三拾文

一江戸十月廿一日出手紙到来、

一玄米 四斗五升より五斗五升迄、

矢張り高直

一大ツ(大豆) 七斗位

一〇 六貫四百八拾文

同表も金銀御吹替、并鉄之小せん、当百せん共ニ沢山御吹出有之由ニ而、諸人樂ニ居候由申来ル、

此節もめ合、金銀銭共ニ不融通之由、米穀高直、金、銀、銭、矢張り大るニくるい候由之事也、

一御交易方、八月初頃か信州生糸八拾兩位取引、追々望ミ、引上ル、是

迄利分ニ相成候品ハ、こんふ、あらめ、雑穀、ぬり物、江

戸錦絵、手きれい成うつわもの、古金類ヲ好ム、是金なれ

ハ、異人品物安く交易相成候、依之御公義ニ而ハ、厳重御

触在之、古金切替所江相出切替候様御触之事、異人江直々

交易致候事ニ相聞へ申候、

当時渡り余慶成品、蘇木、セメン、外さらさハ沢山ニ而、

困り候由、外ハ何品か不相知候由、拾五、六艘入津参居候

由、其外箱館江も相応ニ入着之船々参り居候由、追々如何、

高下難計、

仙表も、下落之品相応ニ在之、正之金銀なれハ、利口ニ都

而之品買入、

一唐大黃 上々 (符牒) 抜久わ長匁

一アメリカ大黃 (符牒) 斤や長匁位

一サフラン 両 (符牒) わ長匁

一兵郎子 斤 (符牒) 長貫匁

一角阿仙 (符牒) 長七貫

一岩す、 百目 (符牒) 長シ貫

一すおふ (符牒) わ長シ貫

一セメンも大ニ下落 (符牒) 外略ス、手形七枚かけニ而、高し、

江戸御交易ニ而上り物左ニ

一上御種人參 一和猪苓

百八拾匁 三十六匁

一茯苓 一小人參

メテ拾式匁五分

メ 一

一生糸も、余りせり込候故か、行当不印ニ成、引下ル、

十一月廿八日

一米 式升七合半

一大ツ (大豆) 九切半位

一先達而中余りセリ込、

諸品下直ニ取引可仕由、御手入有之、尤買人休ミ、少々

引下ル、

一糸綿 四拾目より四十五目ニ成

一料紙之類も、壹割五分位引下ル

一からし油 金歩ニ壹貫目之割

御内之相場 御手欠ハ倍合余掛ル

一米ハ 拾五切 至而高直

一大ツ (大豆) 拾切也

一薄衣買米廿式切 糊十三切

一当冬、此節冬至中、小雪少ツ、在之、至而暖氣なり、

十二月十三日

一米ハ、弥々手形下直ニ付、売人無之、何方共ニ市中不出、

高直、当地ニ而式升五合、大豆ハ拾切、右ニ付、買喰之者

甚敷難義、凶年同様と申内、却而難義之年柄、

一生糸者、古来より何年ニも無之高直、正金ニ而壹箇百廿兩

迄、当時ニ而売レ、生糸売商人等、遅く売候者者、正金ニ而

一倍、五割之大利潤ニ成、真綿、口糸一体ニ高直、右之類

ハ異国人交易向ニ而、国札ニ不抱、大高直、真綿ハ金兩ニ

百八拾目位迄、

一煙草者、全体不作、殊ニ是又大引上ニ而、買人之者大利ニ

成、釘子村蓆ニ而金廿五、六切、

当村蓆三連壹歩位、上式連半

四連

都而何ニ不寄、一倍已上高直、

一肴類全体不漁事也、乍併悉く高直、田作り手壹歩ニ小升、

とかき計ニ而三升、壹升売ハ百五十文、

一鱈ハ、廿三日市、壹本壹貫弍百文、

一塩鱈、上壹本手弍歩、

右ニ準し、小肴大ニ高直ニ而、不喰、

一鮑ハ、百文ニ五ツ位、

何年ニも無之高直、真黒鮪今冬ハ不取、稀ニ弍、三本ツ、
有之由、別而高直、

一生蠟燭、十一月仕入、手歩ニ八拾目かへ、小売五目掛壹丁
御城下ニ而

三拾文位、廿八文、

一ノ関七十五目之割

一糸綿ハ、少々引下、御城下五拾目ニ成、

当地四十五、六目

十月朔日出也

一仙表も、唐大黄上百廿五匁ニ下ル、セメンも下直ニ成、サ
フラン同様、

一江戸表相庭、高忠より申来ル、

一大黄百五匁ハ上也、八十五匁迄下ル、

一セメンハ斤百三十五匁、両下ル、三十四、五歩

一サフラン、両廿匁ニ当ル、下落、

一米 四斗五・六升より五斗弍・三升迄、

一油 廿五両弍、三分

一〇、六貫五百八拾文取引、

大セん、小セん同様、

一古金類、益々高直ニ相成候唱へ之由

小判 百両ニ百八拾兩位
保印歩金 百両ニ百五十兩位

是迄
一通用相成居候銅わりセんと申小セん、壹文五分通用ニ相成

候、此国も追々右御触可相成由申来ル、

鉄小セん御吹立有之由之事、

併、横浜御交易場、何となく此頃陰氣ニ相成候由之事也、

追々如何ニ可相成哉、此年之御交易ニ而ハ、諸品高下在之、

大ニ利潤ニ成者有之、

市中通用為致候様

一御領内錢不足、表向不通用ニ付、御城下より在々町々大場より錢御改被相廻、去ル天保十弍、三年之時、同様御改ニ成、若柳、佐沼、登米、浜通りより、奥北奥通より、同郡大原町、千厩町迄、過ル十七、八日薄衣町迄、夫より金沢町通、金成町へ被相出候、当町江御廻村可相成而、先達より心待ニ而心掛居候所、御廻り御改無之候、追々承候得者、押詰ニも相成、此辺ハ来春ニ被致候由と申事ニ候、

右御改へ、程能相出、御改相成候分ハ、有高三ヶ壺ハ通用ニ可用ゆ之由ニ而被除、三ヶ式御印符、檢断所へ指出、當時御吟味中御預り之由被仰渡候由、御役人中御宿へ被召呼、持合錢被相糺候所ニ而、貯セン持合無之由申出、又ハ御見当より聊之錢高等相出申出、家、店柄不相当申出候分、家さかし等ニ相成、見出され杯致分ハ、なわ始末杯ニ相成、色々上首尾、不首尾在之、併余之科人ニ無之、一兩日之内繩始末等ハ相免られ、取調、御立ニ成、御印符之分ハ、一統追而御下知相成候由之事、誠ニ以迷惑候事ニ候、持合も候者も色々、廿貫、三十貫、五貫、拾貫、大原ニハ百貫も弍百貫も在之候、三百貫も在之候、併一体ニハ、全

体ニ不足相成候、

当町方、兩役付之御内談も有之、且ハ追々御廻村御改りも相成候為、手前より當時在代調、申出置候、

一並セン三十貫程、外百セン、わりセン少々、角セン等、都合四十貫程申出ル、併、詰ニも相成、小貸取都等ニ相用ひ候為ニ心掛置候間、申上置候、上ニ而勘定、差引等ニ返代相用候間、追而ハ過不足可罷成奉存候間、為御承知之、如此申上候間、跡々之ため申出ル、

十二月廿三日夜雪、不深候、雪、当寒中雪不足ニ候得共、此間中ニ寒氣ハ随分、近年ニ而之寒氣也、寒中一円暖^(總)ミ無之、寒シ、此所ニ而大雪ほしく候、川々も水りニ成、

一清酒造方、御郡へ壺軒ツ、御免ニ而、外一円御指留ニ而、濁酒壺町ニ壺人、手造働酒計り御免、併村々ニ而酒造り方ニ相成候而ハ、弥々米高直ニ御座候、造り方不仕候様被成下度、地方願ニ付、清酒造り方一円休ニ成、尤猷金ニ無之候而ハ、御免ニ不相成、止、濁り酒も、先達迄者壺盃三拾弍文より三拾六文迄、

一糶入方も、一円被相留、当町ニ而か、や壺軒入方御免、御
城下酒方、御軍用酒之外式軒程、

一季奉公人不足之年から也、

上手 七拾切より六拾切位

右前書之通、御国方ニ不限ら、江戸表、諸国之替り事、近
年引統、^{多し}金銀共ニ替り在事、数百年大平ニ在之上者、自然
之利ニ而、当時地乱之節共可申候歟、天保四己凶作ハ軽く、
翌年午作ハ上作、其後引統悪く、申大凶作、其後年々不作
ニ而、久敷不作統、古来より如此長く不作統キ候代柄無之
候、楮不作ニして、紙高直も、先年不足之節より至而高し、

十二月廿日頃より

一御城下表手形又下直、金壺歩ニ拾枚ニ成、右ニ付又諸品上
ル、

一錢札、五拾文、三拾文、廿文と、三通被相出候事、新鑄セ
ん者春御吹方ニ而、右錢不相出候内、通用可仕事ニ被相出
候、当地奥方未不参候、

大詰市々、諸品高直、錢不足、魚鳥至而高直ニ而、不盛也、
廿八日市相応ニ立盛候得とも、商ひ六ヶ敷、雪不足、寒氣
ハ相応之冷也、

安政七年
万延元年
(二八六〇)

一紙類 尤高直、上紙壹歩ニ八帖より拾帖、拾貳帖、
右之振合を以、惣し而高直也、
手形拾枚已上之取引之由、御城下之容子也、

寒中之氣候、相当之寒氣、但雪不足のミ不宜候、

安政七申年正月元日、曇り之方、暮方より雪、二日寒シ、

三日同、晴れ、四日風寒、寒中より近年ニ而之寒氣也、三

日之夜八ツ頃、地震少シ強ク、長くゆる、夜ニ小雪、大川

も氷り、正月十日迄寒氣強ク、雪不足、日照之寒中也、十

一日よりゆるみ、

十三日市 暖和ニ成

一手形 御城下より在々共ニ下落、拾枚壹歩見詰ニ而、

一手拭 壹本 貳百五拾文

一糸わた 三拾貳目、札壹歩也

一肴類 少し下直ニ成、

去冬肴商人ハ損金多し、

一米 貳升五合、弥々当時不下、尤手形下直ニ而、売人不

出、

一去冬ハ、氣仙郡ニも騒動有之所、鎮り、正月五日より

西岩井山ノ目近村之者共、蘭梅山江五百人計り立籠り、
別段之願有之事

昼夜火を焚、騒動、是又一先つ取鎮ニ相成候事、所々此氣

起る、全躰之所、御政事不正、悪政成ニ依而、如此、商人

店々も、見世戸さし候所、所々在之、最早一統休ミ相成候

事、見世店ハ損金ニ成、高ク売候而も、追かけ損ニ相成候

事也、

正月十五日上日和

右之世の中故、年始之義式(儀式)も一統ニやつし、礼義(礼儀)おとろ

へ、乱世同様ニ成、頼ミ薄キ世と成、米穀并諸品莫大高

直候得者、既渴命ニ及候者も可有之候得とも、夫ニも不

至候哉、存之外不騒候也、

同十八日より寒氣強ク、廿日、廿一日大ニ氷る、大川筋も

氷る、雪無之、日照、

一道中通り清酒壺盃百文ツ、御免酒屋壺歩ニ五盃渡、

一濁酒 壺盃三拾六、七文

一白砂糖 手壺歩ニ六拾目位

黒九十目位之売

一あしくほ茶 百文二十五目位

御城下、手形拾貳枚壺歩位申来ル、拾三枚位迄も有之物ニ

相聞へ候事、追々如何可相成哉、金銀手形之乱世ニ而、

日々之狂ひ、下落ニ而、商売店々一統休ミ相成、有物も不

売と成申候、御城下便今日承候所、大町通大店ハ、あら

ゝ表戸メり候由、近頃ニ騒動起り可申、ひそく噂有之由

也、石巻日野屋之出店、此間こわされ候由之事、何此頃之

新札ハ、大町日野屋座元ニ而、御才用方御用達ニ候所、右

故之事候間、人氣不宜候、尤此節、手形何程と申定キ無

之、大ニみたれ、拾三枚、拾四枚と申様ニ而、一統商売取

引可致様無之候間、不遠破れニ至り候ハ、御上ニ而も御

取極可被相立、当時納り不申候、

一御城下、当時手壺歩ニ白砂六拾目位、黒九十目位、

一山本山茶 手壺歩ニ 三拾目

一あしくほ同 五拾目

一蠟燭 四拾目割

壺丁五十文位

右之振合、法外之直段ニ而、小売計り、珍敷世の中也、天

保十貳、三年之崩レ之時より高直ニ相成候哉、金銀通用留

りニ成、

一白米 貳升壺歩也

一銭札 御蔵元より被相出、併高不足也、

一去冬十一月廿五日、南町小西より申来、菓種唐物下落直

段左ニ、

一唐大黃極上々 百五拾匁

一同押込 百廿五匁ニ成 百廿匁

一かん草 拾貳匁五分

一兵郎子 大下り 九匁五分

一丁子 同 拾匁五分

一唐木香 廿八匁

一サフラン 大下り 両廿八匁

一セメン 同 同七匁五分

六匁迄

一蘇木 大下ケ 式拾匁位

正金銀ニ而

メ 右ハ大ニ下直ニ相成候得共、此節之手形ニ而ハ、三

双倍半也、

右正月廿三日ニ留ル初相場、右同用、唐物一体下落ニ成、併

(△黄券カ)

其内唐黄蓉、肉桂類、御種人參、益智杯ハ白朮等引上高直、薬店ハ、高直ニ而も、為人命を願而、薬類ハ不休売候事、外ハ無異儀、指当り之物小売計り、

正月廿六日、暖氣ニ而雨、夫より雪ニ成、薄く、廿七日晴、

冬中より雪雨共ニ至而少し、夜ニ折々小雪、緩ミ、

同廿八日市、肴類至而不足、高直也、

一米穀之類、市中問屋江も不出、凶年より不出ニ而、尤格

別高直、市々ハ不盛、買喰之者多く在々江廻り、御無心

ニ而、買米ハ式升壹歩也、誠ニ凶年より諸人苦む、南、中奥古川辺、米之場ニ而も、米買喰之者、米不足之上、粮之類不足、甚敷難義之由、

御城下も、白米壹升六、七合之由也、

一手形 拾四枚迄落候所ニ立戻り、八枚より七枚半位迄ニ

此間相成候由之事、手形下落ニ相成、切替人無之、立帰
り之由、

正月十九日、御城下より書状申来候、

一旧冬、肥前長崎出火ニ而、唐物業種夥敷類焼いたし、凡百
万兩程之金高と申来候、定而唐人之分、并公義之御困ひ藏
等焼失致候者と相見へ、依之、又々大坂表唐物業引メ之様
相成候由申来候、

一御種人參、異国御交易ニ而被相向候故、追々引メ、此節上
物壹斤三百匁より、下品数物ニ而八拾匁迄と、既ニ三双倍
引上申来候、追々高下可申参候、誠ニ変多き世中ニ候、

一京都表、去冬中兩品之取引直段

一生糸者、金百廿五兩位

但、手紙ニ而申来ル三取合之者通之直段高下可在之候

右直段ハ、八拾年来取引ニ聞伝無之直段、併江戸表異国
方之交易ハ、百五拾兩位と申事ニ候、依而当地も百三拾
両迄売候事也、古来無之候、

一紅花ハ大ニ不印、御城下小谷氏、去年紅花一国一手ニ買方
と申由、南仙計り多く買入、八拾五兩位買上りニ而、京売
一壺駄二十五両ツ、損金ニ相成候由申来候、

古より、白赤両品共ニ上景氣と申事無之物と申伝候間、糸
ニハ去年押さられ、負け候事也、

一生糸も、去冬より正月ニ相成、少々下直ニ相成、江戸表八
拾兩位、大下落、買人無之、尤御交易被相止候由之事、京
都者御沙太中取引無之候、同表ニ而去冬生糸大引上ニ而、江
戸表へ京より生糸荷物相下候商売相成候ニ付、京織屋、西
陣三、四百人ニ而、問屋七軒江押込、乱ぼふ致、騒動ニ相
及候ニ付、向々御達ニ相成、京都より江戸表御掛合、御
沙太(沙汰)ニ而、異国御交易被相止候、依而糸下落、持人者大損
金と成、江戸表も色々替候事多し、

(この記事の、原本の余白部分への追記)
「生糸四百箇程切捨ニ成、」

御城下表も、札一件ニ而騒ケ敷、拾三枚より拾四枚迄落、
又少々上ル、拾式枚を当分之定キ(定規カ)と見候、御上之御吟味不
分り也、

二月朔日日和、二日雨ニ成、

御城下市中直段

一白米 手壺歩ニ壺升五合ニ成

但、内分ニ而壺升式合半

一並大豆 同壺歩ニ小三升

一壺俵 拾七切位

一黒大ツ(大豆)

同歩ニ式升

一黒小ツ(小豆)

一銭 極内々百八拾文位

店々一統休ニ成売不申候、仕入可致様無之、如此、

当地ニ而、米貳升、少々内迄せり込、

一糸わた 廿七日迄

一蠟燭 五十目壹歩
五目かけ壹丁テ五十文之わり申

右之割合ニ而、茶、砂糖等売留、小間物共ニ不売、休ミ、

薬之分計り売方致、

一料紙 壹帖 上五拾文より四拾文
下り物

店物、都而四双倍之割ニ成、

二月三日夕羽より

一御城下より古金切替望人下る追々、店々より下る、

目三匁五分物 前々御触在之通より高直

一慶長金 小判 当通用

真文ノ字也 金ニ而

式両式分迄

壹歩判

一次小判 草文字 式両

但、此近年出候分ハ打金無之候、

真文ノ字

一元禄歩判 金貳歩

一享保同 保 壹歩三朱

一元文同 草ノ 壹歩二朱
文ノ字

一乾金同

此金ハ下直

一貳歩判 真文 壹歩(兩九)一朱位

草文 少々高く

右両品在

「(一半は、切替相場下辺に) 此金又四月上ル併新吹金ニ而上ル

メ 右切替、手を廻し、密々求め候得共、持人稀ニ而、

尤手放シ難く、少々切替、五、六日滞留ニ而出立、」

一札弥々下直、拾四、五枚、拾六枚迄下落之由、御城下表尤

騒ケ敷、奥筋も伊沢、西岩井辺所々騒ケ敷事共相聞へ、御

城下并道中筋、見世店戸さし、一統商売休ミ、宿屋も休家

多し、宿賄代手壹歩二朱位ニ成、御城下先ハ貳歩ツ、不

通可申様無之候、

二月ニ相成候而も寒氣強し

同十一日終日大雨ニ成、昨日より暖氣、十二日晴、日和ニ成、

手印弥下落ニ而、新金共ニ切方手配専ら、併古物ハ追々至而不足物也、

同十二日昼七ツ時頃、御城下小谷氏より仕立飛脚ヲ以、大急之註進手紙到着、過ル十日出、

一去冬、奥筋共ニ錢御改、押詰り候ニ付、残りハ正月と相成、御向役御登之所、此節迄ニも御下り無之、定而手印弥々下落、騒ケ敷事ニ相成候間、残り御改ハ御見合ニ相成哉、何

一此度、江戸表外国御交易ニ付、金類格別高直ニ相成、左

ニ、

之御沙^(沙汰)太無之、当所辺ハのかれ候、

一保字小判 金壹兩ニ付

金三兩壹分ニ朱位

一同壹歩判 金三歩壹朱位

一江戸表も、新金御吹替、并鑄鉄センニ御吹替、小せん不足、

一正字小判 金壹兩ニ付

式歩^(兩カ)式分三朱

から金文セン壹文五分之割、江戸表御触在之由、御国方ハ

未夕御触無之候、

一同壹歩判 式歩三朱

都而高直

此辺、追々古金買出之者相下り、翔廻り候事、

一文字文字^(草文 真文)

都而高直

壹歩金式歩金 又四月新金ニ而上ル

一金式朱 金百兩ニ付

二月十四日大雨ふり、十六日大ニ寒氣強シ、十七日同、寒

拾兩位之打

氣、小雪、

右之通、急速為御知申上候間、御困ひ可懸奉存候、為夫

三月閏月在之、依而当月ハ寒、

か、御註進と之趣申来候、依而弥々手を廻シせんさく、尚

此辺も、札ハ弥々拾五、六枚之含ニ而、弥々諸品高直、壹

歩札弍百文之見詰、尤内々取替ハ弍百文ツ、札之割合ニハ代弍百文、見詰ハ追々拾枚百六拾文位迄見当成、

二月廿日大雪、弍尺位、目立候雪、去冬より無之、漸々大雪を見候、

一通用金切替、此節拾五枚、専ら此切替ニ錢取在之、古金、新金共ニ切替流行、拾六、七枚迄落候由、大体之下落崩ニ成、手形商ひ何品ニ而も利分之様ニ候得共、右ハ追々下落ニ而、損徳不分り、正金ニ而受取方丈夫也、

同廿三日市、社日、夜嚴寒なり、

一米 正金弍斗四升位

札壹升六七合

一白麦 弍升位安直段

一大こん 五貫目壹歩位迄

錢ニ而六文、七、八文、

一糸綿 壹歩ニ弍十目ニ成

一そば 五斗五貫文

小壹升百文

一なめたかれい壹連 壹貫弍百文位より上壹貫五六百文

一此頃(節)ふし太糸、正金壹両三百三拾五目、百四拾目位売右ハ、常年ニハ弍百八拾目、三百目位之品、

一去冬、一ノ関様御知行所東山ニ而、一村千石丈、山ノ目と御割替被成下候趣、屋形様より被仰出義ニ而、同所之百姓中御割替御免被成下度、為願之、取騒キ候、当時御吟味中相聞へ候、

一料紙上、と申分弍百廿八廿五、六切より、

上廿八切位

一大方 上 五拾八三拾五、六切

一ちり紙 百八拾枚壹歩

二月廿五日雪、晴、廿六日小雪、廿七日終日之大雨、廿八日晴、上日和成、

御城下

一手形切替、拾式枚ニ立戻り候由ニ而、追々此辺も、俄ニ又右之拾式枚、手形望人多く成、

廿八日市 日かんちう日也

一米 壺升六合ニ小売計り

但、市中へ米出不申候、買喰之小前及難義候ニ付、檢

断取方ニ而吟味、問屋手配、手前より買入金かし遣、

買出シニ而、駄ちん口セン、利分不取、下町栄吉問屋ニ而売

方、少しツ、損金ニ成、五斗入壺俵三拾式切位、

一江刺御郡より、百姓(一俵)一騎起り候由之事、

二月廿九日相応之雨、喜藏御城下より下着、

御城下より雨手紙到来、手印取引、両拾式枚半より拾三枚位迄之由、当地も同様成、

一古金引替方も、一旦ハ切替望人多く候得共、江戸表も御触

直之外ハ、通用切替無之、人々之含を以、高直ニ引替候故、

諸方より望取高ク相成候間、其丁しニ乗候而ハ、却而損金

相成 尤江戸も追々評判悪く相成、腰折之容子ニ而、望人

休ニ成候由、御城下も右之容子ニ付、不印ニ成、当方為登

候分、真文ノ字ニ而式歩ならてハ、望無之由申来候、何レ

草文之字金ハ、壺歩ニ朱位之事と申来候也、何レ世の中天

変之事共也、一流行也、公義御触出し、直段も高直に候

間、追々如何ニ相成候哉、難計候由也、前書直段書之通ニ

ハ、切替相出不申容子也、併当地ハ、真文ノ金ハ式歩、一

朱式朱迄せり込、追々下落可仕候、

江戸三月十一日出相場左ニ

アメリカ 三十八兩五歩位

一保判 トルニ唱候 三百式兩より五兩迄、同壺歩金式百九十兩、三百

兩、

一慶長判 壺枚ニ付金拾兩、同五兩判五十七、八兩

三月節句、相応之雪、今日大平、

竹駒明神様 永代御膳上候由也、

此江手形千枚已上寄進出ル、

未朝夕寒気也、

一御城下より、御小人衆并御役人様御出村、御郡〱之百姓

前、米穀物御改之由ニ付、当郡大肝入衆、村々御調を以、

御向方へ被指出候由ニ而、三月六日御名代衆、当所へ御出

役、御取調ニ相成候事也、右ハ御宿座中、人々申出ニ而、

御調成ル、市中出米売人無之、難渋之者、迷惑之事ニ候間、

先日中両役付吟味之通、町村相応暮柄之者、米五駄、拾駄

ツ、相出、難渋之者へ相場より安直段、式升札壹歩位ニ而

売呉候様、大肝入衆御名代ニ而御吟味相成候、手前ニハ、

此度者米之困ひも無之候ニ付、先達より問屋の方へ金札出、

買入直段入料懸り、損金ニ而、買喰之者一統江為売居候間、

右を以、御承知被成下度申出候事也、此所施売、仲間一統

之振合致候事也、

町村難渋者百人位之見詰

手壹歩ニ式升□□

三月九日、^{手前}法事供養致候事、

但、去年三拾三廻之所、正月新仏相出候ニ付、四体、^三此

度祭ル、御元祖百五拾年忌、并百ヶ年忌、十三廻忌、一

^{但百五十九年ニ成}周忌共ニ、壹同、是も式体、

同十二日大雨、寒暖不同ニ而、快晴少シ、十四日雨、十五

日寒シ、小兒流行風引多シ、

御城下、此節切替方、十三枚より十四枚位迄在之由、在々

同様取引、

□□民施米売方、当町ハ手壹歩ニ^(四升カ)升ツ、、人数調ニ而売

渡、問屋改、

安政七申也

同三月三日 江戸表大騒動之写

柄、大手桜田目附近所松前但馬守様御屋敷前へ指懸り、不

慮之凶変出来、其日ハ朝よりみぞれ、雨、雪ふり、各様方

雨具之用意、行列正しく御通行之所へ、何者やらん、赤合

羽出立之者数人、御乗物を目懸近寄、体若や加籠訴之者二も候わん、アハヤト見る間ニ、彼ノ曲者、袖之中より、相図と覺敷種ヶ嶋小筒鉄炮ヲ相出し、そこかしこに伺ひ居たる曲者共、前後左右より劔戟白刃を打ふり、伊井様御乗物目当、如疾風之走りより、無二、無三ニ加籠脇近侍小性六人倒、切倒され、見る間ニ御乗物之左右ヨリ、大勢ニ而刀の鏝元迄突通シ、其中ニ御首を切取、駈出シ候者老人在之、此者御首を前ニ指置、腹一文字ニかき切、相果候由也、伊井様御同勢、思もよらぬ俄之大変故、主君之身上、可防様無之、狼狽^{ウロクタイ}周章の体といへ共、流石ニ名家之供勢、一統帯刀拔放シ、曲者逃な、不殘打取れ、と□□廻りと言へとも、狼藉徒党之面々ニハ、兼而より覚悟ニ而、身体を堅め、一命を抛打、目指敵を打取、本望ヲ遂か上者、存命すへきの無心、刃向者ヲ相手ニ、必死之覚悟ニ切立られ、今ハせり合者老人もなく、徒党之面々一手ニ丸まり、血刀引提、御老中屋敷へ推參、水戸家之浪士共ニ候所、一兩年已来、主君恥辱ヲ被蒙より、親子蟄居せられ候所、其臣として忍不堪、諺ニも、君辱らる時者臣心死ス、と申候得者、此度旧恩ヲ奉報度、同志之者等申合、伊井掃部守様於途中ニ、

首尾能奉打、本望を相達候上ハ、其場ニおゐて自害可仕之所、此段一応御届之上、御刑法ニ被仰付候様奉願候と申出候由、右徒党之人數三拾七人と相聞へ候、掃部様御供勢、死人、手負、大勢なれ共、直様御屋敷近所之事故、打残されし人々、御乗物を引返、御帰館之由、御家中之騒動如何計、上ヲ下江とさわき立、本国江州彦根之早飛脚、揃の刃を如引、

一 狼藉ニ及候水戸浪人之内、式人ハ手負ニ成、其場ニ而切腹相菓^果候由也、

一 伊井様、御加籠之内ニ而突通され、御苦ミの余り、御乗物より御首をさし出給ふ所ヲ切落シ、其御首ヲ赤合羽ニ包、小石川水戸様御屋敷へ早打ニ而翔込候由、八丁堀衆追て、右屋敷ニ付入、及欠合候得共、左様之者無之由ニ御受払被成候事、仙表へ十一日ニ着致候と、御小人相咄候事□、誠ニ無類之珍事也、

屋形様御在府中

若旦那様御小姓ニ而御登中

尔時、追々外当御家中

江戸詰之御方より御状ニ者、

右御首

此義品々在
ヲ水戸御屋敷へ持參と申義ニ無之候、細川様御屋敷へ、拾人計翔込、其外ハ不知、右之次第申上候由、全体ニ、去年中より右人数之内、六、七人も、伊井様御屋敷へ下人奉公

ニ取入、御駕籠杯ニ相成居候故、此日之御駕籠ニ成、居返り、忠と成而、御籠ヲ止メ置、則御首等為被奉打候様ニ致、無是非次第之取計ひ也、又追々□書付可參候、未夕まぢまぢの唱也、

三月十八日認留

右卷件ニ付、後変難計御吟味ニ而か、御国元大番組式組登り心懸置候様、当御家中江も御首尾到来相成候事、当時大番頭御役、近年御取立之御侍方へ、登り被仰付候由之事、

三月十九日日和、廿一日、廿二日上々日和ニ成、廿三日雨、廿四日晴、時雨、^{あられ}廿五日同時雨、廿六日晴、廿七日上日
和、一番御組ハ先日御登之由

^{井伊也}伊井掃部頭様より 御公義江御届書付之由写

今日登城掛、外桜田松平大隅守門前より、上杉弾正大彌辻番所之間ニ而、狼藉者鉄炮を打掛、凡式拾人余拔連、駕籠を目懸切込候ニ付、^{致防戦}供方之者老人留付、其余手疵、深手等為負、悉く逃去候ニ付、拙者義捕押方指揮致候所、狼藉者

老人相留、怪我致候ニ付、一先帰宅致候、尤供方始、即死、手負之者、別紙之通ニ御座候間、此段御届仕候、已上、

三月三日

井伊掃部頭

御供メり頭

一深手疵

日下部三郎左衛門

一手疵

片桐權之進

即死

河西忠左衛門

一同

沢村米六

一手疵

桜尾猪三郎

一同

岩崎徳之進

小河原秀之進

一同

草刈鉄五郎

栢原徳之丞

一即死

^永長田太兵衛

加田九郎太

一手疵

松井貞之丞

一同

越石源二郎

^{萩原}唐鱒吉次郎

一薄手

藤田忠藏

鹿村甚兵衛

水谷求馬

吉田太助

薄手

一澆酌 弥右衛門 勝五郎

狼藉者

薩州之藩中 有田次左衛門

水府藩中 広木松之助

増子金八 広岡子之次郎

稲田市蔵 関鉄之助

高橋多市郎

脇坂様江訴状持参
之者忝人拔身を
携居候由 海渡崎助
佐野竹之助

黒澤忠三郎

蓬田市五郎

才藤監物

細川様へ御始末
鯉湖要人

乞ニ罷出候者 大関和五郎

森五六郎

杉山弥一郎

辰ノ口ニ何者候哉 森山繁之助

首を切とふ計り 廣子千之助
倒候者在

無行衛

岡矢之助
山田長之助

伊井様御供頭

余程働候由ニ候得共、首無之、辰ノ口辻番処ニ而、首ヲ指
上候者忝人、定而此者□首ニ可有之由、

写

今五日評定御出席左ニ

松平伯耆守殿

久貝因幡守殿

池田播磨守殿

山口丹波守殿

福井山城守殿
(駒井)

同日御呼出、細川様江御預之由、

水戸様御家来五人

右ニ付、途中御メり大凡四拾人程出役、御役々衆、其外共
供人数之外、別而相応ニ召連候哉之趣、尤御老中方、其外
之御方々様ニ而も、兼而より御供之者相詰候哉、風聞、

一 内藤紀伊守殿御渡之由

大目附江

御曲輪之内、屋敷々々之義、(非常)罪常之手当心懸居候事ニハ候得共、已来別而厚く相心得、平常人数等、手厚ニ用意致置、万一違変等在之節、早々繰出候様、手筈可申付置候、右之趣、向々江可被相通候も、今七日朝、於神明、何方之藩ニ可有之哉、自殺致、倒居候者、右品柄者相分り兼候、細川様江四人罷越、掃部頭殿、天下之為ニ相成不申候間、相果、御印頂戴致候、拙者共御法之通御仕置被仰付候様申出候由、吉田平之助と申家来、御城へ罷出、大目附久貝因幡守、御目附福井山城守江申出、一谷次左衛門、彦根侯御供頭日下部三左衛門、首を提、辰ノ口ニ死居候由、佐野竹之助白木綿襦袢之背江、朱ニ而書候歌、

羽折ニ

浦島の 錦の御はた 持さ、け

忠 すめる軍の 魁やせん

桜田の 花といはねと さくせ名ハ

タユム 撓へき日の 本の端也

タユム 佐野藤原光明

一 壹人、桜田外ニ而即死、貳人ハ増山侯辻番ニ而死候、此佐野者、死亡三人之内、壹人ハ彦根侯ニ召捕、辰ノ口遠藤(但馬守)但馬頭組合辻番廻候内、今朝六ツ時過、士体之男、咽ヲ突、切害、倒着之首ヲ持居候、辻番人申出候ニ付、係り之者見届候所、薩州松平修理太夫家来之由申出候得共、言舌聡と相分り不申候、然し手当仕居、此段不取敢御届申上候、以上、

三月三日 遠藤但馬守家来

本木喜右衛門

此卷ハ、御披露卷ニ相見得候、

一 伊井様御首、何者ニ候哉、打取、持参之由申出候者在之趣、水戸様より御披露相成候由之事、風唱相聞得候、

一 右ニ付、彦根様御国元より之往来、并ニ水戸より之往来、密々ニ而、引も不切、道中混雑之由、尤諸御大名方共ニ御同様ニ相聞へ、江戸も殊之外騒ケ敷候由、

一 当屋形様、此節江戸中ニ而、来廿八日御下向ハ、先達而ニ極り居候所、右一件ニ付御延引、御公義より仲済可仕と

の義、御内意在之由、依而御延引被遊候御註進、登米様
付返し被蒙仰、御支度ニ付、御首尾□為在候由、廿五日ニ
承り候事、

御城下ニ而ハ、御下り之義、千万待上候様子也、

一御城下表も、江戸大變ニ付、御家中へ夫々之御首尾合、又
ハ御登り之御方等多く在之、騒ケ敷、町中商事者至而さひ
しく、是のミ咄合ニ而、困り候のミ、

一米者、壺升手壺歩と申候、

手印ハ、市中者拾三枚、併江戸登り御渡し金、拾切ニ手

四十両ツ、被渡下候由之事也、

一御城下并場所々々難洪之者、諸道具売払多く相出、此節專
らセり商ひ流行、

写

常州笠間領之内、作山と申所江、浪人共大凡八百人程、武
器悉く全備、尤近郡百性共之内江乱入致、兵粮沢山貯へ、
大筒数挺相並べ、楯籠候ニ付、可指向旨 被仰付御人数、

会津

松平肥後守様

常州笠間

牧野兵部様

宇都宮

戸田山城守様

土浦

土屋采女正様

関宿

久世出雲守様

何レ御近国也、

右格籠人数者、引取ニ相成候由之事、

右之通、御人数被指向候得共、堅固ニ而、中々容易ニ者不
寄付候容子申来ル事、此節、水戸海道通用留り之由、

一 閏三月朔日、昨日より日和大ニ暖氣、二日弥昨日よりも暖氣、大ニ暑シ、

三日者昨夜より今日雨、甚寒く相成、八ツ時晴、廿六、七
日頃より漬種、此間之日和ニ而一統揚る、尤暖氣ニ而もへ
出ル、朔日頃より種まき、四日朝大霜なり、日和、至而寒

暖不同、五日和、甚暖気也、六日雨ふり、

一江戸三月上旬相場、此節入船無之、都而高直之由、

一玄米 四斗弐、三升より四斗五、六升迄

一〇 六貫六百八拾文

一大ツ (大豆) 五斗五六升

一水油 三十一兩より三十兩

又安政七 庚申三月江戸より通達之写

三月三日朝五ツ時、掃部守殿登城之節、外桜田御門外松平

市正門前ニ而、狼藉者多人数罷出、及刃傷ニ、掃部守殿家

来多人数即死之趣、狼藉者忝人、馬場先キ御門外御堀端ニ

而倒死、兩人辰ノ口御堀端迄首壹ツ持参之趣、形ハ白布ニ

而鉢巻、袴懸、小具足着込居之由、右同類、御老中中務太

輔殿御役宅江四人罷出、細川越中守屋敷江も四人罷出、掃

部守殿ニ恨之筋有之、只今刃傷慥ニ印取置候、水戸殿家来

某与名乗候ニ付、越中守殿より御届、都合八人之者、越中

守へ御預ケ、右賄方之義ハ、町奉行へ可被相談旨被仰出、
右之次第、即日御詮義、係り被仰付御役人、左之通、

寺社奉行 松平伯耆守

町奉行 池田播摩守

御勘定奉行 山口丹波守

御目付 駒井山城守

一從 公義、井伊様江御上使之写、

三月四日、御小納戸上使ヲ以、井伊掃部守為御尋、人參拾

五匁被遣之、四月七日上使兩人、前書同断ニ而、鮮鯛一折、

氷砂糖壹台被遣之由之事、

一此度之御預人左之通、

加州御分家富山

二人 松平調松様

忝人 稲葉伊予守様

南八丁堀

忝人 本多 様

忝人 堀丹波守様

壹人

一ノ関

田村磐次郎様

一向方御奉行衆より、御屋敷御家老衆被呼取、左ニ、

此度之御預人者、御前様御里家ニ在之候間、何分御手重、
嚴重ニ御取メリ相成候様、且火之元之義、尚以御心支ニ被
思召被遊、御懸意之事ニ候間、以下迄も急度申付置候様、
屋形様思召之趣呼取、可申達旨、被 仰出候旨、

水戸殿家来

一 田村様御預人

森山繁之助

一先達大變之節、江戸屋敷より、御国元彦根江之御註進早打
兩度迄、道中ニ而切殺され候、三度目之早打、途中ニ而彦
根御城火出ニ相成候由之註進、早打出会相成、初而相知候
由之事、右ハ徒党之人數之内、待掛居候物ニ相見得候由之
事也、

一惣御大名様方、閏三月十五日御寄合被仰出候ニ付、国々よ

り御出符^毎相成候由之事、

御手前 屋形様、右ニ付、御下り御延引ニ相成候由之事、

新板ちよほくり

献上鴨の青首

やれくく奇妙てう来、古今きてれつ、日本、唐くニ、
五世界中まで、前代未聞の此度の大變、□年三月三日の朝
かけ、名代の家鴨□城へ出かける、筑波ノ山から天狗か見
こんて、十七羽とやら、ねらへすまして、雪のふる日は、
猶更うまへと、ひよへと飛込ミ、切ちらかしたる、供の大
勢、合羽をぬこふの、笠をはつすの、何のかの逆、うるた
へ廻れハ、抜キも合さつ、真向けさかけ、首かもけたり、
手足か落たり、直々出奔、ちりく騒きて、駕籠ハ土足
て、蹴はけてけやふり、青首引出シ、ふつとり切取り、血
刀引さけ、目附通れハ、役人辻番、きもをつふして、振ひ
く、に、人数も見分す、それから青首、御役屋敷へ、どつ
さり投込、腹を切やら、のんとを突やら、残る五人は、大
家へ指出て、相違ハあるまへ、御仕置下さへ、青首とつく
に、御山へ飛んたか、六人無行衛、評定所も、しかたかな

へから、そふてハあるまいと、先々註進、五日六日て、国
 からかけつく、なんほ早くも、ねつからつまらぬ、首者な
 くても、顔か生たか、翌日人參、死なへかたきは、打れも
 □ぬから、たゝもの騒動、いつまで生^{イカ}して、□ふする積り
 ちや、穩便平和ハ、外国あつかへ、今迄仕こんで、呑込山
 たと、たわけた了簡、家か立たら、たまつて見て居て、腰
 抜首抜、外国人迄、ひろける積りか、上の方でも、目の付
 そなもの、天道俣せに、有丈むき出し、目指かたきハ、天
 上黄泉、打たてハおかぬと、こもつた天狗の、打手の先
 陣、振付られたら、筑波の山迄、根たをしするきて、か、
 るハよへわい、いつれ是から、とんな奇妙な、大事かはし
 まる、雁鴨所か、鶴ても驚ても、孔雀、鳳凰、猫か取や
 ら、犬か取やら、さつはりしれなへ、能く皆さん、考へ見
 なさへ、

一式歩金 □ 八分

一式朱金 □ 壹両二付

目形式匁

目切ニ而壹匁六分在

右ハ、当月十日より保字金江引替、御下ケ相成候、
 是迄通用金入交り、通用ニ被仰渡候得共、新金ハ目不足、

〔追記〕

八□□□

□り□申来□□

古より、追々軽目ニ計り御吹替相成候故、古物ハ通用ニ不
 相出、面々仕舞置候様ニ成、御公儀ニ而も、如此、追々物
 高直ニ成、

当時相場

一 下り油 廿八両壹分

廿七両三分

一 地廻り 廿六両三分

一 壹匁油 三十六両

…… (閏三月七日〜五月十八日 原本を欠く) ……

一小判

壹枚



目形 八分八り

目切ニ而八分五り在

一魚油 式十兩

◎ 当百 六貫六百六十四文

四ツ 六貫六百四十八文

小 六貫六百八拾文

一米 五斗式、三升

一大(大豆)ツ 四斗、五六升

ノ

五月十九日漸々今日日和快晴ニ成候、余り長雨□先日之風ニ而、作物共ニ大ニ痛、殊ニ楮す吹折れ痛候間、当年も新ニ相成共不足、高直之方、

過ル十七日、郡中役付寄合ニ□手形落付候ニ付而ハ、諸品下直 商売可仕由、御代官様より被仰出候間、直段御吟味相成、書上之事、当村町共ニ□九日(上)ニ寺へ寄合□事

五月廿一日迄雨ふり続、諸作不宜、同廿二日和ニ成、昼四ツ時上刻地震在、

一繭売直段高直、手廿七、八枚、三拾枚迄、蚕も氣候不宜候故、日数延び不宜、存之外まゆ不足成、追々直段はり込、三拾式・三枚より五・六枚迄セリ上ル、正金百拾五兩、廿兩上り可相成、誠ニ往古より無之高直也、

御城下表、手印拾六枚之御定ニ而も、正之切替出来不申哉、此間ニ成、拾八枚五分位迄セリ込候由、依而諸品直下之御吟味書ニハ相成候得共、又高く可相成、さし当りまゆ高直ハ、札式拾枚位之含を以買入候者有之候得共、誠ニ札も山をなす如く入用ニ相成、思ふ様ニ買入不相成、尤小糸取人多く相成、まゆ十分ニ買入候者無之、御城下より前金ハ一向不相出、至而金不足ニ成、桑売まゆ売之者ハ、此節沢山ニ持居、中商人ハ才布かむりニ成、

御城下も江戸新金下り、至而評判あしく、尤至而軽目并金性不宜唱(嘩)さ、右ニ而通用相成物々高ク、是迄之古金ハ仕舞置候様ニ可相成、又々前々之大古金高ク相成候風也、

過ル廿三日、一旦日和ニ相成候得共、天氣、祭雷神精進休

日、村方一統致候也、なれ共、廿四日・五日、廿六日、何も曇り、昨夜大風吹、順風ニ不成、併随分暖氣ニ而、時雨模様、不晴、天氣不定、日和無之候、廿六日夜風、五月大風吹候事、年来ニも無之、不宜也、余り雨勝ニ而、諸作物不宜、麦も存之外不作、漸麦かり方片付、廿七日晴、廿九日大雨、

一御城下表、新錢壹貫六百文之割ニ而、改正札四兩ニ而金壹歩之割、右札壹歩ニ四百文ツ、御払ニ相成、融通組仲間五・六軒ニ而売出引替成、依而小前通用宜成、乍併又々手形下直之含ニ而、切替下直ニ成、

五月中ひと雨勝、尤此間八専中ふり続、大雨ニ而川々出水、川通二度程水揚、諸作物不宜候痛、

六月朔日晴、日和、尤大暑ニ成、人氣宜、昼九ツ時雷勢、又小雨在而、暮方晴ニ成、同二日土用、昼九ツ時ニ入、四ツ迄晴、曇り、未夕暎日和不定候、今年之土用ハ、昼最中ニ入候間、是より日和ニ相成候ハ、諸作物直り可申、当

地ハ煙草苗もくされ、稲も引立兼候、大麦不作、米穀類并まゆ類法外高直、

右同日昼九ツ過雷勢、暮時^カ雨ふり、大雨、

三日日和、大暑ニ成、四日快晴、折々曇り、暑し、漸々安心之思ひ也、五日雷雨、六日雷雨、何時も大雨也、

六日夜八ツ頃ニも候哉、

一中町大吉裏小家より出火、俄ニ燃上り、焼大火と成之所、

幸ニ哉、近所之者早クも見付、喚叫ひ、取騒キ、急ニつり鐘ヲ打候ニ付、四方より町中翔付、若衆中大ニ働キ、四方より水を賦り防キ、小家計リニ而外江不洩様指働キ、折よく風至而薄く、殊ニ此間之雨ニ而、屋根々々へもしめり在之故、ちり落、屋根々々江火不付、依之首尾能留る、誠ニ屋主始一統之仕合と安心致候、近所ハ遁ぬ物と取仕舞ニ懸候所、火鎮り、蘇生致候心地也、危く大事ニ成候事、何時も油断不成物也、右火事自火ニあらずと、評判不宜候也、

同七日朝晴、又曇り、雨ニ成、日々不同、

一江戸表も、追々新金銀下直之含ニ而、新古之立別在之、品

物之直段二重ニ成、一体之取引ニ、諸割合入込、混殺（雜）甚しく、面倒ニ相成候由也、右ニ付而、当御城下も右ニ準し、六ツ敷相成、是迄之通用古物ハ不及申、近年之新額銀、金之式朱ニ而も持合之者遣ひ不出サ、貯へ之心ニ成、尤古物ハ、文政金ニ而も此節打銀相出、高く相成候、札手形弥々下直、式拾枚位迄、セリ込候ニ付、御城下ニ而式人程御召捕ニ相成候由相聞得候事也、余リ無究り事ニ而、中奥より追々此辺も、此間之市太物店々大ニ商売在之、此節夏着より冬物、布とん類迄売る、まゆ高直ニ而、多分之札持合、手形捨り相成候含ニ而か如此、尤此節日手間取人、又ハ女共之生系取人共ニ不足ニ而、高直ニ成、誠ニ江戸表ニ而右様ニ候而ハ、仙台ニも不限、国々一統之混殺（混雜）と相成、尤新金銀、下品ニ目輕之御吹方故ニ、如此次第、御公義とゐへとも、乍恐も不宜御政事、色々変事多ニ而、乱世と申も則是成へし、一円定義無之時代也、江戸も仙台も、御上下共ニ混さつたらけ也、

新下口

右金下り候ニ付而ハ、御城下も又々狂ひ、混さつ、品物直

段二重ニ相成様子、

六月

十日夜大雨、大嵐ニ而、出水夥敷、前田川も大水雨、裏通水おしニ而、まぶ石垣等崩レ、家々破損、外川筋洪水、田地夥敷水砂おし、橋々一字流失、石合前千厩道土手切、石合・前田一字、一面三千かり余水砂おし、五七郎殿第一痛勝、千五百かり程おされ、大痛也、手前ニも大原川筋通百かり余程欠落、水砂おしニ成、川筋ハ一統右之通、陸田川前土共ニ流失川ニ成通りも山崩レ、水おし、其外所々悪水押込、砂おし、まぶかけ落等、田畑共ニ破損、尤諸作物一体之痛、新地前海道一円流失ニ成、寛政三年二日町流失之水同様、已来之水一尺も高シと申候と申候、千厩四日町橋落、同町も相応之痛ニ相聞得候、当分所々通用留りニ而、他村未タ悉く不聞候、追々申来り、次ニ出、

十一日晴れ、日和、夜明方より十二日朝雨、至而冷氣也、晴、曇、同夜より十三日冷氣はれる、今年之諸作当分難計見詰、土用ニ候得共、至而冷氣ニ而、雨計リ続キ候、莫并其

外畑物共大損シ、

一楮ハ、両度之嵐ニ而大痛、無(昔無)皆同様、

此間之嵐ニ而、新地地川下も、西口村川筋通田地畑敷川欠、地損、水砂おし、夫より三本松辺、田地千三千かり程砂おし、大痛、夫より黄海二日町、八景下、川越口辺より土手切欠込、水押入、二日町裏田畑押シ流れ、川ニ成、町迄水押上リ、川式筋ニ成流れ、同所大ニ騒動ス、関田前より向海道通土手切、一面如海ニ成、寛政三流失後、山際ニ町ヲ移シ居候町也、

一千厩四日町氏家屋蔵、四ツ共ニ水浸シ、下夕通り壁落、品々流失、大痛、居宅庭迄水上リ、町も同様、右四日町裏通便所又ハ馬屋小屋流、土迄流失ス、大橋落、本町通新町より田町迄裏通土手切、水一面ニ押入、田畑一字流失、桑木共ニ流レ、土手通麦はセ夥敷流失ニ成、町通屋敷之内迄水押上リ、其外山崩れ所々多し、千厩より摺沢道、川原ノ切辺、凡半道程一円流失、道無之、近所田畑水おし、中沢辺

迄百間・式百間位ツ、欠込、土手切、山崩レ、田畑等之痛無申計候由、永沢より申来リ、当時四方通用留、長坂村ニ而伊作と申者流死致候由、当村委く者書印不申候、何之所ニ而も麦はせ流失、新沼四うば清之助殿大痛、居家板敷之上迄水押上リ、大ニ騒動ス、田畑并桑木共ニ押流、其上麦はせ三拾間程流失、大痛無申計候、石合之痛も同様成、か
ん田前水壺面ニ成と申候、三日之間何方も通用留、此度之洪水痛ハ、郡中一統と申事ニ候、前書之通、寛政三年二日町流之水より、余慶と申事壺尺式三寸余七ニ候、依而村々内見之上、肝入衆中より書上ニ成、余郡も同様之所多々可有之候、

千厩田町ハ、町内水押ニ相成、本町辺上通家々之井戸辺迄水押上り候事、往古より聞伝ひ無之、新沼四ツうは清之助殿、板敷迄水押ニ相成候事、誠ニ大水、聞伝無之候、当村古河ハ尤水上リ、土手通麦はせ一円ニ流れ、薪木共積置候式百太余分一字流失、珍敷大水也、難書尽候、大籠村へも通用留、徳田村格別之痛無之、八幡前川筋水上押流シ、

(南小梨)
一南小なし村大痛之由、釘子村へ山通り通用と申事也、川筋田畑水おし、砂おし、徳田村迄海道切々、砂おしニ而、道

無之候、

一松川六日町、二階迄水揚り大騒動、田畑ハ不申及、町中家々諸道具より、喰物類当用之分、并早キ分麦打之分、俵し方不相成分ハ、はせニ而も麦ニ而も一字流失、大凡千俵程之調ニ相成由、破損・水浸り、彼は無申計大痛也、大肝入殿も早速御出張ニ而御見分、御調被書上、黄海村松川村第一番痛之由也、

十五日、一昨日より三日日和続、併至而冷氣、八月頃之身持也、此節大切之時分、稲最早出穂、甚夕床敷候事也、此間麦打多し、萌出候分多し、十六日朝小雨ふり、九ツ頃晴、今日ハ大ニ暖氣ニ成、麦打少し濡し候、

一江戸表生糸大下落之事申来ル、八拾五両位、依之白石辺者小糸百四拾目位取引之由申来候、

一中奥海道筋、嵐之水ハ東山之程ニ無之、山根通りハ東山次之嵐水と申事ニ候、気仙沼町ニ而式・三軒痛、やつせ川筋(八瀬)大洪水、本町・苗(内ノ脇)の脇・松崎迄川筋田地一字水押、砂お

し、大痛之由、津谷村町も水おし痛、津谷川村も、町辺裏々長屋・小家押流れ、大痛、何年ニも無之大水、

六月十七日大暑、十八日・同十九日・廿日迄日和、大暑、同日暮より曇り、夜雨ふり、廿一日曇り、雨氣四ツ頃晴れ氣ニ成而、さらく、小時雨在之、用水かゝり破、砂おしニ而、田へ水懸可申様無之、稲ハ出穂ニ及候得共、水無之、一統困見暮計也、大破ニ而当時普請成兼候付、斯の次第也、夜々小雨ふり、

一式朱札之義、当月切之日限ニ而、早速御城下へ切替仕様御触出、昨廿日町方へ相廻り候、御城下ハ十月迄之御触出ニ相聞得候、

米穀之類弥々売人無之、町方ハ甚難義ニ而、騒ケ敷事ニ候、米穀類売人無之、并手形拾六枚壹歩之御定ニ相成候而も、正切替不定、又々崩れ、十七枚、拾八枚、廿枚と申様ニ而、尤新札ニ而、又古札と御引替相成候由ニ付、人氣あしく、所々騒ケ敷候也、小前凶年より苦み、尤之事ニ候、

六月廿三日朝冷氣、曇り、昼より晴ニ成、夜々小雨ふり、四日。五日日和ニ而も冷氣之方也、

一 一米百文ニ六合也 右ニ而騒シ、売人不進候
此手壺歩也

一 濁酒壺盃 五拾文
但書上ハ三拾六文位

一 清酒壺盃 百三拾文
但當郡ニ而ハ造り不申、他郡酒也

廿五日保呂羽山御祭礼場ニ而、濁酒者七拾文迄、

清酒ハ、壺盃江肴壺ツ添、百五十ツ、

南衆者、泊り懸ニ而、米壺式升ツ、持参ニて、町方へ泊り、

勘定ニ入、

果子類都而、糯等ハ尤高直、凶年同様一体之高直、併存之
(菓子)
外相応ニ盛候事也、

喰物米穀無類高直、恐入候、手形式拾枚之見詰、余之含ニ
成、

一 当夏ハ都而之物余り高直ニ成、夏商売何ニ不寄登り過候故、

商人中錢取商ひ無之候、然ニ日手間取者無之、作方後レニ
相成、一統甚しく困り候事、今年も不作の見詰ニ而、空地
之有之畑荒地等堀起し、そば・大こん等専ら蒔付候ニ付、
殊更日手間取人無之候也、先日中より米持人并暮柄宜者、
売払米割合為相出、難義之者へ小売ニ相成候事、

一 佐沼町相場、四斗入米式俵壺駄ニ付、当町ニ而ハ、右入目
ニ而百四、五拾枚ニ致候、此手札七拾枚額判壺歩銀ニ而、此節札廿式、三
枚迄、切替古式朱札、当月切之御触故ニ、壺朱札、壺歩札
共ニ人氣悪く、捨候様ニ相成、如此、

江戸当六月十一日出手紙到来、此頃ハ引続氣候能、大麦上
作之由、相庭

一新麦 両ニ九斗五・六升

一米 四斗式・三升より五・六升迄

一古大(大豆)ツ 六斗以下錢当百六貫七百十六文

然ルニ、中国筋大風雨、大嵐ニ付、畑物皆無同様、大痛之
由、彼ノ地より江戸江申来ル、依此江戸表繰綿百七拾両よ
り段々引□、此節金式百兩位之含ニ相唱候由、尔時又トル

銀三分通取引、通用丁銀同様ニ両替通用可仕由、両替店江被仰渡候得とも、ウカツニ直段相立候而者、國中一統之騒キ、損益有之ニ付、今以極り不申候、内々取引、両ニ而銀三拾三匁五・六分、当時御上江伺中也、情々三拾匁より壹匁位之見込、何レ半直段之様成物ニ存候、

一信州・上州兩國、蚕上作、トル銀下直ニ相成候而ハ、横浜交易商ひ、并ニ新生糸も中々見込六ツ數年ニ存候、宜御賢察可被成候由ニ申来候事、

江戸表杯者、商ひ殊之外六ヶ敷相成、手のうらを返か如くニ、あら〜敷高下仕候由、

当時金直段左ニ

(老兩カ)
百兩ニ付

一古式朱金 四兩貳分位

同

一保判 三百三拾兩位
同壹歩金 三百廿八兩

同

一草文 三百廿七八兩
一真文 三百四拾五兩

小粒共

一慶長判

五百四拾八兩

品無之候

歩金

五百三拾五六兩

右之通申来候、如斯新下品之金銀、目輕之金被相出候ニ付、古物直段上り候得共、兎角人氣悪く、自然と古物ハおしみ、相出し不申、仙台手形も様々直段狂ひニ而、天下一統迷惑之次第ニ在之、当時御上下共ニ、乱世と可申也、

六月廿八日、此一兩日晴、曇り、当地辺ハ至而冷氣、此姿ニ而ハ、田畑共ニ実入六ツ敷、大切之時也、甚心支成年柄也、尚洪水・嵐之痛、村々田畑之痛夥敷、依而穀物ハゆるみ不申、弥々直段強し、

一綿一統売留ニ相成、一ノ関ニ而も小売方一円休ミ、直段ハ百文札ニ而拾貳・三日と直段計り、先達而之書上ニ八十四目、

一 蠟切ニ付、蠟燭・ひん付等、卸方休ニ相成、不売候事、右ニ準し去年より諸品此通、尤此節ハ別而商人難渋也、葉蓂ハ無類高直之年也、

七月朔日朝曇り、日和、大暑氣、此間相応之残暑ニ而、諸作立直シ、稻出穂最中也、但嵐後雨無之、田畑物しをれ、大根・そば杯ハ生立兼候模様也、片ふり片照也、同二日朝曇り、晴、三日市也、晴、雲り、^(曇り)四日・同五日晴、雨氣模様計ニ而、嵐後雨無之、田畑共ニ旱かれ、甚六ツ敷相成、雨を待のミ、

一 当時米直段 手壺枚者百文ニ

米玄米ニ而五合也
糯米壺盃半也

一 白麦壺升 代百五拾文

壺泊りニ付

道中旅籠 手三枚位

式枚半迄

此節道中他出成兼候、御城下仕入荷壺駄ニ付手形八拾枚位入料ニ成、駄賃共ニ高直、恐入候次第、

一 御城下表者、此節御政事嚴敷、囚人・科人多シ、何レ手形下直之切替、又ハ売物高直等御手入、不相当之義在之、如此嚴重ニ可相成候事、乍併大体万物高直、江戸共ニ引上物多し、依之仕入・売方共ニ六ツ敷候故、持合候而も、卸向并小売も花々敷売不申候、多くハ無望々々と申事ニ候、又々至而不自由ニ成、

一 繰綿并砂糖杯ハ売不申候、此品ハ一円小売も無之候、此近辺百文札ニ而拾壺目位、併綿屋ニ而ハ惣休ニ相成、不売候、御政事も直り可申所、矢張り不宜、甚以下々一統難義のミ、

七月十日迄ニも、一円雨無之照り続キ、大破後田地水掛らぬ所ハ既干かれ候様ニ候得共、水在分ハ上作ニ可相成、南御郡ハ、東山之様ニ嵐・洪水痛無之、此節照込ニ而、近年ニ無之見事ニ出穂相成候ニ而、一先安心之事ニ候、東山ハ畑物かれニ成、大ニ彼是共ニ痛勝也、

一 紅花も去年より大下落ニ而、当年下直之含ニ候所、作り人

無之、尤種不足ニ而、奥郡至而不足候所、追々買人、是も大ニ引上り候、

一生糸之義、是又下直之唱ニ候所、まゆ高直ニ候間、損金ニ可相成候所、江戸表交易方不止候哉、此間容子も宜、當時小糸少々ツ、壹箇金百兩位之直段ニ売申候、然ニ糸今年ハ御郡方ニ而御取扱御取メり相成、為夫か、千厩町弥兵衛、当町橋本善助殿、右メり人糸買宿と相成事ニ候、尤御役金壹箇ニ付金五兩充と申候、

右之通年々と御国産御取扱相替り、誠ニ在々・御郡中困候事也、

七月十日昼七ツ時相応之地震在、今日同快晴ニ候得共、風替、少シ冷しく、此間迄残暑甚しく候、稲の出穂見事、大ニ宜相成、安心之事、連日照込ニ而、大根・そば之類早かれ、甚困り居候所、七月十二日夜暮方より雨、大雨ニ相成、十三日朝晴ニ成、上日和ニ而、此雨ニ而、大根之類大ニ生上り候、盆町市相応ニ立盛り候、諸品高直之所、今日中追々下落ニ成、氣候宜直り、稲も見事ニ出穂、人氣も直り、所々米穀下ル、

同市

一米 百文 札ニ先日中五合之所、今日七合五勺ニ下ル、売

人進ミ、おし売ニ成、

右直段ニ準し、麦も下ル、

一なす抔之類至而不足之所、七・八文より五文位

十三日市より三文五分三文ニ成、

打切麦者壹把百文位

七月十五日、此間之残暑近年ニ無之大暑也、引続日和、同日式百十日之厄日ニ候得共、一円ニ悪気・風等無之、十六日共ニ残暑甚く、六月中之嵐ニ而、其後長雨も無之候、上氣候ニ成、六月之嵐痛ハ、大庄屋御調、田地稲水砂おし田代八百何拾貫文、南方ニテ砂山崩候分三百五拾貫程、其外畑等夥敷、併東山計り、御郡も南方ハ北方より余慶之痛、外御知行所田畑共ニ一字ニ而ハ式万石位、外ニ川筋、種からし取納ニ相成、麦大俵流失、痛入候事也、依而、油高直ニ成、

七月十三日市

一油 壺盃三百文ツ、

一らうそく 生四匁掛

生かけ 下り三十式文

一若松丁ちん 拾式、三文より十五文

らうそく入

メ

当夏者、木綿、太物類者相応宜商ひ在之、一番商売也、

桑并まゆより葉蔴類、追々高直ニ而、諸風袋共ニ高直、手

形沢山持合、依之、太物ハ多く売候、

六月嵐後、暑氣強ク、日和続候ニ付、畑者六ツ敷、大こん

等不作ニ候得共、田作者、近年無之見事ニ稲出穂致、盆中

日和続、一統安心致候、十五日共百十日追々米穀類一統引

緩ミ候、

七月廿二日、昼相応之大雨ニ而、田畑共ニ見直し候、

同廿三日市、米八百文札ニ而七合半ニ成、此間人氣宜、米

買人も不足ニ成、惣し而諸品不足、殊之外高直ニ付、諸進

物互ニ迷惑、困り、出入歩行、諸通用、音信格別、自然不

通ニ成、肴類も高直、生鱈者四百文也、

一ばやふしも、壺ツ百文ツ、

メ

尔時、手形札、正金銀江無異儀分、御城下ニ而御引替成下

候間、右表へ入用次第可指出御触相廻候事、右ニ付、御城

下大ニ人氣宜候事、

一鉄不足、御払ハ当年無之、釘類仕出無之、

一御塩者、盆前、夏中より御払留、不足ニ付如此、内証買置

物、壺俵手地元拾枚位より余、

一醬油者、壺荷廿枚位

上物廿式枚

盆中より

引続残暑甚しく、七月廿四日曇り、昼より雨ニ成、今日冷

氣ニ成、廿二日迄大暑、廿四日夜大雨、廿五日晴れ、廿六

日曇り、晴ニ成、夜相応之地震、廿七日日和、此間晴、曇

り、廿九日日和、夜雷勢、稲妻夥敷、相応之雨、此間近年無之残暑氣強く、日和続、依之、諸作毛追々直り、見事ニ実入、上作之稲ニ相成、三十年ニ無之宜と申事ニ候、稲之穂、長サ壹尺貳寸位之物多し、壹尺六寸とか申穂、南御郡より御城下へ献上相成由、当郡沖田村より壹尺四、五寸之物、御代官様へ上り候由之事、

一 御城下表米穀追々下落、諸方共ニ

一米 五斗入ニ而代三貫六百文

右之通引下候得共、買人不足、

此地ニ而も、穀物類緩ミ、最早壹升百文札ニ可相成様子、

八月朔日晴曇り、小時雨、雷氣、畑物格別、此間之雨ニ而、宜生立、此間五、七日不天氣、雨続、冷氣ニ成、漸々九日より上り、十日日和也、十一日朝霜ふり、霜ニ而そば、煙草痛む、

鑄錢御吹出、春中より在之、御城下へハ参り居、御払代も在之候所、在々江者鑄錢炭方へ半代位御渡在之由候得共、

町中通用江ハ一向見得不申候、矢張り市中錢不足、併百文札ニ相成候ニ付、間合候、

一手形、正金銀江引替之義在之、格別不同、御定江不引合之事ニ而、御城下より浜之者等多く被相下、相廻り、本吉方、尚氣仙沼町等ニハ、御始末之者貳、三人在之由、

氣仙郡より東山口、大原、折壁、其外共ニ、金切替方、又ハ法外之取引、高直等致候者、并店々高直之売方、貸取都杯、四枚壹歩と拾六枚との勘定、又ハ去冬穀物不足之折、買置等、他郡売杯致者等、嚴敷御手入ニ而、所々咎人相出、当郡迄六、七拾人も、他行御指留之者相出候、追而被仰渡候由之事、千厩町より廿二日夜、当町江被相移、千厩町ニも四人程も在之由、当町ニも三、四人有之容子ニ候所、先以皆甚殿方計り御宿へ被招呼、御吟味ニ相成、是又遠方出行被相留、追而之被仰渡、些六ヶ敷相聞へ候、其外ハ夫々都合も相成哉、障り無之、手前杯も無事、無難ニ候事、尤非常之取引不致候故、評判聞拔ニ不相成、不事ニ候、追年共ニ、ケ様之折ハ用心致、非常之取引、決而致間敷候、又々来月ニ相成、御小人衆并御町横目衆も被相下候由之事

也、

八月廿六日上日和、此間日和続、二朝程霜ふり、少々葉物
江当ル、

過ル廿三日、本家之ば、さま病死、

一紅花、今年ハ当町ニハ持合無之候所ニ、千厩等四、五駄有
之、元上高直八十兩位、御城下衆一先下り、五十兩位直入
計り、商売不相成、買人尔今無之候、

生糸も、先達而百兩位少々売立、其後買人無之、弥々不印
か、尔今買人不參、一統持合、買人ヲ待居候、是も元上り
高直、損金不相成候、まゆ直段、余りセリ、上高直故、如
此、

九月朔日晴、二日三日上日和、稲かりニ成、当年、日手間
取人不足、無之、御手勢計りニ而専ら製道^(制導)、家内中田畑之
働相手ニ成、

一米穀直段も、追々下直ニ成、問屋前者至而無然、市中散シ、
百文札ニ而一升位ニ成、

古川町改正札ニ而八升、小札ニ而式升ニ成、
若柳ハ、六升と相聞得候、

一御借上、御国中へ三万兩と申事ニ而、当御郡南北江式千兩
と申候、百姓前ニハ跡より、御侍中并組拔中江御割合之由、
右金ハ、御郡々々上御普請へ御用立、明年御返済之由、当
時御吟味中之由也、古と違、当時此町之組拔衆中、難渋多
ニ而、六ツ敷、上金難計候、

一上方筋、六月嵐、大雨ニ而、五畿内近国共ニ大洪水、田畑
共ニ痛、綿も相痛候ニ付、引上候由、追々相唱候、

一江戸表忠助方、八月十五日出手紙申来候所、

七月廿四日大風雨ニ而、田畑共ニ相痛、損候ニ付、米穀類
高直、金銀不融通、横浜交易市中一統不印ニ而、陰気之方
込^(雨)り入候由、

諸相庭、左ニ申来候、

地廻

一新米 四斗二、三升

一下り古米 三斗五升より
八升迄

一大ツ(大豆) 六斗四、五升

一水油 三十五兩より式分位

一関東油 三十三兩壹、式分

一胡麻油三十六兩

一彘油 三十六、七兩

一魚油 式十兩位

一紅花早場 八拾兩位より
七十五兩

但、京都不印ニ而、江戸同様直段、

一生糸 百斤ニ付、トル銀判五百枚位、

些不印ニ而、昨今四百七、八拾枚

右者、横浜取引、此節トル銀壹枚、内景氣ニ而三十壹匁取

引、乍併、同所向商売物三拾匁見詰、

但、度々此銀高下、尚早物共高下在之、至而六ツ敷由申事

ニ候、依之、損益大ニ在之、甚困り入由、

右糸直段割合見候所、壹箇ニ而金百三拾兩位ニ相見へ候、

併御国方、今年御役金至而高直、金五兩四兩式分と相聞へ候、外式

分ハ問屋造り料、他国道中共ニ、諸入料大ニ懸り増ニ而、

江戸着金七兩位、当地ニ而ハ、九月金百兩位之直段ニ而、

少々ツ、御城下衆買方、尚今年者、他国買人不入、御城下

五人衆計り買方、

一江戸表、此節武道具望ミ多く、新刀、古刀ニ不限、能キ品ヲ好

持合之人、此節売場と申来候、虎皮杯も、尤拵金作りヲ望取相応之直ニ売レ

可申由之事、手持合ニ付、進めふり申越候也、

当時、ト口銀ニ而百五拾兩より六拾兩位申来候、

一古金之御引替方、尺取不申由、尤市中都而之古金銀不足ニ

相成候由之事、

虎の皮、日本銀金七十五兩、八拾兩位ニも可參哉と申候、

ノ

右之通、九月初ニ状着、

九月八日曇り、九日晴曇り、当時大平山竹駒明神宮、近年

専ら蚕神ニ奉祭、御宮建立之後、益々(信々)神心多く、三月より

夏中、秋迄、毎日参詣之者不絶、殊ニ夜籠等、諸願、御祈

袴、大ニ盛、依之、当三月九日永代献膳取立、村々近郡迄

奇符、(寄付)手形千枚已上集り、依而御地頭様へ右金指上、講中

世話人願相達し、御知行相付、然ルニ九月九日、例年之

通御祭事ニ候所、新ニ御輿、明景法印御才覚、幸ひ之品在

之、相調ひ、其外御神器品々(寄付)奇符在之、糸方、蚕種方、

伊達之衆中并御城下衆、其外町方相応之寄進、

然ニ、狼川原村衆中行列之組在之、諸道具持参、御巡行之

御供被相望、進んで参、依之、先陣、後陣之騎馬、并曲鹿

馬御引替、御神馬壹疋、虎皮之鞍覆ニ而、警固之武士、明

神宮御輿、前後御行列嚴重ニ而、御登山ニ相成、翌九日御

下り、尤御膳出旁、俄之事ニハ、誠以結構ニ相出、珍敷事

ニ候、(福依)諸人之奇依、殊ニ当日地芝居抔在之、十日迄兩日大

盛、此節難義之折柄ニ而ハ、被為至時ニ候事也、

一右御祭礼ニ付、(不思議)不審義成事在之、岩沼御宮より、御使者式

人ニ而御出之由申唱候、是ハ七日町川船場ニ而相知候、藤

沢村竹駒宮祭礼江参候由ニ而、川越船頭承り、御相撈在之

由也、相応之身の廻り、若キ御侍也、然ニ、何方へ被参候

哉、其仁行先見失ひ候事也、此已前、安政三辰十月、御宮

御遷宮之節ニも、同所ニ而知レ御使者参り、此度ニ而両度

也、彼是共ニ、奇妙成事共在之、益々信心、(寄進)奇進、(福依)奇依在

之、大ニ宜評はん也、

九月廿三日、此頃者市至而不立也、肴類も不漁ニ而高直、

近年不漁、并札崩已来、殊之外高直、

一南方、御買米被仰渡候ニ付、新も古も引下候所、又々右ニ

付引上り、当町抔至而不足、四斗入壹駄小札ニ而百五枚、

拾枚引上、古百文札ニ而八合、七合六勺位、

大麦壹俵三拾枚位、種麦ハ高直、三十五枚、

一錢御吹出ニ相成候得共、他国御遣方有之事ニ相聞得、御郡

町々江ハ通用行届不申候、矢張至而不足、併札ハ、四枚之

品ハ、拾六枚百文ニ相成候由、錢不足ニ而も通用間ニ合候、

改正金壹歩札ハ、古札同様、四枚歩ニ相成候、

一繰綿も不作、弥高直ニ而、一統困り、諸商売店方至而六ツ

敷、行ひ不成、皆々作方江勢を入候事也、

一同廿三日雨、夜明前より雪ニ成、廿四日終日之雪、同夜雪、

九月雪ニ而不留水ニ成、屋根々々山ハ大雪、壹式尺より、

九月初雪ニハ珍敷大雪也、七拾年已来覚無之候、尤寒し、聞伝ひ

廿五日曇り、ちらく小雪、廿六日晴曇り、然ニ未稲かり

も残り^ニ在、麦蒔も残り、両品共ニ四ヶ壹位残り、大豆も、

そばも、未打方不相成、此雪ニ当惑千万、此後の麦蒔ハ、

麦出葉ニ成哉、成ぬ哉、無覚咄合居候、当年ハ誠ニ節ニ不

相応事共在之、稲計りハ、漸々実入相成候得共、思之外手

取不宜候由ニ相咄候也、何ニ八分通位之手取、麦ハ蒔付難

成模様ニ、困り候事共也、

二百姓前江も御貸上被仰渡、当村ハ金三百切分限割付、新御

侍并組抜中ハ、先達而中別而被仰付品々在之、同様分限割、

右貸上金ハ、当年村々大急破御普請方御入料金ニ相成分、

東山式千両御借受、来夏御返済之由ニ被仰渡候事、当年柄

村々迷惑之事也、

五日日和続、先日中より暖和、九日、十日、十一日雨天、

十二日九ツより雨、畑物惣し而不作、大豆も半作ニ不成、

一米穀類都而不引下兼、高直、

当町三而四斗入五拾枚、百文ニ八合位、

一大こん 五文より七文迄、

此品も不作、高直、買人多シ、

一蕎麦 手式拾五枚位

一浜々不漁、此頃気仙浜小しひ漁在之、当町ニ而壹貫三百

文取引、

一塩、夏中より不足、御払留ニ而、尚々一統難義、内証物

稀ニ在、拾八枚位、式拾枚迄売、甚不足、困り候、漬物

ニ行当也、十月八日御渡り成、併御蔵払ニ成、御払分無

之由事、御城下近辺ハ、御他領塩御買入被相渡候由之

事、御国方夏、秋之大嵐ニ而、塩場大ニ損シ、貯へ、塩

水無之故、不足致候事、

砂糖類不足、高直、売留成、

十月朔日庚申晦日也雨天ニ成、二日昼晴れ、三日晴、此間四、
夜大雨

一御城下表、木綿并綿弥々引メ、高直ニ相成候由、上方嵐ニ

而痛、引上候由、手形、札ハ先達而中より敵敷、依而拾六枚取引ニ候得共、極内々ニ而、拾八、九枚之取引と申候、

一生糸御取行も、御城下仲間振合、郡々さらく不売、尤正と札、白昨^(作合)合尺々敷取引ニ不相成、不面白候、当時手と正銀と半々ニ而、百廿兩ハ上直也、

一水戸前ノ中納言様、御卒去被遊候ニ付、鳴物御停止之御触相廻候事馴共、不分り之噂さ^在之候事也、追而相知可申候、

一油類少し引下候、蠟類少々引上ル、

十月十二日雨よりみぞれ、雪と成、夜相応之雪、近年ニ無之雪、寒サ早し、十五日日和ニ成、

一江戸より、九月廿八日出手紙到来、
アメリカトル銀、交易場横浜取引、

右之銀金下直通用之御定ハ、銀匁四拾五匁ニ而金三步ニ候所、追々下ケ、此節銀廿五匁位ニ落、市中通用金ニ者無之候得共、交易商人、横浜市中取引、諸割合如此、右ニ付、

此方商人売物割合不宜、生糸百斤ニ而、アメリカ金判五百枚^{直段}売、壹枚廿五匁ニ而、糸壹箇分者、金百拾八兩位ニ当り、此方直段含より手取不宜、当地之直段より割合安く、此元ニ而ハ、百拾兩位之直札ニ而、少シ割合在之計り、依之、国方生糸、当時尺々敷商売無之候、

江戸

一米者兩ニ四斗三、四升 追々引上、三斗五六升と成、

一大^(大豆)ツ 四斗四、五升

一下り油 四拾兩より 大ニ引上ル

三十九兩 小売七百廿文

壺升

一魚油 二十三兩貳分 上々品

壺升四百八十文

右ニ順シ、諸品追々高直と申来、

一トル金 廿五匁位、追々引上、三拾匁ニ成候由、

一唐物業種下直^落之由

一唐大黃上々品 廿長^(符標)シヤ貫 大落

一セメン 斤 久長^(符標)シ貫

一角 壹目テ (符牒) ヤ貫より

ワ貫シ分位 (符牒)

一丁子斤 (符牒) ワ貫セ七分

一水きん同 (符牒) 廿長シ貫

久敷無之下落

当町市日、此節誠以市立人無之、市合同様、尤近年当町不盛、外も一体ニハ不盛也、尤質屋も無之、酒屋も無之、此節凶年より不宜候、下り商物高く計り成、

十月十三日

一米ハ、百文札ニ而八合之割

一大ツ (大豆) 大不作ニ而、尤未ニ不出盛、

五斗入壹俵ハ六拾枚位之見詰

米同様、塩不足、無類之事也、

一 かづす 楮も当年不作、生皮改正札壹歩ニ六把四枚、金壹歩ニ四貫

八百目也、

□□高直、紙も同高直、

一小豆 壹升 百廿文より

追々引上ル

一 (豆腐) とふふ 引方仕出無之、売不申候、

久敷無之下落

一 当月廿日頃、生糸も弥々氣配能、金と札と半々ニ而、百三拾兩より百四拾兩位迄売立候所、又々不印と申、休ニ成、何レ金方出金不足ニ而、先分受取ニ不相成、甚高直故、金都合成兼候哉、尺々敷取引無之、尤此節何方共ニ札不足ニ相成、尚糸も売払不相成故ニ、在々、町々不融通、一統〇印詰り、困り候事、

十一月朔日和、此初三日迄日和続、雪も無之、先日中雨ふり、此間日和、

一 南方、此間少々米直段緩ミ、直下ニ相成候、四斗入壹駄ニ而、手拾枚余、下り候所、御買米ハ休ミ候得共、御給人様、御地頭様方、御城下御屋敷へ御年貢米為登、又ハ江戸詰之御方ハ、江戸為登御免ニ相成、米ニ而被相登候ニ付、市中者又々引上、七拾枚余ニ成、

十一月八日

一米 八拾五枚 四拾枚より 一そば 三拾八枚

一大ツ (大豆) 七拾五枚 とふふ無之候 (豆腐)

追々高シ 一糸綿 改正札四拾目位

一ノ関四十四、五目

一手形不足ニ相成、御城下共、此節内々勘定、拾八枚之割、

一生糸弥々不安、併余り高直故、○印滞り、尤御城下糸方

仲間拾人衆繰合居、尺々敷買方無之候得とも、当時之上糸

之分、金百三拾兩ニ而昨今売立候、正金直段ニ而、此内へ

札五分通り、又ハ三分通品々在、

同十日冬至ニ相成候所、雪無之、尤至而暖気ニ而、九日雨

より雪ニ成、夜相応之雪、夫より大ニ寒気強く、続而三日

程さらく雪、晴、十五日寒気強シ、十六日晴、日和宜、

少シ日中ハ緩シ、

一小豆不足、高直ニ成、

小壺升百五、六拾文、気仙沼ニ而

式百文之由

一大ツ (大豆) 小札六拾四、五切

追々七拾切位迄

一薄衣買納米直段ハ、

一ノ関様御蔵者、七十式切位、七十切

御蔵入方 六拾八切也

改正札十七切

一そば 小札四拾切位

当年者、畑物共ニ三ヶ壺と申不作ニ而、雑穀共ニ売人不

足ニ而、大こん共ニ同様、甚難義、凶年より六ツ敷、

困候年柄、

一塩不足ニ而、御渡り在之候而も間ニ合兼、内証物才覚、

何分不足ニ而、百文札ニ而、廿切より廿式、三切、南方ニ

ハ廿五切位之由、誠以困り候事、御塩場、御蔵ニハ一円

無之、一字御渡りニ成、夏中より嵐ニ而、塩場水押、塩

取られ、如此、南部塩御上ニ而御買入、人々才覚致候事、

無類之年柄、御他領塩、播州・四国塩共ニ上方下り塩不

足之由ニ而、御他領も高直と申事ニ候、

一御国方鑄セんと吹出ニ而も、御他領江御鉄等、其外御買方

へ被相廻候哉ニ而、市中弥々錢通用至而不足之事、

一江戸状、十月廿五日出相届候所、諸品弥高直ニ相成、不景

氣之由申来候、其内唐物薬類下直之趣ニ候、

一米ハ、四斗式、三升、樽より不高候、

十石ニ而と相見得候

一御藏米 八拾三、四両、

是ハ、横浜市ニ而、アメリカ人江売候直段と相見得候、

当時アメリカトル銀引上、三拾六匁五、六分と申参候、

壹升三匁位ニ当ル、

一水油 壹升七百廿文

高直ニ成

一生糸 百斤ニ付

トル銀四百八拾枚位

但、此銀相庭高直ニ相成、糸直段直り候故か、

此間、当地之売も相応、金百三拾両位、

誠去年よりも高直ニ成、

トル銀三十六匁五分ニ致候得ハ、糸壹箇金百六拾三両位

ニ当ル、

又京都も大上り之由、又追々下ル、上之糸百八拾両位迄、

十一月廿七日、昨夜より雪、

廿八日市

糯米六合之割

一米 弥々高く、市中不出也、百文札ニ而七合七、

一そば 五斗入 壹俵四拾枚ニ而も

此節、面々在方も、手前遣飯料ニ相成故、売人無之、

一麦かて、都而不足、売人無之、

一統買喰故、甚しく困り、皆々かゆ計多く用ル、

一手形札、弥々不足ニ而、拾六枚

御定^(カ)之通又ハ内証拾六枚半、十七枚、糸売金ニ而、他国

より入金ニ相成、正金銀多く、却而又小通用ニ、手形札

望人多し、札至而不足ニ成、諸上納ニも、金と札と入交

り納、

一当秋より冬ニ相成、肴類不漁ニ而、真黒の漁も無之肴、大

るニ高直、塩鯉壹本浜方ニ而四百文、町方五百五拾、六百

ニ当ル、

文と申候、

罽甘疋さし壹連百四五十文、余品右ニ準し高直、不買候、

一 御内穀相庭

一米 四百文札
改正札ニ而拾五切
高直也

一大大豆ツ 同 拾壹切半

当年ハ上納方ニ而ハ、札金如山入用

御郡相庭

一米 拾俵ニ付、金ニ而廿六切壹分

御郡方ハ安シ

一大大豆ツ 廿五切六分

御郡方御相庭ハ大ニ御恵被下候事

一 南方、当冬此節御買米ハ如何、御休ニ相成候得共、直段不
下、弥高直、

一 御知行所徳田村方上納、半石粉納、前々より近年粉御割付
ニ而困り、当年ハ小札壹俵四拾枚より四拾貳枚、金納方分□在
之、米之方七拾枚也、是又至而高直、買納分者、薄衣ニ而

七拾貳枚、追々引ノ七拾三枚迄、

当年者、米穀類高直ニ而、買納等、并御地頭様方共ニ、諸上
納夥敷、金高ニ相成、百姓前誠以難義致候事也、納米徳田
村分壹升ニ百四拾九文ニ当ル、当村御直段ハ、百廿五文ニ
当ル、

十二月朔日、此間ハ雪折々ふり候へ共、小雪計り、寒氣ハ
相応之冷也、三日日和、

一米者弥々高直、糯六合之割、

百文札ニ七合位、相庭半直段

但問屋へ者不出、

散田米勘定、壹俵七拾五切位、七合ニハ不当、高し、

大方正米正穀ニ而取都、

内ニ当ル

壹俵廿四、五切

一 塩不足ニ而、一統迷惑、就中南方ハ、直段ニ不抱望取、塩
壹升ニ米式升位迄交易と申事ニ候、諸方より少ツ、入込由
也、望薄く成、

十二月六日、七日日和、寒氣ハ相応之冷也、

一 当年塩場、夏より秋大嵐ニ而痛そんじ、播州辺之塩共ニ不足、高直ニ相成候由、併御買入ニ而、石津江入着、所々江御
払ニ成、

同八日市 米七合半
百文札ニ而糯六合

一 上方近国も、綿作も嵐ニ相痛、是又大不作ニ而、追々引上、
至而高直ニ相成、

当秋より冬ニ至り、何魚ニ而も大漁無之、小肴計り少々ツ、
相出、至而高直、鱈も不足、至而高直、真黒も一円無之、
田作等ニ而も大高直、海草類共ニ大高直也、

一 繰綿 金壹歩ニ百四拾四目ニ当ル、
四百文札ニ而三拾六目

一 八百屋物、秋中より高直、是も川筋水おしニ相成、不足、

一 砂糖類、盆後より御城下表も 売留ニ成、百文下ノ小売計
り

牛房壹把五十文より七拾文位、何ニ而も安く物無之、
一 とふふ(豆腐)壹丁、千厩町ニ而廿四文、当町ニ而八直安ニ而、間ニ
合不申候、休ニ成、又廿文ニ成、

黒金壹切ニ壹貫目之割、御上より御指直段

清酒 昨年之通
一 酒屋壹郡壹本、当郡ハ当年大原ニ成、

一 茶類も、下り茶無之程、国方仕出、御国産之茶計り、何茶
ニ而も至而不宜、高直也、

但、矢張献金ニ而被相免、百五十石造改正金四百兩宛金五
拾兩ツ、

一 麴室屋(米偏に麴)一字被相留、是も献金ニ而被相免、願中、

一 大^(大豆)ツ者余り高直、行当り、買人無之、尤去年物圍ひ在之、

少々緩ミ、当分の含五拾五枚位之咄、

一 南方、中奥、御買米御割付被仰渡、右ニ付、米ハ弥々引、

下直之模様無之候、

川向金拾五切、小札六拾弐、三枚

手札ハ一統不足、高く相成、入交り通用、拾六枚半、拾七枚卜、漸々手形之望人多く相成、

一 京都表生糸直段も、八、九月、十月頃迄ハ大ニ引上、品不足ニ付、上々頭物、壺箇金百八拾兩位迄引上、取引ニ相成候所、十一月ニ相成、廿四、五兩も引下落候由申来候、

一 当地近辺も、残り糸不少在之、当町ハ少し残り、あらく売、余村千厩辺も残り糸多し、当時買人無之、上方下落ニ付、買人休ニ相成、大るニ迷惑致候、

一 鉛も御払明ニ相成、手前へも三拾貫目被相送、売方と成、

十二月十一日、平治事、御城下より帰宅、

一 御城下表も、生糸取引、商売一統休ニ相成、上百拾五兩、買人無之候、店々諸色一体大るニ高直ニ成、白砂糖無之、

尤大ニ高直、江戸表、異国江之交易ニ而、^{引上}白黒共ニ不足、高直、当時黒砂計り、小売壺貫目之割、内々ニ而、卸壺貫百

五、六拾目、

一 手形不足、兩替小札御定通、拾六枚江内々五拾文位、一米相庭、何方共ニ高直、古川町ニ而納壺俵六拾枚位、

一 江戸 御交易場 騷動之事
横浜

十一月廿五日昼九ツ頃

水戸浪人中七、八拾人程、海手より船三艘ニ而乗込、異国会所へ欠入、切込、拾六、七人切倒ス、又其場之御番会所、御向役之所へ□□

…………… (この間、落丁あるか) ……………

□始之角力、被投、死候ニ付、異人共老人も相出、角力無之、こそくと一字引取、止めニ相成候事、誠ニ異人共老人老番勝負ニ而、こりく致、見苦敷次第也と、此方之諸人心地能く、大笑ひニ而引帰る也、

一此節諸品高直ニ候所、下直成ハ唐物業種類計り下直也、

一此節、秋中より科人、囚人計り多く、御城下衆やつ奴子之者百何拾人と申候、国中之科人不少、是皆正金銀切替之高直、又ハ貸取都、四枚壹歩と、拾六枚壹歩との諸割合、品物之買メ等、非常之取行ひと申、御咎めニ而如此、札崩ニハ、甚益、不益、損徳大ニ有之、下之者計り悪キ訳ニも無之候得共、不及是悲、(是非)商人并下々甚しく難義之世柄、金替り高下ニ而、諸通用、貸かり不成、不通之事也、

生糸商ひニハ、此節去年より高直ニ而、手金のミニ而、故障(沙汰)沙太計り多シ、売付候分も、延金ニ而、人々難義之事、

一当冬ハ寒氣も相応ニ而、雪も折々、日々少ツ、ふり、近年ニ無之深雪ニ候間、明年ハ氣候能、諸作も宜可相成哉と唱候事

十二月十五日日和、十七日相応之大雪、廿日暖氣成而、前夜より今日、終日雨ふり、廿一日晴風ニ成、廿二日雪ふり、又大ニ寒氣ニ成、

一季奉公人不足、直段大ニ高直、金拾五切位中也、古前々不作、凶作之頃とハ大ニ違、凶年同様之年ニハ不相当、高直也、

十二月廿三日、朝小雪、晴ニ成、

一米 南方少し暖(緩み)ミ、引下、

四斗入壹駄九十五六枚

一大(大豆)ツ 五斗入 五拾枚ニ下ル

一小(小豆)ツ 壹升百三拾三文位

一清酒 他所酒壹盃百文

一濁酒 百文二三盃

一手形拾六枚据ニ候様ニ成、拾六、五位、

正金銀多、手形不足、

廿三日夜より雪、廿四日終日之雪、風大ニ吹、嵐、此間ハ引続雪ニ而、近年ニ無之大雪と成、諸市かけ、通用路々難義、廿五日日和ニ成、海道之雪、大凡三尺位也、此節柄ニ而、市々不盛也、

一生糸商売之義、御城下拾人衆持ニ而、近年之行御仕法年々と替り、行ひ振不宜、尤アメリカ、江戸表先日之さわき有之、交易休ニ付、糸買人無之、横浜ニ而地元当郡残り糸多ニ而、當時大損、金物と成、何分右ニ而金詰り、郡中不融通ニ而、甚敷迷惑、諸上納方も取都り不申容子、一統難義之事ニ候、弥札之高下狂ひニ付而ハ、借貸、蚕之前金、まゆ金等貸人無之候、貸候者者、何分損金と成候事、

廿八日、昨夜より暖気ニ而、今日雨ニ成、終日ふり、当市至而不立ニて、商ひ無之、商人中大透也、廿九日も晴(雨カ)ふり

不止、大ぬかり、大雪後之暖ニ而、大川も通用船渡り留る、ざい水満水也、廿九日夜雪ニ成、大晦日晴曇、川通御石船大破船百余艘ニ而、大米捨り、

一江戸表、横浜騒キニ付、御堅め等、御家人、御大名様方御詰、御備相成候由、噂さ専ニ候所、江戸状滞り居、未不届候、実事不分り、上方筋も凶作同様、米穀高直、道中至而不宜、

万延二年
文久元年
(二八六一)

大石水入捨候、船も一円破レ、殊ニ人死等も三人程相聞得候、如此川積御石船相痛候事、百年ニも無之由、一ノ関様船も、川筋ニ在之候得共、一向不痛と申候、

万延二酉年正月元日朝氷り、当日上日和ニ而、大ニ氷雪等又四月文久と成とけ、暖気也、二日晴、朝大ニ氷り、今日風吹也、三日晴曇り、四日小雪、五日晴、六日日和、七日今朝大ニ寒シ、朝より曇り、不晴、此間寒気相応、八日雨ニ成、

一去年ハ、上方共ニ田畑不作、米穀類大ニ高直ニ而、往来不足、不宜候、然ニ、江州日野近辺百姓一騎起り、騒動之由申来候、諸上納物御取都不宜候ニ付、起り候事ニ相聞得候、

九日暖気、十日小雪、風、夜小雪、十一日風寒シ、曇り、十六日暖気、終日雨雪、十七日日和、廿日、昨今日雨、雪、廿五日雪、此間ハ晴曇、廿六日雪、

一旧冬十二月廿八日雨ニ而、大川筋御穀船、上川より下川迄九拾艘余破船、雪氷り之ざい押懸られ、俄ニ痛、御穀夥敷

一去冬伊勢参宮之者下りニ承候所、上方筋も凶作同様、米穀不足、高直、道中物騒ニ而不宜、宿坊、三日市ニ而も、内宮ニ而も、朝飯計常之通馳走在、夜者粥ニ而賄ひ候由也、凶年同様之事也、然ニ、参詣之者至而不足と申候、

道中筋はたこ代三百五拾文位、常之倍合也、正月十八日、当村町より参宮四人程立、

二月朔日晴曇り、静也、二日同様、少暖ミ、三日晴、風在、昨日庚申、夜小雪、同三日、千厩永澤勇五郎病死、

当市日至而不盛、誠ニ在々人不参候、

一米者 四百文札 改正札歩ニ三升

かて類一円売買ニ不出、一統困り、かゆ計り多く用ル、

一四日、五日至而寒し、所々稀々瘍病在之、六日、昨夕より

相応之雪、四ツ晴成、七日日かんニ成、同九日雨雪、十日日和ニ成、大ニ暖和、今日第三年忌并十三年忌法事致候、

一江戸表、去十二月十五日認書状相届、披見之所、当十七日新吹より、鉄ノ四文セン御遣ひ出相成候由、御触相廻候事、由

一金銀銭共ニ、新御吹出しニ而、市中諸品高直、尤人氣不宜、至而不融通、不景氣之由申来候、相場左ニ、

一米ハ四斗壹貳升

一大大豆ツ 三斗八、九升、高直、

一水油 品々在、壹升小売

代七百四拾文書上直段

一魚油 壹升四百八拾文

一四ツ銭 六貫文

一鉄小セム同 当百セム

六貫六百拾六文

一繰綿 京丹 金貳百両也

一坂上、三州物 品切也

一真綿 貳百四拾目 当地直段同様也、

一生糸ハ 百三十廿兩直段計り

追々下直之見込、買人無之由之事、

右之通ニ而、買物ハ高直、売物者不印ニ而下直之由也、

横浜交易、当時休ニ而、生糸持売人廿箇、三拾箇ツ、

所々江質入ニ相成候、

右之通、諸色天保七申凶年同様高直、然ニ、唐物業種ハ、

大黃始、大ニ下落ニ成、近年久敷無之下直、但アメリカ船

渡来之品ハ、性合不宜、前々より渡り来候唐、紅毛之品

宜、

日かんハ昨日迄
二月十五日、上日和ニ成、暖和、

御城下表

一繰綿 壹本 金拾壹兩貳歩

一糸わた 四枚之割 改正壹歩也 百拾目

一真綿 金兩ニ貳百五、六拾目より

生糸同様下落 上ニ而 同 三百目位

一銭 新ニ而多し、壹貫六百文表直段、

但、内々ニ而壹七、壹八位、

一札も、内之切替十七半、十八位迄、

但、正月為登金入用ニ而セリ取、其後ハ又据り、

ノ

二月廿三日市、矢張り不盛、三十年先キ、凶作之年之頃迄者、東山ニ而之立盛町場ニ候所、両度之焼失之後、札手形崩レ、見世店一統困窮ニ相成、質屋等も止ニ相成、追々不立、不盛と相成候、近年、千厩町ハ、市も立、町方相應之

暮ニ成、

一 米 壹升百三十三文
百文札ニ七合半

一 大ツ (大豆) 六拾枚位之割

一 干かて 小壹升百文也

一 干葉 壹さし八拾文

一 肴類不足、高直、

一 〇 壹貫六百文之割

但、御城下ハ、先月より沢山ニ相成候得共、此辺ハ未タ不足之方ニ候得共、百文札、五十文在之、間ニ合候、

諸品高直、凶年より雜穀不足、不出ニ而、甚しく困り候得共、凶年と申ニも無之故か、ところかて抔ハ用不申、

売ニも不參候、当分存之外餓死之者も無之、取続居候、

二月廿七日風、日和、暖氣也、此間廿九日迄暖氣、廿六日より十方暮、毎日雨ふり、

三月朔日きり雨、曇り、今日店裏立替直方取付候也、二日日和ニ成、

江戸正月出延着諸相庭左ニ、

未古 上 三斗四、五升より

一 米 三斗六升より七、八升迄
中三斗七升より八・九升か

一 大ツ (大豆) 四斗五、六升

一 小ツ (小豆) 三斗三、四升

一 練綿 三州 式百三拾四兩 三十本ニ而拾太也

同坂上 式百拾八兩 京丹 式百拾兩

同坂丹 式百七兩 焼印 式百九拾五兩

篠卷 壹貫五百目

正取引五兩、安甘目

一 坂水油 四拾壹兩 荏油四拾四兩式分

一 胡麻油 四拾五兩壹歩、四斗入拾荷ニ而、
一種白絞 四拾五兩 魚油廿五、六兩

手本錢壹文下ル

一 〇当百 六貫六百八十文 大 〇六貫文

一 南京船線綿持渡有之、此品不宜と申唱候由也、

一 上株大島砂糖 四拾貳兩

一 天光同白 拾六兩五分

右之通、諸品高直之事也、

一 横浜交易、三月中迄御吟味御預り、商休ミ、併交易ハ可相

止唱ニ而、生糸不売、困ニ相成居分大荷数也、依当年新糸、

仕込方無用と申程也と申来候、

國中ニも残り糸多し、

何分蚕より不足ニ致候方可然と注進在之、

一 江戸表も、何角と商事不景氣、水戸御領近辺共ニ、所々

騒ケ敷事共多く有之、往来浜海道難成候事、旅宿代も三百

文位、三百五十文迄、仙台同様、

三月三日卯、雨ふり、夜雪ニ成、至而寒、四日晴ニ成、雪、

時雨、大風ニ成、五日朝五ツ時大雪ふり、四ツ時晴、去年
同様、当月ハ不天氣続、雨勝、十五日過、十九日半雨、廿
日大雨、廿一日朝迄雨続、四ツ時晴曇り、漸々廿二日和
ニ成、近年無之雨勝、先日より此節種蒔方、廿三日八十八
夜、朝霜也、晴曇り、

一米相場も、此節緩ミ、少々下ル、併元より大高直故、廻而

買人無之候、

一 大ツ (大豆) 大壺升百文壹俵、五拾枚之割、

一 千葉 壺さし百文より八拾文

干かて百文

一 とふふ 小壺升 壺丁拾七文 至而少さく

凶年同様、何品ニ而も、喰物尚更高直、甚難渋致候得共、

存之外山かで不用風ニ相聞得、別而騒ケ敷事も無之候、

一 残り生糸者、未ニ買人参り不申候、所々持合有之候、

過廿一日、円入寺仮住 法印 昨年春氣仙より被参、当日

御預供席 入院之義式、手前中御宿ニ成、

同廿二日、徳治事、佐沼町中嶋屋治兵衛殿江身習店奉公ニ遣、

廿三日昼七ツ時頃、徳田村堤屋敷焼失、同夜五ツ時頃、新地長太郎焼失、両所共ニ丸焼、此節誠痛入候、

八十八夜廿五日

一大麦 百文札 四拾五枚

一粟 四拾五枚

但、右ハ川通直段高直ニて、買人不足也、

一千粮 小壺升百廿三十文

一銭 此節出廻り有之自由ニ成

但百文札、改正 本来式朱札四百文札、五拾文札有之、

諸通用、銭不足ニ而も、随分間ニ合候、

御城下表ハ新銭沢山ニ成、壺貫七百文位、

四月朔日日和、此間日和続、二日風、去年兩度之嵐、大痛ニ而、去冬より当春御人足、何村も大人足割付成、

四月八日、昨日より今日上日和也、蚕もむいる、桑も大ニ芽立、百五八十日也、此間山々萌、取わらひ糶、草取ニ而、大盛也、百五ニ霜も無之、

四月十五日朝曇り、四ツ晴、初鮪来ル、此近頃宜、雨無之、田畑乾き、麦江虫付、赤干ニ成、十三日虫追致候、

当年ハ、桑生先達、蚕ハ後候故、当分包桑沢山ニ出、安シ、八文位、六、七文也、

又々年号替、万延ハ

改元有而、文久元年西と成

御触相廻り候事、至而年号替り近し、

四月廿二日雨、此式、三日先、兩度雨、又廿二日夜雨、雷勢少々有之、

廿三日朝迄降り、依而仕付水沢山ニ相成、尤追々雨ニ而、麦も直り、廿三日晴曇り、

一御上様ニ而も、大御難渋ニ付段々御吟味、御役々被相減、大番頭式組

ツ、御扱、兼而者拾人之所、五人と相成、其外五、六百人被相減、御制禁ハ殊ニ御改事嚴重被仰出候由之事、脱石、^(密)蜜物方御役人一字被相止、次ニ御家中ハ、有役之御方御手^(密)大川筋^(密)沓ヶ所在伝金、

五ヶ沓無役之御方

四ヶ沓御手伝之由

外、御城下町中江

御郡々人頭ニ金貳分五り

高貫ニ六分六り九毛

四月廿八日雨、夜大雨、此間度々夜々雨ふり、水沢山ニ相成、尤東風、廿九日朝晴、又小雨、此間者田植前ニ而、尤不天氣旁桑不出、高直、右日大雨ニ成、廿四日より十方暮也、

五月朔日晴、暮ニ又曇り、雨模様成、二日初田植ニ始る、手前も同日植、同日雨、三日より日和続、十日大ニ暑氣也、十一日曇り、暑シ、昨日、江戸より忠助^{兵衛}并參宮之衆中下着、

五月十三日大ニ暑シ、当年之暑サ、例年より少早也、末ニ田植不極候、

桑直段高直、改正四百札ニ而貳貫目位、

先立蚕ハ、庭子最中、町中桑不出ニ而、甚迷惑、此間度々

大雨ニ而、川々出水、桑弥々高直、七貫目位入ニ而、沓俵

沓貫五、六百、七百文迄、金沓歩ニ七貫五百目位、廿日迄

高直、廿一日朝一り下在之、拾貳貫目位ニ当ル、四百札ニ

而三貫目前後、高下在之、

嘉永六丑早魃年大高直、右九ヶ年已来之高直、当分之見詰

ニ而ハ、種沓枚分江、正金直シ、廿五、六切之仕上りニ相

聞得候、買桑ニ而ハ一統之損金ニ見詰居候事、

一生糸者、去年古糸所々残り^{在之}、買人無之、御城下ニも沓

百箇位圍ひ在之由、伊達六百箇位と申、江戸表所々質入、

京都ニも残り糸不少、不売之由、四月初三春糸登り甘箇也、

江戸ニ而^糸拾五兩ツ、売る、沓箇ニ付五拾兩余ツ、損金ニ

相成候由之事、去年糸持合ハ一統之損金也、狼川原北沢^{江戸ニ而}

氏、糸も売払、

同様之損金

一江戸、横浜交易方御吟味、未ニ睨之御取極不相成哉、異國之者共、矢張出入往、来、交易も夫々致居候由、併南京并紅毛之者ヲ、アメリカ方より頼置、会所ニ抱置、都而之直段、交易、諸用相弁居候外、日本之通し人、(通詞人)御上より被付置候事也、何分異人共、誠ニ諸事ニ不暗、却而日本人ハ交易ニ負ル、利潤ハ少く、損ハ多シと申、但、其場之茶屋、料理屋、小売方ハ、大分銭か取れ、宜、其外大商ひハ不宜と申候、一体損徳指引、此方利無之候、

五月廿日より日和宜、廿一日宜、弥々穀物緩ミ候、廿二日夜大雨、此間雨多く、参宮之者相咄候ニ、上方諸国共ニ一統穀物高直、はたこ代三百五拾文、三百文位、(伊勢)い七路、東海道共ニ、往来之者不足也、此節御城下ハ看大ニ沢山、鮪小四百文位、平め七十文位、此辺ハ却而不漁ニ而、高直、京都之直段也、当惑之事也、

御城下札取引、内々拾七、八枚位之由、御制事嚴敷候、

一上方も、四、五年不作続ニ而、諸品高■、京都ニ而米壹升

式百文位、依而至而不景氣、西陣織屋数軒明家ニ成、生糸高直旁、職方休ミ多、此国より上方ハ却而難義之事ニ相聞得候、紀州領米壹升式百七拾文位、誠ニ世上一統難義之年柄、江戸御府内、御上より御救助米被下候由也、凶年同様之事也、

一桃生郡ハ、米壹駄小札百枚ニ成、下り候事、田植日用金壹切へ五日之割江百文さしニ而働く、代ニ而三百四十文ニ成、

一五月廿三日朝大雨、冷氣ニ成晴而風ニ成、廿四日曇り、夜雨、廿五日曇り、又雨、

一桑弥々直段高直、改正札ニ而、此代四百文也、枚壹歩ニ壹貫式百目位より壹貫目位、七貫目入代式貫四百文迄売、

九年已前丑旱魃年同様高直、始終引続高直、尤追々先日之暑氣当り、当桑買金ニ行当り、稀々川流、又損し多シ、蚕師大痛也、桑売ハ山ノ如く売金留り、尤買人札金続兼、金主之衆中も続兼候間、桑売よりかり買多シ、一統指繰ニ而間ニ合候商売金高左ニ、此間壹朝分

一桑 出高千五、六百呎ニ見詰

四百札ニ而式枚半、何レ小札拾壹枚位、
ならし

此代金札凡小札一万六千枚

此正金ニ而千切也、則式百五十兩程ツ、

夥敷金高二而、金も札も不統、一統ニ而指繰取引、貸借通
用、

廿五日朝少々下直ニ成、四百札ニ而式貫式百目位、又高下
在、

此間冷暖不同ニ付、蚕も所々大るニ損し在方、当時庭子中
一統不宜容子也、此節も買人、先達より入込、狼川原、米
谷、日形、黄海、薄衣、折々千厩、松川辺より参り買入、
依之直段不下、尤当年ハ桑貫目不出、

一御上ニ而も極御難渋之事ニ而、□物入方別而御吟味 御前よ
り被仰出、都而入料方、公用之外ハ半高ニ相減候様被仰渡、
依御役々、御郡共ニ御役人半高ニ相成候事、尤改而御儉約
ニ相成、御前様共ニ半高御入料ニ成、

御姉様ニ而

一亀岡御殿 御母公之分 勁性院様 御逝去被遊候ニ付、

御城下ハ十七日頃、鳴物御触相廻候由之事、渡世物七日
と在、

(從々)
芒々と見得候

一五月廿六日夜初より 異星戌亥ノ方より南午方へ指而出
ル、矢張彗キ星なり、先ニ午ノ年七月ニも出ル、夜更次第
ニ薄く成、
ハ、キ

此間、八專中ニ而天氣不同、冷氣不宜候所、廿八日昼より
晴、廿九日上日和ニ而暑シ、蚕大体上り候得共、在方未ニ
在之、依而桑未ニ下直ニ不成、吠壺俵六百文より、大入ハ
八百文迄、中入五百位、六月ニ成、式百文より百文、七十
文ニ而終候、

六月朔日日和、二日大ニ暑シ、又三日風替り、冷氣ニ成、
四日寒シ、五日上り、又々大暑、同夜雨、六日雷雨、晴曇
り、

当諸作物見事ニ生立、所々追々米直段下る、併穀^(マメ)穀ハ不足
ニ而、売人当時無之、米計通用、

一まゆ至而不同、違多シ、尚高直、上リニ而大ニ痛候、

此節売置候、存之外高直之事、

まゆ大升ニ付、改正ニ而五枚位、

代ニ而壹貫八百文より貳貫文、夫より追々セリ立、金壹

切半位迄、当分不引合也、

江戸、上方共ニ古糸多く、下落ニ、又ハ御国も札下直ニ而、
金至而不足、糸方共ニ、一円ニ金不相出候故、まゆ買人も
休ニ相成、下落之方ニ而、売人も桑高直ニ而、安く売兼、糸
ニ取方致候事、

一此間者、暑氣も強ク候所へ、十二日土用昼暮方七ツ時ニ入、
然ニ同時より風替り而、東風ニ相成、冷氣ニ、十三日^{朝より}より
十四日雨ふり、

六月十二日昼七ツ時土用入より風替、東風ニ成而、夫より
冷氣、七日か間毎日晴曇、雨ふり、甚冷氣ニ而不宜、廿日
より風直、少々暖氣ニ成、廿一朝曇り、土用前之暑さハ、
雷氣と申暑ニ而、順氣無之、土用江障ニ成、是より直り候
ハ、上作ニ可相成候、

過ル十七日より、大暑之節ニ入、廿一日より廿二日大暑氣、
廿三日朝より四ツ時曇り、中ふし也、晴れニ成、

廿四日日和之所、昼八ツ時より曇、大雷勢、近年稀成程、
西口村江三ヶ所、新沼村壹ヶ所、徳田村等所々江雷落在之、
大雨ふる、暮方晴れニ成、廿五日あられ、少々雨、遠く御
鳴在之、

廿六日夜、保呂羽村上場三軒焼失致候、夜八ツ時頃、卯之
助方大ニ丸焼、相痛候也、

当時諸作生立宜、先達而中より米穀追々下直ニ成、一ノ関
ニ而上品米五斗入^{小札}壹俵四拾四、五枚、売人ハ進ミ候由之事、

春中百枚近迄上り、買人なし、

一当年大麦ハ、存之外刈手無之、石数取不申、常年より大キニ劣り候、

一御上様御金入ニ付、郡々江も御手伝被仰、人頭老人ニ金弍分五り、高壹貫ニ金六分六り九毛ツ、

右米異国人江相渡候由ニ而

一当四月初之頃、庄内鶴岡御領騒動、酒井様御蔵米御払、大坂者并ニ松前商人共相談ニ而買入、津出、酒田湊積付相成、既出帆可相成所ニ、百姓共密々相談、百余人程押込、船道具一字取揚、持参致候ニ付、船手出帆可致様無之、御向方御役人江、右之次第申出候ニ付、鶴岡より大勢被相向、嚴重御吟味、段々被召捕候ニ付、百姓共一同ニ諸方より走集り、□千人已上之人数ニ而、一揆を起し、犇々と御役人を打据、大騒動ニ相成候ニ付、同御城下より御重役之面々御出張ニ而取鎮め、一揆頭分之者共被呼出、被仰合、郡村右係り御人役之売払振、不折入致方、御上ニも尤之訳ニ被思

(御役人)
百姓共米不足之節

召、依ハ御払津出し被相留候間、面々引取候様ニと有之、

鎮り、引取候所、追々一応他国之者御払相成候間、無抛事之訳合ニ而、半高程御払被相渡候事ニ而相濟候由、何国も

米不足、高直之折、異国之船江売渡候由之義ニ付、百姓共、

国中之迷惑ニ不抱御払之義、御上之御吟味ニ無之仕方と、

国中一統之人氣ニ抱り、騒動ニ相成候事ニ相聞得候事也、

諸国共ニ騒ケ敷、五月中異国ノ船々、南部并伊豆大島、其

外宗ノ対馬江、数船来着致、其内対馬江着船之者共、乱

民家穀物ヲ取

ぼふ之義有之、夫々御手当被取、推鎮ニ候由之事、御国方、

一ノ関様江も御註進被相下候由、相咄候事也、

〔六月〕月廿八日、廿九日大暑氣也、

御郡方御代官様、并御役人様方御廻村、無乗馬、歩ニ而御出村、嚴ニ御儉約被仰出候ニ付、如此、

七月朔日日和、大暑、此間引続大暑、五日曇り、雨ニ成、六日雨ふり、又晴、雷勢少し有之、七日朝曇り、晴ニ成、

昼夜引続大暑、八日朝曇り同様日和、大暑久敷無之、上々
氣候ニ而、稲も沖通りハ七、八分出穂致候、所々米穀下落
ニ成、当地ハ存之外不下、改正札ニ而三升五合より、

七月八日、同様、八百屋物追々沢山、なす大三、中式文
位、

當時在々ニも金銭不足ニ成候故、市々も不盛、商ひ者無之、
専ら作方セわ敷候也、追々八百屋沢山、下直、

七月十日昼より雨ふり、此間折々時雨、雷勢少々在之、誠
能キ氣候、

十一日曇り、東風ニ而冷氣、

一米追々困ひ物相出、改正札ニ而四升ニ落ル、大麦ハ何方も
不作ニ而、不安、小札ニ而壹俵三拾貳枚ニ成、上三升七合 種麦ハ三十六枚小麦ハ相応之
取納、却而大麦より下直ニ成、

□葉苺追々下落、去年直段より半金ニも不相成、追々下直、
買置候皆々損金、去々年、去年ハ買入毎ニ利分ニ成、当年

ハ苺作も見事ニ盛長致、追々下直、此氣候宜ニ付、作物万
物當時甚宜、依之万物下直ニ趣、

一前ニ有之対馬へ着船之ヲロシヤ人、先ニハ村内江入、米穀
等ヲ奪取、乱ほふいたし、逃去、六月初、又拾貳艘ニ而來
着、依之御註進在之、対馬様より御人数大勢被相出、及戰
ニ候所、此方大ニ敗軍ニ及れ、死人三十人余、外百余人擒
と成、鉄炮式百挺取られ、異国人逃候由之御註進有之由之
事、此所ハ憐国江遠く、肥前名古屋迄四、五十里、壹岐江
式十里、是ハ憐嶋ニ而近し、甚手遠之所ニ而、如此、異国
人諸方へ廻り、日本を伺ひ候様子、不遠大事ニ可相成と噂
さ有之、

七月十一日より十二日迄、不模様ニ而、冷氣不宜候所、十
三日快晴ニ成、夫より大暑、十五日、十六日より十七日
益々大暑氣、昼夜共ニ暑く、折々少之時雨有之、近年□敷
無之上氣候、諸作見事ニ成、但南御郡御他領も雨無之、照
勝ニ而、困り候由也、東山先達、奥御郡ハ上々、雨都也、
馴共、追々照続き、此辺も畑物少々かれ候所在之、廿一

日、廿二日ハ殊ニ昼夜大暑氣難凌、廿三日朝より廿四日朝ハ少冷氣、日中ハ同しく暑シ、稻并大豆等ハ四尺、五尺位ニ成、近年何年無之、見事宜景氣、豆者照込ニ而、実入六ツ敷模様之由也、諸人雨ヲ望居候事、廿六日八ツ時頃より雨、廿七日式百拾日也、稻者一字出穂、実入ニ成、

写 御触

生糸紅花御取行、御町方江被相任置候を被相扣、左之通此度御取行被相転候、

一生糸紅花買方之義者、御城下商人者御国産方通帳を以、在々商人者御代官通帳を以、何も上判入方致候上、誰ニ而も勝手次第買方被相免候事、

□他所商人、作元江入組、買方仕候義者、是迄之通相留被置候、他所商人、作元江直取組相成候而者、他所仕入金、御城下商人共、金通迷惑、自然内犯相生し候様可相成、全体ニ者、他所者地元へ入組買方難成掟ニも有之、如斯候事、

一他所出之節者、前々之通、御城下問屋入、薄造之上、他領出可為致候、地元より直々他領出為仕度由、吟味被御

申聞置候処、右様ニ者難被成下御吟味ニ付、如斯候事、

但南御郡之義者、御城下問屋ニ而者、不弁理ニ付、前々之通向寄へ問屋出張、他領出首尾合置候筈ニ相濟候事、

一生糸、紅花御役金、御城下商人者、御城下ニ而相納、在々商人者、御判肝入手前ニ而取立相納、受払御勘定者、前々之通ニ、限月ヲ以、御代官手前より御国産方へ指出候様可仕事、

一御判肝入、御役金等取扱候ニ付、御役金ハ拾分壹、前々之通被下置候所、近年御役金ハ取扱不申送、首尾合一篇ニ付、式拾壹被下置居候所、此度より御役金取扱ニ付、前々之通被下置候事、

右之通御取行ニ被相転候間、□郡奉行衆被仰渡、出入司衆別而被仰聞候間、各其心得、急々首尾可有之、尤脱穀御取締振共ニ、訖度行届之義、精々吟味、首尾可有之候、右ニ付、各吟味被申聞相達候、全体之御下知卷も被相渡候得共、時節柄ニ付、先以前文之通書取、申渡候訳ニ候間、此段共申遣候、已上、

境 衛門七

七月四日

奥御郡

御代官衆

猶以、生糸壹駄御役金六兩ツ、被召上置候を、右品直高二相成候を以、当分拾八兩ツ、被召上候事ニ、去年七月中相濟居候由之所、当節ニ相成候而者、昨年中より者、直段下り相成候由ニ付而者、御役金下り之義も、向々別而御吟味相成居候間、右者相濟次第、別而可申渡候事、

当年ハ、右之御定ニ成、度々御法替ニ而取極り不申、困り候事也、春中御郡より願申上候ニ付、当年如此御下知也、
先年之通

一生糸之義、古糸沢山有之ニ付、人々下直之含ニ居候所、何方へ向候哉、追々望人有之、益後ニ成、弥氣配能、九拾兩位より此節百兩、位(マコ)ニより 能品者少々、百兩余迄買取、望人多し、松前行ニ而も可有之と推察致候所、左ニ無之、今年蚕諸国一統違作ニ而、糸不足、依而追々引上、

一照込強ク、畑物都而枯カシか入、至而不宜模様、大豆ハ大ニ丈五尺位ニ生立候得共、実入至而不宜、珍敷丈長ニ成、諸人

雨を待居候所、廿六日昼過より雨ふりニ成、夜雨度々はれ、八専初也、廿七日朝曇り、式百十日、此雨ニて□畑共ニ大ニ宜、同夜大雨ニ成而地震在之、廿八日朝晴上り、日和成ル、廿七日ハ式百十日の危日(厄日)ニ候所、雨計りニ而、誠ニ願之通上気候、万物宜、此間雨後、式、三日冷氣、是も却而宜、

八月朔日和、大ニ暑し、続而大暑氣難凌、三拾年已来無之、昼夜暑氣也、三日同様、日和也、先日之照込、海道脇草共一円かれ候、

八月三日市

一米 改正歩上三升七五ニ 四升

一錢 同 四百文 沢山

一札ハ御定小拾六枚

改正四百文

但、内証御城下拾七枚半

当地辺拾七枚

市立之人、古と大違、当町困窮ニ相成、殊更質屋ハ、外々

共ニ一統ニ□ニ而損金故、何方も取不申候、市ハ一円ニと申程不盛ニ成、此辺ニ而ハ、近年千厩町ハ立盛之模様と申也、当町此節清酒屋無之、郡中無之、醬油屋も当町ニ無之候、一水油者、追々下直ニ成

金壹歩ニ壹貫五百目位

六百目

一繰綿 改正札ニ五拾式目位

八月四日、庚申、当時雨無之、当日無事、同七日、式百廿日、東より北氣ニ成、冷氣、式、三日在之、七日夜小雨、八日朝迄小雨ニ而、田畑江不足、日和ニ成、何分照勝、大こん等ハしめりのミ、六ツ敷、又暑く成、日和、残暑長続珍敷、四拾年来無覚、八百屋もの沢山、一焼米 (改正) 正改札三升壹歩

十日より式、三日曇り、冷、雨氣、十三日日和ニ成、十四日晴曇り、小雨ふり、十五日日和、十六日日(彼岸)かんニ成、朝夕冷氣ニ成、十九日中日、晴曇り、十七日夜大雨ふり、十五日より風ニ成、廿日曇り、夜雨、廿一日雨、

十八日市

一焼米 壹升百三拾三文ニ成、

新米 改正札ニ而三升壹歩也

同直段

一濁酒 壹盃廿五文

一(豆腐)とふふ 壹丁廿文

未ニ高し

一生糸 存之外引上高直、金百兩より百四、五兩迄取引、全体場所之景氣ニ無之、伊達、最上金持衆中為内かへニ而、相応之買入、小糸者多分売払ニ成、然ニ此間買留不印と申事ニ而、糸買入休、尤伊達梁川大火、あらく焼失と申、又米沢城下も大焼と申旁ニ而、糸方買入中一字登り帰り、此節買入無之、休ニ成、

小
八月廿六日晴、此間中引続雨、漸々晴ニ成、又雨ニ成、此間中不天氣、雨折々降り、曇り、此月雨勝、

九月朔日九晴、昼上天氣ニ成、

此頃浜方不漁、魚類高直ニ成、

九月二日より四日迄不天氣、風ニ成、晴、五日晴、上日和、不天氣続ニ而、畑物おくれ、稲も暖氣故ニ、田ニ而もへ立、日和ニ成而、麦蒔方下地専ら急く、

一当秋ハ粟も相応ニなり候事ニ候得共、此辺共ニ在々賄ひ、夫喰ニ用へ、売人不足、壺升五拾文位、奥方ハ三拾より廿五文迄、

新米未不出、此節存之外直段不下、小手米計り、四升改正壺歩、

□糸綿も此節下ル、御城下ニ而、改正壺歩ニ六拾目より五匁迄、

九月九日上日和、三日程続而宜、先月より当月ニ成迄、所々珍事多く在之候事、

一当上町庄治、御城下より下りニ、此七曲り峠ニ而、道連之

者老入、氣仙之由ニ而、一同同所ニ而切掛られ、面之内式、

三ヶ所疵を負、其者逃走去ル、庄治吉高へ下り、夫より内々帰宅、御披露、御検使御見分御取都ニ成、残命十ヶ壺十日計りニ而死ス、痛入候事也、切人御尋ニ成、

一徳田村ニも喧嘩之上、鎌ニ而切られ候者在、是も一村騒キ、

一狼川原町、角一文字旅宿、一夜泊り之医師老人腹切死ス、是も御披露ニ相成、騒之事、

一此間七日町ニ而、女老入打ころし、川江入置、夜中之事、

栗ひろいと申事也、騒キ、網ニ而川中より引上ル、是又御披露、御検使御見分ニ成、同町賢治弟勝四郎とか可成と、

御召捕ひ、御始末被召登ニ成、

一中道中築館町ニ而、松前様江戸御登御人足共之内ニ而、同所之者打ころし候ニ付、是も御沙太と成而、松前御向役御止宿之事、

一岩谷堂町ニも人ころし之、御披露相成由之事、大沙汰計り、

右何も此頃之事也、其外遠方ニ所々沙太多く相聞得候事、

糸買人客人之宿ニ而

一二日町ニも金姿取候、故障壺ツ出来と、内吟味最中

られ候

当年ハ、月々酉ノエト重り多く、前々より仮令之在之事、刃もの用心可仕事、

依而、当所ニ而ハ、祈祷致候也、

此頃者、十日過より引続上日和、宜、稲かり、麦蒔、苺等之取仕舞大ニ宜、十八日折壁祭ニ而、日和宜、参詣見物之人、近頃ニ無之大群集、大人數、但乘馬ハ、此節柄、諸品高直之折故ニ、馬ハ至而不足、内証暮宜者計り出ル、十九日曇りニ而、廿日上日和ニ成、

然ニ、過ル十七日之夜八ツ時頃大地震、□ニ家もツブレ候哉と申程大震ニ而、家々大ニ騒キ、驚候所、鎮り、又七ツ時頃ゆり返、是ハ少シゆり、安心致、無程明ニ成、所々破損、蔵共少々、石垣等少ツ、相痛候、又十八日夜九ツ時頃地震、至而少シ、昼ニも少々ゆり候、格別之痛無之候、

日和照続ニ成、此間之日和、廿四日迄続而宜、麦蒔最中、誠ニ結構ニ成、

一 諸相庭之事

一米 一頃、南方佐沼直段七、八升迄落候所、上之御買米

改正ニ而

被仰渡候ニ付、又々引上、当時六升位迄上ル、

一大麦 壹俵金八切代三貫文

小札三拾枚

一小麦 同 同断 醬油休、買人無之

一 当町も、米改正歩ニ四升位

一大麦 三貫文、直段計り、売人無之候、

三百文

此秋安キ物ハ、八百屋ニ而、なす計り天下直也、

一 石之巻も少引上、五斗入ニ而五拾枚之所、壹俵五拾枚ニ上

四十五枚

小札

ル、飯ノ川改正六升、
錢御吹方ハ最中也、

一 先日之地震痛、石之巻所々家つふれ、蔵々痛、醬油桶等崩レ、人死も弑、三人在、其外鹿ノ又大るニ痛、家々つふれ、死人五、六人、怪我人多シ、御代官様御見分ニ成、御城下も所々痛、酒屋痛、道中筋下高城、小野町辺、屋毎大ニ痛、つふれ家多シ、中道中ハ少シ痛薄之容子、流涌津町宿屋ニ

御調

而、御客老入、壁か抜けて落死ス、追々所々痛相聞得候、
千厩町永沢氏、醬油藏、新藏共ニ痛候由、壁落候事、天保
六年未六月廿五日地震より、所々より強く当り候、久敷無
之巖敷地震也、

九月廿五日日和、同夜雨ふり廿六日晴、日和ニ成、廿七日日和、廿八

日雨ふりニ成、当月八日和大ニ続候ニ付、大豆引方、麦蒔
共あら〜ニ成、甚宜取仕舞也、

九月廿八日市、雨ふり、

一餅米 改正歩ニ三升五合 不安候

一 此頃ハ、南方御買米ニ付引上、大体高直ニ成、

一 古式朱札ハ、当時五拾文之通用分、

右之分、当年中遣切御触出有之、両替ニ出可申由、

一 濁酒壺盃 拾五文

とふふ(豆腐) 拾五文

□□油ハ下ル 金歩ニ壺貫五百目より

壺貫六百目

紙類ハ未ニ不足、高直也、

メ

一 過ル十六日夜之地震ニ而、書上御調ハ、牡鹿郡ハ土蔵六十
計、人家大小式百軒余之事ニ相聞得候、
つふれ之由

十月朔日、昨晦日雨ふり、又々日和続、朝ニ式、三日霜在

之候得共、存之外暖氣、作取納甚宜、四日夜小雨ニ而、五
日晴曇り、庚申、甚暖氣、此間至而暖和二而、折々雨、大

嵐有、

十八日朝より時雨ニ而、みぞれ、さら〜雪、初雪、四ツ

晴、廿日過日和続、

一 屋形様御事、江戸御参府之義、秋中御登被遊候筈之所、海

岸御備向、尚松前蝦夷地御拝領分共々、兼而御支配被遊候

ニ付、公義江御願被遊候上ニ而、御参府之義御免ニ被為成

候由之事、

十一月朔日暖氣ニ而、雨降り、同二日大雨、嵐、夜も大雨、

大嵐也、大南暖氣ニ而、雪無之、至而不相応之冬也、三日

晴曇り、西風ニ成、晴曇り、

一米穀買人無之、段々と緩ミ、川向四斗入式俵壹駄ニ而、七十枚より又々下ル、此近辺も大豆廿四、五枚、大麦ハ當時売人無之、大こん沢山ニ而、百本三百文より式百式十位迄、

過ル嵐ニ而、北川者、去年之大洪水より一、式尺も所ニよりひく、候得共、北上大川者、殊之外大洪水、去年之大水より五、六高し、近辺ニ而者、日形村町一字水冠りと成、高山前川土手三拾間程切、水押し、町裏へ押懸、家々二階之上江水押し、人々俄之事ニ而、小野屋敷高キ所へ逃去候、人馬ニ者怪我無之候得共、蔵々共ニ水かむり、二階まとり三、四尺も水上り、壁も崩れ、穀物、其外味噌、漬物等迄、水中ニ而捨りニ成、遅く立除候者、船ニ而二階、又ハ屋根より乗出し、逃去、田畑より山際迄水先キ押し上り、在海道筋大堤迄家も平地之分ハ皆水ニひたり、稻等も一字押流れ、目も当られぬ次第、三日之騒ニ候所、五日迄ハ、他より見舞ニ可參様無之、六日より七日ニ漸々と船通用、見舞之者計り渡る、薄衣船場并七日町渡し共ニ、当分通用留り、御役人

様中御双方共ニ御見分、日形村ハ六日、七日流稻御調集而割符ニ成、小野庄殿方抔者、第一番之痛と相聞得候、生糸等も水浸り、醬油桶も同様捨り、大痛之事、聞伝ニも無之大水、七日町同様大水ニ而、平地之所ハ、黄海村も同しく大痛、水二日町迄一面ニ成、梁田之下通りハ、皆々良善院江上り仮住ス、薄衣町も同様、矢作前より色の御せん迄水押し上り、稻并穀物夥敷流失、捨り成、来年之物ニハ、川筋通麦一円皆無と成、誠ニ痛無申計候、尔時上川より所々流れ下る家小屋数棟通り、其内人馬有之、助ケ呉候由之声薄衣ニ而折々聞得候得共、助可申様無之、喚叫音聞のミ、歎敷事共(叫喚)なり、又壹ツ之家流来り、其内三人入有之、同しく叫候得とも、水急ニし而、船無之、助兼、遠く見居候所、すわの鼻へ流付、懸り所ニ而、木杯ニ取付、壹人ハ助り而、跡ハ則流下候、又急水之為ニ、川下ニ而、何ノ木江歎懸り、右ニ而助ケ船追付、残り式人助り、都合三人助り、誠以天の助を得候者共也と、人々噂さなり、其外色々種々之事在、黄海村三社之近辺か、馬式疋流レ来候所、壹疋ハ見候内ニ死ス、壹疋上る、介抱致候所、終ニ死ス、書尽し難く候也、薄衣、黄海辺家々三拾軒も流通候、

一 下川、桜場水越、水押、米谷土手切ニ而、町場も同様水浸り之由、登米町ハ無難之由、佐沼ハ五日町水揚冠り之由、外未不知、

一 氣仙沼釜ノ前辺水揚候由、平前より元町、川通田仲、一面ニ水押ニ成、是も大痛、無聞伝大水、

一 一ノ関山ノ目町橋落而、町内水押上り、大騒キ、

一 鹿折村、川通ニ而家三軒流失致候由之事也、

此度之水ニハ、此近村格別之痛無之候得共、所々田畑川欠多シ、

同七日も雨時(時雨)、夜小雪、寒く成、八日晴、九日曇り、暖氣ニて、又夜雨ふり、十日朝迄雨又ふり、九、十月初之如く南氣ニ而、日和不定、不天氣也、

一 先日之洪水、追々承り、山ノ目町水押、鍛次町大水(鍛冶町)、家流

失多し、流死等有之由、尤大川筋家流れ、流死在之也、御郡々御役人様、御見分、御改之事、川下も、米谷町水押、小前下迄水上る、石之巻海道、飯ノ川同様、水二階下迄、鹿の又同様、海道者辻堂よりかセ□へ沼迄、当分船ニ而、

無余義者計通用、七日、八日迄も馬之通用留、和測迄一面ニ而如海之なり、高(高須賀)すか辺り五十間と申所御足輕町、一字流、近所ニ銃砲火術上手ニ付、侍ニ近年被召出、川近所へ屋敷ヲ取普請、住居之御仁、此度之大水ニ而、一円押流され、家内五人共ニ流死相成候由、誠ニ痛入たる次第、外さまく在由、石之巻も、住吉より中町辺ハ、小前二階下迄水上り、水冠り、御城下ハ大橋計り不落、其外ハ一字押流され、落候、中海道通用七北町(七北田)迄留り、容子不知、八日迄不分、諸品流失、米穀之流失、何程と無申計候、国家之大痛也、

此度之洪水、聞伝ひ無之事也、此川筋ニ而、流死百人余と聞へ候、式百人位も可有之、当分追々米穀下落之容子と、人々咄居候所、此水損ニ而ハ、又々引上、高直ニ可相成と咄候也、

洪水前ハ、薄衣納四十八枚と申直段、

一石之巻ニ而、改正札ニ四升七合半

一大(大豆)ツ 壹俵小札廿式、三枚

当町ハ 薄衣直段

一米 四升五合 引上、納巻俵

五十五枚より

御蔵入方

一(大豆)大ツ 廿四、五枚 五拾貳、三枚

一札ハ、御城下并奥方共ニ据候体ニ而、五十、三十文之打小札拾六枚へニ而

内取引、

一繰綿も追々下直ニ成而、

御城下表 壹本金六両位迄売、

小売綿 金歩三百目より廿匁迄、

一菓種、唐物類も大みニ下落之事、

一蠟類も下直ニ相成候由之事

一生糸も、追々不印ニ而、当分迄、

八月より一匁買入無之、八拾両より■兩位、五兩之買入
含、奥方荷高五分、六分通残り有、

此間日和ニ相成候得共、暖和、併十一月十八日、昨日より

甚寒く、十九日夜前よりさらく雪、今朝弥々雪ふりニ相

成候所、又南風、東風ニ而、昼八ツ時頃より雨ニ成、夜大

雨、廿日晴上ル、何分暖氣無覺、雪一匁無之冬也、廿一日
夜大雨、廿二日終日雨、誠ニ度々之大雨、乾く日間無之、
大ニぬかり、是又無覺暖氣之冬也、所々大破多し、

一先日之嵐、洪水ニ而、南部領數軒流失、人死も在之、御国
上川御調、稻流失分四万六千何百と書上、東山ハ余慶之事
無之、南御郡方、八拾三万何千と相聞得候、内水ハ廿一日
迄不引、大ニ困、痛之由、当郡ニハ人馬流死無之、余人ニ
ハ所々流死之者有之由、南部之者、薄衣向ニ而助候者其人
有之、上川筋余程家小屋流失いたし候、

一廿二日冬至ニ成、弥々暖氣、廿三日晴れ、日和ニ成、

浜方

一塩場、又水ニ取られ、煎出之塩并困置之塩水流失致、又々
塩不足ニ成、内々直段高直ニ成、

一肴漁事一向無之事

一京都より、江戸新將軍様江、御姫君様御入輿、十月廿日御

内裏御出興ニ而、木曾海道御道中、廿四日振ニ而江戸御入被遊候由、夥敷御同勢御下り之由、書付来ル、

十一月廿八日、昨日より寒く成、さらく小雪、晴曇り、

十二月朔日和、弥々寒気成、曇り、小雪さらく、二日晴曇、寒気成、

一先達之水冠り、難洪之者共へ、御上より金千五百切御手

当被下置候由事、薄衣御蔵米御払被下候事、

御国中
一万五千切、外米也、

一薄衣御地頭様より、其村水冠り難洪者共、其外共ニ、米五升ツ、とか御手当、其外米谷御地頭様、是又米并金御手当被下候由之事、一ノ関様方当分無之、

御地頭様方御相場直段

米 金三切

改正札ニ而拾式切

一大ツ (大豆) 金拾八切七分五り

当年八大ツ (大豆) 当り年ニ而下直、御郡方より高直、

(十三) 十一月三日晴曇り、四日晴、少々寒気ゆるし、

一米問屋出米も無之、買人も且而無之風、内証小手米改正ニ四升五合位取引、

一大豆改正 老俵ニ付 廿四五枚也

一札、当時替り無之、四百文札并小札共ニ、切替取引金老歩ニ三拾四拾文

一銭も相場替り無之、御吹有之候得共、沢山ニも不相成、鉄も不足ニ而、多分之御吹出無之事ニ相聞得候、

先月洪水ニ付而ハ、諸方へ障り有之、一統不景氣、南御郡共ニ米穀融通不足、一第札も金も不足、困窮ニて如此、(第一カ)

一清酒造方、一宿ニ不相成、大肝入老扱江一本、是も献金ニ相成、五拾両也、上納次第造り方御免、

一糶室も、一宿老ヶ所、

外御免之分稀ニ在

一濁酒造り方同断

一とふふ(豆腐)、拾文ニハ候得共、至而小シ、

十二月八日

一御郡相場

一米 金廿四切四分

一大(大豆)ツ 金拾七切五分

一薄衣納 小札五拾四切

五拾三切

一洪水ニ而一旦引上候得とも、米買人無之、不景氣ニ付、

又引緩ミ、市中共ニ米穀不売候、

一浜方海中悪く、浜々一円漁事無之、小肴至而高直、

一気仙沼町ニ而、鯛壹枚壹貫文位、はも大壹本七、八百文

売候事、無類、前代無之高直也、

一此頃ひしと雨雪無之、照込、一円雪無之候、寒氣ハ中通之

ひへなり、

当年、諸作宜候得共、去年中より米穀不足、凶年同様ニ而、

当冬も秋中水ニ而、沼々内水ニ而、一統かふり、惣痛、

仍而一統之不景氣也、

古川町も、改正札ニ七升、八升位か、小売壹升五拾弍文、

若柳、壹升六拾文位、

中奥、古川辺も大水ニ而痛、御上より金壹両ニ初五俵ツ、

被下候事、黄海辺も同様、

一御城下ニ而も、金銀札共ニ不足、諸品下直ニ成候而も、金銀

札至而不足ニ而、至而不景氣、在々へ生糸不売、残り多シ、

下落、取引休ニ而、一統不融通ニ而、大ニ金つまり、困り候

事、

浜々、先達而嵐時雨ニ而、数拾人流死、上方船、石之巻、

所々之船ニ大ニ破船、商人中迄大痛ミ、

十二月十九日より大雨ふり、夜半より雪ニ成、誠ニ暖氣、一円しみ、氷り不

申、雪者さつはり流レ、廿日晴曇り、廿一日昨夜より今日

風、南風ニ而、暖氣、先達寒氣在之、氷りとふ(豆腐)相出候後

ハ、しみ物不相成候、

此節諸上納方最中、札并ニ金銀共ニ不足、一統不融通ニ而、甚行当、困り候事、商事諸品不売、大不景気也、

下人、一季奉公人、一円位無之、是又困り、半季人計り稀々在之、半季、三ヶ壺と申様指置候得共、未ニ不濟、人不足、

一ノ関大町中頃より百人町八拾間程焼候、

十二月廿三日市日、曇り、風少々つよし、夜小雪、至而不盛ニ而、肴漁方、漁事無之、大高直、

売買不足

一米 不融通糯米不足

高直

右ハ長下ケカをカ含候

三升五、六合と申候

一鱈 大 壺貫五、六百文より

中 壺貫貳百文

一塩鱈 大五百文より

四百五拾文

一ハも 壺本干 百五拾文位

一田作り 小壺升百文

一大大豆ツ 貳貫五百文

品ハ沢山在之候得共、格別落不申候、併此節売進ミ、一体之所為登不向、

一綿 追々下落之容子ニ而、此頃不売、木綿之類所々より在々江入込、セリ売、町ハ不売、此節太物ハ損金ニ相成様子、金銀札不足ニ而、一体ニ商ひ無之、町々不盛一統也、町々大不景気也、

一薬、蓆も、追々買人無之、秋走り直より半金位ニ下落ニ成、

廿四日、昨夜之小雪、当冬珍敷候、今日ハ晴ニテ、風ニ成、寒し、漸々冬詰之模様ニ相成候、

廿七日 千厩市共至而不盛、夜小雪、風、町々不盛ニ而、廿八日市同様不盛、同日日和宜、至而雪無之、如春、町之物々不捌、

一 肴類 至而不漁ニ而、大高直

一 鱒 大巻貫三百文より七、八百文

一 赤貝 壺ツ三十三文

百文ニ三ツ

一 田作り 壺升百文

一 塩鱈 同様、四、五百文

右ニ順し、小肴都大高直

常年江戸京都よりも高し

金銀札至而不足もの也

一 □□□□ 売金八拾貳三兩

□□□□ 之置損物也

□□□□ 八兩位ニ売候由

札手形通用、当時打せん無之、改正印ハ四百文四枚金壺

歩、小札ハ拾六枚壺歩之割、百文ニ而通用、錢不足ニ而も

宜、鑄錢余慶御吹出無之候、尤鉄不足ニ而、値段高く、一

統之金物、釘類共ニ至不自由之時代也、正切替廿四文、三

十文位、

一金成町拾五軒焼失之由、

一十二月廿九日之夜、門崎壺軒焼ル、人馬焼死ス、

一 薬種、唐物追々下落、大黃并セメン其外品々尚大下落ニ而、一統持

合買入之分、大損金ニ成、

文久二戌年

正月元日、晴、曇り、相応之寒氣ニ成、二日同様、暮方よりさらく雪、去冬より雪・雨無之照続、朝夕之寒氣相応、寒し、三日夜大雪、町場ハ八寸位、壹尺程之雪、去冬より無之、漸々正月之模様、宜、雪前、年始礼廻りハ草（草履）りニ而宜、去冬より所々火事多シ、此間迄六ヶ所焼失、其内去冬之一ノ関、次ハ金成町者拾五、六軒焼ル、

寒中者五日迄ニ而、時風在、十日迄日和、同夜より十一日雪、嵐ニ成、相応之雪、一尺計、十二日晴、十三日同様、寒氣も相応也、十四日夜より風雪ニ成、「「七ツ時地震、十六日「」折々小雪、寒氣、「「」大ニ暖氣ニ成、雪落る、廿五日夜五ツ時大地震壹度、廿六日風替り、雪、廿七日雪、嵐、至而寒氣強シ、廿八日晴れ、

一江戸表、当十五日御登城之節、又々大變成事在之由相唱候

事、

御老中安藤様とやら、御通り先江不意二切込候者共六人、鎗ニ而突通し、乱妨致候者、召捕ニ成、打死ニ相成候由之事、

二月朔日和宜、少々暖和也、当日、手前おゆき年賀也、二日迄暖和也

然ニ、過ル廿八日市、肴高直、誠ニ恐入直段なり、鮫壹本五百文位、なめたかれい壹枚弐百五、六拾文、同大三百文位、赤魚六、七拾文、余ハ右ニ準し高直、磯草共ニ不足、高直、江戸、京之直段も不及候也、

三日夜小雪、又甚寒シ、四日同、五日初午、晴曇り、寒し、此節折々小雪、風、日和続、朝夕九日迄甚寒氣強シ、一諸品直段下り被仰渡、御城下并御郡町々、直段書上、正月中指上候事、

一此度御公儀ニ而、諸国之産物為御交易之、御買入被成置候

二付、大凡金三百六拾万兩程被相下り、江戸表江問屋被相立、御直行ニ被遊候由ニ付、御国方此節残り生糸等、何程有之哉、取調申出候様御首尾合ニ付、当村町残糸御調、書上候事、

右ハ、去冬江戸表より被仰出候様ニ相聞得候、色々新事出来申候、何様諸商人ハ迷惑可仕哉、何レ在々商人之為ニ者相成間敷候、

一江戸表 御高役様、度々之大変成事共出来、不安世から也、去々年井伊様へ切入候者、所々江御預ケ之御士一宇、去年中か死罪ニ被相行候由之事也、此度之衆中ハ一字「十四日カ」之由相聞得候、「世田米」与、熟々古より無之事共也、

二月「十四日カ」夜気仙沼大火事、夜九ツ時頃、釜ノ前藤屋より出火、同町数軒大火ニ成、肴町御番所前入と申所迄、八日町角横丁辺迄、西風ひ釜江飛火ニ而、少々焼入、留る、凡人頭数八拾余軒、竈数ニ而百八拾余と申調、近頃ニ無之大焼、怪我之者耆兩人在之外無事、併同所者、至而空地無

之所、難所ニ而、一統甚難義、尤家財共ニ多く焼失致、誠ニ耆軒毎之痛夥シ、哀、痛入候事也、

先達気仙郡有住町、世田世田米前等焼失、火事多し、

此間者日和統、雨雪無之、乾キ強く、朝夕者春寒甚敷候、

十八日日かんニ入、昨日より今日者暖氣ニ成、十六日夜若柳向町旧家之由、耆軒焼失、棟数九つ焼、下人ノ老り耆人焼死之由也、

高市最中、近年市も遅ク相成、

江戸珍事書付写

文久戌戌年正月十五日、御老中安藤对馬守殿、御登城之節、狼藉者有之由、江戸表通達風聞書、大略左之

通、

一对馬守殿御登城御出門之刻、紀州様内桜田御上りニ付、久世大和守殿御通懸之処、坂下御門之方へ御通抜被遊候由、右ニ付、对馬守殿ニも、御同様坂下之方へ御出被成候所、大和守殿御供、御通過相成候内、少々御見合之処、耆人之

者懷中より鉄炮取出、打放シとせしを、御供頭松本鍵之丞見受、直様拔打ニ致し、御肩先より大ケサ掛ニ切付候所、鉄炮ニ而股を打通され、双方相倒レ候由、乍去、鍵之丞又々起上り候処江、後より壹人馳来り、天窓を切付候処、振廻シ、胴腹を切放候よし、其外御供之方、何も拔身ニ而防戦致、大ニ働キ之所、何レヨリ打もれ候哉、壹人之者駕籠之後ニ押付、二刀突通候処、脇之方より又々突候内、陸尺を引倒シ候由、其間に対馬守殿「一」而駕籠之戸を開キ、刀を抜、御歩行ニ而坂下御門江御上り被成候由、左之類少々怪我被致候よし、久世殿も、右騒動ニ付、御立戻り相成候処、対馬守殿御歩行之処へ御逢被成、同しく歩行ニ而坂下迄御同道被致、大和守殿ハ直々御登城、対馬守殿者御出血多ニ付、御逐出之由、

狼藉者六人尽く即死之由

三嶋三郎

三十才位

(*)

豊原邦之助

十八、九才

細谷忠齋

三十才三

吉野政助

三十才、三

浅田儀助

三十位

相見平之丞

三十五、六

〔*部分に縦横書にて追記〕
「此人数別書付ニハ七人と在之、名前ニも違有之、」

右名々、懷中之書付有之由、未夕書付一覽不仕候得共、右

京御姫君

趣意ハ、此度和宮御下り一件、対馬守殿取計ニ而、無理非

道を以、天子を蔑如し、幼君を疑惑シ押付候、且又外国

方懸リニ而、御取扱御不取計ニ付、外夷跋扈致候事、天下

之大賊ニ付、天誅ニ代り討果候者之由也、

御行懸リニ而、対馬守様御介抱と在之、

又、猶追々別紙ニ、御若老堀出雲守様御登城、右六人之者

姓名を以、水戸表へ御懸合ニ相成、浪人、又者、御家中之

者ニ、右姓名之者在之哉、御問合之由、

御若老か

一説ニ、堀織部正殿、去る春中外国奉行被相勤候処、外国

御打払之義、御老中対馬守殿江被申上、御取用無之故、御

帰宅後切腹、書置等有之由、右ニ付、此度右之遺臣遺志を

継、狼藉致候由も御座候、

安藤様御家中、防戦致候者、姓名并疵所打留

上、

供頭刀番

二月九日 出

深手

小原平次郎

江戸表市中共ニ騒敷、人々心持浮足、今哉何変出ルかと不

同

静候、

腹を鉄炮ニ而被打、天窓

を□□□□□□共三人 松本鍵之丞

□□留る

同

深手

高藤勇之助

此名書様不分り

徒士

浅手

高沢幸之進

警衛供奉メ役

深手

原田惣兵衛

徒目附

無疵ニ而

伊東藤右衛

式人打留

薄手

横山盛之助

忝人打留

外ニ、御供人数在之、略ス、但名ニ違在、

右之通御届ニ相成候由、

外、色々と風唱御座候得共、大略如此御座候、以

二月十九日大風、尤又々寒シ、廿日同様、大ニ寒シ、ちら
く小雪、先月末より当月ニ相成、引続雪、雨共ニ無之、
寒く、風吹多シ、乾キ強シ、廿一日日かん中日、今朝霜ニ
而、至而寒し、

一水戸より馬買人此間参り、五百疋も買入度手配之由相咄候
事也、

一若柳高市米相場

追々ハ下落之舎、五斗入三拾六枚

廿二日朝より雨ふり、当年之始而也、大雨ニ嵐模様成、廿
三日晴れ、廿四日日和、廿五日曇り、六日七日日和、

緩氣成

当日、至而不盛、

一米穀売買、先年と違、取引不足なり、不景氣と申なから、当町衰微致候方より如此、

穀問屋不働キ、売買紛乱、

一米 改正札ニ而四升五合位

但、去年買納米金納被仰渡、返し米等有之、追々下る様子、

一生糸 此間御城下より買入、

当地ニ而八拾兩より五兩位(前内)

一真綿者至而下直也、

上ニ而兩四百目位

上方八下直

一糸綿 御城下荷不足ニて

高直

一塩 春 当年も不足ニ而高直

又々二月十一日江戸表大變、御老中本田様とやら、御屋敷放火、出火之上、鉄炮ニ而被打拔候由之事、品々風唱相聞得、誠ニ御上下騒ケ敷事と申候、未夕書付不參候、度々之

事ニ而、驚人候次第也、空事なれハよし、且追々書付来ル、何分井伊様御同意、外国方ヲ引込、自由之行ひニ成、国家之難義と相成候義ニ付、如此、

二月廿八日曇り、雨ニ成、さらく雨也、廿九日之夜雪ニ成、当月小也、風ニ成、

三月朔日寒シ、風、夜小雪、二日三日節句、弥々寒、雪風、九

ツ頃晴、風、此節句雪嵐三年続く、其後追々折々小雪在、

又暖氣、十一日、十二日晴曇り、春寒の風ニ而甚寒し、十

三日朝尤寒、八月閏月在之候故か、春中寒、十五日日和、

十六日夜地震、

前ニ書去々年被遣候

亞黑利加国御上使

(墨) 旧冬御乗出ニて

安政七申正月御出帆ニ成、翌年万延ニ改、酉年五月より

九月と兩度ニ御帰国被成置候由也、右御役之内、南京よ

り天竺迄五ヶ国御順見被成候、御帰国之御方在之、珍敷

事之由、其国々之嘶在、

安政六年五月より五ヶ国江交易 御免被仰付、依而亜墨利
加ワシントン府江御上使巡見仰出サレ、御名前ハ前ニ印候
ニ付略ス、

同七申正月十二日、品川沖ニ有之(威臨丸)咸條丸と申御船江乗込、
同十三日出帆、横浜迄出、又品川江帰帆し而、同十九日
ホウハツメント言船共々一同出帆ス、尤亜墨利加船ハ海上
案内とし而、蒸気船一艘、長サ五十間、幅廿間、日本船長
サ四拾五間、拾五間ナリ、是江大筒三十挺、惣勢千百余人
ナリ、船中働水師(水主)百五拾人、是ハみなまた人ナリ、御普請
役格ニ而、江川太郎左衛門手代中浜万次郎乗組ナリ、此人
ハ、土佐國中濱の漁師なりけるか、天保十一年子正月五日
漂流して、亜メリ加ワフ国へ吹付ラレ、十ヶ年之間此国ニ
居、嘉永五年子八月、紅毛人ニ送届られ帰国、カノ国ノ事
克ワキマイシ故ニ、此度乗込仰付ラレ、アメリ加ニ至リ、
亜メリ加カリホルニアカビフルノ帝迄、北太平洋ヲ乗て五
千里、蒸気船ニ而廿日路也、是より江海ノ入海ニ至リ、夫
より泊流川ニ至りて四百里、ワシントンノ都迄陸路廿里ナ
リ、

一万延元年六月、木村撰津守并勝麟太郎兩人ハ、亜墨利加国

ヨリ同船ニ而帰帆、新見豊前守、村垣淡路守兩人者、五月
アメリ加ワシントンヲ出帆、夫より英吉利国、魯西亜、波
尔杜瓦尔、南京、天竺、五ヶ国巡見被成、九月廿七日帰
帆、我 皇国の御勢ニ而、古今珍敷次第也と、又余国ノ風
氣等在之、

御上使 新見豊前守
村垣淡路守

御帰国従行之某咄之事

一 御上使上陸、華盛頓ノ府江被參候節ハ、烏帽子直垂を着、
以下装速右ニ準シ、鎗持之類、何も小袴着用いたし、

一 道筋者人勢、ケヘーイルヲ持、警固致、前打も相出候由、

一 御使之衆、大統領江面会被致候節、不案内ニ付、宮中内見、

且式作法も承度旨、池走人江被望候得共、当国(馳走)ニ式作法と

申ハ無之候、乍去、貴国之風ニ而御会釈候ハ、御勝手次

第たるへき旨之答ニ候、

一 亜墨利加者、開国已来未遠候故、風俗醇厚(醇厚)ニ相見得候、惣
而国々より和親条約之使者罷越候得者、大統領面謁し、且
大餐を設而、其席江大統領ハ不申、及妻子其他之親族ニ至

る迄、悉く出会、先大統領使之腕を握り、口ヲ吸、夫より妻子已下交々腕ヲ握り、口ヲ吸、盟約ヲ致候習はしの由ニ而、御使之衆中江も、其通ニあしらい候よしなり、

一 営中四壁水晶ヲ疊ミ、上ノ天井并ニ障子等、悉硝子ニ而、結構目ヲ輝す計リニ有之、広太之一間壺面ニ莖氈を敷、其所ニ而饗応有之、右饗応は如飯、台物江菓子とも可申物、皿ニ盛置ならへ出、銘々皿を取、食べ終候得者、則引、再水菓子ヲ盛出、夫を食終候得者、酒肴を出シ、段々ニ色を改、品を替出候、何も珍饈美味ニ有之候由、

一 貴国ニ而者、穀物多く食被致候由ニ而、其設致候迎、素麦を炊く候、飯杯沢山ニ出し候事也、

一 為饗応之、花炮ヲ町家ニ於興行為致、奇々妙々、言語ニ難伸、又防火之手賦ニも致見せ候、臨時惣体へ触志らせ方便有之候迎、惣人数其場江走り集り、龍吐水の如キ水はちきニ而、水をそ、き、かけ水の漲る事、連綿として受に限りも無之、大地皆川となし候事也、

一 大統領は、たとへは撰関の職の如キ物ニて、外ニ国王と崇る者有之、必血統を以禪位致し、大統領は年数有之、退職致、官人之内器量之勝れし者を撰ミ、其職ニ勸め候事、血

脈ニ不抱候よし也、

一 大統領日々政所江出座、政務を励候、三拾人程の官人座列、衆評公事を沙汰し、冠頭ニ而当否を極め、大統領之聞達を經而、國中江触出候事、

一 政体者頗る簡易にして、然茂公ニ有之政所江、貴賤、老若男女無構入込、聴聞致居、若存意建白致候者有之候得者、頓（かた）而再評ニ及、究理之申条々有ニ於者、直々取揚、且其者を官人の列ニ召加へ候仕成と申候事、

一 婚礼之義式者、縁約取結之上、双方之縁者俱ニ教師の（原本では〇より、〇江として、間に挿入文あり、後掲）許江参り、教導を請候後、男女互ニ腕を握り、口を吸、夫婦之誓をなし、引続双方之親族銘々腕を握り、前之通ニ致、規式ニ而候よし也、

一 （挿入文）此教師者、寺僧ニ而、所謂耶楚宗門ニ有之、式度嫁してハ、しかし邪教者權す事無之、只正道を以申（論）倫シ候よし、本朝十二の国分寺の如きものなるべし、再縁すべからざるの旨申渡し候よし也、

一 国中の道路、山坂等ニ至迄、悉く皆鉄を敷有之、蒸気車ニ乗、通用至候、石炭ノ燃る音、車輪之轟く音、恰も雷声の如くニ而、其早キ事申計無之、路頭樹木唯糯ニ相見得、右

蒸氣車、途中ニ而往来差合之節立到候得者、頓やがて而頭をよぢり、通り違候杯、寔ニ自在成物のよし也、

一 テレカツとか言る、遠所江言を通候道具有之、國中何方ニも仕懸有之由、右者鍵の如く成綱を通用可致所ニ、土中、水底を通、縦横ニ引延置候、両綱の口先を打敲候得者、自然と行先之者ニ響鳴を立候、縦ば二度打候者、何文字ニ当り、某と言事、三度打者、しかくの事と、予め定置、用在時位打た、き、今誠ニ式、三拾里先の場所へ申遣て見せ可申候と、有用之物、何成とも望候得と申候故、其意ニ随ひ、席氣マキ等を望候得者、右の如く致候処、頓やがて而二、三拾里先の場所より其品送来候由、

一 清朝者、イキリス、フランスの為、滅可致候、清帝無道ニ而、人民離背候故、防戦盛也、当八月北京落城、清帝立寸辺境へ落、猶争乱中之趣、亜国江註進有之由也、

一 昨年之事 調
一 先月初書上相成候奥方残り生糸之義、御上ニ而一字御借上ニ而、江戸為御登、御払之上、右代金被相渡候間、持人共より御貸上致候様、御代官様御下向ニ而、役付中へ被仰渡

之所、一統寄合、吟味之上申上候ニ者、持人共去冬中より買人無然、無扱方より持合候へ共、夫々右引当借用金等へ相向置候義ニ御座候間、御貸上ニ而ハ致方無御座、難洪、迷惑仕候間、何分御買上、現金ニ被渡下候様被成下度願之由申上候、依而、商人并糸持合中より連名願、紙面ニ而願申上候、役付中一統末書連名ニ而上ル、大庄屋始、役付中ハ退役之心懸ニ而、不服之訳ニ申上候也、

誠ニ当世之御政事、前々より無之、御非道之事共也、

江戸も御国も、薄氷を踏かことし、商ひ休之世の中也、

…… (文久二年三月一日〜一六日分、落丁か) ……

申十月七日、水戸様之御上屋敷へ

屋形様御出之節、御馳走御料理等写、御献立、但、御屋敷回り名所付并御会席付在之分略ス、

初座

一 風炉 鉄やつれ 与二郎作 真形
一 釜 松竹梅 古苔屋
小板黒塗り 地紋

一炭取 唐物 一香合 キリくス
存生作

一三ツ羽 野雁 一灰鉢 黄せと

一水次 飛驒 片口

後座

一水指 南京 一茶入 古薩摩
古染付 袋純子

一茶初むかし 上林三入

一茶盃(椀) 黒楽 一入作
銘鷺 千宗家左書付

一茶杓 共筒 片桐石見守作
銘巻軸

一蓋置 天龍寺青磁
夜学(カ)

以上

此字ハ皿ニ可有之
一向 敷味噌

細引うを 汁 紅白味噌
くだき栗 葉付大根
岩たけ

海老しんちよ

こはく鯛

椀 生椎茸 引物 切身
ふき 金砂子かけ

口取 さらさ梅あへ 吸物 合さより
さん木なし 細引防風

肴 黒くわへ 香物 粕漬
巻からすみ 刀豆
うんろ茶

初座 菓予 千代ほたん

後座 菓予 重湯糖

白の菓 早わらび

以上

右御膳部之次第、紛乱ニ相見得、順々ニ無之様見へ得、不
分り之事、御献立組合も、平人之組合と大るニ違、

三月十九日朝曇り、四ツ頃より大風ニ成、八ツ頃より雪さ
らく、殊之外寒夜、又大風、廿日朝雪同様之大霜、尤寒
シ、廿一日上日和、廿二日雨、廿三日晴曇り、風在、廿四
日日和、種揚ケ、此間御小人目付御廻勤、当町江御手先衆、

濁酒屋共御手入有之、大ニ心支之所、夫々都合致、無難也、千厩町も四、五人在之、大ニ取騒キ、奥玉の深あし、密酒広く売候由ニ而、被召捕、千厩町へ召連られ、御吟味ニ成、

一去年秋之頃か、下伊沢郡山根之辺、何村か、壱軒離れ家在于之、家内田畑之働ニ而出家ニ、拾四五才と拾壱才程之姉妹、女子式人留主居之所ニ、大蛇庭之戸少シ明在之を、頭ニ而押明候ヲ、妹女見付、あれ〜姉よ、へびの様成大キ成者、戸を押明候よし聞セ候ニ付、立出有合候鎌ニ而一打戸つたへニ身を寄、切かけ、式打ニ而蛇の頭を切たをす、夫より親をも呼集、近所之者共寄合、大ニ驚キ候所、式人之女子共到而無事、壮健、誠ニ不審義千万之事、尤女子之働キ無類、珍敷事也、右蛇格別之大蛇ニ者無之候得共、式間少々余と申候、すご〜不常、定而 神力成へしと申候、切候を取集、川江捨候所、式桶程有之、恐敷者之由也、然追々評判相聞、村方役付より御役人様方へ相聞得、御上江公達ニ相成、当二月女子式人御呼出被相登、御賞し相成候由、珍敷事故、一寸相印候也、御城下登ニ付、近所ハ不申及、道々人々の恵ミ有之、大ニ

賑々しき次第と相聞候、

三月廿五日七ツ頃より暮方雨、夜相応之雨、嵐、廿六日晴曇り、廿七日日和、

四月朔日晴曇り勝ニ而、昼八ツ頃さら〜雨ふり、又晴ニ成、

同夜四ツ頃、当村西古屋善治殿小家より出火ニ而、隣家清兵衛店共ニ両家一字焼失、土蔵ハ両家共ニ残り、上屋計り焼る、清兵衛方無人ニ而、焼痛勝之由也、然ニ善治殿之事、去る嘉永年中十月朔日朝出火ニ而焼失、此時ハ善治方計りニ而焼、清兵衛方之土蔵屋根計りニ而両方之土蔵残り、嘉永より当年迄十五年目焼る、先年文化度ニも、利八殿代焼失、其先も在之、此度ニ而四度と相咄候、誠ニ痛入候か、不審義成事也、此度ハ両家ニ而ハ廿棟余之焼失ニ而、町方共ニ大ニ騒キ候なり、誠所々焼失ニ而、夫々之諸通、先キ一統之痛、困り入世の中ニ候、

四月六日、朝相應之霜下り、至而寒し、日和、七日晴曇り、
風在、十日夜大雨、十一日晴曇り、十三日上日和、十五日
風、十六、十七、十八日上日和、大ニ暑し、

本宅ノ屋根替致候事、今日当町御郡行様御泊り、

廿日雨、廿一日晴曇り、廿二日小雨、廿三日同、廿四日
晴、同夜より廿五日雨、此間冷氣、雨ニ而麦之出穂宜、

三月、京より二条様江戸江御下向、姫宮様為御見舞之と申
事ニ候、御帰御供、登り八井伊掃部守様御登之御同勢三千
人程之由也、然ニ井伊様、御道中箱根辺ニ而御難義事相聞
へ候、

四月廿六日晴曇り、此間天氣不同、

五月朔日曇り、二日昨夕より今日雨ふり、当時包桑安し、
今日嵐し、大雨、暮方風止、晴ニ成、三日朝晴、四ツ頃よ
り曇り、

一吉田屋甚八親方、五、六日不快ニ而、俄ニ変症、中風之如
くニ而、今三日昼九ツ上刻ニ落命ス、年七十四ツ、

一五月十日より田植始り、

十四日、手前田植、此頃雨無之、水不足、田植最中ニ成、
何方ニも水不足ニ而、干損有之、曆初田植ハ十六日也、苗
そたぢ不尺年柄也、十四日大暑氣也、夜より十五日朝至而
冷氣也、照続、日和、蚕も進ミ最中ニ成、当年者桑直段当
分下直、尤去年より蚕置方不足之方、去年糸残り未ニ有之、
不売、何分御上懸外、買人も無之、御法不宜候、

一十七日少々曇り候得共、(やはり)弥張同様、暑さ強ク、昨十六日風
在、替り模様ニ相見へ候得共、雨ニ不成、弥々照込強し、
依而数日照込候ニ付、粟も大豆ももへ不出、麦者干かれニ
成、田ハ最早干われ、水論多シ、川水も不足ニ成、田植大
体ニ成兼、干損多シ、植付致候分も、赤色ニ成、甚難洪、
困り候計、未雨乞ハ不被致候、田植仕付大分残り、中興、
遠奥共ニ、大ニ困り、当年諸作物無覚速候、此先嘉永六丑
年早魃より十年ニ成、此年より今年之照込ハ早シ、仕付方

甚敷困候事、

五月十八日昼四ツ頃より雨ニ成、追々強クふり、暮方晴る、畑者しめり候間、蒔物、粟、大豆者もへ出可申候得共、田者溜り水無之、漸々引水ニ而潤し、当時間ニ合候所、干損之分少々者仕立ニ相成候得共、何分雨不足ニ而、間ニ合不申候、押懸ケ而能、雨無之候而ハ、一統仕付ニ不相成、困り候事、十九日日和ニ成、廿日冷氣ニ成、

一桑直段去年より安し、当時改正四百札ニ而三貫目前後、

過ル十四日昼、日形之者、川漁之為ニ而船風ニ吹返され、親子共

式人沈み死ス、父親ハ四十才程、男子ハ拾七才程と相聞へ候、誠ニ以痛入候事也、

廿日、廿一日同夜雨、廿二日今朝晴ニ成、何分雨不足、此間兩度之雨ニ而、畑ハ当分潤ひ宜長ふり無之、廿二日桑直段、改正札四貫めより五貫目迄、

昨朝より安し、追々桑出る、

此節船子最中、新田等田植未ニ不相片付、水遠キ所ハ、本田共ニ植方不成、南、中奥水不足ニ而、植方半途ニ成而、手間取共戻る、

一生糸ハ、此間金八拾貳、三両ニ而、少々商ひニ相成、正金之札切替者、金壹歩ニ三拾文位取遣、未ニ残り糸有之、

一桑直段、昨朝より今朝高直、廿六日改正ニ三貫四五百目、三貫目位ニ成、壹貫目程上ル、例年より当年者蚕も不足之方、

五月廿五日一引統照勝ニ付、雨乞休日、雷神精進、昨日者北方雷雨有之、

廿六日暮七ツ頃より雨氣ニ成、同夜相応之雨ふり廿七日晴麦作も不宜、粟草生不同、不宜方、何分雨不足、

一江戸表より京都表、甚騒ケ敷風聞也、何事と申実事も無之候得共、京都江御願被相出候、尚御上京被成置候御大名様方、五ヶ所程御詰合と相聞得候、西方薩摩様より何レ御大家様、毛利細川様抔と申事也、御手前様ニハ、御同意ニ而、御

加判被遊候事ニ申唱候、

御連判拾八頭と申候京ノ御内分ニ而、御登り被遊候事ニ候得共、何分御大勢

御登、京ニ而町家大ニ騒敷容子、

一江戸表御殿山、夷国人之会所、御殿ニ等しき物、御普請相成候所、何人か、一夜之内ニ打こわし候由之事、

一近頃江戸御交代御参勤之御大名様方、御公義へ無御断、御国々々江戸下り有之、尚又西国方多く相聞へ、御威光薄く相成方、追々如何様之事相出候も難計、

一当御地頭奥山様、如本之大番頭御本役被為蒙相成候所、御親子様之御奉公ニ而、御祝と相聞得候、併此節御内事御迷惑之方、次ニ二番之御組ニ而、則一番、式番、江戸表為御登之御支度被蒙仰候由之事、
何様色々之事共唱、近頃一騒動、合戦可相成容子と相聞得候、

夷国人方

当時 将軍様御若年、御老中様方御執行不宜候ニ付、水戸御隠居先之中納言様、并ニ御大名様方、式ニ別れ々々と相成事ニ而如此相聞得候也、専ら陣揃之容子也、
尚、登米様ニ松山様、御支度被蒙仰候由、

五月廿八日日和也、

南御郡者、水不足ニ而、所々田植ニ成兼候、此辺ハ此間之

雨ニ而、残り半分位も植付候哉、日形村杯ハ半高不植、困ひ水も割合ニ成而、一円なし、甚困ル、

六月朔日、昨夜より今朝迄大雨ふる、朝五ツ時晴れ曇り、同夜半より又雨ニ成、明方大雨、五ツ過晴、九ツ時上り、此間之雨ニ而、水相応ニ出、干損田植付、

蚕も相応之年、桑直段下直ニ候所、今朝之雨ニ而大ニ引上、高直くるい、改手形ニ而式貫目前後之取引、昨今引揚る、町方ハ揚方最中ニ成、同三日朝、桑大ニ引下ル、昨二日暮方より今朝曇り、此間ハ先日より冷氣也、

一南御郡、水不足ニ而田植半高ニ茂不成、米穀引上、困り候、

同三日之市 不立 此節尤甚
植干損仕付

開敷事也、当町米直段

一米 三升七分五り

一千粮 下四拾文より上五拾文
小壹升

去年大こん能取候得共、面々手前用ニ而、売人無之、不足、

一繰綿も少々引上ル、

照込ニ付、草生枯か入候ニ付、引上容子、

当時改札ニ而六十五日、金ニ而式百六十目、

同四日雨ニ風在、相応之雨也、此水ニ而あら増田植仕付可五日上り

相成、先以安心なり、些遅候得共、当年者八月潤有之、残

暑長く候ハ、随分宜作ニ可相成候、莫も植兼、騒キ候所、

此間之雨潤ひニ而追々植付、但し苗ニ而損り候分不少容子也、

一京都表新額銀ガアメリ銀性也 直段追々落

三、四月頃より五月、右壱歩ハ銀相場ニ而拾式匁ニ成、

先之額判者不相替候、江戸表ハ拾四、五匁位通用之由也、

依而又々品物追々引上候事ニ而、困り入候、

六月七日、昼九つより雨、夜大雨、追々干損此頃之新田多

シ、仕付成、

八日晴曇り、桑此間雨ニ而高下在、九日十日日和、蚕最早究りニ成、十一日朝晴、四ツ時より小雨ニ成、暮方より夜

はれ、十二日朝曇り、今朝桑直段札ニ四貫目位、存之外買人在、出不足、高直、四ツ時より雨ニ成、

此頃者、又雨ふり勝ニ成、片寄ニ成、麦かり甚六ヶ敷成、

過ル十日、彦三郎御城下より下ル、

京都紅花問屋伊勢屋源助殿より、五月八日出手紙相届

紅花之義、去年至而駄不足ニ付、大ニ高直、南仙改百三拾

兩位売候由、当年者諸国一統蒔付草生相応之由ニ付、京都

下直ニ成、仍而新花ハ切替、下直ニ御買入可被成由申来ル、

一（カ）螢印、京都殊之外騒キ候由之所、此節静ニ相成候得共、諸

国風唱騒ケ敷候、京都御登御大名様方ニハ、皆御家中之者

共、浪人致候由之御被露（披露）ニ而、其中ニ被為入、隠れ候事ニ

相聞得、何レ七、八百人程、未夕不引、御滞留之由也、

御内奏 御勅命、如何ニ可相成哉、難計事也、御手前様

ニ而も、六拾四、五人浪人相出候由、噂さ之在、

一葉、唐物ハ弥下落、黒砂糖ハ高直、白砂ハ下落ニ成、

六月十三日、昨夜大雨、今朝晴れ、（甲子）きのへ子、弥上日和ニ成、尚相応之暑サ、

当町市之事、近年町内旧株之家柄難渋、困窮ニ相成、見世店類不足、殊ニ貸屋無之故か、市日一円不立ニ相成、扱歎ケ敷事ニ候、天保年中凶作後ハ、地元直為登、他国商売、生糸、紅花ニ不限、諸産物共ニ被相留、御城下問屋衆中江被相任、御国産々々々と成、依之、手前抔始め、一統止る、上方取引書、文通迄茂不通ニ成、尤両式、三度之町方焼痛旁ニ而、夫より難渋始る、当地之衰微時節到来也、

六月十五日（丙寅）のへとら、日和宜、引続大暑ニ而照り、十八日迄、十九日朝より曇り、（九ツセ）九日頃より雨ニ成、廿日朝曇り、四ツ頃より雨大ニふる、暮方はれ、

一蚕も存之外無事ニ候得共、所々少しツ、捨り有、併下くさ

れ子無之年、まゆ直段改正四枚毫升位之含ニ候所、五枚より五枚半、追々せり上り、六枚百文、小札廿七枚位迄、大ニ高直ニ而、考へ有者ハ休ニ成、糸方ニ上景氣ハ聞得不申候、常ならハ下直ニ可成所、却而引上、望取之義ハ、新銀上方下落之事ニ而、去年残り糸買人有之、売候間、国方之札下落同様之含ニ而、せり上候物ニ可有、古糸八十五両位ニ売れ候、まゆ者百両余ニ仕上り之物を買入候事ニ而、当惑之世ノ中、見込買□□如何ニ可相成哉、難計、

一氣候ハ、当時上氣候、近頃土用ニ成、農事仕事共手後れニ相成、年式、三日先より麦打ニ成、又此間四日毎日雨、廿四日晝土用ニ成、今日朝至而冷氣、日和、夜より廿五日朝冷氣、廿五日曇り、晴る、

廿四日朝、（おわりんか）おわん安産、男子出生ス、

当時白石直衛様、御若老黄海村三好竹三郎様御出入、諸事御取切と申、当所御地頭様、大番頭御本役、
此所最初直衛様之御入替

一江戸表者、会津様御大老被相出、御老中ニ水野越前守様之御家督何様とか被仰御方、近年山形江御国替、御壮年之御方様と申候、和泉守様と申候由也、外ニ内藤紀伊守様新ニ被相出、
脇坂様并 越後

一京都江、薩州様御主殿ニ而被相願候一件者、禁裏守護之職、拙者共へ被為仰付之御諭旨頂戴仕度御趣之由、品者関東將軍家、異国交易并ニ異人会所等、城中同様之御殿山と申所へ、条理異国人指置、市中勝手ニ往復為致、又ハ金銀吹替悪敷、新銀等相出し、万民を苦め候等、王国之掟を乱し、我侬勝手之所意と奉存候、依異国人打払仕度、交易場之義ハ、前々之通長崎ニ而被相定置、国々江交易為致候様、蒙御勅命を度、等之十三ヶ条被相上候由之事、此義、別而書付ハ無之、京都より下り候仁之伝ニて承候事也、
京中騒動致候時ハ、御所士代(所司代)も被逃候由之事也、右之御勅条者、関東へ申下し、吟味之上可申渡之条、先以国元江引取候御趣被仰渡候由之事と相聞へ候、乍併、追々如何様可相成哉、難計と、江戸表并上方諸国々、

上下密々之御用ニ而、此節ニ而も市中弥々物騒ヶ敷、諸商人内々用心のミニ而、当時糸、紅花杯ニも不限、仕入方等之了間(了間)押付無之、見合之容子ニ相聞得候、仙府共ニ同様、心浮々、皆用心のミと申候、騒敷事也、

過ル十八日とやら 屋形様火術御覧、其外専ら軍事御制道、尚又御諸土方へ、二男、三男ニ而も、惣体登城到候様被仰渡、御一統毎日御登城之由也、

先日松前江御大勢ニ而被相下御同勢、御城下より富谷新町迄引続候由也、御名前(無し)

一江戸より度々御早被下候由、次ニ当御一門様中御上仙被為仰付、御城下へ御一統御出府ニ成候由也、

一京都より江戸江 御勅使、大原二位卿様と被仰御方、御下りニ而、御同勢三百人計りと申御大勢也、御道中御早ニ而御入着と申候、烏丸宰相様とも相唱候、然ルニ、当將軍上洛可被致と之御勅条之旨被仰達由と噂候所ニ而、將軍様よ

り御上洛之儀、少々御申延被為相達候由也、御老中之御吟味か、將軍様ニハ御登被遊思召ニ而被仰渡候由也、

一六月廿六日より大ニ暑氣強ク、日和続、廿八日昼九ツ頃より雷鳴在而、雨少々、近年ニ而ハ能氣候之土用中也、農事ハ一統手後ニ而、大ニ忙敷、大根畑等堀方、日用代弍百文と申候、人不足ニ而如此、

廿八日市人不立、米穀相応問屋へ出ル、

一錢も沢山、御城下ハ一六五位、^四当地ハ未ニ不替候、改正札も不替候得共、切替ハ錢相庭之通、四、五十文と相聞得候、

一綿も、他国ハ追々下直、御国方ハ不引下、併此節少々下ケ之方、

此間者大暑氣ニ成、晦日雨模様^{八ツ頃}在而、暮方より曇り、夜大ニ暑し、

七月朔日朝もや曇り、四ツ過晴れ、麦打も過半仕舞ニ成、三日市、少在方より出懸、木綿類相応ニ売れ、照続ニ而、水干の田多シ、大根蒔方不成、堀方不成、依而雨を願、雷神様之精進休日と成、雨模様在共、向不降、引続大暑氣なり、稲の作見事生長ス、

一米相応出ル、乍併未ニ不下、金壹歩、問屋ハ壹斗七升之割、大根干糧^{小壹升}ハ四拾文位、

大麦之取納ハ、去年より少々増而取、
葛上作、大ニ植付、

一紅花上出来、併存之外無之、上方騒ケ敷、商人中見合居候得共、在方小商人共新花せり立、金壹両ニ四百五、六拾目、場ニより五百四、五拾目之所、進而四百目より、上川通三百七、八拾目、此節壹駄金百両ニ成、南仙最上杯者、買人中見合、未ニ直入無之候、奥仙計めつた買ニ而売ル、

一生糸者、上方大ニ下落之事ニ相聞得、指当り一ノ関辺ニ而ハ、両百三十目位と申事ニ聞へ候、

一此間、江戸交易止異国ニ成と噂在、松前共ニ被相留候由、噂さ
睨不知、

一屋形様御事、弥々京都御登之御心懸之由、

將軍様御上洛被遊候時ハ、御先例ニ而、

屋形様御先陣之儀ニ相聞得候、

来ル六日御出立ニ而、京へ之御使者、遠藤文三郎（文七郎）様并御武

頭御老人添、被相登候由也

七月六日、此間大暑難凌候、風在、七日、昨夜より雨模

様、朝より少々小雨成、併風不止吹候故、さらく雨計ニ

而、風存之外強シ、雨不降曇り冷く候、雨無之田畑共、旱

稲元はらみ、無雨、出穂成兼候模様、八日時雨ニ而少々し

めり也、九日晴、北風ニ而上り、至而冷しく、夜より十日

朝至而寒く成、晴候得共、風ノ氣不止、併此間風ハ南風ニ

而暑氣在之故、作物ハ（菜圃）さゑんの外ハ不当、莧ハ葉のひ兼、

不当候、さゑん物ハ干かれ多シ、海道草干かれ、此間東よ

り北ノ方へハ、相応之雨在之由也、大根仕付方稀々なり、

日向畑ハ、堀方より成兼、未ニ時付無之候、稲之作者宜作

之由、

上方よりはしか

一江戸表麻疹流行、此節御城下へ移り流行之由、依之、和

葉類入用多、上り之由申来ル、此先之麻疹ハ、三拾九ヶ年（文政七申）

ニ可及候、其節ハ古より（亥）軽くなやむ也、其後天保七申夏江

戸状ニ、此節はしか（流行カ）流仕候と申来ル、留帳ニ在、当地之流

行容子書留不見得、併煩ひ候者ニ而、廿五、六年ニ成、其

節者已前より又々軽し、此度ハ如何ニ相成候哉、未容子不

知、右之流行、并外用ニ付、柴胡不足ニ而、江戸表大ニ引

上、買人多ニ而不買取と、御城下より註進、尤和葉類引上

ル、同所ニ而柴胡斤ヤメシ分と成、外、唐物大黃弥々下ル、

カサメ、セメン斤長サメシ分、（長）

……………（この間、落丁あり）……………

書付到来

京都一件写

朕惟、方今時勢、夷戎恣猖獗、幕吏失措置、天下騒然、万
民欲墜塗炭、朕深憂之、仰耽祖宗、俯愧蒼生、而幕吏奏

曰、近来国民不協和、是以不能攀膺懲之師、願降嫁皇妹、於大樹、則公武一和、而天下戮力、以掃攘夷戎故、許其所請、焉而幕吏連著曰、十年内必攘夷戎故、許其、所謂 朕甚喜之、抽誠祈神以待其成巧昨臘和宮入関東也、使千種少將、岩倉少將、諭天下大赦之事、且告曰、国政仍旧大概委托、於関東、至如外夷之事、則我国一大重事係、其国体者咸問 朕而後定議、或使二三外藩臣、預聞夷戎之処置、幕吏対曰、宸意之事、甚重大、難処、奉行請、暫猶予、既而諸州列藩献有^{上下}謀議、如薩長二藩、殊親來奏事、且山陽、南海、西海之忠士、^{上也}既蜂起、^キ密奏曰、幕吏奸徒日多正議委地、而 蔑王家、睦夷戎、物貸濫出、国用乏耗、乃万民困弊之極、殆至受夷戎之管轄不日可知也矣、冀拳旌旗奉^レ▲鸞輿於函嶺、誅幕府之奸吏、或曰、為除太平浸潤游惰之弊、誅京師之姦徒、又曰、不顧幕府、下攘夷之令、於五畿七道、諸藩、如其衆議異雖出、干忠誠憂国之至、情事甚激烈、使諭薩長之輩鎮压、其他召幕老吏久世大和守往復、曆日未告、唯諾而先行昨蠟所諭之大赦、夫大樹猶弱、何失之有、但幕吏因循論、^{安○此印へ此所落る}一日之安忘、百年之患、聖賢遺訓可鑑矣、当内循文德、外備武衛、断然速攘夷之巧、^②於是、斟酌

衆議、執守中道欲使、徳川興祖先之巧業、^②張天下綱紀、因策三事、其一曰欲令大樹率大小名上洛、議治国攘夷戎、上慰祖神之震怒、下從義臣之卿嚮啓、万民和育之基、比天下泰山之安、其二曰、依豊太閣之典故使、海之太藩五国、称大老、為恣決国政、防禦夷戎之処置、則環海之武備堅固確然、必有掃攘夷戎之巧、^②其三曰、令一橋刑部卿援大樹、越前々中将任大老職補佐、幕府内外之政、当不受、左社之辱、此万人之望、恐不違 朕意決、于此三事、此故、下使於関東、益欲使幕府選、三事之一以行也、是以周詢、群臣々々無所忌憚、各啓沃心丹宜奏謙言、

此度從 公辺 上意之写

近来不容易時勢ニ付、政事向格外令変革候間、何茂為国家厚相付成候儀者、^{心付}可申聞候、尚年寄共可申談候、

右御直々上意之事、

御老中脇坂中務太輔より御口達写

今日上意之趣、誠ニ以厚キ思召ニ候、国家之御変事、無此上難有事ニ候、昇平殆三百年、無流弊、綱紀も相馳シ、武

備御行届相成兼候折柄、近来外国之事勢頻ニ御差湊相成、

右御取扱振より、自然天下之物情差響、終ニ 差添か、不分り 奉悩叡慮候

ニ至り、深ク恐入思召ニ候、素り 公武之御間柄も、御隔

意被為在候御事ニ者無之候得共、何と無御情実御通徹ニ相

成兼候故より之儀ニ付、速ニ 御上洛、万端御直々被

仰上度之思召ニ而、則御内々被仰出相成候、併 御上洛

之儀者、寛永以来御廢典ニ相成候式ニ候得共、万端之取調、

急速ニ者御行届難為成ニ付、暫之所、年寄共より御猶予相

願候処、此度之御儀者、御旧例ニ不被為抱、格外御省略、

御行粧等万端御易簡ニ被遊候思召ニ付、急ニ取調次第と被

仰出候事ニ候、万事御誠実之思召、御直々被仰上仕合、休

御熟算之上、従来之弊風御一洗、御武威被遊御振、強而

皇国を世界第一之強国と被遊候御偉業被為在、上者 天朝

之宸襟奉安、下者万民を安堵為致度との思召ニ候得共、何

茂厚く奉得御意、御政事向御変革之筋与、各見込之儀可有

之候得者、聊も不憚忌諱、国家之御為第一ニ相心得、心底

を尽し可被申候上、猶追々被仰出候儀可有之候間、飽迄も

其意を体し、可被抽忠誠候也、

右過ル朔日被仰出相成、同日御登城無之御方へ者、御

触書ニ而相廻候事、

戌六月廿五日写

当将軍様ハ、前ニ書通、紀州より被為 入候御若君也、

一説ニ、御大老様、アメリカ方より金五百万両程御借受有

之由、外町人ニ式百万両、都合七百万両之借金也と申候、

其儀京都へ被仰上候哉、右金者借倒しニも相成間敷、返済

至、^⑤彼等を打払可申由之仰ニ在之事ニ相咄候事、

一此節はしか、若柳、薄衣町流行ニ成、

右はしか、前薬ニ紫根を用而売候、前薬ニハ無之薬法ニ有、

紫根、葛根湯之法薬味ニ入、併益後ニ成候而ハ、八月頃よ

り冷氣ニ成候而ハ、紫根不入宜候由、御医師方被相咄候事、

後世為心得之、如此、

七月廿四日註文薬

一麻疹ましない薬

一蒼朮 川芎

細辛 乳香

(*1) 降真香 コウ 各壹両ツ、

(*2)

此ハ沈香之類、祈禱之香へ望有之候得者、持合無之候品、
右五味、細末ニ而も火ニ薫し、嗅かませ、はしか不受、又
受候而も、至而かろしと申ニ付、写置也、此薬、此間買人
参候、当町へも耆人始りやむ、

(前掲「*上」の部分に横書き)
「此降真香吟味致候所、見出候、

紫藤香也

(前掲「*上」の部分に横書き)
「右薬ハ、甚神靈之薬ニ而、祈禱江ハ專一之良薬也、為
追々之印置候、

七月廿四日、南風強く、暑気強し、雨模様甚有之、難降
く、同夜八ツ時過より雨ニ成、廿五日之朝同様、前夜之風
少シ鎮り、朝又吹、雨ハ不強かふる、誠ニ願居所之雨ニ而、
結構無此上候、稻未出払成兼、三分通在之由、式分此風不当候
ハ、田畑之作共宜、廿六日続而雨、

未
一米者不下ケ、当町ニ而

金壹歩ニ、矢張壹斗七升

一大麦 貳貫四、五百文

但、種麦之直段也

氣仙沼ハ、米改札ニ而三升五合、麦ハ安く、貳貫文位之取
引、魚類ハ不漁之方、

同廿七日晴れ、廿四日夜より廿五日、廿六日昼迄之雨ニ而、
水気丈夫也、同昼より晴、久シふりニ而雨沢山ニ成、田畑
共ニ甚結構、見事之作と可相成候、一統大慶、

廿八日日和、八百屋之内、なす沢山、下直、壹ツ式文位、
米者未下り不申候得共、問屋も出ル、稻もあらく出穂之
由、山路ハ未残り、廿九日朝曇り、四ツより雨ニ成、当月
小ノ月、相応暑シ、

八月朔日晴れ、

江戸表、はしか大流行ニ付、和薬類大ニ引上、高直、麦
斤門拾八匁、升麻七匁五分、荊介七匁五分、葛根六匁五分、
前胡六匁五分、柴胡拾四匁、龍旦八匁、(連翹)連翹貳拾匁、右之

分別而引上之品、専らはしかへ用ひ候ニ付、如此、外唐物類者不上、下直之事、

御城下、此節未最中、大のニ流行、小谷店ニ而三十式人程やむ

此辺未夕不参、壹、兩人在之迄、

薄衣ニハ相応在之候、所々ニ在之、

一江戸表、異国交易之事、弥々被相留候由、依之、生糸買人

此節不参候、御城下ニ而、当時金六拾五兩ニ而買人無之候、

紅花も奥方百兩近之直段ニ付、一向ニ買人不下り申候、南

仙兩ニ三百五拾目位ニ而、一花取引当分休ミ、奥より却而

少安く候得共、不売也、奥方商人ハ、糸、紅花共ニ、損金

ニ相見得候事也、

七月十五日

一過ル十六日之夜、小星多く飛散り候事也、此近辺同様咄

し、常ニ無之、夥く候、七月末より八月始、異星西北ノ間

ニ見る、

八月四日、五日雨、尤昨夜ハ大雨也、為雨之、至冷氣ニ成、

当五日風追也、式百十日ハ来ル之八日也、

はしか者、所々ニ相聞候得とも、当地之近辺未不参候、

八月六日、朝きり、晴而上り、大暑氣ニ成、過ル二日より

八專中、天氣不同、

文久式戌年夏の評判流行

大功記十段目 雑話

御所司代か

一水あけ兼シ風情ニ而

若州 小浜

一思案投首

九条

大坂町御奉行か

一思ひ置事更ニなし

永井 玄番

一互の身の仕合

近衛 鷹司

一とふこふ言内
 時刻か移る
 一サア／＼早ふ
 目出たひ
 一風か持て来る
 責太鼓
 一氣を取直し
 つつ立上ル
 一御恩ハ海山
 かへ難し
 一高名手柄を
 見るよふな
 一あたりまばゆき
 出立しハ
 一あらはれ出たる
 一只一討と氣ハ
 張弓
 一聞ゆる物は
 心得たり

国主
 評定
 異国討
 弘交易
 止り
 横浜
 焼払ひ
 永井
 家来
 神君様之
 御遺言
 ○十和泉
 ○十加勢
 越前
 会津
 外様
 板倉
 水野

一左よふならハ
 御遠慮なし
 一逆賊非道の
 名を汚し
 一たとへ方無き
 人非人
 一野末への小屋の
 非人ニもおとりし
 一百万石ニも勝るはや
 一印ハ眼前
 是を見よ
 一操の鏡曇りなき
 一始而あかす
 老母のせ付
 一イツカナゆるかぬ
 大盤石
 一末世の記録
 残してたべ
 一此所ニ御座在而ハ
 あやうしく
 脇坂
 再勤
 関宿
 安藤
 外国係り
 諸役人
 ④浪人
 諸色高直
 神国の
 武威
 ④前中
 薩州
 長州
 肥前
 強悪
 井伊の首
 加州

歌に

あやつりの 久世の細糸 きれはて、

やくにもたゝぬ 大和人形

仮名手本忠臣蔵

浄瑠璃文句評判記

一 日本一の安房の

かゝみ

御殿山の

大普請

一 獅子身中の

虫とハ己か事

久世大

一 非義非道の

金取て

安藤対

一 殆と誤り入

ました

大坂御城代か
内藤記

一 御無用

松平豊

一 遅かつた

由良之助

此節の

上意

一 人の心の奥

床し

肥後坊

一 小身者の

小梅の

悲しさハ

国人

一 足利の討手を

引受

諸家之

浪人

一 一些の縁も

はなされ

外国人江

附添役人

一 鷹ハ死ても

穂をつます

此節国老方

申合

一 勘平か腕の

細ねふか料理

板倉

応接

一 殿ハやみくゝ

御切腹

堀織部

一 尋て爰に

来る人ハ

島津

三郎

一 未前を察して

大星か

日々谷ノ

隠居

一 ケ程弁ひ無キ

なんしニ而もなかりしが

酒井

若州

一 唐と日本ニ

たつた壺人

毛利

長門

一 斯あらんと

兼而覚語

常盤橋

隠居

一外ニ思案も
御縁組

有へきに

一浅いたくみの

ゑんやとの

国益
役所

一入来る上使ハ

大原卿

一直義公の御召

脇坂

いそひて是へ

一夫よからふ岩

長茂御あひ

諸家之
浪人申合

いたそふ

一爰を仕切て

こ、せめて

国主ノ
了簡

一石碑成就する迄ハ

蚤にもくはさぬ

会津

此からた

一風雅でも無く

洒落てもなく

田安

一親父とのハマふ

戻らしやう

川路

そふな

一ほしかる所者

山々ある

池幡

以上

八月八日、昨七日残暑甚しく、九日晴、昨夕雨、

市諸相庭

一米 四升五合位

南御郡并西岩井、追々引緩ミ、

一大麦 当地ハ高し

小札廿四枚

式貫四百文也

外々ハ下ル

一小麦も同直

一なす 壺文半より壺文

八百屋もの沢山

諸作物追々見事ニ成

一くり綿 改正札七十匁

一式百十日、今日無難ニ過ス

一生糸、紅花

買人当時無之候、

一先達而七月初之頃、川口ノ遠藤文七郎様御事、京都表御使者ニ而

御登、東海道中頃ニ而はしか御煩ひ、殊ニ御供之内ニも多
く在之、御滞留、御迷惑被成置候由之事、

十月御下りニ成

八月

一此間八専中、十三日迄毎日さらく小雨、夜ハ折々大雨、
併相応の暑ニ而、作物へ格別不当候、十四日曇り、難晴、
もやくしく、

麻疹、当町江も四、五人出る、

此度之流行、此節南御郡最中ニ候、至而強し、所々病死多
シ、殊ニ残暑も強く、熱氣甚しく、病者ニより而、ハシカ
も色々ニやむ、吐血之者在、瘡はつし不申し而やむ者、又
ハ痢病の如くニやむ者多シ、療治方油断ならず候也、依之、
人々大ニ恐れ、色々（呪い）のまちなへ流行、此先三十八年、廿七
年之流行ハ輕シ、此度ハつよし、

八月十五日、昨日より快晴、大ニ暑シ、今日雷鳴在、一ツ
之大嵐在、晴ニ成、十六日夕より今朝冷氣ニ成、快晴、是

より秋、氣候落付可申候、十七日、十八日雨、昼後晴、十
又南氣ニ而、折々雨ふり
九日日和、

享和年中ハ大ニ強く流行ニ而、人死多し、次ハ文政、次者
天保八酉、此兩度ハ軽くやむ、此度之流行ニ而、江戸より
御城下、和物業種ニ切物多し、後年上方流行聞候ハ、入
用之品承り、心掛可申事、時ニより而ハ、薬品少々違候得
共、大体升麻、葛根湯之類ハ主薬ニし而、其時（之）風、病性、
薬法替り在之也、連堯（連翹）、麦門（麥門冬）、山梔子、智母等也、早ク聞
合、不足之品々心懸可申也、輕キ流行ニハ、薬余慶入不申
事、重キ流行ニハ、色々病氣起（フコリ）て、何薬ニ不限候、

一先達中、ハシカやミニ付、四十才余之人より、小児迄やみ
候ニ付、御城下より中奥道中筋仕出物品切多シ、東山ハ遅
シ、石橋等く、り候得者、軽くやむと申事ニ而、八幡前二
江橋等大ニ盛り、其外色々（呪い）まちなへ事多し、

八月廿日、昼よりさらくニ而、昼後大雨ふり、廿一日晴、
昨日大雷夕御鳴り、廿二日雨、廿三日雨ふり、廿四日、廿

五日晴曇り、夜雨、廿六日連日雨曇り、一日替も無之不
天氣、誠長しけニ而、農事其外仕事致方無之、一統困り、
大こんハ虫喰ニ相成、から畑多シ、余村ハ此辺より宜、

久二郎事、岩谷堂へ和薬買方、廿日ニ罷越、三日滞留、和
薬何分向之品至而不足、此節南部ニも無之、尤売人無之、
所々取集買、漸々壺駄ニも不足、持參、外仲間衆中追々入
込、買直段ハ尤大ニ高直也、

手前ニも、過廿一日よりはしか三人やむ始る、此間俄ニ
外々近辺、町方大ニ流行やむ、此頃はしか、同時ニ金時風
とやら、噂之赤顔ニ成風流行、大ニ悪性と申、流行糯つく、
大ニ混雜なり、

何方ニ而も、御城下問屋外店々薬切物多シ、

日本国中、并中華、朝せん、(琉球)琉玖、其外異国共ニ、麻疹一
統之流行と申事ニ候、可恐也、

在方之薬店一統切物多シ、続き不申候、はしかと聞ハ、後
年其節之流行之模様ニ而、薬店ハ仕込方油断無之調可心掛

置、仲間一統少々持合候而も、入用多ニ而、売放シ不申候、

八月廿八日、廿七日日かん今日ハ晴ニ相成、又曇り、廿九日朝曇り、小

雨、雨ふり不止、連々不天氣ニ而、一統困り、当月中二日

和ハ四、五日、晴れ而者ふりくふり、晦日も雨、誠ニ引

続、当月中雨ふり、今日ひかんの中日也、閏月壺ヶ月分農

事一円休ニ成、むたに日を暮と申と、人々よまい事申候、

海道甚しく悪路也、干草三、四分通りニ而、至而村々へ干

計不成候、又穀物も直段不下候、此節はしか村々江流行ニ

成、町方ハ屋並七分通渡る、此度ハ不輕、強くやむ、七拾

八才、六拾才已上之老人、やむ者所々ニ相聞得候、

一当月初ニ、御上より村々江祈禱致、村中安全為致候様被仰

渡候事、尤難義ニ及候ハ、御医師も被相下、薬用被成下

候様共ニ被仰渡、村々御祈禱在而休日ス、其外村々自分々々

の祈禱、まちない、所所石橋く、り等大ニ流行ス、其外喰事

禁物大ニ多く候而、煩者喰物無之候、右禁物之品々ハ、合

薬帳へ委く出置候、

一和薬類、奥方、諸方共ニ穿さく、手廻シ候得共、薬切ニ成、

無之候品多シ、先以柴胡、(黄凶)黄今、(連穂)連堯、麦門冬、其外葛

根、升麻、半夏、茯苓、白朮、防風、吉更、(桔梗)白朮、(桔梗)大二用

ルニ付、一円切物ニ成、依而手前ニ而も、前後智母村方へ所々頼、

(桔梗)吉更、防風、葛根、升麻、堀方仕出し、壳続居候、追々如

何、難計候、

犀角

も用ル
サフラン

一セメン、ハシカ前ニむし下シニ用候、右ハ大ニ売候、

一茯苓、貫ニ長シ貫、仲間取引、手前ハ持合ニ付、岩谷堂江

も若柳江も、品交易ニ成、遣ス、

メテ拾七匁五分ニ売、

一黄芩ハ、一円「」ニ成、依而八月廿九日石越江「」

者頼遣、御無心、押而色々相嘶、未夕若く、早き事ニ候得

とも、為掘、式、三日滞留、生ニ而四貫目程買入持参、老歩ニ

外々よりも遣候而も不売、改正四百文、札ニ而四百目ツ、

無類之逼白、葛根、升麻、(桔梗)吉更ハ、所々店々薬屋ニ而ハ、

此節専ら為掘方也、吉更

岩谷堂買、先達而斤四匁ニ買入、

此辺、防風、稀々所々ニ植、(物好き)ものすきの家ニ有之、聞配、

無心致、頼ミ而買方、不足もの也、兼而ハ筆防風用へ候得

とも、切物ニ相成候間、浜防風ニ而も不抱、庭ニ植置品買

入、為掘而用候、此辺之者ハ、兼而和薬掘不出候間、何分

掘方不好、不働キ、大籠、津谷川、所々江註文、相頼候也、

閏八月朔日、先月より引続之雨、式日ふり而、昼晴、三日

漸々日和、先八月丸而雨ふり、曇り、依干草ハ一統半

高入、取其外麦ノつき方不相成、田作、畑作共ニ、大ニあし

く成、

一此節、ハシカハ大流行ニ成、家毎ニ在、未夕一統ニ而ハ、

四分ニも不煩候得共、此頃冷氣ニ成而、此辺煩方重く候而

も、痛ハ無之と申程也、村々在々ニハ、六拾才已上之煩物、

稀ニ聞候、つかひニ押移り、飯たきニ迷惑ス、

閏八月十五日晴、当月も引続天氣悪く、晴日ハ至而稀、毎

日と申程雨曇り、半日よく雨成、夜ニハ能、日中ハ小雨

などニ而、誠ニ農事ハ一円休ミ、依而手ノ及者者、稲かりニ

成、如此雨天続、不天氣成事も、近頃ニハ覺無之年也、先月初より四十五日、五十日ニ成、十六日も雨、十七日昼過ニ晴、十八日ニ晴、

麻疹ハ、町方あらく一統位相濟、村方最中、就中町方ハはしかニ病死之者無之、在方ニ式人計相聞得候、併是ハ醫師方ハ皆々一寸之暇日も無之、昼夜懸廻り、行届兼、不及候而「」見る、在方ニハ、藥も不吞、醫師ニも「」やむ者多く有之、全体ニ、藤沢近辺ハ、余村より一体ニ並方宜、余所ニ而ハ専ら評判能く相咄候由也、併食事不慎、我漫不致、不嫌喰候者ハ、皆々煩ひ、甚難義、本分より重く煩候也、必ス我謗禁物、可慎事也、外々ニハ、食事ニ而即死之者数多相聞得候、

江戸表ニハ、死人拾式万余人と申、仙府ハ耽与未ニ御調不相成候得共、大凡之容子、千人余と計、一日ニ既ニ百かた位出棺之日在之候由也、国方ニ而ハ、古川町ハ^(第一)第悪く、多く死人相聞得候、奥方ニハ、氣仙沼ハ死人多し、

一最中之節者、葉屋仲間も切物多く、大みニ手等スミ、御城

下より奥方共ニ、引争ひ買取候所、此頃ハ和藥も所々ニ而掘方、当分新物四、五分通ニ而間ニ合候所、下り物唐物ニハ、御城下も切物^(マ)在之、追々註文、唐人藥延着ニ而、此節もたへ、困り居候由、甘草ハ唐真共ニなし、連堯、麦門等外切、サフラン大上り、両四十五匁位之所、百匁余ニ成、連堯廿八匁、麦門拾六匁、乍併多く、和藥安物ニ而、金高ニ不成、追々相成候而ハ、藥一統引方薄く相成候、不天氣続ニ而、水製、干方不成、火干ニ致候、大体八日、十日位藥を用而休者多し、至而急成流行也、併農事働く者無之、作之取納、麦蒔之人不足ニ而、甚取仕舞之見詰、当分不相立候由也、

一先八月廿一日御勅使

大原三位御差添ニ而、薩州島津三郎殿、江戸表發駕、上京之所、程ヶ谷と加奈川^(神奈川)と之間ニ而、異人通行、慮外之義在之、異人三人、同女壹人、切捨被成候所、異人之頭、人数三百人程ニ而指向候ニ付、島津殿同勢三千人程備を立相扣、且而戦ニも不及、程ヶ谷迄引取候所江、異人共鉄炮ヲ打込候者在之故、死人、手負も相出候、御勅使之方卿江も鉄

炮打掛候ニ付、依而江戸表江御引戻、御達ニ成、依而江戸表大のニ騒動致候、追々如何可相成哉、伊達より案内之書付来ル事也、

外ニ

一井伊様并ニ安藤様、久世様、半地被召上候由之噂サ、伊達之書付ニハ、安藤、久世御両様、壹万石ツ、被召上候由之事也、

一江戸御大老者、越前前之中将様、一ツ橋様ニ被為成候由、新御老中ニ者脇坂様并ニ板倉様、御国ハ播州水野様と相聞へ、又此間之咄ニ、当時水野様「」人と申噂サあり、其外、御大名様方御備口「」御役割、海岸并場所々々、仙台様ハ前々之通、松前より蝦夷地、御国之海岸通、御大役也、夫江被相加ひ御方々ニハ、相津〔会津〕ノ若松様、南部様、大小佐竹様、津軽様、尤御近国也、最上之内ニも在、

一先達中、大番組御諸士方具足、

屋形様御直々御改ニ成、然ニ、一組之三百六拾人、不足ハ式百弐、三十位、弐百ニ不足之組も在之、不足之分ハ、

名々日延御願ニ成、御直見之分、直々御台入ニ成候由也、是ニ而仙台之御家中、余リニ不覚悟ニ而、物之用ニ立人無少かるへしと、他国の人ニ笑れけると人々相咄候なり、尤御国之御備ひ、他ニおとる申さる候事也、至而御油断之様ニ相聞へ候、

一閏八月も廿三日と相成候所、如何成事ニヤ、毎日と申程雨ふり続、晴曇り書ニ不及不天氣、不氣候也、漸々実入と相成物も取納ニ成兼、田畑ニ而大ニ損ス、第一ハ莫、可欠様無之畑ニ而損、此節はしか煩ニ而、殊ニ無人、働者無之、困り居候也、此節在々沢辺くハ最中、五人之家内三人、四人病ミ、拾人之家内ハ七、八人やみ、病人計り多く、かり取方、又ハ麦蒔すへくよふなし、其内ニ手の廻る者、不天氣ニ而も稲かり、粟、小豆等取納る者在之、手間取人無之、又病人も薬を不用、やむ者多シ、誠ニ色々難義之事也、依之薬も、思之外不引、御医師方も廻り方草臥、手ニ廻り兼候間、自然薬も医者も不用、やむ者多し、当時余の商内物不売、病人入用物計り、御城中御勤仕之御諸士方も、長髪御免、諸御役人様皆々御同様也、家々飯たきニ困る家多

シ、此節、在々入々沢々最中成か、秋中不氣候、冷氣相成候而ハ、ハシカも難発シ、些六ツ敷成而、強くやみ、尚我満之者、喰事之為、又ハ療治不屈し而、痢病と成而、煩ふ者多、其中ニ病死之者追々出ル、何レ冷氣ニ相成候而ハ、不宜候ものニ相聞得候事、

一当秋ハ、盆後月末より、八月閏月共ニ、式ヶ月快晴ハ至而稀ニ而、ひしと雨ふり、又ハ曇り、鬱々とし而、殊之外不氣候、是程不天氣之相統候事も、近年ニ無之、凶年よりも続く、依而熟作之実も萌ニ成而、□蒔付シ麦もくぢ、煙草も大ニくち捨り、「く痛ニ成、閏八月廿八日昼過よりはれ、廿九日漸々快晴之姿と成、米穀「」ニ而三合位引上ル、南方尤引上ル、

九月朔日、昼四ツ時より「」昼より快晴、

生糸者、此月境七拾五両より、上々品八拾兩位、少々ツ、売ニ成、

続而日和ニ成、二日能、三日朝曇り、快晴成、冷氣ニ成、四日、五日、六日快晴続而、日和、

然ニ、在々ハシカ者、此強ク成而、所々病死在、又長不天氣ニ而、作方働物無之、^(働者)先八月より手間取者無之、実入物も大ニ損、何分人無之故、人々大ニ困候而、日和ニ成、悉く世話敷事也、昨二日御地頭様若殿、初而御所地御入也、大殿様者大番頭、若殿様ハ御小姓御近習御勤仕、為御在所御一覽之御下り、

六日朝大霜下ル、日和也、

御地頭様ニ而ハ、今日御百姓中へ御酒被下候、

七日日和、此間日和続ニ而、漸々稻かり上々方、又ハ麦蒔専ら、闇ケ敷人々働キ、莫ハ昨朝之大霜ニ而弥々痛、六日朝大霜也、

一はしか、後追々病人痢病等ニ成、なやむ者多、尤所々病死

在、

一麻疹中より追々病死之者御調相成、江戸表拾万以上、

仙府ハ、町家ハ五千何百人、御家中ハ壱万人余と申事ニ而、

夥敷痛也、殊ニ又金時風ハ、弐、三年前、江戸辺大流行

之コロリ病先達、ハシカノ後流行ニ而、死スル者多、依之

大ニ死人相出候事、若柳杯一日ニ拾六人死ス者在、大痛、

一薬種も、色々之病ニ而、品多く入用ス、追々下直之品も不

足、高直ニ成、切物多し、サフラン大上り、

両百六十匁より百八十匁ニ成、

当春四十匁位、ハシカニ而上ル、

九月九日弥々日和、十日も同様晴、格別冷氣強ク成、此近

在所々未ニハシカやみ^(痢病)在、又利病も色々煩ひ出来ス、

十一日雨ふりニ成、世上鬪敷、米売人無之、不出ニ而、大

ゐニ町中迷惑ス、

四百札ニ四升壺盃、銭ハ高下無之、壺貫六百文之割、

ハシカやみ後ニ而、紙類不足、高直、ちり紙無之、

肴類不足、浜方漁師不足、肴高直、

一当秋ハ、ハシカ大流行ニ、病人多ニ而、店々小間物類、鬢^{ビシ}

付等至而不売、らうそく、油者専ら売る、病人ニ付、何之

家ニ而も明しを付る、又らうそくハ御医師之迎、送り等ニ

而用る故ニ、専ら引る、あめ、安キ菓子ハ不売、上菓子を

好む、かぼちやの喰ひ人無之、多くもらへ、老人之仕合

也、最初ハ古手、太物類不売ニ候所、追々死人多ニ成、死

道□□太物大ニ売而、安白類切大景氣、□ハシカ、在々の

入々、御医師の不屈所、又ハ兼而鹿末成身持、丈夫成所ハ、

薬も不□□□□ハ、食事ニ禁物も且□□□□追々やみ返

候、又ハ食当ニ而、病死多く、九月ニ相成□□やむ者、何

分ハシカ難発シ、大□□成而、痢病等ニ成、死ニ至る者、

追々多し、在々所々ニ、未ニ最中、又ハ不病者、行不屈所

在之候、思之外流行、日数長し、残り^在、存之外薬不引事

ハ是なり、薬不用所多し、此節薬も不売ニ成、

一此間者日和続而、毎日天気、半日位曇り有之候而も、晴ニ

成而、麦蒔等、豆引専ら、鬪敷人々働、十八日迄日和宜、

併米売人無之、問屋へも一円不出にて、迷惑ス、十八夜糶

米不足、才覚買兼候者多シ、

十八日 市 手形四升壹盃

肴類も高直 糲ハ四升ニ而不足

買不入者多し

一御制事方、此度又別而厳重被仰渡、女子ノかせ、かんさし、くしの類より、錦絵等之花々敷物、又ハ下駄、皮緒、花美たる物杯ハ、殊更ニ被相留、からかさ飾りの有之物、急度被相留候、外品々御ヶ条厳ニ被仰渡、尤諸振舞の料理、肴、(瀬戸)南京七戸者勿論也、卷□芸芸共々、諸道具等諸事厳敷候、

一御大名様方、江戸御参御交代之義も、百日御代りと被申、右日数ニ而被相濟候事之由、然時ハ、御在府御勤番百日ニ而、御公義御勤相濟事ニ相聞得候、格別日数被相免事也、尤御女中様方ハ、追々御国方へ御戻し、御下り之由也、江戸表、町人共々所へもわりく江為移、後而異国人との戰場之御心懸、御支度かと相聞得候、

一屋形様、御位御升進(昇進)被遊候由、噂之事、尤 將軍様御上洛之節者、御前例ニ随ひ御先手可被成置之御趣、御公儀江被仰上候由之事也、

一拾七ヶ所御国替相成候由、噂有之事、

定而異国交易、并金銀新吹御政事等之善悪御沙太(沙汰)なるへし、

御公義より

一御大名様江御触之写

一参勤御暇之割、別紙之通御猶予被成下候ニ付而者、万一武備不調義も有之候ハ、御沙太(沙汰)之品も可有之、且参勤之期限遅ニ不及様可被心得候、

参勤割合当戌ノ年

夏

松平兵部太輔 在 加賀中納言

春 中在府 佐竹右京太夫 府 細川越中守

前ノ月ニ御登り 嶋津淡路守

同 松平大膳□□ 冬 松平阿波守

秋在府

松平相模守

中 松平出羽守

在府 溝口主膳正

松平美濃守、宗対馬守、松平肥前守、大約壱ヶ月を限り可申候、

一嫡子之義、參府、在国共ニ、勝手次第之事、

一定府之面々、在所へ相越候義、願次第御暇被下、尤諸御

役当之義、別紙在府之割合を以可被 仰出候事、

一此表ニ指置候妻子之義ハ、国村江引取候共、勝手次第可

致事、子弟之輩、形勢見前之為、在府為致候義、是又可

為勝手事、

一此表屋敷之儀ハ、留主中家来共多人數不及指置ニ、參勤

中旅宿陣屋等之心得ニ而、可被成丈手輕ニ可被致候、且

軍備之外、綵而無用之調度相省、家来共之義ハ、供先

使者勤共、旅裝之俣罷立不苦候事、不用之人不可指置と

之御事也、

右之外、数々之御条ニ而略ス、但常式之御登城、月□廿八

日、十五日御祝ひ日御義式之御登城、御請無之候条、不登

城ニ及と在之、止ニ成、

御年始、其外無御異儀御節句抔計、御年始、八朔ハ御太刀

計、献上物ハ都而御免

一御衣服等之義も、替り候事也、

秋在府

松平相模守

中 松平出羽守

在府 溝口主膳正

一嫡子之義、參府、在国共ニ、勝手次第之事、

一定府之面々、在所へ相越候義、願次第御暇被下、尤諸御

役当之義、別紙在府之割合を以可被 仰出候事、

一此表ニ指置候妻子之義ハ、国村江引取候共、勝手次第可

致事、子弟之輩、形勢見前之為、在府為致候義、是又可

為勝手事、

一此表屋敷之儀ハ、留主中家来共多人數不及指置ニ、參勤

中旅宿陣屋等之心得ニ而、可被成丈手輕ニ可被致候、且

軍備之外、綵而無用之調度相省、家来共之義ハ、供先

使者勤共、旅裝之俣罷立不苦候事、不用之人不可指置と

之御事也、

右之外、数々之御条ニ而略ス、但常式之御登城、月□廿八

日、十五日御祝ひ日御義式之御登城、御請無之候条、不登

城ニ及と在之、止ニ成、

御年始、其外無御異儀御節句抔計、御年始、八朔ハ御太刀

計、献上物ハ都而御免

一御衣服等之義も、替り候事也、

来亥ノ年

松平美濃守

「修理大夫

春同

松平安芸守

「守

津輕越中守

「守

藤堂和泉守

「亀「守

秋在府

松平越前守

冬中

松平土佐守

同 南部美濃守

来子年

十二月御登り百目

春中

松平陸奥守

松平左近将監

同

松平三河守

□中

松平肥前守

御両所ハ

宗 対馬守

松平飛騨守

壺か月

御在府

伊達遠江守

上杉弾正太弼

秋中

丹羽左京大夫

冬中

有馬中務太輔

松平為之進

南部遠江守

右之割合を以、參府之儀ハ、三年目段々百日ヲ限り可申

候、

依之、諸大名様方追々段々と御国元へ、

一御女中方被相下、御家中勤番、江戸詰之御人数被相下、専ら武備御用意相成事ニ相成、外之事へ御金入無之、大ニ諸費ひ御物入無之、御相続方宜可有之事、依而下々御制事方、諸国一統嚴敷被仰出事ニ相聞候、天下將軍家之御例も、大ニ替りニ成、軍事之御支度専ら、

元和貳年大坂陣已来、三百年程大平、

一九月廿四日晴曇り、此月中者日和続、作物取仕舞大ニ宜、

ハシカ之為ニ後レ候麦蒔も、既而あらくと申様ニ相成候

所ニ、此夜雪ふり、町方式寸位、翌日朝もさらくと雪ニ而

ふり、昼四ツ頃雨ニ成、一昨日大ニ寒く、八ツ時晴、

廿六日朝 山々相成之雪

又廿五日之夜雪三寸位、廿六日ゆるみ、雪とける、はれニ

廿七日晴曇り

相成候、保呂山御祭礼も、至而之不盛也、当月之雪近頃ニ

無之候、八月之閏月在之為、俄ニ冬と成、尤此節八十月

十六日

之節ニ入也、麦蒔も残る、稲かりも、かり分等之分、手廻

り兼、残る、

同廿八日朝晴、四ツ時より曇り、昼過雨氣、夜時雨、廿九

日日和ニ成、少々暖氣也、時雨在、

一当秋者、八月式ヶ月□勝、六、七月之照込ニ而、大根むし付ニ相□、此辺者至而「一」村ハ既ニ皆無之不作、陰地ノ分ハ宜「一」不同、何レ不作之年柄□
大こん直段 百本□壹駄

代□百文

十月朔日、暖和、晴曇り、

一生糸者、金八拾四、五両、正金引札半割ニ而、近辺あら

くと相付候事、紅花も同直段位、是も損金物故、形付兼

候、少々残り候由、

一江戸御公義之方、先江続く被仰渡御ヶ条之内、

一万石已上之面々、勝手次第乗物登城罷成御免候、尤殿中

小袴、襠高キ袴等相用可申事、御城内へ連々供之者も相

成丈相減可申候、乗物ニ無之逆も、無益之人数相省候様

可被致候、

一髪斗目、長襠者、以来総而取廢止事、

外品々略ス

右之通、万石已上已下共ニ、不残可被相行候、

閏八月

又写

一井伊掃部頭様、酒井若狭守様、京都へ御用在之、上京被為仰付候、名代ニ無之、直々上京可仕被仰付候事、

久世大和守様、安藤対馬守様、品々同断、名代ニ而茂不苦と之御事也、

一來二月頃、御上落^(上洛)被仰出候、直々□府江永々御滞留之事、

供奉 松平春嶽様 板倉周防守様

堀出雲守様 平岡丹波守様 外諸役人

一ツ橋様御用在之、当十一月中上京之事、京より被仰渡候由、

一加州、長州、因州、土州、岡山、阿州、黒田、鍋島、右八家、京都在番被仰付候、

一大阪之城、松平修理太夫殿へ被相預ケ、同島津三郎被相添候事、

一ツ橋様、江戸永々御留主居被仰付候、

一向五ヶ年之内、江戸一字御取払被仰付候事、

右頭書之通、一昨日御飛脚ニ而参候事、

九月十九日

右ニ付而ハ、江戸表ハ異国与之合戰場ニ御心掛可相成候、京、大坂ハ弥々繁昌可仕候、甲州も御隠居様之様ニ而、此所も少々町人宜方か被存候、「」如元、武蔵野ニ可相成候、町々之商人「」本国ニ引移可申由、当御城下杯□□「」無用之者不被留、御払之由相聞得候「」誠ニ数年ニしてハ、古より替る□□□

同年同月歟

又御国替之事

奥州岩城ノ城「」■成□

一安藤対馬守

右者家名断絶被仰渡事

無程、御家督様被相立候、

勢州安^(安濃津)ノ津城主

一藤堂和泉守

右者、三拾五万石之処、式十万石御取上ケ、拾七^(ママ)万石ニ被仰付候事、

江州彦根城主
一井伊掃部守

右八、三十五万石之處、半高被召上、拾七万五千石、勢

州桑名へ国替被仰付事、

勢州桑名城主
一松平越中守

右城州淀江国替、同、

城州淀ノ城主
一稲葉長門守

右八拾貳万五千石

若州小浜江国替之事

若州小浜城主
一酒井若狭守

右八十一万三千五百石

奥州棚倉へ国替之事

奥州棚倉之城主
一松平周防守

右六万四千石 播州姫路へ国替之事

播州姫路の城主
一酒井土佐守

右十五万、江州彦根江国替、

此御国替之事、被相止候事か、不分り申候ト噂さ

総州関宿城主

一久□大和守

「之内壹万石取上

追而□替「

当時御役付左ニ

……………（この間、落丁あるか）……………

一江此度五奉行「 「大閣様御代之御例を以「 「被

相立候御方、左之通「 「事、

一加賀様 薩摩様 長州毛利様

黒田様 鍋島様 因州取鳥様（鳥取） 六人ニ成

一御大家之御大名様方 御上洛、御供之被相達候処、何レ勝

手次第ニ可仕、段々被仰渡候由之事、依之、他御大名様方

ニハ不進、御上京之義まちくと成、御普代之御方計り、（譜代）

御行列之先後在、

十月廿八日、此間夜ニ小雪、常年之十月より大ニ寒サ強シ、尤冬至入近々ニ相成、寒氣と成、十月小春之日和無之候、南御郡、奥方も、ハシカ上リニ而、田畑取仕舞後レ、十月中旬迄手伝ヲ受、かり仕舞、

一異国人江交易之事、一応ハ御断被成置事ニハ相聞得候得共、未御打払と申ニ無之歟、生糸も矢張少々ツ、商人より交易在之候由、御上ニ而も御一統武備被致、其上ニ而御打払、合戦之御心懸被成置候物と相聞得候事、諸御大名様方嚴ニ御儉約、軍之御仕度「一」

十一月朔日曇り、至而寒し、昼四ツ時入寒氣ニ成、二日冬至ニ成、三日曇り、四日雪、

一薄衣、一ノ関御蔵前、買納直段左之通、

一初巻俵 改正三拾枚 米四拾八枚
四拾六枚ニ成
米も追々少緩ミ

亥正月三日之御日取

一屋形様、来春御上京、御人数之事

諸道具、味噌等、十一月より船積御下シ方ニ成、

一御一門土者伊達安芸様

登米様之由何レ止ニ成

御三方

伊達將監様

御一門様ハ止ニ成

御家役ニ而御先手、御家督様ハ御中鐘

ニ而御供

一御奉行

片倉小十郎様

但木伊豆様

御供御同勢

御直參之御方五百人、倍臣、御下迄惣勢千六百人程也

十大番頭

御若老

最初三千人之御同勢ニ被仰出候得共、被相欠、一千六百人

ニ而御登之由、御支度相成、然ニ御延引之由被仰渡候、

一大番頭

当御地頭奥山様若殿、御小姓ニ而御登之由、

御若老 千厩村中沢御在所

大番頭兼 白石直衛様

黄海村

一 出入司御役 三好竹三郎様

冬中御登 御名□

十一月急御登リニ而、御道中野陣之御心懸故ニ、御泊り場所々々御見立、京都迄御登ニ候、冬中ニ御下り之

「□」

屋形様御事、正月三日御立、江戸表「□」候由也、

将軍様御供ニ而、京都ニ八月迄□滞留「□」

屋形様御上京、御宿ハ六條東御門跡寺御借受之由、

薩摩様ハ西御門跡御宿之由也、

一 右御登被仰出候ニ付、御道中之わらじ拾駄献上仕候間、御

上御手配を以、御買上ニ御首尾被成下度、願申出候者在之

ニ付、御郡方へ被仰付、忝足ニ付代拾五文ツ、御買上被仰

渡、当村江百八拾足御割合參候由之事、尤駄送成、

一 御貸上御用金、御城下老万兩、

御郡々江一統江三万兩被仰付

此内、南御郡老万兩、奥ハ弍万兩也、

村々人頭江金半切ツ、高老貫文ニ老切半、少シ返り在、

近江并龍か崎御知行ハ、米ニ而兵糧米被仰付候、

御上京之御同勢ハ三千人之由、

御用金弍拾万兩之御備御見詰之由也

但、京登御雇人ニ金三拾兩宛ニ而御雇之由、

正月より八月御下り迄

十一月

残り米

一生糸者、追々異人共望買出候事故、又々買人所々廻り、大

ニ引上高直、残り糸金百兩より、追々百拾四、五兩迄引上、

案外之直段成、

十一月十三日市、此間日和、少々寒茂緩く候、先日中より

小雪計り、十四日暖キ、

一 御地頭様相庭左ニ

一米 代ニ而四貫八百文、則金三步也、

一大ツ(大豆) 代三貫文也、市中者貳貫四、五百文也、

但、米者薄衣納庭相場ニ同シ、

兩品共ニ御取立ニハ高直也、当年ハ大ツ大(大豆)不作ニ候間、

安く御取立ニ相成候へハ宜、米も至而不取年ニ而、甚難

義之事也、

十一月 市中 追々緩シ

一御城下米直段 金壹歩ニ貳斗八升

藏米三貫文

一同表、清酒屋一字造方被相留候事、

御用酒壺軒也

其外ハ三軒、濁酒為御軍用之、山川造五拾石御免、外

在々共ニ献金御免之分も被相留候、

在々清酒屋一円御留ニ成、手造働キ酒計り御触ニ成、

当冬御買米も少々ニ而、例年より至而不足、御買無之、一

ノ関様ニも御同様不足、

依之、中奥米場追々緩ミ下ル見詰之由、

御城下、此節武具之仕事計りニ而、町中何事も無之、

(寄席)寄七、義太夫杯之慰事一円無之、仕出屋、茶屋等ハ、至而

不盛なり、不景氣之事、

一近年大金献上、御免之酒屋ニ而茂、一統造方被相留、献金此節

丈却而損ニ成、後年可心得也、

一濁酒造方茂、一宿江壺軒御免、旧株之者造方、

一鞠室④入方も、旧株壺軒御免、

十一月十七日小寒ニ入、此兩日十八日迄、至而寒氣ニ成、

十八日、十九日晴ニ成、夜々小雪、廿日之夜八ツ時頃大地

震壺度在之、廿一日雪、至而寒く成、同夜又震、

十八日市より

一米 五升ニ成、糯四升壺盃、不足、

京都表
近衛様より御伝勅写

今般陸奥守、家来為指登、申聞候趣達、叡主ニ候処、兼而

心得、至極結構之至、為国家之、深心入、御満悦被思召被

遊、御依頼度、御内沙汰候事、

九月十五日

(広幡)廣幡大納言様より

遠藤文七郎江給りし御歌

藤波の たち帰るとも

東風(吹かば)ふかは また九重の

春に匂ひ出

かた／＼口上ニ而聞しまゝ、少々ちかくもあるかわ、

不知よしと在之候

右ニ而考へ候得者、先達中一説と者違、御上首尾ニ相見へ、誠結構、大慶ニ奉存候御事也、

十一月廿三日、昨日より小、相応之雪ふり、廿四日日和ニ

成、又暖和三成、廿七日上日和、同廿八日晴而大風也、南

か暖和、廿九日至而暖氣、夜大風、晦日大風雨、

御郡方御指引相庭

一米 廿式切五分 金廿木切

一大ツ (大豆) 拾六切

一代 無替、壹貫六百文通用、(*横書き追記あり)

御郡相庭御直段者、随分下直ニ而、御指引相成分、百性方

甚宜、当所御地頭様方、毎年高直、甚困り入、市中よりも

高し、百性前人氣あしく、大ニ違御直段也、殊ニ正月より、

毎月月割金御借上、但利足ハ被下候事、
近年八年々也

「(横書)一向御用捨御直段無之候」

十二月朔日、昨日より風吹返、寒く成、大寒ニ入、併此間

ハ雪も無之、常年之寒中と違、至而寒氣緩シ、二日も日和
宜、南氣ニ而、三日夜大雨、四日も雨ふり、六日明方より
前夜より

相応雪、尤風吹五、六寸、又寒く成、七日風、夜小雪、
尺位之所在

八日市日和成

一米穀緩ミ、薄衣買納直段も下ル、

壹俵御知行所分四拾五枚ニ成、

改正拾壹枚百文

一当町ハ五升 糯上四升壹盃

上四升三盃

一料紙類少々下ル、御城下ハ紙類大ニ高直、大みの拾壹帖、

小拾四、五、高直ニ而、至而不足也、

一水引、元結共ニ高直成、

一御地頭様方ニ而も、京御登ニ付、若殿様御小姓之御勤ニ而

御登り、御貸上被仰付、中以下迄、御年貢先納御借之由也、

一御郡ハ、(百姓)百性前之外、組抜中并ニ御侍方江も、分限次第

御貸上、相応ニ被仰付候事、

一此間者、如春之暖和之日和也、尚十日、十一日緩ミ、同日

曇り、夜ニ入少シ寒く成、小雪、十二日風、日和、何ニ緩

く、暖和成寒中也、十五日上日和、十六日前夜より大雨、

一古川町改正ニ而四百札、歩ニ八升五合、金壹歩ニ三斗四升、

高直「
」

十六日終日雨緩ミ、十七日曇り、雨氣不止、寒明ニ成、節分寒「
」年ニ無之暖和、雨ふり続「
」

十八日雪、あらしニ成、十九日風、廿日晴、昨夜より寒く

成、又相応ニひへる、廿四、五日天氣宜、市かけ者楽成詰

也、如春日和也、浜方漁不足ニ而、肴類大高直、

一たら 大 六百文位より

六百五拾文

一ほや 壹り六、七十文

一赤魚 壹疋百文

一上かれい 壹枚弍百文より弍百五十文

一田作 中品 壹升七、八十文

一塩鱈 壹本四百文位より

四百五拾文

一いそ草類共ニ高直

ノ

一近年一季奉公人不足、高直之所、当年ハ殊人不足、丸年之

奉公人無之、一季ニ而金五両位ニ而も無之、半季位之者計

多シ、

十二月廿八日市、此間々之立盛市也、昨日之千厩町も能高

盛る、併商ひハ不印、無異儀入用之品計売る、肴大下落ニ

成、皆損金と申候、

一繰わたも、追々又高直ニ成、

一將軍様御上洛御供奉之絵図か參候、当屋形様ニも、正月

三日御発駕之由ニ而、専ら御供方御支度、当御家中より四人、此間御城下へ登る、

廿八日市、肴類沢山ニ出、至而不売ニ而、大下落ニ成、

廿九日、小ニ而年越と成、上日和成、

当冬ハ、所々ニ押取強盗在之、大方金を取られ、道中至而
不宜候、壹ヶ所金廿五両、又ハ三十両、其余も弐ヶ所
在之、六、七ヶ所程相聞へ候、何も大金、

文久三年（一八六三）

当年如何、

一去冬中より正月ニ相成、麻疹の残り者、此節所々ニ有之候、

正月十五日晴曇り、日和ニ成、十六日朝霜おり、寒也、曇り晴れ、十七日、十八日同様、十九日明方小雪、曇り、此間ハ不天氣也、廿日朝寒氣、大霜、

黄海ノ

文久三亥正月元日、暖和ニ而曇り、静か成天氣、如二月頃之也、二日者、朝さら雪ニ而氷り、寒、大風在、昨日与ハ大三違、又寒く成、五日もさらく雪ニ而寒し、六日も風在、七日上々日和、八日同様、二月下旬之如く、大ニ暖氣、雁北へ返る、

一屋形様、三日頃御発駕之由被仰出候ニ付、押詰当御家中より登候所、廿八日被仰渡、御登り御延引と成而、直々戻る、御登之義者、何時と申事、不分り、

一此間弥々暖和ニ而「風ニ成、大風、矢張暖
「正月なり、去冬□□□□」
「畑照込、少かれ」
「か入も、潤ニ成而宜、何分照勝之事也、

一三好竹三郎様御事、京表御用ニ而去冬御登り之所、火急御下り、御早ニ而、京より十一日振、此より江戸御屋敷壱日御休、誠ニ大早ニ而、過ル十三日仙表へ御入着之由、右之義ハ、近衛様より御内意ニ而、將軍家之御登ニ不抱、屋形様ニハ早々上京可致との仰ニ在之由之事也、依之、早々御支度、弥々御上京、不遠御発足之段、御供方へ御首尾合相成候由之事也、然ニ、三好様御登之節か、江戸道中ニ而、兼而近年噂在之水戸浪人之士ひ、六、七人ニ而、路センを御無心被相願候ニ付、相応之金被相進候所、大ニ悦ひ、引取候所也、右浪人之士衆中、五、六拾人程ニ而、御出立へ相出、遠く御見送、美々敷被致候由、専ら噂有之候、金五

拾両も被下候由相噂候、道中筋誠ニ宜評判在之、

一去年中、江戸御殿山へ、外国人之居所大普請、誠ニ結構ニ
條理為致、出来相成、明日異人共取移と言其夜、出火ニ成、
右屋敷普請計一夜ニ一字焼失致候、誠ニ痛敷事ニ候得共、
元より外国人居所被相免場所ニ無之、諸人不服事ニ而如此
也、

去冬
一生糸高直より、繰綿大引上ニ相成、綿、江戸ニ而十太百八、
九拾両ニ成、是等も外国人江末ニ交易不止、取引相成、如
此、都而諸品へ障り、困り入候也、

正月廿二日夜雨、廿三日相応雨ふり、大ニ暖氣ニ而、廿四
日不晴、曇り、小雨、

屋形様御事、二月三日京都江御発駕御定日被仰出、当御家
中よりも三人来ル、廿六日出立之由、御供之人々江御金御
一統江別而被下置候由之事、但金七十五両ハ第一之金高也、
御役柄次第ニ被下、
御老人

廿五日晴曇り、廿□□日和、暖氣、廿六日曇り、雨氣、如
三月頃也、珍敷正月也、何年ニも不聞、田のくろ拵候者も
有之由也、廿七日小雨、南氣強ク、順氣ニ不成候、大風ニ成廿八日、
廿九日晴曇り、日かん入口、兩日寒也、朝ニ霜在、
海中悪く不漁、肴高直、

二月朔日朝曇り、上日和ニ成、今日平治四十式ノ年賀ヲ祝
ふ、二日も日和、三日ちう日、(中日)晴曇り、朝夕霜、寒し、四
日寒く、日和、

六日夜おゆき安産、男子、文七と名付、

三十年已前と大ニ違、四節之肴、大漁事と申事近年無之、
尤常漁共ニ不足ニ而、至而高直、上方直段也、天道、地勢、
人事之替り有之、依而是等も替り可申敷、
世の中変

当時御政事ハ、諸国一統嚴敷被仰出候得共、当地辺者長く
守り兼候次第、諸物之高直者、当時之新金 従江戸被相出
候金ニ候得共、至而之軽目、金性下品ニ而、半金之見詰ニ依

而、上方より諸品引上、高直ニ成、何品ニ而茂一切之品々共
ニ高直、恐入世柄なり、

一此頃岩谷堂ニ敵打、双方共ニ其地之者、一件御吟味之由也、
一大籠村ニ他郡之者共凶事、男老入切られ、女も少々疵負、
御檢使御取都、同村大ニ痛ニ成、

二月八日夜風強く、大雨、九日も大雨、此頃之天氣并氣候、
如三月頃之、余り暖和、珍敷氣候、甚物々急く、農事と申
内、薪木切方至而後ニ成、

一屋形様御事、弥々過ル三日御出立被遊、大河原御泊り、御
同勢都而三千式百人と相聞追々増入へ候、御儉約被仰出、御人数等
被相欠御吟味之所、別而御吟味、又ハ御役柄御下、間ニ合
不申御見詰か、御大勢と相成、尤軍陣之御備ニ而、兵具沢
山為御持、御登り被遊候由也、誠ニ御大儀之御事、先達而
米沢殿様御出立御登ハ、御同勢千五百人之由、左候得者、
御手前様御人数相当ニ可有之事也、過ル三日御発足、御道
中江戸迄十一日振、十三日江戸御着、御滞留無之、十四日

同表御出立、御登京被遊由也、御同勢多ニ付、御道中ハ
緩々御登被遊候事か、

四、五日前より種漬る
二月十一日夜九ツ頃地震強シ、此間曇り、天氣不定、十二
日朝霜、当日晴れる、十三日同夜小雨、大風ニ成、十四日大風、
所々破損、暮方静ニ成而雨、又風ニ成、夜小雨、十五日四
ツ迄曇り、終日不晴、十六日壬辰晴上り、十七日朝寒シ、
五ツ過より風□□□晴□曇り、寒也、十九日朝寒晴れ、廿
日、廿一日朝霜ニ而至而寒也、当月者雨風、春寒ニ□先達中
より寒し、廿二日上日和也、

一正月、御郡方御会所より参候由之大小写、
大二ない 三万兩(五)の御用金
七八おかせて 十(極)と極る
小正ハ先納 か(返し)ひ四下されと
六らや九人や 霜(霜月)の御願ひ
二月廿八日、此間ハ風多し、半曇り、昼より晴、廿九日、
昨暮方より南風ニ而、今日雨ニ成、

一米相庭、当時此地者別段之事無之、少々上り、

一玄米 四升五合

一糯者上四升

一くりわた 改正札ニ六十目上り

南御郡者、急之御買米、為御登米被仰付、大ニ迷惑致候よ

し、依市中米不出、引上ル、

都而之諸品高直ニ成、御城下表、此節ハ至而不景氣也、

一此節、当地錢多く出廻り、札不足ニ成、市日者別而不盛、

商ひ無之候、

肴物不足、高直也、

三月朔日曇り、寒、此間者不天氣、三日節句、当年も曇り、

雨ニ成、四日朝曇り、晴ニ成、日和、節句雪雨ハ、江戸井

伊様已来四ヶ年続く、

一屋形様事、弥々二月三日御発足被遊、御同勢三千人之余、

既ニ四千人近之御人数ニ而御登り、江戸御着十三日、然ニ

將軍様御事、過ル同十一日御発駕之由ニ而、屋形様より御

跡と相聞得候所、却而御日限早、十一日か御発駕被遊、御

先ニ被為成、依之屋形様、俄ニ御道割違、全体東海道之御

吟味御道割之所、木曾海道通、江戸表十七日御発足被遊之

九日ニ成

由也、將軍様ハ三月三日御入京、御手前様ハ御先ニ御翹拔、

朔日御入京之御心懸ニ、御急被遊候由也、京ニ而御待受之

漬^(糎)り被為在候由也、御大勢ニ而、御供方難儀可仕様子也、

全体東海道、去冬より御吟味被遊、大井川渡り場賃錢抔者、

会津様千両ニ而御渡り、然ハ仙台様ハ式千両被下置候由ニ

而、御引合相成候由也、御登りハ行違ニ成、御泊りハ野陣

之御支度と相聞へ候事、諸御大名様方御入洛ニ而、京都ハ

此節江戸より大繁昌也、

町人中

當將軍様、京町中江之□□座被下金ハ、拾五万兩と相聞

得候、其外公家様方江ハ御一統ニ可被為在、誠ニ夥敷金

銀、京中江可被入也、

當御上ニ茂、御金不足ニ付、御軍用御備金之内七万兩程

被相出、為御登と相聞へ候、諸方御金無之、

一當春者、江戸表江入米不足ニ而、米大ニ高直、御大名様より

為御登米至而不足也、江戸御參勤御日數聊成ニ付而ハ、御

屋敷々々々人不足ニ而、外御国々々之御備ニ而、為御登米

無之、少々計、依而、江戸町中御払米無之、引上り、壹兩
ニ式斗ニ成候由也、甚困る、

尾張大納言様
水戸中納言様

一三月十二日朝大霜、日和ハ上快晴、此間ハ不天氣続、雨、
尤至而寒し、十三日朝も小霜、朝曇り、十五日日和、十六
日ハ風有、十七日日和、

御政事向総裁職

越前
松平春嶽

一万俵

海陸総裁職

一当屋形様ニ者、御実子不被為在候ニ付、京御登前ニ御家督

アハ徳島
松平阿波守

様御吟味ニ而、御延引成、当一ノ関様を以御貰受、御家督

御老中
水野和泉守

ニ御一決被為濟由、未御触出ニハ不成候得とも、御乗出之

出羽山カク
板倉周防守

御心懸ニ被仰出、御発駕被遊候事、先日御籠、御陸尺之者、

備中松山
小笠原凶書頭

御郡方へ御撰ニ、御籠頭壹人下り而、御郡ニ而御吟味、

御役料
御若老

文久三亥三月三日 京都江将軍様

御上洛 御用掛并ニ御大名様方御行烈御待受等之御

名書写 絵図面在

遠州
田沼玄蕃頭

房州
稲葉兵部少輔

前ニ御上京供奉

御賄料
一ツ橋中納言様
十万石

京都ニ而御出仰

御政事職

土州高子(高知)
廿四万二千石

松平容堂

熊本

細川越中守

長州

松平大膳太夫

筑後(忍)クルメ

有馬中務太夫(大輔)

御先供

越後高田

榊原式部太輔

豊前小倉

小笠原大膳太夫

於京都御待受御供

加州

加賀中納言殿

作州津山

松平三河守

因州取鳥(鳥取)

松平相模守

越前福井

松平越前守

播州明石

松平兵部太夫

仙(仙台)夕イ

松平陸奥守

羽州米沢

上杉弾正大弼

勢州津

藤堂和泉守

同州秋田

佐竹右京太夫

薩州

カコシマ(鹿児島)

松平修理太夫

越後柴田(新発田)

溝口主膳正

江州(膳所)セ々

本多主膳正

前々御上京高家

江戸(本所)本庄

京極丹後守

同永田馬場

有馬兵部太夫

同菊川丁

織田宮内大輔

御先供高家

同小川丁

大澤采女正

太御押

一ツ橋御差添高家

小川丁

土岐出羽守

大御押

十五万石

松平隱岐守

伊予松山

京都守護職

奥州

会津

松平肥後守

御役料五万石と在

御用掛り大目附

千三百石

江戸

二千石

三千五百石

町御奉行御勘定奉行兼帯

永井主水正

瀧川播磨守

御勘定奉行

二千百石

三百石

江戸

同

六千三百廿石

市ヶ谷御門

五千石

本庄

三千石

六百石

此御方、御役付不見得候分

勢州

十八万石

雲州松江

十一万石

桑名

十二万石

高松

膳所

三万六千石

摂州高ツキ

三万五千石

丹波田ナベ(丹後)

同火之御番

十万石

山城淀

六万石

丹波笹山(篠山)

御用掛り御老中

羽州山形

御若年寄

藤堂和泉守

松平出羽守

松平越中守

松平讃岐守

本多主膳正

永井飛騨守

牧野讃岐守

稲葉長門守

青山因幡守

水野和泉守

信州高シマ(高島)

諏訪因幡守

同

御側衆

同

坪内伊豆守

十五万石
姫路

酒井雅楽頭

下ニ書都ニ無之候得共□□□□

三万二千
ブ(豊後)ンコ

松平大隅守

江戸御留主居

田安大納言様

五万石
三州

本多美濃守

十七万石
武州川越

松平大和守

十万石
ブ(豊前)セン(中津)中ツ

奥平大膳太夫

紀伊中納言様

御老中

三万五千
上州沼田

土岐山城守

五万石(丹波)
丹ハ亀山

松平豊前守

九万五千石
土浦

土屋采女正

六万石(美濃)
エン州浜松

井上河内守

四万

土井能登守

六万石
棚倉

松平周防守

京都御所司代

七万四千石
越後長岡

牧野備前守

御若年寄

同御定審

上総

平岡丹波守

一万二千五百

安部摂津守

溜間

武州

一万石

松平丹後守

十万石
武州忍

松平下総守

一万石 松平豊後守

御目付

神保伯耆守

大井十太郎

山口信濃守

外御役付者甚多く、繁キ、依而略ス

右御行列ハ京都御入、御所御参内之節可成候、

御先ニ立分

御進献之品

一御太刀 二領

一御馬 十疋

一黄金 三十両

一白银 三十枚

一呉服 二百

一御装束

一御懸物

一御手本

一御硯 四組

一御文台 一

一御重硯 五重

一御茶碗 二組

一御茶

一御風炉 一組

一御釜

一御蓋置 金

一御水指 銀

一御本 不分り 同

一御台（台子） 同

一御花瓶 大小 三ツ

一御花桶 金仕立

一御寢殿御道具

一御香炉 唐獅子

一同 金銀

一御衣

一御燭台 金

一御膳道具

一御看働

一 ランケイ

一 判木 不分り

不見得

一 麝香 五斤

一 沈香 二ツ

何か不分り

以上三十式品

將軍様、二月十三日御発輿駿河之ニ而、川崎御泊り、御道中府中

御泊、久能山江御参詣被遊、同所ニ御泊り、廿一日ふり之

御道中ニ而、御入洛ニ被遊候由之事也、

廿日共在

当方屋形様ニ而、式日後ニ付、江戸表十九日御発駕、木曾

海道御登ニ被遊、御先ニ御翔拔、三月二日御入御都合被為

成候由也、御同勢ハ六千人程也、

式千七百人ハ、御上之御帳面、

三月十四日、茶畑ノ与右衛門江戸より下着ニ而相咄候ニ、

水戸様ニハ、十七日か御発足ニ而、御同勢式万人程之御人

数と相聞得候由、惣押ニ而御登、御道中御泊り町三宿ニ而

も余り、野陣在之、東海道も昼夜引も不切御通之由也、

家々ニ

水戸御金箱夥敷登候由

下々之者ニハ、食事行届兼候者も在之、欠落之者も在之由也、

將軍様御同勢ハ、老万ニ不足由也、

御大名様方大坂御固

摂州

一ツ橋刑部卿様

阿波

海陸総裁職

松平阿波守

(徳島)
トク嶋

御老中格

御役料

小笠原図書頭

十五万石

真田山

(伊予)
イヨ松山

松平隠岐守

拾万石格

同所

(播州)
ハン州明石

松平兵部太輔

薩州

桃山

(鹿児島)
カコシマ

松平修理太夫

十五万石

農人橋

(豊前)
フゼン小倉

小笠原大膳太夫

三十二万石
エチ（越前）セン福井

高ライ橋

松平越前守

十五万石
出羽米沢

天満ハシ

上杉弾正大弼

十五万石
播州姫地（姫路）

大平南ハシ

酒井雅楽頭

十万石
豊（豊前中津）セン中ツ

同

奥平大膳太夫

十八万六千石
出雲松江

松平出羽守

五十四万石
肥後熊本

前来寫

細川越中守

十五万石
越後高田

本丁橋

榊原式部太輔

百二万二千
加州

片町

加賀中納言殿

十万石
越中富山

同

松平稠松

同

十万石
加州大聖寺

松平飛驒守

○是より

六十二万五千

鳴野口

松平陸奥守

奥州仙（ママ）

○是へ

十万石
イヨ（伊予宇和島）字和シマ

同所

伊達遠江守

廿四万二千石
土佐高（高知）チ

天保山

松平土佐守

三十二万五千
因州取（鳥取）トリ

安治川

松平相模守

三十二万五千二百石
備前岡山

木津川

松平内蔵守

三十六万九千
長州萩

兵庫

松平大膳太夫

十一万九千六百 泉州堺
筑後柳川 立花飛驒守

大坂御城代

七万石 松平伊豆守
三州吉田

同御定番

一万石 本田肥後守
セツ州山サキ(摂州山崎)

一万千百四十石 京極備中守
丹後

大坂御在番

五千石 松平伊予守

同

五千石 溝口讚岐守

同御加番山里

三万石 稻垣信濃守
志州(鳥羽)トハ

同

二万石 保科弾正忠
上サ(上総飯野)イ、ノ

同青屋口

一万二千石 三宅備前守
三州田ハラ(田原)

雁木坂

一万石 戸田淡路守
大垣シン田

外ニ

三万六千石 永井飛驒守
ツ、 九鬼長門守

講武所 海陸御奉行と有
奉行

一万八千石 大関肥後守

三千石 大岡豊後守

三千石 松平 仲

是ハ先ニ書ベシ

五千石 酒井壱岐守

軍鑑(軍鑑)

奉行

一万石 内田主殿頭

二百俵 木村撰津守

学問所

奉行

四万石 本田伯耆守

二千俵 秋月政太郎

歩兵御奉行

小栗豊後守

大筒方

九百石 下曾根甲斐守

百五十俵 江川太郎左衛門

八百石 田附四郎兵衛

二百俵 高橋四郎太夫

百俵 中山簾即

二千四百石 向井将監

外軍奉行 男谷下総守

浪人御奉行 松平主税

右之通、大坂海岸通、川筋、大手橋々江御陣取、御備ニ成、
外両方、河内海道境迄、西ハ兵庫迄御備絵図面下る、誠ニ
当表、元和己来之御陣取也、京都より大坂近辺、目を驚た
る御事成べし、

京都御警衛

御料 御政事向総裁職五万人

一万俵 松平春嶽

御守護職

廿三万石 七万五千人
松平肥後守

御所司代

七万四千石 七千四百人
牧野備前守

越後長岡 二条御城定番

一万二千石 千二百人
松平豊後守

(下総多古)
下サタコ

同

二万二百五十石 安部撰津守 一千人

武州ヲカベ (岡部)

清水

五十二万石余 五万二千人
松平美濃守

筑前福岡

北野

三十五万七千石 三万六千人
松平肥前守

肥前佐加(佐賀)

九条

廿一万石

有馬中務大輔二万千人

筑後(久留米)クルメ

藤堂和泉守三万三千人

三十式万三千石
勢州津

松平出羽守一万八千六百人

十八万六十石
出雲松江

松平讃岐守一万二千人

十二万石
サヌキ高松(讃岐)

松平甲斐守一万五千人

十五万二千二百石
和州郡山

松平越中守一万千人

十一万石
勢州桑名

稲葉長門守一万二千人

十万二千石
山城淀

△是より

青山因幡守六千人

六万石
丹州笹山

本田主膳正(本多) 六千人

六万石
江州セ(膳所)

一万石
和州新庄
永井信濃守千人

△是迄八京都御備

長崎表

半年代り

筑前
松平美濃守

肥前
松平肥前守

蝦夷
松平陸奥守

会津

松平肥後守

佐竹右京大夫

南部美濃守

酒井左衛門尉

津軽越中守

松前伊豆守

別紙御役付在

御政事総裁職

越前
松平春嶽様

土佐
高知

松平容堂様

陸軍総裁職

阿州

松平阿波守様

文武総同

鍋島カ

松平閑叟様

寺社

牧野越中守様

土井大隅守様

松平撰津守様

御老中

松平豊前守様

水野和泉守様

板倉周防守様

井上河内守様

小笠原図書頭様

御若老

諏訪因幡守様

平岡丹波守様

稲葉兵部少輔様

田沼玄番頭様

有馬左兵衛佐様

三月十四日、茶畑ノ与右衛門殿、江戸より下着ニ而相咄候ニ、將軍様ニ者、京都御滞留百五十日之御見詰ニ而御発輿被遊之所、御道中所々より御註進在之、近クハ異国軍船十七艘程漂泊致居、其外遙沖ニ何程と可申様無之、夥敷黒く成而相見得候由、御註進在之、依而諸方国々江茂為心得之と御触被仰出候由、右ニ付、京都 將軍様御滞留茂、十日限之御見詰之由、何茂様共ニ長御滞留被為有間敷と相聞得候由、一説ニ者、異国之者共願ニ、薩摩之國を先以被下度由申聞候事也、此方之御吟味ニハ、何分事ヲ申延シ、能軍事訓練致、其上ニ而図を見合、兵を發る方と、色々御吟味被為在由也、専ら堅固之御備向也、江戸表茂、御大名様方之御女中、此節迄一字国々江御引下り、御屋敷ノハ、御留主居ノミニ而、からニ成、町中も所々御備ニ付、御取払之場在之、先以品川辺より日本橋近辺、又ハ柴口^(芝口)辺、浅草、两国橋辺、御丸近辺ハ勿論也、諸方御堅めニ成、市中至而往来、常之半分も無之、

到而不景氣此節也、

藤懸左京

米直段ハ、百文ニ上五合より六・七合迄、

花房弥之助

何様ニモ、此節御上洛ニ而、御決定可相成候事、江戸并

本多日向守

屋形様より御早、過ル十一日ニ下着、御道中京より三日

一大けん丸 式艘

路、手前より御早、御無難ニ而御登之由也、

日本製軍船

唐船造り 早船也

御固場

御勘定方御普請方

板橋口 加州御家来

成瀬善四郎 外六人

千住口 松平飛驒守

御奉行

大川橋五ヶ所

村垣淡路守

五頭外式ヶ所

軍 新見豊前守

其外橋々不残

木村撰津守

御名前数多ニ付略ス

小栗豊後守

外海岸通り江戸、近国、海岸筋海道迄御固めニ成、常陸・

右之外、御役人五人

下総

御船頭

赤羽根御用屋敷

江川太郎左衛門手代

戸田熊之丞

中浜万次郎

水野監物

水主頭

酒井祿之助

鈴藤善四郎

飛驒浜次郎

右、何茂向方御撰ミ、異国江渡来馴たる人々也、内海ニ浮

へ、御備也、右一体絵図面有之

一諸芸ニ秀だる者

被御召出抱名前

二百俵より宛百俵迄被下

劍術三人

槍術式人

外御大名様方之

御家中より 六人

外ニ 五拾人

一水戸浪人之内、御牢入ニ相成居、又者御預ニ相成分、此度

御赦免ニ相成ニ付、水戸様京御登之御先手ニ被召遣候由、

尚諸国へ廻り居候天狗組之浪人中、被召返ニ而、御用ニ相

成候由、誠ニ大慶事也、此節ニ至り候而ハ、誠ニ水戸前ノ

中納言様御思召、御本意被相達候事ニ至り候、

一京都より前中納言様へ諡号

大納言 と被為在候由也、

一御改御高之部

本三十五万石、此度 井伊掃部守

改廿五万石

本五万八千石 久世謙吉(謙吉)

改四万八千石

本五万石 間部安房守

改四万石 安藤隣之助

本五万石

改三万石

本 改三千五百石

改三百石

久貝因幡守

薬師寺筑前守

一東海道并其外共、此頃人馬不統、馭場々々車ニ而運送ス、賃錢ハ別而高直、御定之外等相願被下候事、

一屋形様、江戸より跡勢六百人為指登候様ニとの義、仙表へ御到来之由、又追々百人増人被仰渡候由、

右ハ、大番組百人、組士五拾人、御足輕百人、

但、江戸表も弥々騒ケ敷容子ニ候間、同表之御備向かと相聞得候、当御地頭様ニハ、大番組并二番之御組ニ而、一番組ハ来月初御登ニ付、跡御登之御心懸、御首尾合到来之由也、

江戸より来る
写

此度神奈川表江異国軍艦数艘渡来、重太マツ之事件、書翰を以申立来ル、八日迄御決答無之候ハ、船将之職掌を尽シ可不分り申旨申立候ハ、不容易儀故、応接之模様ニ寄、可開兵端も難計候間、警固次第出府之心得ヲ以、人数手当等可被致候尤 御留主中之儀ニも候間、猥ニ動揺無之様、末々迄精々可被申付置候、右之趣、関八州万石以上之面々江可被相触候、

一抛身命ナケウツテ、多年之御恩沢ヲ相報シ、不覺之心掛無之様、厚可被相心得候、

右之趣、万石以上以下之面々江、不洩様可被相触候、

町触之分 江戸

異国船数艘、横浜沖合江碇泊致シ、品々申出候趣共在之、万一如何様之義出来可申も難計義ニ付、銘々心得□可在之候間、兼而為「一」尤右ニ付、火急ニ市中騒□無之様、精々可申諭置、候

町奉行江御達候事

今度

御上京、御在京御日数十日たるへき旨、於京都被 仰出候旨、於

御旅館被仰出候、此段為心得之、向々江可相達候事、右之通、大目附御目附江相達候事、

三月四日

一屋形様御事、京都表之御首尾、并御道中筋共ニ、古今之上

御首尾ニ而、殊ニ加茂御両社江之 御幸江供奉、御先被為蒙
仰、是又御上首尾、中ニも御手前御供人数之内、馬術功者
之分 二拾人余ニ而公家方へ結引并曲乗等手を尽シ、乗入
御覽候由、曲乗之衆中尤撰人計リニ而、誠ニ見事ニ乗仕舞、
公家方も大ニ感心被致候由也、依夫々御褒ニ預リ、乗人
中并御一統大悦ひ之由

御下り茂四月廿五日御城下御下着被遊由、丙四月十二日出
状ニ有之候所、又御延引と申候、

三月十八日、登米伊達筑前様 御家中御一手ニ而、軍陣練兵
有之、惣勢者三千六百人余、大筒拾挺、拾目玉入より三拾
目五拾目迄五六拾挺、並筒三百挺、鎗、弓、右ニ準し騎馬
式百八拾疋、御城下より原御陣所迄五里之間、佐沼海道之官畑共ニ二行も立而、旗さし物

引も不切、旗御城中より先手迄百五拾流程ニ而、其外色々
品々、軍列之法式正しく而、誠ニ見事と可申歟、本甲冑と
ハ無之候得共、随分美々敷事也、

右見物之者、諸郡より集り、右備之御人数より見物之者迄
ニハ、拾万人共可申歟と噂致候也、舛測祭も、近年無之大
盛りなり、

右当日者、朝かけ者曇り、風ニ成而日和、十九日、廿日共ニ

前後日和続く、廿一日、昨日より大ニ暖氣、暑く、朝大霜大南雨

氣ニ成、今朝小雨、四ツ時頃小雨、晴而又曇り、風ニ成、

一過日八十八や十五日朝日輪大ニ赤色ニ成、輪も形異形ニ成、其下へ

冠り直垂之人顕れ、則如天神宮之相見へ、見付者あれく

と人々江聞する内ニ、雲押懸、牛乗而不見失ニけり、所々ニ而見人

相咄候事、誠ニ奇意之事也、又其日暮方入、日々頃形長く

成、又三角等ニ変「」御替之事在之、近頃者早朝より

「」迄者日輪色大ニ赤シ、人□□「」不審成事ニ而、

若日照之印ニ而も可有之歟と噂致候、

月輪ニも替り有

十五日之夜ハ三角ニ而終る、

稀ニ見る人在之

廿一日雨不降して風ニ成、此間者日和、曇り計ニ而、雨

四月節成無之故麦の青葉も為照の、赤色ニ相成候間、近日中ニ雨を

希居候事也、廿二日朝も相応之霜下る、日和、暮方寒し、

三月廿三日曇り、夜より雨ニ成、廿四日雨、

一若柳米市中相場之事

一金壹歩ニ 式斗八升五合

五斗入壹俵

代貳貫八百文

米も追々下りめニ成

白米

壹升

六十七文

一同日、御郡奉行様御廻村、(狼河原)狼原町より当町へ御入御泊り、

廿四日千厩町迄御通、

雨ふり中御立

此間之日月大ニ変替り在、赤月者三角杯、何年ニも無之變也、

昨日之雨ニ而、麦も大ニ宜、田拵も甚宜相成候事、廿五日日和ニ成、廿六日朝曇り、昼晴、

一江戸近之海辺、異国軍船追々集り、当分百五拾艘計り来り、追々共ニ交易被相免度義願申出、有無之御返答責付ヲ

題として、此方イヤと言ハ打出さんとの仕懸ニ而、軍

沖ニ四百艘計りと申候

船数艘おし懸候物ニ相聞得候間、江戸表并京・大坂共ニ騒ケ

敷、道中筋共ニ御註進其外往来しけく相聞へ候、海上江戸

行之船共之内、南部船貳艘、仙台船御穀船壹艘、沖合ニ而

異国之者共ニ追取られ候由ニ而、類船者皆引返戻るよしな

り、依之為御登米被相止、御国元ニ而御払、余者御囲ひ、

右ニ付追々米下落之容子也、江戸辺者諸国より■入米無之、

市中高直ニ成、

御備方旁動揺致、町家畳等迄売払、唐物不何寄引上之様子也

一統逃支度縁を求而引移容子也、

一過ル廿一日昼、石之巻鑄錢場より出火ニ而、大るニ焼失、

新田町、横町、立町、中町、裏町、元町、日野屋ニ而留る

由、門ノ脇東ノ方、住吉より蛇田町残る、中町火より飛火

ニ而、川向湊貳百軒程焼、翌廿二日朝後四ツ時迄 大火事

也、屋数委く不知、凡六百軒位、色々噂、大□□

「かまと数千五百、大ニ焼、土蔵□□大□□□

計、同日乱大風ニ而、悉く焼、誠大痛也、船貳、三艘焼る、

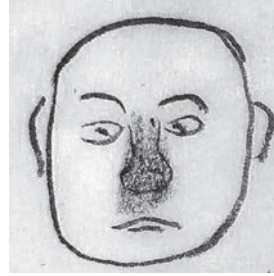
大火ニ付、涌谷様并松山様御大勢御翔付、御製道被成由也、(制道)

御触之写左之通

前文略ス

遠田南方二郷村百姓利兵衛妻、并伊達安芸殿家中徳藏内之者女、ころり病ニ付、別紙之法を行ひ相凌候、大肝入申出候義、紙面略ス、

一ころりの一病者、面色黒く、色をとり候所へ先ニ冷ク参るもの之由、其外手足もひへ候事之よし也、



此通、村々教置、ころりを治する事奇妙之由、

此病ひ、安永年中四国之土佐一
国ニて行われ、大死亡在之、一医
師此法を工風得候、右其後土佐ニ
而ハ、ころり病をなんともおもわ
さりけり、

右療治方



唇の内方、あくきのきわ、男ハ
右、女ハ左の方、壱分五り計り
皮を切とふして、血をしほり出
し候得者、即座ニ治ス、

追而薬を用ニ、ふかん^(不換金)きん正気散を用てよし、用へすともよし也、

尚以御医師吟味承届候处、図之理書、左右之字、男者左、女ハ右之間違ニ相見得候由申聞候間、此段為心得之申遣候と在、

外御触之写 序ニ付写取

一出家山伏等、村々相廻り配札、或者寄進等相頼候者在之由、
決而難成、尤寄進御手前共ニ罷越、御手前共ニ而心指を印
し、右を元ニ村々相廻り候由も相聞得候間、右様之義ハ訖
度難成候条、首尾可有之候、

一いたか村々相廻り、配札難成候条、其心得首尾可有之候、
右之通、檀家等ニ而定例之守札引配候者、是迄之通ニ而宜
候間、此段も申渡候、以上、

齋 門之助

十月廿九日

右ハ去年被仰出候事ニ相見得候、

亥三月廿八日、日和ニ而風有、寒、昼九ツ時頃俄ニ雨あら

れ、大成物一寸之間ニふり、又少シノ地震も有之、蚕ハ過ル廿日頃より段々むへる、

四月朔日大ニ暖氣ニ成、晴曇り、二日、同三日日和同様、暑シ、蚕ハむへ最中、雨不足、百五者昨日也、此間霜無之候、山草木之萌立ハ急キ候得共、桑之萌立不尺取候、五日、四月中の節成、初巳六日、午日也、弥々雨無之、苗雨水無之、一体不宜候、風計多シ、去秋ハシカニ而時付遅く、依而何方共ニ時付遅き分、一統至而あしく候、

七日曇り東風ニ而雨さらくふり、晴、八日曇り、日々之照込、麦作も干かれ、田茂川懸り、水在之分ハ仕付之支度相成候得共、水遠之場、天水之田ハ白川原と成而、仕付之支度成兼、当時農事之仕事無之と申者多シ、当時干損田大凡三ヶ壱位、干損不持家無之候、十四日朝雨ノ模様在之、悦ひ居候所、四ツ過晴、日和ニ成、

御領内ハ

一御軍用為御備之、人頭壱人ニ付、壱ヶ月ニ代百文ツ、相納置、積金可仕段被仰渡、取立相成候事、

一三月、杉苗拾五本ツ、人頭壱人ニ付、右本数植方仕候様、百姓前一統江被仰付、当村ニ而ハ藤勢寺山江植方相成候事、

一四月十八日、昨夜半過より相応之雨ふり、同日昼四ツ時過ニ晴、曇り、此間先月廿三日雨□来雨無之、大照込ニ而、麦もかれ□赤く成□所、所々有之、多くハ実入無少、干損田并苗代水不足ニ而多く、不宜候、数日照込ニ而、川々共ニ水不足ニ付、村々雷神雨乞精進等致候所、漸々十八日前夜より之雨ニ而、少し潤ひ、苗も引立、一先一統安心致候、併干損田之分ハ、逆も溜り水無之、跡雨無之候而ハ、無仕付ニ難計、此節専ら田植之支度、^{十九日}今明日より稀々田植初り、曆之初田植ハ廿五日也、常年より春中より引続暖氣也、依而諸事急く、

一江戸表ハ、町家も女、童、老とも、早々住居取移、為立退可申与の御触ニ而、一統立退、諸道具運送方、平年之火事之節より混殺致、^(混雜)町々家主、又ハ支配人等壱兩人宛残り、余者皆立退ニ相成、其外共ニ海岸近辺之家々ニも、壱人も

無之様ニ立払候由申来候事、

御城下飛脚屋も、五百目より重キ貫目在之物ハ、請取不申、尤為登之金銀共々請取不申由ニ而、当時上方筋之売物駄運送成兼候事、依之、諸品高直ニ成、中ニも葉種類高直、唐物別而大上り物多く成由、葉問屋より申来り、困り居候由也、

江戸表、如斯ニ而も入米無之、米穀不足、弥引上、此節而ニ玄米ニ而三斗八升と申来る、

一御上ニ而ハ、石之卷ニ而此節御米御積立為御登ニ成、銚子廻シと相聞へ候、東海道宿々も、海岸付ニ而、異国人之鉄炮其外共々杯も恐れ、又ハ御大名様方御上下等、昼夜不引切、人馬共

ニ続兼、立去者多く、依之、飛脚屋も御用状付定飛脚之持忝駄位、外ハ持方不相成事ニ聞得候事也、江戸より仙府迄、忝貫目ニ付銀廿弍匁之割ニ而五百目限り、外不請取候事、平年ニハ忝貫目五匁位、六匁位致候事也、

一屋形様御事、京都表御発駕、東山道木曾路御下向被遊候処

ニ、御跡より 御奉書到来、 將軍様御下着迄江戸表滯留可致との御首尾ニ而、此節江戸御滯被遊候由、尤諸御大名様方共々御同様、御在府御方様御一統之由也、先御早ニ而屋形様御事、来ル廿五日御城下御着之御首尾之所、江戸表御滯留被遊候ニ付、御延引之御早到来之由、

一異国人共、先月中ハ合戦を急候所、御当方ニ而ハ、將軍様御下着迄と御返答被成候由ニ候所、此頃ハ先より三十日延呉候様、却而日延ヲ申聞候由ニ而、少々静ニ相成候由申来ル、

一道中筋ハ馱々人馬不続、車力ニ而専ら駄送、

又

京都より来ル写

屋形様、去月十八日伝奏衆より御家来御呼出、依 御内勤ニ、遠路之所登京、 御満足ニ被 思召候、然ニ、頃日英夷以軍艦渡来、不容易、就者自国海岸防禦之為手配等之、早々帰国、守衛可仕等品々被 仰出、右ニ付、同廿日御参屋形様ニハ三度之御参内か内候様御達ニ付、五ツ時被遊御参内被為拜龍顔、天盃被遊

御頂戴、夜四ツ半二寸前被遊分 御帰館、諸事無御滞相濟、御大慶ニ被思召、此旨申遣候由、依 御意、江戸番馬上代り出入司手前物書鈴木廣之進御使ニ而、片倉小十郎、但木土佐方ヨリ申越、恐悦之御事ニ候、此旨承知在之、御怡左之通可申上候、

亥四月三日

御帰国御暇被

仰出、京都為御警衛之、片倉小十郎初人数可差置由等之義ニ付、去月十八日伝奏衆ヲ以、別紙写之通被仰出候由、片倉小十郎、但木土佐方より申来候間、各其御心得可有之事、

同役并支配中、不殘可被相達候、

写

仙台中将

依

御内勤ニ、遠路之処登京

御満足ニ被 思召候、然ニ頃日、英夷以軍艦渡来、不容易之事件申募リニ付、何時可及戦争茂難計趣被□聞召候、就者

自国百余里海岸防禦之手配、猶又一倍候哉、早々帰国、海岸防嚴密可有守衛、且蝦夷地之防禦等可行届様被思召候、乍去、撰海江英船闖入茂候ハ、帝都之動靜如何可有之歟、是ハ字違ランノ書違カ御不安心被為在候間、片倉小十郎始、人数先ニ差出置、御警衛被 仰付候方、今不容易形勢故、見込之程も有之候者、可致言上候、若非常御用之儀も候者、速ニ登京有之候様被 仰出候事、

亥三月

大目付江

禁裏御所為御守衛、十万石以上之面々より、壹万石ニ付家来老宛之割を以、身体強壯、行状宜、勇幹之者相撰、京地江指出、御警衛為相勤可申候、尤取締り向者□人々ニ而厚世話致、壹ケ年宛ニ而交代為致可申候、右之趣、御所より御沙汰之趣も有之候間、被得其意、早々人撰差出候様可被致候、委細之義者、牧野備前守可承候、

右之趣、十万石以上之面々江不洩様可被相触候、以上、

亥三月

右ハ、三月十八日御廻状申来候事、

是ハ当地之事

一四月廿五日照込強く、雨無之ニ付、今日御領内一統為雨乞之、祈祷、精進、参詣可仕由御触ニ而、村々右之通ニ成、
当村ニ而ハ

葉山ニテ御祈祷在之、精進、参詣、

然ニ、此節水在之分田植最中也、何れ茂半途田植也、手前
手作之分、大平前并八幡前、石合根、三ヶ所ハ水間ニ□セ、
漸々同日ニ植付候所、其外立付之分、干損多く在之候、当
村も五・六分通ハ仕付□哉、併廿七日迄も雨模様無之、
弥々毎日照込ニ而者、仕付相成分も干付候様ニ相成候事、
町向田干損多シ、併東山之分者、五分通之仕付ニも可相成
候得共、南方御郡々々ハ、一円□申程白川原ニ成、誠ニ大
騒キ也、水論多、十年ノ前丑ノ年旱魃より、当年干照八月
も早く、仕付前ニ而、苗代より水不足ニ而困り、尤苗も不
宜、甚心支之年也、麦も干付之分多シと相聞得候也、近年
八年々心支致、豊作無之、氣候不同ニ而心支、安心無之、
数拾年米穀高直、金銀之替り在之、諸品高直不得止事と
候、

一新大錢御鑄出之分、手本錢先達相下り、見候所、至而目輕
也、古之大セんより半分位かと相見得候所、

江戸ニ而御吹出し



目形壹目在 古之文錢与同日形也、至而輕目
ニ而、四文錢ニハ高直也、

一此節、農事之日用茂一統高直、田植方も、壹人男女共三百
五拾文より安キハ無之、其余在之、尤春中より人不足ニ而、
日用高直也、去冬一季奉公人金五兩より拾五、六切也、廿
年前より此節六、七割高直、

屋形様御事、京都表万端御首尾能、加茂御両社江

皇帝様 中納言之御壯速ニ而

御幸ニ者 屋形様御先 將軍様御後陣被遊統而ハ、水戸様

外御撰家様方 御馬也 同御馬ニ而

供奉被遊候由、殊ニ御手前様御馬等、花々敷御行粧、彼

御馬ハ、拾四疋 三拾六大名御供

是誠ニ見事之由なり、外様之御方ニ者、御羨山敷被思召候

夥敷拜見之人也

由也、屋形様ニハ三月廿日御暇被為蒙仰、御道中共ニ御

無難ニ而、四月廿三日御下着被遊、御上下一統御怡ひ、当

御家中より登り之御方、当四月廿八日(到着)当着ニ而品々之事承

り候、誠珍敷拜見之由也、御下り二者、東海道御下り之
思召ニ候所、水戸様一日先ニ御出立被遊、東海道御下りニ
付、同海道ニ而ハ難為成、又東山道、木曾路前之通御下り
被遊候由也、將軍様二者、御首尾も無然事ニも被為在、御
出立御指留ニ被為成、全体 將軍二者、御暇乞之為、御參
内ニ而も御願ニ而も可被相達候処、其御儀不為在此所ニ詔有 將軍様ニハ屋形様ヲ
跡ニ被指置、御先ニ立申付んと計ひ、御先番榊原様か、坂ノ
敷を、直々御下向之御首□□ニ而、御先番榊原様か、坂ノ
被為成由
下関之辺□御出被成下候処、御内裏江相聞得□歟、御下向
之儀御指□之義、御懇□ニ被為蒙仰、將軍様ニ茂大ニ御都
合不宜、如何共難御申被為開、御赤面之体ニ被為成、御当
惑ニ付、屋形様江御頼ニ被為成、依之 屋形様御出立被相
延、御立入被遊閑白近衛様江御入、將軍家御無念之次第、
御詫被仰上候由也、大將様ニ茂大御無念と被為成候、右一
件ニ付、三日三夜程御休も不被為在、屋形様三度近衛様へ
鷹司様江
御登館被遊候而、漸々此一儀江無構帰国可仕由被仰渡、
早々御出立被遊候由也、上 様方被為相濟、屋形様ニハ
被為折御骨由也、乍併 將軍様ニハ、御下向之儀御指留□
被為蒙仰、何時迄御滞留と言事不相分と成、旁大ニ御首首
尾也、外越前春客様ニ茂御首尾無然哉、御病氣被相達候由

也、京都ニハ、当時西方細川様金津様米沢上杉様杯御在京
之由、加賀様御事者、御手前様御上京前ニ御下り之由、
將軍様方ニ而ハ、屋形様ヲ被差置、御先ニ御下向之御首尾

ニ而、御先ハ御立ニ相成候所、御指留被為成、
一京都表、御手前様御旅館ハ妙心寺也、

御所并二条城ニ近シ

此御寺ハ、臨濟宗惣本寺ニ而、大寺之内也、惣御人数四

千六百人、御賄方御調如此、右壺ヶ寺ニ而、御滞留日数廿
三日と申候、

御賄米ハ、近江御知行所より出上ル、前以右国より上方御

入料米指上候由申上、如此、万事御自由ニ而、外様より宜、

右之外、千、式千と言献上金有之由、

誠三百年已来之御上京ニ而、御珍敷事也、夥敷拜見之人々

相出ル、御道中筋も大みに尊敬シテ、拜見之者、遠く近国

より大ニ集、拜見ス、

御道中宿ニも、御宿を願候所所々ニ有之由也、

一片倉様ニハ、千五百人程ニ而先陣、誠ニ御同勢りつはニ而、
三百人、
見事之行粧、上方ニ而茂目ニ立、大ニ評判高シ、

一三好竹三郎様ニハ、先ニ御登、大坂表御金方御用御都合能、

依而是も御上首尾と相聞得候事、京市中も、心掛より入少シ

用多、物々不足ニ成、大高直故、外様方ニハ大ニ迷惑、

右之次第ニ而、御手前様ハ第一

京 上皇様方諸事ニ御上首尾、御威光弥増、一段之御事ニ候也、

一御着返ハ、石川大和様御登、

此御登りハ被相止、古内様ニ而御間ニ合、御上京、片倉様御代り古内左近之輔様御登と相聞得候也、

一將軍様之御談シニ、屋形様江、もふちよ滞留致呉まいかと、御年令御十九と申候

御力ニも被遊度と思召候而之事か、御意被為在候由也、馴

共、御所より御暇被下置、禦防之警衛之事共ニ付、早速(防禦)

帰国可仕と之 勅命被為蒙仰候ニ付、早々御暇乞ニ而、江

戸御滞留も不被遊御下向ニ成、尚又

鷹司様より御使在、將軍家江不拘、早々下向可仕と之御事ニ而、

一当禁帝様御事ハ、御聰明、智・仁・勇威ニ被為渡、將軍家、

諸侯武家方ニ被為増、御勇威之由也、誠以乍恐頼敷天子様

と奉申上候、弘化四未九月

御即位、仁孝天王様之皇子、百廿弍代目、御年十九ニ為成候也、

一屋形様御事、江戸表二月十九日御発駕、三月二日御入京被遊、三日 將軍様御入京江御出迎被遊、四日御撰家様方へ

御見舞、五日

御所江御参内被遊候事也、為御土産金三千
古金
將軍様より御先ニ

両、近衛様江被上由、御滞留中別而御世話厚被成下候為御礼、又弍千両被指上候由也、其外様江も被上由、

一近江御知行所より、御在京中御賄料金拾五万両、并御飯米等献上之義申上候所、米等ハ可申受候得とも、金子ハ御請無之、御戻シ被成置候事也、

□□(五月)月朔日、連日照込「」早魃ニ而、当御郡ニ而茂、田植

成兼、四分五分通、南御郡并西岩井一向仕付不成、困り、今日者当村ニ而ハ、高木山江、村中新を持、雷乞火焚、其外他村ニも所々在之、昼九ツ時雨少々ふり下ル、はれて又夜相応之雨在候得共、余慶之雨無之、晴る、二日ニも少、又々晴、四日大晴日和、甚暑し、

同八日市、引続キ照込、田畑共諸作焼枯れ、所々ニ追々と雨乞在、

御城下より

一千厩江御早到来、高山ニ而雨乞之祈祷可仕由被仰渡候由也、拾壹年先丑ノ早魃より早キ照、尤去冬より雪不足、春中ニも雪・雨不足故ニ、麦・粟・大豆・煙草共ニ悪く、不芽、余村相川村ハ、当郡南方第一ニ井戸水切而困る由、其外所々蚕水切る所出来する、当町ハ未タ不騒、丑ノ年より、何方も未不騒候也、

一米相場、南御郡、先日中市中江沢山出、下直、買人不足之所ニ、此間直段上り、金ニ三升程上ルと、売人無し、

一浜方魚、しひ・青鯛杯、相応漁事有之、此辺も安く相成候事也、外諸品弥々引メル、

一桑直段、昨今少々下直也、三貫七・八百目より四貫め余迄、五貫目迄、

当時庭子最中、先分ハ上り而まゆニ成、

昨七日より八専ニ成候得共、雨ハ一円不降、

一室根山ニ而、七日七夜御祈祷、奥御郡東山并西岩井より伊沢・江刺・本吉北方・気仙郡役付中・大肝入衆一統、御代官様御登山、外村々追々所々度々雨乞相成候事、

十日夜大雨ふり、十一日朝晴而、又昼中ニ夜もふり、十二日朝はれ、四ツ時頃大雨、昼晴、暮方より又曇り、十三日夜大雨、

御領内中高山共、拾ヶ所ニ而、雨乞御祈祷被仰渡也、右ニ而、此度之御祈祷者、神々御感応、御利生も被為在候哉、追々続而相応之雨、十三日の夜、并十四日もふり、晴^(十四)日雨、誠ニ難^一「此水ニ而干損ノ」

此間之雨天ニ而、又桑大ニ高直也、三貫弐貫五・六百め、就中十四日朝、五・六貫め入、壹俵代壹貫五・六百文より壹貫八百文迄売る、此節ハ、^{七貫め位}在方外々之買人多し、何レ當年之蚕師、元上り位之売り、骨折損と相見得候也、尤雨ふりより、田畑之仕事、萁植共ニ取掛り、悉く鬧敷成、大豆

杯ハ漸々少々ツ、萌立候容子、照かれニ相成分不少と申候、
十一年先之丑ノ照より、当年ハ早照ニ而、甚悪く、大麦よ
り照付而、半分の実入、粟・大豆共ニ、既ニ皆無と可成模
様ニ而、諸人甚心支之所ニ、此度之雨ニ而、凶年より種なし蘇生之心地ニ相
成、後而ハ、如何ニて田畑仕付ニ相成、大ニ恰ひ入候也、

同十五日朝、雨ニ而、飯後晴、又曇り、

桑直段、昨朝同様大高直、壹俵七貫め入位者、壹貫七・八
百文迄取引也、十六日朝夥敷出、追々下落ニ而、五貫め位
入壹俵三百三拾文位より貳百八十文、三俵ニ而、代壹貫文
位ハ中直段、跡ニハ残り分式百五・六拾文迄売持、帰りも
在、中揚桑杯ハ、半金ニも不成、大損と申事ニ候、

一屋形様ニも、長之御滞留も不被為在、御大裏(内裏)之 御首尾
上々、御都合早々御帰城、御機嫌能被為入候ニ付、御祝儀、
当月朔日より御家中御一統江御膳被下候由、然ニ、御家列
之御座敷割ニ而候得とも、此度京都登り之御方江ハ、御膳
わん并御料理共ニ別而被為入御念被下候ニ付、上方不登御

方ハ、上座ニ被居候而も、御馳走落而、御名々之心中ニ而
ハ、恥入所ニ而、つまらぬ事と被相咄候事也、病氣杯申上、
不登人も可有之、尚又なり、

五月十七日、半夏ニ成、御天氣、長たれ雨と成、ふり、晴
曇り、十八日明方大雨、又晴、さらく雨、晴不上候、蚕
あらく揚り、桑も至而安く、尤出不足也、干損の仕付よ
り莫植付、此苗も過六ツ敷成、麦かり、田の草、粟の草、
農事押置り、殊之外世話敷事也、照込ニ而、農事難仕事成、
此間之雨ニ而、一同ニ手入、大豆杯ハ照かれ、いり豆ニ成
分多シ、

所詮此頃雷様之□□之也、

同「「夜大雨ニ而、十「「朝五ツ時(時)より晴、日和
適也蚕「「今日きのへ祢(子)ニ而、大切之日ニ候所、本
日和ニ成而、一統安心、干損田も、水此間分計ニ而者われ江
通り不残溜溜り水■所、此雨ニ而ハ、間ニ合可申事、誠ニ願之
通ニ成、難有也、廿日曇り、雨ニ成、夜大雨、廿一日朝よ
りはれ、又昼九ツ雨ニ成、又七ツ頃より晴、是より日和を
願之所ニ成、水十分也、廿二日日和、廿三日晴曇り、廿四

日日和、廿五日曇り、夜小雨、廿六日朝さら／＼きり雨、此間日替雨勝、当分降ニ不成、畑物宜、まゆの扱ニ不宜、困り候也、

一当まゆ直段高直、作も存之外不宜、不同、升数之出入所々違相聞得候、伊達も違候由、右旁江戸異国交易も、内証不止物ニ相聞得、まゆ不足之見詰ニか、此辺一升改正六枚より百文、六枚半位、七枚ニ売候所も在之由相聞得、壺筒す上りニ而、八拾貳両余ニ当り候、入料見、八拾八両余、

廿七、八日折々雨、雷氣、当月中八十日之夜より廿日之間、一日二日替雨、水沢山、田地一字仕付成、

六月朔日大暑ニ成、日和、誠ニ暑氣、夜迄難凌大暑也、最早五日ハ土用ニ成、二日朝より晴、日和、大暑ニ成

尔時、江戸近海辺江、イキレス軍船数艘渡来、又薩摩江も押シ来ル由、江戸ハ騒ケ敷相成候由也、当時 將軍様ニ者四月より大坂御在城と相聞得申候、交易被相止義、一応御断ニ相成

候得共、承知有無之、返答不申越候由也、

一屋形様ニ者、三月二日御上京被遊、同五日御所江御参内、御装束^(装束)速ハ近衛様御服ニ而御借用、御供之方御一統之分迄近衛様より御貸被下、中納言之御装束^(装束)ニ而、御同卿様御先ニ御参内被遊、御迎之上、屋形様御参内被遊候事、然ニ、御供共被相免、御台所方へ、御間所御座敷江士之分被相上、御前御下り迄休足ス、誠ニ以難在御取扱、外様ニハ無之事、將軍様とハ何程行違候御扱ニ候哉、既ニ御同様之風と相聞得、御供之御士方も具加^(冥加)至極、被相悦候也、御参内御供之御呼追々承り候、屋形様ハ三度御参内被遊候由也、何品御献上被遊候や、箱入之品御献上也、

京都之御模様ハ、將軍様も仙台様も御位光御同様扱と相咄、奥州公方様と申唱候由也、

「 』

六月五日、明六日土用□入、昨日之大暑氣ハ夜迄暑く、寒暖^{トケイ}斗計、近年蚕之為ニ相下り用居、此度数者九十壺度之暑サニ而、中国・西国筋之暑同様と申候、

当夏者近年無之早く早春より暖氣、此節田植早き所ハ、中
手も出穂致候由、追々植付も、此頃迄植付候、所々先分ハ
出穂催候次第也、上氣候也、跡植共ニ引立宜、

一七日曇り、晴、少々冷氣、八日雨氣、少々小雨ニ成、冷氣、
九日朝至而冷氣也、日和ニ成而、十日朝南氣ニ而小雨、晴曇
り、

此頃
一江戸表イキレス軍船渡来ニ而、嶋津三郎殿首、并金三拾万

兩被渡下度、於無左ニ者、令乱入、江戸ヲ焼払候由申聞候
事也、依此方ニ而茂打払之御首尾、御一統御支度、町家并

御屋敷方共ニ、又御取仕舞ニ成、御手前柴之御屋敷も、千
住ニ御拝領之御下屋江御普請、御取移ニ成、海岸通御国方

も、奥海・本吉郡之内ハ、登米伊達築前様大将(筑前)ニ而御持浜
之御見分、江戸・品川沖同様御台場御見立ニ成、此節江戸

表四月同様、取仕舞方大騒キ之由、右異人共之舍ニハ、去
年御勅使御登之節、三郎殿御供之内、異人共慮外ニ付、重

キ者一兩人一打ニ切殺シ候敵き、并御殿山之大普請屋形、
一夜ニ焼落、堀・石垣共ニ堀崩候間、大金を入、誠ニ美々

敷結構ニ成就致、明日取移と申所を、一字焼払れ、此度右

式ヶ条ヲ第一ニ致押来ル事ニ相聞得候、尤当春、薩摩・大
隅辺之沖合ニ而薩摩勢ニ而数人打れ、外生取之者数拾人、
江戸迄船ニ而被相登、此敵き有之候也と申候、死人ハ此地
江被置、先之船へ渡、彼是重り、最早大合戦可相成容子也、
併何分見合、此節を延、秋・冬迄も延シ、容易ニハ手出不
申御備、

一千厩村白石直衛様御事、当春京都へ御若老職ニ而御登り、
御首尾も宜、弥々御前之思召宜、拾貫文御加増ニ而、都
合四拾貫文ニ成、誠ニ御立身之事也、又御奉行職但本土佐
様、是茂御同様、御供御首尾能、前々より御骨折ニ付、此
度三拾貫御加増被為在候由也、誠結構之御事也、

一江戸表、諸商人問屋中茂江戸近国へ諸通用先大場々江取移、
店を開、商ス、江戸表之軍靜謐ニ相成候を見合候物也、此
度ハ三月之度より市中之騒キ輕し、其後ハ皆々(此語)覚語致居候
由、運送物も少、所々江頼置候物歟、三月之度ニ者、俄之
取払ニ而、諸品々駄運送ニ而、諸御大名様ヲ始、市中之者
共ニ入込、諸方之海道筋如山押重り持運ひ、馬□□車力之

通り□□通も不次第ニ騒き「」賃銭ニ而被相頼、御揃

次第「」ス、繼立所之役前之者共ハ、欠落、逃

「」登在之故、誠混殺致候由也、道中一統荷物「」

此頃仙府之江戸飛脚、店物才料持荷物、江戸表より所□

「」ふり懸而、仙府着致候由也、荷物持馬繼等ハ、

道中上下難成候事、尤東海道の内、江戸より藤沢之駅迄之

間、往来六ヶ敷成□□候ニ付、藤沢より小田原辺迄も、山

路の方へ海道新ニ御切開之御普請相成候由也、如斯之次第、

諸品弥々高直、尤不自由可仕事也、

一御国方ニ而茂、此頃御奉行但木土佐様并御若老・御目附・

御武頭等ニ而、南御郡海岸浜々御見分、御備御台場被相立

候御吟味ニ而御巡見、奥筋之浜々共ニ同様也、

六月十五日日和ニ而、少々曇り有、当年之土用中ハ、四十

年已来之大暑、上氣候、昼夜暑く、此間折々雷雨在、稲も

跡植付共ニ忽引立、先江追付模様ニ成、早稲ハ中手共ニ先

植之分ハ出穂致候由、豊作と可相成模様也、大麦ハ六・七

分之手納、至而不作去年ハシカニ而、一統遅く蒔付候故也、

一御大名様方之善悪番附在

此内江入置候也

天和年中より当世迄

右ハ文化年□□博□博学ニ而、異国之事共言し而認置候

仁迄、此節御用□□「」候事故、如斯、出ス

一 京都より彦根家江被仰渡写

此度、江戸表へ英国軍艦差向ハ、三月八日迄「」戦

争可有之旨申□候、右ハ御承引可「」筋ニ無之候間、御

一戦之□□語ニ在之候ニ付、其方へ横浜より川崎近之警衛

被仰付候間、早々人数指出、防禦方粉骨可相尽旨被仰付候

事、

御大名家来江

此度横浜湊へ英吉利軍艦渡来、昨年島津三郎義、江戸出立

掛方、於生麦ニ、三郎家来英吉利人ヲ殺害及候義ニ付、

三ヶ条申立、何レモ難聞届候筋ニ付、其趣以可及応接候間、

兵端ヲ開候哉モ難計、仍而ハ、銘々藩屏之任ニ在之候ニ付、

夫々備向手当方も可有之為心得相達候事、

水戸中納言殿江

為関東守衛下向被 仰付候ニ付、防禦筋之儀、大樹目代之

心得を以指揮「先祖以来格別勤□之家」 「迷惑

致繼「藩致」 「付□到来」 「

二而認

……………（この間、落丁あり）……………

一先御首尾合之一番立之御組三百人来ル、廿八日御立ニ而江

戸表へ被相登由ニ而当御家中江も御首尾、下着之由、御地

頭様ニ者式番之御組御持被成置候間、御支度被仰渡候由也、

此御登りハ御扣ニ成、

異国船数艘、追々と押し来る由也、軍船百八拾艘程来ル由

也、

此近浜江も、所々御持口へ御出張之御首尾合相成候由、御

出張最中、

一將軍様ニも三月三日京都御安着被遊、当方屋形様ニも

三月二日御着

御同様ニ而
將軍様より御先、五日ニ
御参内御首尾能被相濟、尚又

天子様、天下為泰平之

加茂之御宮江御幸、御神祭、

將軍様御先ヲ被遊、屋形様ニ者後陣を御勤被遊、御参詣之

由、又屋形様ニ茂 右ハ行違、後陣、御先ハ屋形様成
御内裏ニ而か、天盃ヲ御頂戴被遊候由、
皇帝様之御盃也

誠ニ御目出度御悦之事也、

此度之御一儀被為相濟候上、諸御大名様方御暇被為仰渡、

御国々々江御下り、尚持口御備方、

最初ハ百五十日御滞留之御見詰ニ而「御出立、御下向ニ被

為成由、依而ハ 屋形様ニも、十日程御跡より御下向被遊

候由、仙表へ御註進之事と承る、

京都者、当時近衛様御筆頭之由、兼而御手前様御内縁被為

在、諸事御都合御能事と相聞得候事也、不遠御帰国可被遊

也、

木曾海道御登ハ、不意之御通ニ付、殊ニ莫太之賃被下候故、

大金之御掛リニ相成候由、

然ル所ニ、

將軍様御事、御下向之儀御指留被為蒙 仰を候ニ付、暫く御在京被為在候由之事也、

御大名様方、当分京都江參勤交代被仰渡候由相聞得候事、尤京御備家老耆人ツ、指置可申由、御勅命在之由、御手前ニ而ハ 屋形様御下向ニ付、片倉様被指置候由也、外三好竹三郎様ニも御在京也、

一屋形様御下着日茂不分明ニ候所、四月廿三日御道中御無難ニ而、御機嫌能御城下御安着被遊、御一統御悦ひ、三百年已来之御上京ニ而、御百姓一統御□□米、野菜、漬物等指上、怡ひ、奉尊敬シ 御上下 御心能事也、
廿三日之御在京、三月廿五日御立ニ而、仙府四月廿三日御下着被遊、御機嫌能御帰城被遊、御上下目出度、御怡ニ被為成也、

一京御滞留中、度々近衛様へ御入、御供者何時も三百人位也、御上下共ニ御賄赤飯ニ而被下、加茂ノ社 御參詣奉供之節、御装束ハ御持參無之、近衛様より中納言之御装束、御

下中迄御借被下と被申候也、御下江百畳敷之御座敷ニ而御賄被下候事也、誠ニ御座敷、御屋敷共ニ驚人結構なりと、当御家中より登り候御方之咄也、

一京都表、春中より諸御大名様方御大勢ニ而御上京ニ付、市中商ひ多く在之、諸品大ニ高直、産物之扇子売切ニ成、此辺直段同様、常年百文ニ四・五本と売候品、耆本五拾文位致候よし也、

米穀共ニ同様也、高直、外様ハ御迷惑之由、御手前様ハ、御知行所より御滞留中諸品指上候故、其義無御心配、御知所(御知行所)より毎日入替々々為御用也、千人位ツ、詰居候由也、

一道中わらし、耆足六十四文位也、
一米 耆升式百文位より上、
一めん類・そば等、耆せん拾六文之所、廿四文ニ成、
御上下下在 御上下之割在
一旅籠代 五百文位、五百五十文、
御下三百五十文位

一 將軍様御事者、大坂御城江八月迄御在城被 為蒙仰事、御迷惑之御事也

一 江戸表ハ、大納言ニ被為成一ツ橋様西御丸江御入、

一同御本丸御留主居者、水戸様ニ被為成候由也、

右之通御替ニ成

御大名様方、京都御交代ハ、大古之通

此度ハ、御家老壹人宛ニ而御備被指置、御下リニ成、

一 異国人との合戦等之義、紅毛人和談ニ入、此間騒キ静リ、延引ニ成由、交易之事、如何と事定、未不知、

一片倉小十郎様ニ者、正ノ字御拝領と申噂さ^(虚説)在之、未曉不知、不分リ之事也、^(虚説)虚説か、

此度之御上洛ハ、異国御打払御吟味、并国家御政事向共ニ御備御警衛之御事御備御警衛之御事為御吟味ニ候ニ付、將軍様・御大名様方御官位御拝領之御沙汰不被為在候由也、御官位ハ後しろ之事ニ可被為在候事、

片倉様之事も、夏中御下リニ而、分り可申事、

屋形様方御金御都合も、大坂御用達中より三万兩献上、外

ニ又 近衛様方より御当座として^{千カ}式万兩被遣、無思ひ掛金

都合五万兩相出、若御入用之義被為在候ハ、可指上由と

の義、大坂衆申上候由ニ□□旁御上都合ニ而、御出立之頃ハ、

御出入御世話申上□□御同勢御供之方江も御金被下、御

金「」も余り而、御蔵入^(カ)被遊候由也、

…………… (この間、落丁あるか) ……………

「」御郡ハ夥敷「」稲作ニ相

見得「」出穂ニ成、

「」糸ハ伊達買人追々入込、弥々買「」

氣仙口存之外不足、津谷上々、百廿五兩、清「」

糸当町も上昨日百廿式兩ニ而壹軒売る、誠ニ珍敷直段ニ成、

当年ハ諸国一統不足ニ相聞得、如此、

一 畑物ハかれニ成所多シ、川々かれ、井戸々々水不足ニ成、

大坂御城より、六月十三日御発駕、蒸気早船二而
一將軍様御事、六月十六日江戸江御下向、御入城被遊候得共、

此節仮御殿、誠ニ御道御上下御安着、日出度、珍敷事也、

京都ニ而変事在之、姉小路大納言様、今から申御役ハ、御

奏者御通先ニ而、何者共不知浪人者と相見得候者共、風と

大勢押懸、すだくと切倒し、一先逃去御「乱防せしめ」

諸士代、御町奉行様等、所々江御手配、大騒動スるよし也、

一江戸表將軍様より御召ニ付、

屋形様御事、又々江戸表迄、益後則御上府被遊候御支度之
由也、

御相談之義被為在候ニ付、乍大義と被仰由、御参府之節ニ

ハ無之候得ともと、御文面ニ而、外加賀様御始、南部、秋
田、米沢様共、御一統江者御別紙御連名と申事ニ候、片倉

小十郎様ニも、此程御下着、御日指御案内在之由也、八日

御着、御供廻り千人、南部様ハ此度■江戸御登之由、当

春登無之候ニ付、此度御登、

一当屋形様ニ御実子不被為在、段々御吟味被為相尽、弥一閑

様ニ被相定、岩次郎様と被仰、（田村家）□村家御代継ニ候へ共、御

本家御代継不為被在、如此御先例、御三代御先之屋形様

ハ、一ノ閑より被為入候、此度ハ御四代目ニ御家督被為継、

依之一ノ閑江ハ、御一門石川大和様より被為入由ニ成、

石見様と奉申候
御十式、三とか被為成

南部様ハ、益前七月九日か、一ノ閑御通、美々敷御仕度、

御供千人程申事ニ候、御大勢也、

七月七日日和、昨日雷雨在之、聊ニ而、一向田畑之潤ニ不

成候、誠大暑、照続、無雨九日よりさらく小雨、十日ニ

昨夜より少々ツ、時雨在り、今日度々ふり、是ニ而田畑江

潤ひニ成、大るニ宜、併不足也、十一日和成稲あらし

出穂、沢田之「申候、畑物ハ未水氣不足ニて不宜

候、十一日之夜大雨在之、誠ニ結構、水氣丈夫ニ成、田畑

共ニ宜、稲者あらく□穗ニ成、十三日も日和ニ成、一統

□堵致、十四日日和「和、十六日日和、弥々

大暑、昼「大雨ふり、暮方晴、十七日晴日和□□

上氣候、稲作ハ申分無之、上作と申候、大豆杯ハ照込強

ク、不作と申候、式百十日ハ十九日、上日和、大暑氣也、

一 生糸之義ハ、追々買人休無之、此近辺之上糸ハ、十四日迄
二百三十拾兩余迄買取売申候、一休ミ可相成容子ニ候所、此
容子ニ而ハ、追々商売可相成候、誠案外之高直段ニ相成候
事也、手前之糸買客人・伊達飯坂池田氏、此節買方休ミ、
四駄程出荷ニ成、十六日平治も気仙へ買入分請取ニ罷越し、
十九日客人米谷へ行、

廿日曇り、暑シ、夜殊之外稲妻在之、大雷、大雨、半時計
りニ而薄ニ成、又夜半頃大雨ニ成、はれ、川々大水、廿一
日朝曇り、廿二日曇り、廿三日曇り、折々小雨、夜雨、廿
四日晴れニ成、半曇り、此間冷氣、秋模様ニ成、

一 御城下ハ、市中玄米金壹歩ニ式斗六升位、

一 古川町 金壹歩□□四斗位

若柳 手八升

一 当地辺者、改正札ニ五升、

金ニ式斗ニ成、

追々何方も、日々月々ニ下ル容子、

一 大麦者不足ニ而、市中取引無之、種物高直、

一 大豆も元來不足、壹俵改正廿四・五枚、

小壹升五拾文ツ、

是も、当作追々直り、下り目之方、

ノ

七月廿四日夜雨、廿五日曇り、晴、冷氣也、同日雨ニ成、
廿七日、八日曇り、夜雨ニ成、冷氣也、廿九日雨ニ而冷氣、
此間ハ俄ニ冷氣、不天氣、今日式百廿日、嵐も無之、無事
也、然シ曇り、冷氣、晦日曇り、小雨、

一 清水川糸百四拾三兩改直段、気仙上糸百三拾三兩、日頃市
ハ未夕不売、此節惣体取引休ニ成、先年より無之直段、乍
併新金銀相出候ニ付、惣而万物高直ニ成、古ノ金之半金ニ

至而輕目

も不足成金ニ而、諸品高直も当り前、古ひ金ハ三双倍ニ成
世ノ中、新大錢も輕目也、

八月朔日、朝より雨、長しけニ成、先達中暑氣照続強く候
故、此節長時雨ニ冷氣成、

一 屋形様御事、来ル十三日御発駕、江戸表へ御登被仰出、当御地頭様方、若殿ニも又々御供被為仰付候由、御家中より御供登御兩人被仰付候由也、度々御登、御上下御迷惑之御事也申事ニ候、御延引ニ成、

御登候義、御家中御一統御不尤也、

八月四日より日和ニ成、五日宜、此間先月廿日より雨、不天氣□折□日和ニ成、併冷氣「」此間六日迄日和、七「」大るニ雷勢在而、大雨ふり、昼九ツ晴ニ成、八日ひかんニ成、夜ニ入雨、

一 生糸ハ売買休ニ成、益後取引無之、尤三・四分通糸残り、伊達買人手前御客も外共ニ登り、余り高直ニ而、伊達も金詰り成、同所も取引休ニ而、伊達糸百拾兩位、相庭直段計、売買無之候、下落也、

一 繰綿引上高直、伊達辺も金壹歩ニ式百四拾目、此辺ハ改正札三五六目、

木綿高直、手拭八百四拾文、何方も同様、

一 田畑之作宜、追々引下ル、御城下ハ金壹歩ニ玄米三斗壹・式升、

古川町ハ金歩四斗、若柳八升位、

此辺ハ未タ不下、手五升也、

一 氣仙ハ三升五合位、小豆ハ小壹升百文也、

一 魚類ハ、所詮不漁ニて高直也、

一 紅花ハ、ヲランタ花渡り、割合宜、望取候ニ付、日本紅花不売、当年ハ紅花未ニ不売、五・六十兩位、八月ニ相成候而も、買人無之候、

生糸一統休ミ、買人無之、江戸・横浜交易場ニ而騒キ有之、人死五・六人相出、騒動ニ相成候ニ付、交易も休ミ、依之、糸方伊達共ニ取引無之、大るニ不印と成、追々如何可相成歟、下落之方三ヶ壹以上残り糸ニ成、

八月十四日社日、雨氣、曇り、雨、十五日晴上り、十六日

晴、十七日晴、十八日曇り、十九日昨夕より今日雨、廿一日晴、又雨、廿二日晴、廿三日晴曇り、廿四日朝曇り、又雨、曇り、至而不同、冷氣強し、廿六日より廿七日雨、廿八日晴、愛宕山祭り、例之通馬乗祭を立る、当月中不天氣、廿九日、晦日晴、

当春京都ニ而、一橋様之御事書付到来之写、御懸合ニ成卷

一此度一橋中納言殿御参内、内侍口ニおゐて応接

今日一橋中納言殿を待受御方ニハ、栗田青蓮院を始、御撰家并議奏衆、伝奏衆、其外御役向の公卿不殘列座ニ而、栗田ノ宮一橋ニ問○尊王攘夷之義、早々可取計旨被仰聞、一橋殿御答○併此儀ニ付而者、先達三条殿 勅命之義ハ、兼而幕府ニも奉畏□姉小路殿江御答申上候次第柄ニ而、
「一」申上候義ニ者無御座候得共、攘夷□□□□□□
取計仕候而、却而国乱ヲ引出候而茂、奉恐入候次第ニ御座候間、自然遲滞仕候儀ニ御座候、栗田ノ宮御尋、攘夷延引之儀者、先達而勅使帰参之節聞及、承知之義ニ候得共、攘夷之儀ニ付、国乱ヲ引興とハ、如何之訳有之候哉、又征夷

將軍宣下ハ、何等之訳ニ而有之事候哉、一橋殿答、御尋之義、一応御尤ニ候得共、夷国より対日本、兵端ヲ開候得者、其節ハ早速征伐可仕者、將軍之職掌ニ候得共、於夷国、譬如何様之宿意御座候とも、未其色を顕不申候、先猥ニ攘夷之取計仕、無道之戦を始候而ハ、決而勝利無之様奉存候、右申上候通而已ニ而、攘夷取計不申次第ニ而者無御座候、只国家を泰山之安ニ置、猥ニ干戈ヲ不動、万民ヲ撫育シ、奉安○天子之叡慮、幕府之奉尽忠度奉存候、兼而頼朝以来、天下之政事ハ、都而是迄武家江御任ニ相成居候処、此度野心之者在之、企御聒用被遊、御後難之儀も無御承知、重キ繪旨申上、猥ニ御下シ被遊、国持之者、夫々京地江御召寄被為遊候より、野心之者、益己之意ニ相募り、国乱之一端ヲ引出候様之時勢ニ相成候哉ニ御座候、栗田御尋、野心之者与ハ、弥左様者有之事ニ候哉、一橋殿答、武家ニ而ハ、証跡無之事ハ不申上候、乍併、野心之者、武家之手許ニ而相顕候而ハ、其促ニ者難捨置候間、只今此席上ニ而者難申上候、栗田之曰、天下之大事ヲ決談^断致シ、宮中ニ而証跡之有之、野心之者相顕候ニ、聊輕訳者有之間鋪、何分其野心之者聞度事ニ候、一橋殿答、左様ニ候得者、得と御考合可被遊候、

粟田之曰、我等何分察兼候間、何分ニも聞度事ニ候、一橋殿答陳者、先誰之何故御還俗被遊候哉、此一事承知仕度候、粟田曰、国治御取締 勅定ニ依而之事ニ候、一橋殿尋、国治御取締者、件より將軍職之取行事ニ御座候、又其御例者、兎も角も国治御取締被遊候、御殿ハ何之御地ニ御座候哉、兼而此儀ハ、日光之宮ニ被為入候義ハ承候得共、是者日光宮国治御取締被遊候御方御住居被遊候御場所ニ而ハ無御座候、粟田答、本来我住居ハ粟田ニ而候、一橋殿尋、粟田青蓮院宮ニ而被為在候得者、僧体之御身柄ニ而、天下之御政務ハ御構無之筈之処、此度之御還俗と言、都而何共難心得事ニ御座候と、言舌滔々被述立候得者、粟田面色を變シ、一言之御答茂無之、大ニ閉口之体ニ相見得候由、右様一橋殿被仰立、又御撰家議奏衆、伝奏衆、其外列座之諸卿ニ向ひ、此度攘夷之趣、屢々被仰立候得□、乍恐 天子者素より之御事、常□方ニハ外国之振合等ハ、聊モ御存不被為「」 諸藩武備ニ不行届、其上人民之一和も不仕、先猥ニ攘夷之儀取計、野心之者共之謀計ニ落入、天下錯乱之基ニも相成候様之企被為在候而ハ、誠以天下之為不得止事、無人里江奉移候様押移候茂難計奉存候、右之趣、

一橋殿被仰立候処、御撰家始、諸公卿も興を覺シ、面を合居候処、次席より春嶽笏を正シ、諸卿江向ひ、都而一橋之被申候通ニ御座候旨被申上候、夫より時刻相移候ニ付、公卿始、一橋殿、春嶽ニ茂、帰館ニ相成、其夜より兩三日、一橋殿御旅館へ、勅使屢々立候得共、其儀ハ都而御筆談ニ而御座候故、一切委曲漏不申候、此日者一橋殿応接之儀、夫々達

天聽候処、天子者許より、諸公卿も、野心之者其之、是在迄之仕為、漸々御合点之上、御後悔被遊候由、此度 一橋殿、内侍口於而御応接之儀ハ、前代未聞之大論之由、乍去、前件者只荒増ニ而、議奏衆より少相漏候を相認置候而已、于時文久三亥春、帝都柳之馬場ニ而写ス、

又写

公方様、益御勇健被成御座、御膳等御快被召上、今三日巳刻、為御暇御参内、於小御所御対面、天盃并酒饌御頂戴、且真御太刀、鞘卷、御太刀一振、并御マナフシ一領、御料紙、御硯箱一具御拝領、且又於常之御殿、禁裏親王 御対面、禁裏より 思召を以、御内々御文庫之内御頂戴、将

亦 親王 准后江も被為入、薬酒御頂戴、且又 禁裏御始より御頂戴物有之、御作法万端首尾能相濟、御機嫌能不斜、誠以日出度御事ニ候、

右之趣 和宮様江可被申上候、已上、

六月三日

板倉周防守

水野和泉守

松平豊前守殿

井上河内守殿

八月、仙台御若老山崎様并御目附様、御郡奉行様、外御役々、海岸通御備、御台場御見分之為御通行之由、
被相立候事也

一西国方、毛利様御国御持場ニハ、六月より異国船と之戦未
ニ不止有之容子也、

一屋形様ニハ、江戸御登被相止、御病氣御達被遊候由也、
京都御順番之義ハ、宮床ノ伊達六郎様御上京之儀被仰渡
由、当地之若殿ニハ、御家督様御迎御供ニ被仰渡、江戸江
御登ニ被為成候由也、
九月十五日御立
其外之御方様も在、

九月朔日晴、昨朝大霜、今朝もしも、葺并そばハ痛む、大
ニ冷氣強シ、当夏ハ暑氣早ク、冷氣も早し、跡植付之稲も、
しゐな多ニて青シ、都之作も冷氣雨天長ニ而、多く損シ、
取納不宜、存之外之作、

一 生糸、此節四分通残り、買人無之候、七月中売候者ハ、大
ニ売勝、大ニ利運ニ成、江戸も不売、伊達茂大下落と申参
り候事、紅花も買人無之候、損金物也、

生糸者、金式拾両方下落ニ相成候へ共、当時買人無之由也、
十六日夜より雨、十七日雨、十八日雨晴、十九日曇り、
一 当月も雨勝、諸作物秋揚半作と申、諸品存之外、稲遅き分
至而不宜候、盆中之模様と者大ニ行違、畑物ハ別而悪く候、

一 伊達六郎様御事、当月六日御立、京都江御登り、御上下式
百人程

一 京都表ハ、大ニ騒ケ敷候、禁裏御所江仇をなす物有之、公卿
之御方御兩人打取られ候事、前々写候、其外町家へ糸問方

之内江押込、主人か支配人か之切殺シ、其首并金入箱等、不残持出、五条之橋へ積置、首江札を付、指置候抔致候由、是皆てんぐ組と申諸浪人入込居、所々乱防之事有之付、所々嚴重ニ御堅め相成、尚又御所御堅嚴重也、依而仙台へ

御勅条下り而 六郎様為御名代御上京也、殊ニ屋形様御上府御扣被遊、六郎様を以 將軍様方共ニ被相兼、御登之事と申候、

一西国者、七月中より異国と戦ヒ有之、薩州・長州之御両家、八月迄之事写書来ル、異国軍船之内、カヒタン等三ヶ国之船將三人、士卒共々六拾、七拾人相死ス、日本方ニも大ニ死人有之、所々焼れる、何様之訳か不分リ、当時者英国之船共、西方ヲ引取、横浜江来ル由、当分長州方と、隣国小笠原家と喧嘩之由也、右書付、当地之屋須尚安先生之御息、江戸表修行上府ニ而写書相下ル、依而如此、
当 御上ニ而茂、何角と御用御繁多也、尤御金入多シ、

一千厩御足輕、松前御番ニ而御奉行様被附相下り、(エトロフ)

ヨリ唐(カラフト)フトウ迄罷越候、彼ノ地、土用中ニも冬装束ニ而三ツ四ツ位着シ、夫ニ而も寒し、冬寒中海中四・五尺之氷リニ相成候由、此辺之者、冬ハ參候事不叶と申、尤蝦夷共土中へ穴を掘住ス也、誠之寒陰地之由、此島之里数長サ七百里と申、尤ヲロシヤ国之近く成島也、則ダ(雜)ツタン引続也、

一和州高取ノ城、植村駿河守様也、先達浪人組之者、凡千人程押集り、御城ヲセむる、依之城中俄之事ニ而当惑ニ及候得共、此節柄之事ニ而武具御用意有之、急之御備人数集、双方戦ニ及、手負死人不少候得共、終ニ諸浪人方敗軍ニ相成、四・五十人召捕ニ成、尤大筒之類・武具等取上、余ハ散乱ス、御取調之上 御公儀江御披露相成候由、依之、尚又近国御畿内ハ騒ケ敷事と申来ル、

九月廿七日、十月之節ニ成所、詮不天氣ニ而雨曇り多、尤此間ハ至而寒ク、小雪ちらくとふる、廿八日も曇り、廿六日より俄ニ寒冷強ク、寒氣也、嶽山ハ雪ニ成、

一米相庭、思之外不下、七月廿日過より不天氣、冷氣ニ雨勝

ニ而作物損シ、大ニ違、為夫不引下候、

一京都表、秋ニ成騒ケ敷事ハ、此頃噂ニ中川之宮様と申御方御謀叛ニ而、当 帝を奉廃スツル、將軍家も打 天子ニ成らんと企ニ而、諸御大名ニハ、西方毛利様御合体と申、其外ニも可有之候及露頭、宮様ハ御囚人と成而、西国へ被相送候由也、尤先達中御所江大筒等打掛、又者二条之御城内江も打込候由、依御警箇嚴重ニ被仰付、昼夜嚴成、右露頭後ハ静ニ相成候由申来ル、誠ニ是珍事也、則乱之元成也、其後、京都ハ静謐と成、

左之一義ニ付、大坂入口々々出口町々へ、共ニ新番所相立、警固之武士、甲冑ニ而拔身・鎗・鉄炮ニ而嚴重之事也、

和州江集候浪士戦之事

一文久三亥九月六日、紀州勢と戦ひ、此大将水野多門様と申候、浪土方勝軍、紀州方敗軍之由也、

一同八日軍、先陣藤堂新七様(新七郎)千五百人余騎ニ而、大ノ川口押寄、浪土方大将分六人、外百騎計、申ノ刻暫ク戦不叶体ニ而引取、藤堂勢益追掛、烈敷戦、浪土方類周章難所江逃行、

然所ニ、浪土方所々より起り立、藤堂先陣大ニ敗北、本陣へナタレ掛而惣敗軍ニ成、依又彦根勢入替、双方必死之戦、天誅勢負色ニ而逃去、又追かけ候処、夜ニ入、相図之火ノ手上り候哉否、諸方ノ山々(松明)明松・万燈夥敷何万騎、其数不知、剩山手ノより大筒打出候ニ付、彦根之勢大敗北、死亡多シ、天誅方大ニ勝軍、九日彦根之勢「一」本陣下市村発向、栃原村江押寄、郡山藤堂勢ハ広橋と申所へ押寄、浪士備居所へ大筒数丁打込候処、空陣ニ而、旗指物計り、敵壱人も不居、依暫ク滞陣、浪土方如何忍ひ出候哉、彦根方之本陣下市村江放火シ、夜九ツ時ヨリ俄ニ焼立、人家七百軒計焼払、右火ノ手ニ驚キ帰陣ス、押ひの勢居候所へ、天誅方不意ニ夜打、彦根方大周章、死人三・四十人、怪我人数人、不残打払、武具・兵糧・大筒・馬等迄浪土方へ取られ、手早ニ浪土方山林へ引上ケ候由、誠ニ天誅方進退之軍略、古之楠公ニも不劣と風唱スル由也、可恐なりと申候、追々藤堂様方并加賀様之打手ニ而鎮り、浪人ノ大将ハ常ノ者ニ無之、紫縮緬之幕ニ而、高位之人也と申唱ニハ、九条様之御公達、六・七年已前より 不見得御方、在若此御方か「一」

……………（この間、落丁あり）……………

十月朔日曇り、天氣不同、南氣ニ而少々暖氣、小時雨、二日も晴曇り、時雨、大根積至而不作、

買大根百廿本付壺駄四百文
五拾文位より
百本三百文位

一生糸買人無之、伊達弥々下落、手前より彦三郎先月糸客人と同道遣候所、未ニ帰宅不仕、糸取都殘金下る分延引也、庄五郎御客八日入着、伊達弥々不印、取引無之候上、百廿兩ニ而買人なし、

此節江戸表へ糸入荷、凡千五百箇程有之候所、アメリカカ交易尺々敷捌ヶ不申候、出金下り金無之、伊達も一統金共ニ詰りニ成而、困候よし也、地元此節残り糸相手無之、困候也、

京都者取引休ミ、直段相庭無之よし也、

此間暖氣、不天氣、廿五日小雪、此間些寒、朝ニ大霜ふり、又上日和続、廿八日暖氣、廿九日晦日、大ニ暖氣、大雪之節ニ相成候得共、雪無之、至而暖氣、生糸買人式・三人相下り、百拾五兩より廿兩、三拾兩迄買進候所、又々不印、半途ニ而休ニ成、又々松前行買人參り、

最上衆百三拾兩位

一米も至而取目不宜、先植之所ハ上作、追々植付、又水干之所ハ五・六分、不同、右ニ付直段も不下候、

一市中問屋米 改正五升より

薄衣買納拾切五分

改正粉廿八切

一大豆 不出、不作也、三貫文位

一小ツ 壺升百文位

一綿 追々高直、改正ニ五十七匁、

一手拭 壺本百五十文位

百六十文迄

都而高直也

十一月朔日暖氣、日和、二日同、晴曇り、

生糸者、伊達者不宜候得共、松前行最上衆参り買進、此近
辺百三拾両、其余迄買入ニ成、黄海上物追々進ミ、百三拾
八両迄、無類之直段ニ成

同四日、昨日より雪、今日雪あれ、寒ニ成、

伊勢参宮之者相下、承候所、和州之浪人軍相違無之、此近
辺ハ往来難成、所々新番所立、往来之者嚴敷御改、昼夜嚴
重也、

一浪人勢ハ、高野山と吉野山之間ニいだち川と申所、岩穴在、
疊六十疊程敷穴也、是ニ住スよし也、高野山より五り程、
漸々ニして脇道ヲ通り行候よし、上方旅籠(マヤ)四文位、

一十月廿五日夜、江戸三ツ井・大丸等之大店七軒江、流行之
浪人組押入、店之者共切殺し、大金奪取、凡八千両、又ハ
拾三万両杯と盗取、持参改候由、大るニ町中騒動する由也、
前々京・大坂同様、夜中ニ橋々江高札ヲ立、異国之者へ交

易致者ハ切殺と申断書、三日立、壹同ニ右札ヲ取、上方組
之浪人か、誠ニ恐さひしき世の中、乱世也、追々共ニ所々
江当り人殺シ多シ、

一当春中参候米沢之内之御領之者、米沢様三万七千石之所御
預ケニ相成候所、同所之者共米沢様御預ニ相成候而ハ、郡
村迷惑ニ相成候ニ付、御免ニ被成下候様、御大国之御君様
ニ付、御吟味御取次被成下度、春中より大勢願出罷越、此
間又々百五拾人ニ而、御城下へ罷越、依長町江五拾人被指置、百
人ハ被相戻、御吟味中之由也、隣国より度々重キ願被申
出、御上様ニ而も御迷惑之御事ニ相聞得候、右之所ハ、大
庄屋ヲ切ころし、仙台へ願申出候由也、

一一ノ関田村岩次郎様御事 御本家様御養子ニ御貫被為成、江戸

御屋敷御在館中ニ而、江戸当御殿江被為入之由御触、

御改名 聰次郎様と奉称、庸村公ツネ

依之、次郎と書名前御指支之御触也、

十二月仙台へ御下向と申事ニ候

先達より、御迎之御方御上府也、

十一月十二日冬至ニ入、暮七ツ時半、

然ニ、此間式・三日暖和、同日ハ晴曇り、暖氣ニ而、雨氣少々、雨ふり、当初より寒さゆるみ候也、同夜地震、十三日風ニ成、雪あらし、

一上納米御急ニ付、所々米直段引上ル、薄衣買納も壹歩方引上、拾壹切ニ成、市中も不出ニ而つり上ル、

一御郡相場 米 金廿弍切五分

大ツ 同廿三切三分

当年ハ、大豆之方不作ニ而高直、如此、此頃ハ冬日照ニ而、雨雪不足無之、十四・五日頃寒氣強シ、十八・九暖^暁ミ、廿日寒、さらく雪、冬至入已来寒氣ニ成、

一楮木下落、拾貫目余ニ相成候得とも、紙漉出し不足ニ而、

高直也、

一御城下ハ、軍事練兵、御若老様御見分より、御奉行様御見

分度々在、

当月中 屋形様御直、源平と別れ、大軍ニ而御備ひ御調練

被遊候由、大番組御一統江被仰渡、尤三ヶ年ノ間御修行被仰出候由、尤甲冑ニ而本御備仕懸、

一御内之相場左ニ

一米 金廿三切五分

一大ツ 同 廿三切也

御郡方直段より些ニ行違、高シ、

一西国方物騒ケ敷、長州様御別家之由、御城下へ浪人衆か千人押込、騒動、俄之事ニ而防兼候哉、御本家方へ加勢を希候処、御加勢無之、難義被及由、又ハ長州様京方之御謀反へ組候事、被達

御聴、御上使彼ノ国へ被相下候由、御挨拶ニより事か起り、軍勢被相向候由、色々噂さ之在之事、

一清酒造方、大御郡者式ケ所、小御郡ハ壹本御免、但百五十石造ニ付金百七拾五兩献金ニ而、造方可仕候由之御触出ニ候得共、近辺ニハ右献金ニ而ハ、当時造人無之候由也、

直段ハ、勝手ニ売宜、

濁酒ハ、右株之者老兩 一統献金ニ而御免、

十一月廿三日、一向雪無之、冬日照、冷ハ相応ニ寒也、廿四日雪、大ニ寒也、廿五日晴、寒氣強シ、

一米 式斗 金ニ而

少々上物ハせり込、高也、

一大ツ 三貫式百文迄 大ツ追々高直、

一肴類 不漁、高直、

するめ四百文位

いわし壹連百文

一手拭 百五・六拾文

一紙類も高直、楮ハ下落、

廿六日小寒ニ入

一生糸者、弥々買人追々參、残糸さかし出、百四拾五兩

より買取、此節さつはり売仕舞ニ成、誠以珍敷直段也、

七兩式歩迄
松前茂横浜同様振々敷、異国人入込、交易有之ニ依、生

糸も向也、

一伊達相庭、右之約合^(釣合)ニ無之、浜付百三拾兩位、小浜・張り水兩所ハ上品也

百五拾兩位迄引、兩取引、

一此節、御城下へ米沢百姓共願申出ニ付、御付合か、同所之御役人大勢御出張ニ而、町中共ニ取込、

一伊達六郎様、京都より御帰国被成置候由之事、京ニ而、御

御道中^二日夜通ニ而、廿三日、
同人様御首尾并ニ世上評判大ニ宜、尤名高く聞候由、

一將軍様再ヒ御上洛、京より

御勅使御下向被為蒙仰由之事、

一当廿三日、江戸より仙府へ

御上使御下向之由之事、

但、何事か不分候得共、度々御早下着、

当時右旁ニ而、御上ニ而茂御用多ニ而、軍事御調練方御延引

ニ相成由也、

御上御用方、諸事御取込之由也、

写

十一月十四日

一長州様よりも、御家臣吉川監物御上京と申候、

一薩州より、島津三郎壱万人余ニ而上京之由ニ御座候事、

御上洛御供

松平大和守殿

酒井雅楽頭殿

水野和泉守殿

有馬遠江守殿

御若老

田沼玄蕃頭殿

外三人

一公方様御軍鑑船也ニ而、大坂表江一ツ橋様御附人御側御用人、

此仁西ノ御丸下ニ而相果候由也、則

中根長十郎

同、東海道御供御人数メり御用人、藤沢駅ニ而夜中旅宿ニ

而相果候由之事、

黒沢甚兵衛

右是等ハ、御内状之御註進か、

過ル十五日暮六ツ時頃、江戸御本丸出火、不殘御焼失、四

ツ時頃火鎮り、右ニ付

西御丸も未ニ不立候ニ付、紅葉山へ御退、

公方様御立退、睨与ハ不相知候得共、尾州様清水様之御屋

鋪之内へ御移り被為成候唱上候由、依 御手前御上屋敷寄

場ニ相成、御別条無之由、江戸表より御早、道中三日ニ而

御飛脚、十六日立ニ而朝下着仕候間、右之趣、御小姓頭を

以被仰上候様可被成候、

御上使松平友三郎殿、過ル十五日江戸表御(宛足)□足、古河御寓

之処、御飛脚之者通行致候由、且六郎殿同十六日江戸表出

立、杉戸ニ寓之処、右御飛脚是も通抜候事、

此度 公儀より御上使御目附、御使番松平友三郎殿、昨十

三日江戸表発足被相下候御使者之趣、来正月二日將軍様御

上京ニ付、

加州公并御手前様与御両家御留主番被仰付、依而者急ニ御参

府可被成由ニ御座候事、

府可被成由ニ御座候事、

人皇百二十二代
一今上天皇様、御諱統仁と奉称、

仁孝天皇御皇子、弘化四丁未九月廿三日

御即位、御年拾九歳ニ而、嘉永元戊申十一月廿一日大嘗会

御聡明、英智之御名帝也と唱ス、

一將軍家、徳川家康公ヨリ十三代

家祥サキ公ノ御養子 紀州ヨリ被為入

当將軍様拾四代目ニ可当候

此御代次よりモメル、

御台様者、京都より去々年冬御輿入、去年御婚姻、

近年京・江戸騒ケ敷、当時武家関東不治谷子也、時節之成

所歟、大方京都より之御勅ニ相聞得候事、太閤様如御代之、

御手前様等御大家様方五奉行可被相立嚙也、

一江戸表、出口、入口、橋々、辻々、所、近郷、近国御固め

嚴重被仰出、御持口書付来ル、

十一月廿七日、此節諸品高直ニ付、直段下ケ御吟味相成、

商人共千厩へ被招呼、吟味之書上ニ成、去年も右様在之、

中々据り難事也、是ハ御国切之事、

全体、異国船へ交易諸品、向々より引上り、又ハ新金銀至

而輕目、高直、古金三双倍と申請成ニ付而ハ、一体之高直

当り前ニ而、下直ニハ難成風、秋中一頃横浜生糸壺箇、ド

口金ニ而五百兩位迄上ル、此国金式百五・六十兩と申事ニ

候、

十二月朔日和統、寒氣相応、雪一向無之、折々さらく

雪計り、

一米も不下、引メ、

一大ツ 弥々引上、代四貫文也、

五斗入壹俵金貳歩二朱也

ノ

一田村様御家督、石川摺(駿河)河様之御二男、田村内膳様と申上

ル、

秋中江戸江御登御上府、

山ノ目近辺御加増相成由也

石之巻ニ而壹万石被進候由、是ハ不分明ニ成

十二月三日夜暖^(歳ミ)ミ、四日明方より雨ニ成、同日晴、五日日

和、風又寒シ、六日朝明より雪大ニふり、暮方はれ、相応

之雪、当冬第一之雪ニて、町内ハ八寸位、外ハ尺余之雪、

江戸書付来ル写

申渡

山田官司 水野倭一郎

常見一郎 吉田庄助 山本仙之助

森本越四郎 金子正玄 右馬志津馬

須永宗司 分部宗右衛門 柏尾右馬之助

武田 弘 飯塚謙助 加藤馬右衛門

仙科五郎 〆拾五人

右之族、御仕法替ニ付、改而徴組小普請方伊賀者次席ニ被

召抱、新規御宛行物三人扶持・金貳拾〇両ツ、被下、改而

小頭役被仰付候□役扶持式人・勤金拾五両ツ、別紙之通

「 」間入念可相勤候、玄番頭殿被仰渡候内意ニ基キ
申渡候、

亥九月十九日

此外新規、当春より御抱歩兵貳万人余、犇シト訓練稽古、
世間騒しき事ニ御座候、

九月廿三日又被仰出候写

井伊掃部頭

松平肥前守

小笠原大膳太夫

松平大膳太夫義、違勅并台命を省、万上使不屈之義有之候
ニ付、早々罷越、父子共召連、罷歸り可申、若違儀ニ及候
ハ、右手当義申置候間、委細之義者、松平肥前守江可申
談候、

討手方

松平安芸守

松平内蔵守

立花美濃守

細川越中守

有馬中務太夫

右討手被仰付候事

此御註進御早使

御徒組佐□清治

十二月八日、六日之雪已来別而寒氣強ク相成候、九日曇り、さら／＼小雪、八ツ晴日和、

一御軍用御備、在々獵師共江鉛^{ナマリ}、壹人ニ付三拾目ツ、向拾ヶ年御郡方へ納相備候様被仰付、相納め候、組抜中ハ壹人壹ヶ年ニ六百目宛被仰付、外百姓前去年より壹錢日懸被仰付、当冬ハ初御割付在、御郡備之不足、雜共々在之候、御諸土方者、練兵方御入料金拾貫文ニ金壹両宛とかニ被仰付候由也、毎日之練兵なり、

一生糸、当年不足之上、異国交易追々望買人此頃迄参り、百五十、六十両ニ而も宜由候得共、一字壳、一円無之ニ付戻る、太糸者約^釣り合安く、壹箇八拾両売、

一屋形様江戸御登り茂、御病氣御達、御延引被為成由、尤此

節江戸御用向御出府ニ而ハ六ツ敷世ノ中ニ而、御頼御用ハ御扣被遊可然段、御陳言被仰上由、為其か、六郎様并大内様等、夜通江戸より御下り、又直々御登之由也、当乱世同様之事也、

將軍様ニも、御上京御病氣成候歟、御大義也、

一九月廿七日歟、松崎鮎貝様御同道ニ而、大條監物様之御家督、保呂羽山江□□□廻候□留治方御宿ニ而、当町江「
「
」^(カ)二御泊り、町方何「
」
画諸道具等「
」上候、御両所様共「
」
御好、尤中ニ茂大條様、書画共ニ能く御書被成候也、手前江も御尋在而、右品々御目ニ懸上ル、町方数々出ル中ニも、手前永徳之布袋、岸築前^(筑前介)之助、虎兩懸物ハ、正筆ニ而、大ニ宜品也と、御賞美在之候、殊ニ跛趾焼之大皿鉢、此品珍敷候、式ツニ而ハ金拾式・三兩之直段在與御嘶有れ候由也、御両所様より書画等戴キ候也、此節御忍びニ而、御供人数余分無之、一兩人御召連、海岸通り并奥御郡為御覽之、大條様御下り、松崎様と御従弟中ニ而、同御屋敷ニ御入、当町江者御両所様ニ而御廻り、所々ニ而御遊び、御見物御通被

成候、御兩人様共々廿七・八之御年と相聞、常ならぬ御仁物なり、

一とふ書上ニ而拾貳文、
右之成行ニ而、物高直、不得止事候、

十二月十三日大寒成、相応之寒氣、雪不足ニ而、照勝也、

一米 金貳斗 大豆弥々高シ

一御上之御意ハ、千石已上絹つむき、已下之御諸土木綿類着用、(諸臣)倍臣之輩、絹紬之類御停止之段、御諸土方大ニ嚴敷由也、

四貫貳百位

一糸綿 金ニ而貳百貳三十目

一十六日夜、おきよ安産、初子、併男子ニ候得共、月数不足、

改正五十五六日

食物当りニ而、俄ニ産ス、十日計過死ス、

一木綿類大ニ高直 手拭百五六十文

一肴類不足、高直ニ付、きじ迄も高直ニ成、大三百五・六

一廿日夜小雪、折々小雪計リニ而、大雪無之、冬中照続、

拾文、四百文迄と相聞候、

一一季手間奉公人不足ニ而雇兼る、尤直段金五兩位より廿

十二月廿三日市、不盛、諸品高直、併料紙類一旦下落ニ而、

五切と申様、人無之ニ付、如斯、半季之者ハ有之候得共、

大ニ小売方ハ売候由也

一季之者至而不足、甚主人共困候、近年日手間取人より

去年不漁ニ而、鰹ふし浜方共ニ一円無之

不足ニ而、高直故、如此、百五・六拾文、女百文と申ハ

一油者、金壹歩九百目ニ成、

不足ニ而、百廿文位、手形ニ三日老切之前金物也、

浅り老升百五拾文位

一吠 八拾文、七拾文、薙も六・七拾文、

一肴類高直 氣仙沼ニ而赤魚十テ貳貫文也

一馬くつ七文より八文 わらし拾文拾貳文

塩鱈壹本五百文 同鱈壹貫文より五六百文

在中五文
在方より仕出之直段也

十二月廿八日、当町市相応ニ盛、昨日迄大ニ寒氣強し、当日より廿九日緩ミ、暖氣ニ成、

一肴類高直なれ共、氣仙沼浜方より少々「」同直段也、

「」少々下直、

浅り「」商ひ少なし、

一季奉公人不足、金五両ハ並方直段、廿四。五切迄有之、古より、如此高直ハ無之、穀物并ニ生糸法外高直ニ付、一季奉公人者不足、専ら作方手前働、且ハ蚕方流行ニ而、人不足ニ成と申事也、

一江戸交易人、浪人組ニ多く切殺され、止ニ可相成風唱ニ候得共、何様之訳か不分り、

総次郎様と奉祓候
一御嗣子様御事、今廿九日御城下へ御下着被遊候御首尾到

来之由、

田村内膳様と唱上候
一ノ関新殿様、明晦日、正月二日御下着被遊之御首尾到来之由、

右御両所様御一同、壹日違ニ御着、然ニ、御嗣子様ハ御延引、江戸表御越年、

一氣仙沼松山屋殿、こんふ手形ニ而拾貫目也、横浜江為登、異人江交易、金両ニ七貫目に売、金千両程儲け候由、祓敷[㊦]商ひ也、

一ノ関様ハ、仙台江廿八日御入着、御城江御入、一夜御寓被遊、一日早也、三本木ニ而御越年被遊、正月二日一関江御入着、至而御儉約ニ而、御鑓[㊦]老本と相聞得候、
総次郎様御事ハ、江戸表正月十一日御立^{御道中}ニ而、御下向被遊候由也、又御延引ニ成、

曆不足ニ而、少々持候者ハ、八・九拾文より百文位、津谷町ハ百廿文位、

文久四年
元治元年
(一八六四)

文久四子年

正月元日日和ニ候得共、廿八日より暖氣、晦日ニハ弥々暖氣ニ而、暮方雨ニ成、夜より元日晴而吹返之風ニ成、又寒く成、二日者柔和之天氣也、夜より風替、三日風、雪風ニ成、年始札廻り一円無之候、尤大ニ寒氣也、四日静ニ而寒、五日者日和、折々小雪、十日雪嵐、深雪無之、相応之寒氣から冷雨、雪無之冬、日照と申様成事也、十三日も日和、寒し、十七日夜相応之大雪、七寸程、所ニより尺位、南之方へ弥々深雪ふる、十八日朝迄、庚申四ツ時晴る、暖氣ニ成、又風吹、十九日・廿日日和、暖和、又々寒く、折々夜小雪、寒氣難去、

二月朔日、昨夜も小雪ニ而、至而寒し、当日日和ニ相成候得共、寒氣也、暖和ニ難成、二日風雪、夜も小雪、三日日和と乍申、曇り、至而寒氣強シ、近年ニ無之寒さ、

一 將軍様御事、京より御召ニ而、去冬押詰海上御船ニ而御上洛被遊候、

一 屋形様御事、当九日御発駕ニ而、江戸京都迄御登り被遊候由之事也、

御嗣子様御事も、江戸より御下り被遊候所、御道中ニ而御

対面可被遊由相聞得候事、伊達之於郡之駅御寓所御対面被遊由、仰「桑折美作守と御改名」

「桑折御」

「桑折」

三月改元元治元ニ成

二月四日より六日、七日迄大ニ暖和ニ而、日和も宜、六日法事弔ふ去年分又八日より寒シ、十日日かん入口、十三日中日也、十一日初午、十四日雨ニ成、是ニ而麦宜、数日之照込

一 繰綿弥々高直、当時改正札沓歩ニ五十目ニ成、

一 御城下金類直段、金壹歩ニ

赤六百目から七百目

一延鉄、公義より御買上之由、殊ニ石之卷鑄せんも未ニ御年

限中ニ而、少々ツ、御吹方、近年鉄茂不足ニ而、御直段高直

之所、又々近年御軍用御入用ニ付、御用鉄并ニ右品々之事

ニ而、御國中用ひ之分御払不足、内証物等も殊ニ高く、不

足ニ而、農具并鉄金物、庖丁等都而、廿年前百五十文之な

切庖丁、此節三百五十文より、丈夫成物ハ四百文ニ成、釘

類無之、式百文、草かり鎌ハ四百文ハ至而小也、目軽也、

直段倍合之余ニ成、釘之仕出一向無之、都而右之振合ニ而、

悉く高直也、

絹布高直、御大名様方御儉約、木綿常式御用ニ成候得共、

又右之品も高直ニ而、御上下共ニ此節着用ニ迷惑致候、諸

人取統甚難義、穀類共ニ高直、大古より不承時代、不審キ

ニ相続いたし候事也、

思義

一江戸道中上方共ニ、此節鉄金杖ニ而往来ス、士凡立分無之、

為用心之相用ひ候事、

一当町赤坂焼、今年三十三年ニ当り候ニ付、二月十五日祈祷

之神楽有之、上日和ニ成、昨日之雨ニ而、麦大ニ宜、

一去秋中より、近村諸々疱瘡有之、気仙沼相応、時行北方ニ

有之、然ニ当町皆甚殿孫女、去暮ニ初り、当月三日頃より

本家嘉市やみ始め、大熱ニ而、不分ニ成、難症、九死壹生

之煩ひニ候所、薬療手ヲ尽、薬品吟味、伽き看病、手廻り

中、殊ニ手前ニ而厚世話致、漸々疱瘡と成、十三日・十四

日大ニうみ山上ケ、漸々全生ニ成、安堵相成候事、大熱中

間違水を用、大ニ仕そんじ如此、又本家女童子壹人、疱瘡

ニ成、跡ハ中位より軽ク、手前之子もり十二日より不快ニ

而、十五日疱瘡出、至而軽シ、手前平治子兵市、同瘡^(疱瘡)

是も至之軽痘也、本家女子勝よ廿日病死、大疱瘡、至而悪

性ニ而、黒紫、尤余慶ニ而発し兼、忽チ死ニ至る、外ニ流行

出ス、「」漸々寒気暖む

一江戸表之義、將軍様ニも去冬押詰品川より御船ニ而御上京

被遊、尤御本丸御焼失後、田安様御屋敷御仮住被遊之所、

此節御留主、焼跡も不残御取払申候由、

町中越後屋杯ハ、浪人組前日夜中ニ張紙致、明日ハ焼払候

由断置、焼れ候由也、右之次第、所々在、尤御屋敷々々々

明屋多く、誠以已前与ハ大違、十ノ物三分通之残り候様成

不景氣、至而さひしき有様ニ相成候由也、此節引続京都大繁昌、町中売物ニハ、大根漬ニも不限、香之物・漬物類売切無之由、大坂も右同様繁昌、金銀此両所へ満ちく候由也、万物高直、

一当御用金被仰付候事

一金三万兩 右之内

常陸龍ヶ崎 五千兩

当御城下 五千兩 御郡方々々々 式万兩

右割合

一人頭耆人江金式朱ツ、

一高耆貫文ニ金壹切三分九り何かし宛

但去年位より少々勘定

一当村御地頭内膳様御事、一ノ関若殿様内膳様と 屋形様よ

り被相付候由ニ而、依之、則御前より御意ニ而御改名、

奥山此面様と御改之由也、若旦那様ニハ、御嗣子様江戸より御

供ニ而御下着之由也、当町御附と相聞得候也、御初御登り当御家中

より式・三人下ル、

二月廿三日日和宜、此間者日中ハ大ニ暖和、天氣続宜、向ノ皆甚殿婚礼、尔時下町茂右衛門も家督民作殿ニハ、跡当春肝入仲左衛門殿より家作ニ而、此節切組あらく出来之所、今昼九ツ時、裏ノ

大工小屋より出火、諸職人共飯揚ニ而、本宅へ越、耆人も居不合、小児共式・三人居、焚火ちらし候哉、かんながら等へ移り、忽チ燃上り、大工小屋より往来之小家へ移り、

火事と成、大騒動、市日ニ而、大勢翔付、防キ候得共、春風ニ而忽焼失、近所之裏小家・長家蔵等ニ、長根く江人

数上り、川向之事故ニ、働安く、外へ不洩消留候事、西風ニ相成候故、町江も不參、一統安心致候事、危キ事ニ候、

痛敷かな、家作之諸材木七分通り焼、疵損ニ相成、殊大工共諸道具并衣類「入候事也、

此間者「暖氣、廿五日より雨氣ニ而、少々

ふり候得共、廿六日ニも曇り、暖氣ニ而、小雨ちらく計り、雨不足、同夜相応之雨降ニ而、第一麦宜、廿七日晴曇

り、暖氣也、夜ニ小雨、当月ハ小也

当時江戸表 御公義御役柄

一ツ橋様二者 將軍様之御後見御附二而

當時御両様共ニ御在京

松平大和守様ハ、御政事向総裁職

但御上洛迄春嶽様御勤、右之御代り役也、

酒井雅樂守様、御老中七人之内御筆頭御役と相聞得候也、

當時御大勢也、

三月朔日曇り、二日曇り勝、小雨ニ成、

一 繰綿不下、木綿類弥々高直、

手拭壹本百七・八拾文迄

百五。六拾文より

一 百文札四百文札

當時替無之すわり通用

一 〇 壹貫六百文、沢山通用在、

但、江戸道中より上方道中筋至而錢不足ニ而、困り候由、

式・三年先当地之如くなると申候、

一米ハ不替金式斗、少々前後在、

但、糯米不足之年ニ而、町中何分不出、困る由也、

一大豆ハ五斗入四貫文之割

一小豆ハ同入五貫文也、

一 草油金壹歩ニ九百目、

壹升式百三十文 又八百目高直ニ成

外品々高直也

一 江戸表花印白木綿、金兩ニ四反ニメ上り、安白仕出、諸国

共ニ一切不出候由、

三月三日節句、朝晴、飯後より曇り、至而寒し、昼小雨よ

り暮方さらく雪ふりと成、先日中と違、甚寒し、山々白

ニ成、

此日、江戸伊井様井伊已来、雨雪者五ヶ年続く、奇明也、古之

曾我之雨ニ似り、四日晴而寒也、雪ニ而梅花しなける体也、

又曇り、夜相応之雪、凡五・六寸と見得、昨より雨雪、五

日雨ふり也、先月末より綿入壹ツ丈、寒ニ成、終日之雨ふ

り、昼八ツ過より晴、六日朝晴、風ニ成、大風也、去冬よ

り嵐大風無之処、今日如此、二月より当月ニ成而寒し、風

昨夜之五ツ時ニ而止、七日日和、静也、

一 疱瘡、当町所々在、軽き方也、

当春者、所々ニ不意之病人多し、

三月八日市、至而不立也、七日より当日暖氣、日和、夜雨
ゆるみ
氣、明方小雨、九日弥々甚暖氣ニ而、日和成、

八日市、当町八米不足ニ而、

一米相庭不安、改正五升より

金ニ而壹斗九升也 式合半上ル

南方ハ下ル

一 糸綿弥々□□□引上

金「」 「」上り百六十八目成

一 「」 「」百八拾文ニ成、

繰綿并木綿共ニ、異国へ内分ニ交易、且ハ諸御大名様

御一統御儉約ニ而、大方木綿方御着用ニ御用被成候仰

ニ付、御家中之用ひ大ニ売、引候、依之高直ニ成、專

御軍用方御金御用意と相聞得候事、

一 魚類も何分不漁事、此節之なめたかれい、昨日之市ニ壹

疋ニ付大百文位之売、廿五・六年以前より十倍之高直也、

安つく肴ハ可給様無之世の中也、小振舞、諸祝義事、儉
約致候而も、錢か懸り、大困り也、

衣類、右之通、綿・麻共ニ高直ニ而、着用せんだくニ困
金壹歩ニ式百八十目

り、何様去年迄ハ綿札六十目位ニ候間、手前仕出専ら相
用之所、何品ニ而も引上、仕出方共ニ余り高直、染ちん
共ニ同様、何年ニも無之、諸品高直也、麻金壹歩ニ式百
八十目より三百目、

一 茶類者、上茶之分ハ勿論ニ而不可用、都而下り茶仕入方、

四・五年已前より被相留、又猶嚴之御指留ニ而、大田村

真切茶出所ニ而、御上より御指図、御国産仕出候ニ成而、

御城下茶店中持ニ而売方、何分前々之地方仕出之真切茶

より不宜候、尤近年異国人江、都而之茶類交易ニ相成、

江戸表・上方共ニ大ニ為夫か高直ニ成、市中売方も皆品

位落ニ而、名計宜、味ひ不宜、依而仙台へ内々下り候品

も同しく悪敷、あしくほ茶よりゑり出一森山本山と成、

尤銘ハ皆違候事、一向不味ニ而、不吞茶計也、

一 清酒屋、当郡杯ニハ造人無之、濁酒計り、大方好む人ハ

手造ニ而専ら用る、

右之通ニ而、万物不自由高直、殊ニ窮屈之世の中、則乱世、

存之外間ニ合セ相続引続候也、何程儉約しても、相続懸り
八五・六割増、

一近年御政事不宜、生糸・紅花・煙草等、其外共ニ御他領出
被相留、皆御国産方と称し、御上懸りニ而、御城下衆請負
人ノ締リニ相成居、気俣ニ被致候様、正金迄も他国より入
分、何商人ニ而も五分通、三分通切替、国札ニ而被相渡、
糸荷ニ不限ニ、町方会所へ相入、御改ニ成、糸・紅花ハ其
外荷造候問屋被立置相入、三百目懸ニ造方入料仕、賃金式
歩二朱ツ、壹箇より右代金取られ、其場々々ニ而入料、
御役ハ壹「真高ニ而ハ金五兩ニ而不」
入込一寸出来成兼、数日滞留致、無用之費へ相応、他ノ商
人ニ不限、地元々々ニ而も迷惑致候ニ付、商人宿々より願
相達、先年之如く被成下度申上候吟味致、下書を以、御郡
方内々伺、可然候ハ、清書を以奉願度取合申遣候所、近
御郡江打合、奥方一統より相達候方と打合居候内、右一件
御上御高役様方御吟味ニ相成哉、御上ハ伊達六郎様ハ、
当時御家ニ而之御名将ニ而、何角御前へ御諫言被仰上由也、
定而是等も可被相達哉と、人々相咄候也、

然ニ、此度御免之御首尾合下る

写

三好監物殿

守屋四郎左衛門殿

土佐

此度御吟味之筋在之、米穀并塩之外、惣而御国産之諸品、
御国用ニ不指支分、御吟味之上、当分他領出御免被成下候
間、其心得望次第願申出候様首尾在之、其時々吟味被申聞
候上、首尾可有之候、以上、

正月十六日

尚以、本文之趣、御町奉行、屋敷奉行江も、各より可被相
通候、以上、

御郡方御触之写
役付中へ

当新生糸より、如先年之、勝手次第被相免候御吟味ニ候所、
一統金拾両宛之御役金被召上来候処、勝手壳被相免候上者、
何方御郡者何程出産、御役金上納との義、繭・真綿等、都
而是迄之出高等吟味折入令吟味、何程之御役金を以被任下
との受高、急速取調、可被申聞候、
前書之通被仰渡候条、村每何程ニ御請可仕との義取調、

急々吟味可被申聞候、已上、

三月十一日 大肝入

白石慶三郎

御役金受人無之、其俟、

右之通御下知ニ相成、在々一統安心可仕、併御役受方ハ成兼可申由之内々吟味相聞得候、又如先年之、出高次第ニ被成下度可申上^(容子)□子ニ相聞得候、此分ハ未極リ不相成候、追御下知而御触可相成候、

三月十五日、昨日迄此間ハ別而暖氣大キニ暑く、暮より雨氣ニ成、夜小雨、朝晴曇り、昼九ツ頃雨ニ成、又晴風ニ成、此間早キ所ハ種まきニ相成候、此節水不足ニ付、苗代水無之所多シ、節角雨ふりヲ待居候得共、不降願居候事、種之揚方見合居候模様也、

前ニ印候通、繰綿弥々引上、高直ニ付、白安物諸国共ニ仕出方一向不問ニ合相出不申、並木綿既ニ倍合ニ相成候様、上品共ニ案内引上、仕入方成兼候間、当分申訳ニ売続被居候様ニと、御城下問屋方より在々得意々々江註進申来候よ

し也、殊ニ又当新金余り目輕、尚又性合不宜と申、壹歩之金ハ半分、貳朱と見詰、商売取引心得と、表向ニハ不申候得共、仙台札如崩れ通用致候由也、

當時仙台札ハ、^{四百文札・百文札}すわり居取引、乍併上方右之通ニ而同様、諸物弥々高直、○壹貫六百文、沢山有、

一和菓類ハ不足、高直、唐物ニハ未夕格別之揚ハ、品ニより稀々也、余慶無之、当帰者、若柳壹貫目ニ付拾五・六匁

「」

… (三月十六日、四月十二日、原本を欠く) …

田畑麦苗代引立兼、不宜、^(四月)十三日ハ百五日、霜、相応之霜有之、至而寒し、十四日も風也、昨日ハ大風也、

一御城下も、店々諸物大ニ高直、全体御政事嚴敷、他国仕入物御指留より、已来店々之商ひ休之様成、表半開、至而物々不売、不景氣之事也、辻之御政札辺江、大人形御役人大成を造り立、尤大方紙八枚程、十七ヶ条之落書、^{式つ}悪政之

事書顯シ、はり付切腹杯ニ致候事ニ立置候由也、右之次第、
場近所より御披露ニ成候事、

一此間ハ、近浜鮪漁在之下直ニ成、余漁ハ無之事也、

十四日より十方暮、雨曇り無之、晴、風、同日馬籠町昼ッ
時頃出火、五軒残り、外一字焼失、大風、尤此節働ニ出候
故、家□諸道具・平生着用之類迄一字焼失致候由、表門並
三拾式軒程さつはりと焼候由、誠痛入候事也、蔵出蔵と申
旨ハ只壺ツ残候計ニ候、

十五日日和、柔和、静成天氣ニ成、〔十六〕□□日少々小時雨在、
晴る、十七日晴、上日和、十八日四時より風、追々大風、
九ツ頃より雨ニ成、大風、夜大雨、去冬より無之大風也、
春中大雨無之、水不足ニ而、苗麦赤色成、村々雷神精進、
雨を祈、当村も今十八日ニ成、十九日明方より朝晴、又飯
後雨ニ成、是ニ而水十分ニ可成事、廿日夜雷鳴雨在、廿一
日日和、麦苗代・桑等大ニ見直り、専ら田しろかき最中ニ
成、

四月廿三日日和、大るニ暑シ、大南氣、夜雨ニ成、廿四日
朝迄ふり、先日之雨も不足ニ而、此雨ニ而田植水あらく、
間ニ合可申、刈敷方へ取掛る、廿四日大風ニ成、

一米者五升、改正札壺歩ニ

一千かて不安 小壺升四十四・五文

改正ニ壺斗位

一油者弥々高直、金壺歩ニ七百目

一壺盃式百四拾文小売

一糸綿ハ少々下る 四十五目位

一鮪ハ大谷近浜相応上る

直段中位

南浜遠嶋ハ大漁

江戸近浜大漁同鮪也

一銀山之金山之内通用之為ニ被相出候玉銀

仙ノ字在

裏ニ文久と在



右目方式匁式分在而金壺歩ニ也

御触出ニハ未夕無之候所、此間参り見候也、追々如何敷候、

同ナマリニ而

一鉛山より被相出候



如百錢之、同所山中之通用ニ百

文文、目方四拾目、去年中山中之者共へ被相渡候所、追々市中へ相出、内ニ而通用、受取る者多し、

一蚕種之内、一円不むへ分在、黄海・日形村辺三百枚程と申候、西郡・サカ立^(鯨職立)辺も同様多く在之由也 右ハ種不宜品か不分り此近辺にも稀々在之由

一伊達郡辺、過ル十二日・三日頃之霜厚ク、桑江大ニ当、焼痛之由也、尤庭子最中之所と申、此辺者場ニより少々当る、且而不痛由也、此辺者先立蚕ハ三^{四月廿六日}おキより式起位、当月ハ寒く候故日数延る

一江戸表、三月十三日夜より十四日迄大火、焼失之由、瀬戸物丁より南風ニ而、大川前より北之方へ大ニ焼る

当月十四日とか申候

一羽州米沢城下大火事、八分通之焼失と相唱候、江戸道中越堀辺ニヶ宿、是又大ニ焼失致候由也、

四月廿五日、昨夜より今朝相応之雨ふり、四ツ時より晴上る、廿六日日和、鮪此間漁有之、不引切参候也、下直ニ成、廿九日雨、暮より風、夜雨、大嵐ニ成、

五月朔日雨風不止嵐か寒シ、当春者御塩直段も御引上りニ成、問屋者壹俵壹貫六^百文之払直段、二日風、寒シ、三日至而寒シ、霜ふり、三日同様、晴ニ成テ北風寒シ、四日日和、初田植、手前も田植也、三軒程植初ル、外ニハ苗不宜、苗留も有之、未ニ寒也、五日者上日和ニ而、

此節御城下表別条無之、御家中練兵御修行専ら、尚又近衛様方へ御貸人之交代京都登之御士ひ撰人ニ而、六人江戸登之同撰人八拾人急登り被仰付、諸支度之由、

將軍様京より御下向なれハ

屋形様茂御帰国ニ被為成候由也

一近頃浪人組之侍、宇津宮^(宇都宮)近辺より日光山之辺ニ五百人程籠

り居候ニ付、福島ノ板倉様并近国之御大名様方四家江御防
方被仰付候由、

一京都者、近年御大名様方御上京、御家老下々御交代ニ而、
江戸ハ至而衰微、前々之如江戸・上方大繁昌ニ而、大方御
入込ニ相成、古足利公如御代、京都之御政事之様ニ相成、
仍而為御用心之、近衛様外御出駕之節并御殿御座之間辺為
警固、御手前様より撰人ニ而、御貸人ニ被為相頼御登之事、
外御発駕之節ハ、御籠脇又ハ御供入り等ニ御召連候由、我
身ヲ頼むと御目見之上、御意有之、右御貸人之面々ハ、御
取扱別而御叮嚀重く、何角不自由無之、日々酒杯も丈夫ニ
被下、大ニ宜候由相咄シ聞へ候事也、

一上方筋、当新金大るニ通用致、夫ニ付万物高直、錢も壹貫
文位ニ替る、拾五匁壹歩之所ニ而、正拾匁ニ見詰、五割落ニ
見候故、物高直ニ成候よし也、江戸交易の為計リニ而高直
之事ニ無之候、新吹金正来不宜候而、至而軽目、是か為ニ
商売物ニ不限、一体ニ物高く相成、世の中人氣不宜候、

一此節田植之日用代百六拾文ハ並相庭直段ニ也、酒代杯と成、
廿文位、都合百八拾文位ニ成、諸駄送賃代不法ニ高シ、忒
百文之所ハ三百文位、右ハ四百文と成、三拾年前より倍合
ニ相成候、

此節手拭切壹本百八拾五文ニ成、是も倍合ニ成、余村ハ田
植人無之、三百文位迄

一前ニ書浪人組之士ひ、都合八百人程、始者七・八十人程、
宇都宮町ヲ通、日光山へ水戸中納言様之御位拜相納候由ニ
而通り、則日光江罷越、寺々江押入、防子達ヲ追出、大勢
分ケ入、都合八百人程楯籠る、依之野州一国之騒キと成
而、御大名様方より急之防を早打御註進、江戸登る、則近
国之御大名様方被仰付、打手ニ被向、合戦ニ及ぶ、双方手
負・死人在、浪人方三十式・三人死、打手方不少、数不分
り、然ニ浪人組中其夜中ニ立退、何方とも不知去ル、依而
鎮り候、

此騒動、実事無之、虚セつか、又何ニ少々騒キ在之事也、

「年と成」

「江戸御屋敷へ」 「宰相之」 「

為遊候」 「恐悦之義と」 「相廻り候

由也、右五月」 「承候、

又御触□者無之由、屋形様ニハ 下々之痛を御勘弁被

遊、御家中計り右之次第被仰渡、御辞退御返シ被遊候

由、此義ニハ大ゐニ子細在之事と申候、追而又御沙汰可

在也、

当時長州様方御沙汰中、御同家様よりも御手前様へ御使

者被遣候由、色々之事在由、

御任官御面付写

正二位 尾張大納言

中将 井伊掃部頭

(肥前)
ヒセシ

四品 (豊後)
中川修理太夫

宰相 御辞退被遊候事
御当家

徳島

同 松平阿波守

少将 松平淡路守

筑前

宰相 黒田 松平美濃守

越前 松平越前守

正四位下 藤堂^(大学頭) 大学守

少将 二本松 丹羽左京大夫

従四位上 土佐 松平容堂

少将 有馬中務^(大輔) 太輔

中将 松平下野守

少将 伊与^(伊予) 松山 松平隠岐守

従四位上 因州^(鳥取) 取鳥 松平相模守

同 高松 松平讃岐守

同 南部美濃守

中将 武州忍 松平下総守

少将 筑後 立花飛騨守

同 従四位上

同 筑前

同 筑後

同 筑前

同 筑前

同 筑前

同 佐竹左京大夫

少将 松平紀伊守

鍋島 前二因

宰相 松平閑叟

(字和島)
ウワ島

従四位上 伊達伊予守

桑名

少将 松平越中守

外

三郎事

中将 島津大隅守

薩摩御一門家此度新ニ御大名ニ被為成事

メ廿六人

右之通、御手前様ニ不限、御大勢へ御任官也、右者、

將軍様より之御首尾御上使也、尤將軍様京都御在城中、当

時御暇不被下御滞留之由也、然ニ当將軍様ニ者、御総明^(聡明)之

御名君様と噂サ相聞得候、結構之御事也、

五月十五日御覽

一御城下ニ茂練兵毎日御稽古ニ而、御嗣子若殿様御覽、甲冑

之本仕懸ニ而入御覽等之由也、春中より度々、

五月 八專成

一当月者、折々追々と雨在之、十三日相応之雨、水十分ニ成

而、一統仕付成、麦実入も宜成、都而申分無之、氣候ハ四

月より当月少々寒しと申候而も、別而障りも無之、却而宜

方、田植も十五日迄、干損もあらく、

鮪大下落也、壹本八百文位、

一蚕種、当年むへ不申分、所々多し、去夏照込強キ、用心道

中ニ而、暑氣痛ニも可有之由、此節先ハ庭子・舟子也、村々

ハ為寒□延ひ、^(麩子)たか子最中也、

一田植、日用人不足ニ而、当村内ハ貳百文、外村ハ三百文位

迄、誠ニ都合高直、先年より無之候、

十三日雨、十四・十五日上日和、十七日雨、夜大雨、十八

日昼四ツ過晴、追々水沢山、干損迄、田植□

一桑、田植中不出ニて高直ニハ候得共、改正札ニ而三貫目位

より四貫位、割合不高、当時早先立蚕ハ、庭子上り初る、

大方舟子最中也、去冬中より高直可相成与咄居候所、追々桑ほきも能、入用も人々心掛候哉、追々下直可申様子、

過ル十三日より八專中、一日替之一雨多、廿三日日和、廿四日八專終り、今日雨、同夜八ツ・七ツ時頃、早道御家中より出火、武澤直人旦那一軒焼失、蚕最中壺ツ引ニ成頃、既ニ三百枚、蚕并家財一字丸焼、痛入大損也、世間一統之最中之節ニ而、大ニ騒く、不洩留る、

一桑直段ハ、所詮不天氣統、在方尤仕事後レニ而、桑市中へ不出、蚕ハ過半庭子最中ニ揚り懸、桑不足ニて、夜中より入着次第ニ売買進、高下大る也、改正札ニ而式貫目位より三貫目位、壺俵壺貫式百文位より七・八百文、不同、大ニ高直、

廿一日之庚申雨、小嵐、今廿五日キノイ子、□より曇り、四ツ時未不晴、雨ニ飽キ、千万日和ヲ待願ふ、曇り、夜より雨、廿六日朝迄ふる、飯後より日和ニ成、廿七日上日和、夜ニ入雨、廿八日□迄ふり、飯後晴曇り、桑雨ニ而直段□

下、町方ハ七・八分通り揚、在方より買入進、三貫四・五百目より式貫目内迄せり込、

□彦三郎事、伊達江十三日立ニ参り、廿六日夜帰る、小糸少々出、両ニ六十八匁位、売箇ニ而八百三拾式兩位ニ当ル、春中霜ニ而焼候得共、追々ほき出間ニ合、相応之作、種まゆ高直、春中江戸・横浜より糸直段京都之方宜、一字京為登ニ而売る、

伊達辺、種まゆ金壺両ニ五百目より四百五十目、升ニ見而ハ小六升一兩位、大まゆ金壺歩ニ四百五十目迄、両品共ニ目形割取引也、

一五月廿八日曇り、廿九日上日和ニ成、暑シ、桑直段今朝初三貫目位、追々出盛下落、四貫目余ニ成、廿九日大暑氣也、晦日曇り、夜雨、

六月朔日曇り、晴、未快晴ニ不仕、

桑直段不下、在方并余村より買入、式貫四・五百目より壺

貫五六百目迄、高直、

此間釘子村ニ人殺シ有之、無正師共式・三人被召捕れ、一村之騒ぎ也、

一当年諸物高直、桑取ハ常年ニ者七・八貫め百文之所、今年ハ四貫め迄、五貫目より、日形辺ハ桑取日用四日金壹歩位、古より無之高直、道中御城下より奥ハわらし拾七八文、並物上廿文已上、

江戸道、伊達辺より向並三十文、上五拾文

はたご、御国内ハ式百五拾文、伊達より三百文已上、三百五拾文、

御城下ハ物高直ニ付、御手入在之候事、

此間ハ所詮雨勝、四日終日雨、前夜より大雨なり、五日晴上り、相応之暑さ、蚕之作存之外痛多シ、桑市未高下取引、昨朝ハ下落候、今朝ハ又昨日之雨ニ而出不足故高直、式貫式・三百め、

一当三月年号改元

元治元年与相成 江戸御触出

然ニ、此辺江御触不行届候、

一屋形様御事、江戸より御下向、今六月七日御城下御帰国被遊候由之事也、

將軍様御帰国被遊候ニ付、御下りニ被為成候由也、殿様ニハ、宰相之御官御辞退被遊候段被仰上候得共、押而被為蒙仰候由之事也、何分右ニ而ハ、御家■式行違、六ツ敷事ニ相聞得候事、

一先月諸芸為修行之、又ハ国々之容子被為聞拔候為か、御家中より若土方三拾七人、遊歴之者と唱ひ、路錢被下、被相出候由也、先ニ相出候侍方茂有之候由、右ハ自分勝手ニ而相出候人々も在之由也、

一常陸御知行所龍ヶ崎御手前御陣屋、浪人組之士衆打破り候由之事也、是ハ、何様交易之事被相止候様、御吟味相成度之事之由ニ相唱候、

六月八日曇り、一日替之雨、毎日と申程、此頃不天氣続、

麦之作宜候得共、かり方成兼、大ニ困り候事也、九日も大雨、終日ふり、川々出水、天氣不宣、一円雷勢、五月より無之不氣候也、

六月十二日日和、大暑氣ニ成、是より日和、暑氣続可申と咄合候所、夜方より替而雨、十三日朝迄ふり、五ツ時頃晴、折々時雨、雷氣之如し、一向雷勢無之候、夫より又日和に成候得共、冷氣也、

一まゆ之義、昨年中より生糸大高直、春中も伊達之相庭不安、依之、在方ニ而ハまゆ大壺升金三步位と専ら相唱、最初より入金之処も無直段ニ受取候所、売初り金式切半上ニ而、次改正九枚と、所々売候所、まゆも先後間か有之、拵方不出ニて、出候所江大勢集候ニ付、三升・四升分取之様ニ而セリ込、札拾壺枚前後也、金三步式分迄買取、誠無勘定之取引、壺箇式百両か參候様之氣配ニ而、商売相成候、大まゆハ初メ八百文位より壺貫文ニ壺貫百、壺貫式百文迄うれ、綿ニハ不引合、是又太糸へ仕出候方ニ而如此、誠以前代未聞之高直也、併当金ハ半分の見詰ニ而、如此高直ニ

相成哉、一升三切式分迄有、

到來之書付写

過ルと在

五月廿三日

屋形様、田安仮 御殿江御登館、御国許へ 御暇之御礼被仰上候節、於御休息ニ、御留主中御守衛御首尾能被遊御勤候ニ付、御懇之上意在之、緩々御親話之上、於御前、御煎茶・御餅菓子等、并ニ御吸物之上御自酌ニ而御酒 御頂戴、御側近ク被為召、御守衛之儀ニ付、別段之品々上意之上、御手自御刀・御脇差被遊御拝領、又於大広間ニ、御膳之御頂戴、重々難有御仕合ニ被思召候段、古内右近之介方より申来、恐悦之御事ニ候、依之右御怡、左ニ大番頭格以上、并永代着座、来月朔日同五日大番組登 城、御帳江付可申上候、

五月廿九日

御奉行連名

同京表之事 写

一昨年中 御沙汰之趣も御座候ニ付、別段之訳を以、当子年より年々式千俵宛 神宮江御供料御増加可仕事、

赤〇ニテ格別之御事ニ付現米式千石御増加之事也

□闕字・平出等之儀、如令条可相守、海内布告之事、
今上皇

一御誕辰六月十四日、仕置致間鋪候事、

一仁孝天王御忌日六日

新朔平門院御忌日 十三日
シヤウ

右例月其心得可在之、海内布告之事、

赤〇ニ而、幕府精進日之通可心得候事、

一大樹代替、將軍

宣下之後、為御礼、上洛可仕候事、

但、実年拾七才以下名代を以御礼申上、拾七才相成候

ハ、上洛可仕事、

赤〇ニ而書面之通

一三家始、万石以上面々、家督・官位之御礼として上洛可仕

事、

但、十七才以下ハ、名代を以先御礼申上、

右品々同断之事、

一西国大名、関東江往来者使、伺天氣勝手たるべき事、

但、滞京十日ニ不可過事、

赤書入、諸大名山城地往来之節、可伺天氣候事、但、京

之義ハ、不可限十日之事、

一 国替、是迄之通、惣而御委任之事、尤国勢之大事ハ何叡
慮取計之事、

赤書

昨年御沙汰有之候通、御委任之義、今更被仰出候迄茂無
之候、但君臣上下之名義ヲ正し、末々迄恭順之意相貫、

書附類鎖末々之儀迄も心得違無之様可有之候事、
(瑣末)

一 朝廷御忌日ニ、重罪者勿論、輕罪之者仕置申付間敷事、

一 九門御警衛、万石以下・三千石以上之者江可申付事、

赤書

万石已上之者江可申付候事、

一 諸社行幸之事、

但、山城国内不遠場所ニ而、春・秋兩度位御定置、兼而

被仰出諸人難義致不申様、御手輕ニ奉願候事、猶追々被

仰出候事、

一 諸大名国産之内、一両品年々貢獻可在之事、

但、諸侯疲弊之折柄ニ候得者、(申合)十合五ヶ年目手輕之産物、

以使者所司代江差出、貢獻可致事、

赤書

書面之通、但武伝へ所司代より日限相伺、武伝より指図之上、其面々より奏者所へ可差上之事、

一親王・丞相薨去、於朝之御方ニハ、海内鳴物停止之事、

但、日数、於親王・丞相ハ可為三家・三卿之通、於伝

奏・儀奏(儀奏)両役も、停止日数等、惣而可為老中之通事、是

迄幕府親族死去之節、以勾当掌侍配計ニ止物音候得共、

以来其儀取計候事、

一宜秋門辺御取広相成候様可仕事、

此外、御門御普請等之事、写方除キ候、

一禁中御賄向御改革向、入念候様可申事、

一皇子ノ皇友、可成丈御法体不變成候様仕度候事、

但、稀ニ字不分之事有之、

但治(御永統)之良法等(筈)与評義之上可申上候事、

○赤ニ而下札之外、箇条各可為書面之通之事、

今度

奏聞仕候拾八ヶ条之書面、

御下札を以

御沙汰御座候趣、遂奉畏候、尤諸事

朝廷尊奉之道を尽し度誠意より申上候件ニ付、八ヶ条目御

下札之趣者、暗合之節ニも在之、別而不都合無之様可仕候、

元治元年四月廿九日

慶喜

近克(直克)

忠綾(忠積)

忠精

正邦

過ル十一日

営中井上河内守殿より為御評見御渡被成候 勅書御請書写

并奏聞之条々 御所より下札を以被 仰出、御書付御請書

各被 仰付旨被 仰出候事、今日登城不仕輩江ハ、同役類

役より可被相通候、

写

幕府之儀、内ハ皇国ヲ安堵せしめ、外ハ夷狄証(証伏)可致職掌

候処、泰平相統、遊惰ニ流れ、外夷驕暴、万民不安、終ニ

今日之形勢とも相成候事故、癸丑年以来深被悩叡慮、是迄

種々被 仰出候義も有之候処、此度

大樹上洛、列藩より

国是之建義茂在之候間、別段之聖慮を以、先達幕府江一切

委任被遊候事故、以来政令出人疑惑不生候様被遊度思食候、就而者、別紙之通相心得、急度職掌相立候様可致候事、但国家之大政、大誠ハ可遂奏聞事、

右

聖旨之趣、訊而奉畏候、臣家茂不□□難堪其任候得共、尽精力職掌相□候様勉勵可仕候、此段御請奉申上候、

家茂

右將軍様也

御請

写

一 横浜之義ハ、是非共鎖港之成切可有奏上候事、但先達被仰出候通、無謀之攘夷ハ勿論致聞敷事、

一 海岸防禦之儀ハ急務、專一ニ相心得、実備可致候事、

一 長州所置之義ハ、藤原実美以下脱走之面々、并宰相之暴臣

ニ至迄、一切朝廷より御指図者不被遊候間、御委任之廉を

以、十分見込之通所置可致候事、但先達被仰出候輩、御

旨意所置可致事、

一方今本用之諸品高価ニ付、万民難渋不忍次第、品々致勘弁、人心相合所置可致事、

前文之条々、謹而奉畏候、横浜之義ハ不及申、海防筋ニ於も、格別肺肝ヲ碎キ、

叡慮遵奉之漸忠可相尽奉存候、長州之義ハ、尚又別段御沙汰之次第も被為在候ニ付、寔大ヲ旨として、至当之所置可仕候、此段御請奉申上候、

四月

家茂

御請

右御文面所々不分明之字在之、写取之所ニ而書違も在之哉、平人ハ不分明之事所々在之、

十方眷ニ成

六月十五日晴曇り、十六日昼四時八分土用ニ入、晴曇り、存之外暑氣薄く、十六日同様、夜雨、至而冷氣、十七日同様曇り勝也、去年より五月、六月是迄之所、冷氣ニ而暑薄し、是より大切之所ニ成、作物草生ハ宜候、

当年まゆ直段、前ニ書通、大壺升金三切式分迄せり立買方、珍々敷直、前代未聞之事也、一体之所上方諸品直段高直ハ、当新金至而目輕之上ニ性合悪く、依而物々倍合之直段ニ成、生糸ハ夷国交易旁ニ而、三双倍ニ成、諸国一統まゆ

も高直ニ成、大まゆも糸ニ引出しニ付、是も伊達ハ専ら当
国共ニ同様ニ致、仍而高直ニ成、一升壹貫貳百文位、

一御上ニ而、太糸織之清吾地御仕出之由ニ而、国方糸仕出方
致候者より、壹箇ニ付太糸七百目ツ、之割付を以御買上之
由、御割付被仰渡候事、

一此節まゆ売、在々案外之金を取候ニ付、太物・木綿売大ニ
商ひ在之、夏物ハ勿論、高直ニ不抱冬物夜着・ふとんの類
迄売る、小間物ハ一向不売、高直ニ而も、何分木綿類大ニ
売勝、近年ハ儲ケ勝也、

一当年より御城下拾人衆、御国産方糸・紅花共ニ被相止、如
先年之勝手次第取引被仰渡御触ニ成、依而御城下方より金
茂不出、金不足、伊達之引合も地元之含高直之由ニ而一金
も不下サ、地方金不足ニ候得共、手配行届衆中ハ買入、不
行届者ハ買入不申候、尤直段ニ恐候事也、

十八日大るに寒シ、十方暮ニ成、土用入ニ相成候得共、此
間ハ毎日雨氣・曇りニて甚冷氣、雨模様、不氣候、蟬杯ハ

一円音声無之、折々雨也、廿一日中(中伏)ふし、毎日雨、大雨
也、廿二日ふり、晴、廿三日曇り、晴、至而寒、夜過雨、
廿四日晴朝至而寒し、十方暮、今日迄土用ニ候得とも、
蚊張無之候而も不苦、珍敷寒キ土用中也、当月中此通ニ而
ハ、騒キニ可相成候、稲も茶色ニ相成候様子也、

廿五日日和宜、保呂山祭大ニ盛り、

廿六日日和、廿七日朝曇り、四ツ過より晴而日和、漸々大
暑ニ成、人氣宜、此間専ら麦打、中通ノ作実入能、升・表
数も近年ニ而ハ取る、手前も今日、

六月廿八日明方大雨ふり、五ツ時晴、暑ニ相成候、麦打日
用代貳百文位、貳百五十文小糸ハ取引直段百六拾兩位ニ見る、鮪漁并

鯉・鯖等相応ニ取暑中也、生鮪用ゆる事、古トハ違、竹子
も同様、土用中専ら出用る也、

七月朔日大曇り、至而冷氣、過ル廿八日ハ大暑也、余ハ冷
氣強ク、東風不止、不氣候ニ而無覺速年柄、(覺速)稲ハ元懐ミ相
成候得共、葉赤色ニ成、農事仕事大ニ後ニ成、町中出米無
之候、二日朝曇り、少暖氣也、昨今麦打多シ、大ニ後る、
三日も曇り、土用中ひしと曇り、東風強ク冷氣、黄海・沖

田稻植付候俣ニ而、一向不直不宜、若柳辺佐沼辺共ニ同様
悪く、世上人氣悪く、凶作可仕噲、土用も四日ニハ明ニ成、
依之、当村并近村今四日愛宕山ニ而昨夜より御祈禱、快晴
を祈奉る、村一統雷神進精休(精進)日ス、然ニ四日夜昼より暑氣
強ク、大雷勢在、大雨ふり、大暑ニ成、五日朝より晴而暑
し、右ニ而日和残暑続□ハ、可成之作と可成候、

一 関東近国騒敷、所々御備相立候、諸浪人組・水戸天狗組等
所々居、

一米沢領之内、御領之分三万石之百姓御預ニ相成事不承知ニ
而、去年より仙台へ願出、数人御預り御吟味中、六月又々
追々大勢ニ而願出、白石様へ申出滞留、依而伊達御陣屋江
も罷出候ニ付、江戸より公義衆御下向、米沢上杉様よりも
御向役大勢、仙台より御三役御出張ニ而御欠合、御打合、
三方并願之百姓共へ浪人組等入込、大勢ニ而大ニ騒敷事也、
既式千人程集る、

五日者上日和、大暑ニ成候間、漸々土用ノ後暑也と安堵致

候所、六日より又曇東風強ク、小雨ふり、冷氣ニ成、七日
も曇り、扱々不安心之夏也、諸作無覚速候(覚束)、此節そば・大
根蒔方専ら也、但式百十日并日かんへ日前在之、少ハ頼所
在之候、八日日和ニ成、大暑、九日同、大暑、当村ハ蚕已
来仕事後レ、そば・大根蒔益限り、土干堅まりて不掘、
所々蒔残り多シ、八日より引続大暑ニ而、毎朝ハ曇り、四
ツ晴大暑難凌、十三日・十四日同様、蚕已来市も不氣ニ而、
至而人不出尤、仕事後旁不盛、

十三日盆、町ハ相応ニ立、氣仙沼杯ハ先達中米不出、大ニ
騒キ、市中入米役付中立合、割合ニ而小売為致候、当町も
不出ニ而、米も上る、所々同様上り候所、追々大暑ニ成而
人氣直り、此間ハ何方も出米有之、緩ニ成、

昨七日より七月之節ニ成
七月八日・十三日、当町ハ

一米 四升五合 糯米不足、四升之内迄

一小ツ 壹升八九拾文

一麦

一油 壹盃貳百四・五十文

金歩二七百五十目

一生辛子 四月頃より弥々引上

壹俵八貫文より拾貫位迄

一浜方漁 しび下直ニ成

青鱈相応ニ有之

一糸綿 未ニ高直 改正ニ而四拾目位

一作日用代弥高直

一市中錢多シ 直段ハ壹貫六百文不替

但石之卷新多ク成

一御鉄も色々上ノ御行ひ在之候へ共、古より之御国伝ニ無之中国流、又新法ニ而、人足料不懸、安く相出候得共、不出ニ而鉄不足、殊鑄錢へ御用ひ、御払も至而高直、折々御払留ニ而、甚小鍛冶共迷惑、尤新法之鉄煉合悪く、刃物へ小細工等ニハ難成と申、大ニ困り候事也、草かり鎌四百文より五百文ニ成、釘等ハ去年より不出、高直ニて、店売休無之、至而不自由之世の中也、

去冬・春中より、御城下ハ別而店々売物御手入嚴敷、他国仕入・上方下り物等被相留、甚一統迷惑之所、追々品数を以御免ニ相成、七月ニ相成候而ハ少シ心能取引相成候事、

一先日中罷越候米沢百姓共貳千人程、白石様へ願出滞留、川原へ小屋懸、御同家様より米三拾俵被下被指置、仙府より又御役人様方御出張、前ニ写候通、米沢より仙台御領之百姓渡被下度被相願候所、御成敗被相免候ハ、御返可仕候、無左ハ御返致候義難成公儀江伺之上と御挨拶ニ成、押而米沢より成敗被相免候由、伊達御陣屋よりも右之沢合ニ付被相返候所、御引受之上、何歟之事ニ而嚴敷被責候故、三人程責殺され、依之大勢米沢より押来テ、仙台之御百姓ニ被成下度願之由也、不帰らすと申、

御双方御吟味之所、遣迎も米沢御預りニ難成、御公儀ハ右三方石之地者被召上、元来之通御領地ニ相成候由、是ニ而鎮り、引取候由也、

御手前様并白石様ニ而も、去年中より御物入不輕御事也、

元被仰渡候通、終ニ米沢御預りニ成、

一生糸相庭 惣兵衛事、御城下仕入方より伊達迄罷越、諸相

庭開合、六月廿六日立、七月十一日夜帰宅、

右伊達相庭追々下落、上物兩ニ七十目より、下ハ八拾弐三日迄落候、上方買人者買不出、當時休ニ成、此地も買人無之候、京都も下落之由也

一生糸・紅花并諸物異国交易方、御公義御老中様方ニ而御引受ニ相成候由也、尤江戸問屋方より申來候由、御城下小谷氏ニ而承る、糸ハ當時横浜も休ニ成、無取引、紅花之方江戸表より之直段付、宜高直也、

古物ハ六十兩位之上り

当地奥方、去年花より持合候得共、新花下直ニ付、盆前八百目前後ニ而買取、古花之助とス、南仙も六月中不売之所、七月ニ相成、相応買人出、高直ニ而商売ニ成、追々宜買人相下り可申候、

一生糸ハ、盆前六月中此辺小糸少々売候所、伊達大下落、尤所々より為申登候得共、金も不出、註文も無之、依而盆前小糸売人多候得共、當時買人無之候、伊達ニ而ハ仙糸百兩位之事ニ相咄候也、まゆ壺升金三步買百七・八拾兩之仕上り、此通ニ而ハ大損也、余リニ引上候間、下落ニ可相成事

也、去冬より春中迄京ニ而金弐百兩位、

七月廿二日中ノ節ニ入、晦日ハ弐百十日也、此間盆中引続大暑氣也、雨一向無之、田畑共ニ六ツ敷所、十四日夜時雨在、今日より八專ニ成、十六日夜度々時雨ふり、田畑へ潤ひ大ニ宜、十七日日中度々時雨在、暑氣ハ相応、稲者既ニあらく出穂ニ及、大こんも照ニ而生ひ不出候所、此雨ニ而ハ芽立可申候、暮方より東風強ク、雨、夜大嵐ニ成、十八日朝嵐も静ニ相成、飯後晴模様ニ成、又々折々と曇り、晴、ざらく雨、九ツ頃地震在而、又東丑寅ノ風強ク、雨嵐る、(マヤマ)冷氣ニ成、一昨夕ヨリ昨日之雨、暑氣ニ而沢田遅キ所ハ今日大ニ出穂、花懸り、格別嵐の痛も不成候処、今日の嵐ニ成候而ハ痛ニ可相成、在方之人々相咄候也、今十八日市至而人不出候、小谷氏之かけ取客人來ル、同夜又々大嵐ニ成、諸作物痛候由、殊煙草眼前痛勝ニ見へ候、十九日晴曇り、快晴ニ不成、八專中也、

一異国軍船廿余艘、六月下旬西国海長州江押來、毛利様御備、合戦ニ成、然ニ異国船四艘打解き、外弐艘ハ生取ニ成而、異国人敗軍ニ成而、何方共無逃去候之由、大坂より廿八日

出手紙、当十二日仙府小谷之店へ申来候由也、尤江戸・横

浜交易場ニ大勢居候異人共、留主居守之者共計り残り、余ハ何方共不知出去候由也、依而當時交易無之候、

一五月中写書来ル、御大名様方御任官ニ、宰相之御位御三方

ニ有之候処、左ニ無之候由、屋形様ニハ御辞退被遊被相達候得共、不及辞スルニ、御受可被致との仰付、御請ニ被為成由、依而宰相之御位ニ被為成、余者長州毛利様計り之由申候、

此度異国人之合戦ニハ、高名御手柄可成也、

一水戸様ニハ、浪人組之諸士此度御召抱ニ付、所々江御触被相廻、七百人御呼ニ相成候由也、

一追々承り米沢百姓騒動之事、同所より御公義御役人様方へ

大分御進物被遣候由、当方御役人御町奉行峰岸様御出張江、彼ノ方より矢張御進物参候得共、不受、御戻ニ成、御公義御役人年之若キ御方計り御下り之由、本被仰渡候通、米沢御預りと被仰渡、右之者共米沢へ御引取ニ相成候由、御捌無然、嘆敷事ニ相聞得候也、後候而ハ如何と申候、

一江戸表砂糖問屋共、直段四割程引下ケ売方可仕被仰渡候ニ付、小売計りニ而、小売共休候由金売・卸等致候者無之由申来候、誠ニ六ツ敷世の中也、

一此節諸品一体高直之内、菓種唐物計り近年無之下直也、依而相撲番付之下直之一番ハ菓種也と申事也、和菓追々高直、

一御国方御奉行様之内、片倉様ニ者、御老体様ハ御引込、御孫様跡御奉行御役ニ被相出候由、中且那樣ハ伊豆様と申、御生質甚勇強之御方ニて、六ツ敷御仁と申、尤御役抔御面倒成と御咄候由、賢勇成御方成由、但木様ニハ御役御引被成候由、当時西郡大内様并江戸表御奉行也、御国元ハ古内右近之輔様、大町様、

一諸浪士之類、常陸 波山築葉山近之山中ニ数百人此節楯籠り、所々江仇を成候由ニ付、公義より近国之小大名様方へ打手被仰付、御人数被相向候処、敗北候而、難叶引取られ候由ニ付、仙台并秋田様・南部様等へ被仰付候由ニ而、仙台より御一門

岩手山様江被仰付、外大番組より八拾人被相加ひ、式番立之御方此間御発向之由、外壹番立ハ京都御備被相登候由也、諸浪人奥方江も相下り、先日於福島御城下ニ一騒キ有之、依而仙台御領御境越河御番所之外、新御番所被相立、片倉様持と相成候由也、依而伊達領并ニ御國中江も此間御触相廻り、他領より往來之諸士、都而切手被相渡候間、人馬継替又ハ旅宿ハ相改、承届首尾可致、日数滞留之者有之候ハ、承届、向々可申出、切手無之分ハ宿致間敷との御触ニ而、嚴敷相成候、

右之通、世上騒敷、尤横浜交易者當時一向取引無之、上方共ニ不景氣ニ付、紅花も買人下り不申候、生糸ハ伊達ニ而も百兩ニ而買人無之、右ニ付当国方共ニ此節一円取引無之候、何程下落ニ相成候哉、何頃之商売とも難計、金百七拾兩上り之糸持人大困りなり、紅花も地方買上りハ四十兩位、千厩町杯ハ去年紅花より持合居候、何分損金ものと相見得候也、

一道中筋わらし高直、三十文より五十文、依而御諸士并商人

迄下駄・足駄ニ而往來致候由也

一過ル十七日夜大嵐、并十八日之夜両度之大嵐ニ而、稻立ニ而諸畑物共ニ大痛ニ相成候物と人々案居候処、其後日和并残暑も相応宜候故、大ニ立直り、追々諸作物見事ニ生長、稲も半分余嵐後ニ相出、花をかけ、此間之暑さ・日和続ニ而、何方共ニ嵐之痛無之、却而稲虫等ハ嵐ニ打落されて、稲之実入共ニ宜相成、畑物ハ尤宜相成候由、珍敷事ニ相成候由ニ而、一体人氣能相成、安心ニ相成候、

当村ハ風追廿七日ニ致候、日和也、此間続く、廿八日上日和、大暑氣、同夜暑し、雨氣ニ成、廿九日朝よりきり雨、四ツ過晴ニ成、佐沼へ頼置候徳治昨廿八日ニ來ル、廿九日曇り、大ニ暑シ、式百十日今晦日也、

一真綿ハ、先達中金兩ニ式百目より廿目位、但大まゆハ大体太糸ニ仕出ニ而、くつまゆ等、上りまゆ等之綿なり、大まゆ高直ニ而、壹升壹貫式・三百文、南部へ不向約速分破談、(約束)伊達行ハ下落ニ成而損金ニ成、

一 佐沼辺稻畑作共ニ見事之上作と申候、米ハ札ニ七升五合、
金ニ三斗之割、同所油壺盃百六・七拾文、此辺ハ式百四十
文、大違、下直也、併上りめ、

一 漆ノ実買方所、小谷氏より去年被頼、少々買方為登遣候
所、御国産御取行ひ也、当年御郡方より被仰渡、買入所被
仰付候、御通帳并看板被相渡、廿九日也、

一 筑波山(筑波山)ニ籠り居諸浪人江打手之御方々、先ハ上州高崎ノ城
八万二千五百石

主松平右京亮様、常州笠間城主牧野兵部亮様、御両所様御

向、敗北ニ成、依而跡ハ仙台様・南部様・秋田佐竹様也と

申候、御手前様ニハ伊達弾正様大将ニ而、惣勢三千人ニ而御

発向、今廿九日より段々御出立、此内一手之将ニハ石田親

正様と聞得候、
下正親様

又京都江ハ、毛利様三千人ニ而御登り、御内裏為守護之と
被仰上候由、併何之訳敷不分りニ而、物騒敷候事共也、

薄衣、
和泉田志摩様者、江戸表御交代御留主居役ニ而此間御登、

当時大番頭、御城下御家中ハ、所々之御出張・御登り等ニ
而、物事騒ケ敷由也、

扱又筑波山浪人諸士、何程籠居候哉、縦令先御出張之御方

敗北ニ被及候共、詰り浪人之諸士千・式千人之事ニ而、御

大家之御大名様方江被仰付候事、無言甲斐事ニ思われ候、

御家人之小御大名様方ニ而も可間ニ合候、御公義之御上

意、浪人位之寄合勢、何程之事も可有ニ不在と下々申事也、

誠ニ將軍家之御威光薄、世之衰ひ、乱ニ可至時節かと歎ケ

敷事ニ候、

一 御手前様ニ者、道中宇津宮(宇津宮)辺御備之由也、三千人之御勢御

大勢之事也、彼之近辺より伊達辺迄ハ大ニ騒ケ敷由、

一 今七月晦日式百十日ニ候処、昨日より夜ニ入大暑氣、当日

ハ日和能、暑サモ甚敷候、是ニ而弥々作物宜、安堵なり、

一 毛利様一件、去九月写書前ニ印候、近国御大名様方へ打手

之御首尾合相成候義ハ、異国イキレス船江打懸り、又ハ

敗軍ニも相成候所、右船共横浜ニ着岸致、長州家無品も打懸ラレ、合戦ニ及、双方手負・死人在之、甚不得其意ヲ、不都合ニ候間、毛利家ヲ私方へ被下度由断ひ申出候所、御公義より御挨拶ニハ、同家甚不宜候間、此方ニ而打取可遣由之御挨拶ニ相成候、依而毛利家江御上使并否と言者打而可向由ニ御首尾被仰渡候、此趣長州江前以聞得候故、彼国ニ而八国境より海岸通江、兼より備尚又嚴重ニ備、御上使御着、向役被相出御境辺町屋御本陣体之所へ御宿申付置、御入候後色々と御饗応被相尽、御向役引取候後、夜ニ入何方よりも無之夜打入込、御上使之御人数御上下不残打捨候所、御供之内只老々人逃延帰り候事、御宿方より御註進ニ付、長州家より御向役御越見分之上、御公義へ御披露ニ被及、何様此節之浪人共抔之所意ニ可有御座由之御事ニ被申上、如何共 御公義ニ而も難成、打手被蒙候、御大名様方も何共難被申御事ニ成、其訳ハ、長州家江戸表へ罷越候様之御上使と相聞得候也、御上意之趣被仰渡之義ニ不至事なれハ、御上府無之、是ニ而毛利様御一家腹立と成、依之御大家様方御立入、御和談と成、御手前様江も御取合在而御和談江入せられ、当春被相済、御公義之方異国人

江之御挨拶、并長州江之御首尾不宜、依而諸侯様方も長州家尤之事と、世上とりく噂ス、

当六月ハ、イキレス之方より軍ヲ仕懸、大ニ敗軍、打残サレタル船共横浜江罷越候処、船中ヨリ着岸之後迄追々死人多く出、同所へ取仕舞、尤 御公義江も申出候風、異人共大ニ騒動スルヨシ也 然ニ長州様ハ凡三千人程之勢ニ而、大坂江追懸着岸ニ相成、京都江御登之由、彼両所并江戸表共々此節騒敷、又■下野より伊達・常陸近辺大騒之事也 毛利家之先陣ハ岩国之城主吉川監物、君臣共々大勇之御方与申候、異国人ヲ追掛、着岸之上、一ツ橋様ニ御目ニカケ度と被申上 公義ニ而ハ異国人ヲ助而、此国之諸侯ヲ捨ラル事難聞と被仰候由、是又追々如何 全躰之御吟味ニハ、一橋様ヲ大坂城下へ被置、此節之浪人共ヲ御取立、御同人様へ被預置、異国打払之御備と御吟味ニ被為成候処、関東方御承知無之方より、水戸様ニ而御召抱之由ニ噂在之候処、此節不得止事、諸浪人蜂起、所々江仇ヲナシ、築波麓山江楯籠候抔、定而彼ノ中納言様後立ニ茂可有之と噂サス、浪人士之含ニハ、全ク世之平人家へ仇スルニハあらず、大将家之御吟味無然長州家同様之事也、

御手前様等ニ而茂、打手之御受ハ不面白と申、宇津宮御堅

迄之御事ニ而も不輕御物入、尚又所々江之御人遣、誠以不
輕御事、尤御金入多、御上下共ニ御難義事共也、異国人之
戦ハ諸土方好風なれ共、浪人抔国方之合戦ハ不好容子、只
異国江之交易 公義ニ而異人共諸事ヲ被相許容、能御取扱
之義ヲ聞、羨ミ候事也、諸浪人と申、所々之名在士ひ御家
中也、公義を恨ミ而放逸する而已、

七月朔日晴曇り、大ニ暑シ、今日徳治ヲ佐沼ニ戻シ遣ス、
二日も同様、暑氣宜、暮方雷勢在而小雨あり、

一從京都七月十九日出來帖、同廿七日仙着、陳ニ、於禁中、
会津侯・長州侯、大炮平以及争戦、右ニ付御所堺街より夷
川迄焼、東西ハ烏丸通より麩屋街迄不残焼失、依而洛中大
騒動、多分去退候由、右之趣自京仕立を以註進ニ付為御知
申上候、

甲子七月三十日 於一ノ関写取

從江戸御到来之写

御奉書之事

一筆致啓達候、野州辺江致蜂起候浮浪之徒、追々暴行ニ及候
ニ付、其近領家江追討被仰付、公義御人数も被差出候処、
右御人数江致敵退候次第ニ付、為夜援其方江人数一門之内
致指揮、宇都宮江為致出張候様被仰出候、此段可相達旨、
依 上意如此候、恐惶謹言、

阿部豊後守

牧野備前守

小野和泉守

御名

此度即刻出立被仰渡御人数左ニ

将 伊達弾正殿 (*)

御備頭 石田正親

脇番頭 中地玄蕃
喜多山主膳

御目付 丹野善右衛門

御武頭 若林新九郎
御長柄組頭

御武頭
連坊組
北
作右衛門

御武頭

北堤通八番丁
中村四郎右衛門

十番丁

御簾添
長沼五郎左衛門

御武頭

北田丁
飯淵三郎右衛門

同

若林組
大
権右衛門

五拾人町

六拾人町

大河原町組

都合三千人と申候

右之通御座候已上

〔*名簿の上下に追記〕
京都之騒動御註進在而

御見合ニ成、同表より五日振ニ而仙着方在由也、

今村鷲之助 有

被申候御士上ル

又江戸より三日ニ而来ル御士も有、度々之御早打下ル、

追々大騒動御註進ニ付、色々と御兵儀有之事也、依而御援
扣と成

又七月十一日付江戸より

同廿三日

此間浪士伐手之数百人歩兵余、当七日九歩兵方より伐込、
浪士より一旦退散し其夜浪士より接戦ニ相成候而、余程死
亡・手負在之、仍而左之通又加勢之御人数名前、

江戸表方

若年寄
田沼玄蕃頭

大番頭
堀 内蔵頭

御書院番頭
織田伊賀守

御小姓組番頭
井上越中守

御得間頭
和田伝右衛門

御先手
土屋駒之丞

御徒頭
遠山三郎右衛門

御目付
設楽弾正

御使番
牧野綱太郎

日比野藤三郎

右之通御指向ニ成候

尔時又世人風唱之事

當時禁裏守護職也

毛利様与会津様との合戦ニ而、追々焼立 御所迄火来ルか、

依而者

賀茂御社内

天子様方ニ者、如先年之此叡山江定而御立退可被遊と申事、

浪人

誠ニ大騒動ニ成、諸士組主万人程在之由、京へ集、毛利様

へ御加勢を願出候処、不及其義、加勢不受と御挨拶ニ、全

此義追々承候、御立退無之由也

体毛利家ハ朝敵杯と言、諸浪士等茂毛利家之者多シ等、悪

敷様ニ上々江言上候而、罪を付候事、偏ニ会津之所為也、

依而会津を打と也、併浪人中不聞入候而、加勢味方ニ成由

也、会津様方廿六頭向而、島津家ニ敗軍大ニ負ル、殊ニ

浪人組ハ天子様ヲ奪取奉

大将打れ給ふと言、外御内裏守護之御方々御堅メ、近寄者

ラントスル容子

ヲ打、仙台御人数七拾余人、大ニ働、引取ニ及、此内黒沢

可守

左守と言拾九才之若士、望而殿ス、シシガリ尔時浪人組式百人程ニ

而取囲レ之、右之御仁味方ハ遠ク去行、只壹人ニ而大勢と

戦ひ、大ニ働、味方より戻り遅しと迎ニ走見候所、如何相

膽トリか、此人

成哉不見得、打死共不見、行方不知、浪人江生取相成候哉

帰る也

難計と被相尋候由也、此若士武勇之人と申候、此外御手前

御人数ニ五人打死と申来候由也、依而此間御出立之宇都宮

右ハ死骸在

御堅 伊達弾正様御同勢ハ、同所ハ被相扣、直ニ京都江御

登リニ成と申、

京都ハ、町々共ニ大焼ニ而、尤町人ハ不残立退由也、毛利

様ニハ 御諭旨を御願之由、既ニ会津之國迄茂押来ル憤

り之由也、跡ハ如何、

当所奥山様ニハ、壹・式番之組ハ為御登ニ成而、三番之御

組持ニ付、跡御容子ニより為御登り成ニ依而御支度ニ付、当

御家中江御供之支度被仰渡、八月二日当着ス、又御心懸之

由也、組拔中之内、御郡奉行様御支配皆正・皆清・佐藤氏

三人江跡京登り御首尾合到来之由也、此節武家方御家中一

統迷惑之時ニ至る、追々向々浪人組ハ上方へ登ると申し候、

八月三日朝曇り、晴、又昼九ツ頃より小雨、又晴る、暑サ

宜、雷勢大ニ鳴る、無間茂晴ニ成、四日晴、五日曇り、

夜小雨、六日雨、昨日より冷氣、七日晴曇り、八日朝雨、

昼晴、夜同大雨、九日雨、

一坂英リキ様京都御使者被仰付由、

力

一坂英リキ様京都御使者被仰付由、

其外ハ少々御見合ニ成由也

一大阪○持中より百万両之金子献上致候由之事、是ハ定而京都合戦前可成也、

一筑波山麓楯籠る諸浪士組ハ、中湊江乱入致候処、水戸様より御人数被相出及戦候処、浪人敗軍致逃去、一方ハ上方へ、一方ハ松前江と下り候由也、

右次第書ハ略ス

一此春松前様ハ彼国壱国之御奉行、公義御老中御同様御政事夏か被蒙仰候由也、定而追々如元之御本国と可被為成候事、

一京都表之合戦之次第、追々所々より来候、伏見より註進ニハ、七月十八日夜近辺江御触在而、取片付、早々立退可申由也、然ニ毛利様・長州勢押来ル、京方美の大垣様と在、大垣十万余伊賀守戸田采女正様か先陣ニ被向、合戦ニ成、又ハ長州方山崎表京川筋より押出、伏見京橋辺長州御屋敷焼上ル、所々大筒ニ而火四条通井伊様之勢、大合戦、十九日京中町家ニ老人も不居逃去、尤不残焼

る、九条様・鷹司様御屋敷、御所大手ニ而大焼、洛中灰ニ成と大合戦、手負死人如山ニ、誠之大変也と申来ル、追々如何、

上皇様ニハ、始ハ賀茂御社内江御退被遊候由也、西国方軍将四家と聞得候、

過ル八日より続昼夜而九日大雨ニ而、大嵐ニ成、川々出水、所々痛む、稲ハあらまし実入ニ相成候得共、沢田ハ未ニ実入不成、所詮日和不続、弥々後、蕎麦・大豆等、又ハ莫痛む、大豆ハ丈長く盛生し而、実入不宜容子也、

今日
八月十日ハ式百廿日ニ当ル、当日晴ニ相成処、夜雨、十一日晴曇、冷氣ニ成、川々洪水、松川薄衣町水揚る、十一日和、

一上方合戦騒動ニ付、此節生糸・紅花共ニ一向買人無之、高下共ニ取引無之候、何程何頃商売可相成歟不分、損金物也、此間之水相応、洪水ニ而、大川筋所々痛、土手所々切る、黄海三倉嶋前へ水揚る、佐野御寺辺迄、下川辺下道中水押

上り、又石ノ卷蛇田辺町へ押上る、田畑へ水押、不少之痛也、西玉造赤湯ノ上山崩レテ、前へ押崩れ、湯場大痛、入湯之者夜中ニ而、六・七人ミチント成而死ス、大騒之由也、其外薄衣ニ而若衆壺人肴釣ニ而死ス、岩谷堂ニ而小屋主若者壺人死ス、

此度出水ハ、四年先冬大水より四・五寸高しと申、所々ニ人死在之候、

十五日曇り、暖気、きり雨在之、晴る、此間三日程日和続キ、朝夕冷氣也、十六日日和、曇り、夜雨、おきよ入湯ニ立、

十七日より十方暮ニ成、夜より今朝雨、今日小雨、十八日朝曇り、四ツより晴る、上日和ニ成、

一南部様御事、京都江御登之由、昨十六日一ノ関御泊り、京都御警衛被 仰レ蒙候由也、御人数六百人毎日と追々登る、但御直ニハ無之、御加勢ニ而、御家中御人数計り□申候、
一御手前様御事ハ、岩手山様御登も御扣ニ成而、色々御吟味在之由之事、

一將軍様、京江御上洛ニ而、毛利家御征伐と申唱ニ候、此事

無覺速候、追々実御首尾被相出候事也、

一長州勢、此節ハ京都を引取ニ相成候由、毛利家ニ不限、四ヶ国之勢一同也と申候、未夕耽与不知、西国方内ニ而ハ一統之一味之事与相咄候也、追々委細を待也、

当御内へ来ル
書付写

八月朔日

和泉守殿より御渡

阿波徳島

廿五万七千弍百石

松平阿波守

筑前福岡

五十二万石

松平美濃守

作州津山

十五万石

松平三河守

十万石と有也

因州取レ鳥

三十二万五千石

松平相模守

肥後熊本

五十四万石

細川越中守

筑後久留米

二十一万石

有馬中務太輔

備前岡山
三十一万五千貳百石

松平備前守

播州龍野
五万八千九百石

脇坂淡路守

伊予松山
十五万石

松平隱岐守

雲州松江
十八万石

松平出羽守

筑後柳川
十一万九千六百石

立花飛驒守

雲州広島
四十貳万八千石

松平安芸守

薩州鹿兒島
七十七万八千石

松平修理太夫

松平大膳太夫(ママ)義、兼而禁入京候処、倍臣福原越後を以、名者歎願ニ准シ、其節強訴、国司信濃・益田宇右衛門介等

石州浜田
六万千石

松平左近将監

追々指出候処、以寛大仁恕ヲ雖扱之、更ニ無悔悟、意言を以左右ニ寄、不容易意趣、兵端を開キ、对初リニ敬平と有禁闕砲發候条、

伊予宇和島
十万石

伊達遠江守

其罪不輕、加之、父子黒印之軍令条授、国司信濃之由、全軍謀顕然等、周防・長門ニ押寄、速ニ追討可在之事、

石州津和野
四万三千石

亀井隱岐守

七月廿三日

備前松山
五万石

板倉周防守

右之通從

豊前中津
十万石

奥平大膳太夫(ママ)

御所被 仰出候ニ付、御追討在之候間、速ニ国許江軍勢相揃置、差図相待可被申、尤從彼妄動致候ハ、不得指図、

豊前小倉
十五万石

小笠原大膳太夫(ママ)

口々より討手入、誅戮可致候、但、寄手之攻口江攻懸り候日限ハ、御決義次第可被相達

備後福山
十一万石

阿部主計頭

候事、

七月

総督 紀州殿
福井
副将 越前侯

八月三日

水野和泉守
牧野備前守

松平大膳^(マツ)太夫征伐ニ付 御出陣之節御留主居被仰付

阿部豊後守
諏訪因幡守

松平伊豆守

右御供被 仰付、伊豆守儀ハ職掌専務可相心得供可仕分

酒井飛驒守

本多能登守

田沼玄蕃頭

稲葉兵部少輔

松平縫殿頭

立花飛驒守

平岡丹羽守^(丹波)

右御改之節、兵部少輔・縫殿守^(縫殿頭)・玄蕃頭義者御供被仰付、

飛驒守・能登守・丹波守儀ハ御留主居

大目附 神保伯耆守

京極越前守

田村肥後守

右御進発之節御用

先達京都大合戦書付写

過ル十九日寅刻より、長州様・会津様御対陣、大炮御打合、合戦ニ成、会津様戎子川堺町筋・烏丸通^{大手方也}・麩屋町迄町家焼払相成候由之事、

仙府へ子七月廿七日ニ達

同表写

長州兵士、当地ニ逗留人数、昨十八日夕刻夜俄事変り、同夜子ノ刻頃迄山崎辺江御引移、夫より伏見藤ノ森辺迄押出され候、自分^(時分)戸田伊賀守様御固鉄炮、又ハ大筒・石火矢打掛、接戦在之候、毛利方夫より鳥羽海道へ御引取ニ成、合戦益々烈敷、同夜丑ノ刻頃より市中老若男女逃去用意可致之旨、依御触町々家々何方不弁逃去申候、猶以京橋長州屋敷彦根方より焼払、近辺町家共大半焼失致申候、

子ノ七月十九日巳之刻

京都より為知参候写

一昨十九日未明、長州人数天王山・嵯峨天龍寺江(長居致九)長致居、一

時ニ洛中へ入込、御所御固諸方ニ而合戦相始、実炮之音嚴

敷候処、川原之町瓦屋丁長州屋敷、伏見屋敷辰ノ刻より火之手上

り、是者長州方より自分ニ而内より焼立候容子御座候、

一御所之合戦追々烈敷、丑之刻頃手負・死人如山之、鷹司

殿・九條殿大焼夫より町家へ火移り、東ハ寺町、西ハ烏丸

迄、惣一面ニ火事、十九日夜洛中灰ニ相成、今廿日清水高

台寺・粟田口・獅々谷大焼、禁裏 主上賀茂江御遷幸、洛

中焼ト相成、平人者老人も不居候、具足戦馬之儘ニ而候、

此後如何可相成哉、更ニ不相分候、大津辺も危ク相見得申

候、

猶又大坂より申来る書面写

一長州并毛利讃岐守長州末家清末老万石軍勢、十九日兵庫ノ

湊江三・四万人程入船有之、追々繰出候容子ニ御座候事、

七月廿日

飛脚屋也

兼御用 京屋弥兵衛

又 当七月十八日夜八ツ時、所司代様より長藩伏見等ヨリ洛中

江乗入ニ付、御門嚴重ニ固メ可仕由ニ付、直々黒沢可守御

屋敷へ御人数賦り遣候、間も無之下立売御門前ニ鉄炮三放

打候ニ付、甲田重之助ヲ御屋敷へ遣可申候、御門外へ相出

候所、長藩面々差小旗ニ而三百人程、鉄炮式百人程ニ而御

門江向ひ、三拾放程被打懸、大筒も在之、其節会津藩物見

ニ相出候者三人程被打殺候、幸ニ当方甲田へ不当、夫より

同人も引戻り、御人数一統甲冑着用、御門嚴重ニ相固メ候、

同日之当番者、

御武頭

猪飼宇一郎

伍長

同

佐藤平兵衛

黒沢可守

鹿又太藏

甲田重之助

野村兵弥

猪苗代敬助

組拔

七人

御足輕

式拾人

右人数ニ御座候処、追々下立売御門ハ引取、蛤御門江向ひ、大合戦ニ相成、刻限七ツ時より合戦始り、明ニより弥々大合戦、所々方々江相始り、堺町御門被相破、西澱町ニ而合戦、此方者桑名・越前、長州ハ鷹司様御屋敷江向、追々鷹司様方より火ノ手上り、刻限明半過、夫より大火と相成申候、一手ハ中立売より火ノ手上り、西北下立より北の方御所近是又半時計り後レ候、戦之巖敷事可申様無之、四方者大火事、戦者所々、九門之内ニ而大筒・小筒之音大雷之如ク、血者流而川と成、手負死人如山之見得候、内ニ重り申候、御固より半丁東ニ而大合戦故、鉄炮玉雨之如ク、御固所江参候得共、奥州一ノ宮大明神様の為ニも可有之哉、不思議ニ壱人も怪我人無之、尤下立売御門計り平穩ニ納り、御門江御固所計り焼不申相残申候、十九日朝七ツ時より具足着用、今以ぬき不

申、片手二十目筒ヲ持、側ニ拔身之鎧ヲ置、握飯ニなま味噌水を呑のミ、昼夜三日居申候所、今以不引、長州人数其所へ参り、京海道也少も油断難成、尤山崎ニ三百人、嵯峨ニ五・六百、伏見ニ千人、其内手負・死人何百人相出候哉、今以分り不申、長州方討死ハ、其所ニも此所ニもころりくと倒居申候、今日ニ相成、甚くさく相成申候、京方ハ手負死人日々ニ片付申候、ケ様成合戦、九門之内ニ有之事、日本開關以來在之間敷事ニ御座候、焼残りハ

御所并近衛様、一条様、二条様、中川宮様、不思議ニ残り申候、外ニハ下立売御門并御固所計り相残り、其他洛中不残、十九日朝より今以焼居候得共、火消人壱人も無之、洛中人ハ十九日之朝不残近江江、一字之禪、寝起之俣ニ而逃去、洛中丸焼前代未聞之事御座候、已上、

京都詰之方より来ル手紙之写也、

一八月廿日日カンニ入、十方暮中ニ而天気不同、雨、晴曇り、廿一日晴曇り、冷氣、廿二日日和、昨夜より大ニ冷氣ニ成、廿三日日和、日かン中日、廿四日雨ふり也、

おきよ過ル十六日出立ニ而赤湯へ入湯、三日滞留、早々帰宅致候、

右同行皆川勘次郎旦方御夫婦、并横丁佐藤氏御袋、鍛冶旦方御内義外共ニ七・八人同所同居之所、十九日昼八ツ時、先日八日ニ崩候所ニ而又々大崩れ、此節五百人余、折節風呂ニ入居者不足ニ而、拾六・七人程崩レ土ニ落ひしかれ怪我人、九人逃出兼掘出分也、外死人五・六人を掘出候得共、残りハ手か見得、足等、又ハ女之髮抔見候得共、大崩之石等、又ハ大木押重り山之落□候事ニ而、可掘様無之、尤湯守式軒一字家・小家押禿され候程之大変・大騒動、然ニおきよ抔ハ、同行中其節湯より上り、宿も二階住、絵本抔見居候所、俄ニ山鳴之音在而、家々大ニ当^ひ響候、動転し而下へ落而逃出る、如飛山式切ニ落、跡追欠落大欠成、夥敷音也、耳目ヲ驚す、俄ニ三軒之湯守住居一円押倒れ、人々之啼叫声夥敷、又怪我人ハ体中数ヶ所疵たらけ、死人之体ハ黒く縮、天窓かわれ、体の破候様之者、誠以見らぬ有様、驚入たる次第外、死スル者可有之候得共、当分中々山ニ相成候間、可掘様無之、御檢使様御役々様方御出張ニ而、御見分相成候、湯治之人々其節より所々散乱ニ而逃去、

追々出立、其内之諸品盜取立去者抔在之、是等者所々之道宿場ニ而擲捕る、誠以不仁之諸行、無扱次第也、岩手山より被相廻候哉、御小人足輕衆与相見得候、おきよ同行之内、四人ハ遊ひニ出居不合無難、留主居三人ハ難義危事ニ出合、大ニ難義致候得共、無事ニ而逃立退、大仕合ニ而安心致、川向へ取移し、勘次郎旦方大ニ働キ、三・四駄之荷籠火急ニ運出シ、諸品不失、当八日共両度之山くつれ、死人・怪我人、ヶ様成事前世ニも無之、奇たい成事共也、誠珍事也、此湯者^(再遊)迎も再健難成、欠山と成、禿ニ可成と申候、尤御上より可被留由也、怪我人ハ半死半生ニ而、早速薬療、死人ハ何方の誰と見分不分之由也、誠以痛入候在様也、尚追々吟味掘出人拾五人之死骸也と御調、痛入次第也、

一江戸表大焼之由申来ル、未委細書ハ無之候、一兩年已来ハ火消と申者被相止候而、何程焼候而茂、消次第之焼也、痛入たる世と相成、然ニ御手前御屋敷者残り候由、京都ニも先達而ハ火消人無之、消次第と成、三日程焼、西御門跡ハ残り、東御門跡本願寺焼、東右御寺ハ五十年已来三度程焼失と成、西本願寺 太閤様被相建候後、是迄不焼、誠旧寺

也、又二条之御城ハ不焼、外小路々々町々ハ荒増焼失之由、誠ニ京都此度之焼ハ、前世ニ無之焼と申候、

一 八月廿六日日和ニ成、一昨日より昨日大雨、終日不晴、

川々洪水ニ成、誠ニ当年ハ雨勝ニ而、一統迷惑也、畑作物も実入不宜、快晴之日照不足ニ而、作物青くしけるのミ、

廿六日十方暮相濟、今日より日和ニ成、廿八日迄日和続く、廿九日四ツ過ル雨ふりと成、大雨、夜雨、風、晦日同様、

丑寅雨、嵐と成、暮方晴る、又々川々出水、誠ニ雨勝ニ而田畑潰、迷惑ニ成、氣候天氣不定候、誠ニ雨勝也、

九月朔日曇り、夜より大雨二日日和、三日昼雨、又晴、夜

雨、伊達御客人庄五郎殿下着、夜平治氣仙沼より帰宅、四日朝迄雨、四ツ時晴、上日和ニ成、至而暖氣、千厩のお

か、事今日戻遣ス、

一 將軍様、長州家為御征伐之御上洛被仰出、依而御留主居ニ

加州様・仙台様御両家江、先達御奉書被為在候ニ付、品々

御吟味相成候由、然ニ御一統様方 屋形様、御登り義御指

扣御諫言被仰上候由相聞へ候所、如何之訳ニか、又々江戸表迄御上府被遊候由、九月七日、十五日とかの兩日之内、御日取相成候由也、

一 当時之世中、江戸近国より上方京都表春中より諸国・西国乱起り而、大ニ騒敷、諸浪士御指留之為、国々新御番所立、往来之者所付宿切手無之分ハ、通る事不叶、当国ニ而も此^都辺迄御触ニ相成候間、往還筋尤嚴重也、只往来難成、

一 伊達客人咄ニ而承る、生糸ハ当時直段定規無之候得共、是

迄一円取引無之候所、小糸ハ何方共ニ迷惑致、売出壺箇分金八拾五両ニ而、品ハ上・中入込ニ而、少々ツ、売、買人

不進、小口糸計り、大口ハ損金多分在之、売不出候、併不遠内商人中買出可申容子在之由、同所諸品高直之由申候、

一 鯉節 大上壺本三百五六拾文

中下四本連八百文位

一 右ニ準し魚類無之尤高直ニ而

生肴かれ等壺人前分

代五拾文より内ニハ上り不申候

一玉子 壹ツ廿五文位 不足

一鯨 壹盆百五拾文位

一糸綿 金壹歩二百八拾目位

一いものこ 壹升 百五拾文

一米者金壹歩ニ 白テ 壹斗五合

一日用手間賃 壹日八百文位

盆前之人 一半季之上人 金八兩位

次七兩位

但盆後ハ少々下直也

右之通高直、然ニ生糸類不売、一統金通不自由也と申候、

蚕種も、伊達ニ而高直、金壹升壹歩也、

本紙の半分也

種壹枚金壹兩より段々下

まゆにて

此辺江引配之分、金壹兩より三步式朱也

是又異国人江交易大ニ望故へ、依而弥々、種江戸行八月中

十二駄拾式駄也登り候由、次ニ松前行四駄程下り、

彼是と何品ニ而も不安高直、前世無之世の中、後世咄之種

と印候、

一当国此近浜共ニ、当秋ハ別而不漁、所詮嵐勝ニ而、海上不
宜、浜方大ニ困り、陸通共ニ迷惑ス、

浜ニ而中ノ鯉ふし壹本百文ニ当ル、

生鯉ニ而町出四五百文ニ売、誠之高直、魚不足ニ而、陸通

ニ而ハ不食候、

鰯ハ、浜ニ而式百五拾文、十二而也、

九月七日庄五郎殿黄海ニ出懸ル、佐藤大之助旦方入来、八

日昼四ツ過より雨ニ成、九日日和、大ニ暑シ、氣候不同也、

伊達彈正様ニ者、屋形様之御跡より弥々御登之由也、一

ノ関様ハ仙台御城之御留居と成、

過ル三日平治戻りニ而、異国船津谷沖ヲ北の方へ壹艘通行

を見る、甚早シ、松前行ニも可有之模様、

十一日

九月十二日無類の上天気、大ニ暑、夜雷勢、雨ふり、十二

日朝曇る、時雨在之、昼九ツ時頃晴ニ成、当秋之氣候至而

若く、漸々稀ニ麦蒔始、田も畑物共ニ若シ、

一上方其後静り候得共、將軍様より被仰渡打手之御大名様方諸勢、出陣之御催ニ付、外色々と物騒敷、西国ハ尚又騒敷唱也、

一屋形様御事、江戸御登御延引ニ相成候、依而一ノ関様江戸御登と成、右ハ、長州御征伐之西方御大名様方より被相達候ニハ、毛利家打手之義ハ逐一承知仕候、乍去朝敵と申ニ茂在御座間敷奉存候、何ニ仕候而茂、国中之事ニ而、至而安キ事ニ御座候間、不遲義ニ奉存候、先以異国之者共先ニ征伐、御打払之義被仰遣、其上右国之者共打払候様仕度奉存候間、右御首尾被成下、長州征伐之義者、当分御猶予、異国ヲ打而後迄御指延被成置被下度由被相達、無御異儀御吟味ニ而、長州御征伐御延引と成由也、依之、国々一先静謐と成由、將軍様ニ茂御上洛止メ、

右ニ付而ハ、横浜交易方弥々御断ニ成而止メヘシ、九月中旬ニ相成候而茂、生糸者一筋も一円買人無之、困り候、在町共ニ、当年ハ小口手作之糸より売れ不申、持合居金代不融通、互ニ困候、何国共ニ一統系持迷惑ニ成候、

一九月十七日上々日和、此間十二日より引続而日和宜、農事働大ニ宜、麦の蒔方専ら急く、大ニ鬧敷候、

一井伊様桜田門御前ニ而之一件より之事、此節口談師共、床上ニ而咄と申、講訳ス、大ニ聞人多し、

一十八日迄大ニ暖気、日和、雨氣ニ成而、夜雷勢、稲ツマ甚敷、大雨在、如水之物ふる、十九日朝晴、昼中晴、曇り勝也、

一線綿弥々高直、江戸表も荷不足之容子ニ而引上る、上方騒キ、海陸船共ニ不通、元方ハ不上、下直ニ而も、下り入船無之故、高直ニ成、都而同様、諸国難義、

一糸綿 改正手巻歩ニ 十月四十目ニ成

当町ニ而四十式目

一玄米ハ五升四升五合

一糯米ハ三升五合 今年者品不足ニ而高直、

三升ニ成

一魚類、浜方不漁ニ而、至而不足、高直、

一 鯉ふし、中物ニ而浜方直段五ふし五分、金巻歩ニ廿式、

上四ふし位

一 生糸一円不売し而、金銀不融通、一統迷惑ス、

ノ

一 上方御登、江戸并所々被仰付候御諸土方・御地頭様方、御

知行所・御下町等、何方も御借上金ニ而、下々大ニ難義致

候事、岩手山(岩出山)杯ハ大金之事ニ聞へ、皆下々之痛ニ相成候事

也、

廿日日和、廿一日、廿二日、廿三日迄上日和引続候ニ付、

麦蒔并田かり専ら也同夜相応之雨、廿四日朝迄ふる、五ツ

時頃晴ニ成而日和、廿五日晴、廿六日迄日和、廿七日曇り、

一 異国黒船壹艘気仙近浦江着ス、右ハ御公義ニ有之異国造り

之船也、乗人ハ日本人、異国人之衣類ニ而七十人程乗入、

松前より帰り船損シ相出候ニ付、造作ニ入津、船之見物人

多く集る、

九月廿七日夜大雨、嵐ニ成、翌廿八日朝迄降る、飯後晴模

様、

一 南部美濃守様御事、過ル廿五日一ノ関御昼、金成町御泊り

ニ而御登、御同勢六百人余、御直御登之由也、御供御諸士

御一統鉄杖ニ而、近頃ハ諸土方一統道中鉄杖ニ成、大流行、

一 津軽・佐竹様ニハ、京 御所之守護職被蒙仰、御上京之由

也、

右京大夫

但、会津様ニハ閉門被蒙仰之由也、

一 仙表 屋形様御事、弥々江戸御登御吟味ニ被為成、十月朔

日之御日取成由也、御供之勢千人程ニ而御登り被遊候、
九月廿九日御発足

一 先日中より伊達衆相下り、生糸買方相始候処、百拾兩位、

廿両迄之註文ニ而買方始候得共、少之小糸ハ金ニも行当り

候ニ付、売候得共、大方売人無之、依而百三拾両迄セリ上、

右ニ而少々売る、買進相成候程又不売、全体元上り高直故、

損金物故、取引さらく不參、白眼合、存之外セリ上る、

百四拾兩位迄ニ成、右はり込過ル、仍而伊達より買留成而、

休ニ成、

…（九月末より十月二十五日 原本を欠く）…

一肴類 不漁ニ而至而高直

一手拭ハ 式百文品不宜

一木綿 弥々高直

一半多り 式百文

ノ

一生糸者、小口計り売、直段不安、此節休ニ成、取引無之、百四十両より百五十五両迄、買留到来ス

一築波山（筑波山）近辺居候浪人組、又々起り候哉、江戸より仰之上、

福しま板倉様御人数御指向之所、敗北ニ相成、福島勢七八

其外并二本松様同

拾人怪我之内、廿人程死人、又々大ニ騒ケ敷候由也、打手

方・浪人方共ニ手負・死人多し、

十月廿六日朝小雨より初雪成、至而寒シ、廿七日晴曇り、夜大地震一

度、

一右浪人組、水戸御領□城助川と申所、当時此城ニ籠り居ニ

付、又々打手御指向ニ成、二本松様江御加勢ニ者、越後ノ

柴田主膳正様、福島様其外在、今朔日御発向之由也、
（新発田）五万石溝口

一水戸御家ニハ、前中納言様付之御家中、当中納言様と式ツ

ニ御別れニ而、前中納言様方ハ浪人方ニ相成候由、誠ニ不分
り之事、

又々御船ニ而御登り被遊候由

一將軍様御事、又以京都御上洛、当十一月朔日御発駕、御登
り被遊候由之噂なり、

長州毛利様方未夕不被為濟候哉、加州様并仙台様、東本願

寺様御仲濟之由と茂噂在之、何ニ仙表へ、先達三度五度之

御奉書御到来ニ付、屋形様御登被遊候江戸ニ而御用被弁候

哉と申事ニ候、薩州様ニ茂色々之義談在□取りく之沙太（沙汰）

在、仙表跡御備御一門様始、拾一頭御用意被仰渡候由也、

十一月朔日、昨今又暖気ニ成、此月境生糸取引商内無之、

伊達衆參居候得共見合、糸方揉合在之、休同様、

此節福島之取引、中頭糸百六拾兩也、

一外品物都而高直、臘油共ニ引上る、交易方茂一向不分り、物高直ニ而ハ未ニ不止候哉と相見へ候、薩州ニ而茂交易相成共申事ニ候、

生糸茂直段高直ニ而、何分金高ニ相成、尺々敷不売候得共、随分上方より伊達江註文在之ニ付、直段ハ不下、氣配相応也、併不足ニ而尺取不申候、

当地も直段相応少々売候、百五拾七兩位、凡一体之事ニ而ハ四分通売り候哉、大口計残る、

十一月四日大ニ寒氣ニ成、昨日迄者至而暖氣ニ而、九月下旬・十月始め之氣、引続暖氣、日和ニ而、麦萌立大ニ宜く、

一米ハ、当年七月兩度之嵐・長雨ニ而、穀取至而不宜、漸々八分、川通ハ水冠リニ而七分通、大豆も水ニ而至而不作、岡山根通りハ相応之取調ニ成、

一米ハ ^{改正} 手形四升五合 糶七升
三升五合
一大ツ者金式歩

薄衣買調ハ壹俵金三步也

一白木綿 切一尺ニ而並物百文

一水油も少々引上候

同六日晴曇り、雪模様之所、暮より暖シ、夜雨ニ成、七日大ニ暖氣ニ成、雨晴曇り、

一浪人組ハ、筑波山并助川之城、又ハ中ノ湊、平潟之間ニ出先島在、是ニも籠居、海上を伺居、仙台御穀船壹、南部御穀壹、合式艘奪取られ候由也、浪人組不行止事、

一將軍様ハ大坂城御移り被遊候由、当

屋形様ニハ、江戸御留居杯之御容子ニ而、江戸御滞留被遊候事ニ相聞候、

一御触之事

写

中村宗三郎殿

入生田三右衛門殿

大内縫殿

長州様父子、官位并御一字

御称号被召放候旨被

仰出候段、牧野備前守様御渡之旨、大目附衆御廻状到来之

段、公義使相達、別紙写之通江戸より申来候間、向々□□

得□申渡候、已上、

九月廿日

大目附

松平大膳太夫家来共、

禁闕炮発候条、不恐

天朝次第、殊ニ父子之軍令条、家来共遣候始末、重々不屈

之至ニ付、父子共官位并御一字御称号被 召放旨被 仰出

候、此段為心得之、向々江可申達候

八月

一当御嗣子様江、御家柄ハ御華族京廣幡大納言様之御姫君、御新造御縁約被

為成候由、併前々通近衛様御養女ニ而御同家様より御貰ひ

……（以下、十二月晦日まで原本を欠く）……

（*元治元年頃の記事と思われる落丁部分、年代不詳のためここに掲載する）

一長州毛「」御改易と申事も御座「

吉川様ハ、拾万石ニ而御直参大名□□之由 御公義より

右之訳ニ御首尾合相成候得共、長州様ニ而ハ御承知無之

由也、

右之説、実事不詳、依而此国之騒ケ敷容子、尤右之通ニ

而ハ不静謐、事か起り可申唱なり、

一伊達福島、当時諸相庭左ニ

此節生糸下る、横浜不印

一浜付名之糸 百九十両位

一錦位 式百拾両同

一真綿上々入 金と申別品

兩百三拾也

〱
〱〱
〱〱〱
〱〱〱〱
〱〱〱〱〱

元治二年
慶応元年
(二八六五)

(三日) 二日市小雪さらく、寒し、

一米 壹斗六升八升八ニ成

一大ツ 四貫文上る

一小ツ 五貫文

一塩 壹貫六百文

一肴類 殊ニ不漁ニ而不出候

(元治二年二月)
廿五日同六日、七□暖和、日和宜、大ニ暖氣ニ候所、廿八日朝より雨雪ニ相成、終日ふり、彦三郎婚姻○ニ而、廿九日も雪ふり、冬ならハ大雪也、

三月朔日晴、日和ニ成、夜雪ニ成、二日朝迄、

一何屋と唱居候屋号之事、内証通用、又ハ(暖簾)のふ連・かんはん等ニ相印、通用致候所、右ハ此度御吟味難成候間、相用申間敷由御触ニ相成候事、右ハ元来屋号御免之者と云訳無之、尤追々用へ度者ニハ、願為申出、調達金可成也、依而宿屋・茶屋・小商人、又他国江之通用迷惑と相成、困り候事共也、

三月三日節句、朝五ツ頃より四ツ時分風ニ而寒し、九ツより快晴、日和宜成、当年ハ雪時雨も無之日和、上天氣ニ成、井伊様之雪あれハ今年無之候、

一松前様ハ、去年より御老中他家なれ共と為成、諸事御吟味宜容子ニ相聞得候、

三月十日、此間引続暖和ニ而、日和も続、南勝也、十三日雨ふり、麦草生大ニ宜成、種籾ハあらく漬る、

一塩不足、漸々問屋へ少々ツ、来ル、

三(味噌)噌合せ何方も未ニ不成候、

一段上り、壹貫八百文ニ成、

一江戸流之塩煎も、指支ニ成而可止也、

一のりも至而高直、拾枚ニ而式百文位ニ成、

右ハ江戸流之柴付のり之法、是又浜方一統さし支、揉合

ニ成可止なり、魚類不寄と申候、

去秋より当年磯草至而不足ニ而、ふのり・いせふ□□不

足、高直也、

一真綿も弥々高直、上百七拾目より、此辺之上ハ式百目、百

九十目位、

一糸綿も不下、却而高直、

改役ニ而三十式目

一南部浜ニ漁事有之赤魚等参り、百五拾文位、百六拾文、

一気仙沼ニ而あさり壹升五拾文

一糸糸も此間迄ニさつはり相片付候、式百兩位迄

十兩迄

×

権現様御先祖家泰公(家康)

一松崎鮎貝様 日光御祭礼四月十七日、当年式百五拾年廻御

社参 屋形様之御名代被為蒙仰候由、御供百人余、拾万石
位之御支度と申事ニ候、
此義被相減

御供三拾人、外小者、御若殿様御名代御兩人、万石已上之

御支度、

一御城下南御郡百姓女、男之双子生候、兩人共ニ手ニ書付幽

ニ現られ、壹人ハ五郎と有、壹人ハ十郎と有之、依之御上

へ御披露、御見分ニ成由也、一不思議之事、追々如何成長

相成哉、

十四日風、十五日晴曇り、風寒、十六日日和、十七日日

和、朝曇り、十九日明方より雨、廿日雨、廿一日晴曇り、

同日古より年々円入寺ニ而弘法大師御影供相勤居候所、当

住和尚去年より当年供養休ニ成、廿二日廿三日大風、廿四

日晴、静ニ成、三月の中也土用

加藩永原甚七郎江田村稻右衛門
浪人組

差出候降参状之写

一私共、多年人数引卒、是迄罷登候次第、先般書取奉歎願候
通、聊素意上達仕度趣意も御座候処、何分当時之身柄ニ落

入、願書等御取上難被為成段被仰渡、奉畏候、然上者、事
実之行違より移来候儀とハ乍申、公辺御人数被打合候義も

有之、殊ニ軍装ニ而是迄致潜行、諸藩致動揺候段、実ニ天
下之御大法ヲ相犯シ、不相濟義、深く恐入奉存候ニ付、尊
藩軍門江向、一同降伏仕候、何卒此義可然被仰立、如何様
ニも御所置被仰付候様、伏而奉願候、右様言上、元より決
死罷在候儀、聊彼は申立候筋ハ無之候得共、只々先般奉歎
願候通、如斯成来候事状ハ、実ニ其謂も御座候事ニ而、奉
対

公辺江御後闇キ意念ヲ懷、大散之挙動相働候義ニハ無之候
処、今更空敷流賊之汚名ヲ蒙り候而者、千載之後、死而有
遺憾義ニ御座候間、武門之情、此段ハ尊藩ニおゐて別而御
酌取、宜御弁解被成下候様奉願候、決断之上、一語他ニ申
立候義無御座候、以上、

元治元年甲子十二月 武田伊賀守耕雲齋正生判

加賀中納言様御□□

永原甚七郎殿

右者、越前^(兼原)榛原ニおゐて、田村稻右衛門軍装ニ而降伏、持
参之処、軍令相背旨を以押返候処、田村一応引退、麻上下

着用ニ而差出、請取相成候由、一応接永原甚七郎・不破良
三郎兩人也、

一浪士人数千三百人、内百五人強勇之者之由、右へ酒五拾
石・鰯五百把、加州より被遣候由、浪士人数之内五拾壱人
一橋侯江御召連之由、残人数大垣江預り之由、馬七拾匹福
井侯へ預り相成候趣ニ候、已上、

右ニ而浪人中落付可相成候、

三月廿五日八專中、雨、廿六日雨、雪交り、大風ニ成、廿
七日日和、此間ハ風多し、種まき最中、

四月朔日冷氣曇り、晴、四日五日朝霜下り、夜雨、六日
晴、七日晴曇り、八日曇り、雨ニ成、小雨、夜大雨、九日
朝晴、又飯後雨ニ成、八十八夜ニ成、

三日市

一諸品又々高直、先月より引上候、

一糸綿改正壱歩ニ三拾式目

御城下ニ而三十六日

一手拭ハ 式百三拾文位

一 麦さくり女共日用百五拾文

一 男力仕事式百文

式百文^(マ)

手間取人至而不足、

一 地表呉座壹枚改正壹歩

此代四百文

四月十三日

一米者改正ニ 三升三盃 壹歩上ル

八百文

一大ツ 三貫文

一 肴ハ、先日中目ぬけ相応之漁事在之、大ニ下ル、壹本百三

拾文大、小百廿文、高下在、赤魚も百文位迄下る、

六拾文

一 油貳百五拾文、四拾文迄、

一 筵壹枚八拾文位

少々上り、若柳六升五升五合

佐沼町六升五合六升、

手前徳治中新田より過ル十日ニ来ル、

中新田町ハ米七升也

四月十五日朝曇り、日和、快晴、当地ニもまれく蚕むへ

る、未夕桑不開、蚕早シ、麦作草生大ニ宜く、三朝程霜在
之、寒シ、

一 御城下も、御上御渡り金ハ此節一倍増、金壹両之所へ貳兩

充被相渡候、市中商人手前銀五匁位之見当ニ諸割合相成、
依而諸品引上ル、

日光権現様式百五拾年忌、十七日御法事ニ付、此辺迄当十

五日より鳴物御触廻候、諸御大名様方共ニ御参詣、

京より御勅使御下り

…… (四月十六日く七月六日 原本を欠く) ……

一 伊達より夏子種多く注文在之候ニ付、跡分夏子まゆ買入、

種取方ニ懸る、

七月七日、昨夜より今朝冷氣過ニ候へ共、上日和ニ成、稲

ハあらく出穂ニ成

一生糸直段、伊達天神諏訪の市百八拾兩迄売候由ニ付、此間

当地へも買入相下り、百七拾兩位より五兩位迄売、但し小

糸なり、黄海上糸八拾兩迄、清水川糸百九拾兩ニ売、夏子

まゆも、御郡方より御指留ニ候得共、少々隠し置候分、又

ハ御知行所ニ有上品、山根早キ所壱升金式歩位迄上る、此

辺ハ品も落、直段も安く、壱貫八百文より式貫式百、三百

文、大まゆ直段也、夏子まゆハ種取「」付宜蝶多

く出ル、うじニ不成候、但しからハ銭ニ不成、至而安し、

此間之日和者、晴曇り、夜ニ少々ツ、小雨在之、十日風追

致し、十一日上日和十二日者式百十日、今日者終日之雨ふ

り、併風も無之、上首尾と申候、十三日朝曇り、四ツより

晴、日和ニ成、暑ニ成、六月末より当月之氣候、残暑強ク

宜候ニ付、稲并諸作物見直り、大ニ宜、人氣引立候、

一生糸者、清水川口百九拾兩之割ニ而、少々小口売候計り、

此辺も百七十、八十兩直段也、小糸少々ツ、売候計ニ而、

伊達江も不引合、上方引合不宜故ニ、一統休ミ、買方不致

候、余り高直也、

一真綿之上物、昨日兩百四十五目ニ而、御城下御客人四把程
買入、是も不安候、

一米谷市直段、金百九十五兩迄小糸少々売計、買入休、此

近辺少々注文在之、式百兩迄さし込買入候由也、取集三箇

程買入候由「」

十四日御城下「」入来、種方諸勘定「」廻

りニ下る、殊ニ仲間買入之品在之候、十五日十六日滞留、

此間日和続、諸作物も宜成る、目出度盆ヲ過、併盆詰市

ハ、今年并糸共ニ高直之仕上り故、まゆ売も徳故か、

見世店一統ニ商ひ無之、殊ニ第一木綿・古手・綿類高直、

諸品同様、商事ハ不宜世上替り事多し、

一古耳白銭直上ケ之触在之由也、重目方壱文ハ四文也並
江戸表 此

三文

裏 大セシ

十一浪在 右ハ御後見越前春嶽様ノ時

目軽新 御老中播州板倉様之節



十六日雨ニ成、夜大雨、十七日晴ニ成、

今日者一ノ関白□□方ニ付、高喜殿を尋伊達□□村池田
糸方
善兵衛手代買走也、都合三人ニ而入来ス、涌津太兵衛殿も
来而、大ニ取込也、

十八日曇り、朝より冷氣ニ成、雨模様、きのいね之雨ハ譬
の如く引続而雨勝也、当時生糸売人氣強く、御客人引合ニ
不成、依而一先ツ一ノ関迄十九日引取、十八日半雨、十九
日曇り、晴、小雨、至而不天氣ニ而不定、今日白露也、昨
夜冷氣ニ而、又明前小雨在、

一伊達も夏子種横浜交易物注文ニ而、一頃大ニ引上高直、此
辺所々少々宛取方致候所在之、式百枚^{半紙}速^重ニ而三拾五両位
売候、伊達ハワ^(符牒)長兩迄上る、庄五郎殿右ニ付急ニ下る、十
九日入来ス、

廿日曇り、至而冷氣、東風也、廿一日暖氣、曇り、昼九ツ
時快晴ニ成、稻も先植ハ実入ニ成而宜候得共、水不足ニ而遅

く植付之分ハ稻ニ者成候得共、実入ニ不成、冷氣・不天氣
続ニ而、右様之所并沢々者残暑無之、実入不相成様子也、
余り不天氣続也、

御城下高橋屋喜右衛門殿も越益し而今日漸々出立ニ成、九
日滞留、大まゆ・揚まゆ・真綿・太糸等品々買入、本荷三
駄余ニ成、
廿六日

廿二日十方暮ニ成、大ニ又暑さニ成、曇り晴、日和ニ成、
宜過ル廿日小谷之懸取兩人ニ而入来ス、昨日出立ス、此間
入替りく客来取込、伊達江度々ニ往来ス、

一江戸・京、此節静謐之由也、毛利家御征伐方も宮様方御仲
濟成歟、一円軍之御模様無之候、將軍様御事御在京歟、
御下向か、是茂一向ニ不分、音なし也、

一生糸者此間又買人式・三人下り、少々ツ、買取、不安、式
百□□前後、

一紅花ハ唐花注文致□□京都近国花并早場物ニ而、奥仙物ハ

無之、間ニ合候哉、尤荷着延引ニ而ハ、唐花渡り候得者、

日本物不売ニ付、奥花当時迄ニ買人無之、奥方困候、

一京都問屋より之手紙、後□月末出、七月初ニ入、唐花ニ而、

日本花ハ不売候ハ、□□□由、尤唐花上紅宜候ニ付、目方

式匆ニ而、並ノ絹ハ壹反とか壹疋とか染付出来候由也、

右之次第ニ而、近年ハ奥方紅花作りも不足、為登買人至而

不足、不同、四十年已来ハ紅花捨りニ成、蚕□糸専ら大当

り、高金之取引、此節事也、四十年先とハ格別之行違、別

困之世と成申也、後世又可替也、

廿三日・廿四日上日和、相応之暑氣、此度之十方暮ハ、前

広之不天氣ニ而濟候也、快晴、日和ニ而、諸作大ニ宜、

一備前岡山様五月朔日合戦之由、毛利家・池田家・小笠原家

大合戦在之、御両其外三方ニ而、毛利家掛合、漸々毛利家

引取成候由也、

一京都表ハ、將軍様御在京ニ而、諸御大名様方八万程集り御

在陣ニ付、町中米穀并諸喰物□□外不足、高直、白米壹升

代五百□□六百元ニ成、大根漬壹本百六拾文位七拾文、町中小前飢

饑同様、仍而 御所ニ而御吟味、將軍様大坂城へ御引取ニ

被為成候、

長州ニ者、京方之公卿様方御入、隠れ被居候事ニ而、何分

関白様・大臣様方ニも御困り被遊候事ニ申来ル、

一仙府ニも六月中騒ケ敷事出来、印符、御吟味中御牢入之御

士ひ五・六人、屋形様御下候迄ニ申候

一大坂表正月初相庭、大凶年之時より高直、玄米壹石ニ付銀

式百八拾匁

一此度之十方暮者大ニ違、日和引続、天氣宜、但朝夕ハ冷氣、

日中者暑氣也、入江・沢田者不宜候得共、沖通ハ何方も相

応之作、併土用中過迄冷氣、不天氣ニ而、稻之生立元不足

ニ候間、石数者丈夫ニ無之由、粒立ハ宜由也、

一夏子種追々宜候哉、此辺迄買人下り、五十両余迄買入、手

前取種三百枚余出る、外買入、千厩永澤方買入ニ都合、七

引上候由

月廿九日出立ニて、平治兩人ニ而永澤茂兵衛も伊達へ登る、

一生糸者式百兩余ニ成而

種から揚りまゆ・太糸共ニ引上高直ス、伊達ニ而揚まゆハ

又休ニ成

金壹歩ニ式百目迄、太糸ハ壹目八文○八拾文と成、此辺も同様□□

一太糸者 兩ニ六拾目位より

年種方ニ而ハ大ニ損益多し、

一揚りまゆ 金歩三百三十目位

今朝ハ大ニ冷氣、白露也、昨日ハ大ニ暑氣ニ而、暮方夕立、

一玄米 改正三升式合半より三升位

雨少、夜ニ入晴而、今日日和ニ成、朝夕ハ冷氣ニ成、七月

一糯米 改正ニ式升五合

廿九日昼より雨ふりニ成、

去年ハ一統不足之年ニ而、此節日かん中日、糯之節至

八月朔日曇り、冷氣、昼より晴ニ成、

而不足ニ而、市中一円不出候、

此間之替り品、日かんニ成、

米穀凶年同様之直段ニ候得共、世上一統高直、都而同様成

一糸綿 改正札壹歩ニ 三十式目より

ニ付、人々不念、世の中色成物也、

当地早廿八日ニ成 三拾目ニ成

四日中日也、二日朝至而冷氣、霜同様之露也、

一口糸者 金壹歩ニ百廿五目

一繰綿之義ハ、交易、又新金之訳ニ不限、今夏不氣候ニ而不

壹兩ニ五百目ニ成

熟之作也、殊ニ又將軍様御上洛ニ付、道中上方共ニ乱世之

一蠟晒 壹箇之直 金式兩方

頃同様、五畿内共夫・伝馬之勤多分ニ而、作物扱ひ届兼候

次第二而、惣而作物不作ニ成と相唱候、西国同、江戸より奥方ハ、ケ様之節ハ大ニ楽也、

一和物者、都而諸物弥々高直、砂糖弥增高直ニ而、品宜からす、依而一統仕入売方休ミ候、メテ中品力長サカメ、菓種唐物類追々下直ニ而、新金之割合ニも不抱安し、唐大黄上(符標)カ長メよりサワヤメ迄、丁子斤ワメ、セメン斤丁シメ位、サフラン(符標)両長サカメニ下ル、但木香ハ高シ、余ハ一体ニ下直也、牡丹も下直、

四日中日、朝曇り、昼より快晴、日和宜、新焼米壺升百七拾文也、

江戸近国・東海道・木曾道共、旅籠代老人分五百文、六百文也、奥方組抜衆中順々番ニ而京都登り被仰付、御上より御渡りハ、道中ハ式百八拾文宛、在京中ハ白米五合ニ味曾(味噌)三拾目ツ、半年御番之由、依自分金五拾両宛心掛ニ而登るよしなり、可恐也、

一赤湯之湯元、去年八月両度山崩れ、人死多、前ニ記通ニ候

処、其後普請致、川ノ近所へ移、追々入湯在之候所、今年盆後入湯之者三人之内、夜中ニ老人之男、何方へ参候哉、尋候得共不見得候処、夜明而老人川端ニ死而伏居候見付、大ニ騒キ、何様ニして死ス候哉、吟味致候得共、疵・痛所も無之、只横死と相成、是偏ニ去年死スる者共之靈怨成へしと、人々相咄候、可恐、此所ハ追々入湯之者参る間敷、不審之事也、

一最上参詣之衆中、此頃帰り咄□、当郡生出村之山伏親子并外連立ニ而参り、山中ニ而親山伏、我ハ近道ヲ行へしとて別而、先立参り候所、山江登り詰、待合候得共、親不参、千万床敷、見合尋候得共、終ニ不分リニ而参詣いたし、乍尋山を下り見候得共、不見、依而大ニ連中騒キ候得、致方無之、強力之人相頼、二日ニ而尋、死人と成ヲかつき下る由也、是又不審之事也、最上参り、凶年後年久敷不盛、此辺より不参候所、一兩年已来稀々参候様ニ相成候、当年ハ向皆甚殿杯参られ候、古ハ金壺両より六切位ニて参候、此節ハ四・五両も掛候由、大違成世の中也、

六日社日、雨、大ニ暖氣、昼より快晴暮方晴、七日曇り、
雨氣、昨夜ハ晴宜、星空、今日御返りと言日也、

一真綿 金兩二百三拾目上中入合ニ而ニ成、引上ケ

一口糸者金歩ニ八拾五日ニ商人売、

一誠以恐入高直也、何品ニ而も追々上、小商人買出錢ニ成、

一最上參詣參候内、耳白古せん壺文並四文之割ニ而遣ひ歩行
候由相咄候事、流涌津辺ニ而茂此割ニ而受取候者有之候得
共、又其割ニ遣ひ向候所も無之、跡々受取止る由、此辺者
御触と申事無之、不相替候也、追々者右様ニも可成哉、何
レ諸物高直、新金ハ三ヶ壺位之見詰之由ニ相見得候、後年
為見合之、鉄類之高直如左之、

尺寸も無之候

一板付釘一寸五分百本ニ付

下・中品ニ而代貳百五拾文位

此節店売ハ一切休ミ也、尤鍛冶屋店入仕出し不申候事、
諸金具共ニ至而不自由ニ成、

一大まゆ太糸取ちん大壺升

元來ハ百六拾文夫より上り貳百文ツ、近年也、去年よ
り貳百五拾文ニ成、

一細糸取ちん日ニ小三升取ニ而向へ渡、貳百文ツ、

伊達辺之賃割ハ糸拾目ニ而、ちん代何程と申割合ニ聞へ

□、

一麦ツき日用者三百文位、

紙類引上高直、地大方紙金壺歩拾帖之仕入、

八月八日日和ニ成、上天氣、市茂不立、九日日和、昨夜よ
り至而冷氣ニ而、今朝ハ霜ニ成、寒し、十日日和、伊達池
田善兵衛殿手代兩人ニ而入來シテ、生糸買入之相談、滞留
ス、同日中新田中嶋屋治兵衛殿入來ス、氣仙沼へ通、又十
六日戻り入來、十一日暖氣、十二日小雨ニ成、十四日迄不
天氣、

長州侯より芸州侯江被指出候御奏上之写

是不分り

朝夜愈御機嫌克可被成御座、恐悦不斜奉存候、然者、先般
私共申合 上京仕、周旋、奉対速

叡慮存意罷在、愚身ヲ不顧 御重職方江存念十分献言仕候

処、姦夫共讒言申張、既ニ奉蒙

毛利周斎

勅勘候上、今般大樹公長防為征伐下向被致候ニ付而者、無

拾六万人

用之私共、長ク存命ニ候而ハ、

長防海軍

皇國之御為、公武之御為等ニ相立不申奉存候間、此度一州

一 西 松田大隅

申合、速ニ決戰之上、討死可仕存意ニ御座候、当家代々戰

六万人

争之砌、奉奏上候家流ニ御座候間、此段御届奉申上候、以

一 東 毛利出雲

上、

四万五千人

五月廿八日

一 南 吉村彈正

毛利宰相 判

三万人

毛利少將 判

一 北 清水勘三郎

毛利左京凡(左京亮) 々

三万人

毛利讚岐守 々

毛利淡路守 々

(…八月一六日〜九月七日 原本を欠く…)

防州築須迄大樹公出迎

毛利宰相

九月八日雨天、九日晴、暖氣也、同日御郡奉行様千厩町・

毛利少將代

黄海へ御廻村、七日迄長く日和続而、仕付取仕舞大ニ宜、

毛利淡路守

三万人

九日、油屋手代伝之助殿、清水川より廻り来而、糸買方被

防州国湊迄出陣

相頼手配ス、先日中三拾五・六両迄売渡□売人氣強く、四

拾兩を待容子也、

次四拾五兩ニ而売ル

十三日日和也、秋日和続く、

一太糸 兩上六拾目より六十五目

追々まゆ出候

一真綿 兩ニ上百目より

糸物類望

引上ル

一太口糸 兩ニ式百五拾目

大口糸・振まゆ糸等迄買人多ニ而、悉く高直、

一生糸買人休と者相成候様□何分例年より荷数不足故ニ、

買「□」先々上方尺々敷無之、下り金延引□□様ニ

買入可申様無之、老駄千□□候得共、ほつくと買

入、追々日増引上候、諸国共異国向種切方ニ而、まゆ不

足□共ニ如此、

一気仙日頃市糸 式百五拾兩ニ成

一清水川口 式百五拾五兩ニ成

一当黄海上 四十八兩ニ而不売

並物四拾五兩へ入 五十兩ニ可相成候

一当町糸 式百四拾兩一式兩

江刺

一人首糸 気仙口 式百四拾五兩買入

一米相場追々引上り、涌津町にて四斗入式俵ニ而、代拾式貫

合当ル

文ニ成引上、

日形ニ而札小うり式升五合ニ成

九月十五日日和、昨日も同様ニ而、風在、折々時雨ニ而少々
寒成、麦蒔ハあら〜ニ成、

一將軍様ニも御下向未無之、御所之御首尾も無然哉、京大

坂兩所之内ニ御在城所無之、不知と相咄候、御籠□□候、

一御所方之御容子ニハ、毛利家者天下之大忠臣成と御吟味付

ニ成由、此頃之噂なり、追々如何「□」

当屋形様ニも御下り御延引候「□」

同九月廿四日御帰城被遊候由、御国「□」

一伊達行、与右衛門丈同夜帰着ス、油屋方諸方買入荷百三拾

箇程入、当時金詰候横浜交易方尺々敷取引無之、直段不引合、生糸百斤一六斤ニ付七百五拾卜口之直段、

右金ハ銀三拾五匁替、九貫入壹箇之割合、国之通金貳百四拾兩位ニ当ル、依而買方不引合、休ニ成、伊達之取引浜付印貳百

三拾兩位、京都者直段相応ニ候得共、何分遠路□金繰不宜候故、為登不進、見合居□由、京表ハ荷不足ニ而、直段能と相聞候、

一伊達辺、福島米直段金壹歩ニ五升

金ニ六升四合ニ当ル

南部花卷辺壹升貳百五拾文と申□

依之、為御登米当国川通ニ而買入□合之由相聞得候、御上へ御無心相成候訳ニ有之哉、不承候、彼是等ニ而米高直也、

国方ハ一番ニ安キ分也と唱候

新米出廻り候而も下り申間敷由也、

右之通、諸品米穀類共ニ高直ニ而、凶年飢歲同様成事ニ候得共、近年引続高直ニて、物なれ候故、騒キ不申候、肴類尤高直、人数多し家ニ而ハ不喰、客来ニ而無服用ル、鯛等も一向ニ不漁、大漁と申品無之、鰹ふし壹本百五六拾文、

鮑壹ツ廿文位、

九月十八日市

一玄米 改札ニ貳升五合

一糯米 貳升貳合半 至而不足

今夜之餅つかぬ家多シ

一鯛 中物ニ而八百文 大九百文

此節伊達表ニ而ハ三貫文位と申候

一真黒鮪来る、高し、

一するめ少々出る、

浜方ハ、此節錢買なれば直段安し、札金古ニ而者高し、

一新煙草 当村上札壹改正ツニ

つら 貳繩より

中式繩五分位

誠ニ高直、壹俵金テ貳兩より拾切位成、

当年者照不足、暑薄く候得共、秋日和続霜不足ニ而、能取納候故、煙草高取納候所、直段高直ニて、大分金ニ成よしなり、在方一統宜、殊ニ蚕・まゆ相応取者、又手取之糸ニ仕出者多候所、糸直段追々高直成、案外之金ヲ取

候故ニ、高直ニ而も衣類木綿を買、又ハ夜着ふとん買人多し、木綿古手ふとん杯ハ案外之荷高を売、大ニ利ニ相成候風也、

此節ハ、小間物売ハ至而不景氣也、

在々富貴ニ成、依而手間取・一季奉公人不足ニ而、高直ニ成、

一鉄不足ニ而、鍬・鎌等、鍛冶屋直段百目代五百五拾、六

百文金位、小物ハ七文錢位之直段也

釘もめつたニ遣候様無之候、

九月十九日より十月之節ニ至而、此間存之外暖氣、日和続ニ而宜候、過ル十七日夜五ツ時地震有、十八日より雨、時くれ、十九日・廿日夜ニ大雨、昼もふる、廿一日朝大霜ふり、寒、廿一日快晴ニ成、廿二日霜、廿三日・四日日和続、廿五日朝より昼四ツ時迄曇り、寒、

伊達油屋系買客人、今日四箇ニて出立、当時系取引惣休ミ、福島辺も、江戸・上方江不引合、不売ニ而、荷物所々より登重り、一統金詰リニ成、余り大金之直段故、売先

尺々敷不参候、休ニ成、

一御国方も追々弥不作ニ而、米不出、御上江追々御披露、市中直段弥々引上高直、御買米も当分御見合、依而屋形様

御事も御帰国ニ被遊、南部様も御同様ニ而、先達ニ御下り、

近国追々不作相聞得候

此辺も追々米直段引上る、

廿三日

一当町米金壹歩ニ九升

一大ツ 壹俵代五貫文 大上りと申候

去年より不作之由

一大こん 百本壹駄 八百文位

此品もむし付ニ而不作ニ成

但、実物ハ土用中暑氣無之、残暑在之候得共、一寸之

間ニ而、日数無之故、取納しゐな多く、大ニ欠作、追々

直段引上候、涌津も式升五合、登米町辺も同様、米谷

同、

一廿五日、保呂羽山御祭茶屋もの直段

一濁酒壺盃五拾文 市中八三拾八文

此節何角も清酒切ニ而□□

一吸物壺せん廿文也

兼而

一五文之餅者 拾文ニ成

廿八日曇り、此間雨氣続、暖気也、

此節、徳田村分買納、薄衣直段

玄米納表壺俵 拾壺貫文と申候

此金六切七分八り

但、未夕取引ニ不成、極ニハ不成候、甚しく高直、出米無之故、如此、

当町ニ而玄米手式升三盃

糯式升位、何分不足

凶作同様、糯米買兼候者多シ、

一生糸者、江戸交易不引合、不印也、依而伊達所々より入込

と成、糸多く、○詰り、右ニ付、此辺一円此節買人無之、

惣休ミ、余り高直ニて如此、此辺ハ此月境売氣と成、手前客人油屋も、廿八日狼川原より来而取仕舞、廿九日登る、

此間ハ暖気ニ而、三晩夜々雨、遠山ハ先達より雪見る、昼曇り、

廿九日昨夜雨より続而、今日終日雪ふりニ成、尤至而寒し、例年より雪□シ、五寸位之雪、初雪ニハ余慶也、

十月朔日朝晴而、又飯後山々雪ニ而、俄ニ冬ニ至る模様、昼過□□晴、日和ニ成、大こんつみも半分通ニ而、未大豆打

も一統不成候、二日日和、寒シ、曆表五日小雪と在、些早シ、

一繰綿又々引上候由、御城下小売改正壺歩ニ式拾八目、当町も廿八目ニ成、太物類・古手共ニ弥々高直ニ成、

同三日曇り、四日朝霜ニ而氷り、寒シ、

一手拭 式百五拾文 千草切一尺百廿五文より段々余

一糸綿 改正壺歩ニ廿七目ニ成

一塩壺俵内々式貫四五百文、此節□□(不足)、

但、御定壹貫百文、御藏前御払ニ候得共、御払留ニ而

買入不相越、迷惑ス、縁有者を求て買、大ニ入料か、
る、併近々御渡有之由也、御塩方御役人一字御替り之
由、

一此節葉苘弥々引上、高直ス、品ハ江戸表金替可有之唱故、

品物買入之工夫ニ相成候事と相聞得候、当村中里苘、誠ニ
見事ニ出来候品、金壹歩ニ六連也、粉香木辺上出来、八連^金

壹歩也、小梨苘のしニ而金壹貫目壹歩也、誠以恐入たる高
直、何年ニも不聞候、

一長州より吹出参候由新金

式朱銀ニ而式匁七分在 同国ニ而遣、通用スと申候
至而安し

一水戸より出ル金式目七分と申候、
二朱也

此頃江戸表へ三万両来ル由也、

右両国ハ、当時江戸出之金銀ハ不用由也、式匁七分目之式

朱銀也、大古之式朱同目之銀ニ御吹方□成□□得候、

將軍家ニ而も、此通ニ被相直候との之御事成へし、未夕実

事不承候、尤當時之成行ニ而ハ、万民立兼候事也、

不遠替り可在なり、

去ル天保度之二朱銀ハ、式目式分在、

右唱ニ付、御城下茂一体ニ物引上、一先ツ売切休ミ、此頃
ハ少々宛売出ス、在々共ニ同様、此節東山地紙一円元方よ
り売出無之故ニ、商人共地元々々江入込、セリ買ニ候得共、

売人ハおしみて売候故、弥々高直、料紙半丸位ツ、漸々買
入戻る由也、依而町ニ不限、町々店々一円ニ売切無之候、

直段ハ式百四拾帖入ニ而^(春中)金三切位より三切一朱、式朱
と成、此節金六切と相成候、壹速^(米)ニ付四百文ニ当但上紙之

内也、

春より夏中迄、蚕種紙ニ漉出候分、不少之かうす潰れニ成、
是か為ニも、益後より益々^{倍々}引上候、国札之下落同様也、

札歩ニ

一蠟燭

鬢付

五匁掛

□し直

十六丁

小売壹丁三拾式文

三拾文

一此節大豆高直ニ付、とふふ仕出町中一円無之休ミ、直上り

願ニ可相成也、

一濁酒も壺盃四拾四文ニ□成候由也

一中鮪壺本 五百文

一とふふ壺丁 廿文位

十月八日市、曇り、雨八ツ頃より降る、此間半日和ニ而も

三・四日日和続、手前大豆打ニ三日懸る、干方不宜、難落、

併拾貳俵取納候間、去年同様当年之上取納也と申候、外ハ

去年割ニ不取納也、大こんハ虫付ニ而、手前作不作也、

同夜大雨、大風、尤南風ニ而、此間より大ニ暖氣、九日明

方より雨ハ止、今日ハ朝曇、雨氣不止、日和ニ成、十一

日・十二日大霜也、十四日上日和、十五日晴曇り、此間雪

無之候、

伊達

一生糸買人物休、此辺も買人無之所、最上衆此間罷越、黄海

上貳百五拾五両より、此辺上五十貳両ニ而貳駄位売る、

一將軍様ニも、長々上方御在城之所、不分り、

禁帝様より御暇ハ被為蒙候由ニ候得共、未ニ御下向無之、

会津様ニハ御叱り有而、蟄居被蒙候由ニ相唱候、一件ハ、長州

(青連院宮)
清連院宮様之御和談ニ而、御征伐方止ニ相成候由也、何分
將軍様ニも御首尾不宜噂也、

一江戸表米直段ハ、九月中より兩ニ壺斗六升位、

一南部領も大ニ高く、一升貳百五十文、八拾文位、

依而国方何方共ニ追々引メ、高直、

十月十三日市、肴不漁、不足高直、浜方ニ而鰹ふし兩ニ式

貫目、壺節中ニ而百廿文位、

当町米式升五合式升迄、

大豆・小麦・塩共ニ高直、塩買入可申様無之由、醬油造り

仕込休直りニ成、壺樽式貫四百文、

同十五日暖氣、曇り、夜南風、大雨、十六日朝迄大嵐、大

雨也、当秋一番嵐、昼より晴れ、十七日晴曇り、暖氣、廿

日日和、併暖氣也、一円雪無之候、

御城下ハ米壺斗三・四升、一番安シ、

肴類も在、真黒沢山、

道中者、古川町より奥ハ旅籠代三百五拾文、吉岡より先ハ
四百文、四百五拾文、昼通り式百文位、

わらし五・六拾文、当時壹日ニ八百文より壹貫文位入、

米、古川三升五合位札ニ而□□三升より式升五合、

往来至而六ツ數難成、

此間者暖氣也、朝々ハ霜多し、殊廿六、七日暖氣ニ而、昨

夜・今朝時雨ふり、晴曇り、

十一月之節(カ)十八・十九日より麦之蒔立て大ニ宜キ由也、

一生糸之残り多く在之候得共、江戸交易方休か、一向ニ注文

無之、此節買人無之、持合之者困り居候、余り高直故如

此、買人無之候、氣張り過ス、余品ハ弥々高直、

一千厩呉座片目表壹枚四百四拾文ニ当ル、

札壹枚ニ付九分之直段也、

一諸目ハ五百文位、

一南部上表五百五拾文、六百文と申候、

一地・下り共ニ紙類弥高直、不足ニ而、

中料紙壹帖四拾文、上々四十四・五文
並上

一稲こき手間も式百文也、

一廻表呉座上物、改正札壹歩ニ七分^通之割より段々壹枚迄、

一此間者、所婚禮振舞多く、肴類ハ不漁事ニ而不足高直、商

人買入不相成、

一鯛壹枚壹貫五百、六百文、

一大鮪たこ也、四貫文位迄、

無類高直

一当時新之金錢、壹歩を四ヶ壹、壹朱位之見詰ニ而割合風ニ

相見得候、但伊達秋中小^古せん壹文ヲ四文ニ遣出候所、是ハ

此間ニ相成、式文之割合ニ而遣候由也、国方ハ不動、是迄

之通札も不動候、

一伊達并横浜交易之夏子種取引休ニ而、一向不売、諸国より

集る所之種夥敷在之由、当方より為登候種、一円不売退、

横浜問屋へ預ケ成迎も金ニ不相成風唱、大損ニ成、諸国種

仕込者一統之損金と成也、拾万已上之種余る、是ニ付売買

御注文取組之故障沙汰甚多し、行ひ不成品也、横浜問屋よ

り所々江種注文金拾五万兩程有之所、此種不登内、所々よ

り入荷在、売る、依而下落、問屋より注文分金ニ而返候様、

「^{〔通記〕}公義之金と成而、金渡候者共御指紙ニ而被召登、御非

常之御取都、伊達辺大騒キ、」

一異国船数艘、大坂・兵庫之浦江入津、又々於此兵庫交易仕

度願申出、尚淀川より船ニ而京都江直々罷出、

皇帝様へ願申上致由、大坂役所へ申出候由ニ付、色々御談、

御指留被置候上、

將軍様より 京都へ被為相達、御願之品柄色々被為仰上、

急速御下知ヲ御願被遊候御趣ニ而、此節上々様方御混雜、

上方も騒ケ敷、將軍様より御願之写一覽ス、

江戸表ハ、御老中様方御退役蟄居、御官位被召上候由、

会津様御同様、色々之諸説在之候、当時乱世、何事も不

定、危キ世ノ中也、將軍様之御願書ニハ、此交易ヲ御許

容被成下候とか、不為成とか、御下知速被仰渡之義、臣ハ

重キ職ヲ蒙、色々事ヲ「[〔]此内ニ長州等起り、国

家安穩宸襟ヲ奉休候義成「[〔]一ツ橋ヲ以相統、將

軍ニ被成下度由之御文面ニ相見得候□□□御隠居とも不相

見得候、

十一月朔日・二日、昨日ハさら／＼雪在、^{〔昼〕}晴、今朝ハ大霜、寒、併最早至冬^{〔冬至〕}ニ相及候得共、存之外^{〔候〕}緩也、雪も無之候、

同五日冬至ニ成、夜雪、但明方より六日雪、終日ふる、昼中不溜、七寸位、相応之雪也、七日晴、

一種からし 五斗入 代九貫文

一ち^{〔じゅうねん〕}うね 同七貫五百文

一菜種実 同八貫文位

一大ツ 五貫三・四百文

一米買納ハ ^{〔薄衣ニテ〕}拾貫五百文

一当町濁酒者壺盃 五拾文

一わらし壺足 上三拾文より廿五文

一糸わた 廿五・六匁

金壺歩上切百目直段 ^{〔札〕}

右雪、冬至入ニ相応之雪、曆之表ニ相当ス、七日寒氣ニ成、

八日日和、又暖^暖ミ、雪里辺とけ流れ、

一米穀下り模様、薄衣買納余り直段高直故、正米納多し、依

九貫五・六百文ニ成、先月中直段より九百壺貫文下る、

当町相庭書上、金壺歩ニ

一大ツ 式斗也

一伊達より便在之、彼ノ地も五升壺歩也、米五升五合ニ成、

当国方、南御郡所々段々下る由、

一旅籠代者、伊達辺六百文、

御国ニ入四百五拾文位、

御城下ハ六百文ニ此間上り候由、

但俄ニ上る

御城下ニ而

一諸品弥々高直、繰綿当年不作也、廿式・三両、金壺歩ニ九

十四五日、

古手も交易ニ成候ニ付、高直、不足成、

一木綿類・古手共ニ荷不足ニ而、卸方当分休ニ相成候間、在々

仕入方御登御扣可被成候由、一統江申来り候由之事、

上方金銀之狂ひニ而、諸取引大ニ混雜、損益在而、仕込見合之由、如何ニ落付可申哉、大ニ六ツ敷、在々共ニ此事ニ困り候、

伊達辺糸、品々相場も、当時取引休居候得共、直段計りハ左ニ申来ル、

一上糸 式百三拾兩より廿兩余之下落直段、

浜付中品也 式百廿兩前後、十壺・式兩迄、

一真綿上々 百廿目より下ル

先以買人無之、尤上方并江戸・横浜交易休、尚〇詰り、伊

達も百兩之金無之と申候、

生糸ハ、当地ニ而式百兩ニも下り候ハ、伊達より買人下

り可申哉と申事ニ候、

何レニ 將軍様京ヨリ御下向茂無之故か、京表 御両所大

ニ御混雜、將軍様御隠居之、一ツ橋様御後見杯、評判多

シ、御上下乱也、

右之通商売取引共ニ、何事も押付候事無之、浮々、今

日々と物不定、古金・新金之喰違ニ而、下々もめる、

御国方生糸六分通売ニ成、残り糸此節買人無之、大困り相

成居候、

分非道也、

一將軍様ニハ、毛利家之征伐之

御勅命を御願被遊由、又毛利様ニ而者、^{アママカ}の異国之者打払之義御願被遊候由、御所之御願てんくニ而、京都ニ而茂大るニ御迷惑被遊候事之由、何様天下之混雜也、何レ不遠内押付可相成、

十五日小雨より夜雪ニ成、十六日晴、依少々寒く成、
一御郡相場 米 三拾五切五分
一大ツ 三拾切
御内之方

十一日より雨氣ふり、晴、大ニ暖氣ニ而、過ル六日之雪も

一米 ^{十俵} 金五拾六切五分至而高直
一大ツ 金三拾切

一円消へ流、十二日雨、十三日晴曇り、^{クモリ}夜雨、大ニ暖氣、

右大違ニ而、村方氣前不宜候、尤追々緩ミ下る、

二月頃之氣候也、海道ぬかり、余り敷冬至中也、寒氣無之故、氷とふふ其外共ニ、しみ物不成冬也、此不順氣ニ而ハ、来夏之氣候如何、不安心之事也、此節天下之乱ニ而、氣候も不順可成歟、十四日も雨氣也、

一薄衣町買納直段、当月初より壹俵代拾貫五百文之直段候得共、高直ニ而買人なし、追々下り、九貫五・六百文と成、夫ニ而茂正米ニ而納る者多く、穀師中損金ニ成、追々俵数買納之分九貫位之由、

一伊達辺并諸国共ニ、蚕種行ニ而ハ金儲け者無之候由、種余慶成而、損金高大凡百五拾万兩程在之調之由也、横浜注文金受取仕込者、荷物着延引ニ付、種不用、金ニ而返候様ニと、御町御奉行様より諸国之者共へ御指紙到来して、伊達も御引立ニ付、大騒之由也、此義横浜御奉行之御取扱不宜、随

一大ツも五貫文相庭、買人無之候、醬油造方休ミ成、尤塩不足ニ而仕込不成、一統造方休ニ成故ニ、大豆下落、四貫五百文ニ而も買人無之候、御国産方ニも買方無之、追々下る、

一 葭茂十月迄ハ大ニせり込、買方無類高直ニ候所、当月ニ成
買入無之、是又下落ニ成、

一 生糸、江戸・京より不印ニ而、伊達江も注文無之、仍而弥々
買入無之、当地近辺何方共ニ残り糸不売、此節金指当り、
一統金詰りニ而、諸上納金より難儀ニ成、諸品下落、古手・
太物共ニ不売ニ成、

十一月十九日小寒ニ成、今夜雪、

十九日大ニ寒氣ニ成、廿日曇り、寒し、漸々冬至之様ニ成、
雪模様、

此間者寒暖不同、天氣能、一円無雪、緩ミし也、

廿七日夜より廿八日朝、寒キ少強(寒氣)く、小雪、飯後迄ふり、

廿七日④忠七御城下より帰る、此節古手荷不足ニ而、

○問屋ニ而漸々取集メ、沓駄仕入持參、外問屋共ニ不足、
太物方同様、又々直段上り、さん留類ハ沓反ニ付銀拾匁
ツ、上る、七月直段より古手共ニ五割上ケ、誠以当惑之次
第繰綿も又々上る、

一 小売方 改正札ニ廿四目ニ成、余り高直ニ而
当惑ス

一 小間物類も品至而不足ニ而、仕入方半高直段ハ尤同様、

一 薬種、唐物類ハ下直、先ツ唐大黃斤長セ匁位、大下落也、
(符標)

和薬類ハ弥增高直、不足ニ而困る、異国交易ニ向く、此節

竹節・人參・牡丹皮・楮苓・茯苓大ニ引上る、セメンハ下
直、和物ニハ熊ノ為第二高直、黄連等も引上る、薬方ハ蘭

薬類弥増品多、唐和薬之直段行違ニ而、売方至而都合あし

候、尤唐物下直故、外商ひより金高不取、不割合ニ候事、

薬店付之品物、葛粉・根花等不出来ニ而品無之、い(確黄)おふ、

ゆ花等ニ至る迄案外高直、此節焰硝ハ御軍用ニ而御買上ケ、
式・三年先より店方仕入難成、休ミ、店物品不揃ニ而困り

候、

一 御城下表米五斗入ニ而八貫文也、

金壹歩ニ壹斗之割也、
直段

当地之直段位ニ成、

肴類ハ沢山ニ而、当地より大ニ下直也、

鯉ふし改正ニ三本と申候、

此辺ニ而ハ老本式百文位より百八拾文
都而生物下直也、

御城下拾八本位当る

一曆者金壹歩ニ拾五本□

古川ニ而

但、江戸曆入荷延引ニ付、未ニ御城下表売出し不成と申候、
当分内証ニ而下る、売百五十文、去年より三折位之直段、

一長州より来る式朱銀、三匁四分在と申候、御国方道中通り

へ来而受取候由、旅籠代四百文之所へ、式人ハ右式朱銀ニ
而老枚ツ、置候事、上銀ニ而、大ニ下直、

一大坂表江長州より米穀船三艘程入津、問屋入ニ而、直段相
談ニ成、問屋吟味、老石ニ付銀四百匁位之直入ニ成、老升
ハ銀四匁也、

然所、右売主申ニハ、將軍様御滞留ニ付、米穀不足ニ而高
直、一統迷惑之由承り候ニ付持参致、売払候間、右様ニ高
直ニ而ハ弥難義可成候間、此方より下直ニ売払可申、老石
銀五拾目之割ニ売候間、右直段ニ買仕切出し呉候様ニ成、
老升ハ銀五分ニ当ル、豊年ニも無之安直段ニ而、問屋方も

当惑致候由也、常ニハ老石ニ付銀七十五匁位直段也、

右金米共ニ江戸江当る様之事ニ成所也、

追々御上下共ニ如何様ニ成可申候哉、不分り之事共、難立
続節也、

十一月廿八日市ニ成、昼四ツ過晴而日和、

当村紙と申候ニ付、余り高直ニ而仕切不成、

一上料紙 式百入老丸代八貫文

老速四百文ニ当ル

長坂岩入紙 上物式百入七貫文也、

中紙式四入ニ而六貫五百文位、

一季奉公人給金、金五拾切の、十両のと申直段ニ付、当町
杯ハ手前始当惑し而、皆不請、田地ヲ立手作を休候吟味也、
若三十切位迄なれば、老人ツ、も置と申了簡也、千厩ニ而
四拾切ニ而約定致候家も在之由也、甚迷惑之事也、家内及
丈之作積り也、恐入たる事共也、手作ニ而喰統計也、
一とふふハ拾六文、
一濁酒ハ老盃五拾文、

一米者式升五合より式・三合迄、

一大ツ者下ケめニ相成候得共、

上納方ハ高直ニて、百姓前

米共ニ 同 迷惑難義ス、

一生糸者弥々不印、不売、伊達之直段ニ而壺箇ニ金八拾両方

下落之由申来候、当時持合之者大困り也、何分買人無之

候、

一塩、当地辺壺俵売代二貫文也、

但、壺升百拾・式拾文小売、俵売之方宜候得共、塩問屋

ニ而ハ小売不致候而ハ難成事ニ付、如此、尤御塩場ニ而御

売方、仍而望高より半高外御払無之候、

廿八日夜五ツ時頃余程強キ地震、長シ、此頃ニ無之地震也、

小雪さらく

廿九日寒シ、晦日弥々寒氣ニ成、

北

東 唐 西

南

ひかしからなにしにきた

廿九日・晦日夜より朝寒くて、日中ハ大ニ日和好、緩ミ、
氷ハとけ、海道ぬかる、如大春の暖氣、

十二月朔日和、二日雪ニ成、如冬之なり、

上方五畿内之

此節金銀ハ、御国札之如く、壺歩金ハ一朱之見詰ニ当る、

然れ共、何方も金詰りニ而、無金銀、或人之咄ニ、夏子之

種交易ニ不売、大荷残る、此損金式百万余両也、依而江戸

近国より奥州ニ至迄金不足ニ成と申候、天下之乱ニ而、氣

候も寒暖乱也、

同四日大寒ニ成、昨日より今朝相應之寒氣、昨夜雪、風在、

今日日和也、雪とける、六日者雪嵐寒し、五・六寸之雪、

暮方晴る、

一濁酒者、去年通造方御免、御役壺両、清酒も百石金百両之
割を以、去年通造方被相免御触ニ相成候得共、余り高役ニ
而、造人未夕願不申上由也、

一 御城下表三軒之外、造方ハ右之御役同シ、

然ニ、二丁目佐藤助五郎殿より願申上候ニ者、酒造方御免

町人之方

ニ相成候得者、米引上、高直ニ相成、小前之者難洪罷成候

間、右三軒之外ハ造方被相留、御停止ニ被成下度候、御役

御城下中

之義者、何人造方望之者御座候とも、右丈之御役金者、拙

者方ニ而弁納、金子調達差上候間、右之御都合御首尾被成

下度奉願上候、三百石造拾軒御座候ハ、金三千兩指上候

間、如願被成下度由之願被相出候由也、依之、町中之評判

大ニ宜、人氣能、誠結構成大施行也、願之通可相成様子也、

此節ハ 御役々御非常也

一 醤油造方も御指留ニ成度御見分ニ成也、

当時之御代官様、至而強成御仁ニ而、諸事御手入、

一 塩も不足ニ而、弥々高直、

一 川向通者壹俵四貫文位、右ハ米壹斗ニ塩壹斗之交易ニ致候

由也、御塩方御他領へ売拔、国方へ不売様成事共、進物專

ら遣ひ御無心ニ而、少々ツ、買入、依而高直ニ成由也、

一 大ツハ、(大豆) 醤油造り方休ニ相成候得共、川通至而不作ニ而、

不足成故、又々上り五貫文位取引、(小豆) 小ツ四貫五・六百文、

(大豆) 大ツより安し、

一 此節一統金不足ニ而、買納高直故ニ、村々上納難成、老年

より当村杯ハ一倍也、冬中皆済見詰無之容子也、五兩之所

十兩ニ成、近年八年毎ニ米・大豆・諸色高直、如此、

諸品高直ハ、壹歩之金ハ一朱ニ見詰候故、札下落と同じ也、

金高ク、入用ニ成、右ニ付金不足ニ成、

一 松前志摩守様、去年之頃より御老中御勤仕之所、前へ写之

呵り

通御用被相除候上、御官位被召上、御国元ニ而御一生蟄居

志摩の守共ニ被召上候由也

之御罪科ニ而御下り之由、此間中道中御下り、伊達白川様

ニ者御同役御同様ニ而、赤帯被召之由、痛入たる御事也、

何様横浜所々交易方之事と申候夷人共、何時御見舞致候ニ

茂、右之御方へ金千兩ツ、進物差上候由也、依之、交易も

不止事、是所之事京都へ聞へ候故か、尤先達之書付ニ者、

摂州兵庫之浦江も着船、京都迄も罷上り候由、淀川迄も参

候夷人在之由、旁將軍家之御役々様方落度、彼是之御呵り

かと可申歟、交易も追々如何、不分之事也、

一 御当家御家中ニも、夏中人殺より事起り、此節御吟味最中、

大沙汰成由也、

一 当秋より盜賊所々ニ起り、先達中御城下へ被召捕登候者五人、七人宛、毎日御牢江被引候者甚多しと申候、

十二月八日、昨今寒氣也、夜少暖み、此節金銀不融通、何時共ニ金不足之由、当市も不盛、店見世商内無之候、

(生糸) 生者貳百廿五兩位ニ而、少々売進而、買人も無之、下落ニ相

成候間、売人も糸入用ニ候得とも、進而売兼候、少々交易取引初る由也、

表呉座、上物者壹枚六百文位申候、驚入候也、

地木綿、手仕面壹反金しま三步ニ上る、併買木綿より丈夫成分、

割合宜、改正廿八日之綿ニ而如此、此節廿五日之綿ニ而ハ、

右ニ不上候、

天保之頃出ガク銀、壹歩ニ代百文之打せんニ成、

一 前ニ写候江戸御老中様、并会津様共ニ、京都より御呵り之

儀ハ、夷人共より願ニ、交易御免難為成候ハ、御老中方

へ金百貳拾万兩程御用立候分御座候間、右金戻シ被下候様

奉願上候、無左者、御免ニ被成下度由之願ニ候所、右金被

取置候義、御申開被為成兼、御呵ヲ被蒙候由之事也、御一

統赤帶ニ茂候ハ、可然、何レ半地ニ可成由也、何時も賄路之沙汰ニ而、大事ニ相成候得共、時節之至る所歟、無悲是(是非)も事共也、

有風聞ニ 將軍様ニ而ハ長州公御征伐弥被成候御吟味ニハ候得共、何分御金無之故、御見合被成候由也、何様是も不
分り之事、

一 伊達辺、此節生糸も金か上より不下ら、金無之故、取引休

ミ、貳百廿兩位之事也、

一同所米ハ、金壹歩ニ五升上品式・三四

一大豆壹斗代貳貫文位、

五斗入ニて拾貫文

一 旅籠代御諸士者七百五拾文、

並方 五百文

一 上わらし 壹足六拾文

一 塩 壹升四百文と申候、何レ高直也、

当 御城下茂、此間より旅籠六百文と成、道中三本木より

奥、当分三百五拾文、

四百文

浜道中四百五拾文より四百文、三百五十五文迄、

昼通り右ニ順し百文余

右之通ニ而、長道中難成、恐入候事也、

一清酒造方 御城下壱軒ニ

限り候事

余之御領内一円造方被相留候事也 献金ニ而茂難成候、

濁酒計り去年之通御免

右者、清酒造方相成候得者、米弥々高直ニ相成候、小前難
渋ニ付、在々共ニ被相留、大町佐藤氏被相願候通之御吟味
成へし、

十二月十五日朝寒氣、曇り、昼四つ時分より風替り、雨ニ
成、夜弥々雨強ク降り、大ぬニ暖氣、十六日晴、風、十五
日前寒暖不同也、十八日ハ寒明ニ成、至而緩やかなる寒中
也、先日中之□一字此雨ニ而流出、水ニなる、十六日夜雪、
十七日さらく小雪、風至而又寒シ、十八日晴而寒シ、

前ニ書記ス 御城下表之沙太大事之一件、露頭ニ及、先御

奉行芝田様ニ者御召捕ニ成、とふ丸籠ニ而水沢様江御預ケ、

大町より御引廻し、

水沢へ下候と成、其外大勢御牢入、又ハ御預り等ニ成由也、

追々又睨分り可申事、御牢前切腹十■人程

遠島ハ医師老人并外五人

生糸延金半金位入、式百四拾両より五十両迄□四月迄かし
売、又止ニ成、

十九日朝より雨ニ成、終日ふり、暮方□れ、廿日晴、日和、
風寒し、如春之なり、

一米も、南方御買米現金御渡しニ付せり立、又引上る、薄衣
買納

……… (以後、大晦日まで原本を欠く) ……

（…一月一日より八日まで、原本を欠く…）

牡丹皮、江戸ニ而メテ六拾百匁百迄登る、小人多し、損金、

（慶応二年）

正月八日昼頃雨さらく、暮より夜大雨、暖気如三月頃の、九日晴、昼風替而寒く□、十日雪ふりニ成、十一日も雪あらし、十二日さら□□小雪ニ而、風大るニ寒気、十三日朝尤寒く、冬中より無之寒気、冬若返り、水気皆氷ニ成、此節流行風引多シ、十四日終日雪降大雪ニ成、去冬中より無之深雪なり、十五日晴一尺已上之雪、又さらく小雪ニ而止、風寒、十六日晴、火の用心宜く、尤正月模様ニ成而安心なり、十七日・十八日朝寒気甚しく、氷り強シ、日和ニ成、風引大るニ流行ス、夜より暖気ニ而、十九日終日雨ふり、此間之深雪きへ流、小川通大ニ出水也、廿日晴而風ニ成、廿二日大雪ふり、壺

尺已上、山野辺ハ一尺五・六寸程、当正月ハ追々の雪、冬ニ帰る如く、既ニ弍尺と申雪也、尤三日・四日大ニ寒し、廿六日日和、風、廿七日大ニ日和よく、暖気ニ成、格別春色、雪も落る、

廿八日半曇り、市江肴類相応ニ出る、此間之日和ニ浜々漁有、

一赤魚 十二而大壺貫百文百より

一大鱈 壺本八百文より

一小物品々・浅り 壺升八拾文迄

都而大晦日直段より半直段

一玉子 壺ツ十五六文より廿文位迄

申候「」方直段也

一なめた「」百文

二月朔日和宜、暖気也、

今日家惣（宗兵衛）兵衛廿五才危難除之祝義、出入懇意の衆中より入

樽祝義在、酒振舞致候、天氣能、上都合なり、

二日朝より大曇り、小雨ニ成、

吉高ノ長吉家督、過ル廿八日ニ出町江參候由之所、歸り無

之候ニ付、翌日より尋ニ人ヲ廻シ見候得共、見不出、一円

行衛不分ニ付、追々近所之衆中尋手伝、朔日迄ニ不分、依

而今二日ニハ村町一統手伝相尋候様、与頭首尾合と成、甚

家主長吉迷惑心痛指痛ニ成、諸方當日へ手配、鳴物ニ而尋候得

共、行方不知、遠方へ行候哉、不分り之事也、変氣致居候

事ニ相聞候、

今二日日かんニ成、弥々雨ふり風出而、暮方より雨嵐、夜

大嵐、夜八ツ過より風静ニ成而、雨共ニ晴、大南嵐ニ而、大

ニ暖氣、明方より風替り冷寒、三日朝快晴之模様、又雨風

起り、飯後晴而風と成、又雪の嵐と成、四日初午なり此間

ハ毎日大風有之、

一天保五年当町九月五日之大焼より三十三年ニ当ル、外近年之小火事

七年彼是ニ付、町中当日祈祷之神楽、火鎮ヲ祭候、今五日

中日同風強シ、天氣ハ晴、風無之氣候、寒暖不同、近年ニ

無之吹□在、却而為夏ニハ宜方と申居候、去冬より正月□

□□花所々共ニ大ニ咲、年からよしと申候、

一西磐井西岩井郡イツクシ村とか、去々年之頃三人之双子出生在、

其頃定而御手当御扶持有之所達者ニ生長ニ付、此度

屋形様より御召ニ付、先日一子ニ老人ツ、女乳女相付、外

三人江御扶持方被下置、

夫婦役付様 御城下へ連立登ニ付、道中入用歩馬貸被下旨、嚴重

被仰渡罷通候由、是又祢敷事也、

一此頃毎日尋候吉高ノ長吉督、七日過八日目、右之者氣仙横

田村へ療治罷越候由之伝言、先日参り懸小梨ニ小梨子村ニ而頼

申越候由之所、伝言届不申、五日ニ届候ニ而、相分り、安

堵致候事、誠ニ被頼候者不折入事也、大ニ村町騒シ、無用

之費へ相懸、不輕痛ニ成、余り騒キ過たり、然ニ氣仙も未

ニ不分候由也、行衛不知、

二月八日社日、晴曇り静也、九日明方より雪ふり、四寸計り之

雪、飯後晴る、当春ハ追々雪寒暖不同、十一日雪しくれ、

種漬る、十二日朝明方より雪、一先ツ晴而又雪、時雨、

一異国渡り之紅、切間ニ相成候哉、此辺去年・去々年買置候紅花、此間御城下より買人下り、上もの金八拾兩より之直段ニ而買取売る、持人何分損金ニ成、生糸残り、未買人不下、持合、

十三日明方小雪、今日風、至而春風、寒し、未夕雪の氣候不止、不天氣勝、十五日昼四ツ過より雨、夜大雨、十六日雨、暖氣、十七日晴而風、日和、当月ハ正月より不天氣勝、寒し、十八日日和、廿一日昨夜より雨、今日大雨ふり、昼九ツより小晴ニ成、南氣ニ而暖氣也、小雨、曇り、当月者天氣不同、廿八日日和、廿九日曇り、靜成日和、三月之節、花曇りもよふ、

三月朔日雨、朝より少々雪・みそれふる、相応之時化嵐、

庚申、此頃肴類少々下直ニ成、

当国之産之品々大ニ高直也、古無之直段、

江戸表二月中米ハ三合百文也

余者右ニ准シ高直

常年ニ廿四文位之大根漬

壹本ニ貳百文位ニ成

一組抜中より京 近衛様江御貸人ニ去年中より心懸之儀被仰渡、此度奥方より式・三人、南御郡より同く被仰付、当所者皆川清介殿也、此御用甚迷惑ニ相聞へ候、名代ニ而難成、然ニ此節御同人実ノ眼病ニ付登兼、病氣相達候所、御城下ニ而御役々ノ御見分ニ相成由也、先月御城下迄登居、但大金入用懸る由也、去年登り仕、半年位之入料金五拾兩余、自分金計り、当年ハ殊ニ道中より懸増、七拾五兩位ハ懸可申由、雇人ニ而ハ尚別而雇金懸事也、不安大事也、依而大体暮シ柄宜者江計り被仰付候由也、其替身分ハ侍格被仰渡、御上より被下候遣金ハ、一日代式百文位御見詰被渡候由也、組抜中も難儀之時節ニ成、御扶持人と相成候而ハ、無異儀物にて、尤御軍用難遁事也、皆清殿病氣願之上、跡登り御指練被成よし也、

昨朔日終日之時化雨嵐もよふ、二日朝迄ふり、二日飯後晴

二成、

伊達辺福島の諸相場左ニ

一奥仙上糸 一浜付印

金貳百五拾両 金貳百廿両

一真綿金両ニ 一白米金壹歩ニ

百貳拾目位 四升五合位

一大豆壹歩ニ

八升位 右之通申来ル

ノ

三月三日節句、晴曇り、五日きのへ子、上日和ナリ、六日
日和、七日もよし、八日曇り、暖氣、九日雨ふり、

一去月 一ツ橋大納言様御事、京都より依仰□上京被遊候
由、將軍様ニハ御下向無之、御在京被遊候由之事也、江
戸御留主居ハ尾張大納言様御入替也と申事ニ候、当時別条
之沙太無之相聞へ候、

十日晴朝大ニ寒氣成、ちらく小雪、至而寒し、同夜雨ニ
成、十一日明ニ雷勢少々有、雨晴而又曇り、俄時雨、天氣
不定也、寒暖不同、十二日和、種四五日先より蒔候所も
在之、多くハ今日種揚方致候、十三日雨ニ成、尤昨夜より
暖氣ニ成、

一清酒者他郡より来り而、茶屋共小売、

一壺盃百文ツ、濁酒者壺盃五拾文ツ、

存之外能売る、酒肴共大高直ニ候得共、不恐、相応ニ呑喰
ひ、よふ者も多し、

此頃ハ当地之若者共、并童し共、おとり・芝居之狂言、去
冬中稽古致、此間相立候、存之外覚ひ上出来申事ニ候、扱
又此節之世柄不相応成事ニ而、尤物高直、錢も不少入可申
候処、右ヲ不恐事ふしきと可申、併見物之人夥敷、右より
花と申而、札金壹枚、貳枚半切札夥敷もらい候由、二日程
相立候、是ニ而ハ余程足し合ニ相成候よしなり、近年ハ錢
不取芸ニハ、見物人より花と申、金代大ニ流行して、木戸
ヲ結より双方宜、妙成世の中なり、相続方も互ニ錢取方は

けみくらし致候へハ、木綿壱反金三步壱両之品ニ而も買入用ひ、慰事ニ錢遣候而も間ニ合候事も、時世ニ連而暮過るものか、天の時と可申ものか、八升金壱切ニ而も不騒候、

御若君

一ノ関様御事、当月廿八日御発足被遊、仙表御城江御入

御滞留 屋形様御直御前髪被為下御男作被成置候よし也、

夫より御立、江戸江御登懸、角田御実家石川様江御入、一

両日御滞留にて御上府被遊候由也、随分能殿様成と、人々

相唱ひ候、□□□分江一円御借上等無之由、全□□□□□□

より御政事宜、能御家老有之、御困ひ・御備大分在之由ニ

て、如此物全備致候由也、誠羨敷事也、

一長州毛利様ニ而ハ、猿を多く御飼置れ候而、御扶持方一万石とか、式万石とかの被与ひ置由、近頃夥敷被集置、兵法・剣法専らに教らる、全体萩ノ御城ハ、古ヨリ猿甲ノ守居城ニ而、主猿ハ誠ニ古キ白猿也と申、数千之猿とも此節大ニ剣法上達し而、甚弁利成事と申候、御軍用之御備成へし、誠ニ妙法也、右遊歴之人相咄候由也、

一江戸并横浜交易方生糸之御役金増之事ニ付、揉合在之、糸方取引休ニ成、一向ニ不売、不印、仙府ニ而茂他国より望人請負願在之、拾万両之献上金ニ而成と、不成との揉合ニ而、当時御吟味中、両所之沙汰ニ付、残り糸尔今一向不売、甚迷惑ス、尤弥々御役金増ニ而ハ、下之痛ニ相成候、

去年此母と御名改

一当御地頭様ニも、大番頭御役御退役と被為成候、

若殿様ニハ、御近習御小性頭御勤め、

一御奉行但木村馬様并海黄^(黄海)三好監物様御両方御退役之由

也、芝田^(芝多)様御在所村田江^(大志)木田大膳様^(大志)御所替、元来式千石ニ

而賀美郡屋地^(加美)とかの御在所至而悪地ニ而、千五・六百石丈

外不出所也、右之所へ芝田様御替地と成、大掾様之

方ハ尤大勇之御仁ニ而、御上体も宜式千石丈之所へ御移り、

芝田様方ハ御家督様江被下置候事故、如此と人々相咄候也、
御奉行^(成)元御知行半地ニ而、表向計り千石、御子息様大番組と成、

三月十五日誠上日和、大ニ暖気甚、外ハ暑シ、中の節ハ七

日より、八十八夜ハ十九日也、廿二日立夏、四月節ニ入、
風也
十七日曇り、夜より八日至而寒く成、風なり、霜無之候、

一 芝田様、民部 将監様と被申水沢御預り所ニ而二月廿五日御死去之由、十七日

程絶食ニ而終られ候由也、

外御牢前式・三人、

右之御方ハ、誠ニ才智之勝れシ御仁と申セとも、余り器慮
ニほとり、大み成隠謀企候故ニ、及露頭、既ニ御家迄失ひ
候程之事ニ候得共、

屋形様別段之御思召を以、将監様へ御預り、御家督様江半
地を以被立下、家柄着座之身分被召上、大番組ニ被成下、虎之
間詰と也、当分閉門と之被仰渡候也、村田者当時○持相応

ニ暮者多、指折之地也と申候、西方福地、

芝田様御家中百五拾人程、立退事を歎キ、品々奉願候得共、不叶、
立退被成由也、

当時之御奉行大條孫三郎様、大内様ハ御先役西郡、

御大身、未夕平人御名也、

片平大掾様、小梁川様、

去冬之頃より

十八日、昨日より大風、日形四ヶ市、右之方山野火より飛

火ニ而、昼三軒焼失、風烈故、出たる物迄一円ニ焼失、痛
入たる焼也、追々聞ゆ登米寺池町式百余同十八日焼失之由
也、十九日も風強し、廿日少々、廿一日昨日より今日大み
ニ暖気ニ成雨之模様ニ在、少々時雨ふりて晴ニ成、近年式ヶ
年程円入寺御影供休ミ候処、当今日如前々之祭る、但諸品
高直、却而痛ニ相成故、壇頭・与頭中計リニ而寄合ス、円
入寺庫裡大破ニ成、普請吟味計ニ而、御法印も若く、壇頭
与頭中も相談、和合不致、役付も不構候ニ付取付不成候、
備金も付置候得共散乱ス、我七十余才の老年、殊ニ六年程
床の中ニ有而、寺のセ話ハ勿論届兼、甚氣之毒ニ存居候、
咄致の巳、本堂迄痛、

一 此頃ノ日統、風ニ而所々大事多、原ノ町大焼、惣数二百軒計
登米火ニ而

リ、ヒ子ヲシ久志町焼候、中海道阿ら谷町、東山ニハ舞草村、十八軒焼失□尻町、
尤諸方山々毎日夜焼候、

□廿一日夜より小雨、廿二日統而、今日小雨也、諸事ニ望
む□登雨也、苗代最中、尤桑芽立ヲ待、同日大雨、□三日
も雨、廿四日晴ニ成、誠ニ能雨沢山ニ成、大ニ宜、廿五日

より十方暮ニ成、今日雨不降、晴曇り、保呂羽山祭相應ニ盛、廿六日晴曇り、上の日和ニ成、廿七日曇り、朝相應之霜□る、至而寒し、但朝曇□□□□より廿八日曇り、

一 氣仙広田浜鮪之漁事、二年越し式つ切之大鮪一本金六切より段□□直立売、商人売ニ成、七切より式兩迄、此辺江者不參候、

□月廿八日、昨夜曇り故ニ霜不下り、併至而寒シ、先日中とハ相違せり、曇り、昼時雨在、

一 玄米金歩ニ八升 当地直段

日形ニ而五八より

一 大ツ尗俵五貫三、四百文

六貫文位迄

一 小ツ同 四貫四五百文

□小麦五貫文位

一 干かて大升ニ而三百文より三百三拾文位

一 大麦尗俵金三切位

一 糸綿改正ニ廿八目

□白木綿上尺テ百廿文位

千草百四拾文

一手拭 式百五六拾文

尗盃

一 濁酒五拾文 清酒百文

✓ 塩尗升百八拾文式百文位迄

金尗歩ニ

一米 氣仙沼七升五合、氣仙高田ニて六升尗歩也、

廿八日夜雨、曉方大雨ふり、廿九日晴暖氣成、廿七日の大霜、桑江も余物ニも不当、朝曇り故ニ不痛きへる、桑も芽立、蚕者此辺未タ不むへなり、又聞蚕所々むへる由也、

追々聞桑所々霜燒痛在之

御尊父様御隠居

一 若旦那様表ニ被為成、御武頭役被仰付、此度江戸表御備之

御人数ニ而御登之由ニ付、当地御知行被下者之分江御用金

被仰付、高尗貫文ニ金五拾切之割調達也、近年折々被仰付、

大ニ迷惑ス、手前ハ御知行返達致し置候間、右之御用金無

之候也、貫ひ不申方ハ却而安心也、御年貢地同様ニ成也、

屋形様御兩御上府無之候、

一御郡方金銘之土地、近年之米高直ニ而、大ニ御年貢軽く、

作徳多分ニ候所、御給人様方より追々御願被相達、当年此

度御領内一統穀銘ニ被相直、何レ宜所ハ四石銘ニ被仰渡、

是迄拾切三兩位之銘ハ、四石之御割合ニ相聞へ、此節之勘

定ニ而ハ、上納四双倍位之割ニ成、依之金銘之村方大ニ迷

惑、(混雜)混殺、揉合居、所々より色々願申出候由也、近年諸品

高直ニ而ハ、金銘之御諸土方迷惑、立統難訳御願、是も御

尤之事也、米銘之御屋敷方ハ、御近在ハ皆米ニ而御年貢御

取立、御屋敷へ駄送、御城下ニ而望次第ニ壳、能キ金ニ成、

甚宜、大ニ御諸土方損徳在之、如此村々色々願出、

近年之珍事天変、式百年・三百年已来之事共出来し而、誠

不安世の中也、

四月朔日寅、晴曇り、兼而之御渡り塩未夕御渡り無之、尤

近年不足之上、他国御払在、御渡り御延引ニ而、内証物も

不足ニ而、直段尤大ニ高直、御蔵前老貫五百文ニ而も御払無

之、進物等大□□り、縁を求而少々買入候事也内証もの□

□式歩位也、色々塩煮方御仕法、新法、当□ハ夷国流養

からつ(カ)之法とか言仕法、此節御普請中最早出来之由、水と
塩と分而煮ると申事也、

二日上日和、大ニ暑ク成、但風少強し此暖氣ニ而、蚕一統一先ツむへ

る、少シ早シ、七日ハ四月の中也、三日曇り、伊達行丈七

下着ス、諸相庭左ニ、

一白米 金壹歩ニ四升也 福しま辺

一糸わた 同 百廿五目

一生糸 至而不印 浜付印百八拾兩位

右江戸表・横浜取引休、糸荷沢山、

一真綿 上両□□拾目位

糸ハ買人「」

糸方諸方不印ニ而、糸「」之衆中一統手を休、日間也、(暇)

併当時蚕拵ニ成、桑直段正々三尺五寸位、丸キ式丸ニ而金

壹歩也、糸下落ニ而も桑不安直段也、先日之霜少し痛ミ、

苦ニ成不申と言、

尺一尺五寸五尺繩

一薪木 四丸壹歩 炭 壹貫目百五拾文之わり

一わら 拾木速主而 金壹歩ニ四速

蚕へ用ゆる品

一かや 壹両二三丸 五尺(結繩)ゆなわ二而

尔時保原町大焼、五百軒程、式分通程残る、万両已上之衆六軒焼、大風二而、出したる品共焼失、蔵々も落、大痛之由なり、依而普請江入用之物、都而尚更高直也、五分板壹歩二上五尺、八分板式尺五寸、三分ハ

わら壹は八拾文位之由、

誠二高直、無申計時節也、

一御城下先道中筋二も焼失所々在之、御領内中十八ヶ所之書上成由也、

一御城下米相庭ハ白米九升五合位

玄米壹斗一、式升

一伊達郡并御領之地、蚕糸場江御役金御公義より被仰付候由也、江戸糸問屋壹軒一手之行御吟味相聞候、御国方も右之

振合可相成由也、当分世上噂キ不足也、

上方も靜成か

四月三日曇り、少冷氣、然二昼八ツ時下刻頃俄二大雷勢鳴、

大雨ふる、半時計り、人々恐入也、七ツ時頃晴二成、近年無之大雷サマなり、

四日朝寒く、薄霜下る、日和二成、十方暮五日迄、七日日和、四月の中二成、蚕むへ最中、桑のほき様随分宜、併去年霜焼二度、ほき桑取候故、当年之ほき方不同、尤先日之霜二而も少々ツ、痛、昨朝今朝共二薄霜下る、十方暮過五日迄、中ノ節二至り候得共、天氣寒暖不同、未夕寒風の如キ氣有、土中未夕冷強シト、田働之者嘶候、今七日日和二ハ候得共、風在而寒也、八日日和、九日昼雨二成、十日雨、夜雨、相応之雷勢在、十一日晴大風二成、十二日晴而又風二成、此間者寒暖風雨不同二而、氣候至而あしく候、苗生何方も不宜候、

一此間之大風二而、往還筋其外並木多く倒れ、家小屋大二損ス、

一御城下近辺瘡瘡流行之所、先々植付流行二而、植付候分も本瘡流行、やみ返二成者多く在之、式千人余病死致候由、御向方御調二成而、植付瘡瘡跡々被相留候由也、古も上方

二而植付一通流行致候得共、大やみ返し相成候故、高医之方々より被留置候由相聞へ候事、決而不可植事、此辺江も追々御触廻り可申也、
近年ハ此辺専ら植方流行ス、

大坂正月相庭写左ニ

- 一肥後米 三俵ニ凡壹石三四升入ニ付 銀四百七十三匁
- 一中国米 同 凡九斗九升よりニ付 当時なし
壹石入位
- 一筑前米 同断 四百六十九匁
- 一広島米 三俵ニ凡九斗四五升入 四百貳拾匁
- 一加賀米 貳俵ニ凡九斗位入ニ付 四百三十匁
- 一諸国入込米 壹石ニ付 四百四十匁位より俣々六十匁位
- 一同餅米 同 四百三十匁位より六十匁位迄
- 一大豆 同 三百廿匁より五十匁位迄
- 一小豆 同 三百匁より八十匁迄
- 一大麦 同 貳百三十五匁
- 一小麦 同 三百匁位より五十匁迄
- 一同菜種 同ニ付 三百貳三拾匁位

一水油 同ニ □□百八拾匁

一繰綿 糸口上坂上ニ而 七百八拾匁
銀百目ニ付

中入上大和ニ而 壹貫目

一黒砂糖 大島天袋入 五拾三匁位

但シ右ハ当国方〇ニ見一六錢
百文ニ四十壹目ニ当ル高直也

貳百三拾目斤 十斤之直段

同大頭 四十七匁位
和黒上 三拾九匁位

一白砂糖 出島 九拾匁位

仙国方 百ニ廿四目ニ当ル

和三盆 百三拾匁位
貳三斤拾斤ニ付 同百文拾七目位ニ当ル

讃州上々 八十五匁位
同〇百文ニ廿五目ニ当ル

同下 五拾五匁
同〇百文ニ三十九目ニ当ル

右割合ハ、百錢壹貫文ハ銀十四匁余之直段ニ候間、其割合ニ致候得者、当国之壹歩ニ壹貫六百文之錢より小セシ

百文ニ付而五割も安く可相成候、

一蠟 晒 銀九十三匁位

是八百目ニ五匁八分位ニ当ル

百六十目斤
十斤ニ付

上掛ケ 同 九十壹匁位

是八百目ニ付五匁六分八リ当ル

下 同 八拾七匁位

同五匁四分三リ当ル

一金

百三匁一三分位

是八壹兩分代銀

兩替直段相場ニ可有之哉

一錢

当百壹貫文ニ付 拾四匁一分五リより

三分五リ

右之通御座候、已上、

上方ハ一体ニ銀表通用也

右之通申来ル、何方も異国渡リ金銀ニ而御吹替出し、

金銀目輕ニ而、万物高直、一体ニ痛也、

一蚕ハ未ニ不揚候而、長引、日数七十日位ニ而揚在之、遅キ

分今者最中、六月九日朝六・七貫入位、吹壹俵壹貫文迄、

三貫め入位、四百文位取引、

… (四月十五日〜六月十日 原本を欠く) …

六月十一日地土用入より暑氣ハ在共、晴天日和無之、毎日曇り而きり雨計、田畑直る申とも、快晴御照無之故、成長不尺、何分困り、人氣不宜候、

一松前五月米相庭 玄四斗入壹俵ニ付 金三兩也

但壹升銀四匁五分当ル

大坂直段位也

大坂表ハ追々引メ、江戸表も引上り高直之由、

御公儀より仙台へ八万石御無心米申来り、夫ニ付田植

過より御買立相成候由、弥々地方強クなる、

一京都大坂ノ兩所、西国方より入洛之容子も色々様々と風唱在之候得共、実事の書写無、噂のミヤ、不分之世柄也、

一伊達油屋買先菱沼屋伝作殿、過九日ニ入来而、去年残ノ糸五駄も買入度由ニ而手配致居候処ニ、昨十一日昼七ツ時上刻早飛脚着ニ而、

京都并江戸大騒動ニ付

糸買方指留飛脚状

態々仕立を以啓上致候、然ニ江戸表大騒動始、五月廿八日より諸方大家と見かけ、数千集り、無ニ無三と打こわし、大變成事ニ候、廿九日より六月朔日、二日夜、日本橋辺より大坂丁大六堀留ノ丁銀并丁甚、其外糸師共大勢大ニこわされ候由、未騒動中、其中より仕立ヲ以飛脚到来仕候間、定而右乱妨人共横浜迄も押立参候時者、糸商内皆無ニ相成可申候間、一切買方不相成候、先此状着早々一先ツ金子持返り可被下候、余事ハ略ス、

六月八日昼八ツ時

油屋庄次郎

定吉

菱沼屋伝作様

同十一日昼七ツ上刻着ス、三日振ニ而、

今十一日ハ快晴ニ成、暑氣共宜、結構ニ成、十二日朝晴

候得共、北氣ニて冷氣、又曇り、晴日、大暑ニ成、

一京都茂騒動 跡御家督 井伊掃部守様御事も、同表之御警衛之所、如

何の訳合ニ候哉、委敷事未知、被為打れ候由之事、右兩所ニ不限、上方・関東共ニ大ニ騒ぐ、此度の人數者薩摩

浪人と申候由也、誠以不安事共也、
不分明
又追々書付可参候、糸方飛脚便ニ而如此、

一京・大坂米直段 壹升代九百文

一わらし壹足ニ而代式百文と申候、驚入候直段也、

右兩所之人の往来者、江戸の盛成時分と同し、尤此節者江戸表ハ至而不繁昌と成、追々衰微可致歟、將軍様御事も御留主中大騒動、追々如何、

江戸表者、早春ハ米百文ニ三合と申候処、追々引下ケ、四合余ニも相成候哉相聞得候、

一此間氣候も直暑の催、諸作物直り、昨十二日上氣候ニ成、

日和未夕不定候、

川向通りハ米直段少下る由也、

今十三日 雨ふり
はれ曇

昨日ハ 雷神御精進

油屋糸買客人も仕舞出立ス、未買入ニ不成、既ニ買入相成

所ヲ指留、上首尾ニ成、止る、

日形糸上ニ而式百廿兩より式百兩迄、直入ニ而拾五箇程付糸集而、既今日商ひ手打ニ成所ニ、大變之事ニ付、買留之品遣候ニ付、取組止ニ成、仕合ニハ故障なしニ而引取候、何様惜キ商ひ、

六月十五日日和、暑氣、土用中ニハ暑氣薄シ、御城下表并南部御領ノ噂ニも、今十五日より晴而日和続而、八月迄日照也と申候、心支無之と相咄候、昨日迄晴曇り不同、同日ニも昼八ツ時より曇り、夜雨ニ成、十六日雨ふり、少々冷氣、風聞咄も不分り也、

昨十五日糸方飛脚清水川江着、直ニ手前へ注進申來ル写二度め書付

一撰州兵庫五月八日之大騒動

但北風と唱候大家、既ニ日本一の船手大商人のよし、
右家を始し而、外百五、七拾軒程打こわし候由、

一大坂五月十四日より始り、右同断、

右ハ(堂島)とふ島を始め、池田・伊丹辺、無ニ無三と打こわ

し候、

一武州品川宿 五月廿九日より
六月朔日迄 前同

此所七・八拾軒打こわし、夫より

一江戸芝辺より始、六月二日より同

所々方々打こわし日本橋より

一大坂丁 大六 同大家ノ片名

同吟

一堀留メ 丁吟同丁甚

一瀬戸物丁 丁印 何レも大家計
書ぬキ

右之外、諸々方々江戸中江相廻り候由、未御調ニ不相成、
委敷ハ相知不申候、何も近年之生糸商人なり、

一説ニ者、此節米高直ニ而、難立続故ニ、小前之者共取始め、事起候所、御向之御役人も相出、防かれ候哉、怪我人も相出、召捕人も相出候由、何方共なく一字早々引取候由也、

十七日昼九ツ半小ノ大地震在、今日此間暑サハ相応ニ而も、
毎日半日ツ、雨の降ぬ日無之、甚当惑、間ヲ見合麦かり最

中こほれて困り候由也、不分之氣候なり、蟬の声一円無之所、漸十八日よりかかん蟬声在、

一 繭の作至而不同、大方不宜、然ニ此間より売直存之外高直、大壺升金三步位より式朱位也、恐入候直段、心在商人ハ買兼候、大まゆ壺升式貫式・三百文、追々小まゆ壺両ニ成、併心在者ハ不買止候、商人ニ無之、在方之者多く買、

六月十九日朝少々冷氣、四ツ時より大暑ニ成、漸々今日（こぞ）社本の大暑也、風不替終日照る、カンカ蟬庭ニ来ル、麦ハかり仕舞、直ニ打方ニ成、廿日も日和ニ而、手前麦打至而人不足なり、

一 仙府之米直段 金歩ニ七升位か七升五合迄
中頭之米 白ニ而式百七拾文之割と申候、折々
御上米御払在之、市中騒キ不申由也、
度々江戸御早下り 御奉書参候由なれとも、一円何事歟分り不申由也、

廿一日、今日も続而日和、大暑也、漸々本氣候ニ成、諸人安堵、当麦ハ諸物若く、夏分不熟、大麦作合ハ去年より最初能追々雨続ニ而、大ニ取おとる、手前之麦も去年より三俵ニ劣る、人不足ニ而二日懸る、八ツ時頃雷雨ニて取仕舞、雷鳴長く、暮ニ成、廿二日朝雷、小雨、晴曇り、八ツ時本晴ニ成、先達より二度豆さ、け出而用ゆ
廿三日朝晴、昼おか立雨、晴而又大雨、廿四日曇り、雨、冷氣なり、木瓜漸々此間売ニ出る、百文ニ五本也、

一 鯛 中五百文 次三百五拾文 平め三百五拾文
一 鯉なまり節百廿五文 清酒百拾文 濁酒五拾文
壺盆 六
取而計無之

一 大ツ 小壺升百拾文位 糸綿三十日
一 茶類 御城下物至而不宜、尤近年御国産之地製直段も高シ、依村々地製流行、尤宜、古の真切茶より製方念入、上品なり、人皆能キ物を好む世の中ニ而、何レ奢之方也、
酒肴者存之外多売る、

一 天氣日々宜と申共、雨勝ニ而、麦打日和無之、甚しく困り

候事、

廿五日、昨日より今日曇り、昼九つより快晴ニ成、暑薄、冷氣、保呂羽山御祭、相応盛也、

一伊達福島近在 油屋 御領之地大騒動出来候趣注進写

二、又々

伊達福島近在 御領之地大騒動出来候趣注進写

過ル十五日夜、岡村之富家忠右衛門殿みちんニ打こわされ、生糸拾壹箇并外家材衣類等迄みちんと切さき、併質蔵江者

一切手ヲ付不申、其外ハ壁等打破る、夫より桑折若兵殿并

検断留作殿兩人ヲ心指、大勢罷越候所ニ、桑折御陳屋より

多く御人数相集候而、御堅め相成候容子ニ付、追々打こわ

し候由ニ而候、十六日朝中瀬江押寄、義左衛門殿打こわし、

同日粟野池田善兵衛殿、新宅常吉殿両家打こわし、常吉殿

桑折へ罷越居候所、戻りかけ数人ニ出合、同人九死一生の

目ニ合候由、又保原淀文殿同断被致、同人申出候ニハ、手

前当分借宅ニ御座候間、右料とし而金千五百兩指出候所、

壹金も請取不申、直ニ相戻り候、堂林源四郎殿、同彦吉殿、

兩人より飯煮出し被申付候、十七日桑折両家并半田の伝之助殿、右三人打こわし不申内ハ、引取不申由、依而御陳屋より白石并福島米沢江御加勢御頼之所、白石より早馬ニ而式百人程走付御出張、御堅メ御座候由、此末如何、右ニ付、天王市商人も糸も一円壹人も相出不申候由御座候、

右一条者、去々年頃より忠右衛門殿等、種之御役金一手

ニ願上、江戸登候所、不弁ニ而、生糸之御役金今年取立

相納可申由 公義江相願仲間も有之、当年右御役人と成

而、鑓等相立罷下り候由、依之諸人之悪しみ相受事起り、

如此と申義承候、先ハ御注進迄、

早々已上、

右六月廿四日清水川より相届候

六月廿八日曇り、一昨廿六日廿七日毎日之曇り、冷氣、至

而氣候不宜、東北の風不止、先日中暑サニ而稻諸作直り候

所、此模様ニ而ハ、土用にも相成、熟作無覺速心支ニ候、

何様之案ニ候哉、まゆ高直、式百三・四十兩上り之糸ニ可

相成候、五月頃之氣候ニて、涼く候、なすハ少々出、廿文

位、木瓜同断、十五六文迄、

一米不出、当町金ニ七升之所、氣候不宜ニ付、米不出也、六

升ニも不相成候而ハ出し不申様子也、小泉町辺ハ改正手形

ニ壹升壹盃と申候、

肴類も不漁ニ而、尤高し、鰹ハ少々ツ、取れ、ふしハ少々

ツ、出る、壹ツ百廿三十文、

一涌谷ニ而米金ニ九升

一当町米不足ニ而糶も此間ハ入方休不足也

ノ

一早春ニ、御名代伊達安房様江戸御登、右御代り岩谷堂伊達

右近様御登ニ而、安房様過ル七日御下り、屋形様御名代ニ

御一門様方順番 御交代也、京都御手伝御借人ハ当時休と

成由也、

一生糸御役金ハ改壹駄ニ 京為登之分
金廿八兩宛

江戸横浜行ハ壹駄ニ三拾六兩也

此内より公義御役金出

公義江上納之分 拾八兩式分ツ、
御手前様より被相済

仍而御国之分ハ、仙台御書付を以、御他領迄御通判ニ成由也、右ニ而横浜分御役高也、

蚕種も国々之改判を付、仍而地取種ハ高橋屋之方ニ而御

郡々々種取方之分江改判相付、国々同シ、何方江何方之種

参候而も、出所之分り知候様之御仕方ニ成由也、

仙台之御役、去年通大判江銀壹匁ツ、公義ノ御領も少々

之御役在由也、当年ハ式匁と上る、

七月朔日晴曇り、暑ハ薄シ、八專中也、七日迄懸る、末ふ

し四日也、此義中ふしより十五日ニ而末節ニ成、初ハ十日

在、末ハ遠シ、若八專過、残暑強ク候ハ、米実入相成歟

無左ハ米不熟作と可相成候、当時半作ニも難見詰也、

同夜丈七御城下より帰着、同夜より東風ニ而雨ニ成、大雨、

又南風、大嵐、二日大風ハ止而雨ふり、此辺ハ作江余慶ノ

痛無之由ニ者咄候得共、大ニ悪敷候、二日弥々雨ふり、大

雨、終日ふる、川々出水なり、存之外嵐なり、

三日朝晴れ、昨夜より大ニ暑シ、本ノ快晴無之候、近村表

打半分不打と申候、甚以困り候、惣而万物後だる事、曆表

とハ大違、不審成年也、八專中ニ候得共、右三日より日和、

大暑ニ成、四日者庚申ニ而も、前嵐ニ而今日上日和、五日も
日和、朝ニハ冷氣、麦打多シ、人氣宜成、暑氣強ク成、

一此間三迫郡之内三拾何か村之内、若柳江寄合、御郡御会所
江願之騒キ在之由、騒動ス、此節農事最中ニ御非常之御買
之事、并金銘之田地穀名(石銘)ニ被相直、百姓難澁ニ付、

今年ハ世上一統騒ケ敷、乱世なり、

先達中註進在之候伊達騒キの書付写

此度信達両郡百姓蜂起

諸方乱妨打敗候次第大略

岡村ノ文右衛門・忠右衛門 長倉ノ伴六

桑折 若松屋兵作両家 加勢共ニ五軒

井筒屋外見廻役
築立(月節) 塗屋吉兵衛外志軒

掛田 陣場屋外ニ式軒 小国ニ而三軒

川俣ニ而三軒 小倉ニ而斎藤正左衛門

太田 渡辺忠七両家 八島田 吉田周太郎

飯坂ニ而佐藤屋両家外ニ三軒

瀬ノ上 塩屋始め穀屋見廻り役共五軒

板谷内 鈴木文七外式軒 小幡 鈴木長蔵

半田 早田伝之助 中瀬ニ而宍戸儀右衛門両家
外式軒

大石 大橋儀左衛門両家 福島 光白屋清二郎
穀屋四軒見廻り

保原 淀屋文蔵両家 式軒外四軒
板屋利兵衛外三軒

梁川 八卷屋両家仙台屋与八穀屋式軒
見廻り式軒外三軒

藤田 穀屋右衛門 勢州屋并外三軒

下村 嘉藤正左衛門 五十沢 宍戸儀左衛門両家

栗野 池田長次郎 秋山 阿部多右衛門

湯ノ村ニ而四軒 伏黒ニ而式軒 男沢三軒
(湯野) (富沢)

外ハ手出領不相知 大凡如此
戸

ノ

栗野ノ 此所書付より金高余慶之五千両速ニ出シ見せる
受取不申引取

池田善兵衛 金三千両ニ米五百俵

鶴田屋文右衛門 同五百兩ニ町内難洪者へ

金壺歩直 米壺斗式升出秋迄売続可申事

油屋正次郎 金千兩ニ米三百俵

新布袋屋伊六 同千兩也

橘屋忠兵衛 同千兩也

小布袋屋太左衛門同五百兩 大竹権右衛門式千兩

堀切三郎左衛門 同千兩米出秋迄壺斗二升ニて売続可申

事

釜須内和右衛門 質百兩ニ付式分式朱

米世見安直より壺斗下

惣ノ壺万百兩 書付者余候成

右之通剛訴(強訴)之者共へ相願、乱妨被相除候由之事也、

右当月十日頃より無何と風唱有之、十四日天王祭礼糸市、

糸買人・呉服太物諸商人壺人も相出不申候、休市ニ相成候
処、十五日夜四ツ半頃より伊達信夫兩郡百姓共大勢寄集、

色々之道具持參、岡村之文右衛門、忠右衛門、長倉之伴
六、其夜三軒手始ニ而、家内散々打敗、夫より郷騒勢在々

所々より相出、大凡五万人程、過ル廿三日迄前書之通大家

へ乱入、右ニ付桑折御陳屋より福島へ御加勢御申入、人数

出張大筒相備候、御陣屋ハ無難、追々福島川原表ニ而歎願

之筋、福島之御向役御聞届相成、先以一統帰宅仕候、江戸

御早彼は大騒大略申上候、且願之筋、生糸之御役并蚕種御

役、是迄之通御免被成下度候事、米ハ金壺歩ニ壺斗売買願

之事、誠ニ大騒動也、

七月六日宗兵衛 御城下より下り、朝懸ニ着ス、御城下表

朔日出立、跡荷ニ而乗下ニ而下る、二日大雨嵐ニ而、所々滞

留、川支在、高清水より月館(築館)へ参る所ニ三迫騒動、往還海

道江出数千人集る、往来不成留ル、

古川ニ而承候通、

若柳騒動と申、三迫卅四ヶ村之百姓壺騎也、追々承、一

万五六千人、
樽ニハ式万人程と申候

右ニ付、宗兵衛照越村肝入衆之屋敷へ、入荷物ハ隣ノ家江

頼入置、肝入殿方大ニ取込中ニ而、何様一騎之者共へ賄ひ

飯酒等出ニ手伝致呉候様被相頼、賄方手伝致候而、尤一宿

泊リス、海道ノ上成家也、依之御堅め之御方、御諸士所々

より、

先ニ倍臣^(陪臣)之御方々、又ハ小身之御方等被出候得共、唯追破れ而引退く、依而御直御出張と成、真坂ノ白川様并照越ノ黒木様、高清水石母田様御三方^{先年一騎之節、御指留之場ニ御郡境}三方へ御備御人数千人余、とふくと御扣ニ成而、願之筋御取上と成、全体村備穀借用願候所、有穀無之由ニ而、御貸付無之候、無程御蔵穀御巻返し御人足御割付ニ付出而勤る也、尚承るニ、村備石備置分ハ大石候得共、聊計り六百俵位外無之、全体之石より格別不足之容子、又ハ此頃御割付被仰付候御買米ハ、御非常と被仰渡、四斗入忝俵金忝歩とか忝歩とかの御直段之由、尤御店事最中旁金銘ハ穀銘何も百姓立統難候ニ付、事起也、外品々為御願之如此御座候由申上候、尤市中米直段ハ小忝升代忝百五拾文也、右ニ付、石母田様方ハ仙表江達御指図申受候間、三日程ハ差扣居候様御談ニ候所、白川様御直之御談ニハ、願之筋我等方ニ而相達、吟味之上、夫々可申渡候条、先以引取可申、若不叶時ニハ、秋中我等先立、御上へ願候間、其節ハ一同其方共ニ罷登候様覚語^(覚悟)可致との仰被渡候ニ付、一統引取ニ成、此道筋若柳より月館^(榮館)照越村辺、在々共ニ忝騎之者共

充滿し而、月館^(榮館)町の酒屋近頃大家ニ成、尤御士ニ成、家柄

酒ハ六尺桶ニ而三本程呑れ、飯ハ三四十俵も煎而、賄ひ相立候由、外富家右之通也、御城下へ之早飛脚、櫛ノ齒を如引か、道中騒、松前下り之小役人等迄馬より引落され、さんくニ而通る、但家々江ハ不構、賄ひハ専ら出ス事也、

此騒キニ付、西ノ方ハ岩手山様より御人数、涌谷安芸様より御両所ハ古川江御出張、松山様より三本木町江御出張、何も御人数ニ而御堅と成、大騒動也、

御政事不宜、此節諸品高直之内ニも米穀高直、中より下ハ誠ニ難義之折柄ニ付、所々右様可起也、

書落候分左ニ

^(批)土ろたらけニ成と申

右騒キ尤忝騎之者共御代官様御役人等打倒スと申由ニ付、此御扱御代官様并御横目様御役人中忝ヶ所共ニ、何方とも無く這々逃去候由ニ而、他郡之御代官様御両所より御出張、尚又大肝入衆中共ニ御立合ニ相成候由、家ノ宗兵衛帰宅ニて、珍敷事見物ス、併気味不宜物也と相咄候、宗兵衛下り延引ニ付、家内ニ而大ニ安^(案じ)し、今朝向者遣候所、下着ニ相成、安心ス、手伝致、大ニ礼を致され候由也、

御代官様ニハ誠見られぬ在り様^{ハカ}

七月七日日和大暑也、八專の終り三日より引続日和、大暑
氣也、稻走り穂所々昨日より出る由、米ニ可相成模様ニ而、
一統安心ス、

四月より五月中長雨不氣候ニ而、上方綿作水朽ニ成而不作
之由、仍繰綿直段引上候、此辺改札ニ廿七八日売居候処、
御城下ニ而式拾四目ニ上ル由也、

一伊達騒動も追々承、書立より大ぬ也、書立ニ不出分不少騒
キ痛也、尤人数五万人程と申、急江戸より御向之御役人御
下り、頭党之者兩人御闕所ニ成、金子相出候分取散たる所、
夫々御取上御調ニ成、乱妨之頭人共ハ手^{幸と}を不出候得共、悪
人共并ふり付者又ハ乞食共、付添右金をさらへ取候者共在
之、江戸八丁堀衆并八州廻り之御役人蜜々ニ下り而、右之
者共御穿鑿、所々ニ而御捕ニ成由、当時御吟味御調中之由
也、

一天王糸市七月朔日と成、夫々触使等ニ成而始候、前日問屋

買人之方へ糸持込、百目金三両之割を以買入呉候様売人共
願ニ付、承知致、今日一統買入ニ相成候、翌日之天王市ニ
而、売人共右直段ニ売ル心得ニ而集る、此度者別而御上より
警固被相立、嚴重ニ御備、村役人立会ニ而商売ス、然糸直
段昨日之直段ニ而ハ、上方引合不相成直段ニ御座候間、御
望之所ハ続兼申候、仍而今日之直段ハ、両ニ四十五六目よ
り七八目迄ニ外買方成兼候由之断ニ而、売者も在不売者在
而、無事ニ仕舞ニ成、糸荷拾五六駄出荷ニ成而納る由也、右
註進ニ付、滞留之油屋客人少々買方ニ始る吟味ニ成、直段
落付迄休ニ成由也、
伊達騒動ハ追々聞程大ニ也、人数も拾万余人と申、諸方へ
散乱ス、

十三追之内若柳近在又々百姓毒騎蜂起^{是ハ別村}、昨日之嘯^ト三千人程
千人ヲ毒人之將^ト而主人と申、是小由装速^ト而出立、死支度
之覚語と相聞、尤其嘯在追々如何、追々加わる者も可有之
哉、

風唱計ニ而虚言也

迎も豊作之見当無之候、

七月七日夜誠ニ大暑氣也、八日も朝より暑し、弥々此間ハ大暑氣也、夜明前より雨ニ成而、九日朝五ツ時迄雨ふり、

則晴而上天氣ニ成、誠ニ結構之氣候ニ成、十日十一日曇り、

十一日七ツ時頃晴ニ成、所々余程稲出穂相成候、北風ニ而

少冷シ、十三日市朝曇り、晴ニ成、日和、但北風ニ而冷氣也、

十三日市、八百屋物不足ニ而高直、

一なす 壱ツ 小拾文より十五文 大廿五文 木瓜同様

一瓜 壱ツ 五拾文六拾文より八拾文位

一牛房 壱は中 七拾文五拾文位

一玄米 弥々高シ 金壱歩ニ六升之直段

市者不盛之方、何方共ニ同様、太物等不売之由、尤諸品高直、当年之まゆ蚕不宜、一統半作ニ無覺速、(無覺速)依而まゆ高

直故ニ、商人中少々ツ、買入止る、古糸不少持合、新糸

まゆ式五上り之由候得共、古糸ハ式百廿五兩位ニ而、此間

伊達油屋客人買入ニ成、所々江手配遣ス、伊達騒動後ハ外

より不下、壱人也、

当分

十四日も雨ふり、北ニ而寒シ、今稲出穂最中、又々心配也、

十五日日和、上天氣ニ成、十六日も宜、併夜より朝中者思

之外冷氣也、尚十七日之夜昨夜より朝冷氣増、今日も日和

ニハ成、朝夕ハ何分冷しく、出穂不尺取、未々心支之事也、

仙台領も道中筋旅籠六百文也、長道中迎も六ツ敷、難成世の中也、

十八日朝至而冷氣ニ而白露也、日和、晴曇り、冷氣也、八

月末九月頃ノ氣候、人々衣類不同、併南御郡者宜、大ニ出

穂之由也、此近辺ハ三分通ニ不至由、

一若柳・追之騒キ、御徒目附・御小人目附御下り御吟味、八

人程御召捕ニ相成候由、但 白川様壱応御取受、直々御登

被成置候由、御取合ニ可相成由也、

先日此義大騒動、追々之御注進ニ付、七北田口堤辺迄片倉

様より御堅メ御出張ニ成、御城下共ニ大ニ騒候也、

(47)

十九日朝晴同冷氣甚敷、昨日昼七ツ時雨有、六ツ時晴、頃日北風ニ而寒し、

一小鮪少々、釣而参る、如春、鮪尤高し、味も宜、如春之、昨朝ハ鯛も上る、冷氣、生味共宜、三四十年前とハ諸事替而別国之如し、在方八百屋物出兼、盆中専ら竹子ヲ用ユ、なす稀ニ参る、壺つ中ニ而拾三文、拾五文、未タ不足、南八百屋売咄ニなす本木朽而、本不足之由、此辺手作も同し、八百や不足ニ而、至而不自由、十三ヶ年先旱魃已来也、

廿日折々雨、夜大雨風も有、既ニ嵐ニも可相成所、雨ニて濟、明前ニ晴、廿一日朝晴曇り、何分北東風、南西共ニ入違不止、漸々ハツ頃より晴、日和ニ成、今日風追なり、稲出穂中ニ而、不安心也、

一上方西国軍戦之唱専ら在之、実事不知、天氣候、日和晴雨

同様也、諸国百姓一騎蜂起スと聞候、当国方ハ三迫之外ニも起る由ニ噂サ致候所、当分静也、然ル所ニ

廿一日夜氣仙沼町壺騎起而、米問屋中八軒打こわし、是も大ニ騒動ス、此間ハ盆前より米市中不出ニて、小前難義ニ仍如此ニ成由也、老衆中和談を入、米持衆中より何様米を出、尚又備米在之分払ニ出静る、

御上より後而御沙太可有事也、五人計御始末ニ成由、

七月廿三日式百十日也、天氣宜、此間ニ而之日和なり、併此間中迄朝夕至而冷氣、出穂最中也、南御郡ハあらく出穂、模様大ニ宜由人々相咄候、結構之事也、

其後弥々日中朝夕大ニ冷氣強く、稲出穂成兼、人々大ニ力を落、弥々不作之心得ニ候処、尤白露等下る、然ニ、

廿八日朝曇り、もや、飯後ニ晴而上日和と成而、大ニ暑し、右ニ而少々心能候、何分五分通之作を願のミ、廿九日上日和、夜雨、晦日晴曇り、
先日中より暖氣なり

一長州御征伐之義、実事ニ在之候哉、糸方ニ而福島より申来

ル、井伊様并越後之柴田様等其外此御両方ハ大ニ敗軍

江州
榊原式部少輔様十五万石 高田也

相成候由之書付也、御両方ハ大敗軍ニ而、皆殺ニ相成候由
榊原様也
唱也、御征伐ハ世人不面白、無用之事と唱候、

八月朔日曉方より大雨、今日弥々ふる、暖氣、

生糸も別而買人不進、福島式三人下向、手前客人油屋、盆
前より出入滞留、式百廿五六両位買入、当時三拾両位、
少々余迄、近辺少々ツ、売内成、伊達ハ下直也、当地ハ元
仕上り高直故売兼候、福島より壺兩人下り、買先共飛直、
三十五六両より四十位買入、仍而買留ニ成、休ニ成、手前
買入六箇也、
今日為登候

二日、昨夜大雨ニ而、今日晴而日和、暑氣発而大ニ暑シ、此
模様ニ直り候ハ、残り稲出穂ニ可相成、誠ニ結構也、同
三日ハ式百廿日也、日和ニハ候得共、昨日よりハ北風在而
冷しく、夜分冷也、

四日朝も大分冷て、四ツ過晴、二日之暑さのよふニ無之候、
五日ハ雨ふりニ成、

一世の中一統人氣不宜、津谷川村も一統壺騎之様起り立、一
昨日之夜、大肝入衆為取鎮之御出張被成候由也、此所名代
ニ成、黄海村ニも模様有之、唱在、何分御政事向并ニ諸役
上納物多く、米等諸品高直ニて下々難立続方より、外々
共々事起り候也、

當時之直段

一米 金壺歩ニ六升

一濁酒 壺盃ニ而六拾文

一清酒 同 百三拾五文

常年之四双倍壺升之直段也

一なす中ニ而六文位七文

一 罽壺盃五拾文

一糸綿 上方不作ニ而
札而廿四目

当□ 金壺歩ニ百目
直上り

安並もの
一千草の切一尺

□拾文

廿文位

此辺ニ而も旅籠代五百文也、

右之通ニ而、前々之凶歳より難義也、

過ル三日津谷川村騒動壱騎、金太鼓ニ而大勢集り千厩江押
出し候所江、大肝入衆名代役とし而増沢村肝入菅原銀治殿
并千厩町肝入検断兼永沢茂兵衛之両人ニ而罷越れ、向々之
仁を以申入、村方願望之義在之候ハ、私共兩人江委細ニ
可被申出候取次致、為吟味之罷越候由、組頭共承知いた
し、村方一統之願之趣、ケ条を以申出候ニ付、一々承知致、
取受候間、何分ニも吟味相願候間、私共方へ可被相任、仍
而ハ一先一統吟味中可被引取候と□渡候ニ付、鳴を鎮而引
取候也、右願之内ニ□肝入方不宜事共数ケ条之内ニ、三ヶ
条も在之由、何分御上江願之外ハ和談、取持之事在之候由
なり、千厩より両使出張ニ付、近年御取立之御侍ニ相成候
龍太郎旦方、諸事大ニ御世話御骨折之由也、千厩大肝入殿
方御吟味中、

八
七月五日夜より雨、六日終日、昨夜より大雨也、七日も雨
夜通ふる、風ニ成、

一当秋ハ八月ニ相成候得共、未夕稲作毛四分五分見当不分、

天氣次第ニ出穂相成候、新大豆うて未夕売ニも不出給不
まれく来る由

申候、都而果物未夕実入無之故、桃計り少々ツ、出、壱□
式文位ツ、子共のたへ物迄不足ニ而困る、万物無類高直
ニ而、凶作ニ不至、前々凶作より困り候時節也、

一六月庄内領米不足ニ而、金拾両ニ五斗入式俵、壱石也、右
様引上候ニ付、矢張小前一統大騒キニ成、依而 御上より
御払米、并酒田本間氏より払米出候而、十両ニ壱石五斗ニ
下る、鎮る由なり、

世の中一統如此、右ハ壱升銀四匁位也、先ニ大坂為登米出
船ニ而上る由也、

一生糸も江戸方氣配直り取引相成候哉

…………… (この間、落丁あり) ……………

一片平大極殿 一下郡山下野殿

當時廿四人 九月坂英力様

御奉行ニ被出候也

大井ニ御立身也

御若老

一泉田志摩殿

一葦名鞆負殿

一 黒沢要人殿 一 石田正親殿

西口ノ 大二御立身也 千厩中沢

一 坂 英力殿 一 白石直衛殿

此御方九月御奉行ニ成 已上上六人

御簾奉行 一 評定奉行

一 柴田外記殿 一 泉田志摩殿

一 秋保外記殿 一 瀬上主膳殿

大番頭

一 鮎貝太郎平殿 一 布施備前殿

一 古内左近介殿 一 西大立目図書殿

一 石母田備後殿 一 大立目豊前殿

一 瀬上主膳殿 一 佐藤宮内殿

一 高城左門殿

当時右之通不足也 末不知

御小姓組番頭 御小姓頭

一 岡本勘解由殿 一 西大條四郎殿

一 熊谷文之丞殿 一 遠藤主膳殿

一 笠原中務殿

一 瀬成田求馬殿

御申次

一 村田松之進殿

一 下郡山式部殿

一 奥山十之進殿

一 大内主水殿

一 山本丹後殿

五人

出入司

一 星甚兵衛殿

一 守屋四郎左衛門殿

一 加藤文左衛門殿

一 坂元平右衛門殿

一 松本知之丞殿

一 木村久馬殿

御目附

一 五十嵐岱介

一 今泉孫四郎

一 鈴木直記

江戸番頭

一 野村四郎左衛門殿

一 入生田三右衛門殿

御徒御小姓頭

一 湯目七郎左衛門殿

一 石母田備後殿

御郡奉行

一 本郷孝右衛門

御郡奉行

一 遠藤伝之丞

一 宮澤左守

一 中橋久右衛門

一 安田竹之介

一 国分平藏

一 国分武治

一山崎源太左衛門

ノ七人

一本田衛守

御近習目付

一鈴木弥左衛門

一境野衛門七

一高平彦兵衛

一真田喜平太

一山本十之進

御小姓組頭

一境野丈之進

一古田山三郎

一朽木五左衛門

一田副助右衛門

一中村四郎右衛門

御町奉行

一黒沢和賀之助

一大立目安四郎

ノ拾弍人

一峯岸敬之佐

外

脇番頭拾弍人

御給主頭 御不断頭

御名略ス

御名掛頭 ノ三人

御鷹匠頭 弍人 御旗本頭 弍人

御近習 五人 奥年寄 三人

御武頭 四拾弍人 御勘定奉行 六人

御兵具方奉行 御屋敷奉行 弍人

右當時有役之御方也

盆前、三好監物様ニハ至而御首尾悪ク、御退役ニ成由、

八月廿五日上日和、暖氣、此間日和続く、

生糸も、手前客人之外ニ茂買人在之、少々進、弍百五拾兩

ニ成、何分せり込、困り候、併手客人ハ現金、外客ハ延金故、手前方へ在

廿六日上々日和、大ニ暖氣、為諸作物之大宜、余程立直り

候由也、廿七日朝雨、晴曇り、暖氣也

廿四日より千厩町高市也

廿八日迄

此節諸物穀物直段

一米 金壺歩五升壺・弍盃 内分

一大麦 同五貫五百文より六貫文位

一大ツ 壺升百廿文位

右品無之、とふふや休

一とふふ拾五文ニ而、至而ちさし

一紙類此節惣切間

元方共ニ無之困り入候

米無之ニ付

一糶屋休ニ成 濁酒七十五文ニ而、

当时一向無之候

一岩手山酒參候相応ニ売

壹盃百五拾文

最早百七拾文ニ上ル由也

ノ 肴ハ浜直少々安く成

二三迫騒キ、願之一義ニ而、御一門白川様御取請、御城下へ

御登、御奉行様等へ御吟味、御前へ被仰上候処、屋形様

御意ニハ、古ノ例も有之、徒党之者共ハ御仕置ニ被掛事成

と被仰、仍而白川様并御奉行大條様、尚又伊達六郎様御三

人御答ニハ、左ニ無御座、別而徒党乱妨等之強訴ニ無御座、

過役等之願申上候事ニ御座候間、御刑罪等ニ被相行候科ニ

被行間敷と被申上候所、□許容不為在候ニ付、又御一門様

方御寄合ニ成、皆様御出席、御吟味ニ、御一門方も 屋形

様御同様之御相談、仍而六郎様白川御三人品々議論御欠合、

一決難成、又々御前へ御三人ニ而奉陳上候得共、未御許容

不為成、御思召不宜候由、仍而又々御吟味、御三人ハ格別

之科ニ茂無之、御非常過役等、役々之行無然ニ、百姓御刑

罪ニ被行候而ハ、御上下難立候間、為国家之、刑罪難成と、

中々押而不聞御吟味也、

大條様ニハ御病氣被相達、御引込之由也、

平家之落人 如来様在之、近年流行

一御城下近在山路之方定義村之辺、本ハ人家も無之、(根白石)

石と申高山之麓ニ而、人不住林也、追年人在而切開キ、人

家追々多成、右之事御聞及れ、御改御百姓と成候地也、

右之所江、御上行之材木板仕出等ニ而、小屋等掛而仕出所

ニ、此頃此地之百姓共、先年よりケ様之御行無之所、却而

百姓共迷惑ニ成と申、皆焼払、大ニ騒動致候由相唱候なり、

石ノ卷ニ茂御米方ニ付一騒キ有之由也、所々騒キ在、御

上之御行無然方より事起而、不静時節也、

廿六日八專ニ成、廿七日昼過より雨氣、夜雨、廿八日朝迄、

飯後晴、又昼後曇り、大ニ暖氣、廿九日晴、晦日も日和、少寒ク成、白露節ニ成、

九月朔日朝相応之霜下る、日和、二日少々曇り、雨氣、三日晴、暖氣也、

不足也

一米 玄米金歩ニ五升也 当町

一いものこぎ升 百五拾文同

一一ノ関米白五升 同所いものこ百文

一涌津五升五合位 若柳白三百廿文

一御城下も白五升

黄海

一生糸追々買人進而 上式百六拾兩より

式百五十五六兩

一手前買入ハ、四五日早ク買方故ニ、所々より上糸拔買、先

より廿八箇程買入、上品三駄式百五拾兩位之並らしニ成、

昨日迄ニ先より四駄半荷出荷ニ成、清水川買三駄、氣仙買

客人参り買方之分式駄程出来ニ成、当時金切ニ而取都成兼、

滞留ス、伊達三組之内、手前客油屋口第一番買高也、古糸

并新太口ハ不好、上糸計り好なり、

一九月四日庚申、上日和、暖氣也、

大小豆、蕎麦、大根共ニ至而不宜年ニ而、同三四分通也、凶作飢饉同様之事ニ候得とも、其上ニも諸品大高直、併人々不恐、平氣也、冬より春ニ相成候ハ、□□也、但此節も、人々山草かて取者随分多ク參候由、西根辺ハ□□らひ之根花仕出、掘方之由也、此節不騒ハ妙也、

中奥ハ所々より此辺より六ツ敷所多在と申候、氣仙沼ハ甚難義之由、千厩町ハ米持合之者売ニ相出候様、役々吟味ニ而寄合、忝人ニ一日ニ式升宛売払候之由、貧家江計り、中々間ニ合不申由也、当町ニハ其義無之、当村町、此度ハ千厩位ニも米持人無之候、

一此間者日和続、七日昼後より雨、夜同、強シ、八日晴ニ成、キノイ子ノ日也、暖氣、柔和也、

一米弥々高シ、当時四升式合ニ当ル、

忝儀ニ而金九切也

岩手山也

一他所清酒壹盃百八拾文ニ成

涌津酒八百六拾文位

一一ノ関米相場四升金壹歩ニ成

一大ツ 壹俵七貫文小麦八貫文也

一くりわた 引上札ニ而廿日ニ成

ノ

大坂御城ニ而八月廿日

一將軍様、上方ニ而御逝去被遊候由ニ而、仙府当月

三日より御鳴物、一ノ関も同様、御跡將軍様ハ一ツ橋様ニ

可被為成由也、

當時御後見、

大坂表ハ、又大金之御用被仰付候由、

○指上、拾五万兩より三万兩迄、

守護職か

一京都之御政事ハ、米沢之上杉様と申事ニ而、御親子之御役、

御国元ハ御留主ニ而、御家老持と唱る也、

美作守 御公義へ御悔

一御国 若殿様江戸御登、当十七日頃御発足之由、当地之若

旦那様ニ者、此節御代替ニ而御武頭役ニ而御登之由、京都よ

り廣幡大納言様御姫君、近衛様御養女ニ而御婚姻之由也、

屋形様之

一先月か、御妾腹より御男子様御誕生被遊候ニ付、御名字御

指合之御触在之候、

一南部様ニも、御国元より江戸御登之由、明後日頃一ノ関御

通之御先触来ル由也、

一西国ニハ合戦在之由、色々と唱在之候、夫ニ付、江戸御家

人御大小名、御登多ニ而混々ツ、

一横浜交易ハ、中々以近頃止事不見と申候、品物之内茶類殊

ニ荷高多く向、

一繰綿弥々引揚、御城下ニ而金廿八兩ニ相成由、依而小売前

金壹歩ニ八拾目ニ可成容子也、古手ハ木綿より高し、品不

足、

右ハ、当時之金壹歩金ヲ一朱ニ見詰候風也、

九月十一日より十二日迄朝相応之厚霜下る、併作物江且而

不当と申候、此間日和、

十三日土用、暖氣、上日和、麦蒔最中也、

一米 四升金壹歩 濁酒 一盃七拾文

一大麦 五貫五百文位、上六貫文

十四日雨、十五日十六日上日和、十七日日和、

昨日宗兵衛岩ヶ崎より帰る、彼ノ地相場、

一米 玄五斗入拾七貫文 壹升三百四拾文ニ当ル

一粟者粟小壹升貳百文 御城下より買入
薄衣ニ而同直

当地ニ而百六拾文より百八拾文迄

余り高直なり、当年不足なり、

当町米四升壹歩、糯三升五合位

一袖口切一尺百五拾文 並千草百文、百拾文

一古着 抜ノ上物ノ給ニ而金七切ニ買取

至而之切物、ちぶと申物程買入在而高し、

一生糸者追々買入下り、進而貳百六拾兩より余

一但三十年前より品ハ大ニ宜成、上物貳百七拾兩迄

金不足、滞り困る。

一紅花ハ至而追々不足、尤望買入不足、

異国紅花并干紅ニ而近年渡来□わり合大ニ安し、右切間ニ

相成候時、日本花用候、依而望入不足、下直、此節持合

之者迷惑ス、壹駄七拾兩前後之合、買上りハ八拾兩位、

一当不作ニ付、迫表呉座下落ス、

上之部岩ヶ崎ニ而金歩ニ四枚六分買来ル

一小僧ヶ原ハ、わらひ根掘、山野中人だらけ也、

十八日曇り、暖氣、此間日和続、麦蒔最中ニ而、大ニ宜候、

夜雨、雷勢在、

生糸ハ余り引上、高直故買■福島并元方より買留飛脚来ル、

金不下候而、買先ハ難義ニ成、十九日晴、日和、大ニ暖キ、

凶作同様ニ而、所々盗人多シ、此節大根杯ハ、宜所ハ尤多

く盗まれ候也、

一濁酒壹盃七拾文之酒より、上酒百八拾文ハ割合宜と申候、

右之直段ニ而も、酒呑ハ不止吞事、妙也、

はたこ代、所ニより而ハ七百八百ニ成と申候、

仙台道中ハ七百文より六百五拾文、六百文、

廿三日、此間廿一日曇り、廿二日日和続而天氣宜、麦蒔あらくニ成、仕付中大ニ宜、

米者追々引メ、金ニ三升五合位ニ買入、恐入候直段ニ成、

生糸方、伊達□○詰りニ成、当地へも所々之買入金不下し而、難義ニ及、併残糸相応ニ有之候得共、一円買人無之、休ニ成而、しんと相成候、

一西国ハ毛利様へ一統と成、御家人、大小名、近国之御方ハ、皆毛利家ニ打取られ候由也、御普代家(譜代)之小大名方也、

八月廿日御弘めニ成

一將軍様御逝去ニ付、千日軍事御休之由、尤跡將軍様未不定候由也、

西国方通も、將軍家ニ而容易ニ者征代難成容子なり、長州者、百姓共ニ皆戦ひの事修行し而、御家中同様□扱御備なりと申、穢太、乞喰共迄御備候□籠城之仕懸、誠ニ大みな

りと申候、

一京都表米直段、白壹升銀拾貳匁

銀相場一兩替百五匁之割 正銀六十三匁也

大坂ハ米直段少々安し、拾壹匁位木匁

此銀ハ六十匁ラカケテ、江戸銀六匁六分六匁九分三厘、上方銀六三、

一江戸表、米白百文ニ壹合五匁

一最上山形近辺ハ、六分位之作

一鶴ヶ岡近辺ハ四五分之間作

一南部者壹升七百文 白八百文位迄

一新庄近辺ハ宜、七分位之作

一秋田も凶作之由

一伊達信夫ハ、近国ニ而宜作、外江戸道中筋不宜候由也、

福島ニ而白米三升壹歩と申候

一若柳ニ而、白ニ而四升壹歩ニ成由也、

一当町、表直段ハ四升之割ニ候得共、品無之、至而不足、

内々高シ、

当町ニ而

セリ込

一岩手山酒 上壹盆貳百五拾文ニ成と申候、

一濁酒ハ百文ニ成ト申、当分八拾文

余り高直なり、呑者心なし、

一御城下ハ、御上御払折々在、

壹俵八九貫文之容子

一酒造り方清濁共ニ一切御留ニ被仰出候由、

御城下ハ壹軒ニ限り候由

右之通、諸国共ニ大不作也、

一繰わた壹本、御城下ニ而金三拾兩ニ成、

当地ニ而金壹歩ニ八拾目小売ニ成

一楮不作ニ而、弥々紙類不足、至而高直、

御城下仕入杉原三帖壹歩、上大方四五帖、

一小下紙三百三拾目壹歩、つり合安シ、

一大み(大みのカ)壹歩ニ五帖 小みの壹歩ニ八帖五分

右ハ、中直段之頃より三双倍半位之直段也、殊ニ品者落、

四双倍位之物也、

南部ニ而者、古唐金錢壹文を、当錢へ四文之割ニ通用、古

錢ニ而わらし壹足八文より上拾式文迄、当錢四十八文より

三十式文、

一異国ニ而ハ、日本国を新亜墨利加と唱候由也、尤当時日本

国之成行ニ無之、異国ニ成、大ニ其風学ふ者多在、通用諸

直段共如此、

一長州様ニ而ハ、国境江高札を立、御領内を是当国ヨリ日本領国、

余者外国也と在之由也、

一廿五日、保呂羽山祭も相応之盛也、

茶屋共、飯も糯も無之、至而茶屋ハ仕込不足ニ而、早ク売

切仕舞、濁酒も壹盃百文位、是も至而不足ニ而、さひしく

候、糯米者金壹歩ニ三升より式升五□位、漸々少しの才覚

故、間ニ合不申候由也、大方面々握めし持参之参詣ニ聞へ、

一此辺共、旅籠代六百文、外往還筋ハ安キ所六百五拾文、大

方七百文より八百文迄、

廿六日迄日和、風替、夜雨也、

俵数不足也

此隣国ニ而も、就中秋田ノ国内ハ不作と申候、

一十月朔日、此間ハ日和続、

暖氣ニ而、麦蒔上首尾也

夏不氣候ハ
秋冬ノ日和ニ成

市中糯米不足、尤無之、人々才覚草糯計り多シ、進上返上
ハ至而止ム□飢饉同様、糯米者三升壹歩位、高代ニ而不用
者多シ、追々如何、諸品大高直ニ而、是迄之凶作より相続
六ツ敷也、

一繰綿、弥々不作故又引上り、

当町ニ而札ニ拾八目売、金壹歩ニ七十式目也、
誠以衣類ニ困り、両せめニ而、難続世柄也、

八月より九月

一塩壹俵代四貫文位、壹升百八拾文より

貳百文位ニ付

同
御郡奉行様、千厩より津谷川・釘子へ御廻村、第一不作之

方へ御道割也、御通後稲かりニ相成候、

金壹歩ニ壹升八合ニ当ル、百文ニ壹合五勺ハ不売割也、
九月、江戸表米相場兩ニ七升貳合也、

江戸道中近国旅籠代壹貫百文、夫より段々、下野より壹貫
文より、奥州入九百文より八百五拾文、仙台八百

文より七百五拾文

江戸米高直ニ而不居と
無用之者ハ追々下る
打取強盗人多シ

騷動後
一若柳者御払米在、壹日壹人ニ貳合半之御見話ニ而 御上御
払米被相渡候由也、

市中ハ白米四升壹歩位、何分不足也、

一氣仙・本吉北方へ貳千石御廻米、御上御払米被相廻候由
也、

此節御塩渡り、当村十月朔日御渡り請取、与頭罷越、当時
本方御払留、御渡塩相済後御払相成事ニ御吟味相成候由、

但、米五升持参ニ而交易するニ、塩俵俵受取候由、

一 藤沢村上納米、ならし式分九りの御割合ニ成よし也、

徳田村ハ式分通上納ニ願候由、

当年ハ畑物共ニ三分通之作、是ハ如何ニ可相成哉、未不分、去ル丑ノ干魃ニ者、畑ハ四分壹之所式分御用捨ニ而、六分壹上納也、

一米之直段を始として、諸品大高之義ハ、日本開（開闢）ひやく無之

直段と申事ニ候、然ニ、存之外人々恐騒キ不申候、何様米穀より追々高直ニなれ居候故、如此、雜穀類共ニ弥追々高直可相成哉、来春ニ相成候ハ、下直成物も可在之、人も餓死する者も出来可申候、

御上者 御国政を唯ニ嚴敷、仁政之事無之、金錢取勝、不
分り之事共也、又下々ニ而も不宜風俗多し、誠ニ乱世なり、
我身七拾余才ニ相成、如此成時節ニ存命し而、壯年之頃江
引合見候而者、別国江渡り候様成事ニ候、後世漸之種ニ印置
候事、

一 四日雨天、五日晴、六日昨夜より大ニ寒、日和、

五日、伊達庄五郎殿来る、此節相庭引上、

一米 式升五合壹歩白米ニ而 伊達相場也

一 大ツ 六升壹歩也

ノ

一 此間石之卷裏町辺百軒程焼失、一昨年より式度、

此近村大籠千松焼、横沢辺所々火事在此、

七日朝大霜、今日より別而寒、八日朝同、霜、何レ日和也、

九日十日続而大霜ニ而、至而寒く成、

当地相場 米三升式三盃、表向者四升直段、

一 大ツ 壹升百廿文 一小豆 式百文

一 小麦者壹俵九貫文位

一 蕎麦ハ是も不作、殊面々手前用ひニ相成候故、売人当分

無之候、壹俵八貫文ニ而も不売と申候

一 塩 壹升式百五拾文 問屋直段

此間御渡り塩至而下品、渡り高く、常より不足、右品不

足ニ而高直故、一統迷惑ス、

一糸綿 札ニ拾八目也

一酒者一体ニ御留ニ相成候由、是も御留ニ成由、尤糶無之故、

手造酒も六ツ敷成 御城下御触ニ者、手造酒ハ御構なし

と聞へ候、但糶屋も御留ニ成、手造も不成候、

一生するめ 壹連三百文より三百五拾文

右之通、諸国米穀并諸品高直ニ而、国々に騒動在、江戸表

ニ而も、公義之事能く不申候、毛利様之事者、大ニ宜と唱

候由、

一一ツ橋様御事、將軍ニ被為成候由之事、当時京・大坂御在

城、

夏中者諸国御大名様方へ、并御家人、御大小名、御旗元共

ニ、播州江出陣之義御触出ニ相成候由ニ候得共、將軍様御

事ニ付、三ヶ年者軍事、長州御征伐御休ニ成由、

一秋田佐竹様、京都御驚衛(警衛)被蒙仰、先達御登、夥敷御道具・

御人数御登之由、

御当家様江も、京御登之儀御到来之由也、此度御吟味之御

事ニ而、御大名様方上京之御勅命在之由也、

一若柳高市、新米玄四升三盃、古四升半、

十月十一日風寒、十四日折々時雨、大風、十五日暁前より

雪ニ成、至而寒し、今日晴、初雪ニ而薄し

一昨日

十三日市ハ少々立盛

一米 弥々高く、尤未ニ市中へ袋米少シ、御無心買三升金

壹歩位

百本より百廿本

一大こん 壹駄 付壹貫文より壹貫貳百文

但、壹本拾文位

一濁酒屋 吉田屋壹軒

但、当時御触前ニ而売候、

一糶者、上か、や壹軒

壹升四百文

清酒者一円御郡ニも無之、御留ニ成、

一塩者一円無之候ニ付、他国塩石之巻ニ而買入等廻り、南方大川筋へ来而売る、此辺江ハ不參、当分漬物用ニ困候、御渡ハ至而少ツ、ニ而不間合候、浜方へ米持參候得者、随分交易致持參ス、表方御藏前并問屋売無之候、御藏ニ塩ハ無之由也、畢竟御上御取行之不宜方より如此也、御渡り之塩ハ至而之悪品也、手前へ組合割、兼而ハ壹俵ツ、此度ハ四升被相渡候、

一当年も生糸御買上之由ニ而、割合来る、然ニ、去年上候分も、去々年分より見詰計ニ而、御勘定済無之、此度百目わり合被申付候得共、先分御勘定無之候間、此度者御金被渡下候ハ、脇方より調候而もさし上可申段申出候、

十月十八日市、此間ハ暖氣也、

一今日之市ハ戎子講、町肴類多く出る、尤直段此頃ニ而之下直なり、

一するめ 貳百七拾文

一鮑 壹俵三十入 四百文位大小

壹ツ十三五文

一いわし 百人にて貳百文

其外様々、市も少立盛模様、

一米者問屋不出、取引無之候、

袋米ニ而上三升壹歩より三升五合

至而高し

一大こん 壹駄江百廿三十本付にて壹貫五百文位前後

一根花粉高直、金壹歩ニ壹貫目位

小売八百目

天保己申ノ凶年より、此度ハ未タ右餅流行不致、不売也、

廿三日、此間夜々雪三四寸位ツ、ふる、

一大こん者弥々高シ、壹貫六百文位也、

一袋米ハ少々ツ、持參、町用達ニ成、三升五合より新四升

位迄、

一小豆者壹升貳百文位、

一小麦ハ高直、壹俵ニ而拾貳貫文之わり、

一大麦 七貫より八貫文

一そは八面々用ニ而、売ニ不出、

小麦不足ニ而、うとん出レ仕無之候、

塩者表間屋方ニ無之、内証米と取替、交易専らなり、御仕

法不宜候ニ付、御蔵ニ塩無之哉、御売方無之、郡村迷惑ス、

メ

一御城下ハ、御酒屋共ニ一円ニ御指留ニ成、但御薬酒ニ御備

ひ成分廿五石、御上より被相渡造也、屋形様ニも不召

上と被仰出候事と申候、手造共ニ御留也、尤糶屋并菓子糖

屋共ニ被相留、

此辺江未ニ御触不通候、不分り也、

依而御買米も被相止候由也、

御城下大町中、問屋方ニ而も手造酒一円造り不申、不用と

申候、

一大こんハ百本壺駄代貳貫文、少々余迄、

一御蔵米者、壺俵金三両、

メ

一木綿・太物・練綿、弥々引メ、高直、

金三拾三両式歩迄

一此近在米持合候百姓方、三升壺歩之金ヲ取、大ニ福敷、家

具・夜着・ふとん之類買入、古手方ニハ相応之壳内在、気

仙沼方より家具多く来而、米と交易ス、

雜穀類不何寄、

一屋形様御事、京都より御召、御名代ニ而為成難く、弥々御

上京被遊候御支度之由、若殿様ニ而御名代ニ而被為相濟、

御思召ニ而、秋為御登被遊候所、不叶、御直參之由也、

一御奉行ニ又々但木様并大條様、又以被召出候由、下々ハ大

條様之御出役を説(説)ふと申候、併屋形様又々御上京ニ而ハ、

重々之御金入、御手配御難義ニ可被為在候也、

一小家之御大名方ハ、名代ニ而も宜候得共、大家之御大名様

方ハ、直參可仕との御事なりと申候、

一長州毛利家之軍備、所々城々取手之構、并関東方戦合之繪

図面、委く国図面共ニ江戸より来る、国中之百姓平人・穢

太之者共迄籠城之人数と成、凡五拾万人之余ニ而、武具ハ

申不及、殊ニ兵糧三拾年之備在と申候、

関東勢、中々戦ニも不及し而敗軍ス、夏合戦已来 將軍様

之御事二而、軍八三ヶ年御休と成、
依而、大家之殿様方、京都御召御会合也、

防州山口城備

本丸	大将 毛利宰相 副将 西條黄門	長州両国也 兵士三万人
二丸	同 毛利淡路 同 大沢主水	同二万人
三丸	同 毛利左京 同 毛利彈正	同貳万人
四丸	同 宍戸美濃 同 田中河内	同貳万人
五丸	同 吉川監物 同 森寺近江	同貳万人
附城八ヶ所		
東陽城	栗毛彈正 加藤虎之助	同一万人
西陽城	有馬熊太郎 秋月主計	貳万人
天城	池田源八郎 中川織部	一万人

地城	山口左京	一万人
龍城	久松鐘之助 相良鉄之助 曾我精一郎	一万人
虎城	千葉源三郎 吉田淳一郎	一万人
風城	黒川左兵衛 松川左膳	一万人
雲城	島田和之助 小出主税	一万人
長州 萩城備		
本丸	大将 毛利少将 副将 中山侍従	兵士三万人
二丸	同 毛利讚岐 同 福原豊前	兵士貳万人
三丸	同 栗毛甲斐 同 大川隼人	同 貳万人
四丸	同 毛利将監 同 益田丹後	同 貳万人
五丸	同 早川備中 同 長岡凶書	貳万人

外郭見附八か所 大将一人 兵士式千人宛

長府

本丸 毛利信濃 船木五千人

式ノ丸 倉橋刑部 石田 五千人

下ノ関 一万人

徳山

本丸 毛利内匠 三田尻五千人

二ノ丸 毛利藏人 須佐五千人

岩国

本丸 吉川刑部 吉浦五千人

二丸 長田安兵衛 和浦五千人

清末

大将一人 兵士二万人

海軍大将勇士三千人、船手遊軍大将勇士三万人、萩海手軍

艦大小七百余艘

惣人数凡五拾六万三千人、但郷士迄、

軍艦七百余、亦甚矣本藩夷船之戦軍艦二艘没焼失、余艦

只二艦而已、右七百余艘之軍艦、商船一国中之船数、

十月廿七日夜九ツ頃、徳田村間明屋敷三軒焼失、穀物并莫

寺の下

共ニ一字焼、痛入たる焼失、此節甚難義之事候、其折節、前ノ林江盗人忍入、長持等入候衣類品々盜被取、大痛之事也、

廿八日雪ふりニ成、昼晴ニ成、

一米 袋入少々ツ、在方より持参ニ而、買安く相成候、新四升位、

一小麦 拾貳貫文 一大豆 拾貫文

一大麦 拾貫文 一小ツ 拾貫文

一そはも拾貫文 一濁酒 百廿文

ノ

一ノ関ニ而も酒一円御指留、室屋共ニつふされ、酒一切無之由也、当地ハ未ニ御触届不申候、内証売勝手次第、

一生糸、九月より十月式百五十両より七十両迄商売相成候得

共、伊達元方金詰ニ而、弘方延金故、故障多、未ニ取引不

濟、客人共滞留、困り居なり、外々共ニ、

登并

此節、氣仙沼之方より追々家具其外持出、穀物交易多シ、

在方へ参候由之事、

十一月朔日日和、昨夜ハ雨みそれ少、暖氣之方なり、先日
中折々雪、

一町出売薪木壹駄貳百八拾文

炭壹俵三百文 六丸付四百、四五十文
五拾文 壹駄七百文

一千草切 壹尺百五六拾文より

一糸綿 ^{改正} 手札壹切ニ拾八日

一わらち 上三十三文より廿五文

一塩 壹升貳百八拾文位

一真綿 当年ハ一円買人参り不申候、

伊達共ニ下直、望人無之

当地両ニ上百貳拾目位

一太糸口糸共ニ買人無之候

生糸者少々ツ、残り

十一月三日、昨夜雪三四寸也、弥々寒し、

一問屋米直段、金壹歩ニ古三升五合

但、千厩町同直、御郡御吟味之直段、

一大ツ弥々高直、壹俵拾貫文余ニ成、とふふやの仕込折々
切る、

一とふふ 壹丁廿文

大ツ売人不足ニ而休居候

大ツ持参致候得者引方売

一きらす 壹升十五文

一小麦引かりふすま

五斗入壹俵三貫文位

氣仙沼へ持参ニ而五貫文位売

新物都而浜方氣仙沼へ引る

同所ハ甚敷難義之由也

一秋中之氣仙沼騒動ニ而、問屋中も日数御牢入ニ而、先達而下
る、やつ子も在之、次ニ肝入・検断・大肝入衆迄被相登、
御聞届、是ハ騒キニ付、御蔵備穀伺不達貸渡候、不念之事
ニ而、如此と申候、

十一月四日晴曇り、寒、中新田より徳治三日ニ来ル、西方

ハ新米出、却而五合方米直段引上、六升五合ニ成、

一 繰綿今年不作ニ付、追々引上り、木綿も秋より当時三割已上之引上、御城下ニ而糸綿金壹歩ニ七拾目ニ成、古手共ニ引上り、併洗たくツき向之古手此節売る、反物ハ不売也、米穀持合売候、在方ハふとん相応ニ売る、当金不宜候ニ付、品物買入候、

一 初ハ宜作と申候得共、百升取入候所ニ而、四十升、四十四升相出候得共、実入無然、粉ニ成物多、○米ニ成物不足

ニ而、何様三分通位之作と言ハ無違候、

十一月八日晴曇り、雪もよふニ成、

一大ツ 小壹升貳百廿文

一 酢 壹升四百文

一 七うゆ 壹升五百文位

上五十文

一 糶 壹升四百五十七文

但、酒并室共ニ一円被相留候由、外ニハ御触相成候由之所、当所ハ未室等御手入無之、併米不足ニ而、糶も無之、

内証ニ少々在、

一米も、先達而中より新相出、袋米町小用向之為參候少々

ニ付□安しと申候

一 楮至而不作ニ而、追々引上、八百目把ニ而三は金壹歩ニ成直段 濡れ

と申候、

紙類不足

料紙都而大高直、中料紙

□□ニ而金壹歩ニ四速位也

右品弥々高直ニ而、日用甚迷惑、店々ニ而仕入可致様無之、品物不出、困り入、下々紙之方割合安シ、

東山も、此節根花掘方、紙すき不足也、

右之通、米穀類其外諸品莫太之高直ニ候得共、人氣者格別不騒候、近年引続キ物々高直ニなれ候故か、前々之凶作年之様騒き不申、内々ハ随分凶作年之心得ニ而暮シ候得共、存之外不見得暮候、時世之風成へし、

一 此間ハ夜々小雪、今日、昨夜より別而寒氣ニ成、十六日ハ冬至ニ相成候、十一日弥寒氣也、夜々小雪、十三日昼日

和、少々暖ミ、雪消流れ、夜雨ニ成、十四日風、寒氣ハ緩ミ、十五日雪曇り、さらく雪、はれ日和、寒氣未不定、

一 当町も糶室御印符ニ成、酒類一切御留、穀物之取引問屋江不抱、面々商□「尤小手袋米在方より来而、町

用買物致候、元来高直故、逆も貧家買喰ニ而金代続不申故、米ハめつたに買入不申、余粮才覚相用居候風、在方ハ専ら根花掘方最中、山粮草類ハ、秋中取方、西ノ方より先達中根花粉参居候得共、上品之製方、尤高直、金歩ニ壹貫目位ニ而、賄方間ニ合不申品故、是ハ不売也、先々の凶歳ニ者直段安く、気仙物多参候故、下直、歩ニ三貫目、三貫五百、上り而式貫五百目位ニ而多く売候、当年西物ハ、料理方之葛粉同様之品ニて、弥々世柄風高直、不引合、不売候、

一 東山上納米之儀御取立、御郡御蔵入ニ而、川下り不被成置、来春ニ成、其所へ々々江御払ニ被成下候御吟味と聞得申候、

一 当年之御年貢米、手前常年ニ五石位、当年之納ハ壹石八斗

之御割付なり、手作等之朶取高、既ニ五分ニも可相成升數ニ候得共、しみな多ニ而、粉多し、正ミ米ハ三分ニ外不相成候、何レ三分、四分之作と申者実見当ニ候五

一 徳田村之持添ハ、思之外宜、常年三拾表、廿八俵位立揚取

之所、当立揚拾三俵半程取納ニ相成候、夫丈者上納之金か懸り候、格別御用捨有之、式分壹り之御取立四俵位納、是ハ高銘之地

薄衣買納金拾五切也、高直、

一 当年之不作ハ、天保七申年より三拾壹年めニ当り、如斯愚老、最早七十式才ニ及、其先之巳ノ不作より三十四五年之間、年々と不作ニ而、巳ノ翌年午ノ作計り上作、数拾年上作無之、不作多ニ而、物追々年々高直、此節之人ハ難義迷惑勝也、長寿も時代ニより、此節乱世ニ成、長寿無用之事也、費ひ多シ、

十一月十五日昼より風寒シ 今夕ハ油メノ餅
しみな米入草餅也

明十六日冬至ニ入 肴ハ不足ニ而、いわし_シ在之、

朝五ツ時九分ニ入 壹疋四文位、専ら賄ひ肴なり

今朝ハ氷寒

一 油直段金歩ニ七百目之所、是も追々上り、

六百五十目位より六百目ニ成、

一 当不作、凶年同様、夫より難義之年ニ候得共、此節迄ニ御上より別段之御手入・御首尾合一向ニ無之、酒方一円御留之御触のミ、

当村町ニ米穀余慶圍ひ之者、古と違、此節無之候、一兩人、外聯ヶ森伊右衛門計り相応ニ持合候よし、外ハ少々ツ、なり、保呂羽村ニ壺兩人、上川長部村ニ壺人、大入之粉五百俵已上も持合候者在之由相聞得候、東山之一兩人か、未タ余者不聞得候、不作数年続ニ而、圍者不足也、

一本吉郡赤岩村釜屋ハ、此度金三千兩分、田地三万かり売(松崎村)払、献金致シ、侍ニ成と申咄なり、持人承候、是又珍敷事なり、

一 酒御留之御触者厳候而も、濁り酒、糍等、極内証ニ而ハ相

応ニ有之由なり、

十一月十八日、昨今者暖氣、夜時雨在之、尤雪無之、此初めより暖氣、諸相庭不替、

十九日曇り而寒し、未タ八百屋氷もの不成候、浜方ハ肴物為登御指留ニ而、干鯛・鰹ふし下直成と申候、真黒しひハ少々ツ、参る、都而大漁無之、尤米不足ニ而漁船不足也、

廿日朝雪、嵐、晴曇り、嵐か、同朝明方砂子田村田むき三軒之内一軒木小屋焼失、相応之暮ニ而、薪五百駄程、杉板式百枚程焼、痛敷事也、併居宅者不焼、隣家共ニ無難也、此紛れニ而、近家少々盗取られ候品共在之、是者物取之為ニ火を付候ものニ相聞、皆々用心ス、

廿一日、昨夜より今日至而寒氣ニ成、廿二日夜より緩ミ、雨ニ成、廿三日暖氣、曇り、扱冬至ニ成、寒氣進可申所、又々暖氣ニ而、雪無之、雨杯ふり、不宜氣候なり、依而氷りとふふ其外共ニ、八百屋しみものならず、廿五六日大ニ

暖氣、昨夜小雨、廿六日上日和ニ成、二月末の如し、冬至中ニ而も冬之様ニ無之、心支之不順氣也、去年之冬より暖氣、然廿六日夜風ニ成、弥々大風、西北風寒クナリ、廿七日寒氣、快晴ニ而茂日中ニとけす、廿八日朝弥寒氣也、併雪無之候、

廿八日市 大豆不作、売人不足故ニ、

一とふふ直段も廿五文ニ成

秋より至而少シ

一さらず 壹升三拾文

一新米ハ至而米性悪く、力無之、十年古米の如し、四升ニ而不好、

一古米の三升五合ヲ好む、

一御蔵入上納米粉納之義、一応願之上御聞濟相成、右之首尾ニ候所、此間大急を以、玄米ニ而上納致候様被仰渡候由ニ而、又迷惑ニ相成候、

廿九日・晦日寒氣ニ成、雪ハさらく雪ニ而、深雪無之候、大雪を願居候、

一御郡御指引相場

米 九切八分式り五毛

一大ツ 六切六分式り五毛

一錢 市中共ニ替り無之

壹貫六百元通用

御地頭様方

壹俵拾式切也 些高直也

一米 三升七合半位

一大豆 金五切六分位

御郡より少安し

曆表

十二月朔日小寒ニ成、曇り、雪無之、

模様計、又少々暖ミ、

此間

一御渡りの塩有之、壹俵三ツ割

但、不宜塩也、

一塩至而不足、高直ニ候所、南ハ他国物・播州物、大川筋へ買入參候、

氣仙より此辺、南部物か沢山入津ニ而參候、至而性合悪く、

漬物等くさり候由、味噌へハ不用れ、至^{にか}而^{にか}苦^{にか}候故、買人
追々無之候得共、行当候者ハ少々買入、交易塩式斗式升
入、米壹斗より壹斗式升、米の方ハ安く相成候、

一先日中より、当町夜々セリ商ひ相始り、諸品取引在、
昨夕より今朝寒も、暖氣ニ成、

十二月三日市、不盛、

一米ハ替り無之直段 古三升五合
新四升

一大麦 生壹俵 拾貫文

一大ツ 同 拾貳貫文
少々余り成

一蕎麦 同 拾貫文

一粟 同 拾貫文

一小豆者 拾三貫文
高シ 小売少々高し

一小麦 拾三貫文位
追々高シ

右直段ニ候得共、穀物ハ都而売人不進、おしむ故不足也、

冬ニ相成、在方ハ専ら野老ところなり、根花等掘方、
一おかゆハ専ら流行ニ而、多く在之、酒ハ御留ニ而も、お
かゆニ而売候事なり、糶ハ夫々の手制ニ而拵ひ候事ニ相聞
へ候、米も飯米ニハ不売、右品之方へ売れ候事ニ聞得候、

同三日夜四五寸之雪、四日朝者相応之寒さ、日中ニ成雪と
け候、何分寒氣薄し、先達より夜々セリ商ひ流行、

一季奉公人、一向取組不参候、先達中ハ直段も安く、人も
南部者等も在之容子ニ唱候所、是又参り不申候、不足と相
見得候、

右之通ニ而、当分古之凶作頃とハ違候、

薪直段も、壹駄^{軽荷}小三百文、重荷四百文、

一大こん 壹本大拾七文位より下、

同六日、昨日より寒氣強シ、日中も道不暖、七日同、寒
シ、夜少シ緩ミ、折々此間小雪計り、八日日和、昼中緩ミ
とける、

薬師様ニも糶不用、小豆飯ニ而祭る
一大豆 拾貳貫八百文 金貳両ニ成

買納金九切と申候

一とふふ廿五文 きらす廿五文

千厩町廿八文也

一おかゆ百文 流行 沢山ニ在、

同所百廿文

一せうゆ 壺盃百五六拾文

一す 百文位

一油 壺歩ニ六百五十目

一こんにやくハ安し、壺枚廿文

廿五文

一肴類も不安、高シ、

いわし壺疋四文之割

一古わら 壺把七文位、当年のわらあしく、草り・わら

し・蚕わらたニ不宜、古わら大ニ好て高直也、

一小麦ハ弥々引メ、十四貫位迄、

九日夜雪、今日もみぞれ雪、暖気、曇り、雨交りみぞれ

雪、寒九の雨ニ成、十日未夕雨氣不止、暖氣なり、

一鉄釘直段、近年高直ニ而、店売一統休ミ候、此節一寸五分

百本三百文之割、一寸百テ百廿文、細工金ハ七文金之わ

り、鉄姓合、(姓合)近年出る物至而不宜候、

一川向・中奥辺御買米在之故、直段不下、此節御買入、来春

不足之節御払被成置候由也、市中引下候様ニ候ハ、川下

ケ被成置候御吟味、御囲ひと申候、

一ノ関様ニ而も御同様、併少々ツ、御買入、依之冬中引

下ケ不申見当也と申、

十一日雪ふりニ成、此日暮迄ふり、五六寸之雪、十二日曇

り、折々ちらく雪、寒く成、

此間南部百姓(一揆)一騎

「由御注進ニ依而、御向

役御目附様等、往還通御下向之由、実事子細ハ未不聞候、

十二月

十三日日和、十四日同、十五日暖氣、日和、今日より大寒

寒暖不同

ニ入、併如春の日和、大ニゆるミ、海道ぬかり、夜明方

少々寒く、氷りニ成、十六日日和、何分如春、寒氣暖シ、

折々小雪、

廿三日市不盛、此間ハ晴曇り、雪模様計り、

一米 直段不相替、古三升五合

新四升

外雜穀ハ不替

一小豆 大ニ好ミ、浜方氣仙沼へ向、追々上ケ、

拾五貫文より拾六貫文迄セリ立

一肴類小漁、小物計り、矢張高直、

尚婚姻多シ、仍而儉約ニ而も少々ツ、買入、

一鱈中八百文より七百五拾文

大■■■■位 壹貫七百文位

一塩鯉 大六百文より五百文位

一田作り 壹斗壹貫八百文より 下品段落有

高直也

右之通、市商人計り多く、在方之衆金錢不足、物高直ニ而、

買人不足、尤市立之者少し、

一御城下表、米白ニ而五升と申候、

存之外下直也、

依之御給人様方御年貢米、在方ニ而売、御城下ニ而買入之

方利口と、兼而為御登之御方も、御知行所辺ニ而御売被成候由也、

一江戸表御登城之御大小名、是迄之日本風ニ無之、異国人之

風、鉄炮袖ニ股引様之御装束^(装束)ニ而御登城、誠ニ異国ニ相成候

哉、おかしき事と申候、仙台江も右之御首尾合在之哉、江

戸御奉行様国元主君へ申下シ、指図之上御挨拶可申上由御

答被相成、仙府へ御早參候由也、

右之内御用ひ無之御方在之由 上杉様か加、様か 未タ不分

り、西方ハ何之義不聞、合戦ハ三拾ヶ年御休也と申説也、^{セツ}

仙御奉行様之内、大條様ニハ 御前へ度々御陳言^(謙言)被仰上候

得共、御用ひ不被為在候ニ付、又々御引込被成候由、何様

当若様ニ者御心替り安く、何レ存之外愚將之若様と相唱候

なり、依而御国政并御備一円不立と申唱候、

御国ハ日本一之御家中人持ニ而、日本一之御困窮成と申風

唱と申候、

一 中奥ニ而米式万石御買入、江戸為御登ニ成由也、是ハ御城

下御家中ニ大竹徳治と言御侍在、松井栄蔵と言而江州人、
献金ニ而御家中成、終つひ而其跡之家督と言金持也、御役々を
拵ひ、御家中江も金貸等致、御用金等も上候物と聞へ、右
徳治と言人之行ひニ而、此節国中不足成米穀為御登と成、
其外之品物、浜方并生糸も若殿様御用と名付、御郡々々江
割付、下直ニ御買上と成、今年迄三ヶ年也、御家中諸士様
并諸人悪ミ居候へ共、兎ニ角〇印ニ而諸方拵置候故、手入
も成兼候由也、是ニ而御非常之事不止、嘆ケ敷事共ニ候也、
騒動不起ハ妙也、

一 廿五日至而緩ミ、雨氣也、

一 生糸ハ売残り不少、越年ニ成、伊達衆糸金渡シ残り未不濟、
困り居候事「」」

廿七日より風替而、寒風緩□ちらく雪

廿八日寒氣甚敷、風同様、此間先日中大ぬかり、又大シミ
ニ成、此所寒境也、

今市至而不盛、品物ハ高直、

一米ハ古三升より五合 品無之新計り

新四升

一 余ハ無替つよし 小ツ弥高直

砂子田村石銘 金壺歩ニ、当年計米壺斗の割

大ツ壺斗五升

右御直段御恵ミ安し

薄衣買納直段 米拾四切七分五り位

大ツ九切四五分

一 当町肴高直、鱈大壺本弍貫文、

代三貫文上ル

一 真かれい 中三枚金壺歩

一 塩鱈 当年ハ 六百文前後

わり合安し 六百五拾文

一 海草類、不氣候ニ付不生延候ニ付不足、高直、ひしき小

一 升五拾文也、右ニ準し高し、

拾枚也

一 干鯛 秋漁多く、一さし弍百文より

弍百五十文

さとふ少々入、汁こと申候、

一 糰 一七ん百文 何様五六七んハ心安く給候、

一 見世之小売くし柿 壺ツ五文と申候

右之通、都而珍敷高直ニ付印候、

一 一季半季奉公人、一円と申程不足、何方も未不定候、

大晦日一体ニ商ひ無之候、肴類不足、高直ニ而、家々諸格
式ハ崩れて、年越之祝ひ肴誠ニ至而減少ス、本之凶作ニも
無之故、白飯^カニて賄ひす、寒気ハ相応也、但雪無之、折々
ちらく雪、

一 諸上納懸増、誠難義之年也、

十三日日和、又曇り、夜雪、十四日大雪也、暮方はれ、前庭一尺位、兩度はく、壺尺五寸位之雪、山者式尺位之由、去々年無之深雪、相応之寒氣、十五日目出度松納、晴れ、夜小雪、

十六日不替寒氣甚敷、水桶等こふる、

昨日保呂羽山参り、雪深く、腰切と申、何れ式尺余之雪、近年無之大雪、今年ハ順氣、暑も強く成、豊作可相成、人々相咄候、

一慶応三卯正月元辰日天氣、静なり、例年之通白餅賄ス、外ニ草糯品々あり、三ヶ日天氣宜、五日風、庚申、暖氣、静也、海道ぬかり、夜雪、六日夜昼より今日雪ふり、夜相応之雪ふり、夜九ツ頃地震、七日さらく雪、昨日之雪ハ、此間ニ而の厚雪ニ候得共、昼中尤寒、明之雪ニ而消へ安し、寒暖不同、去冬なれハ上雪也、

年始糯ハ進上・返上不仕様御触在故ニ、神社拝所其外ハ無異儀分計り遣、親類中も互ニ不遣様ニいたし候、併稀々在之候、

九日風出ル、十日風、大ニ寒、八日より寒、十一日朝大ニ氷り、大寒氣也、去冬より寒シ、此間追々雪ふり、寒明ニ而も不消、寒中同様之ひへなり、今日日和ニ而寒し、雪在而、正月の賑ひ在、宜、

過十四日之雪追々承、山手・浜方殊之外深雪ニ相聞、尤寒氣此間猶嚴寒候たるひ四尺位より三尺位、たるひ近年無之、是も豊作之印と申候、此義昨今廿日也、内晴而、昼中とけ候得共、厚雪ニ而屋根ノ雪「」而町中ニも如山雪有、寒中行如「」

二月、先月より引続寒く、度々吹嵐、日和至而無之、先月廿□日より疝氣、老病ニ而、当月より三月中煩ひ居候ニ付、記録書事不致候、仍而あら増之所印候なり、

一去冬押詰十二月廿九日か 今上皇帝様

崩御被遊候由之事 仍而仙台より御名代御使者松崎鮎貝様
御上京之由也、

御若殿様ニハ、江戸ニ去秋より御上府、

二月七日夜、塩竈大火事、人頭三百五拾人余、人死五拾人
余、馬も少々焼死有之、御山之下、元町と申而少々残り、
鳥居前町より西残る、外御会所并大庄屋衆共ニ焼失、誠ニ
大焼、大痛之由、

御城下問屋中ニも、大痛ハ小谷新右衛門殿為登荷并下り荷
共ニ沢山有之、焼失、千両程之損金と申事ニ候、御城下衆
并近辺より大分施行悔、御上より御手当、并法蓮寺より金
子不少被下候由也、

三月、当月も風多く、暖氣ニ難成、折々雪、節句ハ曇り、
夜より四日小雪雨、千厩高市五日より、市中所詮不天氣、
併諸商人大寄合、町中元町ハ一軒も不残、木綿・古手より
諸物品見世夥敷張、大ニ立盛見事也、乍併存之外商ひ無之
候由、

旅籠代八百文ツ、諸商人十日過迄居也、定ハ五日也、
此間大ニ雷勢有之、不同、

同廿五日保呂羽山御祭も相応ニ盛、此間八日和続、濁酒ハ
壺盃百廿文、とふふ水物一せん三拾文ツ、

氣仙沼ニ而大ツ四百文札ニ小壺升五合、高直、米三升より、

塩少々引下候、

一当月諸相場不相替高シ

一米三升五合より四升、大ツ壺俵拾弍貫余、小ツ尚高し、

小供市中の菓子ハ余り高直ニ而、買喰も不成、多く御飯

ニ而間ニ合せるなり、紙類不足高直、

繰綿も又々高相成、金歩ニ八十日之割、

四月朔日曇り、冷氣也、此間雨無之、麦景氣不宜、

扱此度之凶作、此節難凌程之世ニ候得共、前々之凶年と違、
ところ糧も町方ニ而ハ不用相聞、何様ニ困窮もの間ニ合セ
候哉、存之外凶年模様ニ無之暮相聞得候、草餅ハ専ら也、

此節ハ新よもきの餅たん子也、近年蚕ニ而、在々福敷相成故か、

一御城下ハ、拾人衆江米三千俵買入、町中江為御救之買方被仰付候事、然ニ小谷氏ニハ、折悪く国元より七千両之御用金被仰付候由申来り、三ヶ条之痛ニ而大ニ迷惑、依而在々得意方貸金を為取都之、二度目之かけ取、先日來相咄候、上方も此節又浪人組か起り騒ケ敷由、水戸御家中ニも騒キ在之由也、何様乱世也、

此度之凶年ニ者、別而御求助^(救助)之被下米ニ而も無之、一向御構ひ無之、郡村ニ施行等無之候、諸物募^(莫大)太高直、中ニも米穀類大高直ニ候得共、困窮人不審^(不思議)キニ是迄暮候也、一体ニハ、村々一統桑より糸穀物高直ニ而、暮方相統宜方かと相聞へ候、作方共ニ能制道する故か、

当月朔日より十方暮ニ而、一円日和無之、至而寒く、風又ハ雨ふり、九日迄三日程雨、此雨ニ而ハ麦も景氣直り宜可相成候、先日中雨無之、干通る由也、十日晴ニ成、今日迄

日数也、八日大雨、

御郡奉行様、黄海より当町御昼ニ而、千厩江御通行、四月之中ハ来ル、十八日ニ候得共、五日六日大暖氣ニ而歟、蚕七日頃より当町むへ初る、十日手前之種もむへ始る、今朝ハ大ニ寒し、十二日大ニ暖氣、夜大雷、雨、十三日晴寒シ、雷氣不同之氣候、十四日半晴、当月ニ成、日和も続不申、三月同様之氣候、春風寒、

一米者、川向も少々下直、金沢町四升五合位、

一大麦、黄海ニ而八貫位ニ下る成、但当作当分一統不宜候由、

一小豆ハ不足、高直、小壺升三百五十文迄、

一大ツ拾貳貫文之取引、

一浜方不漁ニ而、肴類不安、○米喰者ハ至而少シ、大ニ難義、此辺在方ニも同様之者在之、専ら山かて相用居候得共、古の凶年之様騒キ不申候、米持合之者ハ、村々所々在之大金ニ成而、諸道具等買候、聊之米穀ニ而も大金ニ成、後可心懸、

当町ハ

一米 古三升五合より新□升、古ノ方買人望む、

一江戸表ハ、此節錢両替、新鉄せん、

金歩ニ弍貫文ニ成由也、

一京都・江戸共ニ、当時天子様と將軍様、在やら無やら、不
分りと申候、

西国ニハ、合戦在と申説也、委事不知、

江戸御家人・御大小名様より御旗元ハ、一統ニ異国人之様
成支度ニ而、縫詰引通股引、ケン筒之鉄炮ニ而御登城、お
かしき事と申候、外御大名様方ニハ左様無之由也、何様御
上乱ニ而、下々共ニ同様乱世なり、將軍家御方ハ、異国江
降参之様ニ外不聞、此頃日本本文せん異国より渡来し而御
買上ニ成由、品ハ少々悪き方、追々如何、

一此節、蚕所むへ立節より、一体早く桑未夕ほき立不尺取、
迷惑之事、

四月十五日、今朝寒日和ニ成、百五日十六日也、当年ハ曆
表遅し、中も十八日苗起ハ可也、別条無之由、大麦之作、

存之外何方も不宜由、

一遠島者鮪漁相応ニ有之、御城下ハ沢山、此近浜不取、遠島
物十三日初物来る、
当町へ

一此間包桑出る、百目代百五拾文位、至而高直、蚕一統むへ
候所、桑ほき遅く、依而町桑高直也、十八日百目百文位ニ
下る、

一塩、此節相応ニ有而、場御蔵問屋直段壹俵東金弍歩、市中
ハ弍歩一朱位也、御蔵物ハ進物か入、仍而如此、未御渡塩
無之候、

此間十五日より日和続く、十七日上々日和、十八日朝前日
暮方より寒く、朝霜下る、寒し、但百五日過ニ而、桑ハ不
痛と申候、半曇り、十九日
霜無之日和ニ成多くハ風在而寒、

一当春者、何方も去年中より田畑之望人多シ、田地者百かり、

今の金ニ而四拾兩位、場ニより其余ニもせり取、屋敷杯も同様四双倍之見詰、質地等之古物受戻揉合所々在、後世持受・預り等之地所者、無程取極置可申事、可恐事、札之崩候節と同じ、尤當時老朱と見詰之歩金也、

一 田畑之辺者(勿論)、野山共ニ食事ニ相成候、草ハよもぎ、ふき、ごほふ葉杯ハ上々草、其外共ニ摘取、此節さつはりと成、裸はだかか山と成由、内ニ居山江不行者ハ不知居也、専ら山かてニ而間ニ合候成行、縦令米者歩ニ五升ニ下落成共、買喰ニ金代ハ続キ不申也、ねりかゆ草かての麦、粟、小麦等之餅なり、

一 此頃者雨無之、朝夕ハ些寒く、毎朝の霜下り百五過ニ而も不止、桑并かり敷之若葉江当り、所ニより而ハ大るニ痛候由、廿日、廿一日、二日も雨模様ニ而曇り、田ニ水無之、畑も干過候なり、廿一日夜少シ小雨在之、

廿二日朝

一 桑此節相応ニ出、今朝ハ老貫目七百文程、

一 京より鮎貝様御下り、同家も異国風、外之諸士御供中縫詰、ケン筒、鉄炮ニ而御登城ス、仙台之方ニハ不用、

一 当百錢、異国より持渡り多く来ル、御公義ニ而御買上、是百万兩少々余と申ニ依而錢沢山、諸国共ニ錢多ニ相成、此辺も春中より錢沢山、何様日本もアメリカ江降參被遊候風之物なり、諸国騒ケ敷、国々ニ大小之騒き有之様子、

一 生糸も、江戸表・上方共ニ大下落之由也、此近辺ニ而も去年残り糸ハ所々在之由也、

一 御国ニ而茂、南部ニ而も、春中去年□□□鉄ノ大錢吹方出ル、錢之位新物悪く候、中ニも南部セン薄手ニ而、尤磨キ悪しく、当百日本錢より異国セン薄性合悪く、追々錢も下落可致候、

当月快晴宜日和無之候

四月廿三日、昨夜相応之雨、今日はれ、又曇り、風寒、廿
冷気

四日だら／＼雨、此雨ニ而、田畑共ニ宜、

此間者、近浜も鮪漁在之、相応ニ参候由也、其後毎日き

り雨・小雨ニ而東風不止、至而不気候、夫故ニ草木・苗桑

等ほき立尺取不申候、蚕も尺取不申、諸方不宜、既ニ人氣

ニも拘り可申、心配之所、廿七日より快晴、日中ハ薄暑と

成、人々安心致候、併未ニ朝夕ハ至而冷氣騒シ、廿六日・

七日迄風も吹、当月中気候不宜候、

四月晦日上日和、昨日より今日大ニ暑し、朝夕ハ未ニ寒、

初田植ハ曆七日より、併苗不生長也、苗も此間之日和ニ而

大ニ直り、かり敷かりニ相成候、

苗とめニ成
曆表より皆々仕付方急キ候 桑もほき立宜成、蚕も当分一

統無事也、此間日和続く、

一百五過之霜ニ而、所々桑霜焼ニ而、大ニ痛候由也、此辺ハ余

慶不当候、仍而桑直段高く、壹貫目七八百文取引、去年よ

り余程高し、

先日、岩谷堂も一市町辺百軒余焼失、御郡方御会所等迄、

近年重而焼候、此節之焼、甚痛入候、

一伊達辺、蚕・桑共相応之作と申事候、

一新田古川辺米五升五六合、六升位、ゆるみ候よし、米持

合ハ虫付を恐れ、如此、此辺未緩ミ不申、

米三升五合より四升、少々下直ニ而も金か続不申、指繰を

以間ニ合候よし、当分餓死する者も無之、妙ニ喰続く、天

保凶作中より諸品莫太之高直(莫大)ニて難義する、山かて多く用

候、

一五貫文已下之小身成方々江、御諸士を始、組拔中迄御扶持

人江米を被下候由、当南方ハ千厩御蔵より被相渡候由也、

一五月朔日寅ノ日也、過廿八日より八專ニ成昨日ハ大ニ暑氣ヲ相催し、夜迄暑シ、

今日朝曇り、四ツ晴、同様暑し、八專中ニ而も此度ハ雨無

日和□□

之、三日過、今日者雷神様精進なり、二日大雨、終日ふる、

田畑水沢山ニ而宜、大麦作合大ニ宜、直り盛長ス、三日朝

霜、甚冷氣強シ、当年者百五過ニ而度々霜在之、余村桑燒、

五月五日節句、八專中日和、^{雨氣}寒暖不同、四日より五日随分

薄暑、昼後曇り、雷勢在之、暮方はれ、夜雨ふり、六日よ

り雨晴不同、曇り、

一 桑直段、壹貫目七百文前後取引、六日朝下直、六百文より

五百文位迄、廿一村買入ハ地元ニ而改正ニ壹貫目かへ代四

百文也、津谷川ハ高直也、狼川原より入込買方、百目百五

十文と申候、

当分蚕作合宜物ニ相聞、一統無事也、

一 田植之事、余村ハ四日より始る、苗不同ニ仍而遅速在、中

新田辺ハ曆之初田植、七日頃より植由也、当町八十日ヨ

リ、手前十二日、入梅ハ九日、

七日庚申、晴風ニ成 八專□□□□九日也、此度ハ

一 江戸表江ハ天竺米多く渡来し□売ニ出、異人共両ニ式斗、

式□□品不宜□□共、直段下直ニ付、此節下直「□□

□□売用□□旁ニ而、日本米「□□」

一 過ル三日夜、山勝沢侍之「□□」一字焼失□□

□□共ニ大ニ「□□」夜九ツ時頃か、人も難欠付、大ニ

焼失「□□」

一 京都表 新帝様也、是□□□御代次御沙太無之、未夕御吟

味中ニも可為在由、此節ニ條様御出役為成候由と申、

將軍様ニハ、一ツ橋様為成候由ニ候得共、將軍之御官位御

弘め無之、大坂ニ御在城ニ而、一円何方江も出御不被為成

候由、御所之御都合も無、然ハ至而御威勢薄之事与相噂候、

江戸表之義も、追々そろくと御大名様方御引取之御心懸

様相成、西国方之御屋敷杯ニ□□□□計り被居候由、外共

ニ同様ニ成、仙台様御屋敷計り不為相替、当時 若殿様

御在府、却□他国人之噂不宜候由也、

肴不足、鯖^{アヲ}大壺疋貳貫八百文、古ノ十双倍也、

一十二日手前田植也、外最中、此頃者天氣、日和も統薄暑ニ

而、苗も一統直り候而、田植専らニ急候、日用代三百三拾

文田植方也、

古の八十三文江四懸倍合也、

一蚕も当年者氣候能ニ付か、何専も相応、違作ニ聞得不申候、

一此間桑不出ニ而大高直、七貫目無之物、壺俵代四貫文位迄

上り、段々少々下直、貳貫七八百、三貫位、

一大麦上々作之氣配、南御郡殊ニ宜、仍而何方共ニ米穀類引

緩ミ、下直ニ成、併米買人不足ニ而、米持大ニ迷惑之方、

五月十三日市 曇り大ニ暖氣

一当町ニ而も米四升壺盃、大麦ハ七八貫と下る、

米

若柳辺ハ

当町

白麦壺升三百文貳百七八拾文と

五升位

小手物貳百五十六文迄 大ニ安し

(…この間、落丁あるか…)

此節「阿を」田植日用

三百三拾「少々緩ミ候得共、壺人分入

「誠何分弥諸品高直

一手拭一本四百文 白並物一尺ニ而

三百五拾文 百三拾文より四拾五拾文

一糸綿 改正札此節金壺朱也 壺歩ニ拾六目

右之通ニ而、穀物ハ追々引下ケ、宜木綿類引上候ニハ、大

ニ困り、衣類洗たくニ迷惑ス、其様之時節ニハ逢難し、後

世之人考ひ見へし、

一千厩町角次屋敷抱地、先達弘渡候処、望人多く、場所宜ニ

付、如此金三百五拾兩ニ而遜申候、実家永沢抱地之名代ニ

而、直々当時之茂兵衛引受、此半分司馬屋良治方分遜と相

成、元来金五拾兩ニ而、文政之初ニ升沢條治殿より持受候

屋敷也、

此節ハ、田地其外屋敷等迄持望人多、高直ニ成、何様金銀之位落、下直ニ成、尤金性悪く、至而目軽ニ仍而如此、世上一統之難義と成、

十五日曇り、雨模様ニ而ふらず、諸人雨を願、日和続、雨(五月)無之、田畑共水氣を待、此間日中暑さ強く、水不足ニ成、十三、十四日之暑ニ、蚕も少々痛在之候、所々ニ捨り在之由、尤去年程不宜、夏子種等希々所々引売□□「」

一水油引上、金壹歩ニ五百目ニ成、

十六日、十七日も暑氣ニ成、十七日夜雨ニ成、直々、十八日朝寒く、雨ふり、併度々時雨ニて、大雨ニ無之、晴曇り、雨不足なり、南□郡ニハ未「」十九日曇り、冷氣ニ成、風之「」東山ハ一統仕付ニ成、

舟子最中

一桑直段追々引下り

廿日朝

此節早分ハ庭子、余ハ舟子也 六貫め入位壹俵

式貫文より壹貫七・八百文

一先日、当町施行在、皆長殿、皆正殿、皆甚殿三人ニ而、村町貧家江初式斗□升ツ、式拾軒程江遣候由也、村方ニハ施者無之由、此度ハ貧人施し受候者不足なり、

手前杯ハ、先年ハ度々施米致候所、此節ハ持合も無之金も無之、施行不致、手前切間ニ合七候、

一姫君様御事、京都より御輿入、過ル十八日仙府御城江御入着被遊候由也、御道中ハ木曾路、江戸表江ハ御入無之、上州路より下野日光海道江直ニ奥仙府江御入、若殿様ニハ江戸御滞留、未ニ御下向無之候、

一過ル十八日已来照続ニ而、大ニ干損多ニ而困り、若柳辺ハ三分通無仕付、人々雨を待居候所、廿三日之夜より廿四日大雨在之、依而田畑大ニ宜、此雨ニ而植残り干損田、植付ニ成由、廿五日晴而風至而寒し、曇り、

一麦作宜、南中奥通追々米出、

中新田辺六升五合ニ下ル、買人不足、追々下る様子也、
古河^(古河)同様、

一此節蚕最中ニ成、先立ハ二・三日先より「」桑一旦下
而、又々引上、高直、廿五日「」涌津・若柳辺より買
人参り、買「」弥引上、七貫め入六貫め入「」

「式歩二朱三步位迄」「無類之高
直」「」

……(この間原本破損も、前後の記事は連続か)……

一兩日之冷氣ニ而蚕不喰ニ成、廿六日朝ハ壹俵壹貫八九百
文より又追々上り、式貫五六百文、三貫文迄、此節田の草
取最中也

廿七日朝、桑買人諸方より来而、買人多く、明前式貫四五
百文より初め三貫文、三五、四貫式三百文、四貫五百文
迄、若柳、涌津、^{金成}金沢、^{築立}黄海、日形、狼川原、米谷、嵯峨
立、登米近辺、西一ノ関近より、是迄先年より無之他郡よ
り買人入込、右故、何程桑相出候而もせり買取、恐入取引

ニ相成候、今日ハ曇り、冷氣の風吹、所詮冷氣、風吹次而
不止、

廿八日朝同、寒し、最早六月ニ相成候所、些く暑薄く、不
宜候、

一桑直段、前日之姿ニ而、買人多く、弥々取引烈敷進而、買
取初め四貫位より五貫文、六貫文、七貫文迄、既ニ目買之
直段、毛子時分之直段ニ相成候、恐入候、糸高直ニ付、他
郡共ニ専ら蚕飼方ニ而、桑不足ニ相成、当町へ買人、売人
も当町ニ而高下共持参、余方江ハ不参候間、他所買人拾式
か所より来与^わ申候、誠ニ金高大取引也、昨朝日形ノ小野よ
り買方参り、手前へ被相頼、夫々と手配ニ而、百拾貫目程
買入、金拾兩程也、ならし金壹歩ニ式貫八百廿目ニ当ル、
余方承候所、右より高直、手前買入者安しと申候、

小野氏之蚕ハ千八百枚之所、千枚ハ上り、残り八百枚此節
最中と申候、
今年も冷氣ニ而、何方も日数少々延、八日め位より早く揚
り不申由也、千厩・薄衣共ニ桑買人来ル、

先達中ハ、歌津浜・氣仙沼近浜鮪相応ニ揚り候所、此節ハ一向取不申由、氣仙ハ相応ニ上ると申候、

一江戸表之事、南京米渡来ニ而 御上御引受、町中へ御払、兩ニ壺斗式升、先ニ天竺米と噂致候所、南京と申候、米姓(米性)不宜、粒細く、米油潤沢不足也、尤味ひ不宜、日本より下品也、乍併此節日本米高直ニ而、南京米下直故ニ、賄ひ方割合ニ相成候ニ付、追々諸人買入、専ら用ゆ、

江戸表ハ、此節御大名様方五・六頭外御登り合無之、皆御国方へ御引取、仙台若殿様計り御上府之様ニ相成也、御病氣御達、御暇御願被遊候而も御暇之御下知無之、大ニ御迷惑被遊候由、仙府より御下り之義度々被仰遣候由候得共、未御下向ニ不相成、当所之若旦那様并五頭之御役々御下向ニ相成、御家中より御召連之御方々、此間御帰宿ニ而承り候、外別条無之由也、

春中ハ度々大火焼失多々在之、横浜も大ニ焼失致候所、此節普請最中なりと申候、何様ニも分らぬ世の中也、

廿八日

上町

一吉田屋ニ而、手前残り桑八俵出売候所、右俵ニ而金五兩ニ売、六貫め入なれハ、壹歩ニ式貫四百目ニ当ル、誠以高直、右之通、桑買人近村者不申及、他郡より追々入込、セリ買致され、地方之者甚迷惑、町方ハあらく上り候得共、在方ハ最中、指痛相成候ニ付、吟味之上、他郡買人指留ニ成、向役メり等相出、他郡之者町内さし留候、町中より願上御役方より御首尾ニ成、尤大痛ニ相成、上作ニ揚候而も、元ニ相成間敷見詰なり、

未夕ニ朝夕ハ寒し、日和也、

廿九日之朝、初ハ金壹歩ニ三貫目位、式貫五六目売立候所、弥買人進、引上、壹俵四貫文より五貫文ニ成、弥買進六貫文ニ成、壹貫目ニ付代壹貫文位目買之見詰ニ成而売取引、他郡嚴敷指留ニ相成候得共、被頼買方候哉、近辺之入用ニ候哉、烈敷買進、誠以無類之取引直段なり蚕ハ一体ニ余慶成訳歟、此頃所々ニ而捨川流し等在之由也、買続成兼、蚕宜候而も、無是悲捨候由也、不得止事、

今朝ハ千厩町より買方罷越駄送ス、薄衣壹俵七貫弐百文迄売在、諸方より買人来ル

大凡桑之俵数出高并ニ売金之高見詰左ニ

一桑俵数四千俵余也 三千俵位出ル由

但、壹俵ならし金壹歩ツ、ニ見詰候得者

此売金四千切之余 式千也 一朝二千両と言朝有之由

夫より又金弐歩位ニ見詰候へハ、

四八千切ニ而弐千両なり

右之取引金高内場之安見詰也

二朝三朝之事ニ無之、壹朝壹歩ツ、ニ而

五百両金千両也 十日ニ而一万両也

桑町未盛也、何様何両と難見詰候得共、二万両より内ニハ難濟見詰也、此節金代不続、稀々相談之上、品物ニ而払ニ成、又ハ知合慥成者へハ貸杯ニ相成、取引も相聞得候、誠ニ前代ニ無之直段と言、出高金高烈敷取引也、桑他所他国ニも無之、藤沢名物之市也、

一 小梨子村之者、氣仙沼ニ而金壹歩ニ桑拾貫目直段ニ而金壹両

分買入、当町へ今朝出売付、金五両ニ成、壹歩ニ弐貫目ニ当る、法外之利ニ成、

右様成大高之金、能く茂統候者也、世の中ハ広し、当郡へ大金之入ニ成、

古より前々、定法直段ハ金壹歩ニ三拾貫目を定法ニ心得候所、天保年中より札金之崩レ以来高下不同、追々高直、殊ニ生糸異国交易ニ而高直より、近年尚又高直ニ成、当新金ハ尤壹歩金ヲ一朱ニ見詰如此、諸品弥々引上る、

六月朔日日和、上天氣ニ者候得共、少々冷氣、些く暑薄し、今日半夏と成、

一 桑直段者、昨日より少々引下候、馴共高直也、他郡買人も被指留候得共、縁を求め、蜜々買拔候由、殊ニハ津谷川、釘子村辺、所々江相越買方、矢張り高直、弐貫目壹歩位、然ニ、村々ニ而も他所人江売方指支ニ成、皆村留と成而、南御郡之衆中困り候由也、

此近辺并村々、町々、桑間ニ合不申分者、追々川下ケ相成候由所々相聞へ候、桑も金も続不申候痛敷事也、余り糸高

直ニ而、蚕師南方杯ニも不限、見詰も無之、余慶蚕飼方故如此、

同二日朝、桑町千俵少々余敷、出不足ニ成、昨日より弥高く、壹貫目代壹貫文目買之見当ニ而買方、併其内ニ高下在、壹俵金一兩位也、

村々江直買入込、貳貫め壹歩位より壹貫五六百目セリ込買方故、町出不足ニ成、尤桑も不足ニ成、

町付込之桑ハ、買人赤坂江出向而争ひ買方、併此節金錢一統入込見詰之金行違、(空手)から手ニ相成、郡中錢金無之と申候、跡ニハ貸借と成のミ、今朝千俵程之売金、大凡千兩也、古之十倍之金高なり、追々蚕川流捨り在之、

右ニ而、在村々桑持之者、金持と成、太物商ひ相応ニ売る、我七十一才、久敷老病氣ニ而、床ノ中ニ而皆々の咄を承り、都而記録致候、後年ニ手透之折ニハ、見可申事、恐入取引なり、

今二日北東風入違、至而冷氣、十方暮ニ成、此間中不天氣ニ可成也、当分雨不足ニ而風、照勝也、今日雷神様精進之

由也、曇り、三日曇りニ而、至而冷氣、東風北等也、雨ニ不成候、桑直段者貳割丈も引緩ミ、四日者上和(白和)、十方暮中ニ候得共、今日者上日和ニ而、大ニ暑シ、併内者冷氣なり、在方之蚕未不揚、桑買人不少、依而直段も未下落無之、壹貫目代壹貫文より壹歩貳貫貳百目位、併上桑之方買進多し、所々なけ捨候者、相応聞へ候得共、一体ニハ多置候由、当年ハ作も当分宜相聞候 五日も日和、

一京都表大騒動有之由噂サ有之、実事委く者、追々薩州、四国土佐、伊予宇和島遠州様、右三ヶ国之大軍京都へ乗入候由之事、

將軍一ツ橋様ニハ、近江膳所之御城へ逃入せられ候由也、江戸表ハ、荒増御登城之御諸士、異国風之装束(装束)ニ而、皆ケン筒ヲ持、仙台ニ而も常之袴止而、野袴ニ背割ノ羽折ニ而登城仕候様之御触在之由、余程異国風ニ成、將軍様之御触ニ被為泥由ニ相聞へ候事、氣之毒也と、御家中噂在由也、仙台ハ他国之者(評判)詮判不宜由なり、

六日昼より雨ニ成、夜相応ニふる、此雨ニ而諸作物一いき

つく、潤ひ計りニ而不足、田畑困る、何分当分照勝、七日晴、日和、大ニ暑ニ成、上氣候ニ相成候、併煙草植方六ツ敷候、麦かり最中也、

一桑直段弥々高直ニ成、遅キハ宜と考へ候分、此節町ニも在方ハ殊遅く、此節七貫め入ニ而、八貫文より拾貫文と成、高キ事申計無之、大痛と可成也、誠ニ以珍敷直段ニ成、早く揚る家ハ大ニ利口ニ成、

当御家中前大ニ手都合能、上作ニ而、升数大分取ル御方多シ、近年御家中前働キ在、暮し方宜成、当年ハ蚕一体当り年と申候、

八日上日和、暑シ、九日朝曇り、昼より晴れ、諸人雨を望、雨模様ニ候処、日和ニ成、十方暮ハ照込ニ成、併当年夏ハ雨不足ニ候得共、地中潤ひ在而、干割候田無之と申、弥々豊作ニ相成候哉、

一桑直段ハ弥々買人進而、六・七貫め入代拾貫文より拾貳・九日
三貫文迄引上取引、然ニ今朝者追々下落、壹貫三百文位迄

引下る、是より下落ニ可相成候、二度ほきの桑出る、十日、昨夜より雨、昼中ハ薄雨ニ而、暮方晴る、夜少々ふる、誠能雨ニ候得共不足也、

今朝桑直段、又々望人多ニ而、壹俵代三貫文迄上ル、金壹歩ニハ三貫目位より四貫目位迄、未ニ俵数三百俵已上出る、遅蚕も相応ニ有、今年ハ一体ニ当り年、伊達辺も当ル由也、

当年ハ当国も沢山まゆ出来可申、当御家中前まゆの出高、大凡千六百升位、町方難計、四千余

一京都之事、噂ニ、摂州兵庫之地フランス江御貸被成置候ニ付、此節普請江取付居候由也、然ニ先達西国方より甲冑ニ而大勢押登り、京都へ入候ニ付、一先騒動ス、依右之方々、妄騒事なかれ、御上江願之筋在而登京致候、家々願中借呉候由被相願、諸方へ手配、御宿ス、

然所、將軍様と申上候得共、未御位ニ不為成敷、則一ツ橋様也、フランスより美女壹人献上在ヲ御寵愛被成置、江戸より被為御登美婦人、大凡拾人程、是ヲ不被指置、フラン

ス之者共へ被遣老人之美婦を御相手、日夜御楽み、西国方

ニ押寄られ、膳所之御城江御忍ひ被為入候由、大坂より殊ニ江戸之

火消組之大將在、右之者深草誰と申哉、手下三百人程在者

御召抱と成、將軍様之御近習と成而、此者へ御料理方被仰

付、異国風之御料理ニ而、御道具共ニ同様、婦人と昼夜御

楽ミ被為在由、誠以無申計事共ニ候、実ニ時代、世之乱れ

と申物歟、江戸ニ而ハ、御大名方御屋敷ハ追々取仕舞、

国々江御引取、御家人御旗本之方々三千人計リハ御暇願被

相成、浪人と成人も在之由也、追々如何、実事不知、大坂

御城并二条ノ御城、西国方へ乗取られ候よし也、

一手前之蚕も庭子境、暑氣ニ当リ、種式枚分捨る、跡はき式

枚分宜、三拾五升取、此内種一枚分、庭子起之所、金五兩

式分ニ買入、首尾能取、拾五升取なり、

一御上ニ而、村々出産之まゆ取調書上候様、別段御役人被相

廻候事、是不入、無用之事也、却而国家之不益也、弁仙台糸

好ルニ付、売人ハ皆仙台糸なりと、横浜江出候ニ付、沢山

ニ相出候而も、蜜物多く拔候事と、仙台御役人中_ノ御疑心

より起り候事也と申、

曇り 雨氣不止

六月十五日、此間暑氣ハ進ミ、昨日より尚大暑氣、併曇り

勝ニ而快晴無之、折々日々きり雨ニて、まゆ干方可致様無

之候、大方室入ニ成、

一桑ハ、此節迄出買人在而売、下直、二度ほき多し、何年ニ

も無之事なり、

一今年者当り年ニ而、何方能まゆ取れ候得共、仕上り高直ニ

而、忝升金壹兩ニハ不売、余り大金高直故、買人休、買入

不申候、依而皆々手作取糸と成、

一田畑諸作引立宜、雨不足ニ而も、山路之方ハわれさげ不申

候、水氣間ニ合、中奥沖通り困る由也、毎日晴曇りニ而、

さらく小時雨のミ、畑田弥水干ニ成、又快晴無之曇り、

暑サハ相応也、依而所々雨を願、雷神精進をする、

十八日初ふし、十九日土用ニ明六ツ時三分ニ入、丑ノ日也、

朝晴、又曇り、暑氣相応、昼七ツ上刻雷勢在而大雨ニ成、

暮方はれ、当年之土用者、近年無之宜相見得候、併快晴無、

曇り勝也、繭可干日和無之、室入也、廿日も朝晴ニ而曇り也、廿一日曇り晴、冷しく、

一まゆ者作当り年ニ而、何方も沢山ニ出、併元来種不宜年ニ而、至而不同、夏子種多シ、買人無之見合之所、此節上まゆ大壺升金壺兩より三步式朱位ニ而、少々ツ、売立、多く者手前々々ニ而糸取と成、尤地方金無之、桑買ニ而、金在家ニ而も一統金切、まゆ大金高ニて、買留り不申見詰なり、

糸目不出年なり、

買方皆休む、

借貸も相出候得共休む、

十九日ノ雨ニ而、南方ハ田植も在之、此辺ハ葛植方、田ノ草むくり鬨敷、

廿二日曆表大暑ニ入、

今日晴曇り、弥々曇り候得共、暑氣ハ大暑ニ相成候、夜半ニ大雨降、明方晴而、又廿三日朝五ツ時大雨、又晴而風ニ成、冷し水著沢山ニ成候、是より日和を専ら願候也、廿四日日和ニ成、大暑也、諸人悦ぶ、廿五日和宜、暑氣宜候得共、風強シ、

地取蚕種取方之分、売方相成分ハ、御改之上仙台産之御改御改^{改判}半壺枚十五文ツ、之印形相成、為夫、御役人様并高橋屋喜右衛門殿廻り候事、生糸も当年御上御直行と相成候由也、御買人^{被入}可立也、他国商人買方ハ、在々江不参訳と相聞へ候、

一此節、田畑之諸作毛宜、氣候宜ニ付、追々穀物緩ミ、中新田客人咄ニ、当時金壺歩ニ八升之見詰相成申、人々困ひ追々相出申候、併買人不足之由也、

一当町も追々袋米相出、四升五合位売候、

一新大麦ハ、八貫五百文位と申候、

一此節之手間日用代、女ニ而も人不足ニ而、

三百文賄も致候

一手拭切三百式三拾文

一糸わた金歩六十目、是ハ高く成、

御城下ハ七十目也 福島辺も同し

札ニ而十六目ツ、壺駄三十七兩位

廿六日、昨日大風、大南ニ而、殊之外暑氣強く、今日大雨

二成、終日大雨也、暮方はれ、風替而、廿七日朝至而寒し、上日和と成、未冷し、廿八日朝飯後刻雨ニ成、終日大雨也、此間ハ雨折々、大雨ニて、水沢山ニ成、何卒日和ヲ願ひ候、

一惣兵衛下着、伊達辺当年ハ蚕之飼高ハ、常より不足ニ候得共、当り作ニ而□□取れる由也、桑直段一背金壹両貳分よ

り貳両迄上り、高直也、追々桑ハ余る由也、糸直段百目金三両、壹箇貳百七拾兩、名代ニ而貳百六拾兩位也、

一白米 金壹歩ニ小貳升也 福島直段高直也

下而五六合ニ成

同廿九日朝より晴ニ成、昼中曇り勝、

一福島近在稲大ニ宜、貳尺五寸位、此節はらむ、仙台より格別ニ宜よしなり、

一仙府米直段、五斗入壹俵、金七切より七切半迄、

一古川町直段ハ歩ニ七升□成

小麦六貫文

一築館ニ而大麥壹俵貳貫八百文と下る、

一若柳米五升也、少々高し、

白米歟

一南部ニ而、先日中雨無之節、雨乞致、是ニ雷神様之体を扨ひ、竹鎗等ニ而つき、打た、き、終ニ焼捨候所、俄ニ雷鳴起り、首頭之者共七人、雷神様ニ蹴殺され候由也、誠以恐敷事、尤何様之心得ニて鮒雨乞と、右様之致方、大なる成心得違□、仍而大雨折々降と申事ニ候、勿体無之事也、

一御嗣子様御事、江戸表ニ而脚氣之御病ひ、御大病御指重ニ而、追々御早相下り、御向々追御登、然当月十六日終ニ御卒去被遊候由、誠ニ以御痛入たる御事、屋形様ニも御愁傷不淺御事、併未ニ表向御弘め無之、御病中之訳と相聞得候也、京姫君様、御殿御普請中也、

より之

御本丸

七月朔日朝晴、則曇り、雨氣、至而冷氣、朝ハ甚寒、廿八日より八專ニ成故、天氣不定、所詮不天氣ニ而、麦打日和無之困候、大切之時分冷氣勝、暑氣薄く成、同夜雨降、二日麦打、日取不天氣ニ而、不識止む、今日も曇り、折々小雨、何分東風ニ而不止、三日朝分晴、昨日より今朝至而冷氣也、四日上日和、昨日昨日三日より暑氣進ミ、四日朝時雨、晴而上日和、右二日者大暑氣成、

御触書写

諸国出産之生糸等取締之義者、去年従 公儀被 仰出被相
触置候通ニ候所、御領内出産之品御取締振之義者、此度従
公儀御指図之趣ニも在之ニ付、生糸、繭、太糸、口糸之類
とも、其向々ニ於相對、時相場を以、養蚕人等潤助ニも相
成候、依而御他領江持参売払候義ハ不及申、御他領より相
越商人江売渡候義ハ、嚴ニ被相禁候、若密々売払候者於在
之者、覚悟外之御咎可被仰付候間、心得違無之様、急度可
相守候、

右之通、御城下、在々、諸家中、寺門前端々迄不洩様、主
人ハ頭々等より吃度申付候様、早速可被相触候、已上、

六月十一日 奉行

七月
五日、風替而、東風ニ而大ぬニ冷氣ニ成、過ル三日より四日
兩日之暑氣ハ、夜迄暑し、去年当年ニ無之暑氣、今日ハ大
ニ行違候、麦打専らニ成、今日ハ曇り、冷し、昼九ツ時上
刻大地震在、麦ハ存之外不作ニ而打仕上り、去年より式三
割落、去年廿八俵程取、当年者廿式俵取納、何方も去年よ

りおとる由也、不同なり、

七日曇り、何分曇り勝、夜より八日朝大雨、終日ふる、昼
八ツ時分晴、冷氣、同夜も雨、九日朝晴、飯後暑く成、洪
水可在なり、

一 当三月十二日、五月十二日、兩夜月輪終夜有明ニ出ると唱
候、三月十五日夜ハ御月出ル、刻限壺時遅く出たしたと申
候、

一 若殿美作守様御事御卒去、六月廿五日之御弘メニ被為成、
江戸表七月十四日御出立ニ而、御穴入ハ廿四日之由相聞得
候、鳴物ハ当日御城下御触出と申候、

此日ハ大蝉セミ鳴声多し、余無之候
九日大暑也、日和、暮七ツ頃より風替、冷く、夜雨ニ成、
庚申末伏、十日朝雨、飯後晴曇り、八專終り日也、雨勝、
不宜、尤暑氣薄く、八專中不宜、稲出穂延引ニ成、大切之
節ニ成、稲存之外あしく候、
当夏蝉の聲至而稀也

一若殿様御卒去被遊候ニ付、鳴物之御触、昨九日当町御触、
渡世鳴物者七日被相留候由也、

木瓜も同様

から芋壺升百四五拾文

十一日朝より雨終日ふる、冷氣、東風不止、当月ニ成、何
分日々雨ふり多く、故ニ冷氣、此月之氣候ハ、去年より不

七月十三日市、昨日より快晴、大暑氣也、先日中毎日不天
氣ニ而、外町市不盛、

宜候、大ぬニ心支之事也、先日中稲之生立宜候間、心支無

今十三日八日和、暑氣、外町より市立人多シ、

之、上作ニ可相成と咄居候得共、此節末伏過ニ而、出穂之
節ニ候得共、未出穂ニ不相成、何分雨勝ニ而、畑之仕事も
不成、麦打も残り而、家之内ニ而打なから喰ひ候様也、大
根蒔も早くより蒔候得共、未究不申候、稲出穂、田畑共ニ
遅く成、存之外仕事後不天氣故也、盆ニ及候得共、出穂を
不聞、心支之氣候ニ相成候、

一八百屋物不足、高直、なす大廿五文より中百文ニ四ツより

五ツハ小也、

木瓜ハ少々安し 廿五文

一午房 八九拾文 蓮葉壺^メ 三四枚把
十六文位

一朝せんから芋 壺升百七拾文

一大豆 壺俵拾貳貫文之割、不下、

とふふ 大ツ不足ニ而、折々切る、

生豆遣し取替ニ成、不意ニ不売様也、

一小豆 尤不足ニ而、小壺升四百文より四百五拾文迄、

一米 四升より四升五合迄

糯米三升より三升五合

薄衣

一千厩御蔵去冬納米、東山為御払之御困米、此間村々江御貸

付ニ成、東山ハ米不足之御郡故、川御下候方御扣、御払米

ニ相成候、右御心掛ニ而如此、

なす

一八百屋物、存之外不足、高直、廿文より、先日中よりなす

壺ツ拾五六文、小拾文、

一 但問屋相庭書上直段者、

うる米三升七合五夕也

一とふふ 廿四文

一濁酒 百文拾文位

千厩町八百廿文

一肴ニハあおのだふ

先日より七百五拾文

一田つくり 壺盃八拾文 高直

一打切麦 壺把弐百文と申 高直

手廻り中互ニ遣取不致候

手前切と致候

十四日上和、大暑、夜迄暑シ、

十五日同様、此間之暑氣ニ而、人々安心相成、十二日より

稲出穂ニ相成候、十六日弥日和、大暑氣ニ而結構也、然ニ

十七日冷氣ニ而、風替、北也、十八日同、不止候、併日和、

昼中ハ暑シ、

十九日日和、朝夕大ニ冷氣、稲出穂中、大切之時節也、何

分大暑引続候様、諸人願居候、

一生糸ハ、盆前小糸少々売、両ニ四十目より三拾八目位 併

御上行御買方も未夕不定、直段も不知、仍而買人休無之候、

取引無之候、

一鉄ノ大錢御吹方、江戸より仙台へ御任ニ被成置、石之巻ニ

而御吹相成候故、盆前何方共ニ余慶ニ相成り、追々下直ニ

可相成由也、廿日御城下より申来ル、江戸表当百錢、歩ニ

弐貫文之割通用相始り候由、仍而仙表も、不遠錢相庭右之

通弐貫文取引ニ可相成候間、右御含ニ而内々御心懸、只今

之内ニ錢ハ御廻し可被成、問屋方より申来候事、

弥々品物高直ニ可相成、

取引六ツ敷、大ニ困り候、

一廿一日、過ル十九日より弥々日和続、大暑氣ニ相成候、朝

夕少々之冷氣苦ニ不成、却而宜方と申候、稲も本体若く、

暑も若く候間、相当之由、上作可仕候由也、当時之暑氣、

盆後之様ニ無之、盆前之氣候、暑氣之如く成暑也、昨日ハ

夜迄暑シ、尚今日暑シ、

一 繰綿、当作毛上作^二付、下直^二相成候由、
御城下表も下ル、歩百目位、九十目位、

此間引続日和、照込^二相成、稲も大^二出穂、最早此辺も出
払^二相成由、

廿五日、式百十日之前、風追致候、弥々照込、廿六日日
和、昨今朝ハ余程冷氣也、雨無之候得共、冷氣^二而露深し、
暑氣者沢山、諸作熟毛と可成、近年無之大暑なり、

廿七日夜半頃雨、半時計もふる、夜中晴れ、少雨^二而も大
潤^二成、

廿八日晴日和、弥々暑、廿九日同日和、少々冷く、
小の月也、市不盛、

八月朔日、朝雨氣^二而曇り、飯後晴、

御城下ハ、当座御貸上金五万兩被仰付、

若殿様御尊骸、廿六日御穴入之由、右^二付此辺廿七日、八
日、二日之御鳴物御触也、

此度之御入料、江戸表より惣高拾七万兩程御見詰之由也、
誠ニ大金、古ハ五万兩位之御入料^二候得共、此節者惣而如
此、御痛之事也、

一 暑氣日和数日引続、弥々照込^二而大暑也、依而沢田共不残
稲出穂^二成、諸人安堵致候、但畑物ハ日焼^二成、粟ハ宜由、
数日雨無之故、畑作者至而六ツ敷、人々皆雨を望む、三日
ハ殊ニ大暑也、

四日、式百十日正日也、少々雨之模様^二成、近年無之大残
暑也、昼より少々風あらく立、

一 生糸者、小糸少々ツ、指当り之分商ひ、兩^二四十目前後、
御上行之程も不^二分り^二付、さらく商^二無^二之候、

平治も、御城下問屋方通達有之^二付、過ル廿九日出立、罷
登候処、朔日千厩永沢罷越、内々^二而相談、御郡方御吟
味^二、一郡へ壺兩人ツ、上判商人相立、買方為致、他領出
御免被成下候間、仁物吟味、面付指出候様被仰渡候由也、
大肝入殿^二而書上、被達候様子也、東山南方ハ千厩、藤沢、

大原、三ヶ所三人也、別而願可申上様無之容子、当町未夕
睨与不成候間、名前不知、併千厩者永沢ニ可相成模様也、
先達而中之御城下容子と者、大ニ行違候、依而永沢事、名
前人ニハ相成候而も、○印金主無之、不叶事ニ付、手前ニ
相談、伊達方取組致し呉候様頼相談相成、此段平治方へ
申、為登候、

四日、式百十日も首尾能、無難ニ而暮ス、

五日も日和、風些あらし、昨日より夜迄之暑氣、不常暑
也、去ル丑ノ干魃之暑氣より、当年之残暑ハ強し、尔今一
向雨之模様無之候、畑物大困り也、

過ル三日夜遅く、若柳町出火、大焼、本町より中町通、明
神町迄不残焼失之由、大痛と相聞へ候事、屋数式百四五拾
軒と申候、

本町ハ少ニ焼込、片町残る、
向町残る、物持中ハ痛軽シ、

新鉄の大銭

一当百銭壹文ハ小せん八拾文之割を以通用可致由、御触相廻
り候事、

金壹歩ニ式貫文也、古銭ハ唐金大小共ニ市中通用ニ出不申
候、人々取仕舞候哉ニ候、

一五日六日雨ニ不成候而、風ニ成而、昨夜も相応之大風なり、
今日も風強し、為夫か少々冷氣ニ成、雨無之、畑物至而焼
入、八百屋物も弥々不足致候、七日冷氣、昼晴る、

一此頃ハ夜々火事か見ゆる、先日ハ砂子田、奥玉昨夜も見ゆ
る由也、南ノ方也、

此所大原町入口七軒焼失、

一此節、拾人衆より引合之方々相応ニ糸買方ニ相成、手前之
手配後レニ成、

一八日夜相応之雨ふり、九日朝曇り、昼晴ニ成、何分雨不足
也、併一いき潤ひニ成、大ニ宜、追々続而雨を望、

小豆、其外はつきの地ハ、干かれニ相成候、

稲の作、実入者大丈夫ニ相成、安堵致候、

畑物ハ、大こん共ニ六つ敷相見得候由也、

莫も、余り照込ニ而、違作ニ相成候様子、

一米并雜穀之類、直段未格別下直ニ不相成候、米四升より

段々、

大麦者六貫文位下ル、大豆ハ未タ不下候、

小麦粉壺升式百五拾文位

元糶 夏中
一濁酒、壺宿壺本中御免相成候後ハ、何方も沢山罷成候得

共、直段ハ壺盃百文、上百拾文位、併大暑ニ而、度々切ニ
相成、売程出来兼候、酒ハ何分売候也、

九日随分日和ニ候所、暑氣強し、夜半頃大雨ふり、明方晴

ニ成、十日曇り、雨模様、少々冷しく候、

一生糸取賃者まゆ渡、諸色向持三升取ニ而、一日代四百文

ツ、手前抱置分八百六拾文ツ、割合勘定致候、併米高直

ニ而、まゆ受取之方四百文ニ而ハ割合安し申、増代相成可

申、

同夜、平治御城下より下着、然ニ生糸買方之義ハ、御郡方

より被相達候願ハ買方難成、被相戻候、拾人衆之持ニ而、

先以早速式拾駄買入、可指出之由被仰付、小谷新右衛門殿

分、手前平治被相頼、御通帳持參、相下り候、右式拾駄、

御役人様方より江戸金主方へ附買同様ニ而被指登、其上ニ

而、跡々買方ニ相成候御容子、依而御郡方内々手配、買方

之分、無^(得意)だ事と相成候、拾人衆之分者、銘々德意先江頼、

当時買方ニ相成申候、

十伊達福島町も、過ル四日焼失致候由也、

十三日より弥々冷氣ニ成、夜雨、十四日朝迄雨、此雨ニて、

漸々畑物能くしめりニ相成候、七月より能キ雨無之、式三

夜之雨計りニ而、数日照込、畑物者大分照かれニ相成、第

一二貫、そば、大こん痛勝也、

十三日より十四日

十五日、三日之間雨ニ而沢山ニ成、昼晴候得共、快晴ニ不

成、東風、大ニ冷氣、

一焼米壺升五百文也、

当町者、米直段も問屋前不下、高直、

古米 三升三盃より 去年米四升

大麦 六貫四五百文 大ツ 八貫文位

小ツ 九貫四五百文 小麦 九貫文位

一 鱈ふし六ツ六百五拾文

一生糸者、拾人衆在々町々得意方へ下り、糸買方手配、諸方

へ相廻り、人数多く、為夫直段引上り、供せり上り之様

也、式百九拾兩位、三百兩と相成、夫ニ而も皆々買済と言

事も無之、見合居候内、伊達衆江戸取組ニ而、御国糸壹駄

ニ付金五拾兩之御運上ニ而御任せ被成下度願出候ニ付、御

任ニ相成候間、拾人衆廿駄ニ而止ニ成、

此間、十四五日より引続雨天、片寄天気ニ而、日和無之困

り候事也、

十七日も大雨、十八日曇り、冷氣ニ成、

十九日晴曇り、小雨、数日雨氣ニ而、日和無之、漸々廿日

晴ニ相成、又曇り、

廿日 一小谷氏之糸買方も、直段高直ニ而、取合為申登、彼是日間(彼岸)

入ニ相成成行ニ而、壹駄買入登候様申来、荷都合相成為登

候、然同日ニ、御上行も上方御取組意變、不弁ニ相成、御行当

り之処、伊達衆江戸取組拾人衆買方之跡御任、買方御免被

成下度願申上候処、早速御下知ニ相成、依而江戸表佐羽屋

吉右衛門と申仁名前ニ而、御免ニ相成、右ハ伊達砂沢ノ宍(五十次)

戸喜右衛門殿と申御仁仲間ニ而セ話尤兼而取引ニ而、買方支配、買

先福島町笹屋藤助殿手引案内ニ而、四人手前へ御入来、買

宿セ話被相頼候、先達而中より此方よりも文通、又ハ与右

衛門等為登相談申入置候也、仍而佐羽屋御国中一手買之名と相成、

東山并南、西ハ三迫流、手前并千厩たての弟ハ俊三郎殿と買宿兩人

ニ相成、外人買方不成と成、

外ニ氣仙沼ハ、手前ニ而買方之場ニ成、

本吉南方ハ、津谷より南、清水川宿、

氣仙郡三ヶ所、西ハ一ノ関衣屋ニ成由、

漸々日和

廿一日、御客四人ニ而、千厩町通、氣仙ニ通る、此間者取

引休ニ成候、廿二日上日和、

一生糸御買都之義、江戸佐羽屋吉右衛門被相任候段被仰渡候

二代金前分

間、同人手先之者相廻候間買方相廻候間、其段無落首尾可有之由、御触ニ相成候事、

廿三日曇り、廿四日雨ニ成、

同日日かん入口と成候、

廿四日より千厩高市、廿五日晴曇り、廿六日ちう日、曇り、廿七日雨終日降り、廿八日社日、昼四ツ時分雨晴ニ成、日和、白鳥貞安先生米谷之御実家へ今日御引込、当所廿年已上出張、今日大ニ暖気也、廿九日晦日共ニ暖気、犇々と雨勝、不天氣ニ而、諸作共ニ不宜候、

一生糸も、御城下拾人衆ハ買方止る、佐羽屋買方と相成候、何分直段不安候、三百両より式九、上三百五両位、十両迄、仍而買方不急、緩々買方、

九月朔日晴曇り、天氣不定候、

二日、八專之始、晴ニ成、三日風、日和ニ成、四日同、日和、

千厩高市、太物類相応ニ売ると申、糸高直故か、金性不宜故、不惜風なり、

……（九月三日より二十一日、原本を欠く）……

（九月）廿二日雨ふり晴、廿三□上日和、廿四日大雨ニ成、此間者

至而暖気、節不相当也、

生糸商ひ歎々敷取引無之、至而不融通、一統困り申候、

御上之御吟味

御振合ニ而不定也

廿五日日和、晴、曇り

廿七日夜、与右衛門丈下り、色々咄候事、江戸表諸国之糸荷、当分沢山入着在之候、

御上向之事、当時 将軍様ニハ京大坂ニ□城と申候、併江戸江御下りニハ難為成由也、本将軍之御位ニ不為成、全体御三家并加州・薩州・仙台様、御三方之御連印無之候而者、大將軍ノ御位ニ難為成と申、御連判無之故、未夕大將軍御

位ニ不為成由と言、御自身將軍と唱候也、有とも如無か、追々御吟味之由、夏中者江戸御丸之内ニ而大ニ揉合候由也、先將軍様之御台様ハ、如御男の御気姓ニ而、尾州様被為御呼、田安様共ニ御直參、伊勢藤堂様ハ異国人と御指引被蒙候ニ付、御台様ニ被召、御吟味品々御欠合、当時武家之御政事より、異人共之取扱風儀共ニ不宜候ニ付、旗本中長之暇ヲ願候杯被仰談、御老中様方も一口一句も不出候風、依而新田万次郎様御登城ニ而、尚又色々御談シ有而、皆様御開キニ相成候、仍其後ハ御旗本中并其外共、今迄鉄炮筒并袖ナシノ鉄炮着類止而、着者無之、但異人懸り之人計り用へ候由也、尾州様・新田万次郎様ニハ御同意ニ而、御台様御同様、藤堂様并御老中様方ハ御席中并ニ聞、御仁之評判も不宜、当役と御吟味も可有候と申、

公義之御吟味ニ候哉、南京江出店被相出、矢張交易商館被相立候事ニ相咄候、是ハ田安様御吟味御懸、商人ニハ三ツ并越後屋也、百万兩之見詰故ニ、越後屋より拝借願出候由也、彼ノ地江田安様御渡海可被遊由也、又兵庫ノ津も異国人江御借地ニ成而普請最中、是又交易場所ニ可成、

曆表廿八日大霜と在之候、曆考へ当ル、

一 御暇願指上候御旗本、其外御侍数百人、御大名様方へ御割合、御預りと成、此故ニ其家々之家来中浪人と成、

一 箱根御番所ハ、薩摩御家中ニ、以理ヲ破られ候所、其後者往来御構無之候、其外公義御番所奥出口、近年嚴敷被相立候所も、其外共ニ御構無之故、往来事安ク相成候由也、

一 長州様之方も、一円何之沙太(抄本)も無之、如何相成候哉、當時噂無之静也、不分之事、

右之通之事ニ而、上々様御正体ハ在やら無やら、諸事乱世なり、交易者益々行ひニ相見得候なり、諸国共ニ諸事定法破候物也、追々如何、

当月者小ニ而、廿九之晦日也、当月中者暖氣、至而樂成九月也、

刈揚糶も、米高直、不足ニ而、草糶専ら、尤大方手前切進上、世上も休、無異儀所々計遣、

十月朔日風至而寒く成、二日朝者昨夜より俄ニ寒強く、大霜下る、二日朝迄、

一粟者相応ニ相出候年ニ候得共、在方面々喰料かてニ用候ニ付、市中出売物不足ニ而、小壺升百三拾文より百拾文位迄、此節ハ尤無之候、当年ハ作方共ニ例年より後れ、未タニ麦蒔方不究候、稲もかり揚ケ不究、糯をつき候なり、一肴類も不漁ニ而高直、ふくらしいこと申小鱈、壺本式百六拾文位、

米穀共ニ未タ不下高直ニ而、岡方も浜方ハ殊ニ難義と、本凶年同様と申候、

十月四日より暖気ニ成、五日上々日和、今日より十方暮と成而、六日曇り、七日明方より雨ニ成、八日も雨暖気也、此間一日置雨ふりニ成、中奥通存之外稲作不宜、八分位之見当、米直段引上ケ、中新田・古河^(古河)辺六升三盃、東山此辺之作も同様也、

十一日雨、十二日晴、上天気、十三日終日雨ふり、十四日晴、十方暮、今日迄十月之節ニ成、

諸相庭直段之事

米者一統鬧敷、何方も不出故ニ而、直段不下候、

一古米 当新米四升壺盃
去年米悪く四升三盃位
糯米四升

一大麦 壺俵八貫文位
右品存之外在方売人不足
尤去年より取入不足

一小麦 拾貫文位

八貫文

一大ツ 六貫五百文位ニ成
とふふ廿五文

一小ツ 下る、尤小売計り

小壺升式百文より百七八十文

一濁酒、未タ壺盃百文 九拾文ニ成

外ハ八拾文位より之由

一当百文錢者、八拾文之割通用御触ニ相成候、

一生糸者、未タ買出し見合居候

近日買出可申、先達より三十両かへも下直之舎也、

御城下江入荷相成候糸荷、未出荷不成故、大まゆ揚り種切まゆ共ニ御指留ニ而、大ニ虫入、損也、大痛ニ成由、此節出荷御免ニ成由、何分拾人衆揉合ニ而如此、

一真綿、両三百廿目前後

一口糸、歩ニ七十目位

一大口糸、百目壹貫四百文位

一太ふし糸、当年不売望人無之候

一新葉煙草、至而高直

一 狼川原上壺歩ニ壺連と申候

余り高直、藤沢口上式連より三連

煙草ハ、古より此辺り、余村徳田・小梨子、奥方共ニ春葉之場も一統色付を作り、尤右品諸方好ミ、下ハ中形ニ成、直段も大ニ高直なり、天保已來為登蓐御留ニ成故、下場も中蓐ニ作、御国一体ニ而ハ蓐作至而不足ニ成、御国蓐計ニ而ハ国用不足と申、他国之蓐、御城下并津方ノ江多く入、近年生糸大ニ高直故流行、中奥并御国一統所々村々、蚕ニ而糸仕出し、依之何様当郡杯も、穀物并蓐作出不足成様ニ相聞へ候、併何分諸品高直ニ而、金錢莫太

入増候故ニ、専ら金ニ相成候方へ情を出候なり、

一保呂ノ又木、当年蚕を止而、蓐多作、八百連程故取、但脇葉共ニ一字ニ而右之數ニ成、連ニ而、右ヲ押込ニ而、金四拾両ニ売払、蚕の糸売より大ニ取勝ニ成と申候、好き金ニ相成、好ましき事也、

十五日晴ニ相成、風寒し、与右衛門衆南部より帰り来る、氣仙米直段壺歩ニ三升、南部塩ハ式升五合、白式升壺盃壺歩也、

一旅籠代銀拾匁、外錢ニ而壺貫式百余、但錢相庭兩七貫五百文、仍如此、右ハ南部ニ而出ル新錢也、米壺升六百文余、

一糯直段兩ニ六分五り三り位

右ハ伊達客人ニ被頼、同道ニ而少々買入ニ成、

一浜海道宿屋ハ、米飯相出候得共、氣仙ニ而も在方者米無之、稗・粟計り之飯也、是も客人取扱ニ而も稗計り用ゆ風也、

一十七日朝大霜、尤寒く成、十八日

(記載なし原文のまま)

成、

一 此節大こん摘なり、多く盜れ候、当年ハ中の作なり、右町より直段百本より百廿本附壺駄壺貫貳百文位、肴類不漁ニ

而高直、甚諸品高直、困り候世の中也、

一 するめ、十千四百文位、四百五十文

一 どんこ至而少キ物、貳百文より貳百五十文

一 福らいこ、貳百文位也

一 木綿・古手・綿、矢張り弥高直、

一 千草の切、壺尺百八拾文也、並物ニ而如此、
当春より壺割引上

一 濁酒、壺盃九拾文

一 せうゆ(醤油) 壺樽代四貫文

一 糀 壺升三百八拾文

今十八日恵比須講、町少立盛る、此間少々日和続ニ而、未

ニ麦蒔之所有之候、節も仕事も後れ候年柄、稲かりも在、

今日御地頭様御下り 朝夕ハ寒成、

一 此頃鮪漁在之、追々取れ候、仍而直段下る、
当地三貫八百文
六本附、壺本
まくろ也

ニ而四貫文より気仙沼辺ニ而金式歩位、跡々不取候ニ付高ク

一 糸方客壺人廿二日下着ス、

横浜生糸ハ沢山荷入、異人ハ一円ニ不買、仍而一統取引休、

尤大ニ下直之含ニ而、異国人買入不申候、惣休ニ付、金

も不相下ケ候、仍而一先御惣取都ニ相成候ニ付、壺人ニ而藤

助殿下り、宿方相廻候、八月頃迄九百拾ト口と申直段、

七百ト口と申事ニ而、貳百ト口之違下落ニ成由、当地糸ニ而

三十両余、四十両も不落候而ハ、引合ニ不相成風、此節当

地并国方一統よわり売氣ニ相成候容子ニ候得共、右行違ニ

而、一寸ハ買方不致候吟味ニ而、来月迄ハ休ニ成、

一 江戸表、異国人を以、三人御老中御役ニ被相出候由、殊ニ

又金銀之札被相出候由、右糸方へ江戸佐羽屋より仙府之糸

買方出張所へ申来候由、藤助殿咄、御公義如何之御吟味ニ

而如斯被成置候哉、京都より御指支も無御座物歟、不分

り之事、異国江御随順之訳ニ相成候哉と、下々歎ケ敷咄合

致候、

屋形様御事、先日仙南御郡江乗切と言御名義ニ而、御供三拾人程ニ而御出馬被遊候由、此間気仙御郡奥筋へ後藤孫兵衛様御廻村被成置候由、何様所々御覽之為か、又ハ軍船御造船之為、御林材木御覽御吟味相成候由之事、

十月廿八日、此間天氣続、朝ニ霜有之、当秋ハ塩相応ニ出方有、壹俵金貳步五百文位直段ニ成、併未夕御渡り村々江無之候、

当年ハ大こんも手作相応ニ而、五・六十駄摘候、大ツハ去年四五俵漸々取候所、今秋ハ色豆共ニメ拾貳俵程、取納相応也、

一 薄衣御年貢買納相庭直段

一 壹俵金拾五切と申候御蔵入、并一ノ関様分御早米納ニ相成、不安直段也

一 店物料、壹状上七拾文、次六拾五拾文

一 縫はり、九文より拾貳文

蠟燭

百目掛 四十五文
五々 五十文
四五 三十五文

一 上杉原 壹枚廿五文

一 黒砂糖 金壹歩ニ六百八拾目位

一 白同 貫ニテ四拾匁より三拾三匁位 下品也

一 茶 山本山と言所 百文ニ七目位

一 繰綿 坂上大人壹本三拾兩三分

一 糸わた 壹歩ニ七十五目より八十目

一 御城下ニ而下り手拭十枚ニテ三拾貳匁

当年ハ相応ニ取納ニ成
一 此節大豆出盛之節ニ候得共、八貫、貫文ニ而売人不足と申候、去年味噌煎不足ニ而、当年ハ皆々右煮方多入用ニ付き、直段高し、

此間者暖気也、未夕雪無之候、西根山江ハ少々ふる、晦日風ニ而寒シ、

十一月朔日、朝厚キ霜下り、寒し、日和ニ成、先日所々御

法事多し、去年延ニ相成、当秋弔ひ多し、同三日朝より四ツ頃迄初雪嵐ニ而、晴ニ成、春雪の如く消流る、風寒し、四日糸式駄ニ而登る、取都分也、

一当年之清酒造方、大郡者式軒、小郡者壹軒、御城下ハ八軒程御免ニ被仰渡候所、此近辺ニ而者造方願申上候者無之候、御役金ハ百五拾両、尤米未タ高直ニ而、造方致候者未タ相聞得不申候、然ル所 御城下表町中より願申出、酒屋被相免、造方ニ相成候而者、米直段下ケ不申、小前町中難義罷成候間、何分酒造方被相減、不足ニ罷成候様被成下度段願申上候ニ付、御酒屋計造方相成、外ハ被相止候由也、在々右ニ付一郡一軒造方御免ニ相成候間、上金次第造人相出可申候間、濁酒屋前年之通一宿壹式軒ツ、御免、清酒造人当分無之候、

右ニ付而か、南・中奥通、米少々緩ミ候、乍然、当年作合も秋之模様と違、惣毛より取入ハ大ニ落、不宜、何方も兼而上地之所不作、山・沢田杯宜候由也、ならしニ見八分ニ無覺束候と申候、稲の束数より落、又米升数も落候由、

一徳田村作毛御引方、并余村共ニ追々強く願上、漸々御吟味、押付七分三リ納之事ニ相成候由、

薄衣買納相庭金壹俵直下る三両少々々々

一米ハ四升五合 小豆高直、金壹歩ニ五升より六升、

一大大豆ツ弥々直上り、九貫文より四・五百文迄、
金六切也

右米高直ニ而、大ツ用ひ方余慶ニ故、望人多し、殊ニ当年ハ味噌専ら煮方如此、

一葉蔭、秋中望人多く、高直ニ売候処、追新出盛、此節ハ買人無之、追々下落と相成、当時買人無之候、今年ハ南中奥辺并西方山根通作方多く、随分能作、出沢山也、

十月中の直段 三連より 五・六連
一当分此辺之品上四、五百目位より七百目

(小梨)
小なし・千厩、宜品九百目位、此節買人無之、
全体ニ余り高直也、追々下候、

十一月七日、(昨夜)作夜ハ暖氣ニ而、相応の雨降、今日晴、弥々暖氣、節不相応、雪ハ一円無之候、八日夜寒く、小雪ふる、

一此頃中子供角力より長者迄大ニ流行、稽古し而、大角力の如く見事也、

過ル四日取都之分式駄ニ而登る

一生糸者、佐羽屋も一円買留ニ而、外ニ買人無之故、村々町々

一統迷惑致、金通ニ困る、尤下直ニ而も払度容子也、

一京都表又々騒ケ敷事、西国長州方大勢ニ而上京、其子細ハ

未タ不分明ニ候得共、御大名様方拾八公、国主ノ御方、

直参ニ而上京致候様ノ御条被仰渡候由、

当 屋形様ニも御上京之御支度ニ而、御供之御人数被仰出

候由相聞ヘ候、

江戸表者、御旗元・御家人拾石已上一字為指登候由之御首

尾合到来、段々御登り被成候由也、依而交易糸方取行見合

ニ相成候故、糸買人無之候、

一鉄ノ新大錢相場者并同小錢多く、此節気仙沼ハ金壹歩ニ壹

貫八百文位ニ落候、

十一月十日

一鉛買入ニ而、戻り直段金壹歩ニ六百廿五日、来月より又直

上りニ相成候由也、

一米直段、岩ヶ崎ニ而六升五合、涌津町六升少々拔候、四斗

入式表金拾四切ニ而、追々緩ミ下候方と申候事、当町者四

升五合也、一ノ関五升五合、糯五升、

十一月十日、十一日、至而暖気也、

一大豆、当年相応ニ取納、当時何方も糸不売、金不足ニ而買

人無之、下落、七貫弍百文ニ成、

一蕎麦者売人不足ニ而高直、八貫文

一小麦者九貫文

一 国分^(女番)玄場表書 御城下より之被相下候手紙之内ニ

在之写取

一 当今形勢一大変之事出来、土州侯王政復古之大雜論ニ而、

幕府江切^(ママ)逼、早速御決答無之候ハ、討幕之趣向ニ相見得候、

幕府も孤立と相成、只紀州候計尽力ト相見得申候、薩長之

激臣^(伯州)伯妙大山江屯集、九州辺如響^(心)申候由、第一之繩張

ハ薩と相見得申候、

是写ハ、後藤庄左衛門と申仁、京都ニ罷在候当先生之方

へ下候紙面ニ有之、

其後幕府兵備十分不行届、頗苦心ニ而、將軍職御辞退相成、

王政復古江相成候由、飛輿到来、

屋形様来月中旬ニ御上京之訊ニ御座候、依但木・石田兩太

夫御供被仰付、三好殿若老并御供被仰付候事、

大樹公并会津侯遇殺害候風説有之、実事不分明ニ御座候、

十月朔日

一十二日、御地頭様若殿廿五之御祝義、
御百姓中へ御酒被下候事、
金七歩と、

一新葉煙草下落、秋中四連之品七連位、三連之上物五速位^連之

見当、

糸不売、何方も金不足ニ而買人無之、

三十年先凶年以前ハ、金壹切三四分より、追々壹切半也、
一硫黄大高直 拾貳貫目入壹俵

但他国江向分 銀百六拾匁

一か^楮うす 金壹歩貳貫目位、生中干也、

一地大方紙 五十入中金拾切也、

一同三拾枚折百入壹丸金六切也、

至而高直ニ而、店ニ仕込売方六ッ敷困り居候事也、料紙

共ニ右ニ順し候、

一明し油 金壹歩四百八拾目

一薄衣米相場 納金拾壹切と下直ニ成、

ノ

十五日、昨日日和、暖氣、夜雨ふり、今日朝晴、弥々暖氣

ニ而、如春二月之、節不相応、余り暖氣、大南ニ而雨氣也、

此頃雷勢少々在、雪一円無之候、併冬至者当月末、曆表ハ

昨日大雪之節ニ入、大ニ行違候、

上方騒ケ敷、仍而交易糸取引休ニ相成候由也、生糸不売、

国々大ニ^困因り、金通無之候、

佐羽屋客老入、氣仙取都、今日参居候所ニ、御城下より飛

脚下着、糸方弥々不宜、早速登候由申来る、伊達も浜付糸百八拾両ニ而も当時買人無之由ニ申来候、仍而藤助殿も取仕舞、十六日出立登候、大下落と成、此辺ハ式百七拾両、八十兩位ニ而売氣ニ成、

当十五日ハ、昼四ツ過より夜迄雨ふり、十六日晴日和風也、

一此度過ル十二日高清水之 京都迄但木土佐様也右母田勘解由様急之御登相成候由、何方迄

と申義未夕不聞へ、

屋形様ニハ、正月御発駕可被遊由相聞へ、御家督様者、伊

予ウ和島伊達遠江守様より御貫ひ被遊候由相聞得候、
(字和島) 御地頭様御登り

十八日日和、十九日風寒シ、晴、曇り、廿日寒也、曇り、雪不降、楽なる冬也、

一米者袋米相出、五升壹歩ニ下る、
但問屋ハ四升三盃也

一此頃別而御役人様御下り、商人共生糸買入分書上候様被仰

渡候ニ付、貫高買入分書上候、右之外諸品産物類大凡御聞取、御調書ニ成、右ハ生糸沢山有之、不売ニ而、諸上納金

小前行当候由ニ相聞得候所、何程売拔、何程位残り相成候哉、為御覧之と御談シ有之候、当年之糸出高者、大凡五百

駄ニも可相成由、未夕三ヶ壱も不売、東山ニ六十駄余も相出候内、廿駄位未夕不売と申候、氣仙ハ四十駄已上之内、

拾駄も不売、外右ニ準シ残り多く、金融通無之故、煙草等一円此程不売、下直ニ成、中奥共ニ糸多く残り、為夫か米

も下る、練綿も御城下表より下直ニ成由、当地辺札ニ而十八目之所、此頃廿日ニ成、魚類ハ不漁ニ而高直、鮪ハ此頃

一円不漁也、

先月中より出売ニ成

一涌津町新酒 拾盃金壹歩也

随分相応之酒也、壹盃百六十文

当郡者造人未夕不聞得候、

一御地頭様方御相場左ニ

一米者金壹歩(カ)ニ四升七合半

但俵直し拾壹切七分位ニ当る

一大豆 同壹斗一升

但俵直し金五切位ニ当ル

右当町市中相場直段、米者小手米直段五升ニ相成、右
御相場ハ高し

但此御相場高直ニ而取立兼候由申上、地肝入中此節留主ニ
成、

十一月廿日上日和、昨夜雨、時雨、今朝ハ風替而霜ニ成、
余り雪も無之、緩々敷冬なり、夜ニ雨ふり、

写

我 皇国時運之沿革ヲ観るに、昔天網紐(主綱)を解相、家権を執
而、保・平之乱、政祖家ニ至り、更寵眷を蒙り二百余年、
子孫相受、我其職ヲ奉すと雖とも、政刑ヲ失(失ふ)ひ不可少、今
日之形勢ニ至り候も、畢竟薄徳之致処、不堪慚懼、況や当
今外国之交際日々盛ニより、全朝権途ニ不出候而者、網規(綱紀)
難立候間、従来之旧習を改め、政権ヲ朝廷(朝廷)ニ帰シ、廉々(広ク)天

下之公儀ヲ尽し、聖断を仰キ、同心協力、共ニ

皇国を保護セハ、必海外万国と可並立、我 国家ニ所尽不
過之候、乍去猶見込之儀も在之候ハ、聊忌諱ヲ不願(願)可申
達候、

右十月十三日於 二条御城、大目付戸川伊豆守殿江相渡
候事、卯十月廿三日從 京都御早到着、

別紙之通被 仰出候ニ付而、被為在御用之義候間、御上京
可被為有御沙汰之事、

十月

祖家已来御委任厚 御依頼被為在候得共、方今宇内之形勢
を考察、建内之旨趣尤ニ被思召候間、尚天下与共ニ同心、
尽力を以奉皇国を維持可奉、安宸襟御沙汰之事、

写

大事件、外夷一条、尽衆義、其外諸大名伺被 仰出等ハ、
朝廷於兩殿取扱、自余之義者諸侯上京之上、御沙汰可(沙汰)在之
候、夫迄之処、徳川支配之地常ハ取締り等ハ、先是迄之通
逐可及御沙汰之事、

右ニ付御国許ニ而被仰出写

御留主居御呼出之上

公方様御建国之趣被聞召候ニ付、御用之義被為在候間、早々可被遊 御上京旨御沙汰之趣、別紙写三通之通、御書付被相渡候段、京都より申来、仍早速被遊 御上京旨被仰出候事、

廿三日、此頃日和統、廿四日同、両朝者寒也而霜下り、西根山ニハ雪相応、里ハ一円ニ無之、如春之なり、

一 麦草、生のひ過候由也、

一 薄衣納米相場、所方緩(諸方)、追々下直ニ成、此節金拾切半位ニ成、

一 大豆是又緩ミ、七貫文位ニ下る、仍而とふふ廿文ニ成、併至而小キもの也、

一 莫も買人無之、何分売進候、

一 清酒ハ涌津町新酒計リニ而、御差留ニ相成候よし、

一 生糸ハ一体ニ三ヶ壺も不売、此節買人無之故、金通無之故、諸品右ニて下落ニ相成風なり、

一米相場追々下り、古川町ニ而八升壺歩と成、外七升より

六升五合、道中筋旅籠代七百文より八百文、

一 御城下繰綿下る、三拾式両之所式拾六両五兩位、壺歩ニ

百目位、

一 下直ニ成品ハ、生糸并砂糖類、

石之卷米者七升より七升五合迄、

一 屋形様御事、京表但木様より御註進次第、来月中旬御発足

被遊候御支度、御供御人数被仰出、大番組より抜人ニ而三

百人被仰渡候由、御入料代御見詰ハ 六双倍江五割増と言、

百文之所六百文ニ、惣高廿万両之御見詰と申候、御人数真

高未夕不知、
三百文

一 御貸上金被仰付候事

御城下へ一万八千両と申候

御郡方へ四万式千両と申候

一 御郡方割合人頭壺人ニ付米九升ソト
五升と申候

米ニ而御割付、高壺貫文ニ付米壺斗七升ツ、当時壺

歩ニ五升、人頭分ハ金式切位也
壺歩位

右之通御割合被仰渡候由也、

此節糸不売、莫共ニ同様ニ而金不通、一統迷惑之所へ、御貸上御割合被仰渡、前ニ印候通、御内之御相場高直ニ而、地肝入三ヶ村共ニ取立兼候由申上、当時皆留主ニ相成、家ニ居合兼、他出致候、右両条之上納ニ難義、一寸取都相成間敷候様子也、

曇り、雨気也

十一月廿七日朝五ツ時冬至ニ成、此頃者如春之、二月末之氣候、至而暖気ニ而、珍敷冬至なり、来春余月有之候得共、余り暖気、雪一円里ニ無之候、床敷冬なり、来年如何と案し候、

一当年生糸出高之事

東山分六拾駄、此数式百四拾箇也、

秋中之直段金三百両前後壹箇ニ而、

此惣高金七万式千両也、三百両ツ、

式百八十両位より 内大凡式拾太程売ニ抜

三百両 三百両ツ、此金式万四千両也入

三百廿両迄売る、

残百六拾箇、先直段ニ而八四万八千両也、

右未夕不売残り分式百五十両ニ見詰、此金四万両也、八千両之損金也、

右見詰ニ候得共、何程下落ニ而商ひ相成可申哉難計候、上方騒（喧）キ慎り次第也、如此金支、クツミニ相成候間、不融通也、

右之通、当郡ニさへ常年より五割方余慶ニ相出、御分領中惣高五百駄も可出由ニ相咄候、夥敷金高也、後年咄之種ニ印置候、

十二月朔日曇り、何分南風、雨気、十一月中冬至ニ相成候而も、一円替り無之、雪降り不申而、折々雨馴（成共）共、大雨無之、井戸水不足ニ相成所多シ、麦者生立過と申候、何年ニ茂無之暖気成冬至中也、仍氷（凍豆腐）とふふ并しみもの出不申候、二月下旬之氣候也、早き年之三月初福寿草花咲、梅者蒼（葉）ヲ模様ス、

一おさわ初産、廿九日夜五ツ時女子出生す、大ニなやむ、産後三度程血を上而、家中心支ス、葉療ニ而血定り上気鎮る、

翌日安平二成、

二日、昨日今日雨降、弥暖気なり、

大坂より来る書写

九月上旬より、西国多人數引連上京致、屋敷々々ハ堅陣之

如相備、其面々ニハ

七十五万石

嶋津大隅守

四十五万石

松平安芸守

廿五万石

松平土佐守

十方石

伊達遠江守

三十二万石

松平備前守

禁裏守護被致候処、一橋將軍兵庫湊交易御指許被遊候ニ付、

右五大名、二条之御城江御詰掛事ニ寄而ハ、一戦相初候様

子ニ付、市中老若男女皆々逃去、以之外騒動仕候内、一橋

公 將軍職御返官被成度義被仰上候ニ付、先以相慎^(義)り申候、

一 九月中旬より、何与無雨模様ニ成、最早雨降出候半と存候

処、雨ニハ無之、大神宮之御祓并八幡宮春日大明神・天神

一宮之御守札、其外日本六十余州之諸神仏之御守札、大黒・

両美寿七神之像、白銀之仏木像御降申候、尤美濃・尾張・

三河・山城大和・摂津・近江・東海道辺江も御降被成候、

其外慶長金古金・式朱一朱銀・当百錢四文錢等、夥敷御降

被遊候、東海道馬士駕籠屋杯者、朝より酔つふれ、金錢者

いらぬ顔して居申候、誠ニ前代未聞、日本開ひやく已来其

様之事無之、何れ世直し之印と奉祈上候、

小橋四郎右衛門

大坂符長掛直多く在□候

大坂

半七

右之金錢、御大名様方御上下ニ而ハ、天より降候と同様ニ

而、上方江ハ沢山可集ル也、木曾海道、殊ニ東海道者、大

小之諸土方引も不切往来ニ而、早々早目々々金錢如石砂之

まき散シ、百文錢六百文ニ当ル御見当ニ而遣被通候由ニ候

間、天より降と言も当り前之事ニ候

仙府ニ而十一月迄三十式兩之所、^三

一 繰綿大下落 此節廿式兩ニ成、

福島ニ而拾八兩式分と申候、

右ニ准し木綿も追々可落容子、

高直之綿ニ而仕出候間、是ハ少々延可申、

一 御郡方相場左ニ

一米 七切式朱金歩ニ七升五合位ニ当る

右金銀与不分

一大ツ 四切四分沓りと相聞へ候、

一代 沓貫六百元ニ而此節錢余慶ニ付

貫さしニ而沓貫文ニ五十文さしニ相納渡御吟味相成候由也、

沓貫八百文相場ニハ不相成如此、

沓貫六百八拾文之割ニ成、

右御穀之相場御分領中御割並、氣仙・中奥・御城下・

南、歩ニ違在之由、御給所共ニ其御郡一統上納致候様ニ

と、御代官様御談在、定而御向々御首尾合可相成、当御

地頭様方余り高直ニ而、百姓前不服故、未取立不成居候、

定而御首尾合通ニ可相成候、

御上ニ而ハ、京御入料等被仰付候間、御年貢方一統下直ニ

被成下候物ニ相見得、併上納ハ可急也、

十二月三日大ニ暖氣、上々日和、大如春之、此間者蠅ハルも相

成候、四日風替り、雪ニ成、五日も少々さら／＼雪、薄雪

ニ而則消る、是より寒く成、今朝ハ氷ニ成、

六日明方、赤坂裏小家沓ツ御焼、朝火事大ニ騒く、沓軒ニ而消留候、当肝入忠左衛門殿小家也、

一享保九甲辰年之曆在之、今年十二月与太助生ると在之候 武右衛門先祖ニ候哉当年寒中雪無之、二月末之如く暖

氣、雪少シ、一度ふり、日中ニ消る、秋ニ至米直段誠ニ下

直也、金沓切ニ八斗式升より七斗五升迄、大豆沓石沓斗よ

り沓石迄、今年至而諸作毛上々ニ而如此也、六月廿五日よ

り此日より三日三夜大雨、廿六日洪水、北上川筋町々共ニ

居家押流 当年八月廿一日より廿八日迄八日之間く、日続

く、右之点(点カ)ひ、国家之騒動と申由、尤古もケ様之事在之、

不宜候ニ付、將軍様ニも被 仰上候ニ付、京禁裏御所ニ而

御祈祷被遊候上、張札等相成、何事無之濟候事と曆ニ書入

在之、珍敷

古曆ニ依而、書入之所写取、

十二月三日

一中新田徳治御主人中嶋屋治兵衛殿御入来、徳治市懸ニ而氣

仙迄罷越、七日帰る、御主人滞留而応対、而御主人八日出

立帰る、浜方も至而不漁、

一福島油屋買先菱沼屋傳之助殿、為糸場へ一見之、廻り入来ス、伊達辺も弥々浜不売江戶(横浜カ)にて大下落、百八拾兩ニ而買人無之由、当地も一円不売、一統迷惑ニ而、客人江進め候得共、佐羽屋持ニ付、尤先々不印ニ而買入不申候、此辺也、此節八百廿五兩位ニ而買入ニ可相成容子ニ相成候(カ)、金入用ニ付、此度外々より被相頼、式簡程持參、宗兵衛御城下へ登る、質入之吟味手配なり、何分大下落、佐羽屋も買取ニ而迷惑いたし候風也、郡村上納金ニ指支、御上よりも御責付成由、村々一統金切ニ而上納致兼候、商方ハ都而大不印、都而売内無之候、

米穀追々出、諸品下直ニ成、

一十二月七日、三日前より寒く成而、七日今日相応之雪ふり、漸々冬之風ニ成、併八日暖氣、

一米五升五合位 一大ツ六貫文位ニ成

風米下品六升位迄内証

上もの

薄衣買納米直段も追々下り、九切位ニ成

八日、五寸位ツ、九日、十日、夜々雪、十一日朝寒氣ニ成、市々者何方も金無之故不盛、商売無之候、十三日夜緩ミ、雨ニ成、十四日大雨、夜迄、十五日も終日小雨ふり、大ニ暖氣ニ而、海道共ニ大ぬかり、代田の如シ、通用甚難義、是又珍敷暖氣緩ニなり、同夜雨、後雪ニ成、一円氷り不申候、

此節米持并其外共ニ金銀無之故、米売進候得共、金無之故、六升之上米ニ而も買人無之候、諸品共ニ同様買人無之候、然ニ浜方至而不漁、肴小魚□不足ニ而、肴類ハ甚高し、給られぬ世の中也、依之諸上納一向取都り不申由也、店々諸商ひ弥々無之、市町不盛可申様無之候、

十六日晴模様ニ而曇り、矢張暖氣也、小寒十二月の節ハ過ル十二日、大寒廿七日也、大分後レ候年なり、小手袋米、小用達大豆等者五貫五・六百迄、十八日晴曇り、十九日朝寒く氷り、

諸相場

一米者六升袋米相出候、併金無之、米売人ハ多く、買人無之

候、六升五合^ニ而も買人無之候、

一 大^(大豆)ツ追々下落、六貫文買人無之、五貫文位迄落る、買人無之候、

黄海二日町^ニ而、川向より参候糯米買人無之、漸々御無心手配^ニ而、六升五合^ニ而壹駄売候由也、

大原町^ニ而粳米八升迄落、買人不足、一体^ニ金無之故、右直段^ニ而も買兼候由なり、

薄衣買納受米も買人無之、九切半位迄、何分生糸苘等之産物不売、故^ニ一統金詰^ニ相成、下直^ニ而も買兼ル、

一 繰綿、追々下落申来ル、御城下^ニ而余慶不下、先仕入在、大損^ニ成故、未夕不下候、

一 当町方濁酒者、八拾文^ニ下る、

一 御地頭様方御年貢高直故、村方より御直下願^ニ而、未夕御取立不成、尤村々金無之、及難義^ニ候由也、御郡直段^ニ願、

一 小豆者、一俵八貫文、不下、

一 蕎麦も八貫文
是者賄^ニ成、米之助と成故、売^ニ相出不申候、不足故高直也、
一米者、問屋直段五升五合、上也、

但、問屋直段高直故、内証^ニ而少々之袋米小用達之為^ニ

売、
メ 明油、壹歩^ニ四百八拾目より五百目、

一 大方紙、五十帖丸金拾切、壹帖三百廿文、
一 料紙、店売^ニ而一^(一歩)速^(上々)七百文より六百文、五百五六拾文

一 楮者下落^ニ成、近年畑^ニ而買入、
但此月^ニ成下落、大^ニ損金^ニ成由、

メ 右紙類、此節より下落之容子^ニ成、
過ル十八日之夜、藤勢寺へ強盜三人推入、和尚江左右より

取掛り押へ留、金子借受度、有所可被相咄由申、内壺人ハ廻り翔行、不得止和尚様有所被相咄、箆箭・長持等よりサ

カシ出、金代^ニ而六兩余、衣装三品、品々米迄持出取られ、

大^ニ御難儀被成候得共、先御身之上ハ、御小僧共^ニ御無事^ニ而、大慶と被申候次第也、誠以恐敷事也、

一 石之巻牧山御寺^ニ而ハ、同様盜賊押込、和尚ヲ殺害、金子

を取、立退候由相聞へ候、

十九日日和ニ而も寒シ、夜氷る、廿日朝ハ相応ニ氷る、廿一日朝より寒氣ニ成、

一屋形様、来春御登被遊候ニ付、御賄ひ大根漬ニ成置分、桃生郡辺ハ生大根人頭壹人ニ拾五本ツ、指上候様被仰付、石之巻ニ而漬方、船積ニ而大坂江為御登之御首尾と申候、

一宗兵衛事、過ル八日糸式簡程持参、外々より被相頼候分共ニ金借ニ登仙致候所、佐羽屋之衆中、内々ニ而登り、留主中ニ而不分、別而相頼才角、未夕相弁不申候、滞留致困り居候由申来る、外々よりも才角方登り候、衆中も御城下も金不足ニ而不出、御郡へも一統金詰り、此節諸上納方行当り、大騒キ也、

右ニ付、米売も相場等へ不抱、六升五合、七升ニ而も、行当り之者ハ売候次第、殊田地等売渡候者、所々ニ有之、又持人も不足、去年中者望人多候得共、田畑渡候者無之、当年者直段も大ニ安く相成候由、新田畑起ス者多シ、

一生糸請負人佐羽屋も、買方も不成、今更止候様も無之、大

困り之様子也、国中大困リニ候なり、右之次第天変ニ而、商ひ物買入ニハ都而損益多し、此節村々御年貢納方延引ニ相成、御責付メり役等被相廻候得共、錢之在分ハ、錢ニ而も納ニ相成、尤さし錢等ニ而可応候得共、錢ニ而ハ不相成由、追々被仰渡、尤御郡々々より登候錢、大駄数ニ而、千厩・大原両所納る錢、毎日廿駄・三拾駄登、依之道中筋より難儀相及候段願申上候ニ付、錢納不相成、金納ニ被仰渡候所、元より金不足、無之ニ付、錢ニ而相納候間、何分ニも小前納方難成、其義ニ付色々故障出来候而、村々大ニもめ合多し、正月中ニ者納相済嚴敷由也、

当御地頭様方ハ、御直段御吟味中ニ而、見詰納ニ相成候、是又未不濟、

一十二月廿六日大ニ寒氣、昨夕より雪少々ふる、氷り物出来候也、相応氷リニ成、

此間ハ天氣曇り勝也、廿七日、今日大雪之曆表書ニ候得共、大雪無之候、

奥郡糸出持合之御郡ハ、番(悉カ)く金札等ニ詰り、肝入衆并御代官様共々、御役付方御困り、郡中難義いたし候、町々市々不盛、売内誠ニ以無之、大不印、

一去年ハ酒方嚴敷候得共、かゆの銘ニ而所々在之、高直ニ而も吞者多く、酔潰れも相應ニ有之候所、当冬ハ米ハ有而も、金錢無之故か、酒も不売、酔而通る者無之由也、

当御郡ニ、清酒ハ一円無之、余郡共ニ御留ニ相成、濁酒計也、当年者金之凶年也、

一当町ハ壹盃八拾文 一とふふ廿文

一米ハ五升五合、内々ハ勝手次第、六升五合

一大ツ者金三步位、落申候、

右之外諸品追々下直ニ成、

一繰綿追々下落、当町金壹歩ニ百目ニ成、改正札ニ而廿四目位、伊達相場壹本金廿兩より拾八兩ニ成由、右同所ニ而も糸不捌ニ而、一統金詰り、尤壹万兩・貳万兩位糸方損金之衆在之由也、関東・上方共ニ金不足、糸ハ横浜不売、殊ニト口金下落故、糸壹箇宛(宛)百兩程下落ニ成、此間少々ト口金相場直り、銀四拾匁五分位ニ成、少々引上る由也、当秋ハ

大坂表ニ而買入候由也、繰綿ハ異国交易御指留ニ相成故、下直ニ成由、追々江戸より諸方へ注文ニ不抱相送下候由也、木綿も仕入元金より一割七・八分下ケ売方致候由、御城下店々江申来ル由也、

一江戸表、米兩ニ貳斗四升「」

一福島近辺ハ、兩ニ貳斗貳升「」

一江戸道中近辺ハ壹貫貳百三百文段々上中はたゞ

一仙台御領 八素宿百文より七百五拾文

はたご壹貫百文位貳朱位

一大坂歩ニニ而米五升五合位之由、存之外下直、

伊達辺之大株、兼而金持と申糸師仲間、此節金ニ行当ル程詰、諸上諸納ニ行当候ニ付、初ヲ引、米ヲ売、御年貢等上納致候由也、綿・木綿・古手等売急キ也、江戸表若異国人御相払、合戦ニも相成事難計、仍而持合之品ハ売払之心懸と相聞へ候、焼而も、損し而も、新敷普請不致と申事也、尤御屋敷く御相手次第売払と申事也、

一ツ橋將軍様ニハ、御隠居ニ被為成、二条之御城中へ御蟄居ニ被為成候由、禁中之御政事ニ相成由、大古ニ復と申事也、

一屋形様御事も、正月御発足御心懸ニ而、当廿八日海上船ニ而、三百人御侍ひ被相登、正月早々五百人同船ニ而御登之由、專御支度也、三切四切ニ而、都合三千人抜人ニ而御撰被遊候由也、寒沢^(寒風沢)浜より乗出候、

一江戸表、將軍様も無之、御政事御行届無之故力、浪人組又々起り、村々乱放致候ニ付、御向々達ニ成、兼而之向役八州廻り之御人数差向、制シ候所、人数も浪人組大勢烈敷候故、御向役不叶、仍而近国之御大名方へ被相頼、三頭程御出張之処、浪人組之者共申ニハ、何百人ニ而も恐候事ニ無之、併軍ヲ致候事ニ無之候、我々今日之浪用弁候得ハ不構候由ニ而、一向立去、上州之方へ去行候由、右様之次第故ニ、道中筋昼夜共ニ、追剥又ハ強盜多く、所々ニ而被推取故、忝人旅ハ難成候、関東も不納世と成、

一屋形様御事も、蒸気船 公儀御船ニ而、 江戸より忝万両御求め被遊、右船

ニ而正月五日頃御出立ニ而、海上大坂迄御登被遊候由、忝説ニ忝万人とも相唱候、未耽不分候、陸通ニ而ハ大金御入用ニ付、七分通海上ニ成由、過ル廿八日之三百人ハ、御^(行列)行烈ニ而御通也、併異国風縫詰・鉄砲・着ケン筒鉄炮ニ而御通と申候、是ハ異国随順之躰ニ而面白、西国方之御了簡と行違、如何之思召ニ候哉、不分なりと申候、屋形様御登り方へ面白と、色々御吟味在而、御陣言被仰候由也、

一御郡々之御年貢諸納、冬中皆済不成、所々村々ニ騒敷事共多、御役付中も大困り、諸納金正月中かゝり候共、皆済見詰不立容子也、当月初、折壁村中、室根山へ取集り、金太鞍ニ而大勢大騒キ在、仍而役々御代官様迄御出張、御聞届ニ成、右ハ御地頭様方御年貢相場高直ニ而、御引方、尤御郡相場下直ニ付、右御直段願候所、御聞済無之故、右之通騒動致候由、仍而是ハ御郡直段ニ而御取都相成候様御懸合ニ成、百姓中ハ騒動致候ニ付、御呵と成而相済也、

一御城下も又当座御貸上忝万両被仰付候由ニ而、店々拾人衆・融通組之衆中迷惑致候由也、然ニ江戸御用金より御下候金、

此間京屋持壹万両替ニ及而着之所ニ、荷馬よりおろし候内、五千両之箇壹ツ被盜取候而、大ぬニ騒キニ得候得共、翌日迄ニも不相知候ニ付、当惑致居候由也、何様弁納致候外無之御用金也、大変成事なり、

一廿八日市、相応ニ人相出、盛候得共、商ひハ無之候、

一肴類不足高直、田作り小一升式百文より五十文迄、だぶ片前ニ而四貫文、朝之内式貫文、不足ニ而上る、肴類不足故、早く「」

同夜緩ミ雨ふリニ成、廿九「」至而暖氣、如春走之、夜大風替リニ而、大晦日朝明方より寒氣ニ成、小雪さら／＼、道中大ぬかり、暮方より氷ニ成、

当町肴不足ニ付、千厩町ニ而買入之含ニ而参候処、是又弥不足、高直ニ而、鱈式貫前後、なめた壹疋三百文位、昼四つ時頃さつはり売払ニ成、遅キ人者肴を買兼戻る、肴計りハ、何程高直ニ而も売候事と申候、仍而肴・禽類争而買取、雉子杯ハ六百文より七百文、何年ニも無之不足、高直と申候、

若水桶不足、料紙不足、右之外ハ商ひ無之候、

諸勘定取引之事、是も何年ニも無之不取都、乍去全駄人々奢り成世柄故、四・五十前（半脱カ）とハ大違、都而上品ニ成、在々ニ而も土瓶も専ら用ゆ、女共近年天窓之飾り本田形百文位之品、節かんさし式百已上之品を用、前かけハ唐さん下り物ヲ買入用候也、男ハきせる五百文一朱位、三百文ハ至而安物ニ而、上ハ式朱壹貫文位之きせるを用、莫も金壹歩位より一步式朱、式歩位之品用ゆ、併余品ハ右之様ニ数品不用、誠恐入たる事替也、五拾文、七拾文、百文位きせるハ、死送之他無之候、

一宗兵衛事、同夜ニ入帰宅、御城下ニ而金配、糸指向候而も、外ニ而不分、木ニ而少々かり受候所、福島へ罷越之所、途中ニ而油屋之伝作殿出合、相談之上、同道ニ而下り着、

伊達も江戸并諸国共ニ金不足ニ而、人々難儀之由、世上一統也、生糸ハ江戸表壹万駄程不売残り、在異人共買入生糸、去年より如山の船積入置、人々ニ見せる糸ハ夥敷在之由、仍而不印也、何レ百両余之下ケニ而も不捌、其内仙台糸ハ少々望ミ有之容子ニ而、油屋より別段取抱ニ而少々買

入之含ニ而伝作殿下る、佐羽屋方ハ不買、御城下ニ留主居
商人残皆登る、交易方もト口相場下り、当時壹両分ニ三
十八匁外と申直段ニ而、糸其外共ニ国方金手取不宜候、ト
口直段四十匁、四十五六匁なれハ、手取宜、

一 繰綿等、国方不足高直ニ付、御指留ニ付、追々下落之所ニ、
今年綿之作上々ニ出来、殊ニ諸国作方多分出候ニ付、弥
下直ニ而、江戸江夥敷荷入着、仍而諸方江注文無之候而も、
送荷候而、下り又ハ商人衆買入而下り、仙府此節諸人之入
荷高、外店々持合共三千駄余在之由、仍而在々（得意）德意中へ送
荷下る、併何程下落相成哉も不知容子ニ付、人々下落を見
合、旧冬中不売也と申候、

一 当時綿金壹歩ニ百目改正ニ廿四五目、御城下ニ而ハ先分損
金ニ而、三十二兩之所老本廿四・五兩より廿弍兩位、福島ハ廿弍兩位よ
り拾八兩位と申候、大下落ニ成、正・二月ニ相成候ハ、
仙府も同様下り可申候、木綿追々下直ニ可相成候、当分
之損物ハ生糸、次ニ繰綿、世上一統持合分大損金也、金詰も
諸国一統詰る成、買入之品ハ何品共ニ損金ニ成、

此近辺葉蓂先買入五割余、七割倍之損、

一 穀物も追々下直ニ成、江戸表両ニ弍石四・五半より弍石程、
福しまも同所大ツ七升高也金壹歩ニ六升より五升五合、秋中ハ四升位三升七
合、仙府ハ七升壹歩、古川辺九升、若柳八升、

一 御城下表肴高直者無類也、御城下始より無之大高直、中見
世商ひ不印、福島ニ而ハ田作小壹升六百五拾文、余ハ右ニ
准る也、右何茂珍敷高直也、古ハ此辺ニ而小壹升三十三文
位也、

一 屋形様御発足、御買入之蒸気船未不相廻、延引ニ付、御出
立御延引、御供中も御指留也、然ニ

京・上方ハ弥騒動、合戦有之候間、当殿様ニハ御家督未タ
ニ無之候御身ニ而ハ、右戰場へハ御無用、御見合被遊、早
速御嗣子様御定め被遊候上、御上京可被遊旨、御早打仙着
ニ付、大晦日限り御一門様中御一統御早ニ而御登仙、道中
大取込之由也、將軍様ニハ北国方へ御しのひ被遊候由、京
守護職会津様は西国方之御相手ニ成由也、追々如何、何様

国方ハ御金ニ困る、此辺ハ遠奥ニ而、合戦等無之宜く候、

浜々漁事無之、凶年より六ツ敷、

御郡々村々、御年貢より諸納半納ニ而、越年ニ成よしなり、

慶応四年
明治元年
(二八六八)

写 左之通

慶応四辰年

正月元日晴曇り、寒シ、夜暮方小雪、古と違、元日ハ休ミ
同様、礼廻り無之、二日より出掛廻る、二日日和、静な
り、三日雨はれ、四日晴曇り、五日大ニ暖気、日和、六日
風、此間夜ニ雨、至而暖気大、如春也、大ぬかり、無類之
正月なり、一円不氷、晴而ハ風ニ成、未夕寒中也、年始礼
もそぞろニ而、花々敷事無之候、緩々追々と成、七日より
又寒く、八日大ニ寒気、暮方より雪、風、夜甚敷雪、嵐、
寒気強く、雪ハ六・七寸、夜明方よりゆるみ、静ニ而、九
日晴、日和ニ成而、雪大ニとけて、又風ニ成、

一伊達より油屋伝之助殿下着ス、八日なり、然ニ、江戸表又
大騒動ニ付、糸買留申来る、

一此度亦々江戸表大騒動ニ而、二の御丸ヲ薩州勢ニて廿三日
夜焼払、松平伊豆守様御出張ニ在、天璋院様盗出し、薩州
屋敷へ入置候所、関東勢酒井左衛門様之手ニ而、廿五日火
矢鉄炮を以、薩州屋敷江相掛、不残右屋敷焼払、打こわし、
大合戦ニ相成、然所、酒井軍勢日本無双之忠勇ヲ震ひ、終
ニ天章院様ヲ取戻シ、其上薩州勢大敗軍、此度者関東勢莫
太勝利御座候、併其後ハ如何之容子、一切相訳り不申候得
共、何分ニも心配之世ノ中御座候由、廿六日江戸出発之飛
脚を以申来候事、如此、

一伝作殿、大晦日ニ下り、三ヶ日休ミ、四日五日より年始廻
り之序ニ、糸買方手配、夫々と相談、取組見候所、去冬中
なれハ式百両ハ百八拾両ニ而も売払見切も可仕候所、越年
致、皆所ニより借質入等被成、尤あら玉之正月ニ相成故、
売気薄候成、尤損金之売物故、尺取不申、漸々式駄位之高
直段ハ品能キ所拔買故不安、式百三拾両前後ニ而買入ニ相
成、十日より気仙、(志津川)清水川江も手配遣候所、何方も当月末
方ニも不成候而ハ、売気ニも不成、同様之所、十四日夜、

御城下より早打之飛脚老人、五ツ時頃下着ス、江戸より過ル十一日出、三日ふり仙府へ入着、十三日之暮方六ツ時出立、老日一夜ニ而、今十四夜五ツ時下着、江戸より四日振ニ而当着、誠ニ早飛脚也、然ニ右は当正月二日より候哉、正月二日伏見より始日付無之、京都・大坂之両所大變、放火ニ而焼払之仕懸、大騒動ニ相成候由、則跡ハ合戦ニ可相成容子ニ付、早々御注進仕候由申来ル、追々如何、

右ニ付、糸買方無用、早々取仕舞歸候様之飛脚也、依而(志津川)清ツ川、気仙、其外手配之故、夜通之飛脚遣候事、誠ニ以三ヶ之津大變、大乱弥々起り、如何ニ可相成、驚人「」、急之為知ニ而、委く無之、

一御国方ニ而ハ、御家督様「」 宇和島御同家伊達遠江守様より御貰受ニ被為成候御事ニ而、当月十二日頃御出立、為御迎之、海上船ニ而三百人被遣候由也、

一御手前様より被相登候御方々、上方・江戸表之騒動ニは逃隱候由、何れも世上之噂さ、仙台方ハ評判不宜、扱々氣之毒也、全体之所ハ、御前之思召無然、御陣言申上候而も、

御聞入不被為在、御役々様方御困り之由、京都之御受、西国方之都合不宜方と申候、

屋形様御登之義、御延引と相成風、尤

御嗣子様御整被相濟候後ニ外御発駕難為成御容子也、全体西国方之含ニ者、南部・仙台ハ関東將軍家之方へ泥被居候物と評義相成容子、殊ニ殿様ニも異国風ケン筒等為持、縫詰鉄炮等之支度ニ御人数御心懸被仰出候由之事等ニ而、如此、

一將軍様ニは官職被退、何方へ何様為成候哉、不聞得候、毛利様ニハ京江御登、禁裏守護之職被仰付度由被仰上候ニ付、勅許被為成候由噂さ有之、実事ハ何様、委く不知候、追々共ニ合戦、異国人御打払ニ可相成容子なり、

一御国御領内、去冬より諸上納方、在々金銀等不足ニ而、上納取都未ニ過半残り、先以非常之御取都、錢納之分、東山之分近式千五六百兩程相納候分陸送、日々々々出荷ニ成、道中甚敷駅場難渋、千厩町ニ而も、村方加馬願ニ而相出相勤候由、中道中指滞、未ニ余郡よりも御城下御藏納ニ不相

成、何程と申、際限無之故、駄送可仕様無之願等申上候由、彼是国方駅々騒キ不少、誠ニ乱此地ニも在之なり、

一西ノ方へ夜々異星有之、太白星と見へ候、少々隔ちて忒ツ有、上下と見、大ニ光り、又薄く成、見得隠れ近く成、遠く成、暮より五ツ頃迄ニ而隠れ、不見得候なり、

一此間は寒暖殊ニ不同、十四日雪ふり、大ニ寒く、十五日同、寒気さらく、小雪何分薄雪ニ而余慶不降候、寒ハあらゝ可間ニ合也、昨今者殊ニ風強く、寒気也、十六日暁方より雪相応ニふり、四ツ過ニ晴而、又々風成、旧冬より寒く、度々小雪也、此間毎日雪風、十七日雪、朝晴風ニ成、

一去冬京屋持御用金五千何百両、着入之節盜取れ候、金子此頃風与なけ込れ、改見候所、七百兩程抜取、残金ヲ返し入候由、其者一円不知候得共、京屋ハ先以大慶此事ニ候やか、御上様共御大慶、

此義、京へ御帰之上と御相搦(後抄)在由也、
一會津様より仙府江、御加勢御頼之儀、御使者参り候ニ付、是又御吟味中之事、

御奉行様方ハ、徳川將軍家江御泥ミ有之所、御一門様中ハ御泥ミ無之、不及加勢ニ之御談ニ而、未夕御決定無之候得共、屋形様御始、御奉行様方大ニ御泥ミ、思召違なりと人々噂申事ニ候、會津様へ御加勢被遣候様ニ而ハ、京・西国方之敵と可相成事眼前之事ニ候、右之御容子ニ付、但木土佐様京ニ而騒動之折逃去、仙台士ならば打留よと、声□而追れ候由、粗噂有之、坂英力様ハ江戸ニ而逃□□兩人之□□未ニ行衛不知と相噂、無扱次第□□、何分勝れ、諸人より秀たる御奉行御出成相成不申候而ハ、納り不申、今天下分目、大切之場合ニ相成候事、御一門様方ニ而も、当分御若愚多なりと申候、勝れたる御人有之候へとも、御役ニ不被出候様子也、

正月十八日、昨夜雪、朝晴、当月は冬之様、度々薄雪ふり、寒も去冬よりさむし、十九日風、寒気也、廿日同、寒気不緩候、

京卷 写

十二月八日九ツ時、万石已上不残参内被仰出、主人在京無之候ハ、留主居罷出、長・防寛大之御処置、大膳父子被免、入洛、官位如元之被仰出候段、一統江見込次第御尋在之、夜ニ入御評定、前文之訊被仰出、翌九日朝、薩・芸之兵卒、各二大斗、大炮数十挺引廻シ、九門内江入、六門御警衛、王政復古、幕府被相廢、門備攝籙被相止、堂上方撰政始御撰家・御華族共ニ、七人参内被相扣、其他種々被仰渡在之、晚ニ土州容堂参内ス、会津・桑名守護職・所司代病氣ニ付、御免願出、如願之相濟、十日総裁・議定・参与之三職被相設旨被仰出、総裁ハ有栖川、議定者中山大納言、土御門大納言、正親町三条大納言、尾、越、芸、土、薩、外ニ山科宮、仁和寺宮十人、参与者大原宰相、万里小路、右大弁長谷三位、岩倉前中將、橋本少將、尾、芸、越、土、薩、五藩之臣各三人宛、都合廿人与被相定、会津、芸、因、蛤御門者備前并十津川郷士代り入、公家門前同警衛ハ土州代り入、御台所御門前京都見廻役ハ、松浦肥前守代り、其外境町、中立売御門、大内六門、内外共ニ薩、芸、土之三藩兵隊野陣仮番ニ而、日夜嚴重ニ警固ス、加州者九

日着、細川、備前ハ近日着之由、長、薩家老并人数着、市中之騒動不一方、堂上・地下之奥方立退等、日夜血散哭泣之声も間々相聞得、近衛殿といへ共、平公家ともに夫々御立退、十二日將軍より、此様之場合ニ付、家来下々之者、武者輕率之振舞より大事を引興シ、輦轂之下ヲ騒擾致候得者、奉恐入候ニ付、一先ツ大坂表江罷下候段御届、直様大坂江罷下、依之人氣少く、安堵之形勢ニ相成候、

又江戸方、

十二月廿三日晚寅刻、二ノ丸より出火ニ而丸焼、即刻鎮火仕候、同廿五日、薩州屋布公義(屋敷)より人数を以取卷、鉄炮大炮を以打合、双方怪我人在之由、市中大騒キ、御屋敷共焼払ニ相成、御門見付、端々迄之御固在之、此末何様可相成哉、不安事ニ御座候、乍然七ツ時頃ハ下火ニ相成事、右之通申来候間、為御知申上候、已上、

十二月廿九日

嶋屋佐右衛門

右ハ第一番手前へ申来り候、

少々行違在之候 跡分上方共ニ手前へ先ニ参候、

又々正月十九日早飛脚到来ス

京大坂之事大合戦 写

正月三日大坂御城御発陣

將軍様御上洛先陣

当世ノ軍ニハ騎馬ノ

勢不用、皆歩軍也

馬不入、鎧も少シ

古と大違

酒井雅楽頭様

姫路

松平隠岐守様

松山 備後ノ御老中也

松平肥後守様

会津

右御勢三万余騎 御本陣上様、御旗本之勢、後陣者紀州様、

御出勢之所、山崎天王山辺ニ而、中山勢土州、薩州、長州、

右三家之人数相守、イツれ戦と□、細川様之勢も有之事と

外注進ニ見得候、其外京御通之諸侯方、阿州、土州、

(肥前)ヒセン大村、備前、烈敷取合ニ相成候由、勝敗者相分り不

申候得共、誠ニ恐敷事ニ相成、又伏見、鳥羽、淀辺放火、

近辺不残焼払ニ相成候事、尾州家之御付御家老成瀬隼人正

様上坂被成、尾州大納言之首級を以、随従本領安堵願

尾州侯ハ、京方ニ被為成候ニ付、右之外
出候よし、御聞入不相成、但此文不分り、

一尾州、越前、安芸、土佐、薩摩、長州、

右六家者一度、外 此内尾州・越前御両方ハ將軍家不分

りナリ、

関東御身方^(味方)之諸侯方在之容子候得共、日本分め之騒動故、

中々三五年ニ者静ひつ無覚速相見得申候、右之騒動ニ而

浜表も不景氣、扱々困入、心痛無此上事ニ御座候

正月十日 上野屋金七様 同忠作

一御当家ニ而ハ、屋形様御上京之義御吟味、御一門様方御不

同意ニ而御指扣ニ成、先達伊予伊達遠江様より御貫請被遊

候御家督様為御迎之船ニ而、三百人為御登被成置候所、右

之御方を以御名代ニ被遣候事ニ御吟味相成、御指替と成、

依而又々当過ル十四日船ニ而出航、五百五拾人先分より抜

人ニ而為御登被遊候由之事、

然ニ、又会津より御加勢并ニ兵糧米三万石御無心之御使者

来着被申出候よし相聞候、

右旁何角と御用多大取込、

且又去冬為御登之但木様并坂英力様御事、京都・江戸御両

人共ニ何様相成候哉、未夕御注進無之義不分ニ而、節角御

案し被成置候由也、

右英力様御事、二月初ニ御下着被成候由也、但木様ハ近

江御知行所ニ御止宿之由、

一十九日之早飛脚、廿日出立為登候所ニ、又々廿日暮後五ツ上刻早飛脚來着、當時手前ニ糸買方客人滯留ニ付、三ヶ度め之早也、福島より十八日出ニ而、

一今日当着、然ニ上方大合戦ニ相成、長州方勝利ニ成而、関東方会津勢殊大敗軍、大坂町中不残焼払、御城者落城と相成、上様并会津様、松平越中様、中国之福しまの御本家板倉様四頭、火船ニ而江戸表

へ過ル十三日御帰府之由、左候得者、長州勢江戸迄も追懸可申抔と人々申事ニ御座候、右ニ付御府内大混雜之趣申参候間、弥々糸之買方一切く御無用也、片時早く切上、御帰り可被下候、以上、

正月十八日出、当地迄三日振也、廿日着、今朝出立登帰候、廿一日上日和、

此間者雪もふり不申候得共、寒氣者相応也、去冬之余寒、追々ニ成而、長引候、

一廿三日日和、廿一日御地頭様方より御触ニ而、

一錢相場 金壹歩ニ代式貫文通用

一改正手形 壹枚代五百文也

当百文八百文と也

一 百廿五文也

右之通通用可仕由御触なり、

御城下表ハ過ル十三日御触相成候由、当百錢ハ去秋八拾文之割御触ニ候所、小せん下直ニ成候ニ付、此度八百文と成、江戸表他国共、錢式貫文通用ハ去年より、御国者遅く御触在、併御郡御触未ニ無之候事、

小売錢商ひハ又□□可被成也、

一御地頭様ニも、若旦那御登被為蒙仰候ニ付、御家中より四人御召連、御供被仰付候由也、依村町江拔々御貸上被仰付候事、

未夕御請之者不聞候 是も御見合被成、

右御登りハ止ニ成、会津御征伐之御人数ニ替ル、

一上方合戦、長州方播州姫路之酒井雅楽守様御城落城相成、

次ニ紀州若山(和歌山)も責落し、又江州膳所之御城、勢州桑名御城、

松平越中守様御持城共ニ四ヶ所之城々、西国方ニ責落され

候由、徳川將軍之家ひしくと敗軍、尤京表者、將軍様方

懸り之御方者、皆前ニ印候通被相除候事ニ而、長州様江守護

職被仰付候故ニ、今ニ而ハ將軍家天子へ朝敵と相成候由之

書付相唱候、

西国勢者、追々東海道近辺之城々相落、関東へ責下り可申
容子ニ付、町家見世店戸ヲ指、取片付、立退計リニ支度致
候由、右ニ付、仙府ニ而も大ニ騒ケ敷容子、

大殿様御発駕御見合ニ相成候由なり、

又国分氏之便ニ而申来候由、委ハ本文ニ、徳川公は朝敵ト
相成詔勅ニ奉申上候有之候て、仁和寺宮共ニ、日月之錦之
御幡ヒル返し而、徳川御征討との御事ニ相成候、此節江戸
方彦根之御城へ押寄られ候由ナリ

一 廿八日上日和、小月廿九日大ニ暖気、雨ニ成、小雨なり、

一 御手前江、会津より加勢等御無心来候、御使者滞留中、又
最上上ノ山よりも御加勢御無心来る候所ニ、徳川家大敗軍、
江戸江御下着之由相聞得候ニ付、会津之御使者涙ヲ流し、
御□事無之内早々出立帰り候由、上ノ山江ハ先□候哉、忒
百人程御貸被遣候様御都合相成候哉、三組之内へ被仰付候
由風聞有之候、止ニ相成哉、徳川公朝敵と被為成候ニ付、
官軍御発向ニ而ハ、御手前様ニ而も徳川家へ御加勢者為成聞

敷候事も、何様御評議相成候哉、不知事也、此義何方へも
不被遣、被相止候由也、

二月朔日雨氣ニ而曇り、夜忒三寸之雪、三日風、寒氣、四
日同、

一 奥郡一統銭相庭之事ニ而、納御勘定難立窺、被相達未不分、
御郡方式貫文之御触出無之候、

一 近年御渡塩御引進ニ而、一統迷惑指痛候所、今年ハ御金入
ニ付、早ク御渡り之御首尾合、先月廿八日頃より今明之内
御渡り相成由、結構也、
当村二日御渡

一 大豆ハ、去冬より高く引上、当時七貫五百文八貫文ニ上ル、
一米者、存之外不安下、問屋五斗七貫文、内証小手六升余迄、
一 魚類ハ不漁、弥々高し、

一 銭相庭、先日御内より御触ニ而、忒貫文取引相成候得共、
御郡方御触無之、又御城下表一応御触在之候所、願等出、
御吟味替り色々混雜、忒貫文ハ止候由ふれ合、困候、

一 四日、初午也、此間ハ又如冬寒氣差返し、

一 当村ニも、諸上納方ニ而又混さつ相出候、錢者七五ニ而御取立相成候間、右并石物直段高直之所、御郡相庭ニ而上納被成置度奉願候事也、

四日之夜、氣仙沼辺八・九寸之雪、六日ハ此辺雨、大雨終日ふる、七日上日和、八日雪、あれ候成、

一 屋形様御事、御発足之御心懸被遊候所、此頃坂英力様并大内様御遊歴御帰り、追々上方容子被仰上候ニ付、御吟味、御登ハ被相止、御見合ニ成、御隣国無心之義御断ニ成、江戸御屋敷・在郷初、惣御道具船ニ而一ウ御下シ被成置、大凡千駄程相成候由、一字被取払被成、將軍家より御手前へ、日光山口御堅め御頼被仰遣候所、御返事御受不被成置候由也、全体ハ御先祖様先年厚ク御世話被為成御情合を以、当 屋形様深ク御泥ミ被遊、御一門様方御吟味御面倒被成置候所、此節ニ相成而ハ、徳川家朝敵との訳ニ而、京表一字御切替、西国方守護と成、尚又御所官人方も御替りニ成、依之屋形様、御名代大條孫三郎様被召出、直々御上

京蒙仰せらる由、此御方ハ当時御撰ミナリ、此節御奉行兼候御方九人と申候、近江江但木様御迎七十人為御登被成置よしの事、

一 尾張様并越前ノ福井様共、將軍徳川家之御一家重立御旁とニ候得共、此度京都方と被為成候様相見得候事、 当分合戦ハ御休相成候由、

一 但木土佐様為御迎之、七十人程ニ而御登り、伊勢へ着船之所、伊七路も騒ケ敷候ニ付、又乘戻、江戸江上り、御下屋敷ニ滞留之由なり、

上方騒キ、時々之便書難尺候、

一 駄場繼立之御定、諸賃錢之義、先達而割増之御触、一統六双倍五割との事ニ付、五分と五割との違不分ニ而、伺ニ相成候由也、何レニ六双倍余之賃ニ而、並駄賃錢より増ニ成、町々は商人之荷より諸土方之人馬繼立ヲ望而、大ニ宜、脇往還是迄ハ至而少せんニ候所、此割増ニ而ハ、一統取目能、百文之所ハ六百五拾文と相成候、

二月八日、錢相庭御郡方より御触出成□、壹貫六百文者御取立、諸上納方御相庭、小前諸商人通用ハ弍貫文、取引時

相場ニ可仕候事、押付ニ相成候、

石ノ巻鑄銭ニ而沢山ニ出ル、尤鉄大セんなり、依而下直ニ

成、他国共ニ去年より式貫文通用也、御国ハ遅ク相成候間、

他領より却而入銭相成□、御城下拾人衆より願上、式貫ニ

成、鑄セン□□薪売者無之、銭計リニ而困、仍鑄センも

止ニ可相成容子ニ申候事、

同八日雪ふり、大嵐ニ而大ニ寒氣、未夕正月之節、去冬暖

氣の残寒也、九日きく日、晴ルニ相成候、昨日ハ終日雪相

応ニふる、今日ハとけニ成、

一米相場も、存之外不下候、尤銭下直ニ相成候間、銭売物ハ

弥々高直ニ成、

一手拭者、四百文ニ相聞得候、

一糸綿、改正札ニ而廿五日、却而高し、

代直し五百文也

二月十日、終日雨ふり、暖氣、

一 追々所々より来ル上方巻、難書尽、仍而拔書写 御役付新

ニ

三職

総裁有栖川卿宮 此御方ハ親王様御家也

議定 仁和寺宮 山階宮

中山前大納言 正親町条前大納言 中御門中納言 尾州大

納言 越前宰相 安芸少将 薩摩少将 土佐前中将

参与

大原宰相 万里小路右大弁宰相 長谷三位 橋本少将 岩

倉前中将 尾藩三人 越藩三人 芸藩三人 土藩同 薩藩

同

一 太政官始、追々可為興候間、其旨可心得居候事、

一 朝廷礼式、追々御改正可被在候得共、先撰御録門流之義被

延候事、

一 近年物価格別騰貴、如何共すへからさる勢ひ、富者ハ益富

を累ね、貧き者益窮兎ニ至り、畢竟政令不正より不致、民

ハ王者の基たる事、御一新之折柄、

帝被惱宸襟候、智謀識救弊之策有之候ハ、無誰彼可被申

出候事、

藩士参与之名面

尾州

荒川甚作 丹田惇太郎 田中邦之助

越前

中根雪江 酒井十之進 毛受庄之助

薩州

岩下佐膳 西郷吉之助 大久保市蔵

芸州

土将曹 桜井与四郎 窪田平治

土佐

後藤象次郎 福岡藤治 神山九兵衛

追々被命参与

熊本

溝口孤雲 津田山三郎

柳川

大坂 美濃

十時撰津

小原仁兵衛 大垣

家老

号鉄心

外ニ

風説書

一 兵庫開港之一件者、大樹公奏聞無余儀次第在之、無抛当三

月御差許ニ相成、尤諸藩被為召、見込等御聞之上者、諸家之建言品々在之、十二月七日より交易御免之事、

一 大坂及富家共百廿余軒江交易被仰渡候事、

兵庫

廿式軒御請ニ成候処、九月中■御役者之□□□兵庫ニ一夜

ニ仕着場取立荷廿六ノ内式人首切、右場所へ獄門ニ掛、交易之物成敗杯と申大札ヲ立候、仍残百人余御請不仕候、

一 將軍家ニ而ハ、松前之地異国江御売被置候由之噂なりと申候、外色々在、

一 此頃京都より、奥州并出羽大名計□□征伐致候様ニとの勅

命、仙府へ来着、会津若松公ヲ、仙台一手ヲ以征伐可在之との仰御到来之由、猶追々上方御勢御下向之御趣被仰渡由也、

一 上方より来ル写書之内ニ、將軍家へ被仰渡ニハ、先年和宮御姫御降嫁被為在、其後將軍薨去、且 先帝攘夷成功之叡願より被為許候処、始終奸吏之作謀ニ出、御無詮之上ハ、旁一日も早 御還京被促度、近日御迎公卿被指遣候間、其旨相心得居候事 御姫君ヲ可返スとの御事ニ相見得候事

也、

一江戸より申来ル書ニハ、將軍様ニ而異国人御頼、長州江何
国人、土佐へ何国人、薩摩江何人と軍勢御指向、合戦之
手配被為成、江戸江京より 禁帝守護し奉候御吟味ニ而、
御城中大急御普請被成置候由也、 仙台様江ハ日光御固メ
被相頼候由相見得候、色々申事也、

一生糸・綿、ほつくくと買人相下り、少々ツ、買入、式百
四・五十両、六拾兩位迄、手前客人滞留、氣仙ニ而六固程
買入、昨十三日帰り来ル、

十二日より二月之節ニ相成候曆之表也、当月ニ相成寒、十
一日・十二日・十三日、昼夜雪、風、十二日ハ大嵐、十三
日中風、十四日昨夜より今日雪、寒、

十三日市不盛、人不立候、誠ニ市日ハすたり候事也、

一米者少々引上之方、五升五合

一大豆八貫文、小麦同し

一肴類殊之外高、然し売る者妙也、

一かれい大^{中の}杓^二而五百文

一塩鱈杓本 杓貫弍、三百文

一千するめ一連 五百文

一あさり小杓升 弍百文

一柴のり拾枚 杓状弍百文

一赤魚杓本ニ

たなこ式枚 〆五百文

一中たら杓本 杓〆三百文

〆

肴不漁ニ而、浜々難儀之由也、

二月十七日、日和之訳ニ候得共、此間者十五日ニも毎日小
雪、十四日雪ハ五・六寸之雪也、寒氣相応ニ而曇り勝、去
冬緩々敷故ニ、追々寒氣長く成候、

一 駅場賃錢御割増之割、六双倍・五割之間不訳リニ而、御
郡々より伺相達候ニ付、御上ニ而も江戸表へ御取合ニ相成
候ニ付、其間中は元百文之所、七百五拾文ニ而繼立請取候
様、役前筆代拾文取納候様被仰渡候、右ニ付御諸土方往来

繼立至而不足ニ成、町場ハ大ニ宜相成候事、并駄賃より高く相成候也、

一手前客油屋、生糸七箇ニ而十四日登せ、伝作御客兩人并平治同道ニ而十七日登候、外買人も少々ツ、買人登候、残糸も在之候、世の中騒ケ敷故、はらく買人不申候、惣休、此辺ハ少々残ル、品宜分拔候、余村余郡残り、

二月廿一日昨夕より今日雨ふり、廿五日晴□□漸々少暖氣ニ成、

一御当様御一手を以、会津若松松平肥後守様御征伐可仕旨御勅定被為在候ニ付、御家中方へ「」

……………（この間、数行分破損）……………

一御隣「」御事「」

此度会津御征伐被為蒙候由、拙者義も御□□罷出度候間、何之御用ニ而も、御家中同様御用□被仰付度由被仰越候ニ

付、其段早々御取受之上、京都江も早々御達被成置候由也、

二月廿四日日和、日かん入口、廿五日上日和、併春寒難去、日中ハ暖ニ而、朝夕殊之外寒氣、さらく雪花有、廿六日至而寒風在、廿七日日かん中日也、社日晦日、

一御城下表、此節近国十八頭御大名様、并出羽之御方共ニ、仙府へ追々御使者を以被仰越、御出入多く、町中も大ニ取込、

御手前様、会津御征伐、并ニ奥羽両国之大小名徳川家征伐之義被 仰渡候ニ付、御旗頭之事ニ付、諸事御随順之義共ニ御取合被為在候事ニ候哉と、推察御取合之事、何レ之義一円分り不申候事也、当分上方大條様迄御註進、尚御下向ヲ御待候様子、会津様ニハ上方戦ニ而重立侍ひ打死、其外雑兵共ニ二万人も失ひ、此節戦之力落ニ成、迎も仙台へ御相手不及候御吟味ニ而、御手前へ御降参ニ而、最初両度ハ兵糧等御無心、其後ハ何卒御征伐之義被相免、半地指上候而も、是迄之通相統罷在候様御取計奉願候由、両三度御使者被遣候由、殊ニ又江戸一ツ橋将様よりも御使者御下之由、

屋形様并御一統御迷惑、何分京都より 御簾并大條様御下り、御容子次第、御和談ニも万一可相成歟、難計、

当時江戸同様、粗々御使者御出入、

御出陣之御同勢、大割、

一先陣者片倉小十郎様

但此先^ニ第二番鮎貝志摩様

御物見ヲ兼

夫より段々

一屋形様御直御出陣被遊候由

右御役割御出陣之節替候跡へ在、

一後陣茂庭様、御旧例之通、

一伊達筑前様御事ハ、伊達御境大木戸御堅メ、其外所々御割

合在之、

御備御出陣之番組、未夕不知、追々、

一手前平治系間違有、先日登仙致、廿六日夜下着ニ而相咄候、

正月より商売相成、御城下入之分、生糸荷百余箇、御城下

拾人衆手配、并他国分共ニ一字御指留、当分御上ニ而御借

受之由ニ被仰渡、直々駄送、船ニ而海上為御積登、塩釜出

御積入ニ相成候由、商人中大ニ当惑之仕合、如何様ニも可致様無之、困り居候由也、仍町家共ニ商人中大ニ騒ケ敷

事也、

此義至而御非常之事也、

一国々之御使者ハ、国分町宿屋中御出、会所ハ外陣屋ニ而、

御奉行「 」殿方三御役御立合ニ而御問合「 」御

三役様方「 」御出「 」(……以

降、原本破損のため判読出来ず ……)

一去「 」

誰「 」

……(この間、落丁あり)……

三拾弍頭仙表江上府致候様御首尾成而、毎日之往来繁候也、

□大名様方御上下御出入、弥々取込、右御宿所ハ、寺々江

被仰付□、

京方御宿札左之御三方也

奥羽鎮撫総督本陣

奥羽鎮撫副督本陣

奥羽鎮撫參謀本陣

右之御方、御退屈御凌、大ノ原(台原)ニ而火術并煉笛杯御覽ニ入候由也、

過ル三月廿七日ニハ、会津御発向之先陣、伊達筑前様并大條様、

御両方千余人ツ、、式千余人之御行列御覽ニ而、尤花々敷

御形(行束)そく、上方之御方も御賞美被成候由也、

右之外追々毎日之様御出立、屋形様ニハ七日御発駕と御

日取成由、少御延引成、

一 町々の御制札御書替ニ付、当町も四月朔日古札ハ御取上ニ成、御諸士之賃錢窺、此間ハ又違而、百文之所ハ三百文位之御割ニ成由也、

一 仁和寺宮様者、摺(殿河)河府中迄御下向在、御滞留之由、

一 鮎貝兵庫様御事者、羽州庄内江御向へ被向候由也、是ニ誤

柄有之御同勢千人位、追々承候ニ、又御指替ニ相成候共申、

色々区々の説也、一体之御同勢者前後御替り在之、

一 山立獵師共江も、戰場御召遣ニ付、御首尾先達而ニ被仰渡、

当村八人之内耆人、昨日御割付ニ而、仲間償金五拾切を以

頼、二日出立為登候所、又々三日ニ跡御割付被仰渡、大ノ御判持共当惑致候由也、

一 山伏衆中者、宗法頭より去年より被仰付、兵法も稽古致、御備ニ成候なり、

一 村々江御人足御割付參候由、軍場諸色持運ひ方ニ而も御用ひニ可相成候、

一 此節人々近年軍咄不絶事ニ而、小供迄咄合居候処、先日会津御出陣前、石ノ巻海道の矢元町辺(矢本)、手習小供寄合、大勢

門弟式・三ヶ所人数集り、式手ニ分チ、西方ハ会津、東方ハ仙台と成、両方へ陣屋ヲ懸、戰場間数見合、大將成者年

十五、六才、夫より下也、然ニ相闘(合闘)を以戦を始、大ニ打合、互ニ争ひ、仙台方押立られ敗走す、西方勝ニ乘而、追打之

所ニ、やふかけより□勢起り立、さんくニ追まくり、其内ニ先一兩人拔かりして、西方陣屋へ火をかけ、焼□□成

而大騒キ、会津方の敗軍と成、仙台□大勝□、右之火事ニ而、町方近所大ニ騒動スなり、其俣ニも不成、

入寺へ候由、大笑ひ、但小供之軍法珍敷と為ス、

…………… (この間、落丁あり) ……………

四月五日、朝昨日より寒く、大霜も下る、仍又寒く成、六日曇り、七日曇り、

今七日 屋形様御出陣被遊候ニ付、郡村一統朝精進致、神社江參、御勝利被為成候様可奉祈上候段御触相廻、參詣致候事、当御家中之御方々茂、御供登旁ニ而、昨夕竹駒宮江夜籠り參詣有、

右延引ニ成、

一 南部様ニも、仙台へ御加勢御人数被進候由也、

此度御征伐之義ニ付而ハ、色々様々之事有之由、風唱人々日々々々咄合有之、書印難候也、

一 今七日又来る写左ニ、

須賀川より為知之、嶋屋左右衛門殿より三月廿九日出之状
一 当月廿六日夜、水戸御家来千人余白川着相成、尚又会津御人数今夜長沼・今泉迄五千人余泊り、明日白川江御乗込ニ相成候趣、同所市中大騒動ニ御座候、此後如何成行可申哉
難計、早々為御知申上候と申事也、仍而ハ、御手前先陣丁

度の御出合ニ、無程合戦ニ可相成候、存之外大合戦ニ可相成哉、

四月八日朝雨ふり、尤南暖氣候所、昼四ツ時より晴、曇り、風ニ成、又寒シ、九日朝大霜ニ而、至而寒し、此節桑ほき立候由、例年より当年ハ早く萌立、霜ニ当り候哉と存られ候、

一 此間者、浜方漁事在、肴類も、先達中より參候処、八日市かれい壺連五百五十より五百文位ニ成り、追々安く成、

一 錢相庭之義ハ、大ニ崩れ、相手次第下落ス、此節御用金上納ニ、錢ニ而ハ難成、金納也、諸才覺手配致候而茂、金不調ニ而、稀ニ錢を金ニ替、貳貫五百文位より三貫文壺歩位之取行ニ成、東西南北、右之通氣仙沼辺三貫貳百文迄、南方ニも此直段相聞得候、上納之御首尾嚴敷、何分金ニハ御領内一統困り候由、依而米直段ハ不及申、大豆・麦等迄大ニ引下候、此辺壺斗ニ而も買人無之、

大ツも、此節六貫位と落る、都之品為金無之、錢と金ニ而

大違也、店々見世商ひ一円と申様無之候、成程御地頭様諸士方并御入金者大分、右御軍用ニ而被召上、国中之金さつはり札共ニ立払ニ可相成、尤未ニ御上金共ニ上納ハ三・四分通残り居可申容子也、米も大分御入用ニ可相成容子也、

軍之事、絵本ニ而計り見居候処、近年西国より上方、此節奥州ニ始り、此節先陣ハ伊達桑折迄ニ而合戦ニ成由申来り候、恐しき事と成「九日」、段々三百年來之乱ニなり、

一末治事、佐沼町へ今日見習奉公ニ遣、

……………（この間、落丁あり）……………

百式、三拾人も在之候哉、守護之御方夥く光りか、やき、御同勢壹万七千人と申候、過ル廿六日より引も不切、道中先々支而御延引也、

又十二日ハ、京方御勅使九条様并御三方也、同戦場江御出駕被遊、同錦ノ御簾者日の丸ニ候由也、日月金銀ニ而縫付御立候也、矢張御馬也、御附の士三百余人、外御手前様よ

り五・六百人御添、何様一千人程御同勢ニ而、御簾杯ハ日ニ詠候而光耀き、誠ニ尊とき御簾也、

右両日之御発駕、御行粧者諸人目を驚ス、誠以御見事成拜見物也、一体之惣人数大凡七万人程と之御人数と相咄候、外又南部様御事者、御加勢之訳ニ而、今日頃仙府御入着之由、外様御大名様も御加勢、先立ニ而被為在候哉、何分御城下も諸方へ残之御大家御諸士御城下廻り御堅め相成、御城内御留主居ハ弥々一ノ関様也大将ニ而、御一門様之内其外御役々

又屋形様御先成

右之通り御出陣被為成候而茂、御城下之取込、御他領御諸士共々御出入旁、江戸同様夥シ、

南部様御同勢三千五百人ニ而段々御登、毎日御家中御通、仙府へ引続、仙府之前後道中不引切、仙台勢共ニ宿屋付、旅籠代ハ老人前三百文ツ、御払被相渡、余りハ野陣也、近国之御大名様方、仙府へ御荷物札、仙台江登荷と言御書付也、西南ノ御方ニ而右之通、

一此度被召上候処之是迄之御領地、并ニ其外共ニ、伊達・信夫又ハ出羽之内等都合高式拾八万八千石、当時御手前様御預り地と為成候由相聞得候、

一此節ニ相成候而ハ、御人数も余慶ニ成候間、相戻候様御指
圖ニ而御城下へ被指置候、外ハ家元へ被相戻候由、又不參
人ハ残り多しと申候、

一十九日日和、四月之節ニ入、此間天氣続、風多シ、

今日当所組拔衆中、御出入司御支配之分三人、本家共ニ登
仙出立ス、御郡奉行様御支配未夕御日指無之候、併組拔ハ
常々宜と申而、右ニ成候処、此節何もイヤ成事と大るニ後
悔ス、尤大ニ金入用ニ成、手前ハ其頃大ニ被進候得共、組
拔ニ不相成、依而此節ハ軍場江御召被遣候事も無之、一方
之安心也、乍併如斯乱世、軍と相成候而ハ、百姓前茂事多
く、諸人足、此年ハ御用金も三方四方より御無心、御用甚
困り、難渋致候事也、追々段々百姓前難義ニ及候時節ニ成、
一過ル十九日より廿日、廿一日大るニ暖氣強く、仍而俄草木
蒔立、蚕も十四、五日頃よりむへ出、蒔立の桑霜焼ニ而難
義ス、昨今又次蚕むへる、今廿一日朝より曇り、暑くし而、
昼より雨ふりと□、此頃引続無雨、照込、桑麦ハ雨を待所

也、幸ひの上雨也、四月ノ中曆表廿九日也、蚕ハ些々早
シ、俄暑サニたまされ、見当より早くむへる、廿一日之夜
相応雨、廿二日朝迄晴而曇り、東風之氣ニ而冷々敷、此雨
ニ而麦苗代・桑、都而万物宜、今年麦相応之作合ニ見へ候、

一当月始頃、氣仙高田町酒屋一軒焼失、又無程不遠出火、一
宇焼失痛入候、大焼也、

一江戸表之事、此程ハ痛入タル在様也と申候、表戸明置候家
無之相見へ候、人ハ何様、屋守杯計り居候風、暗闇同様
也、

御征伐之上方勢四方御堅め、往来安々難成、東海東山両道
より御下向、仁和寺宮様御大将ニ而、御両方両国薩・長、
其外軍勢ニ而、然ニ、徳川家之一橋卿、私義段々申上候、
通行へ不宜、右之仕合ニ御座候間、敵対不仕候、何様之罪
科被仰付候共、御恨ミ無御座候段品々申上られ候由ニ付、
軍のはつみ無之、仍而一橋卿水戸様之方へ当時御預リニと
被為成由也、御城者尾張様江御預リニ成由、右之次第ニ而、
江戸ハ早く片付候ニ付、先達会津へ御人数分ニ而被相向、

併仙台様持切ニ付、口々御堅のミ、会津へハ不入、御扣之由也、

過ル十七日、伊達將監様京より御下リニ而、当御陣所岩沼

水沢

御在陣九条様江直々御着、入京より之御勅宣被仰上候故屋形様白石御城御在陣へ大急被仰遣候ニ付、御前様夜通ニ岩沼御陣所へ御入被遊、御三方御引合御吟味之上、会津御征伐ヲ被相宥、米沢上杉公之方御征伐可被成との之御事と御吟味有之由、全体先達上杉方へ御指図ニ而、会津城責先陣可致被仰遣候所ニ、無其義、殊ニ又以前御国之御セ話ニ相成候米沢百姓共、此節仙台御陣所へ凡弍千人程罷越、申出候ニハ、会津方へ合体致され、裏切、御敵対可仕心掛ニ相聞得申候、依而御註進申上候間、御打入ニも御座候ハ、以前之御恩報し上度、御案内可申上候段申出候ニ付、御吟味ニ成由、伊達將監様此度之御首尾都合宜と唱ひ、又但木様・三好様御兩人ハ御不首尾ニ而、御咎メ在之由、此節色々唱ひ多日々也、南部より先日より毎日小荷駄馬廿疋三十疋と申様、仙府江兵粮并諸荷物駄送、馬ハ則軍用ニ成仕かけなり、夥く入来候、

全体会津様之御心懸ハ、仙台公御発向ニ候ハ、降伏シ而、戦ひ等ニ不及、何ニも成へし、余国之仁責来候ハ、成丈働、相死ニ可致との御究也と申候、右之覚悟ニ相聞得候ニ付、他国御大名勢ハ会津之御領江不入、只道々口々御扣、堅計也、仙台之軍勢、此節会津近く湯原ニ先陣ハ、御滞陣ニ而、此方より之御指図ヲ待居られ候由、彼ノ方参候者、昨日此地へ帰り候者相咄候由承り申候、

四月廿四日日和ニ成、昨日ハ風寒し、曇リ勝、此節蚕所々大ニむへる、此間之霜ニ而桑少々痛候

一 近年軍装速ハ、古と違、鎧、甲ハ不用、(陣笠)陳笠ニ縫詰、鉄炮と唱候、着込クサリ入、又ハから金錢・文セン縫付、中形杯ノ如く真綿入、上ハ羽ニ重ニ而仕立、其上着ハ半切着用ニ而、陣羽折ハ様々、仙台印ニ黒の五分と云唐切ニ而、廻リニ付ル月印一統也、右之品仙府店々売切、外より買集、物々片ヨリニ而売候由也、

一 御城下ハ、米直段ハ金歩ニ六升位、此節大入込ニ付、引上

候由なり、在々ハ安し、御城下ハ肴類も高直なりと申候、

一軍之風、古と違而、弓と鎗ハ不足ニし而、刃付之鉄炮多

面々

ク持、御行列ニ御士ひ方多く歩ニ而、名々手鎗ニ而御出陣

也、去年異国船二艘ニ而拾万両とヤラ御買入、御用ひ、是

等ニ而別而御金入也、

廿六日雨ニ成、廿七日雨、百五の霜ハ雨ニ成、
百五日也

去年より当年之御金入者、誠ニ山の如し、此頃異国人四五

人仙府へ来ル、依而 御上より御指図ニ而、佐藤助五郎様

并斎藤徳兵衛、御兩人御取扱ノ御役人被相付候所、御上へ

金四万両御用金御座候間、右之金子御渡被下候ハ、跡拾

万両も御用立上候様と申相談ニ候所、御上ニ而ハ跡金借用

不致、手切ニ成候様可仕との御事ニ御指図相成候よしなり、

船之代金御渡残リニも候哉と申候、程無出立帰る、

一廿六日より不晴続ニ而、昼夜雨相応也、廿九日漸々と晴ニ

成、日和宜、桑切ニ成一統迷惑ス、始之雨廿一日より不天

氣、

一會津征伐、弥和談ニ不成、御人数御操出シ、四月十九日午

刻より未ノ刻迄戦争ス、右絵図面并御行列御人数押出の絵

図面、御名付来る、写左ニ、

此 登米様付後陣ノ人山道ニ而先ニ廻リ

先陣ノ戦ひ瀬上主膳陣所山間也

真田喜平太
横合より炮発

此戦先ハ百人程痛、此方四人痛、陣屋別也

会津方螺ヲ吹、人数引揚ル、此方ニハ別条無之、敵方生死

如何、未不知、其後則此方御用ニ付帰り候、弥々御人数被

相進、屋形様御事も、伊達郡へ御進發被遊候由、

一此度 屋形様御出陣被遊御行列

先陣

壹 伊達筑前殿

貳 伊達弾正殿

三 御供人数千五百人

四番 同千弍百人

伊達藤五郎殿

伊達安芸殿

同千三百五拾人

同弍千人

三澤信濃殿

伊達数馬殿

同千五百人

同千五百人

鮎貝太郎平殿

伊東相模殿

大番組六百五拾人

大番組五百人

瀬ノ上主膳殿

大松沢掃部介殿

同 五百人

同 五百人

兵糧奉行

御旗奉行

松本知之進殿

上遠野伊豆殿

同 六百人

同 百人

一刀流師範

御目附式拾人

櫻田慶助(敬助)

上下千五百人

門人式百人

御陣奉行

御武頭式拾人

真田喜平太

上下三千人

上下三百人

御前御備

山崎源太左衛門

片倉小十郎殿

八百人

御供式千人

御前御供勢

……… (この間、落丁あるか) ……

御奉行

但木土佐殿

同千六百人

石田正親殿

同千式百人

坂英力殿

同一千人

大番組

千三百人

三組一千人

御陣奉行

御旗元御足輕

泉田志摩殿

御小人合式千五百人

同六百人

後殿 御兩人

茂庭周防殿

柴田外記殿

同式千人

同五百人

大番組五人

同一千人

山立獵師

千五百人

御若老

兵糧奉行

中村宗三郎殿

松枝兵衛

葦名靱負殿

五百人

上下八百人

此御方當時出入司也

惣締御目付

四人

但諸方口々江御割付二成

同式百人

都合五万式千八百人余

大筒五拾挺

小筒五百挺

鎗五千本

弓八百張

但、古と違弓不足ニ而鉄炮多シ
(甲冑) 冑甲不用美拵ひ之装速

外

京都方

大將軍御上方様

凡八百人

過ル十九日之戰^(合戦)合者、弥々御勝利ニ成由、追々御注進来ル由也、

一京都方、西国勢江御手前御人数御加へ、庄内鶴ヶ岡酒井様方へ御発向ニ而、是又戦合ニ成、是も敵方七・八十人怪我人、薩・長之内五・六人怪我人ニ成候由、是又敵方引入、此方御勝ニ成候由、降参ニ成由也、然ニ、会津発向之内、山中七ヶ宿近辺ハ、町中売場濁酒壺盃式百四五拾文、とふふ壺丁八拾文、但此辺之品より倍程大也、誠以大高直也、

閏四月五日、此間ハ所詮不天氣、雨勝、今日ハ日和ニ成、風寒し、六日より八專ニ成八日、迄照続、八日朝霜下る、但し桑ニも不当候、八日朝者至而寒し、

一生糸残り不少在之、何程安く売と申候而も、買人無之候、清水川辺同、残り三拾程も在□、南部鍵屋去年買入置候分廿八箇、困ニ成而同所ニ在之、出荷不成候、式百五十兩位ニ而も買人無之候、御上より此節御借り上候も難計、買人無之、出荷も成兼、如此、

………（この間、落丁あるか）………

十九日四ツ頃、宇都宮東平松と云所ニ而合戦ニ成、右ノ城下入口打合、下河原大砲打懸、放火討合致、徳川勢日ノ丸ノ御籠数本相立、奥羽口ノ方へ懸り候由、何入口ノ方も放火、押合、官軍□□下ニノ丸^{書様}徳川勢式三千人計り、城中遠巻ニ致居、夜五ツ時頃少々ツ、石井桑島ト申所へ之模様、戸田殿ハ何方へ御立退、御人数計り相残り候事、

四月廿日

右ハ宇都宮城主也

徳川家之臣家、諸方へ起り立、会津御征伐茂存之外大軍、籠城其外所々ニ在而大乱也、右之容子ニ而ハ官軍敗軍ニ相見

得候、併是等ハ小軍也、

然ニ御本家御嗣子様御事も、御城ニ而一夜御休ミ、翌日岩沼より白石迄御出馬被遊候由也、然ニ先以御婚禮御済シ被遊候上、御出陣ニ成、

一西国細川様より御手前へ御加勢来ル由、噂サ在之実否稔と不知候、

一字都宮辺合戦ハ海道筋之軍也、会津表之軍ハ、当二日より又合戦ニ成、是者御当方勝軍之方と噂サ在之、御城ヲ遠巻相成由也、

一九日雨天ニ成、手前今日かり敷刈方へ成、此間ハ勝軍之祈り流行餅在之候、

十日雨、晴ニ成、

一字都宮合戦書ニ官軍と在ハ、此度別而江戸より直々御下向之京方也、此方へ御加勢之為ニ御下りニ而、御打合被仰遣候所、御手前ニ而者御加勢御手伝被下候ニ及不申と御挨拶被成置候由也、

茶畑ノ与右衛門、一昨日帰宅、同人ハ御城下より軍場へ用向被相頼、会津御陣中へ罷越帰り候由、品々見聞し而相咄候、会津ノ御城、此方之勢ニ而遠巻ニ囲む、此節古風仕度ハ松山茂庭様并外御壺人日本風の御装束也、却而大ニ宜相見得候由也、相馬様も同様御支度、

一徳川家之勢ハ、江戸ハ上野凡千人程ニ而堅、^{五千}日光山ハ壺万人程ニ而堅、一橋様ニハ此両所へ御隠被成候哉と申候、

当水戸様御事も、京方と成而、京へ御登被成候哉と噂申候由也、諸方末ニ片付不申哉、乱最中也、江戸より奥方之乱と成、当時上方・西国方ハ静謐也、

一米沢上杉様ニ者、此方へ御手訳ニ成、仍而会津口壺方之先陣、京大將様より被仰付、御味方と成、

一南部御加勢五百人程御連立、此方より御壺人將頭立ニ而、会津へ被遣候由也、

其外南部勢ハ、御城下より古川辺道中ニ滞留、見合被居候由也、

一九条様へ御附添之士ひ、長州之家人、誠ニ白学^(博学)多才の賢人

老人在之、諸事此仁指行、御手前之御陣方江□夫々と添心在之、能く万事を計ニ、仁物之義ハ□軽得、実事宜き人と諸人噂在□□、九条様御事も、誠ニ結構成御方なりと申候、仙台之御吟味□諸事御任コハミ等無之候由也、

……（この間、落丁あるか）……

今日、向ノ清介且方出立、先「」り帰宅之上ニ而、今日ハ会津行之訳ニ而登り、本家様杯も金入用之事申下シ、節角之七話御無心、扱々当惑、千万困り候事、御地□□ニ而も又々御用金、当所之組抜兩人ハ、兵糧御奉行方へ召被遣候由、

一御嗣子様御事ハ、伊予ノ伊達遠江様御養子之訳ニ而、京公家様方御若君、御壮年ニ諸国遊行被成候御方と相咄候也、此度御下りニも、乱世ノ折ニ而、御道中至而御少勢ニ而、大條様守護、岩城ノ平潟より船ニ而塩釜江御乗込、当月三日御城入被遊候由也、

御道中御忍び

一會津様御城遠巻戦ハ、口々備々日割を以合戦、二日之戦、大松沢様手強々押付、敵数人打、将名首七人討取、其外鉄炮廿七丁、火薬拾貫目、兵糧廿石程取、陣屋へ火ヲ付焼、全ク勝軍ニ而引揚ル由也、次ハ五日之戦と成由、段々口々日割の戦と成、火薬拾貫目取也、

一軍場より逃落候御士ひ、并在々獵師共逃帰り候者数人相聞へ候、長陣ニ而食事不自由、打抜飯ノ積りニ而、間ニ合兼候容子、御飯と味噌等計りニ而ハ困り、右之次第也、

一軍の次第、色々様々の■噂、不分り、存之外長御陣なり、如何之訳か、米沢上杉様御和□御扱在之由之事も在之候、

一蚕も、先立ハ鮒子ノ最中、不出高直、十五日前ハ百文ニ式百目前後、夫より夫より(ママ)十六・七日追々買人も多進ミ、百目八・九拾文、既ニ目かへニ相及候、当年ハ古残糸も在之、軍乱ニも相成、糸ハ駄送附出も不成候間、蚕ハ不足可致と存候所、左ニ□之、例年通置候ものと相聞得候、交易ハ不_レ止言、事を聞候故か、如此、

一京都より御到来書写

伊達

其方義、先般被 仰出候沙汰之旨、奉畏此節会賊追討、勦
絶可在之候処、未捷報不相奏、宸襟不被為安候、於会賊、
大義ヲ不弁、天恩を奉忘却、徳川慶喜返逆を助候罪悪、不
容天地候処、遠邑辺陬之向々、未師之慎実難通候ニ付、賊
徒等窃探応之使節差向候哉ニも相聞、不容易之義ニ候所、
於其藩ニ東奥之大鎮、殊更思君祖政宗勤王之偉功、今以天
下ニ流芳致候名家ニ在之候間、領国近地右等之賊徒跳梁致
候使節等、諸向へ差向候様之義有之、自然治平連緩ニ相成
候ハ、実ハ其藩思君祖以還之武名ニ拘り候義ニ相当り可申
候ニ付、其方父子戮力一心、且指進、諸藩ヲ鼓舞シ、一挙
ニシテ会賊誅鋤奏功可有之候、依之今般嫡子左京太夫帰国
御暇被 仰付候、□子只管 叡慮ヲ奉戴之否奉□□宸襟之
旨、御沙汰之事、

勅諭之写

徳川慶喜奉欺罔天朝、未終不可言候所業致候段 深被為惱
宸□、依之御親征、海陸諸道參軍之処、悔悟謹慎

…………… (この間、落丁あるか) ……………

「 之余別紙 「 在之 「 来月
「 」

右日限 「 沙汰候上ハ、

更歎願哀願不被聞召思識両立確乎不可拔之 「
候、速謹旧不可異儀者也、

一第一条

慶喜、去十二月以来奉歎天朝、剩兵力ヲ以犯皇都、達而
錦旗ニ発炮之重罪たるニ仍而、追討官軍被差向候処、段々
真実恭順謹慎之意ヲ表シ、誰亦申出候ニ付而、祖宗以来
式百余年者、国之功業不少、殊ニ水戸贈大内言積年勤王
之先業、不深伊实行相立候上ニ候処寛恕、徳川家名被立
下、慶喜死罪一等被宥候間、水戸表へ退キ、謹慎可罷在
候事、

一第二条

城明、後尾張藩へ可相渡候事、

一第三条

軍艦・銃炮引渡可申、追而相当可被指返事

一 第四条

城内住居之家臣共、城外へ引退、謹慎可罷在事、

一 第五条

慶喜叛謀□助候者、重罪名々、依而可被所嚴科候処、格別之寛恕を以、死一等可被宥、相当之所置致可言上候事、

但、万石以上ハ、於朝廷^(朝廷)江可被為召候事、

右之通勅条被仰出候由也、

初り手前田植致候

一 田植、曆表ハ廿一日也、当町ハ十六日より始り、今十八日、昨夜大雨ふり、今日者雨ハ□而大曇り也、此節蚕鮎子ニ成、最早盛と成、田植前ニ而桑も不出、高直過る、十三日ハ庚申、専ハ十六日迄ニ而済、蚕ニ成、氣候静ニ而宜候、

廿三日、在方田植最中、蚕者町方鮎子より庭子ニ成、町方最中也、桑直段ハ、今朝ハ一番安く、壹歩ニ五貫目前後、在方ハ鮎子と至而不出、桑ハ去年二度蒔之分迄取候、都而

当年不宜桑多シ、田植之日用ハ四百文位より、其余在、

一 会津御征伐も、遠卷ニ而、既ニ惣責打込と可相成候所、御指扣ニ相成、陣ニ御触、何様之御訳合ニ相成候哉、段々御引取ニ成由、尤一ノ関様御事、昨日廿二日御帰城被為成候由相聞得候、一ノ関様丈也、人数へ御賄肴被下分、一度ニ金五両ツ、懸由、米ハ七合半と申候、酒も被下、肴ハ五日隔、諸人足共ニ暮シ安く居候よし也、

屋形様并御曹□様共ニ御帰城被遊、当所御家中「
「
」安老御子息弘平和光、五ヶ年以前ニハ医学為修行、
江戸表へ登、修行中蘭「
」芸能秀ヲ表、国人江「
」
「
」フランスニ渡り、三年半程留ル、「
」白石まで来候得者、御人様ニ附、陣所江「
」御召連られ、廿五日当地江御着、則異国人同様之風俗也、併遙之遠国へ渡海シ而、誠ニ珍敷事也、フランスハヲランタノ南隣国なり、日本より寒と御咄也、
近年ハ、アメリカ以来異国人入込、又ハ当方よりも諸異国□□□諸国之風俗見聞、言舌も大分通シ□□国者隣国之様

相咄シ、古ノ京・大坂ヲ物語如ク相成候、

然ニ、会津御陣御扣ニ相成候事と子細在、追而書可申候、

一伊達・信夫郡ニ而拾九万八千石之地、是迄江戸御領地ニ候

所、此度京都へ被召上、仙台江御預ニ被仰渡候ニ付、印杭

共ニ御建替ニ相成候、殊ニ九条様当御年貢ハ半高上納可仕

由、御手前様より被仰渡、百姓中祝ひ居候所ニ、九条様江

伊達御代官より大金献上ニ而、前之通官領御代官被仰付度

相願候ニ付、九条様より御免被仰付候事ニ而、夫々首尾合

相触候ニ付、百姓中当惑之次第、承服不致、百姓^(一揆)老騎と相

成候、御手前 屋形様ニも大ニ御立腹被遊、右御懸合ニ成、

其外至而三将之御方不宜事共有之、京へ御達、御払と成由、

九条様岩沼御陣所より御帰、仙府養賢堂へ、如以前被為人

思召ニ而、御咄候所、屋形様御指支、右之所ハ軍評定所

致候間、御宿難成由、御断ニ付、又岩沼へ御戻り相成候由

也、是ニテ又壺ツ御沙汰出来候、

此節、江戸御簾元御家人等之浪々数万人、諸方へ分レ、

所々国々ニ而事起り、関東近国大乱ナリト申候、御手前□

ニ而も、諸々容害ノ地、御境々嚴敷御堅□相成候由、出羽

小大名方ハ仙府へ逃、欠込候方式・三人、女中方共ニ御願

被為人候由也、当時惣御人数会津方ハ御引取ニ成、東方御

家中并鉄炮組も追々帰候、組拔中ハ未夕御暇御下知無之候、

一南御郡江農事仕付御人足為登候者共、御人足間ニ合候由ニ

而、被相戻れ、帰宅致候、

五月朔日、昨日より今日雨ふりニテ、桑大高直ニ成、先日

中金歩ニ四貫目前後取行、今朝三貫目者口明計セリ込、式

貫目前後と相成□、当年ハ他郡買人も少々ニ而、余慶入込

無之、然ニ桑ふき不宜、当年ハ下直ニ可宥之含居候所、蚕

も不少、旁ニ而致之外買人多、高直也、今日ハ町方蚕師大

困り、困ひ桑無之、雨中ニ取方スル、

五日節句雨、朔日より毎日雨降り続、四日昼漸々幡ヲ立、

五日昼より晴而幡を立、節不相応冷氣、何分東風勝ニ而、

快晴成兼、六日晴、日和ニ相成候、

一蚕ハ、先立ハひき揚最中ニ成、雨勝冷氣ニ而、一兩日ツ、のび候也、

一桑直段、此節盛ニ出候得とも、常年よりふき方不宜、併去年ニこり候故か、当年ハ他郡之買人不足、故ニ当分飛上り高直ハ無之候得とも、三貫七・八百目三五位、今六日朝ハ引下り安く相成、六貫前後之取引也、蚕も去年より不足之□かと相聞得候、

八日より十方暮□、先月より当月ニ成毎日雨ふり、六日□□和、是も雨の印在、則夜より雨ニ成、七日・八日ふり、夜大雨、九日朝迄、五ツ時頃晴、又曇り、冷氣ニ而甚氣候不宜、節不相当寒也、鳥・むし共ニ、夏の鳴音無之、甚面白からざる模様、仍此節蚕、在方庭子□□方ニも改、余ハ同様不尺也、長引、桑直段不天氣ニ付、毎々引上、五日朝□追々引「」貫五百目位迄、先揚蚕もま「」落子多シ、如此高直之桑「」分難計候、此不天氣ニ而田畑共ニ作物悪く、働成兼、大困り也、

十一日晴、日和宜、桑大下落ニ成、歩拾貫目位、追々拾

四・五貫目迄、又十二・三日上而五貫目位、天氣不同、雨勝、晴曇り、遅キ蚕者当分庭子ニ成、十五日晴曇り、六貫目位より落ル、十方暮長時雨ニ而、先揚り、手前杯も随分上蚕ニ而揚り候得共、まゆニ成、かき方見候得者、矢張下子多ニ而、くさり子不少、外々共々右之様子ニ相聞、疵多し、此乱世ニハ、蚕も存之外不少飼方致候風、

一当年麦之作、至而悪キ容子、例年より半作ニ難計と申候、実入不足、しゐな多シ、

一御城下より向南御郡道中筋、伊達郡□駅前、人足千人、千疋之馬相備置候得とも、軍不止、誠以難義迷惑此事ニ而、目も不当次第之由と相聞得候、当年ハ関国より奥羽之軍乱世騒キ也、百姓難義、当分奥郡・当郡杯ハ、些も楽ニ暮し居しなり、

一錢相場之義、貳貫□ツ据、此辺通用之处、奥方より南部之錢入込、岩谷堂ニ而貳貫四百五百文、此間三貫文ニ落ル、是より南御郡ニ而も、貳貫四百文位之取行、仍而百文札ハ百五拾文之割、正金壹朱三朱之割と成、岩谷堂ニ而手拭壹

本六百文と成由、驚入候次第、見世店商ひ成兼候世なり、

其後未夕不聞得候、

一軍之事、西国方薩長衆、京都ニ而謀計ヲ以、仙台を襲ひ取らんと吟味、当方重役之但木公・三好公ヲ語ひ謀り、内密々の味方と成、会津征伐を表ニ立、九条様并御三方当国へ下向、^(徳川)川家関八州之所ハ、仁和寺宮様等御三方□御下向ニ而、御当方会津御出陣ニ相成、戦始ニ相成節、御嗣子様并大條様御下着ニ而、京都取拵ひ、謀計之御聞拔被遊候ニ付、会津御征伐御拒ニ成、直ニ御引揚と成、当方之御重役方反謀之姿ニ□□由、未実事不分り噂ナリ、京方之御三人も、取拵ひものと相咄候、誠恐敷事ともなり、御用心被遊候故、会打之謀計御のかれ、其内ニ関東より上方勢、尚又伊勢藤堂家一同、白川御陣屋へ不意ニ押入、戦ニ成、敵も味方も死人怪我人多、御当方百廿人程痛、内名在御侍七拾人計り打死ニ成由、会津・米沢御両君、御当方の御味^(味方)ニ成、羽州・奥州方あら増御味方ニ成由、白川夜軍ハ思ひ不寄、不意之事ニ而、当方敗軍ニ成、然ニ会津若殿武勇之御仁ニ而、軍勢ヲ随ひ、大ニ戦、勝軍是ニ而、双方引陣、依之跡の戦ハ、当方味方の勢ニ而、遠巻詰之御手配ニ相成由、

一九条様御三方「□」謀事ニ相聞候処、又鍋島勢と申□百人程、先日船ニ而松島へ着船、仍「□」ニ而、此節ハ仙府も落城ニも相成歟と指合参候様子、然ハ当方色々御手段□□謀事之密書、当方加談、連判書等サ□シ取、御用心ハ嚴重ニ御備ひ御立、些□□之八百人炮筒等持参候分、此方へ渡預り候様船より揚ケ可申、無左ハ、上陸難成、打払候様ニと御欠合ニ付、無抛此方へ鉄炮武器を渡、請取御蔵入と成、
右之次第ニ而、九条様□□此度着之人数京都へ御達、御伺「□」打払之御備成由也、尔時白川軍、御当方之勢と会津・米沢勢、遠巻ニ御備之処へ、又々徳川家之勢、日光山ニ籠居られル方々加勢と成而、御当方へ御味方ニ成、四方より西国・上方勢江打入、大ニ戦ひ、大ニ勝軍と成、西国方大ニ打殺され、大ニ敗走シ而逃去、仍而四方皆引陣ニ成、御当方勢も一字御引取ニ成由也、□所、奥山御家中も、跡拾人為御登之御首尾合□候由ニ候所、軍御休ニ相成候ハ、御扣ニ成可申候、

一 沢三位少将様ハ、鶴ヶ岡酒井様より、新庄之戸沢様へ被送、御当方へ被遣候ニ付、岩手山禪正様(彌正)ニ而御請取、同所御城中へ当時御預り之由、御手廻り之御人数計、其余ハ散乱ス、尤庄内ニ而殺され候者多シと申、一ノ関ニ逃参候者式人召取られ候由、何様振ひ偽之御勅使と相聞得候、其外醍醐少将様ハ御城下被指置、九条様ハ岩沼古内左近之介様方へ御預り、

当時軍場御引取御休 御城下并御境々々御堅め、一ノ関様御事も又此頃御城下へ御登、夫より海岸通一□□覽、御境辺御廻りニ而御帰城被成置筈之由也、在々御士ひ段々御下り、無程御帰りニ成、気仙浜通り御堅メ、

一 平治事、先月糸方為相談之、御城下へ登候処、今十七日迄下着不致、節角待居候、

一 此間帰国之屋須弘平和光帰宅、無程御城御若老御役々、大石母田様より御召之由、当地之御主人様より御首尾合来り、御上御用ニ付、早々為指登可申との之御事ニ而、早々

親類方中へ下着見舞廻り、十七日出立ニ而御登被成候、此節異国フランス江三人程参居候由、品々御相談之事共在□由、弘平左之義ハ異国人の談合甚弁利成事故、通事等之御用ニ御向ケ可被成置哉、尚更蘭学諸事ニ能く通達之由ニ而被召出、

一 御備御堅め方か、山伏 中罷登候様被仰渡、急速支度之事、廿三日此□登り也、

一 小屋主共被召登之事、
但不登者ハ、金拾両ツ、取られ候事、

一 山立獵師共、又々大急東山南方拾四人為御登之義被仰渡候事、是ハ山林中へ伏兵ニ御用ひ之由相聞へ、

□ 組抜中残り分、御郡奉行様御支配、早速罷登候様、一昨日被仰渡候事、廿三日登り、

一 当所御家中も、跡分拾人登被仰渡候由之事、

五月十八日、今日日和、漸々快晴、天氣、相応之薄暑也、但暮方より風替、曇り、夜より又々雨、十九日雨、東風か冷氣、閏四月よりひしと雨勝、当月尚又天氣日和至而無之、稻并諸作物段々悪く、引立兼候容子、大□困り案し不安事

也、十九日・廿□大雨ふり、冷氣也、

一米穀都而「一」当町五升五合「一」二付、物而又々
高直ニ成「一」並□□壹尺ニ而貳百八拾文と相成候、恐
入事、買求めなりかたし、せんだく成兼候次第、菓種小間
物ハ追々損金ニ成、

一加州様ニハ、京都より大金ノ御貸上御用被仰、貳百万兩と
難義也
樽候、右□□当時難洪罷在候間、金「一」成兼候間、

京都守護之儀相勤□□可仕との御答ニ而、春中御上京
「一」ニ而御登之由、右一件も薩長之吟味奉進、如此難

事加州様へ被仰付候由、樽在之、当年ニ至候而ハ、長州様
より薩州様之□何角威張、色々謀計在之、徳川家之根ヲ
絶、根をからし、奥方大家ヲ小家ニケツリ、後ニハ大將軍

ニ茂可成下地ニ而歟、御手前迄謀、南部江ハ八（八戸）之部様薩州
より被為入御方と申、仍右ノ西国より御申合、大南部様ニ
御談合相成事候、仙府之透を伺、御手配在之由ヲ以、此間
ハ別而御備在之、一ノ関ニ而ハ専ら御備ひ、岩井川ノ長橋
を引除、川下ニ而せき留候御用意在之由、

一箱根御番所ハ、去年より明通シ、御関所ノ堅無之相成候由
也、然ニ、此度ハ関東方奥方迄一統ニ相成候哉、御手前様
ニ而も箱根御堅之御用意御吟味在之由相咄候、睨与ハ不知
候、

過ル十三日半夏ニ成、十八日小暑中ニ成候なれ共、ひしと
雨天、冷氣ニ而、薄物不着候、追々如何、不安夏也、氣候
も乱世なり、廿一日晴而又曇り、廿二日昨夜より今日雨ふ
り、冷氣、甚不氣候、又騒□ニ相成候哉、

一米相庭、若柳壹歩ニ八升位、壹石ニ付玄米廿四貫文、大麥
ノ白ニ而廿五貫文、錢表相庭貳貫之銘ニ而、金替貳貫四百
文也、

一南部ニ而出錢壹万貫、川船ニ而買入分御指留ニ成、但是迄密
物方御役人、当年ハ御引上ニ而、何方も諸駄送米・雜穀共
ニ、御構無之通用ニ成、但金不足ニ而、存之外買方不成、

一醬油壹樽四貫八百文也、大豆ハ八貫文也、
（小豆）
小ツ壹升貳百八拾文と申候、とふふ廿文、

料紙不足、上「」ニ而、ちり紙宜物三拾八文位、殊之□高直ニ而、売買六ツ敷、鹿相ニハ難用ひなり、

廿三日朝之分雨、昼より晴、上日和、暑サ模ス、然ニ又廿四日五時雨ニ成、併暑也、模様宜敷相成候得共、余り長々不氣候ニ而、甚心支之夏ニ候

片倉様御屋敷へ御預り、ダイコ少将様ハ古内様方御預り

一 九条様ニハ、上方へ御登、南部通北国へ御廻り、御帰りと申、仙府ハ御出立ニ成と申候、御供勢既ニ千人余由也、至而風唱悪く候、御供ハ薩州・長州藩追々来ル、鍋島家中と申、九条様ニ御用在之由ニ、七・八百人、是も直ニ御供ニ成出立、西方ハ何、三・四国共ニ諸浪人共多ク在由、五月廿四日一ノ関御泊りニ而、南部方へ御通り成、御門送之為、大内筑後様御附添と相聞得候、南部迄送渡也、

一 まゆハ、疾ニ出候得共、一統金も無之、直段も六ツ敷、買人無之候、蚕ノ作六分通之作多シ、又ハ半作、上作と申ハ、八分ニ手取ハ上なり、元上り高直ニ而不作、稀ニ一升

金三步位、売候者在之、少々売ル、連日不天氣ニて、何分うち出ニ宝入ニ成、右直段より所々売候、

壹兩位ニ而

廿五日天氣、暑さ□模様宜候得とも、晴曇り不定候、夜□、廿六日曇り、不同不定候、大麦実□□悪く、当年一統不宜、殊ニ長雨天ニ而「」大ニ悪く成、何レ五分・六分通之作也と申、諸駄送米雜穀共ニ御構無之通用ニ成、

一 右九条様事、此度之征伐方、御手前様ニ而御疑心在、殊ニ

専ら

御嗣子御下着被遊、弥々拵ひ物之事、近衛様杯ヨリも御添心、御内意等も在せ候由、幸ひ米沢公上杉様、白石御陣屋形様御来駕、御対面被遊、諸事御咄合、御酒盛、緩ニ而御宿へ御帰、御取扱も宜被為在候ニ付、御□□□□悦ひ、安心之由、全体御用心在而、三千五百人□□此節如何と御心配被成、御入之義「」御機嫌も能御取扱ニ而、何角御談合在「」一統悦候由也、依之拾六日ヨリ御両所様御同道ニ而、岩沼御陣九条様江為入、何角御咄之上、貴所様御事、九条殿ニハ御年若クシ、御子息様ニ而

も御座候哉と御問ひ被遊候処、成程悴也、被仰御惣領ニも若シ如何と、押而御問被遊、何角と上杉様御両君ニ而、利ヲ被為推、御欠合被成、其処ニ而、実ハ九条三男ニ而候、此度会津征伐之義、薩州・長州・筑州等、

朝帝ヲ拵ひ、勅命とシ而、我等相下シ候事也と、実事ニ落られ候なりと申候、仍御征伐御扣、御引取ニ而、御帰陣被遊候、弥々引繰返、味方ハ敵、てきハ味方と成、関近国ヨリ此方、西方ハ敵と成、東方ハ一統と可分也、唯南部ハ御油断不成と御用心在由也、九条様并上方勢、大ニ威勢落、御供之者共、所々ニ而殺され、御手前様ニ而も、御宿所へ火ヲカケ焼カンと御吟味も被成候由之所、左も不成、早々被相登候、右之次第故ニ、奥羽両国并近国御大名様御願之義、其外諸事京都江御上書被遊、右九条御内諸太夫、御城下より直々為御登「一」より御目附役御儒佞人者老入御添被御登候由、右御供望ミ、当所之国分家督元松老上方一見、殊ニ為修行之、序を以登り候由なり、右ハ当分師弟之間ニ而、如此、

一 九条様御事、水沢ニ而川支ニ付、御滞留之所、南部より当国片御通りニ候ハ、宜御滞留、御止宿ニ而者国内へ御入

之義相成□□人数不足、又ハ人馬等不足、御継立六ツ敷御坐候間、首尾合相成兼申候間、御相對を以御通り可被成置候段、御断ニ相成候而、当時御欠合ニ成、南部ニ而ハ国内江入不申由、何方成共他国へ御通可被成由、欠合中仙府へも追々と御早打参り、追々と御人数下り候而、合戦ニも可相成哉と相咄、色々噂在之候、

此間之御通、千人已上之御人数ニ而、東山江も加馬遣候由也、人足等割合参り、当村より九拾人程、如此痛ニ相成候、折々加馬人足来候、

御領内へ
一 御上より又々大金之御貸上、御内八万両、此内御城下ハ三万両、在々ハ五万両と申候、去冬より三ヶ度之御用金ニ而、当百姓方難渋ス、殊ニ此節錢相場崩れ、定り式貫文と申せ共、売買両替ハ弍貫四・五百文、鉄大せん三貫文迄取引在之、商売ものハ買元次第錢もの至而高直、店「一」甚難渋ス、尤商ひ無之、市不盛、

一米五升 五合より
三盃 大ツ八貫文

濁酒並壺盃八拾文、山川上百三拾文、

一暑氣ハ大ニ進候得共、毎日雨ふり、晴曇り、如雷氣也、当月中不天氣、大麦かり方未ニ不極、至而不作、甚困り、まゆも扱ニ困る、去ながら直段不安、壺両ニ而も売人不進、作ハ六分通之作ニ而、利潤無之年なり、

廿八日之夜大雨ふり、廿九日晴候へ共、存之外曇り勝、八ツ過より冷氣ニ成、風替候、

一向ノ皆清旦方登居られ、桑折御附屋より五月十五日出之手紙相下り、一覽致候所、何レ白川不意夜打ニ而、御手前方敗軍、打死ハ廿八人程、名前付「」御供之方也、外怪我之者三拾人程也、逃「」様、同所御堅ハ瀬上様と「」打たれ困り援軍、此御方は「」

註進ニ而、白川御陣屋「」跡弐千五百人
被遣候、節句五日朝（片倉カ）倉様□□石川様御人数御出張之

由、奈須野（那須野）カ原辺大合戦ニ可成と、敵方八百人程打死、東
当方百五・六十人と在之、

会津御味方ハ大るに働く、米沢方も同様、

六月朔日、昨夜より雨、昨日昼四ツ時之土用入、尤□ノ日也、「」相成、暑氣直、是より日和続「」居候処、時雨より直、今朔日雨天ノ□氣成、何分迷惑す、五月中一日も雨無之□ハ在間敷と申程也、当時合戦不止、氣候□同様、天氣不定候、二日晴、曇り、随分暑さハ在、何分雨氣、難晴、

当御家中より七人登候 九条様も御附之分六拾人程、右御方之分計り御首尾合也、人馬出も除之分御首尾合無、片通無御構と成、一字片通りニ而敷、盛岡御城下も御通構容子也、

昨夜徳治義、中新田より引込来る、同人咄ニ、同所辺ハ薩・長・西国方と申者等、最上より出入、其外羽州方出入多ニ而、至而物騒々敷故ニ、御境目御堅嚴重ニ成、岩手山（岩出山）様

ハ御知行所ニ而、尻戸前口、(尿前)銀山残之口々、是ハ近辺之道
樂・何分悪党人共呼集、此所御堅人数ニ被召遣候、小野田
山入最上越之簡道、(カ)此間見出され、(寒風状)さむ沢と相唱候由、平
地ニ而少之山在而、関と成、相堅、沼沓ツ在、甚深シ、此
所真山賢藏様御堅メ被仰蒙、御人数百七拾人、此近辺間道
拾ヶ所已上在、一円不知道也、外百人程被相付、(中新田)中田町
ハ、同所御地頭只野凶書様杯御堅、吉岡迄之海道辺、并御
境目口々より御城下迄之間、半鐘釣鐘等大音□□百位被相
立置、御註進之御用意ニ成□「(一)也、前より
至而さひしき事也、

御城下も、道筋小路々口々夫々御堅め、大町壺丁目迄、御
城下目明シメリ役今助ニ被仰付、御堅、此今助、頭も桜田
先生之門人最竟之者ニ而、(最進)高名之働ス、外岩手山町百姓森
喜之助
岩出山武道具師成、桜田先生之門人ニ入、武芸ニ秀而、達
人と成、軍喜之助御人数ニ入、先達而軍始之頃、薩・長之
内參謀成將、玉葉等之長持式太、(式駄)荷物等持參、白川町旅人
宿へ付、仙台御加勢成と申ふらす、全ク加勢ニ不在、謀計
者、仙台之透ヲ窺ひ、事ヲ可計之者ならんと、此方ニ而吟

味、仍而右ヲ喜之助老人差向、敵三人之内式人、用在而出
ル透を見合セ、壺人ニ而此宿へ入、何角と論シ、忽チ双方
刀へ手を掛、白眼合、敵より打掛□シスル処、小刀ヲ打
翔、直ニ切込候処、先も抜放□「(一)」込れ、只一
打ニ切殺され、首ヲ取□出□別□□者、帰り来而、戦ニ成
候得共、喜之助達人之働ニ而、式人共に打たれたり、仍而
三人之首ヲ取而帰り、驚入たる働、御誉と成、右玉葉、外
品・金子等迄、右喜之助ニ被下、追而者侍御取立ニも可相
成と在之、是皆如推察、謀計薩・長之廻シ者也、前ニ印今
助ハ、問者聞抜ニ、白川辺ニ居、仙台目明道楽物付ニ合而、
矢張長・薩之謀師也、旅籠ニ居遊女を揚而、楽ながら仙台
出陣之容子ヲ一見ニ而、上方江註進、又ハ南部方へ、諸方
之味方へ註進之手紙等認スル処、密ニ飛脚等頼由、大切之
飛脚也、是ヲ聞抜、仍而今助其所之味方成者ヲ頼、右遊女
ニも廿五両とか金ヲ呉、其客人認たる密状、上方為登之手
紙取らせ、奥行ハ古川町迄届候訳ニ而、持參致者、途中ニ
而喜之助右之者打捨殺シ、手紙ヲ奪取、手紙共取揃、御向
方御役々様へ上ル、右謀計成薩人逃去、是皆仙府公出陣御
留主ニ成容子ニ付、早速申合セ出陣、不意ヲ可打との註進

紙面也、右ニ而実事謀計現れ在、既ニ 屋形様と上杉様との、九条様へ御対談、御欠合ニ而、実事相知御帰り、直々薩・長之謀上瀬良修藏(世良)ト言者、白川町宿屋ニ滞留居候由、早速□□詮義致見可申段、御前より被仰付、劍法(條方)□レル者拾七・八人程指向ケ、右之者欠合之上意□□果シ、諸書物見出指ル、尚又同人より「 手紙持参之者、足輕道中八丁目駄 「 前之御小人忒人廻シ置候処、疑敷者と忒人而召捕、詮義之上、書状集取見候所、無相違修藏之手紙飛脚、右之者敵方成ニ仍、切殺、捨置、書物御向々江 「 右修藏持合候書物、征伐之卷、外謀計偽之事、御国方之諸士連判一味之□名前書委細ニ有之、諸方ニ而密書等廿四□御取上、仍而会津御征伐被相止、早□引揚、屋形様ニ者早速御帰城被遊 「 御堅メ、御城下所々嚴ニ御堅御用と成□□五月十七日薩・長之士、何者共全体ハ不知、何方より来候哉、中新(中新田か)ニ一兩日も滞留致候哉、岩手山通出羽へ越道□御小人忒人追掛先へ廻る也、出羽御境目ニ而指留、欠合致、理合詰り、太刀先ニ而可通候と申、駕籠之内より忒人出、士六尺余在之大ノ男、誠ニ大成刀ヲ持、立合ニ成、外忒人之士在之、御小人忒人ニ而打合、戦

ひ大ニ働、大ノ男切臥、忒人之士も忒人ニ而切殺シ、三人之首ヲ取、荷物七駄有之、早打御注進、右之首箱入、流久包ニ而、中新田通一字為御登ニ成、荷ニハ火薬・玉等、其外衣類道具、金子四五百両在之由也、此乱ニ及已来ハ、御国・他国、右之様者切捨御免、右様之持道具ハ都而打取候者へ被下置、尤夫々御賞被下置候段、兼被仰渡置、皆々被下置候なり、疑敷者ハひツツと召捕れ、皆不為騒し而、あらく謀士之曲者、謀計謀反之者、御召捕と成、誠以能御計略、御上屋形様之御思召も結構、無失無用之御手前、人を不被痛、御高名也、下々迄難義御事也、

一御国方一味之主立、御高役釘メ之閉門、大寺之和尚老人、残りハ追々被聞、尚白川之軍江被遣士共より、態と相死ニ為致候士在之、敵方之手ニ而殺立之、能御手段也、西国方より海上数拾艘来沖合ニ居、仙台之谷子次第コキ寄らんと見合、無軍静り、西方謀計破レ、船不寄 「 「 「 船ハ、肴并ニ米穀等迄取出 「 「 之依而漁船共、右船之近所ニ不寄候由なり、若右軍船着岸致候ハ、次第承り、武具此方へ相渡候ハ、上陸為致、可申無左ハ上陸難

成と断り、上へ申間敷被仰付、津々江御堅番人の已、大勢之御堅無之候、只緩々とし而、戦を不好、鎮めらる御吟味と聞、仍奥方之成行容子、諸為言上之、先日坂英力様御登京之由、此節御用多ニ付、大條様も被召出、御出役ニ成と承り、鮎貝様ニハ御若老ニ被為成「一」表あら〜他国客人惣体「一」屋へ替り番ニ而御備堅上下ス 御他領上方表共ニ 屋形様之評判宜由也、加州様ニも、御手前様へ御同意被成置候由也、

一此度御軍用御備金、出羽鶴岡酒井様より、金貳拾万兩御借受被遊、当時拾万兩被相渡候分、中新田通御運送入来候由、尤右御役人、鶴岡ニ七日御滞留、結構之御馳走、御門送之節ハ、御のふ(能)ニ而御見送之由、右ハ度々御セ話ニも被為成、尤事起之始ニ、酒井若殿様御入らせ、

屋形様御对面、何分ニも小子か家之相立候様、幾重ニも御願上候由候、実ニ御泪ヲ流され、御頼被仰上候処、屋形様之仰ニハ、貴公ハ御年若し、大名ハ左程泪ニ不及物御座候、花咲節も可在之、節時ヲ可被待、奥陸守心中ニも御座候間、左程御案シ被成間敷と仰在而、大ニ御悦ひ之御容子ニ而、若御軍用金御入用御指支之義も御座候ハ、拾万兩位ハ早

速ニも指上可申由被仰候事ニ相聞へ、彼是之間も被為在、御役人方御吟味被仰遣候処、早速御承知相成、先以拾万兩被相渡、是ハ御用達酒田表本間氏より御繰出ニ相聞へ候、御上首尾、右為御礼、御馬三疋・虎ノ皮三枚・御幕貳張被進遣候由、然ニ又会津様より三万兩被進上来ル由、依而ハ先日八万兩、御用御貸金同様ニ可相成由也、外ニ又徳川家一ツ橋□より金七拾万兩、并ニ劍・鉄炮□□挺□□被遣候由也、箱根御番所御堅ニ付、御役人被遣候処、右ハ関東近国之諸士ニ而取堅居候間、仙府より被遣ニ及ひ不申、此方ニ御備之由申来候由也、

此事ハ未タ不知、色々様々咄在之候、何分屋形様之御仁勢・御威光弥増也、

尔時又日光宮様、近頃仙府へ御下向之由在之噂在之、何様□□成哉、若西国方と御手前様之□□□事ニ而も在哉杯噂致候、何分西国方ハ謀計破□而、大しくれと成者也□所ニ而、和睦も宜敷方也、何様大平成処、万民之□□□願度也、

毎日々々軍咄不止、次ニ不天氣咄専ら也、上々様方之揉合
乱ニ而下々同様天ニ通、天氣不定、乱同様なり、御城下表
軍咄御停止御触也、

六月三日ニも矢張雨ふり不止、昨日ハ半日晴、今日ハ不晴、
諸作物不宜、困、仕事遅く成、

一当年蚕種まゆの生れ悪死籠多く、種分付至而無之、五升之
まゆより種壹枚、外式枚出ル物稀と申、至而高直ニ上ル、
伊達も此節道中厳、定飛脚屋者休、容子不定也、種之事同
様と噂さ、在、飛脚屋ニ而書状壹通金壹歩位ニ無之候而ハ、
受取届不申候か、仍不通也、此辺へ兼而之様まゆ余分買入
候者無之、一ノ関方ニハ相応買入之家も在之由、地種取多
シ、又此間夏子種買望人多シ、来年種も望人多シ、

一御上行ひ糸方も不分明、未タ不定、右ニ付御城下者錢相庭
同式貫四百文、諸品弥々高直、但木綿ハ少々下直成と申
候、

一軍咄嚴ニ被相留御触出候、此節角力芝居「」被相
免、勝迄□□興行無御構ひ之御触也、

一真綿下落、伊達共ニ当地之綿両式百目ニ而者引合不申候由
也、生糸も下直ニ成、何れニ当時不通用、

一伊達も種至而不足、郡村至而無之大高直、当国方ニ而も專
ら所々種取方見候得とも、郡村無之、皆止ル、至而高直ニ
上ル、高橋屋例年通国方一統廻り調見候処、四千枚位外出
来不申候由、至而不足也と申候、御上ニ而為買上之御吟味
被為在候由、

一六月五日「」一日も昨夕より大雨、今日雷神様精
進天氣祭、一統奉願上候事也、所々川々洪水、屋き通水推
シ、水かむり、中奥辺菜種・からし皆はちけ、くち捨り多
シ、同日終日大雨、洪水両度なり、

一南部新錢多く入、殊ニ相庭崩レ、甚紛乱ニ付、通用石錢被
相留 御停止相成候段、御触相廻り候、

一連日之不天氣不常、弥不作ニ可相成模様也、誠ニ此乱世ニハ、殊ニ下々難儀之節可相成、殆と当惑之事也、上々様御政事崩れ而、国々諸侯方起り、乱と成、下々者金錢崩れ乱ニ成、然ハ天氣も乱と成道理と相見へ候也、古ノ乱世ノ時より、此度ハ軍戰當時少しと申共、一体国々事多く乱れ候事者、古より乱れ候様ニ相見得候、当世之今上皇孫ハ未タ御幼年、尤御即位之御事□□候、仍而能不納□□歟、何レ乱之時「」へし、
法

六日も雨天、至而冷氣也、此節米売人無之候容子、な□らむし出、困り入候、麦打可致日和無之、七日も夜より朝□□大雨ふり、四ツ晴而、昼より上り晴、曇り暮方□もよふ也、八日朝晴ニ而「」少晴曇り、何分風□□□、此模様ニ而ハ不作ニ可成な「」

したし、二日町迄揚る、一本杉迄大水也、西郡町七軒程流失、黃海道筋、久太郎ノ家督、隣へ手伝ニ行、帰ニ入水ニ而、歩き兼而死ス、上川より家并人共ニ流れ通る、死たる体ニ見得候由、痛入候次第なり、外ニも所々可有之、今日承り、如斯印候、閏四月より五月中、当月迄引続キ毎日五十日雨天、珍敷不天氣なり、近年無之大水、

一錢相庭崩れ、脇々御城下共ニ貳貫四百文ニ相聞得、当町貳貫文ニ而不釣合ニ成、貳貫四百文、余所之通商人仲間寄合吟味、御両役江御届御披露致候事、右之次第ニ而、商人店ニ何分小売方者損金ニ相成候、半多りニ相用候、千草の木綿一尺□貳百三四拾文也、開白無之世□□□□、
一九日□相庭□□貳貫四百文通用也御触出、千厩来る、南部出の大セん、彼ノ国ニ而ハ殊ニ大下直、悪セんなり、拾貫已上之由也、

一此間毎日之雨ニ而、北上川大洪水ニ成、七日町千賀之助之家二階迄水届、日形町此度ハ土手不切無難、同所流之水ハ

一毎日之雨天無止事、東風又ハ北風ニ而至而冷氣、弥々不作ニ可相成模様也、
一大麦者、はせニ而生蒔出、一統青麦ニ成、殊更痛之、可打

日和無之困候、

一大川筋「」窪地之所、大豆并「」之

跡水不引、水くさりニ成由也 畑之仕事も不成候、

一十日、丈七御城下より帰る、同表辺者、此近辺より雨不降、和渕辺より奥、何方雨繁ク、路・海道大ニぬかる由相咄候、

一白河より向、官軍と申上方勢度々罷越、同所之御堅へ推寄、当方瀬ノ上主膳様、同所之御城ニ御堅メ両度程敗軍、米三百俵并鎗三百筋、金子大分、御城迄乗取れ候由、仍而屋形様御意ニ而、御同人御引戻候由也、万一打死も難計と被思召候由、御替り番被相登、江戸辺ニハ官軍勢三万人程居候由、近頃ハ藤堂家度々押来ル、

一伊達生糸、取引も下直、上新糸四十五六目より五十目迄、
壹箇百八拾兩位、当時金も下り無之故不印、(逼迫)逼白之由、

同所桑直段、正三七貫目ニ而金貳兩貳歩、三兩迄、

一種まゆ、春白壹貫目ニ付三兩貳分、四兩、上拾兩迄、

一春白種一速、中三百五拾兩より四百兩位、

白まゆ種者下直也、

一白米、歩三升、下直□迄、玄米四升より五升、

酒壹升「」百文迄、錢ノ相貳貫四「」文

迄、

伊達

伊達

一生糸古貳拾「」安文、横浜客人貳百兩之直□□

□と申候、

一江戸軍、五月十五、六日合戦、徳川勢貳万人余上野屯ス、
官軍勢推寄炮発セス、徳川方地雷火ヲ以焼立、上野より日本橋焼□ス、其後千住ニも合戦在之、矢吹ニ□罷在、何レも官軍大敗軍と申候、「」評判角力見立書在、

一御手前様之事「」評判宜「」大名様方御蟲貞在

「」然ニ又南部様ニ者、秋田・津軽之両所御同意ニ而、

仙台へ敵対被成と言事ニ而、南部・秋田口厳重御堅ニ相成候由也、当御地頭様方へ之御人数御割合来ル、

一当月四日、六月中ノ節也、曆表大暑ニ成、尤中ふし 六日より八せんニ而、引続毎日の雨天無止事、凶作ニも可相成歟と、人々心支致居候処、十三日雷神様一統精進、快晴奉

願上候、□四日庚申 然ル所今日俄ニ快天氣宜、暑之模様
ニ成、

十五日弥日和ニ相成、右ニ而人氣少々直候、

一 生糸此間小糸少々ツ、取引ニ成、直段ハ壹目ニ付○貳百文
位、銭ニ行当り、皆少々ツ、売払而用ヲなす、

十八日晴、曇り、昨日八專之終り、土用も十七日迄、朝五

ツ時頃きり雨少ニ而晴、日和ニ成、此間之天氣ニ而麦打専ら
多シ、何分麦者至而不作之年、六分位之取納□一統ニ而者五
分之作と申候、是「
」 一氣統候ハ、七分位之稲

ニも「
」と申候、何レ未今日之処□御暑氣薄し、

一 氣仙浜沖合江、唐異国船、西国勢か数艘見へ候ニ付、是江
も遠見被相出、松崎様御堅め御手配之由也、追々浜手江詰
る、当町も往来ス、

一 所々方々江、御人数被相廻、御家中諸御侍往来繁し、当御
地頭御家中よりも浜方へ詰る、

一 生糸者、御上行ニ而、奥買方為御吟味也、平治「
」不
仕候ニ付、十五日宗兵衛容子聞為迎之「
」也、

十八日きのへね、日和□也、□十九日晴、曇り、昼後より
きり雨ふり、暑サ進候得共、廿日もきり雨、晴曇り、日和
不定、今日寅ノ日也、

麦打日用三百五拾文

一 西国鍋島勢、南部ニ居、此間一ノ関へ七拾人程罷越、当御
城借用致度由申入、仍一ノ関方御挨拶ニハ、随分御用達可
申との答也、依引取候、

右ニ付、弥々南部方西国方へ一味可有之、仍而弥々御備ニ
成、海道筋・橋等へ、地雷火等之仕懸被成、往来自由難
成、在方細道ヲ明テ通用ス、九条殿ニハ秋田江御越之所、
又御引返、南部へ御入と申候、

□二日雨、廿三日雨、向ノ皆清旦方昨日下る、□日中ノ軍
ニハ、御国方勝ニ成と相聞へ候、其先之軍ニハ、陣中無首
尾ノ御方、御呵りニ成、半地召上ラレ候御方式人、大松沢

様ハ大働ニ仍、廿五貫文加増被成由也、

一米五升五合、大麦白六升壹歩也、

右当町相場、併弥々快晴、残暑無之、余り雨勝、仍而ハ今年の作弥不作、何程位とも見詰難立候、誠□□難義之事也、

一廿四日晴ニ成、曇り勝「」晴曇り同□□七ツ頃雷勢

在、雨「」雨、廿六日晴□□り、

此間之大雨ニ而、又々川々□洪水不少、田畑推流、川筋作物一字流失、大痛ニ成、保呂山祭も不盛也、諸品弥高直、残暑当分無之候、なす・木ウリ、一ツ拾三文位、

廿七日曇り、此方大こん・そは蒔方、

毎日曇り勝ニ而、尔今快晴「」困ひ無之

折節故「」也

廿八日曇りニ而「」未上ケ不

申候、矢張□五合位、大麦白六升、

一大豆者八貫貫文(マメ) 小□□升三百五拾文、

一なす 拾六文 上ル、

一木ウリ 廿文より拾八文 一濁 八拾文

一上酒 壹盃貳百卅文より貳百文

一月代髪結ちん、先月より五拾文、又ハ四十八文

一海沖合ニ、軍船数多懸居候故、海岸通御備も嚴敷、依而浜

方漁事遠く、出船難成、尤沖合ニ而、漁着軍人ニ奪取られ

候間、近く可寄様無之、依而近所ニ而小漁計り、甚難洩ス、

兎角着不足、殊ニ高直也、ぼやふし壹ツ三百廿三拾文、

一西国鍋島勢、南部へ居合候所、何日ニ何方より出抜候哉、

逃去候由相聞得候、此節南方軍戦之容子無之候、色々風唱

在、

七月朔日同曇り勝ニ而、晴間無之、今昼九ツ時日蝕少シ、

二日雨ニ成、きりなり、

稲は早キ分四・五日前より出穂ニ成、何分快晴無之、冷氣

也、昨日雷神様精進御礼也、

一山立獵師道々不□□□間、村より式人出立、此間□□□□毎日小雨
□快晴無之候、

七日、今日快晴ニ相成候得共、弥々冷氣勝ニ而、暑氣無之、
諸作草生計り宜、出穂ニ相成候へ共、天氣暑無之故、花も
実ニも不成、惜哉、

右ニ付、人々弥凶作なりと明らめ候風也、
当年凶作ニ而ハ、雜穀より不作、稻米ニ成兼候ハ、□□之
凶作より難義可相成と、人々大□心配致候、御上ニ而ハ存
之外騒キ□□□か、何之御沙汰尔今無之候、

一生系□ 御上御「様、御吟味も不定ニ而、如何
「 帰宅不致、大ニ困り居候、異国人共寒(寒風沢カ)□□
□江参り居候間、御交易之御吟味之由なり、伊達ハ軍ニ而、
糸大下落、

一当時軍方如何候、別而容子無之候、
在町方店商売休同様、錢ハ歩ニ式貫五六百文、金切替相庭

ハ式貫四百文、定銀壹匁ハ百六十・七十文ニ当ル、金ハ壹
兩ニ而、文金壹歩ニ□□□也、商売不成、壹匁銀ハ四双倍
ニ而、六百廿文ニ成、何分損金ニ成、割合通ニハ、小物売可
申様無之候、開白無之世の中なり、

一丈七九日夜下ル、伊達・白川、先軍事不得止事、軍在之、
御国方敗走度々成□内働高名之御方、小野村之富田様、大
力無双之御仁ニ而、八貫目鉄棒ツキ、陣前へ出□働キ、敵
方七拾余人打倒シ、式百人程ケ(怪我)か、味方三拾人程怪我人、
又老入橋本何某と言人、大ニ働、七人之首を取、其身所々
大疵ニ而、漸々会津方へ入、助ケられ、仙台へ送られ、又
老入四人分当小身士ニ而、兼日道楽也、此度白川へ被仰付
参候所、福島辺ニ而、同道楽・無性師共へ相談いたし、博
奕ヲ始、同類ヲ集め、金三拾兩ヲ出、酒代ニ遣候而、軍之
事ヲ咄候所、一統得心致、所々より集八拾人程引揃、右之
者皆□□□戰場江出ル、大るニ働キ、高名大「
并ニ一方へ添八百石之御加増□「
「被
参集前下「
「雨天「
「不相出、
「五六拾人ニ成由、
皆々武勇「

追々働候而も、士「」双方被置「」
仕也と□「」勝敗「」仍而 若殿様今「」
「」

一上野^(東叡)□山宮様、会津より御国御城下へ、当「」日御
入着被遊候由、御宿ハ御宮町の権現御「」也、御
付ハ三拾人計り、御女中様「」松島辺へ御着之
「」御城下御上下大取込也と申候、

一七月九日より十方暮ニ候得共、今日より快晴相成、十日
弥々上日和ニ成、大ニ人氣宜、併十方暮中ニ而か、朝夕ハ
冷氣ニ成、

過ル八日、御郡一統之日和祈精進、御触ニ而いたし候也、

同十日夜、平治帰宅、生糸方御取行ニ付□成行之次第、取
引振并善悪等目利□次第、右御役人様より御呼出ニ而御尋
申上候、□買人ニハ御城下新伝馬丁白鳥屋利助殿被仰付、
奥方右買宿買人平治へ被相頼、則皆川久蔵也、依而金子も
被相渡、御暇ニて帰宅ス、

三ヶ月ニ而下候、

糸方、先御役松倉良介様御出入司ニ御進、其跡之御役人
手柄庄左衛門様御談、此度急御買入分廿五駄也、異人江御
^(手塚)
引合分、急ニ大高出之義立御請兼候由申上候ニ付、御國中
御郡々江御割付ニ而、御買上之御首尾合ニ成、併御郡方御
買入六ヶ敷容子也、前々御買入御勘定不立下、郡村在之
下々人氣不宜、埒明申問敷と咄也、

一此節共ニ 御上三「」
^(大竹徳治也)
徳治様御金方□□□□
渡候金□□役ニ而、大ニ取込、御上御金□□□候得共、米
穀ハ大分御持合ニ候よし□□米方ハ一円不騒候なり、中奥
より御城下辺ハ、凶作坏ニハ不参と、恐不申候、

稲の模様宜候由、御城下御蔵米五切半也、奥方と□□□□
□十一日も日和宜、弥々続候ハ、六「」之作ニも可
相成哉ニ候、

併関□□伊達辺□□大高直、
とふふ壱丁八拾「」三拾より五拾文位
御城下ハ、月代髪付ちん七十六文□□

軍場辺ハ、御買入ニ而被相渡金壱歩三升ハ安直段馴共、米

不足に付、福島より米御無心願出る、仍而千石米御貸被下
候由也、戰場辺ハ御大切ニ而、如此也と申候、御手前御陣
所へハ、遠路ニ而駄送成兼、

一軍も、前々ハ此方敗軍多シ、品ハ西国方鉄炮、壱筒ニ三放
シ、四放と打、尤皆不替筒多シ、仙台ハ軍ニ不馴、一通之
炮発、尤廿日三十日之入替故ニ、軍ニ勢力ヲ不入替候故ニ、
勝利少し、此程ハ替番無之様ニ被仰渡、是ハ先達高名□手
柄ニ而、八拾貫之御加増ニ而、参謀ニ相成候細野屋か□太夫
と言御士より御達、軍ノ法前々不宜と次第被申候□□付、
無御異儀由ニ成、御法レイ此方の次第ヲ御用へ也、殊ニ仙
藩ニ而ハ、誠之軍人と噂サ相成御方ハ、右御仁、并富田様、
芝田ノ御家督父様泥ヲ雪かんと勵ミ、大ニ戦功在、小身之
御仁ニ老人、次鮎貝様、此四五人ニハ、敵方ニ而恐入候由
也、
当月二日之戦ニハ、岩城ニ而敵人追打、船入逃出也と集る
所、大炮ニ而打、船共焼打、数百人ヲ痛、船三艘、諸道具
共ニ被取上候、高□□□□之城、敵方乗取居候所ヲ追出、
此□□成敵勢ハ、多く逃去候由「」人数「」

加州様ニ而「」江戸迄攻登□□「」

御待受「」候由、此方へと御合□□ニ成事ニ相聞

得、江戸勢江も御助情「」候由 宮「」

宮町権現堂ニ而、五穀成就・武運長久御祈祷也、当時上方・

江戸為登飛脚□□通用難成候、江戸・京・大坂飛脚、金百

五十拾兩位、□□越谷越間道ニ而往還□□致成、八ヶ所々ニ

而道案内ヲ頼、度々金遣多キ故高直也、松島迄ハ通用宜、

江戸行、伊達行共々、海船ニ而も六ヶ敷、右□□伊達行ニ

而も、金□七□□□、売道不通用、状壱通壱□□位、

十二日風追なり、朝曇り「」晴上々日和ニ成、

此間之天氣宜、稲大ニ出穂ス、十三日も曇り、時雨、

十三日市、此世柄故不盛、古の十分一也、

一午房壺把 百廿文位、塩壺升 三百廿文、大小ニ而

一なす・きうり 壺廿文前後

一蓮葉式三枚ニ而 一把廿文也、

□盆棚こんふ 壺把百五六拾文

此品ハ別而不足、弥引上る由也、

右直段故、諸品同様

一糸綿 御城下ニ而ハ金歩二百廿目、是少々上る

当地ニ而百日沓歩

一当町白木綿切、一尺中品百八拾文、中形物貳百四五拾

文、縞類品物次第、

上三百文位迄、

仍而専ら地木綿宜仕出候□、皆々口糸・大口糸ふりまゆ

引出ヲ用ゆ、

一真綿ハ大下落、金両ニ貳百目位、

右ハ伊達より仙府参り売る、当地之品ハ買人無之候、大

まゆ・揚まゆ共ニ買人無之、殊ニかけちん高直、沓升五

六百文

「 」助殿申受

一 生糸御直行ニ而 「 」手前も奥 「 」船頼候得

共□□御金者此 「 」糸方へ御渡方御延引ニ而、

末 「 」宗兵衛御城下越益ニ成、

式百十日の当日也

十四日晴、上日和成、稲追々出穂ニ成候故、人氣□□□成、

此地涌津、又金沢町五・六軒焼失、□も 「 」夕より

雨、今日雨ふり、十六日曇り、十七日晴 「 」十八日雨

ニ成、同夜より又大雨風ニ成 「 」飯後嵐と相成、

丑寅ノ風騒ク、大嵐と成、盆前之日和ニ而、作物大ニ直り、

出穂致、未出払不成三分通残り候所、此嵐ニ而、田畑物共

ニ痛与可申狂ニ、大ニ困り候事也

一上方京都大坂ハ無事、近国四月より雨多候而大洪水、近江・美

濃・伊勢、百姓家凡式千軒程流失、人多ク死ス、田畑水推

シ、和泉・河内も水、繰綿押流不申所ハ朽捨り、三河・遠

江共ニ□痛、早キ所ハ次種蒔候得共、如何、何分綿ハ□□

之見詰ニ成由、作物惣而大痛ニ相聞へ候、

□之与市、沓丁目日野屋店、上方用事被登、四・五人ニ而

六月中旬、道中大ニ難義致、漸々無事下着ス、西国方京都

ニ登り居、如江戸之、然ニ道中国々放乱シ而、村々江押入、

往来ヲ妨ケ、切取・強盜、又所々ニ関所堅メ在之、海道難

通り、山越、谷越ニ而通る、大ニ錢入甚し、海道共ニ同様、

仙府より諸仕入、江戸江横浜等ニ罷越候仕入荷物、浦賀廻

ニ而御積下候荷、薩摩方ニ荷問屋へ押込、荷ハ引出而持參、
家内「（一）」先行イナヤ致候者ハ、切捨等致□□□強盜□
受払、船も取られ候所、此船ハフランス船ヲ有□故、フラ
ンス方ニ而懸合ニ相成候由也、江戸表大店ハ、表か（格子）うし三
通ニ囲ひ居、用向ハかうしの内ニ而弁□□明然此間ニ成、
御触ハ□□見世ヲ開而、商ひ可致□事ニ而、少々ツ、明方
致し商ひス、此節薩摩勢□所々乱妨荒而、諸国困り難義ス、
大ニ諸人わく（惑乱）らんと申候、

江戸徳川將軍御困物皆押取□□も焼払、大ニ荒し候故□□
様も御逃、会津江仙台へ御入、関東より越□□□両国迄、
何方ニ居候と云無訊、国々ヲ荒し候□□□防キ、江戸方ニ
而ハ奥羽大将仙台様、早く攻登様ニと希居候由、然ニ、一
説ニ徳川家七十万石ニ而□駿河之府中江儀居候様ニとの 勅
命在之由ニ而、併仙台ヲ朝敵と被相触、軍勢不引取、打而
替り御征伐ヲ被為蒙様ニ成、当惑之事ニ而、一決候ニ被為
成、屋形様御配意不安御事也、西国方并諸御大名ヲ敵ニ
御請被遊候様也、秋田・津輕も同様、南部様之事ハ、何レ
ニ不分り、全体御身方（味方）ニ御血判迄被成置御約速と相聞居候

事也、何様乱世ニハ、身方ハ敵ニ成、敵ハ身方ニ成習也、

□□ハ尻（原前）戸前口御堅岩手山様より、弐・三百人程も□置候
所、御境ヲ越、向町辺へ押出居候処、上方勢押寄、戦ニ及
候折、新庄戸沢勢後より切入、仙台勢両方より切込れ、挟
打ニ而、大ニ敗軍ニ成、百五・六拾人戦死致候由相聞得候、

一 上方錢相庭大下落、両ニ新せん拾八貫より廿貫文也、弥よ
わし、古大錢ハ廿四文之割、嘉永・安政、錢ハ軽目ニ而拾
六文之割、新鉄大四文、右割合ニ而、大ニ勘定六ヶ敷由也、
小売物ハ皆積りニ而、売払金古小せんハ並四文之割、

一 十九日、十方暮ハ十八日迄、然ニ今日昨夕より大雨、風、
今日大嵐ニ成、併昼八ツ過晴ニ成、長く嵐不申候得共、作
物江当り□何分不宜候年柄、天下之乱「（一）」

一 御上□□を以被仰渡「（一）」より申来候、百□□
「（一）」農兵東山ニ而弐・三百人、早速ニ撰「（一）」様被
仰渡候由、甚迷惑之事ニ申来候、一軍之事、当時追々色々々
説在之、書難尽候、

一長州并薩州御両所、大坂○持鴻の池・鹿「」家よ
り百万両拝借致由、殊ニ「」国ヲ引当ニ致、異国人
より七百万両（借受カ）「」成候ニ付、甚□□□□故、国々
江乱妨スルト噂在之、大「」州ヲ悪ム、

一廿日より晴、廿一日白露と成、廿二日朝寒、日和、

上方不通用ニ付、御城下も不足、不自由之品在之、薬種類
も、唐・和共ニ大上り之品多し、和物録凡高直、忝貫文銀
式拾匁ニ成、唐白蠟貫テ三百匁、広東人參ハ斤五百匁より、
大黃・甘草ハ上り不申候、尤近頃沢山下直也、

廿三日朝白露、寒し、晴、曇り、過ル十九日嵐、存之外作
物へ当り薄シ、此辺ハ六分通位ニも可相成哉、

一宗兵衛事、昨暮方帰宅、道中川支有、一日半程□□引、所々
窪地ハ中海道共ニ水不引、支る、併稲□□□□七分通と申候、
畑物ハ随分宜作之由、
御城下ハ米直段下ル、歩ニ八升、白六升五合、

一前ニ印候新庄戸沢様、仙台へ御合体、降參被成置候所ニ、
返忠とか、敵と成候故、早速軍勢御手前より御指向られ、
攻寄、御城江火ヲ懸、町家焼払、散々責打レ、落城ニ成、
戸沢様相逃去候由、留り居者、百姓・町人ニ而も不残打
七月十二日よ
り十四日迄
殺と責□□、追込散シ候由、忽落城ス、跡々秋田佐竹家江取
三日之間也
懸候と相聞へ候、

一南之方戦ハ、未暄与不分、右之「」事也、先手よ
り諸方へ御手配、若殿様ニハ相馬「」御城迄御出張
被遊、惣御人数三万余人と相「」夥敷事也、依之
糸方御買入御渡し金御指繰候所、糸方ハ御延引ニ成、宗兵
衛事益前より詰居、御城下御取集、糸方并唐人方へ御用在
之、当時手伝唐人江も出会、御用□□□□急用ニ而一寸之下り、
一兩日居、又々登る候由相咄候、

一御城下ニ而新金御吹方ニ成場所ハ、吹抜御門之内、火薬も
不足ニ相成候ニ付、御屋敷方縁下搔出、専ら煮方製ス、先
御備之分ハ御残シ、御城下ノ御備ニ成、兵糧共ニ御城
「」相成候由なり、諸方へ御米被相廻候事、御金入

如山「一之御米ハ相応被為在、一方ハ御安心也、御金「一続キ、鶴岡并会津・米沢様杯より鉄炮御買入「一等、相馬様も右品御無心、金杯入、式万両、三万両之金入来而御都合ニ成、唐人方より拾五万両、来月中旬糸金相渡候由也、

新金銀御吹方御用可成也

一御領内、金・銀・地金、女共かんさし等并金具等御買上相成候間、在合之者共村々吟味取集、為指出候様被仰渡候事、其外から金類地、金火鉢等、無用之品是又可指出候、
□寺院釣鐘吟味調、同様為指登候様首尾被仰渡候事、

□農兵村々御調相成候、当村町ニ而町人、何も次男・三男ニ而五人程、村ニ而忒人、都合七人程相出候由、外無判之獵師共六・七人、是又被召遣候由、御調被仰付候事、朔日千厩へ出、御見拔ニ成、

一品替り御百姓、名字帯刀、又名字御免、御知行頂戴之者共、此分者御軍用方御備ニ被仰渡候、追而御用之節、及川弘平殿者近浜定詰相勤申度由願、是ハ浜方御備方御役方へ、ツテヲ以願、相弁候由也、

一生糸持合之分、家々何程之由、調書上被仰渡候ニ付、廿八日「一調書上候成、

一気「一其後日和ハ晴曇り続、雨無之候得共、残「一ニも無之、朝夕ハ尤冷、弥々秋冷ニ相成「一稻作共ニ不宜方、八百や物之類、なす杯弥々不足、追成無之高直也、

廿九日、当月ハ晦日也、日和宜、

一大「一宜、此品専ら用、此節青(青米)な八文也、

一秋「一切火ヲ懸候義、行違之由、不分り、
「一軍宮様御名代御附之御僧、南部へ御指

向御相談ニ而、南部より「一此先ニ秋田佐竹より南部へ加勢ヲ被相頼、六百人程勢被遣候由、然ニ仙台組御人数并会津・米沢・鶴ヶ岡勢、秋田へ打向、横手か御別家の方より打つぶさんと責掛、合戦始候所、佐竹より大勢出陣、佐竹方ニ而南部之加勢、御城下へ頼置、既御留主居

計置、殿様迄出陣被成、既虚城と成候ニ付、此段不分り南部勢急ニ御

城江押入、火を掛、焼立ニいたし、南部之勢一字逃去候、

依而秋田勢引返候ニ付、御別家之方忽チ落城ニ成、窪田之

城如何ニ成候哉、続而責寄られ候ハ、落城難計容子成と

申由、右ハ御城下欠取方、岩谷堂ニ而承参候由、昨夕ハ泊

り相咄候、

此南部勢ハ、津軽江一手ニ而向裏切ニ無之候、違、色々

南部方ハ、佐竹江加勢ニ成、裏切ニ成、南部様ニも仙台方ニ

風唱ニ而、実事不分り、□者実成る、大ニ手柄也、津軽様ニハ此方へ御合体と聞、

□残りハ亀田様落城か、未夕容子不知候、新庄様ハ籠入た

る有様、殿様始、御女中・御家内、不残生害と申候、佐竹

様も案内之敗北成へし、仙府へノ早打、此間十余度参ル、

一南方白川、(白河)先キ当時無音、静成る之容子也、

然ニ、薩藩外西方勢そろく引取候由、噂ニ何分薩国甚困

窮ニ成而、立続難キ容子ニ相聞候由、何れ打死・怪我人多

く、敗軍之方と相聞得候、

西国方誠之武士ハ余慶無之、浪人・悪党之類多シと申候、

此節奥羽も、味方ハ敵と成、敵ハ味方と成、大ニ御心配、

併此両国ハ最早片付可申候□□庄之御蔵御開キ、残り居百

姓共江、御囲ヒ米「」迄無年貢ニ被成下候由、仙台

より被仰渡候由也、□□鶴□□勢ニ而落ス、

追々噂ハ偽り多し、

八月朔日「」曇り、雨気也、日切雨ふり、二日曇

り、三日雨、東風、冷氣、四日社日、此夜より「」

日、此頃ハ引続残暑甚敷候へ共「」去年今ハ冷氣ニ而

残暑一向無之、曇り・雨勝、悉く不気候ニ而、病人多し、

八百屋不足、肴不足高直、此間□之大漁と申候、下直ニ成、

五日、日かんニ成、昨夕より六日大雨、昼九晴、七日晴曇り、八日

□日、弥冷氣ニ成、蚊帳ハ七月切、余ハ不用、惣而木草・

なり物不熟、至而不足、下り品物上方ハ下直ニ成、当国方

ハ軍事ニ付、道中不通用、海・陸共依而不足、高直也、

一蠟類不足ニ而、蠟燭・鬢付等困り候、砂糖同様ニ而、百文ニ

五・六目位、貫テ四拾匁以□段、上方ハ大ニ下直と申候、

一伊達辺生糸者、合戦最中ニ者百両位より百廿両位迄下落ス、

御上ニ而少々御買入ニ成由也、当時御領内中ハ糸取引無之

候、未夕御上御買入不成候、

白川口

一 此節軍事ハ、南ハ三春口御堅メ、三春様ハ官軍ヘ合体ニ而、上方勢ヲ入ル、依春口(三卷)嚴ノ御堅、細屋(細谷)ヲ御向ケ可被成候旨、此御仁、敵方ニ而細からすと云、敵人も恐候人也、

一 奥方ハ、秋田佐竹家江、五ヶ国ニ而遠卷ニ責付ル由、「」

之落城以来、仙府江入着住之御方、棚倉様御女中共と、岩

城安藤様ハ、相馬より入、直々仙府へ頼入、欠込御方小大

名□三人程御借住被成故也、二本松も同様、山城御女中方

しよたれ御入、

十一日、日かんも今日迄、此間日和続、今朝曇り、昼晴、

秋田佐竹御家も、落城相成候由、昨日之便ニ承る、

南部も津軽も仙台へ御合対ニ可成仰候得者、出羽ハ平均ニ

可相成也、南之方計り也、当時静之容子、江戸近辺ハ如

何、不知、仁和寺宮様ハ、関東口軍事御差図將と聞得、駿

河府中城ニ御滞陣之由、

一 此間者、東山分三百人、農兵百姓前二男・三男、又者兼行

跡荒々敷、農事等嫌ひ、あふれ居者共、千厩ニ而御見抜、

白山堂の場辺ニ而、兵法、鉄炮稽古被仰付、小屋等掛り、

米壺人分七合半積を以被下渡、日数十日ツ、修行、御代官

様御見分ニ而、段々入替相成候、尚また御城下より師匠成

御方被相下、稽古致させ候、気仙沼辺者、松崎御屋敷通ニ

而致候由也、後ハ所々江、夫々御□□方ニ成、

南部様と「」様と古より間悪く

一 秋「」ハ南部方ハ御境為堅也、老若弱兵計り出置、

仙□「」より(津軽)軽津ヲ、南部一手ニ而打申度、若不

叶ニ者御加勢可被下由「」江拔人ニ而向由、勝敗未不

知、

佐竹ニ而軍評定ニ、九条様随従之薩・長并鍋島・黒田・小

笠原勢、此人数凡千人程也、佐竹と共ニ仙台ヲ打之吟味也、

然ニ、黒田・鍋島・小笠原之衆中ハ同意セス、仙台ハ全朝

敵ニ無之、打卜申義不同□諷ハ、九条殿并私共滞留中、大

勢「」上出立ニハ路金等迄進られ、境之三□□相□

無事ニ罷越候也、是敵戦スルノ義無之候、私共九条殿守護

なし、奥方巡見「」致候へハ、御用相済也と而、此

御方ハ松前江渡候、仍佐竹方ハ此利ニ承服して、仙台へ使

者を以、手前江訖と相成候、然シ其仙より之使者ヲ切殺シ、約を反キ候ニ付、屋形様御取受御承引無之、酒井・上杉・会津へ御註進被仰合、軍勢御指向、諸方より巻詰、責口順繰ニ責らる、八分通詰寄、

一 当月六日より相馬合戦、八日ニ落城ス、此軍ニ而、当所之若旦那様、鉄炮ニ而手ヲ打拔レ、又御供千葉東太夫旦那方之御子息、同ニ而打レ、即死ニ成由、昨十三日御飛脚為知相下り候事、髮元結等相下り十四日葬送ス、痛入候、

右合戦之義ハ、相馬公表向仙台へ合体之積ニ而、南方へ御手前勢と共に出張、堅之所、当方松山之勢近キニ居、為馳走と申而、毒酒ヲ拵ひ、遣吞せ、仍而松山勢六十人程死ス、皆大ニ驚キ、早打注進ニ成而、早速軍と成、相馬ハ裏切セント謀、依而直利安房様御出陣ニ而、前と後より責懸、前ハ先備より打而懸、火急之戦□セ相馬城打落タル多ク相殺シ、逃落も在之、死人・怪我多シ、御当方ニも五・六十人ケ(怪我)在之由也、此節三春城計り、近頃片付可申、同所も七是ハ敵ニ早々落され月落城スと有、

一 軍ニ成、出陣登り御家中、并其外共ニ、村町共饒別并諸ツナキ、又ハ無事安全ニ而帰宅、諸願御祈祷参詣・夜籠り・通夜、色々様々ナリ、何レ一統痛候、

十五日日和宜、一日替り晴、曇り、十六日夜より曇ル、今十六日庚申、大雨ふり、十七日・十八日曇り、十九日日和と成、此間ハ暖気昨夜□□頃、京ノ森米蔵焼、十八日市至而不立也、焼米先達より壺升四百文、いもの□百三十拾文迄、少下ル、

一 東山獵師共、先分百人組、御暇被下、無事ニ帰る、仙台之陣中ハ「 丈夫ニ被下、酒共ニ度々被下、御飯ハ望次第度宛給ると申、諸方へ兵糧多く被相廻候、敵方ハ兵糧不続、□□く故、畑物芋□掘喰ひ候、百姓前迷惑ス、保呂羽登戸小野茂兵衛「 御息敵方□□「
「 十九日昼日士(侍)ひ「 舟積へ舟ニ「 御堅メ
「 仙付へ「 様方□同断、

一庄内藩本「」出「」仙之

御「」一徳、菊地喜代太郎、右「」士ひ

方ニ而、足軽三人、是ハ為締之有「」送可申との御

書付ニ而、肝入検断中「」御役人佐藤喜代治と有、

八月十七日ニ成、右何様□□不分り

廿一日日和ニ成、昨夜大雨、昼より□り、永沢勇五郎様娘

二度目、入谷村九蔵殿嫁ニ遣ス、

人数御暇被下 清五郎殿

同日、当村鉄砲組、七月軍方へ被召登、帰宅ス、無難ニ而

帰候、相馬ノ城落不申候、仙藩勢岩城之方へ出張之所、相

馬も味方ニ而、同出勢ハ致候得共、何分ニ心、官軍へ内通

シ而、両打ニ仙藩ヲ打之謀計也、依而推而不働、備而引取、

其心当方之勢察シ、皆引取、御境駒峯ニ陣ス、是ニ而相馬

勢と戦、双方大ニ合戦、安房様御骨折と云、未夕勝敗不成

□之所、御当方敵方へ一味合体之仁、大家ニ多シ、何時も

□御手前勢敗北多シ、最初大年寺役僧、薩州より□手先へ

廻シ入置候、僧者才智之人、此僧軍ニ成、則行衛□逃去、

仙府之事一字心得被成而、諸事ヲ敵方ニ而計、殊仙藩諸將諸士方不働、能く働く人少シ、細谷十太夫と言

人、敵方ニ而細からすと唱而恐る由、三春も敵方ニ有之、無之二

関東御旗元、当方へ加勢之人々、仁義組とか言、仙藩之勢

不働、(下手)へだなるを笑居候由也、御当家ニ一人之能大将無之

候而ハ、勝軍無心元由と、人々咄、一敵方へ一味連判之

由、

御奉行但木様ニハ、軍場より御引戻ニ而、囚れ而下屋敷へ番人被

仰附置候処、此間逃去候ニ付、御城下表大騒キ、三好様ハ

御在所之所へ□ル十七日かニ御召連と成、駕籠ニ而登る、

是ハ余迎り赤帯ニ□成候由也、御兩人ハ御国一味之根本と

申候、其外御大家ニ式・三人、次五・六人相聞得、追々可

相知候、右故ニ仙府至而危シ、誠以恐入たる謀事、不忠無

申計候、御国中ニも相馬口軍不止、両道中共ニ軍勢行戻

り多、百姓前替取仕舞□家ニ不居、皆山中へ引籠、田畑共

□掘ちらし、明家ニ入而煮焼シ、□勢ハ呑喰、依御触相廻

ル、家主共内々戻り居候様御首□相成候由、道中筋ハ握め

し拵、表へ出置、飢だる人可召上と言方なり、

一此間南之方へ、為相手之か、鮎貝太郎平様被仰付、御登之

由、右ハ敵方ニ而も指ヲ折恐ると言御人也、

着京ノ清五郎衆ハ、宮内竹三郎と言且那ノ参謀役か陣取等

ヲ御制道之□□ニ而懸廻り、然ニ下の者へ能く御手当在□
折々金ヲ被下、酒肴等吞セられ、難有、能動而□□由、一
頃御郡奉行ニ而、此御郡へ御下との御咄在由、

相馬裏切、軍ニハ早く此御方御□とりニ而、一字引取セ候
故、敗軍・怪我人少シ、相馬方ニ而ハ、官軍ヲ所々の蔵々
江入置、仙台勢皆死之謀計、右頭れ、軍戦ニ成也、藤五郎
様と被申、大ニ合戦御骨折と言也、未夕勝負不成候、

廿二日より廿三日大曇り、不天氣統而困り入候也、廿五日
迄雨、不天氣統、廿六日漸々晴ニ成、

一御家中熊谷逸見旦方之日記手帳ニ、

五万石
岩城安藤対馬守様、七月十四日為官軍之落城、仙府へ御

入、

泉本田(本田)能登守様二万石、同落城、仙府へ御入、

下手渡一万石立花出雲守様、官軍へ一味之為、安藤様ニ落
サレル、

三春秋田安房守様、七月廿日未夕不落と言落サレ、仙府ニ御入

棚倉阿部豊後守様十万石、七月廿五日落城、御家内仙府御

入、

湯長谷内藤長寿丸様、七月廿七日官軍ニ落サレ、仙府へ御
入、

州織田兵部少輔様、早ク落城、仙府へ御入御家内中此節

台ニ而御セ話、御本所へ御帰り被成由、三春相馬之戦、

内通・裏□味方之為、夫々も大敗軍ニ而、死人・怪我人多
く出候と在之候、

當時仙府御入之御大小名方多く有之、大屋敷并ニ寺々御入

替、明渡し、御用立、御貸屋敷ニ成、町方大家へハ、御上
より当座御宿被仰付、壺丁目日野屋杯ハ大取込、米等者其

外被相渡候而も、一日ニ金三拾兩位ツ、懸と申候、其外之
店々も同じ、御賄方被仰付、所々之御使者等宿屋也、

一南部様ニハ、如何様之訳か疑敷事在、裏切可有之候之事ニ

而、又々遠野口、氣仙(有住)在住江御人数被相廻、今廿八日当御
家中よりも拾四人出立、御堅め方へ出、

一今廿八日日和ニ成、此間ハ「」而作取仕舞不成
候、

嘉永五 屋形様「 」「当所御入馬乘御覽、十七年
 二成、近年ハ御祭「 」「此度軍ニ付、御武運為御長
 久之役「 」「ニ而、昨夕ヨリ寄合、精進□「 」「
 「 」「不止如此精進「 」「
 「 」「見詰ニ候所、獵師之戻り□咄也□□鉄砲ハ間数三
 「 」「困り、敵方之砲ハ六百間□□在之由「 」「
 「 」「右之通敗軍多シと申候、双方古と違、甲冑無之□□
 鎗無之「 」「

一秋田横手合戦之「御大名ニ無之」持城堅之所、御手前方并酒井様方
 勢、八月十一日同「 」「入田村と云辺□□出陣ス、
 同所在大肝入大家在之□□、然ニ当所も仙之御領と相成候
 間、何成と御用被仰「 」「馳走申、酒肴沢山ニ出シ扱、
 併敵方之謀計無覚□□含、士ひ方不吞、毒味致可申と指控
 居内、□□方板木ヲ数打ツ、無程受ヲ打音聞ル、仍此方より
 □□之はん木なりと尋候ニ、各様御入、村方へ注進御用之
 為なりと答候得共、敵方相図可成と、一統備を立る、遠見
 之者走来り、敵方山野辺より大勢押出来ル由ヲ告る、直ニ

此方よりも進而、則合戦と成、先陣一ノ関勢、続而御手前
 勢、庄内勢、其外、同十一日昼八ツ時頃より夜四ツ時頃
 迄、横手大合戦、味方大勝と成、敵方敗北、則落城ス、一
 ノ関方中ニも高名手柄在、殊ニ屋形様御名代と成而、一ノ
 関様岩ヶ崎迄御出陣也、分取之品数々在、中ニも一之関方
 □□坂五郎左衛門手ハ、大将ノ首打取
 菊地喜左衛門働キ打死 舛子辰之進
 舛子重吉 大内山兵助 三人手負
 同無難之者、高橋其外

分捕之品左ニ

一生首五ツ 一生捕三人 一袖印
 一脇差三本 一刀 三本 一大小ニ而一腰
 一鞍置馬式疋 一馬印一流 一弁当袋巻
 一削袖桐油壺 一紺木綿幕一張 一鉢金壺ツ
 一彈藥拾弍箱 一守袋巻 一拾目筒一挺
 一指簞一流 一胴卷壺ツ但金五両壺歩在
 一胴着壺ツ金八両壺歩在 一大砲玉共壺挺
 一弍ツ 右ハ小四隊分捕也

□□久保田ノ城責へ寄、未夕勝敗不成休、

然ニ、瀬之上主膳様ニハ、先達白川合戦ニハ度々敗軍被成候所、秋田合戦江者大いに御働キ、功有之由也、

当時白川表ハ、会津様御持、二本松城御手前勢持、会藩も加入、会津様所々御手繰、殊ニ御出陣、西方へ御留主ニ付、御願ニ而、当方より和泉田志摩様、猪苗代江御貸人ニ而被遣、御堅ニ候所、御用御召有而、仙府へ御帰ノ跡、透ヲ見而、官軍更に押シ寄、責付られ、官軍賊徒会津方へ多く寄集り、切立候ニ付、仙府へ御加勢ヲ乞、又追々ニ諸軍勢被遣由、御城下表も暇無之候由、然ニ会津様より御無心ニ付、和田様猪苗代之御城代と成、御手勢并仙府より御付人御添、

一伊達梁川町大痛也、官軍賊徒等、近在之百姓ヲかたらい、此町江火ヲ懸焼立ル、宜暮柄之者へ、金子相出候ハ、不焼、助ケ候間、金子相出候様と申懸、無是非金子相出し、遁れニ成、右之振合を以、三拾万両程都合出可申との訳ニ被申懸、不得止事、吟味夫々相出候へとも、四方より火烧移り、梁川町一字焼失相成候由、然ニ右者仙藩之者共致候間、

右恨者仙府も焼つぶさんと憤り候所ニ、仙府より隠シ聞拔等被遣、右之者共召捕、御吟味相成候所、皆官軍賊徒等ナリ、皆仙府へ登セ候ニ付、梁川之者共大ニ相違致、後悔、仙府ヲ今更俄ニ尊敬致候由相咄候也、官賊共稲ヲかり取、畑物堀取、煮たり、焼たり、百姓家へ入、諸道具□シ出、自由ニ喰シ、後ニハ鍋釜等打コワシ抔致立去候事ニ而、誠盜賊之諸行、百姓方誠ニ難義之上ニ迷惑致候容子ニ相聞得候、御手前勢ハ右様之事無之、尤兵糧米所々江廻シ被懸、不自由無之由、

一八月廿日後ハ、白川口・相馬方共ニ、軍休也、西方者北ノ方ニ有之、

一九月朔日日和、先月中ハ雨多、作物并軍場迄難義致候事也、当年ハ誠ニ以雨ニ困り候、

一当所之若旦那様ニハ、且而働キ来候御事聞得無之候所、御家中奥山之四天王之誉□□若武者四人有之、一者
斎藤勇助旦方御子息 権平 皆川勘藏御□□寅之進 熊谷直衛旦方御子息 逸見

片平鷹之進和光「」四人也、軍中ニ大いニ能働と評判ス、

何レモ

一薄衣和泉田（泉田）「

」会津様より御無心ニ而、

同国猪苗代之御城代□間「

」構仕合之事也（御家中ハ）あらく登る

南ノ方軍事当分□□静成由、二日之夜丈七御城下より帰り咄ニ而承候、

一糸方、未タフランス金持参之船不参ニ而、御上御金御入用

多ニ而、糸買方不成、御約速、節角入船ヲ待、然ニ伊達糸并最上糸等不少仙府へ入着、異国人江交易ヲ□□居候由也、下直之含、

当地近辺も「」待居、所々より手前へ引合申来ル、

九月三日昼より雨ニ成、四日朝寒しくれ、飯後晴ニ成、麦蒔最中、昼風寒也、五日朝大霜、晴、寒冷ノ催なり、

一南西方軍之事、不容易義ナリ、南方ハ江戸御城ニハ仁和寺宮様、大将薩ノ島津三郎殿と噂候、大将ニ而白川口、外中

国勢、浜手ノ方ニ、四条様岩城口也、西国・四国之勢□川様之勢も出張、黒田其外播州勢、海陸共ニ大軍、西方ハ京方并加州勢、美濃勢、信濃、上州、北国勢也、か、様ニハ仙台へ御合体之様ニ聞へ候得共、表裏何共不分り、上方勢一同越後口へ大将ニ而御下向と聞得候、何レ歎実と言事不知時節也、何様北ノ方秋田も未不定、四方之大敵ニ而、御当家大難之御時節也、追々如何、此下々ニ而も大ニ奉案上候、

一御城下表、又以七万兩御借上被仰付候由、当惑之事と申候、先達より他ノ御大名様方、御宿御賄方仕出被仰、店々分限次第割合ニ而差出居内也、岩城之殿様杯ハ上下千人位と申、外御大名三・四人、宮様岩沼迄御出張と申、然ニ又江戸御簾本組六百人程、船ニ而松島へ上り、御加勢ニ罷越候由、仙江御入着と相聞へ申候、御賄方□困り也、店々も難続候間、表戸ヲ指候外無之容子、在々も追々右様□成、御城下衆此節金子無御座候間、在々得意貸御座候間、右御取都被成下度義申上候由也、

九月六日、村萩平ノ徳松木挽、六月廿五日立ニ而鉄炮組登り、今日無難ニ而帰る、白川先、并東者相馬、先之堅メ官軍勢屯ニ而、通る事不成候ニ付、米沢ノ地より会津領ニ出、夫より伊達飯坂江出、白石へ拔而、仙府江戻る、陣中戦江も度々出、又々難義之時ヲ凌候由、生キ無難ニ而ハ帰る間敷と存候所、漸々達者ニ帰、安心之由也、

当時御嗣子様御事、白石御城御滞陣被遊、併近頃軍ハ御休ニ御見合、御評定内之由也、相馬・三春之両所落シ候ハ、近辺ニ御障りも在之間敷、少御手透ニ可相成と申候、併此辺毎日軍へ行人、往来不絶通ル、

一此節御城下表、近国之御諸士・落ウ人、大凡三万人程有之、此居そふろふ達御抱ニ御困□之由、仍御郡々々江も御割合可相成噂さ、

一御領内大肝入衆中、御指紙ニ而先日一統御登り、御用如何、右本役白石惣右衛門殿七月病死ニ付、永沢茂兵衛仮役之所、本役被仰付候由ニ而登ル、

一村々何事出来、一統江為注進之、所々板木ヲ立、右を打鳴^変シ為知候様ニと、一統江御首尾合ニ而、当所ハ赤坂并村江も相立候也、下町番屋之所ニ相建候、

九月九日日和、又曇り、十日朝小雪さら〜と、早くも初雪ふり申候、飯後晴る、然ニ未夕麦蒔最中、稲も不刈、冬か来而、大ニ困候、当稲作何程之部付分量ニ相成候哉、不分ふしきニ米ニ相成候、

十二日夜大雨ニ而、嵐ニ成、弥々大嵐也、十三日朝晴、曇り、大風ニ成、暮方風止ム、十四日晴、曇り、しくれもよふ、

平治事も、宗兵衛「十日立ニ而登仙ス、生糸御買方如何」「未無之、伊達系下直、御買入之由、

同十四日、東山大「方同役中津山直三郎殿御兩人下り、手前」「奥御郡大肝入中為登、屋形

様御目見、被 仰□御意之事、御いり於御対面所ニ、大肝入ハ今日拾人罷出、御舞台近所ニ而御馳走被下置、誠以難有冥加至極之事也、然ニ被仰渡御用ハ、段々軍事ニ付、御金入多く、間ニ合兼候ニ付、南御郡者痛ニ而除キ、奥一統ニ而、金子拾万両御借上無之不叶義候条、何分骨折、調達差上候様との仰ヲ蒙り、下宿致候由御物語也、併此節郡々金無之、折外ニ致方□□座候間、生糸ニ而差上候様ニ御吟味、御首尾□□成由と相成候、右御答申上候而、御暇被下置、相下り候由□、

扱御城下表大ニ御取込、軍之勝敗不分候、御他領御客人、落ウ人御調七千弐三百人とか御帳へ印ニ成と被仰候、達者ニ而御用ニ立分ハ、夫々御遣ひニ成、老弱女子等御郡方へ御割付相成候由、未当村へハ不参、御城下も別国之如シ、異国人之風俗之人計り多シ、大肝入御両人も、七割の□結羽織ニ、仙台印白ノ細絹張付、軍場へ行如人之立付、□込ニ而被相下候也、南御郡ハ、誠ニ畑物并稲迄かり□られ候、皆官軍官賊と申候、痛入たる事共、奥方ハ誠ニ静謐ニ而暮候方、大ニ閑也、御貸上等之諸上納ニ苦く候得共、南軍場近村江競へ候而ハ、至而心易シ、大家も漬(漬)され、痛入候次

第なし、大肝入衆中も大ニ勘弁ニ而御下り也、

先達より、水沢ニ而御郡奉行様御下り、村々の農兵集ヲられ、軍事教られ候由也、

古の軍と違、弓・鎗も不足不用、
馬も無、歩立也、

十五日、昨夜雨、今日晴而大風、不天氣多ニ而、麦蒔後レ、何方村も六・七分通仕付、

一大肝入殿ニも、糸方ニ而十六日より村々御廻村、当所へ十七日御泊りニ而、手前縁家旁ニ而御宿致候、然ニ生糸御調ニ相成、夫々御味吟(吟味)ニ候所、他国壳留被置候得共、御買方未タニ無之、村々小前金代ニ行当候間、段々商人売ニ相成候故、至而不足、大ニ御見詰行違、御疑心有之候得共、全体今年之蚕作、近頃ニ無之違作ニ而、半作ニハ不出、四分位ニも可相成所、目方落ニ而尚又不足と申候、釘子より津谷川、保口羽(保口羽)、大籠ニ而三箇半位之書上ニ成由、当村ハ調書不出、町方へ当年商人中もまゆ買入候家も無之、追々売、御城下

為登ニ相成、壹箇位も漸々と申候、御買直段ハ、現売より
壹箇ニ而廿五兩上高買入、当分御借受ニ而、十月中御貸上
金出金ニ而、糸代御払被下候由也、未夕本調書上不出ニ、
大肝入殿御出立、御廻村ニ成、何分小前之含ニ者、御延金
可相成との疑ヒニ而、糸出高ハ尚不足ニ可在之との事也、
跡追ニ出シ売候様ニ而不成との御談シなり、何様上下五段
之位有、此辺ハ上式百五六拾兩・七十五兩迄御借上故高直
也、小前ニ而ハ下直ニ而も、商人より現金之方相望居候也、

十八日暖氣、昨夜小雨ふり、今日晴、天氣不定、一日替
也、

御代官様御田地見、今日御廻村也、

一前書之通、御貸上金此度分、東山両扱江八千五拾兩とやら、
御割合相成由、人頭ハ稔与不知、凡六千人近、面付ニ而ハ
さツと金七切位ツ、併高人頭と割、又持高無之、宜暮者
へ、分限等御割ニも可相成容子也、此度分ニ而、当年三ヶ
度之御用金被仰付、誠ニ上納成兼候者有之候、先々之分未

タニ上納済不相成、村々役付衆中大るニ困り居候得共、
村々金銀札等迄も、諸通用ニ一円無之、町々不盛ニ而、一
統錢迄も無之、見世店も売代金聊小遣ニ間ニ合不申候、□
以前世無類の困窮と相成風、上納物計り□重り、致方無之
風情と相成候、田畑之物より外□ニ致候事無之世ニ相成
候、御上様ニも御当惑也、

□吹方之金者、地金不足ニ而、一日ニ百兩・式百兩之金外
不出、間ニ合不申由也、

廿一日、宗兵衛より御城下出手紙下ル、糸方何角と御金入
多ニ而、御買方之義埒明不申、不分り、困り入候、近日帰
宅之由申来ル、軍談方品々在之、追而印可申候、

一所々落人、御城下大凡一万六千人程御調ニ而、奥方へ御割
合被相「」千厩着、南方廿壹ヶ村へ百八拾人之割
「」時大光寺へ入、村割諸品当村へ夜着ふとん、膳わ
ん共ニ廿五人前、内夜着四ツ、手前へ壹ツ相出候、外諸色
惣割ニ吟味成、当郡へ者、越後ノ長岡家中之由、同所之殿

様ハ、牧野備前守様七万四千石と相見得候、

九月廿五日、当町泊り士ひ六拾人程御先触ニ而、廿六日式百七拾人狼川原立、当町昼、手前へ拾人割合、右名前平岡豊次郎、脇野喜佐八、内藤丈三郎、鈴木磨内、小山新藏、我妻保三太、牛込染吉、須佐友八、小林□弥、桑原益之助、メ拾人、右之通宜敷所、丁割合大込也、右之人足百人程、馬籠・安駄等、老弱□子在、荷付馬等継立、千厩町へ送、大原へも通る、東山へ三百人余と相聞へ候、右賄之義、御上より米老^(首尾合)人分・七合半、但握飯迄御見詰、菜物諸色代式百五拾文ツ、被下候御首合之由也、追而右人数村々江御割合、当所へ三拾人程被渡候由也、手前へ休候土方ハ、相応之人物也、何様道中泊りくハ大人数ニ而、宿々迷惑致候由也、

フランスノ蠟炮^(マダ)貫ひ候所、誠ニ結構、手キレイ成細工、日本之品不及宜、

晦日、又々長岡家中三拾人、御城下より御小人持ニ而□□

当村へ割渡され、藤勢寺へ入、男・女子迄、黄海村へも三拾人渡され候、何様当郡三百人余と相聞得候、又々当村へ八・九人追割来る、

十月朔日、昨夜より雨、夜分ハ大風、寒暖揉る、天気不定、氣候不同也、大根盗人多ニ而、先達より大根つミの所多シ、至而早也、山々雪ニ成、

一牛房・にんちんハ、壺把七拾文位、小把也、

一砂糖者、白百文ニ六目、黒八目位、

右之割合ニ而、弥諸品高直、金老歩ニ式百目

一日手間日用三百五拾文也、

一糸綿高直、五百文ニ拾五目、但一朱之代六百文也

一上手拭五百廿文と成、清酒一升八百文

メ

此間者、長岡藩落人・怪我人、安駄ニ而八・九人来り、又入替等有之、諸人足多く遣わる、藤勢寺三拾六・七人也、

四日・五日日和、六日雨、暖気也、

辰八月

一御城下も四条様御入来之由、何角と御取込、

右御書を以、遠江様より御到来之由、驚入奉候御事也、御
手前之御吟味と者、大るニ相違相成候、

京御勅書

伊達遠江様江被下
御書付写左ニ

宇和島侍従江

同性伊達慶邦義、東国之大藩、殊ニ祖先之勤勞も有之義ニ
付、当春同藩一手ヲ以、会津征討之任被仰付候程之事ニ而、

一屋形様御事、亀岡新御殿江御引「」隱居ニ被為成、御
慎ミ、仍而御「」所へ当十月三日御触在之、若殿様御
事□賢堂江御引移り被遊候由也、

深ク御依頼被遊候、就而ハ右旨趣速ニ奉命、一旦及出馬候
処、豈凶ヤ賊ニ党与シ、軍機遷延セシメ、加之督府ヲ輕蔑
し、參謀闇殺等之所業、其罪難被指置候得共朝廷至仁好生
之、思召ヲ以、或ハ姦臣国命ヲ執候而之儀ニも可有之哉、
篤卜御檢覈可被仰付候ニ付、一先寛典之御含有之候処、更
ニ悔悟之体無之、弥逆意ヲ逞シ、屡官軍ニ抗シ、剩エ当節
領内於白石、会社ヲ結ヒ、盟主与唱候始末、罪魁不可遁、
畢竟慶邦反覆ニ至リ、一層賊焰ヲ煽動シ 上者奉惱 宸襟、
下ハ万民塗炭苦ヲ醸シ、遂ニ六師大挙ニ及ヒ、大方之艱難
立至候段、全ク 天意ニ背キ、人道ニ戻リ、大逆不可謂
完奉典刑ニ、於難被赦、依之被止官位討伐被 仰出候、此
旨其藩ヨリ□申達旨御沙汰之事、

四條様御事、近日御城下へ御入着之由、当節者官軍追々入
来り、出入口御番所へ出張、入替ニ相成候風ニ而、国者
大ニ当惑、出入六ツ敷、何分町中取仕舞、大町も表店々戸
を指、内之取引ニ成、国分町宿屋中も、表戸指、渡世至而
縮、休ミ成、御城下も他国者多ニ成、既ニ□□^{藩城之}之風、サビ
シク相成候由、以之外痛入「」大事ニ成、追々如何、
一当村藤勢寺落人方□賄品割合、壺軒ニ付壺ヶ月味噌百目、
大こん三本ツ、薪木壺丸ツ、為相出候事、外ニ夜着、ふ
とんのわり合在、米者壺人分一日ニ七合半ツ、御上より
被相渡候、村々も諸人足、当村ハ毎日人足式人、組頭壺人
ツ、詰ル、多用ニ而人々困り候、尚金銀一切無之通用、并

上納等致兼、悉く迷惑ニ成、

右之通、前ニ写候通、御城下表一旦落城之体ニ見得下々諸
取騒キ一字人歎敷、取仕舞ニ至候得共、全ク左ニ不有、異人フランス・

イキレス等之諸将ハ、徳川家并仙台侯ハ、国人も誠ニ仁義

之国風ナリト賞翫ス、何卒味方ヲ致し、両国ヲ建と、相談壹万人

在之、殊ニ御国方ニ赤組と追々唱候御士ひ、凡千式百人程

在、其外ニも一組、能軍調練シタル組在而、合戦ヲ好而、

此後我等敵何人在共、不恐と進、既ニ推出候処江、其外然

ル所へ徳川家之御人数六千人程味方と成、細川様并伊達遠

江様等御和談ニ成、軍取鎮メ旁々ニ而軍方御指扣ニ成、御休ミ品々御吟味在、

四条様御事ハ、彼是仙府之容子為御見聞之、一寸御入之儀

候由ニ相聞得候、

御上ニ而ハ、御城中ノ御宝物并武具等迄、一字何方へか

御取移、空城ニ而、屋形様御移被遊、

昨七日、宗兵衛事下着ニ而相咄候、御城下表川原町より始、

他国人之宿割、北ノ二日町迄、大町より新伝馬丁迄、肴

町・立町、入木町、本丁通不残、家毎ニ拾人・廿人、家次

第わり付之御宿也、

凡他国人三万人余と申候、

右御和睦ニ相成候ニ付、官軍勢追々と来而止宿、往来ス、

京より大乗官と申御役被相下、是ニ而諸指行下知被相伝へ、

細川公又ハ遠江様とも申候、依之御城下も当時静ニ成、

店々見世等も、過ル三日より開キ、商ひ致候、然ニ官軍取

鎮メ旁ニ而勢之者、店々ニ而式・三ヶ所、足袋杯望、十一

文と言品、大セム拾壹文置持参之者、又ハ仙札壹歩在ヲ

以、金壹歩書付之通杯と申払候、不都合之事共在之ニ付、

大乗官より嚴敷制シ、戒候ニ付、其後ハ大ニ長ケ敷相成

候由、併薩藩之士ハ、至而あらく敷候由、人々往来も此節

宜相成候、徳川家ノ味方と申者七百人計居候所、石之巻江

下り、同所滞留ス、何分官軍も江戸組も、皆兵糧米ニ詰り、

仙府へ来而、当分之居候と成、馴共仙台ニ而ハ式万・三万

之人ハ□苦、米ハ十分成と被相咄候由也、異人方并□戸勢

等江、一万石已上米被遣候由相聞得候、仙府御諸士ハ、七

分通ハ合戦ヲ好、三分通りハ不好と言、追々如何、

一生糸方、京方より異人共江取組、交易致事不宜由、大丞官

より仰在之ニ付、糸方御役人御呵ニ成而、御行ひ相止ム、別而町人江御任、肴町三品問屋鎌田屋五郎兵衛ニ成、江戸・横浜商人と取組ニ相成候、御国方一手買方之由也、

一御国方、是迄之軍御勝利無之と、諸将ノ内ニ謀反、敵方へ

内通之人五・六人、外□□とも不少在故ニ、全くの御勝利無之、敗軍多シ、依而如此、

屋形様ニも、夫故大ニ御苦痛被遊、此節ハ御老耄之体ニ被為成、御隠居被遊候由、御尤之御事也、

一江戸米相庭之事、金壹歩ニ小升ニ而一升也、

右之通高直ニ而、川橋々より落死スル者多シと申候、以前之様ニ国々より米不登、大石之御□□方より不登、如此、

米穀類不足ニ而、難暮故、貧人ハ水死ス、
白米歩ニ七升也

一仙府者、御蔵米壹俵金六切位、

下海道、九升より壹斗位、大凡作毛ハ七・八分、

当郡者、六分七八、七分位と相聞得候、

当町直段、六升より五合位、

大ツ出秋ニ成、存之外取る、六貫文ニ成、

大こん壹駄ハ、壹貫文より壹貫貳百文、

此節穀物ニ不限、小盗人多シ、

大川通り水損ニ而、大ツ、大こん共ニ不足、薄衣町大こん壹駄貳貫文位、

此辺日手間、女ニ而も三百文、日用□□せん共ニ不足、錢取れず故、頼者も少シ、

□^備作方も、手前人ニ而専ら働く、

市日ニ而も、一円と申様人相立不申候、三十年・四十年先とハ、如別国之、大違也、

一錢も、貳貫四百文相庭ニ而ハ、兩代替金切替出来不申候、

余り下直也、貳貫三百文ニ而も進不申候、追々上り可申候、

十月九日夜雪、尤寒シ、十日小雪ふり、十一日夜小雪、小

雪ニ候得共大ニ寒く成、秋日和無之、麦蒔遅く、当節生出る計り之所多シ、例年より寒サ早シ、

一繰わたも上り、御城下ニ而金壹歩ニ九拾目ニ成、
九月より

糸方御役人

十二日平治掃宅、糸買方弥々取組、手柄庄左衛門様御家来同道ニ而帰る、御城下御受人鎌田屋五郎兵衛殿持ニ成、新伝馬丁白鳥屋利助殿、御役人様方へ至而不宜、悪口致、被相除、仍而鎌田屋ニ成、御上より為御呵之、是ハ官軍方將役大丞官江為御申分之ナリ、一通庄左衛門様御牢入ニ成而、其日ノ夜ニ牢より揚り、隠れ居、仍而糸行方一円御上ニ而無御構と成也、馴共御内分ニ而ハ、夫々庄左衛門様御指図有而、横浜商人江御取組御セ話成候、右ニ付鎌田屋通帳を以、手前ニ而買方、横浜商人奥州屋之方へ売払渡ニ成、諸事為引合之、段々手前へ下る、

宗兵衛と替りく

為右取組之、平治事も、春中より秋中御城下滞留、御役御屋敷へ出入、数月懸り、漸々十二日帰る、御上ニハ軍中ニ而、諸事御事多、又ハ糸方御吟味色々有、受人も替り候故、大ニ延引、骨折致候事噂、

時代ニヨリ將軍ノ下役官領也、又ハ執権、

然ニ御上之方、大丞官ノ御役ハ、京勅命を兼候ニ付、右之御役号也、西国ノ細川越中守様、御添役ニ伊達遠江守様、御両所様仙府へ御入被遊候而、屋形様へ御対談被成置候、

御国方ニハ、何程御骨折、合戦被成候而も、御勝利無之事御座候間、軍ハ可被相止と有、品ハ御家中ニ謀反之者□有之、面付等懐中仕候有而、名前八人有、其外ニも□□由、是ハ京ニ而写取候由御談シ、殿様驚入□疾より承知致し居、御挨拶、仍而御和睦之事調へ候、全体屋形様ニも不及^(是非)是悲、先達とかと、京都江御上書為御登ニ、降伏謝罪被仰上候由、御咄被遊候、其品々御談御登り、御帰り、右御和談済而、四条様十月三日仙府へ御入被遊、煙り留ニ而御出迎ひ、皆御案内、礼服上下ニ而出候而、先達而中屋形様御城外亀岡御殿へ御引籠り、御慎ミ有セラレ候所、屋形様ニも先ニ御城へ被為入、御出向被遊、御物語り被遊候所、四条様御咄ニ、左程ニ無之候而も宜御座候由也、御談シナリと聞ゆ、軍事不止ニ付、為鎮之罷下り候由御談、仍而九条様等ハ、未夕御登りも無之、秋田辺へ御滞留か、全体ニ軍乱可鎮之所ニ、却而其旁ハ乱ヲ増様成風聞、京より御呵可有と言、

一御当方より、京へ節角為御登之御上書、道中堅められ、御書届き不申候所、忝人誠忠之人有、他人之供ノ人と身ヲヤツシ、登而近衛様へ差上、^(朝廷)江上候、漸々奥方殿方

様之御本意相達候由ニ聞へ、四条様御入之前より御和談済
ニ付、官軍勢一□余人段々来り候ニ付、万一町家焼も難計
と、町家騒ニ而取仕舞、五、六日ハ戸ヲメ、女・童子ハ皆

近在へ引退、一円物売無之、痛入たる候有様成ニ仍而、
御上より御触、一ウ戸ヲ開、商ひ致不苦由ニ付、如元之ニ
成、

四条様御事、三日程御滞留、直々御登へ馴共、官軍共四方
へ通り、国中之様子見物等致候風ニ而、未夕御城下も人多

ニ而取込也、江戸御簾元勢数百人、是も官軍へ隠レ、諸

方ニ居、石之巻より遠島之方ニ居、江戸勢之大将ハ、春日

左衛門と言強将也、関東一人と言人也と言、仙藩ニ而細屋

十大夫と言人、官軍も恐ると申候、三十七度戦、此兩人

ハ、数度之戦ニ、手勢五・六人外損せずと申候、細屋ハ手

勢式百五六拾人在、大丈夫之人也、数年国廻候而、諸事委

し、フランス異人中、西国方へハ鉄炮も薬も不売、右両

品、玉共、人数一人を以相添、仙台へ御味方致候と言、

乍併御和睦相成上ハ、軍ハ被相止、乍去京より何様御勅命

来候哉、御答め難計と、御扣、

□此間御当家江、於伊達之内拾五万石之□加増被下置との

義被仰渡由、又相馬様ハ□心ニ而、約ヲ変シ、甚非興之事
ニ付、五万石被召上、壹万八千石と相成候由噂有之候、大
後悔也、

併御手前之御物入ハ、拾五万石、廿万石之御加増ニ而ハ御
間ニ合不申との御費ひなり、此頃も徳川勢へ、一万五千俵
被遣候由也、官軍見而、何方へ遣米也と問、御挨拶ニハ、

徳川家より預り之石相渡遣候也と御答也、米ハ御国ニ沢山、
丈夫ニ御持合也と言、

一其後十二日か、徳川勢石之巻より廻り、気仙沼へ着船し

て、七百人程、此内当方之士も在之由、上り市中へ罷越、

間飯を望ム、仍而家々ニ而めしを握ニして指出、船中江も

入、三日程滞留致し、南部ニ而津軽ヲ責打と聞候間、同所

へ加勢ニ罷越候由、咄ニ候所、諸弘相立出立、出船、何方

へ参候哉、不分り、格別之損痛ニ不成と申候、

御城下ハ、先以静謐ニ相成候由也、

一一ノ関様御事も、御本家御同様、御官位被相除、右京と計

り唱候由被仰渡候事ニ相聞得候、御両家様共ニ追々如何、

困り入候次第也、

一 仙藩謀反組之御方八人、御一同門様方へ御預りニ成、別紙在、御上之御事より、右科人之御方等之事共、写書ハ別紙ニ写置候、

一 当分御国^ノ之儀、京都へ被召上候様成御事ニ而、屋形様も亀岡御殿ニ御慎ニ被為在、御嗣子様ニも末章様御屋敷等ニ被為在候由、片倉様御屋敷始、巨理ノ阿波様方ニ為人候也登米、水沢様御屋敷等明渡、京方之御宿ニ相成候由也、当分之御政事ハ、

四条様御指図ニ而□元重役中へ預ケ置候間、何分国家之政事大切可相納候段、被仰渡候由也、誠以痛入候次第、御大变成事、是ニ而大ニ御失作(失策)と成、御威光薄ク相成候、歎敷御事也、大ニ御了簡・御吟味違ニ相成候、

一 此節之諸相庭、米作ハ此辺六分位之取入納ニ成、常年ニ而ハ大ニ可騒大不作ニ候得共、人々高直ニも不恐、薄衣并水かむり之所ハ誠ニ皆無之稻と申、栗、したみ、とち杯、山かて専ら取方、乍併南・中奥ハ、東より宜候由、何分金無之、望米此節大ニ下直、壺斗四・五升より古壺斗一式升、

此辺新一斗位、古七升より(投げ)なけ売八升位迄、金無之故、又買人も無之、切手取引計、

一 濁酒八升ニ下ル、糶ハ三百廿文と申、大ツハ六貫文、米ハ金之為ニ下る、

一 先日中御城下ニ而、古ノ大根漬壺本弐百文位、此節当地ニ而落人より望れ、壺本四・五拾文之由、大小ニよりてなり、

十七日庚申、天氣無事、今廿日暖氣、小雨在、手前稻(扱)こキも仕舞、百束より六拾升程出ル、当年ハしるな無之、吹飛ぬ(概)か計り多し、去々年よりハ少々宜、取続六ツ敷也、何様凶作同様、諸賄在・町共ニ、龜飯品々能拵候、

一米者不作ニ而も、金錢入用之為ニ、當時下直、一大豆者出秋、右同様ニ而、賄ニ不成故、下直、

品悪く
はつ豆多し
六貫文より五貫五百文と成

□そば者、賄ニ成故、売人不足ニ而高シ、八貫貫文位
□とふふ 拾八文ニ下る こんにやく廿式文

一濁酒 八拾文

一塩不足ニ而、氣仙沼ニ而式斗入五貫文位、

当夏中不天氣故、塩仕出不足、兼而用心扣、不天氣の年、夏ハ専ら之品、仕出不足ニ成也、

一糸綿 手札ニ而拾五目 近年綿大ニ売る、

一白並切一尺式百文位、

一蓑ハ下直ニ成、

十月廿八日風也、此間ハ天氣統、雪一向無之候、

一御上行之生糸も被相止、前ニ印

肴町鎌田屋受人、横浜奥州屋取組惣宿被相頼、客人過ル廿五日三人下着、滞留買方手配ニ候所、当郡御代官様通帳御首尾合御猶予、御郡方御貸上糸、未納切ニ不相成、四・五日為夫此方買方延引ス、然ニ此節所々へ手を廻シ、糸相応買抜かれ候、

真綿も買人無之、上式百目ニ買われ候所、せり込、此頃ハ上百六拾目位迄、大ニ上る、

手前之客人、糸・真綿共ニ買入候所、生糸先月、当月初頃

ハ買人無之、百五・六十両位ニ出来候所、当方江買人下る

と聞、商人中先へ廻り而、買入ニ成、跡ハ売、人氣強ク成、買置之者計リニ成、当方之買、大切之場ヲ遁ス、仍而買人六ツ敷、休同様也、異人江密々売候故、追々買人多ク入込、

十一月朔日日和也、此間諸事不書、御城下表之事共ハ、別紙ニ写置候、

此間晴、曇り、折々さら〜小雪、四日昨夕小雪、夜中雨ニ成、又雪少、近頃冬至ニ成、寒氣ゆる〜敷く、七日大風、併暖氣なり、

昨六日、生糸納高不足ニ付、大急御状下り、□肝入殿又々出張、当町御吟味、三箇程出る、余村共ニ御吟味、廿箇程不足分御借上ニ成、

右ニ付而も、御郡々へ、やかま敷御小人等相廻候間、密々之買人も止、休ニ成、手前客人も直段高直、不引合ニ付買方止、尤御通帳之諸首尾合も当分出来兼候ニ付、荷出も不成、滞留ス、

一 藤勢寺之落士達五・六人出立候所、又々外より六人程足入候、

一 八日冬至ニ成、夜五ツ暖気也、九日朝より小雪、冬至ニ者余り暖気、近年如此不宜候、冬之気夏にさわり候、今日雪ニ相成候間、跡寒氣を祈る所也、一円雨・雪無之、冬日照と成、専ら雪ヲ望、

一米者、八升壹歩ト申候、

去年之冬至も暖気ニ而、雪一切無之、如春之と在、当冬同様なり、不面白候、追々如何、

一 糸買方取組ニ付、夏中より平治・宗兵衛、御城下滞留、漸々取組ニ相成候得共、十分買方ニも不相成、止、大るニ当時損金ニ成、乱者折節、

写

御曹司様、総督府江御沙汰、并今廿八日八ツ時、御供揃ニ

此月

相馬

而中村城江被遊御登城、四条殿江御拜謁之上、今般態々軍門降伏、謝罪趣意承届、委細參謀を以別而申出候通ニ候処、近頃過激徒蜂起致、天朝輕蔑、不用国命、及革動、国家存亡不顧、不輕罪科、仕舞次第国許へ罷帰り、父子尽力、鎮撫致候様可相心得、若此上国中不穩之節者、重罪科被為及候間、御沙汰之趣も御全生之御沙汰□仰出、八ツ時無滞御旅宿江御帰被成置、益御機嫌克被遊御座、右ニ付今六ツ時御供揃ニ而被遊御帰国、此旨各承知、屋形様御始可申上候、恐惶謹言、

九月廿二日

石田光之丞

遠藤文七郎

又

宇和島侍従江

同姓伊達慶邦儀、東国三大藩、殊ニ祖先之勤勞在之儀ニ付、当春同藩一手を以、会津征伐之任被 仰付候程之事ニ而、深ク御依頼被遊候、就而者右御趣意、速ニ奉命、一旦及出馬候処、豈凶哉、賊徒江党与シ、軍機遷延、加之督府を輕蔑、參謀暗殺之所業、其罪難指置候得共、偏ニ

朝廷主仁好事之思命を以、或者姦臣国命執す儀も可有之哉、篤与御檢敷被仰付、一先寛典之御舍被為在候処、更悔悟之体無之、弥逆意起、屢官軍抗、剩当春領内於由右、余社結、自盟主卜唱候始末、罪魁不可遁、畢竟慶那反覆至候、一層賊焰煽動シ候上者、奉宸襟惱、下方民塗炭之苦釀、遂王木門木拳^上及、上方艱難立至候段、全^上天意^上背、人道戾、大逆不可謂、最早於典刑難為救、依之止官位討伐被仰出候、此旨其藩より可申通候様御沙汰之事、

右之御文ハ先日前ニ写候御事也、二重ニ成候、

降伏謝罪御嘆願

臣慶那恐惶頓首、泣血奉嘆願候、今般会津御征伐之砌、名分於順逆誤、於出馬先、家来共抗官軍、奉惱宸襟候段、恐惶至極、臣子之分不^レ相立、先非後悔、今更何共可申上様も無御座次第、臣乍^{不^レ背}、素より奉抗敵朝廷江候存慮ハ毛頭無御座候得共、全遠境、隔絶之僻土ニ罷在、責来天下之事情形勢も一々承知不仕、多恐、厚^卷叡慮之旨具ニ不奉伺、遂ニ右様之事件立至、畢竟臣兼而指揮不行届より之所為^{所^レ為}ニ而、心得^{如何}ニも重々恐入候次第ニ付、此上者本陣ニ罷在候も、

甚奉恐入候間、速ニ城外ニ退去、張隊長參謀臣之嚴所謹慎申付、奉仰朝裁、闔藩、誓天地勤国之外、他志無御座候、就而ハ同盟卜烈藩江も、早速降伏謝罪可仕候様説、後尽力罷在候而、悔悟謝罪之藩、一同御寛典之御所置被成下候様、万死偏ニ奉嘆願候、誠恐々々謹言、

九月 藤原慶那

又 伊達陸奥江

今般降伏之嘆願書印、落手ニ相成候上ハ、城地并器財・彈藥、御先鋒江差出、謝罪之実効可相顕旨 御沙汰之事、

但シ、徳川脱臣之義も、去十六日御達面之通、早々仕置

可有之事、

九月

仙台藩

徳川脱走之家来、其藩江依頼罷在候者共、屢脱官軍ニ候、其罪不輕候得共、真ニ先非後悔之上ハ、出格之御計を以、死罪一等被免候条、其心得ヲ以鎮定可致之命候事、

九月

伊達陸奥

重役之者共江

領分民政之儀、追而御沙汰可有之迄者、重役之者乍慎取締可致段御達有之候事、

九月

伊達陸奥

重役江

仙台城、其方共江当分御預りニ相成候条、嚴重ニ守衛可致旨 御達有之候事、

九月 参謀

御直書写

先般会津郷兵援於白川紛拔之間、(紛擾)不弁是悲抗 官軍候より遂ニ不改徹今日之勢ニ立至候所、情考へ候得者、其節之見込違より君臣名分ヲ誤候ニ付、從 天朝深蒙御不審、殊ニ今般宇和島侍從江之勅書伝達在之、昨日拜見為致候通ニ候処、誠以無抛、恐入候次第、今更悔悟仕合、無他事、速ニ兵隊を懲し候上、伊達將監・遠藤文七郎を為使者相馬へ、総督府江謝罪歎願書指出し、城外ニ謹慎罷在心得ニ候、就

而八万一心得違之者、儀論沸騰(議論沸騰)、輕挙妄動之所為等有之候

而ハ、天朝此上罪誤難免、尤国家之大害お醸、大ニ予志ニ懷候間、大小之諸臣篤与相弁ヒ、謹慎意貫徹候様、一統厚可相心得者也、

九月

此度御城外ニ被遊御謹慎候儀ハ、被 仰出候通ニ付而ハ、御家中士・凡・倍臣等迄、何も謹慎罷在、輕率之儀等無之様可仕候、

一 御家中士・凡・倍臣共ニ、月代剃り申間敷候、

一 普請、鳴物、三器暗入共、被相止候、

一 御家中士・凡・倍臣共々、常々戎服着用仕候儀者、可相扣候、

但、早速改兼候者者、当分着用不苦候、肩印者取候て可相用候、

右之通被仰出候間、御城下・在々共ニ、如兼而之早速可被相触候、以上、

九月十四日

主税

正親

孫兵衛

外記

孫三郎

御目附中

慶応四年

九月

四條殿、十月六日八ツ時 御城入、御着到ニ候

門札

将監殿屋敷

大政官

會計会謀所

同

小十郎殿屋敷

参謀宿陣

病流

屋形様亀ヶ岡御殿

御謹慎被遊候事、

御奉行衆

石田幸之丞殿 光と在之

後藤孫兵衛殿

大條孫三郎殿

遠藤文七郎殿

遠藤吉郎左衛門殿

御役御免

中嶋 大町

大内 石母田

御預りニ相成衆

但々木 (但木) 岩手山江 一子息 岩谷堂

瀬ノ上 角田 一松本 切腹

下屋敷 子息ハ松山へ

坂者 黒沢へ 三好様ニハ早く切腹被成候、

外ニ 行衛不知と申候

真田 松倉 大越 外大柴田様も被登候由、

此三人御吟味中御より

岡慶助と言儒者、是も御登ニ成、国分氏ハ岡ニ師也、

右之御方、京都へ被召登、御仕置相成候と申、不忠之者共

都江被相登候由、大丞官より之仰也、

当地ノ国分玄秋、和光師之付人ニ成而、序ニ京学ニ行、細

屋十太夫様御前へ御暇乞而、立退候処、被申候旨、小野町

辺ニ而、官軍ニ被押留、被召登候由、是ハ 御上へ忠之人、

無料候得共、戰場之意趣ニ而も被召捕候哉と言、

右之外謀反組之人々、何人御召捕ニ可相成哉不分り、今最中御詮義、殊ニ又御国中之事共、并米穀三十万石、京都へ可被相登由、大丞官より被仰談、此方御奉行様方大ニ迷惑、何角と御欠合被成置候、御吟味中、何様御奉行様方至而よわく、傍ニ而もかい／＼敷、西国方御大名様方多く御来臨ニ而、大國之家老奉行ニハ至而弱しと笑われ候由、殊ニ御手前様へ御鼻きの細川様、遠江様、浅野様杯、扱々歎ケ敷、御氣之毒ニ被仰候由、何もかも自由御勝手悉く被致候由、尤 屋形様御事も、御上洛可被成置由ニ被仰渡候由、此節國中官軍往来シ而、御上之鉄炮大小共ニ取上、御一門様方并御大家之兵器・鉄炮、不残被取上候由、誠ニ以仙藩ニ為人仁無之次第、屋形様ニも如無かニ成セらる、誠ニ痛入たる有様成と申候、町中皆御大名他国之諸士之宿と成、店々も半分明開、半分戸さし、無異儀用之分計取引也、御手前御家中上下在、密々山通之道通用官軍ニ不逢様ニと如此、何分米穀を不足ニ致、兵器を取上、手出不成様ニと之謀計と相見得候、禿ニ成敷、追々如何、歎ケ敷國と相成、此上八百姓前如何、

一九条様之御三方も、秋田より仙表へ御入、廿二日か一ノ

関、東山へ五百人駕人割合来ル

月日之無之書付来ル写

此度

此字国とも言写書違か

四条様 御入固ニ付キ、

宮様御披被成候ニ付、

何事も不分り
書違可成か 伊達領御預リ

一 二本松 本領安堵 一 棚倉 同断

一 福島 右同断 一 泉 右同断

一 湯長谷 同 一 守山 同

一 津軽 同 一 山形 同

一 上ノ山 同 一 天童 同

一 岩城 同 一 会津 本城被召上候事

一説ニハ半地と在

一 米沢 本城被召上候事

一 新庄 同断 一 相馬 右同断

一 佐竹 同断 一 三春 半地被召上候

一 庄内 未夕不知候 一 白川城 仙台江御預リ

一 南部 十万石ノ御加増 此御加増何之為か不分リ

一 仙台 伊達・信夫之外ニ四拾万石之御加増

右者落城人神妙之取扱候ニ付如斯

一 御曾子様 奥羽吟味役

一 屋形様 式ヶ国

御太守役被仰附候事

右之書付、不分リ 御免無之候者不実か月日無之事ハ委く候得共、御落去ニハ些早シ、

床敷書付なり、

右十月廿九日拝見写取、

外江参候書付と少々違、唱サ書可成、未四条様も大丞官も御滞留成ニ、京より之勅旨ニ無之候而ハ、虚説書と外不思候、

一 御上之大小之鉄炮、先ニ百駄程為登ニ相成、跡ニも被相登分在之由、御家中分千石ニ付鉄炮十挺宛指出、為登候様御首尾合ニ付、御一門様始、何損シ物、不用立様之物被相出候由なり、

一 屋形様始、奥羽両国并関東方御大名様方、江戸表へ出府致候様被仰渡、皆様御登ニハ為成候由也、江戸表之名、別ニ御改名相成、東京とか申候、未夕稜と不知、

□ノ関様ハ、過ル廿八日仙府へ御登被遊由聞、屋形様并若殿様ハ、左京太夫と被仰由、御両所様廿八日御出立、御小勢ニ而御登と言、若殿様ハ三日御立と申候、京都方之御滞留ニハ、殿様御登も難計、稜と不知、

四条様并京方共ニ皆御登也、

右之通書付ニ而も、噂さニ而も、色々之説在之、不定候、

東山江被相下候落人諸土方、御主人よりか、御上よりか、御呼出ニ成、一昨日之頃より段々登ニ成、当地之御方ハ、越後長岡人三十六人之内、昨日五・六人出立ス、此間之書ニハ不見候得共、本国御免ニ相成、御歸り之由相聞得候、此御方ハ御主人様より米拾俵、金拾両被下候との事相咄候由也、殿様御本国ニ御入相成候得者、御城并御城下町家共普請ニ相成、町家百姓江も右之通金・米被下候由、全体御金持ニ而廿万両、御立拔之節、堀中へ入かクシ被置候由、右ニ而再建被成候との事也、

一 前ニ印通、屋形様并四条様、京方一ウ御立払、御登被遊候所、御道中白川口向へ脱走と申、国々の浪士数万人カタマ

リ居、妨往来難成、仍而殿様方皆御帰り被遊候由申候、是ハ江戸勢多、仙台様為登不申様との事也と申候、

右ハ戯言也、皆様無滞江戸迄御登、御大名様御一統、うそ咄多シ、

十一月十五日冬至中暖氣也、尤上日和、昼ニ成風起る、朝ニ霜、冬日照、天氣続か如何、併過ル十日頃ノ雨雪、山々ハ相応之雪積る由也、其後三日曇り、

一薄衣納米直段、老俵代拾四貫式百文と申、段々納下直也、金不足、錢ニ而直段立候由也、錢ニ而ハ金直シ、金六切より式百文返り金歩ニ八升位之物見へる、

此節ハ金ニ而買入候得者、米も安し、高直成物者木綿類、千草切尺式百五文中也並手拭五百文より上五百七八拾文と申候、太物類ハ始終利分と成、糸綿も高直ニ而も大ニ売候、

一糸買客人も、漸々三箇計り買入、当地十一日ニ出立候へ共、諸首尾合何角と延、日形滞留ニ而十四日ニ出立、平治も同様、扱々つまらぬ都合ニ而、当分損ニ相成候、何角乱也、

一先達より西岩井山ノ目より奥方百姓前(二揆)老騎起る、御城下表未他国士ひ残り滞留在、屋形様ハ来月御下りニ被為成候由、

一米、當時問屋ニ而八升より五合、然ニ御相場見合之節故ニ、書上ハ九升也、

④檢断弥市も、十月より仮肝入被仰付、先役仲左衛門殿被相止、

一他国之落士あらく、登、當時之長岡士未夕廿人も残る、鍋島勢・薩州士ハ至而荒く、不宣、広島も同、熊本人宜、

一過ル十七日より寒氣進、小雪折々、十九日昨夜より大ニ寒シ、寒氣相応ニ相成候得共、雪里ニ無之、山々ニハ多く在之、其後さらく小雪計り、朝夕寒氣也、何分寒氣も緩く、照勝ニ而、寒中不相応也、依而廿一日、御上より被仰渡、氣候直シ御祈祷并ニ武運長久之御為、村々精進、休息為致、鎮守々々江参詣致候様御触、右之通致候、

廿二日、長岡御家中も惣払出立ニ成候事、此御方病人大体
本服、疵も直ル、店ニ而菓ヲ詰而売、

一仙府より取上候鉄炮四千挺、火薬百箇、官軍持登り候所、
宮様ハ白川ニ御滞留ニ而、右品取上候事甚不宜、強勢強盜
之所行成、右品差戻候様ニと在而、宮様之方へ御取押へニ
成由、屋形様ハ水戸領岩城浜より御船ニ而御出府被遊、官軍未
仙府ニ式千人も居候由也、何様白川先々官軍居候物か、会
津庄内之勢、并又米沢藩、両所へ手分を致、一所ニ成而奥
口ヲ堅め候と言、

一仙台赤何組と言脱走之士、式千式三百人とか 角兵とか并江戸御簾本之何組と言、一所
ニ在而松前へ渡、城ヲ落、夫より津軽へ戻、同所を敗打、
段々秋田より敗登候と言、軍不止、何レ此節此辺ハ静謐
也、何ニ京都之御政事不宜候物と外不見得候、官軍引不
上事、至而あしく、古之様仁義之軍ニ不在、乱妨ニ而、無
御法、軍礼無之候、

一廿二日小寒ニ成、緩やか、さら／＼小雪、廿四日曇りニ而、
小雨ニ成、廿五日さら／＼小雪、暖和ニ而風吹、

一大豆引上り、六貫五百文、七貫ニ也、

一塩引当着ニ而五貫五百文 此品も夏煮不足、

一濁酒者不相替、壺盃八拾文、

一糶壺升三百廿文、日形かへニ而式百廿文、
何れ大違也

春中より九月中迄ハ、密方御役人無之所、此間又々被相廻
候由也、江戸為御登候御買被成由也、

一山ノ目大肝入大槻殿屋敷中、(一俵)一騎之大勢ニ打こわしニ成、

但御用所并門江ハ手を付不申、其外一円こわされ候、先ニ
大肝入衆より、(筋カ)仿之為ニ制而、即死三人在之由、依而弥一
騎之者手強ク、如此至候、一ノ関様より御向役被相出、御
取押被成由也、大槻之所計不宜様ニ相聞へ候、追々御城下
より御下向、又々一騎所々ニ催し_レ在之由也、一ノ関様ニ而
当分御預り、

一生糸買方も、先客人者止ニ而、小谷屋金物店ニ而買方、廿六
日早朝ニ入着、買方相始め候所、其外ニも所々江来而買方

ス、仍而直段セリ上る、殊ニ天的組と申密商人、少々ツ、所々ニ買方、三百両迄上ル、何分御免広く、小谷屋買入より高直ニセリ上候故、買方不成、尤売人ハ御上御借上之節、是外持合無御座候由申出候故、残糸売方広く不売、至而買方六ツ敷、手前客人買方休ニ買留ニ至候、余り高直ニ而不引合也、かくし物ハ御役拔之売方故ニはり込、買方甚困、休ニ致候、存之外高直ニ致候、仙台ニハ異人共不居、横浜へ行、彼ノ地ニ而買方、伊達衆取引也、

一此間者寒氣も相応ニ而、人々悦び申候、併存之外緩し、雪も式・三寸之薄雪故、残り不申候、日中きへ不留候、去年、去々年よりハ冷も強し、

一晦日日和也

一此頃錢札にせ物多く来而通用致候所、本手を皆々不知上納相成候処、御蔵方より贖札之事被仰渡、本方遣人相尋られ、御吟味相成、摺沢中田屋多く持下り、専ら遣方、仍而御召捕と成、囚人大勢、大騒きと相成候、右札ハ夏中被相

出候壹貫文之札ニ而、御城下御近在迄之通用ニ被仰渡置候品ニ而、御郡方へ御首尾合無之札也、

一小谷金物店番頭与吉殿、当着刻より不快ニ而、大病と成、大るニ煩ひ、折々ニ薬用、本復趣、互ニ大慶ス、仍而此間中大取込、大勢出入ス、

一山ノ目騒動ハ、大肝入大槻氏ハ御城下為召登られ、御城下より御向之御役々御下向成而如此、

一十二月四日夜、狼川原町大騒動、是も百姓壹騎也、檢断肝入役付中、近村寄合七百人已上、居家打こわされ、悉く家小屋打こわす、直々米谷方大肝入衆方へ押行、仍而高泉様并大内様御向役御出張、御防キ被成候得共、不叶、米谷へ行、又御郡方御代官御役々様御出張ニ而、其外佐沼御名代等止、嶺正寺へ被指置、肝入檢断江壹騎共繩をかけ、引行、兵粮早速御首尾合ニ而、近辺より出、凡八百人程、七ヶ村之人数也、是又誠ニ近（辺）□大騒動也、

一御城下ハ当時静謐ニハ候得共、御郡々々所々騒動ニ而、御

上ハ不静不成候、二日程ニ而、名々家元へ引取、

一当冬ハ、新曆被相留、不出候、

正月之門松之式立拵不致、内々之祝ひ計り仕候様御触出相成候由也、在々者所々の騒キ在之、外之祝ひ松ハ成間敷由、人々相咄候間、追々御上御触可有之候、

一月館町ニ敵打在之、打者ハ御城下者、敵ハ秋田之者、同所

ニ而出合、町中ニ而名乗かけたり、既ニ支度と成所、付添人和談ヲ入、此世柄敵キ等多く可在、少待給と言内、敵逃

去、追掛而、町ヲ出抜、両人ニ而取押へ、遁可申敷と、抜

打ニ而一刀ニ首打落ス、適之打様也と人々賞ス、尤白絹首

桶等持參、首ヲ大勢ニ而竹ニ指而立、懷中より父ノ位^(位牌)拜ヲ

出シ、前ニ直し而、打首ヲ備而、一言ヲのべ拜ス、夫より

役付へ申出る、町ニ而打候ハ、町内為騒せん、付之者一

寸之謀計ニ而、町ヲ出而打候物ニ相見得候、本人と申セ共、

誠ニ能打様也と、人々賞^(ママ)翫ス、

一今七日、一兩日曇り、今日雪ふり、大ニ寒シ、明日ハ大寒

と成、結構也、八日九日、八日さらく小雪、相応之寒氣也、

一先達南部様ニも、江戸江御登り、併不常之事、科人之部ニ

而、御囚人ト成、至而籠籠ニ而、御附之人聊、尚官軍御向

役御目附等付、外式・三挺、至而籠籠ニ而、又秋田津輕人、

南部之御城下ヲ警^(番間)堅スト申候、如何成訳か不知候、江戸

表ハ京より先達 天子様御下向被遊、御滞留、為御馳走之

か、町中より祭仕掛物等拵ひ、賑々敷シ而、入御上覽ニ、

但 天子様ハ冬中ニ御帰洛被遊候由と申候、

官軍者御暇被下、国々江被相返候由也、

併大掾官ハ仙府ニ未滞留也と申候、

一大川筋并狼川原村より米谷辺、川通者稲水冠りニ而、実入

無之故、稲不刈分、此節かり取、厩江入、踏草ニ成由也、

多く之損亡、

一米相庭、佐沼ニ而九升と成、南之方ハ高直ニ成、当地ハ八

升問屋直段、氣仙沼ニ而七升五合、不釣り合、

一大豆ハ當時大ニ上リ、壹俵九貫より五百文、

鉄炮被相留候故、猪肉・きち等一向無之冬也、

肴類ハ高直、真黒鮪此間少々漁在、上る、

当節小錢不足、鉄大錢多く、仍而多くハ大センニ而直段ヲ
語る、牛房も高直、小百文也、十日朝者相応之寒サ、雪無
之上日和也、冬日照ニ成、十四日迄日和続、

□当過ル六日頃か、上川筋四ヶ村百姓一騎發り、松川町迄推
来り候ニ付、御代官様并御役之大肝入殿御出張ニ而御指留、
大騒動、然ニ又狼川原村之騒動鎮り、又々黄海村并西口村
五百人程起り立、是又大騒動ニ付、関田ノ肝入衆へ押寄、
当村の御地頭様方并薄衣泉田様へ御頼、急之御出張御頼ニ
而、御向御家老、其外御人数、町方よりも組拔衆中御加勢
ニ出候、千厩迄押行之所、御代官様御役々も、上川騒ニ而
御留主、諸方之事ニ而、人皆大騒動、然ニ奥山様方御人数、
并泉田様方共ニ、千厩海道大塚ニ而軒々留り、御代官様杯
ハ、歩ニ而千厩迄走御帰り、其外御役人様・大肝入衆大ハ
ニ御難義、諸首尾合も、何も不行届様成、急御用成、黄海
一騎(一揆)も、藤沢より新沼通り推来る由ニ而、当町ニ而も夫々

心配致容子、聞拔候所、不廻ニ千厩へ行候由、誠ニ以其氣
諸方ニ在而、物騒ヶ敷事也、當時御□味中、追々如何□、

一当冬ハ御年貢御相場と言、未ニ不立、尤諸上納之御触無之、
騒而暮様也、尚諸上納金高多ニ而、上納成兼候様子也、

一②検断弥市事も、十月より肝入役迄被仰付、此間ハ勤居候
得共、元より不好、尤世ノ騒ヶ敷折故、先日病氣相達、無
理く〜と引込退役ス、仍而及川弘平殿江被仰付、両役共々
是又止、引込、肝入致者無之、古肝入与左衛門殿孫ノ時
次・改武右衛門と成、能肝入也、

一小谷之糸買方、番頭も着刻より病氣、弥大病之所、格別宜
方ニ付、十七日程滞留、今十四日出立、馬ニ而狼川原泊り
ニ行、糸之直段弥々高直ニ而止、四・五駄買入為登、地方
ハあら〜さつはりと売仕舞、商人追々望人相出、押而望
取、壹箇金三百五拾兩ニ而留程、望三百七十兩迄、珍敷事、
無而ならぬと申、望人ニ而如此、病人旁手前ニ而も大勢出
入、騒候計りニ而、大ニ迷惑致、ろく〜の錢も不成、つ

まらぬ事也、破談等之揉合ニ而、大ニ長引、損金成、

一百姓一騎、騒動も、此御郡之内并他郡ニ而も所々ニ起り、夫々と取鎮め、大事不致、尚御目附様并御小人目附廻村ニ而鎮めらる、

一氣候ハ寒暖在れ共、相応之寒氣ニ而間ニ合候得共、雪ちら／＼計ニ而、厚雪一円無之、照込、十八日、十九日杯ハ大風、田畑共ニ水氣不足ニ成、

一御相場之事、御郡ハ米六切、大豆三歩、御地頭様方弥張り米六切ニ大豆三切式分、御郡方諸償高、壹貫文ニ代五拾五貫と申候、一ノ関様方徳田村ハ、壹貫文ニ同廿四貫文と申候、尚又御郡当村分高代ニ而、上納一寸ハ難納、徳田村杯ハ御役々より責付無之、納り次第と申候、併一同之納ニ相成候様金代共ニ心掛置可申由、肝入衆より御触、当御郡ニ而も一体御首尾ニハ相成候得共、矢張り御責付無之候、百姓前一統人氣立居候故、思而御構無之候、納り次第之事、

一米穀相場、所々不同、此辺ハ上中八九升、

大豆ハ弥引上、八貫貫位^文ニ進む、小麦も不足、拾貫文位、中奥古川辺ハ米九升ニ成、佐沼も同、

大豆伊達行買方之者、壹俵拾五貫より拾六貫迄買入候所、又望人来而拾七貫ニ望、右商人より買取俵高式百石売候、跡々如何、

御城下・石之巻共ニ、米ハ高シ、九升と申候、奥方より高直也、

一御上之事、誠ニ御大變也、

屋形様并若殿様共ニ、江戸表ニ而御蟄居長ク被為蒙仰、尤御屋敷者無之、寺杯へ被為入由、御領地ハ廿四万石ニ被仰渡候由、三ヶ壺ニ可成、御一門様并御家中御一統、右御割合ニ可相成御容子ニ而、御城下一統誠以痛入候次第ニ而、甚皆々歎き、無申計候、未表立御触と言事無之候得共、御城下より下向之者専ら相咄候、

一芭蕉之辻張紙在、屋形様御事、長御慎ミ中ニ仍而、諸市中見世張申間敷事、店々も兼而様賑々敷飾り申間敷、一統

慎ミ居可申事、門松等立飾り申間敷、年礼相廻り申間敷、
万一心得違、兼而様致候者ハ、急度御始末可相懸事也と在
之候、仍而此節より店々半分程戸さし、簾たれ杯ニ而居由
也、

仍而在々茂右同様之心得ニ相成、殊ニ所々之一騎(一騎)・騒動ニ而
ハ、御城下ハ如何、正月事成間敷と人々咄合居候、仍而
内備之事、追々容子次第、

然ニ余国ニ而も、南部様ハ拾貳万石と成せらる、
八万へり

一ノ関様ハ二万石と被為成、米沢上杉様拾壹万石、
四万欠

庄内鶴岡酒井様拾「」奥羽御大名様皆小高□被相□
由之「」秋田江ハ仙脱走、徳川家「」此節
合戦之由也、

一徳川將軍様御□(跡式カ)□十万石ニ而被相立候由之「」ハ
追々可知候、色々々々在、

一屋形様ニ御実子御両在、御中奥ノ御腹ニ可被為在也、御兄
様ハ松五郎由三郎と被相称、御次御当才松五郎と被仰由也、御両
様共無御滞御盛長被遊候ハ、結構、伊達御家之御繁カ続な
り、御年来ニ而之御子也、

十二月廿二日節分ニ成、此間ハ寒気なり、

御兄由三郎様御名改ニ成

又江戸御状之 写

別紙之通被仰渡候間、此段可相達候事、

十二月

行政官

伊達慶邦

別紙写

松平容保追討ニ付、至重之 勅命ヲ奉シ、其後嫡子宗敦
上京之節、重而御沙汰之趣在之、及出陣ニ候処、半途ニ而
反覆、却而容保党與シ、上杉刑憲(并憲)と内、奥羽私盟魁首と為
り、督府参謀ヲウチ討害シ、且暴威ヲ以、総督府ヲ拘留
シ、屢王帥ニ抗衡、遂ニ天下之騒乱醸シ成シ、兇逆悖乱ヲ
還候条、今般開城、伏罪ニ、及下雖共、天下之大典ニ於て、
其罪難被指置、依之城地被召上、父子於東京ニ謹慎被仰付
候事、「」

…………… (この間、落丁あり) ……………

一 北方拾七ヶ村同日ニ起、是者大騒動キ、凡四・五千人程、

内ニヶ村不出

村々之肝入宅打解キ、肝入江繩ヲカケ、十四ヶ村肝入皆繩付ニ致、家宅一円ニ蔵共ニ打こわし、家材タンス・長持等、

着類共ニ破り、大肝入衆中津山直三郎殿、是も同様、両家共ニ悉く打こわし、肝入中繩付ニ而、先ニ立推懸候、大原

平賀様より御人数御向役并御郡方御役々様方御出張、大ニ御骨折、願之趣御取受、漸々廿六日ニ人数引取ニ成由、驚入候次第、古より無之在様、山ノ目ニも不劣次第、莚ノ旗

惣人数手木ヲ持而寄たり、

御上江恨ミ計ニ無、役付へ恨而、大庄屋様ヲ前方より之子細在由也、

右旁ニ而、一統正月之義式無之候、市々者尤商人ハ立候得共、商も無之、不盛、物々高直、

此間前後大ぬかり

廿八日市、此間廿五日、六日暖気、雨ふり、廿八日飯後より晴ニ成、日和、

一米 上七升五合 一糶 六升五合位

一大ツ 八・九貫 一そは 高直 拾貫文位

一小ツ 拾五貫 一升三百文

一千草木綿切尺テ三百文 一白地手拭六百文

一肴高直 一セうゆ 壺盃百八拾文

外色々難書尽候 胡麻油壺盃貫三百文位ニ当ルト申候、

一 当新曆御売出無之候、伊達辺ニハ何方曆カ有之由也、稀ニ来ると申候、如何成年ニも無之事、当曆なし、

一 若殿様ニハ、右廿八日目出度御帰城 御入被遊候事、

屋形様ハ、東京ニ被為在候事、

但御上ニ者、六十式万八千石之内、廿八万石ハ御安堵被遊候得共、残高之分三万両日とやら、金「」指上候由、被為蒙□□「」奥方御征伐ハ無之候、明「」敷世なり、誠之乱世也、

去秋改「一」

慶応四巳正月元日静成日也

明治元年と成

門松無之、年礼廻り不申、只内々の饒り、備糯者常之通用給候事也、

一 円雪無之と申程ニ、ちらく雪のミ、何分暖気、二月末之如くなり、二日、三日風寒、日和、四日・五日上日和ニ而暖気、南風ニ而、暮方雨ニなり、晴、六日日和、風在、何分二月氣候、珍敷正月なり、古とハ大違、

未立払ニ不成御滞留、御越年ニ成而困ると申候、

一 此節ハ、御城下も大政官之御役々一字登り払ニ不相成候得共、何とも無之、官軍残り大凡千人計りも、そちらこちらニ居候、

御城下・在々共ニ金銀不足、至而不通用、錢多ニ候得共下

直成、錢ニ而御城問屋払之店々、別而迷惑致候、何之世ニケ様節可在や、御城下・在々共ニ、世ノ中悪く、尚又奥方者押詰より一揆所々ニ起り、騒動故ニ、金銀不通也、此間六日、七日、八日日和、大ニ暖気、二月末ノ如クニ候所、九日より風替り、夜より寒し、十日明方より雪と成、今日風雪あらし、夜より若返り、寒気ニ成、十日相応之雪、

一 北方一揆騒動ニ付、三日御代官様、四日ニ御郡奉行様御目附様等八十人程御下着被遊、御見分ニ相成由、何様御小人目附三拾人程奥方へ被相廻候由、当時御吟味中与成、御上様ニ而も公辺江者御都合不宜事ニ相聞へ候、屋形様之御為不宜申候、大政官人御滞留、諸事を指行被成候由、

一年始礼之事、外ヲ見合候所、そろく出懸候、千厩容子承候所、此度御下り之御役々様御内意ニも候哉、罷越候分ハ礼請致可然由、大肝入殿ニ而も例之通、十日御用役付中寄合も在之、序ニ而礼受ニ相成候由、昨日ハ永澤より参候間、今日者手前より序も在之、幸と礼者直々罷越候、乍併永

澤大肝入方ハ、元日ニも不休、引通御用大取込也、当町村ニ而肝入検断役ニ相成者無之、此節向之皆川甚吉殿へ被仰付由也外ハ嫌われ、又ハイヤ、病氣相達引込候故へ如此、無類之世中也、

千厩之役付中、病氣相達、引込候、仍而新ニ本町今野屋儀助殿ハ肝入、小路之弥左衛門殿ハ兩人、検断鶴屋秀三郎殿両町共ニ扱候由也、

当分当所ハ組頭藤兵衛殿ニ而、中持預り、地肝入ハ、御役々様押而及川氏を御頼ニ成由也、

十日之雪、存之外厚く、寒氣在之、十一日晴ニハ相成候得共、寒氣也、

奥方御地頭様方者騒動ニ付、一ウ御在所へ御下向被仰付、当地ハ若旦那様先達御下着御滞留御在館也、

此節村々肝入役等好む者無之、先以当村も可申付人無之、大肝入殿も困る由也、

一此間者夜々小雪、寒氣若返り、晴曇り、十四日同様、正月模様ニハ相成、諸事ニ宜、

書付来ル 写

今般郷村高御渡左ニ

御名

今般郷村高帳御渡ニ相成、当御判「」太

政官□□「」有之候事、

十二月「」政官

御名

其藩旧領、別紙高帳之通、今般土屋相模守、戸田土佐守、大河内右京亮、土岐集人正へ取締 被仰付候間、早々地所引渡可申御沙汰之事、

十二月

御名

陸前

二千三百五貫四百四十老文 登米郡

三千七百七十三貫四百十六文 遠田郡

三千五百八十貫三百四十二文 志田郡

合九千六百五十九貫九十九文

常州土浦九万五千石

右者、此度土屋相模守へ取締役ニ被仰付候間、郷村高帳諸

書物引渡可申候事、

十二月

陸前

高九千八百五十六貫百四十八文 栗原郡

宇津宮 七万七千八百五十石

右者、此度戸田土佐守へ同断、

陸前

千九百三十五貫五百七十五文 桃生郡

七百六十二貫七百八十三文 牡鹿郡

千三百九十四貫九百五十式文 本吉郡

合四千六百八十六貫百十文

上州高崎八万二千石

右者、此度大河内右京亮江同断

陸前

千五百三十八貫三百式文 気仙

三千式百四十貫百六十六文 陸中江刺

合高四千七百七十八貫四百六十八文

信州松代十方石

右ハ、此度真田信濃守へ同断、

陸中

壹万九百三貫七百七十五文 岩井郡

六千九百八貫三十壹文 伊澤(胆沢)

合壹万七千壹貫八百六文

上州沼田三万五千石

右者、此度土岐集人正へ同断、

二千九百九十八貫三百五十九文 刈田郡

三千式百貫三百廿四文 伊具郡

千七百七十五貫百八十九文 亘理

二千三百九十三貫式百十六文 柴田

五百九十八貫九百十九文 宇田

合高一万百六十六貫七文

右者、此度南部彦太郎江、為領分下賜候間、郷村諸書物引渡可申事、今廿六日日比谷御門牧野金麻呂上屋敷、家作共此屋敷下賜之由、御書付大原少将殿より御渡相成候事、

残高廿八万石 次江出

十二月廿六日

右ハ実事ニ候ハ、是ニ而御国方御仕分極り候や、痛入候

次第、下々迄残多也、(残念カ)

右正月十四日ニ来る写

一代耆貫文之札、手本物到来、先々之金札より幅等大也、存

之外りつは也、追々一統通用「」々下落候、

太政官より被相出候札

伊達家御跡式

屋形様□実子 亀三郎様江

高六千廿五貫百拾文

宮城郡

同五千四百廿八貫三百三十八文

名取郡

同三千七百廿四貫二百九十九文

黒川郡

同二千九百三十七貫九百老文

賀美郡

同式千百五十四貫百五十九文

玉造郡

合高二万二千六百拾九貫八百七文

右之御割付書追々来ル、誠ニ無是悲次第、(是非)歎ケ敷御事ニ候、

仍而当御家中江茂被仰渡、御註進ニ而、御家中一統御暇被

下候被仰渡之由、皆離散ちりくと成、俄ニ立退之所ニ迷

惑、難義之事共也、

諸御家中、拔走浪人多シ、思ひく散乱する由、

御郡方江も御首尾合在、組抜中并ニ百姓前へ被下置居候御

知行、昨十九日書上候所、是又同様被召上候事也、

御地頭様方御拝領地共々、御郡方へ調書被相出候様との

事と承候、

当村、手前ヲ始、本家宮三郎組抜ニ而大高也、

御知行高耆貫五百廿文

式貫五百文内持高在

何レも同様、去年之頃頂キ候御知行扨者、狐ニ引れ候様也、

所々御地頭様方・御給人様方御同様可成、御領内一統上下

大騒動也、近頃之内御拝領之御方々、請取渡ニ可相成候、

本家宮三郎追々困窮ニ至、軍ニ而ハ金を遣、御知行計ニ而、

右被召上候而ハ、何も無之、耆軒屋敷ノミ、立統兼候由也、

手前を始、親類共も皆困窮ニ相成、甚難義ニ及候、此我身

も七十四才ニ成、六十三・四より弥病身ニ成、数年中ニ

隠居、無類之乱世ニ逢而、心痛ノミ、長生誠ニ無用なり、

生過候、

一一ノ閑様ハ、三千石被召上、式万七千石と承る、御本家様

より大三宜、矢張御隠居被仰付、御家督様ハ矢張角田ノ石川様御三男ヲ御貰ひ被遊、御相統之由聞へ候、御舎弟様也、

南部様十三万石と言書付別ニ来ル、其外米沢上杉様七万石但、盛岡ニ御兩人様在而、御領地無之、殿様在、仙台領被下候者、此御方か、不知候、

と成、半地ニ不足、庄内様ハ拾壹万石と在之、此御割合不
分り也、追々承る、

御国替ニ成由也、南部様ハ廿万石ハ被召上、彦太郎様御家督ニ立、十三万石被下候由、

一明治貳年巳正月十八日、去当無之大雪也、凡一尺位か、昼中ニ而半分程残候、寒も若返り寒し、十九日晴、風、併上日和、昼より静也、廿日も日和ニ成、存之外雪不消、随分結構也、

一米 薄衣納米壹俵錢ニ而廿五貫文

廿四ニ而直し金拾切壹貫文也、

一大ツ 九貫文ニ上ル 小麦ハ拾壹貫文と申候

セうゆ造り苦む

米穀共ニ上ル 肴類不足高直

其外高下多シ、追々如何、

過ル十八日朝、新沼村小長根屋敷喜太夫、此節ハ悴代ニ成、出火烧失致、不明方ニ而手不廻り大三焼痛む、

廿二日夜、村ノ京ノ森屋敷、去年焼残ノ乗込馬屋焼失、五ツ時半頃、此夜雨中也、明方より雪ニ成、追々此頃度々雪、

一肴類益々不足、高直之義ハ、異国船共数艘来る、往來スル日本船も多シ、皆脱走
落人之様也、海陸共ニ多シ

大船成ルニ仍而、通る跡大堀ニ成而、小船ハ通り難シ、何分浪あらくと成、勿論肴を取者、漁魚取られ候故、漁船遠く出ス者無之、浜近所之肴計り漁ス、仍而不足、高直、浜陸共ニ迷惑致候事、

廿三日飯後より晴ニ成、此節市町一円不盛、在々村々も金銀無之、又店々ニハ錢相庭追々下直、定ハ式貫四百文ニ而も、式貫五百六百文迄、仍而小間物杯ハ売可申様無之、金直し、御城下払ニ困り、大三割合、損五割已上と成、仍而仕入休、都而商ひ休、

一紙類大高直、料紙壹丸金七切位、ちり紙是又高直ニ而、鼻紙向痛々敷、不用ひ候、

一 追々雪、夜々朝々時々ふり、薄雪なり、寒さ春寒強し、

一 当時世上之咄色々在、此節松前江脱走士、海陸より入込、

同所ニ徳川將軍家之御備金圀五拾万両程有之所、官軍方藏

より一字出候荷ニ送り、駄送致さんとする所を、徳川家并

仙藩之脱走勢等数人打而懸り、尚又フランス異国人等加勢

ス、大ニ戦ひ、官軍敗レテ脱走方へ右金取られ候由と、脱

走色々之組在、夥敷人数在由也、

廿八日雪あれ、廿九日さらく小雪、風寒、晦日同様、寒

氣甚敷雪あらし、寒中同様、乍併春寒ニ而、地中より陽氣登り而、

日中ハ緩ミ、

二月朔日朝天氣、日和、去年之当日同之風
併去年より少寒気まし候か大也、

一 かねて百八拾文位、赤魚式百五十文、

一 大ツ九貫五百文ニ成 一 鱈不足高直、

一 四日初午雪、嵐、寒、昼より晴、
一 五日より日かんニ成 六日社日、

……………（この間、落丁あり）……………

脇道西之方へ被相送六人程被召登、と申候黃海者取押可申様無之、

不知内ニ遠く西海道為御登ニ成、御小人御足輕拾人、御人

足三拾人ニ而嚴重也、外村々事ヲ起し候者共、追々

拔々御召捕ニ成、黃海ハ三人御牢入、余ハ御戻被下候、

御牢入、肝入泰助殿共々
被入候、

一 三月朔日、二月中不天氣、風・嵐多、今日も雨、みぞれ、

二日も同様、三日晴而風、此間殊ニ寒く、小雪さらく

度々也、

一 肴赤魚式百五拾文位、高シ、一午房大ニ高し、一把百八にんちん

右ニ準し肴類高直、何も不食候、拾文より式百文

一 新御制札、当町今三日ニ御懸方ニ成、東京太政官ノ御書認

と相見得候、

去年慶応四辰三月御書方と相見へ候、諸国一統江被相渡候

物之由、札数五枚、

一松前ニ而、脱走組取集候金高、大凡式百八拾万両程集置候(カ)
由、夥敷事也、追々事ヲ起さん心懸可成也風唱ス、

一御城下御手前様御家中、三貫メ以下田畑ヲ為作、百姓之行

ニ致様被仰渡候由、大身御大家者、朝廷京方之武士ニ被仰
付候由、此節御城下町裏辺御宮町近辺荒地買求め、小身之

士ひ達并はししくの町人共ニ土地ヲ求而、専ら耕作之心
懸ニ成、屋形様御下向何時と言事不知候由、

一国分町江商女御免ニ成、宿屋中大盛繁昌、夫故塩釜女共引
売
上られ、同所ハ至而不盛と成、衰微之姿ニ成、

一江戸者此節御城下ハ、武道劍術等一円ニ不学、稽古スル人
法
無之、専ら御士ひ方も、家内中賃仕事、錢取方専らなり、

御知行株敷無之、如余人(カ)の也、

仙台金三・四百文位之含ニ成、外国ニ而も新金出ス由也、

米相庭も引上候 新金入込ニ而、諸品弥引上、

一当町も米追々引上ル

一玄米五升より五合位 一糯米四升ニ成、

一とふふ・こんにやく三拾式文ツ、同直

一大ツ拾貫文 一条綿五十五日

御城下六十目也

一塩不足、御払無之候、

金式切ツ、御渡りも未無之、

メ

此頃ハ引続日替り之御天氣、雨晴而風ニ成、寒暖不同多く
寒し、未夕雪の氣不去、昨年同様、

一塩、内証物五貫五百文、金式歩七百文

三月十七日昨日より日和、静也、尤暖和、種の蒔方専ら
也、然ニ当種ハもへかたし、仍而皆見合、十八日夜大ニ寒
く、水も氷り候、十九日和和、風、此間廿日ハ館山度々野
火ニ而騒しく候、廿一日日和、風在、

一四・五日前、氣仙沼へ脱走組五・六百人程来り、同所ヲ本陣ニ而官軍と合戦致候由、先ニ注進在之ニ付、大ぬニ騒キ候由之所、小泉沖へ官軍船拾艘程参候得共、着岸不致、引戻り、歸り候由ニ而、軍も騒キモ止、外当分別条無之候、右官軍半高程仙府へ揚候由、

一当節新式歩金并一步金共ニ、其外大政官ニ而被相出候代壹貫札、貳貫文札等至而容子不宜、皆六分位之代位付ニ而、人々さらい申候、依之仙表ハ店々表戸ヲさし、取引休ニ相成候、御他領福島辺も同様、店々商売休と申候、最早此辺も右様可相成候、世上一統之痛ニ可成シ、

一手前抔者、去々年より此三ヶ年生糸方損金ニ成、殊ニ去年秋、御城下鎌田屋入仲間、糸隠し売被致、右難渋ニ被及、去冬より欠合、此節未不分、貳百七八拾兩之金高也、平治事正月末より仙江登居、下り不申候、弥々手前難渋ニ至候、

一三月廿五日、此間二日程暖氣、昨今ハ至而寒し、

一当所組拔中へ、御代官様より御首尾合、御手前共此度百姓ニ被成下候間、其心得可有之候、此段申遣候、以上、と言被仰渡也、是又痛入候次第、元來ハ勿論、軍ニ付而ハ格別之金ヲ遣ひ、其上斯之仕合、後世組拔抔者誠ニ無用之立身と申、如夢也、近年進而士ひニ献金而願出、士ニ成、則軍ニ被召遣、打死ニ而、其上御知行等被相欠候仁も在、金子ハ献上致、御書付頂キ候計ニ而、未御知行不被渡下、其内ニ御上ニ而国ヲ被召上、天領と成而、御知行不被下人も在之、痛入たる事共在之候、

三月廿五日日和、此間天氣不同、廿六日・七日迄雨、廿八日上天氣、保呂羽山御祭、近年無之大盛り之由、茶屋ものさつはりと売払、菓子抔も同シ、肴類浜方より存之外余分来り、三拾太已上之荷売払ニ成由、夥敷諸商ひ在之候、同日序ニ竹駒宮御神楽抔在而、是又大盛り、

一御国御領地弥々御渡ニ相成由、松平大和様江御渡と申候、一昨日千厩ニ而、御向役人様方御引合、当村抔ハ明廿九日御渡之由、御首尾合在、右御方岩井 郡上下、伊沢三郡

と申候、当御地頭様方ニ而も御所者同し筋、惣御家中へハ、皆御暇被下、若所存在之者ハ御城下へ登、御主人様助上候様御七話御奉公可仕由也、皆々ちりくくと成、痛敷事也、百姓ニ可成と在之倍臣、一統品替り百姓之御取扱也と被仰渡由也、仍而諸方田畑ヲ好而求る之手配、南方ハ荒地等被下由也、郡村江相渡ニ付、海道近辺ハ通用難成也、

一御国札被相止不通ニ成ニ仍而、此間大ニ騒ク、請取人無之候、御城下太物問屋方相廻り、五割引キニ而、此度計り請取、跡ハ止、

晦日迄ニ者、所御請取之御役人、御双方御廻村可相成と存候所、如何ニ哉、御延引ニ成、

一屋形様より公義へ被相達候ニハ、御知行高廿八万石ニ而ハ、家中ヲ撫助可仕様無御座候間迎、御家中共々之事ニ、一字領分差上候様可仕奉存候也と被仰上候由之事、相咄候、睨与不分、此間之儀色々様々噂在、
此御返事未無之由、

四月朔日、昨日より南雨風ニ而暖氣、朝より小雨ふり、二日・三日大ニ寒風、四日同、大風、五日朝大霜下り而甚寒し、若も(前)い桑等者大るニ当り焼、此霜厚候而、諸品江当る、百五日者来ル八日なり、今六日少シ暖和也、

郡村御請取渡ニ相成候由ニ而、百姓前銘々持高調書上、是ハ荒地川欠地損等 有之分、書出可申上候由、此度不申上候而者、銘々之損ニ可相成、為御恵之被仰渡、一兩日村方一統書上、俄ニ鬧敷候、併末々御向役之御方々御廻村無之、当御家中前其儘住居ス、天領ニ相成候而ハ、御支配御役人之而已、御家中ニ人々不参候間、家中屋敷ハ不入候、仍而何方之御家中も不引取、御構無之住居可致との事也と申候、百姓ニ成度者ハ、直ニ百姓と可相成との義ニ而、又輕者も、御手前ニ御扶持人ニ成度者、登仙可致之義ニ而、夫々願出候仁在之候、

一御城下錢相庭上り、弐貫文位之舎、未表立不申候、先日中札不通用之容子ニ付、取引大ニ騒候由之所、御小人目附被相廻、四・五人も縄ニ成ニ仍而止、今ニ札取引致候由、右

国札之事、大政官江御欠合ニ相成、是迄之通通用ニ成、但上納金ハ、大政官ノ方ハ正金銀ニ而被相納候訳ニ成、仍而御城下ハ、金銀札錢共ニ同シ割合ニ而通用、

併 屋形様ニハ、江戸御上府、其外若殿様御一統亀岡御殿江御引込被遊有レ とも、如無と被為成候間、下々自然薄く相成候、札も追々其通可薄相成候、

一 右ニ付、御郡々々受取渡之御用意也、御境目々々々者、此節御番所無之、明通 諸通用ニ成、商ひ荷物自由ニ駄送、御城下も、御改所も、糸方も、三品問屋も、一字被相上、無御構と成、仍而御郡々々之商人ハ、天領と成、追々宜方と成、当分無御役金、当時官軍多く来る、御城下宿屋滞留、国分町より二日町、北カジ町迄、旅籠屋ニ成、大るニ盛り申候、

一米白ニ而六升壹歩

此辺ハ玄米ニ而

道中筋六升五合位ニ上る

六升より五五

一 此辺ニ而も油高直、五盃壹歩位、粕油仕出し六盃壹歩位、

併きへ安く不宜候、上壹盃五百文、

一 此辺月代髪六拾文、湯せん廿文、

御城下ハ八拾文、廿四文、去年中より如此、

一 茶者、近年手製流行ニ而、店不売、此節町方ニ而下り茶仕入無之、茶売方休ミ候、下り物高直ニ而不宜、地ノ方宜相出シ候、

一 此間風日和続而、麦干入候由、然ニ七日雷鳴在、雨少々、潤ひ不足、直様晴ニ成、

八日上日和、藤勢寺薬師様祭宜、諸人雨を願居候、今日百五日也、霜ハ不下候、柔和之日和ニ而、少風在而霜無之候、四月之中ニ成、過ル五日大霜、夫計り、跡ハ無之候、雨不足、風多く、仍麦之類者照込、干入、去年より不宜と申候、十一日より大ニ暖氣進、十二日尚宜日和、

一米者何方も上る、当所五升ニ成、

一 小ツ小壹升四百文と申候、

魚類不漁ニ而弥々高く、此辺ハ肴なし、

喰物・着物、何品共ニ高直ニ而、誠ニ難立統候、錢、近頃不足ニ成、御城下ハ式貫見詰と申候、

御上之事も色々之噂在、併不定か成、御支配之御請取御渡候方御延引也、

一日本國中御改正、諸國諸御大名様方御領國 朝廷江被召上、西國方者京都詰、東國方者東京と申元江詰、諸御用京都より被仰付、御仕法替ニ成、古頼朝公已然之御仕法、今

般御政事方御銘ハ、群(郡)・県事と言御令也と申候、御郡方御代官役者、知県事と言、此度御郡受取被相下候御役 大國大身之御方も、皆小身と成、官位者在之候得共、小祿と成公家様同様ニ成候由、仙台様ニ不限、御一統御家々之家中、大身之方々、是ハ皆京都之

朝臣と成而、國々自國ヲ守り納候様被仰付、又々御用被仰、当屋形様ニハ、六万石ニ而京都詰を被仰付、若殿様并龜三郎様ニハ東京へ被仰付由、当御國御在所者、龜ヶ岡御殿ニ、御女中様方同御殿ニ被為入、当分御在國也、世の中一變此事也、

一此度京より久我大納言様御下向、仙表之御城江御入被遊候由、然ニ涌谷之伊達安芸様、脱走共征伐被仰付、御家中より五拾人老組ニ而、三組被相出候由、然ニ又涌谷御家中半分程脱走致候由、大納言様船ニ而御下向被遊候船ヲ盜取、其船ニ而出帆致候由ニ相咄候、

一奥州 今般國分名改、奥州ハ五ツニ分ル、五ヶ國と成、出羽ハ二ヶ國と成、名改

一古金段々出ル分、御吟味之上、直段付被相出候事、此節ハ仙札も、六百文之悉ニ者候得共、四百文之含ヲ以、内々此割通用、新式歩金不通用、此ニ品配、諸物不下高直、

一一ノ関様も上京被仰付由也、御家中御供五拾人と申候、一國御請取渡、御郡会所御陣屋者、前沢江被相立候由、岩井郡上下、伊沢郡両郡ニ而、高拾六万四拾八石余、是陸中内也、一級と成而四月十四日御請取方御役人、知県事と被仰候御方、未夕御着無之候、御延引也、

右ニ仍而、諸御役金代と申事無之、商人諸品仕入方も、何

方ニ而も勝手次第と成、

此節より御番所・御陣所と申所無之、自由ニ相成、此度京より被仰、百姓国々共ニ近頃指痛候ニ付、御救ひ被成下候御吟味ニ而、御年貢共ニ三ヶ年より五ヶ年ハ半高御免被成下候由之事、誠ニ以難在御事なり、天領と成、追々共ニ宜敷暮方可相成候哉と、人々悦ひ咄合候也、

十五日も上日和、過ル十三日、為五穀成就之、御郡々々江一統精進被仰付、休日、諸神社江参詣ス、同日保呂羽山ニ而御祈祷御神樂在、十六・十七日、当月引統照込ニ而、田畑仕付水不足ニ而困り居候、夏日照之容子也と、皆相咄候、
一此間脱走為征伐之、拾人程千厩江参り、所々ニ居候脱走之人々被召捕候、依之千厩も騒ケ敷候、

十八日庚申、日和、日照込、此節蚕一起位也、今年之蚕ハ大ニ進ミ、正取候由、桑も当分不高売買致候、手前杯ハ、春中より難渋、欠合長々滞留、未_ニ平治_不帰、近年之損金押量

候大難渋と相成、家内混雜ニ而、蚕も置不申候、甚氣之毒致候、此節之難渋当り前ニハ可有也哉、手前計案外当惑之事ニ候、取引行ひ振不宜故、如此床中ニ居候、老イ甚困候、如斯ニ相成候時節ニ出合候とハ思ひも不寄、七十四迄、誠乱世之長命、用ニも不立、無用、不好事也、

一当二月中被召登候黄海村之強訴之者共五人、并摺沢村之金札拵十吉とか申者、共々御牢内ニ而疫病ニ而死シ候由、御首尾合相下り候之事、病死ニ而ハ却而宜と申候、

廿二日少シノ雨^(甲子カ)ふり、廿三日雷神天之精進、廿三日夜大雨ニ而、田畑潤ス、併数日照込ニ而、干透たる田ハ一円水不溜、^(代)しる田ニ不相成、去年も田植前此節同様、存之外暑サ進候、

一 国郡御請取御渡方、御役人様未御下り無之、御延引、

廿四日朝分ハ曇り、晴ニ成、此節刈敷かり最中ニ成、大雨

を待、今日キノイ寅ナリ、

一新ニ御掛替相成候御制札、已前之御法度条々書と者大ニ違候事、猶又駅場方御掟之事、品々数々在、檢断殿方へ一札被相渡置候也、

廿八日、昨夜も相応之雨、今日四ツ頃より風、九ツ時分晴れ、廿九日曇り、朝大ニ寒し、此頃者夜々之雨ニ而、干損田も追々代ろかき、田植朔日より、手前八二日之日取、苗相応生長ス、

一今年ハ蚕の年と人々申候、何方も当分宜、桑存之外下直、百目百文より八拾文・六拾文位売、

一濁酒壺百廿文ニ上ル 一大ツ拾壺貫文

一水油壺百廿文らうそく百文也 一手拭六百文より七百文迄

一とふふ廿八文、小也 一千かて小一升式百四五十文

一米ハ五升

一ノ関様ハ、御買米為御登御払、幸ひ高直、此元六升御買ニ而、兩ニ七八升御売、凡三万兩御利潤ニ被相成候よし也、御仕合宜、

一初田植、曆表昨廿九日、当町式軒植田植、同夜相応之雨、此間度々夜々之雨ニ而、干損田仕付、手前も植初いたし候、

五月朔日朝分曇り、水沢山ニ成、桑高直ニ成、百目百文より当時三起位、御領内御渡し方未夕此辺御渡し不成、色々様々之悦説在之候、南御郡ハ所々御渡し相成候由申候、

一錢相庭之義、追々不足ニ成、何方共ニ上ル、依而当町も同様ニ不致候而ハ、他方ニ相当不成、当所式貫文之取引ニ成、一田植日用代、壺人分五百文ツ、高直也、

近頃ハ毎夜雨、一日置位、晴度々之雨ニ而、水十分、若命め無之候浜方ニ而かてニ用ル、高直也、

五日節句、晴而日和宜、田植□中也、最早仕舞ニ成、又昼より風替、雨ニ成、六日も雨、

一桑追々高直、尤蚕沢山置ニ而、此節田植桑不出之折也、金壹歩ニ壺貫五六百目位、目買ニ而式貫目ニ当ル、追々如何、蚕ハ、当節舟子ニ及候、当時宜年也と申候、

一 当郡北方大原近村ハ、岩城安遠(安藤)対馬様御領分ニ被仰渡候由、
当村并黄海、千厩、此近辺天領之訳ニ候哉と噂在、未駢与
之御首尾無之由、物々不推付振合居、不宜候、

七日、此間ハ毎日之様折々雨、桑者弥高直、今朝ハ式貫式
百目位直段、

一 御城下便有、当時金銀至而不通用、壹貫文札式百五拾文位
ニ成、式貫文札ハ五百文、式歩金者一円通用無之候、代相
庭之義、式貫文之割ニ而不足、追々上り可申哉、

一 伊達辺、桑七分通八□□燒ニ相成、蚕者種まよへ致候様ニ
申候、角田・丸森辺、桑五・六分通燒、金ヶ瀬より越河辺
三・四分通ハ、蚕ハ当分宜様不申候由也、

十一日晴、朝些々冷氣勝、此式・三日晴曇り天氣不定、存
之外暑さ不進、併蚕者何方も宜由也、

此間桑追々多く出、下直也、今朝者中ニもあし、式・三日
四貫目壹歩位より五貫目と成、六貫目壹歩位ニ成、当年ハ
蚕併大当り、利分ニ可成容子也、

然ニ奥・北方ハ未夕田植最中成と申、諸普請ニ而仕事後レ
成と言、

十二日晴、曇り、雨氣、今朝桑些引上り、此節蚕庭子ニ至
り、最中と成、夏至、今日ハ中ノ日、十三日朝猶又晴、朝
より高直、叭壹ツ三貫メ位前後、今日より十方くれニ入、
何分当月者雨多し、不天氣ニ而冷氣也、晴、曇り、十四日
日和、冷氣、十五日早朝晴而又曇り、今朝桑壹俵式貫文前
後下直也、金壹歩ニ六貫目位ニ見得候、当年者物之割合ニ
くらへ下直也、

一 昨日御代官様并御横目様、大肝入殿、当所御出村、御郡
村々御引渡方為御調之、御廻村御出、御地頭様御居館、御
役々様方御立合後、引受被成置候上ニ而、御調書を以御支
配御役方へ御引渡被成候由、当方御代官様方ハ、扱切御給
所 一字御調之上、御渡被成置候由、当村并隣村六ヶ村半、

釘子村ハ半割、当御扱ニ成由也、此村々ハ天領と成、松平大和守様御支配御郡と成由、千厩村より近村、北方ハ岩城平ノ安藤対馬様御領地と成由、其外御鉄山、銅屋、御塩場等も、先日夫々御渡之調ニ相成候由也、徳田村より右続五・六ヶ村者、如元之一ノ関様御領地と成、

右之通、当御郡も弥御引渡之事ニ相成、誠以伊達家三百年來之御大家、百万石之御領地、此度被召上、屋形様御始、上皆様、何様被為成候御事歟、既ニ御禿ニ被為成候次第、誠ニ御痛敷有様、無申計、下々迄歎ケ敷事ニ奉存候、

一 今十五日、雷神様江氣候直り、五穀成就之奉願上候事、一統精進致候事也、十方暮中ニ候得共、十七日迄日和、併冷氣也、

一 屋形様ニも、御慎者御免ニ被成せ、東京柴御屋敷御拝領ニ被為成候由、少ク御怡之方と申候、外色々様々之事、大ニ樽サ在之、書難尽、追々可訳候、

御城下大店衆中、表店戸をメ、無異儀分内取引、御領内御割合之通、御渡之都合ニ被成置候得とも、未夕御向之御

役々様方御出張御下り無之候、

一 当十八日雨天ニ成、桑も格別不下、五貫目壹歩位、千厩之方ハ桑大ニ下直之由、

一 異国人より願、京都へ徳川將軍家江御用立金八百万兩程御座候処、朝廷より被為禿、右金返金請取可申様無御座候間、將軍家之事ニ御座候間、朝廷より御弁金被下被相濟候様被成下度奉願候処ニ御座候、若又右金御返濟難為成候ハ、徳川家如元之將軍ニ立被下候様御吟味被成下度、右兩条ニ而、何之義、早速御答之義奉願上候と申上候由也、

一 十方暮中ハ、五日和たへ、夫より不天氣続、廿二日迄ニ而十方暮ハ極り、今廿三日も曇り、此間ハ東風強く、至而寒し、毎日半日ツ、雨ふり不止、

一 桑も蚕最中ニ候得共、存之外不高、中吟壹俵式貫文より三貫位迄、然ル冷氣ニ而、蚕不食、桑入用少シ、直段昨今弥下直、壹貫四・五百より下り、壹貫式百文位、庭子九日・

十日ニ而漸々引シ方ニ相成、尺々敷無之候、廿三日也、

一米者此間上り、四升五合位 醬油壹盃
貳百文

一濁酒壹盃百廿文

水油壹盃八百文 蠟燭壹丁百文也

一雜穀類同様、下落之物無之上る、

新麦作ハ、生元ニ而不足ニ候得共、度々之雨、冷氣ニ付、
実入ハ宜由申候、

一鮪漁も相応ニ取れ候得共、駄賃其外入料多ニ而、市々江引
着、不安候、

右之通ニ而、凶年同様、粮類不足、山草春中より集置、専
ら用而米之助とす、

町方ハ専らかゆを用る、数年引続而米雜穀共ニ高直ニ而、
買喰之者并凡家、甚以難義、間ニ合候家ハ少し、在方ハ存
之外錢取在之、宜、惣し而吉凶共ニ諸振舞無異儀、手廻リ
之者計リニ呼集、諸品減少ス、

五月小也、無晦日

廿八日日和、六月之節ニ成、今日薄暑宜、乍去昼過七ツ時
頃より又冷氣、廿九日昨日よりハ冷しく候、

此間桑直段も上り、壹俵三貫已上ニ成而、進而三貫八百文、
在方共ニ貳・三日日和ニ付、蚕之勢直リ、桑入用、買う進
而、高直ニ成、又桑出高多、仍三貫文位也、

六月朔日朝より冷氣ニ而曇リ、今日ハ大切之日也、然ニ何
分冷氣也、存之外氣候不宜、東風之氣不止、冷氣勝ニ而
人皆少ク心支致居候、蚕ハ先立引上候、

組抜一統御暇、百姓ニ相成候様被仰渡候所、何卒如元之御
奉公人仕度由、御知行無御座候而も宜訳ニ願出候得共、未
御下知無之、仍而在郷江引込候由也、

右之次第ニ而御上同様、国家之乱時節到来ニ而歟、本家も
手前も難渋相成、

一六月五日、此月ニ相成、毎日曇リ勝、東風不止、朝暮共ニ
寒く、何分冷氣勝ニ而、暑薄く、扱々不常、氣候不宜候、
稲引立兼候模様、何分不安年ニ相成候、土用八十二日ニ相
見得候、夏之むしハ、蚊・はいがら・蟬ミ等一円未夕出不

申候、

一松前ハ、拔脱走人数大勢ニ而官軍方と合戦之由、五月十二日同所之御城敗破れ、官軍方敗軍と成、城を取られ候由、依之仙府官軍方へ加勢^取球を申来候所、人数無之故ニ、東京江早打登り候由、松前より来ル者咄ニ、脱走人数、尤大軍、鋒先強く、難当り由也、脱走方ハ徳川家并仙台様ヲ再興引立んと申由也、金銀兵糧等大ニ賄ひ、異国人江合躰致居候由と申候、追々如何、然時ハ、近頃ニ者軍事不可止也、津輕江押移り、同所ニ而合戦之由、

一先日、佐沼拾八軒程焼失、

六月八日曇り、小雨ふり、九日昨夜より今日も相応之雨ふる、連日之不天気、冷氣ニ而快晴成兼、誠ニ不氣候也、土用者近く、至而暑薄シ、

一桑直段、未蚕相応ニ在之、此間中矢張^{蚕違不足、宜、}壹俵三貫文位より式

貫四五百文高下在之候、併まゆ者出来不宜候由也、十一日

朝、蚕あらく引揚、桑買人不足ニ而、四・五百文より

追々大下落、百三拾文位迄、十二日朝迄出テ売れ候、矢張右同様下直、在々遅キ蚕、所々損し、依而備置候桑追々相出、下直ニ成、土用ニ相成、蚕も上り切、

一まゆも一体ニ者出来不宜、薄皮也、直段大壹升ニ而金五切、六切位ニ取引、種まゆニ相成候まゆ、尋テ買入、金拾切位之由、式両位か、伊達辺不足故之事と申候、

十二日土用、暁八ツ時八分ニ入、八專之初、今朝より雨ふり、冷氣也、十日之初ふしハ天氣宜、此朔日并土用入日共ニ不天気ニ而、甚以不宜候、連々と引繞不天気ニ而、諸作物引立兼、不宜候、大麦実入者吉と申候得共、去年之様長雨ニ而ハ、又痛ミ可申、誠以年々不氣候ニ而、取続大難義、

一仙府表者、先達より錢壹貫六百文相庭取引被仰渡、通用之由、札も前之通四枚壹歩通用、

米直段五升五合也、濁酒壹盃百廿文上也と申候、

一此節浜方者、鯉の大漁、下直、併此地江ハ駄賃・諸入料ニ

而不安、六百文位、同ふしも、大ノ品六百文より五百文位、

十七日八專、^{十二日}初より毎日の雨、十五日曆ハ大暑ニ成、八專

中ニ而雨勝、今十七日晴ニ成而風吹、仍而暑氣ニ不成、冷氣也、十五日夜月蝕五ツ時五分余、

一氣候不宜、不作ニ可成容子候得共、地勢ハ吉、稲も存之外吉、去年より引合宜候由也、一体去年より曆表ニ而十二日程後レ、去年ハ朔日土用、当年ハ十二日土用ニ而、未夕節之日数在之、少頼む所在之と申候、何分日和無之故、麦打、其外畑之仕事可致様無之、困り候、八專過ニも相成候ハ、日和続可申歟、難計候、上川ニ而大麦者尠俵五・六貫文直段と申候、不高候、

一蚕未夕惣而揚り不究候由也、まゆ直段者尠升、代拾貫文

より式拾貫文迄、大違、大不同也、

種切まゆ、^{土用中ニ而も蚕在之也、去年種ニも夏子多く在之、}専ら上式拾貫文迄買入、糸仕出し方ハ素揚ニ而

三百兩位見詰、取賃・入料懸候而ハ、四百兩売ニ見候而ハ、利潤ニ不成故、買人も見合之容子、追々如何、大方手取糸

ニ成、まゆ上作ニ取候分大当り、利ニ成、百升已上取候者有之、まゆ売ニ而金百兩之利ニ成、

一十九日より雨晴、曇り、廿二日迄三・四日日和ニ而、稲の模様大ニ宜、引立ニ成、暑も相応、併夏の虫不足、不出もの、蟬ミの類声不聞、蚊者不足ニ而、かや不用家家多し、廿三日雨ニ成、過ル廿日郡中天氣祭、精進ニ成、

一佐沼^(五世)高市も日延ニ而、十七日より、併不盛、御城下・遠方商人不參候、錢相式貫尠歩、仙札下落、半直ニ成、大政官之札三十万兩程參ル由也、佐沼ニハ芝居も立、相応之仕懸、宜と申候、

一米相六升位、若柳同様、是ハ東方江多く脱け、高市前毎日百駄位ツ、出ル、仍而南方引上、高直、

昨夕より
一廿三日雨天 米者、先日より四升五合四升迄上る、
大ツ尠斗式貫四百文、高直なり、

一油尠益六百文 右高直ニ付、家々夕飯不日暮、家過し、
先日より七百八拾文

早く寝る、

さ、け初物壹升百三拾弍式

御家中

一仙府、千石已上江ハ五拾石ツト被下候由、万石已上者百表

御家柄ニ而五十五表也

御一門

ツ、組抜中ハ御奉公願上候得共、不成、御先代様御取立

拾七人計り御召仕ひニ成、倍臣御家中ハ御郡支配ニ者不

成、同御家老支配ニ而、百姓並、元之御知行地御年貢上納

地ニ成、身通ハ町人並、羽織袴・脇差計り、組抜も同様品

替り百姓也、御上ニ而未諸事御預リニ而、下々別段替る義

無之、矢張仙台御領の如シ、御引渡無之内、御役々も是迄

之通也、併諸事御手入無御構、穀物并諸駄送大ニ通用宜、

前々写、御扶持方ハ御家柄ニ而被下候、着座之御方へ者廿

五俵也、當時至而之小石なり、

若

一廿四日安藤対馬守様御家老・御目附・御郡奉行・御代官御

役々様方、千厩江御下着、諸方御改、御受取之御都合と相

聞得候、同所ハ安藤様御領所ニ成由、御会所ハ御陣屋ニ可

成歟、御役々様方ハ飯ハ御宿也、

廿五日昨日より雨、晴、日和、併冷氣、廿六日手前并外麦

打多、今日ハ日和半晴、廿七日曇り、廿八日同曇り、何分

東風不止、甚敷冷氣ニ而、夏のむしのミ計り、せみ杯ハ一

向不聞、蚊も不足ニ而、蚊帳不用家多シ、

麦作取納、不作ニ而七分通り、

保呂羽山祭も至而不盛、尤物高直ニ而、茶屋菓子仕込物残

り、早仕舞、吸物四拾文位、宜物五拾文、

廿九日虫追休日、早飯後より雨ニ成、

一金銀善悪在、仙府式歩金不通用ニ成、札も下直ニ成、大錢

計り多シ、皆小錢の如く通用、小不足、通用無ニも、大何

文と唱へ、大ニ違、仍而自然高直ニ成、

一連日之雨天、不氣候ニ而、尤今廿九日節替、七月之節成、

土用中是暑氣無之、仍而ハ当年も不作と可成、五・六分之

作ニも相成候ハ、せめて人死も格別之死人も不出様可相

成歟、甚以不安年と相成、扱々年々之不作、続兼候、

一伊達生糸、新十五日より両所之直段下直、両ニ四十目位より五十目位迄と申候、追々如何、

一晦日晴、曇り、麦打日用五百文以上、高直なり、天氣次第

麦打、

女共与同シ

一気仙沼ニ而、から麦種小壺升五百文也と申候、甚以余り高直なり、米ハ式升七合半ニ当ルと申候、

一大政官より被相出候金札式万両分、御鉄方并御塩方江被相渡分、気仙沼へ下着分相渡候由、当方へ右札参り、見候所、壺歩札・壺朱札、仙台札の半分位ニ而少サシ、
仙府ニ而去年御吹出之金式歩金等、夏中ニ成、一円不通ニ成、持居候者、大小共大ニ痛候、

七月朔日、今朝日蝕、雨暁方より昼中迄ふり、はれく日
和、今ニ不定、麦打大ニ困り候、此間五日夜より大ニ暑く、
六日大暑、日和、四日程続候故、稲并諸作大ニ能直り、
六日夜より七日朝雨ふり、五日頃より晴曇り、日和ニ不成、

最初出穂之模様、南ノ方中奥辺出穂ニ成由、此辺先日中ハ弥不作と騒キ候、

米直段上り、三升壺歩、売人無之候、壺升六百文也、
から芋壺升式百五拾文と申候、余り高直、

千厩へ
六月廿四日 御着安藤対馬守様藩中写

一参政 漆原右源太様 一大監察 小山 泰

一県宰 市原五兵衛 一主計 波多野十兵衛

一県吏 佐川与五右衛門 一小県察 青木武介

一筆生 遠藤八右衛門 一計吏 岩佐祐右衛門

外下々拾六人合廿五人 岩井郡三拾ヶ村也東山ニ而

東山御領分三万四千三百五拾三石九斗六升八合

御天料之方松平大和守様御支配、御役付左ニ

一権知県事 御家老久永真里 一権判県事 朝岡剛平

一調役 渡邊五郎兵衛 宮嶋謹一郎

兎玉嘉助

富田八十右衛門

一書役兼　長野策平　谷臺助　戸塚起治

一捕亡　略ス　御料地伊沢・岩井郡之内、九万七千六百

壺石三斗六升式合

一当夏氣候、去年同様、去年より十日程後レ、日和当分同様

也、此間中晴曇り一日替、何分不天氣ニ而、快晴不成候所

ニ、七月十三日市、朝曇り、暑サハ相応、然ニ雨ニ成、七

ツ頃より雨風強く、嵐ニ成、夜大嵐、市ハ早々仕舞、

稲ハ南御郡者出穂盛、当地近辺ハそろ／＼出穂、定而痛ニ

可相成与咄居候、所々大破在之候、

一諸直段、米ハ弥売人無之、白米壺升七百文ニ而売、

右ハ、南方笠売七人手前へ泊り、白米ニ而買入持参ニ付、

如此、

一なす・木瓜、壺ツ大錢ニ而拾式三文、

一はす葉、大センニ而一詰五・六文より八文位、拾文迄、不足上ル

八百屋もの右ニ準し高直、無類之不氣候ニ而、出産不

足也、

一竹子ハ、土用過ニ出、当月初ハ盛也、盆中用る、

一肴ニハ、鰹・鮪・鮪等、此節如春出、油至而輕し、

一セン香不足、小壺把小売大センニ而八文前後、

一若松丁ちん、壺ツ大セン七文、小蠟入拾文位、

一絵丸丁ちん、壺ツ大セン廿文前後、皆大セン通用、表ニ成、

一醬油、壺盃上式百文、中品百八拾文、小センニ而、

一す番ハ、百廿文、諸品大高直、難書尽候、

右之通、凶年より当分難暮ス候、追々如何、

十四日快晴、日和ニ成、此嵐後ハ氣候直り可申歟、

七月十五日上日和也、暑氣也、十六日曇り、少冷氣、夜小

雨、十七日半曇り、十八日半曇り、同シ、九ツ時より晴、

上々日和ニ成、十九日曇り、雨ニ成、盆中十五日計り上日

和、其外ハ毎夜小雨ニ而、海道庭等不直、誠に不順氣、不

同成天氣ニ而不定候、八百もの・木菓成物、至而不足、高

直、子供之慰ものニ不成候、痛入たる世の在様也、盆中も

さびしく候、

一稲の事、南中奥ハ式・三分通出穂之由、此辺ハ未ニ出穂ニ

不成、出たる所稀也、併地勢能、氣候時節未若く、日和ニ
さい成候ハ、四・五分之作ニ可相成と、在方之衆咄居候、
凶作之心かけなり、氣仙沼杯ハ、ふきの糧此節より専ら
用、市中江出売ると、盆前より申候、此辺も、最早山かて
取方ニ可相成候、

一御大名様方、皆公家様成、加州様始、御一統御領地ヲ上
ケ、少身之御知行ニ而、京之御華族と為成、上京也、小大
名、諸臣家之人々、皆京ノ朝臣と成、当分国元ニ而御用次
第出勤ス、御大名方ハ直々其臣之由諸首尾成、元家中を御
支 配被成由也、

廿日曇り、昼より晴、廿一日・廿二日半晴、折々時雨、今
日小風ニ而、至而冷氣、日和ニ相成候而も、日陰ハ寒也、
日々雨氣、東風不止、

廿三日朝至而冷氣ニ而寒し、生糸取引未ニ無之候、此辺そ
ろく、稲出穂ニ成由、式百十日前、祭者昨日也、本日数ハ
来ル廿五日也、

廿五日式百拾日定日也、今日雷神様精進、日和宜、先日
十三日大嵐ニ而洪水、一ノ関、岩井川大水ニ而、両方町中江

水揚り、山ノ目ノ方家三軒流失、たんす流シ而、金八拾兩
程安齊屋流失致候由、所々痛、

廿六日日和、晴曇り、大肝入殿ハ洪水痛義也、田畑不作
容子見分御廻村也、日和ニ成候得共、朝夕ハ秋冷ニ成、此
節稲出穂最中、如何様之作ニ相成候哉、不安心、

廿八日晴、曇り、毎日時々天氣、風替り不定、残暑と申暑
さ無之、続而冷氣、雨氣、東風止不申、弥々不氣候、不作
ニ成、

廿九日小ニ而晦日ニ成、米穀弥々引メ上ル、

一米、金壹歩ニ三升より式升五合ニ成、

外ニ穀物右ニ順し高直ニ成、

一小麦者、専ら凶作之節賄ニ成ニ付、

しみな、糯等色々ニ成、

拾式三貫より日増ニ登る、

一濁酒ハ百廿文 とふふ壹ツ大せん盆前より拾文也、

一肴類も不足、至而高直、

一八百屋もの不足、高直ニ而不喰候、

なす廿四・五文

此節専ら山かて取方也、右之通、諸品大高直ニ而、甚困り、
前々之凶作之年より難義之年柄也、中々以喰続六ツ敷事

也、

当夏ハ蚊屋不用家多シ

八月朔日半日和也、時雨在、毎日晴曇り、六日廿三廻忌法事、振舞不致、近手廻り五・六人、仏参いたし候、

今日式百廿日、天氣宜、此間式・三日日和ニ而、稻之出穂相応也、何様東山者凶作之見詰、併日和続候ハ、五分位ニも可相成歟、余り節後レニ相成、難計候、未押付見詰不成候、
そば、大こん、大豆ハ相応と申候、粟ハ皆無也、

一米者何分買人在之候得共、売人不進、困候、直段ハ定り無之、都而直段不同、米壹歩ニ式升五合、白大麦ハ三升位、五合迄、

一小麦ハ拾三貫位之所、南方ハ大ニ引上、拾六貫より拾七八貫迄と申候、当年品ハ粉ニ不成候故、古もの引上、如此、

一錢相庭、式貫文壹歩取引ニ候所、六日御触ニ而式貫五百文ニ成、兩ニ拾貫文通 用被仰触候、当国ニ不限、日本国中

同様と申事也、

御城下も錢多ニ而、当町皆清殿方へ、大町問屋より此間百文錢ニ而大ニ下る、右之次第ニ付、生糸も誰とも無之、思入次第小糸セリ買、追々如何、糸取引散乱、定規無之、不
分り、

一当時の御代者 朝皇様より外、主君と被申御仁無之、大小名、諸家之臣家も、皆々朝臣と成、但朝帝より之御触・御下知等者、元來之主人々々より、臣下々々江被仰渡御扱と成由、国々御郡々々も名改の所在之、御役名も御改、御代官名も替り、別ニ成、

錢相庭下直之上、金錢悪く、年柄不熟作、旁甚難義之時節、商人も一体ニ大困り、

一手拭者八百文と成由、一油壺盆 盆中より八百文
一濁酒壺盃式百文ニ而も、米不足ニ而切る、
喰物売、右高直ニ而も望人多シ、恐入候、

一七日夜大ニ雨ふり、八日晴ニ成、余り不天氣勝
十三日曇り、毎日半晴、日和、晴天無之、夜ニ雨、十四日

上日和二成、今日宗兵衛後妻、米谷町佐藤屋より貰ひ迎取、十五日雨ふり、日かん入日、乍併引続暖氣ニ而、稀々晴天半日ツ、在之、仍而追々稲出穂大ニ立直り候由、半作ニも可相成と申候、十六日も昼前きり雨、晴ニ成、夜又雨、十七日朝迄きり雨、

一天領七ヶ村肝入・検断・大肝入衆迄、前沢御陣屋・本の御居館宅へ被召呼、品々被仰渡、

右ニ而百才老人、九十才迄天朝より式人扶持ツ、被下置、八十才已上老人扶持被下、七十才已上金壺歩ツ、被下候由、難在御事也、

二千厩表安藤様方御家老か御下リニ而、御領地御請取、御渡し方相濟、仍而十四日御郡中肝入・検断中江、仙台様方より御役人様中御分れの御酒被下置候、大肝入永澤氏ニ而御振舞、大肝入殿へ広さん^(棧)壺反とか被下、肝入中江金壺両ツ、検断中へ金式歩ツ、被下置候由、

又、安藤様より大肝入江、上下壺具被下置候、御書付拜領と申候、難有事ニ候、乱世之折、大肝入ニ而御用多ニハ候

得共、何角永沢氏大ニ運能、仕合之事也、門ニ市を成と申、此事也、愚老か実家、目出度々々々、肝入・検断引続拾五代之孫也、東山天料七ヶ村余者、拾四ヶ村之大肝入扱ニ成、御役料ハ先達而被仰渡金五拾兩と四人扶持被下候由也、

一日かん中日者十八日也、十六日より毎日、十九日迄半日ツ、雨ふり、半晴、昨日ハ終日ふる、

十九日社日 稲ハ存之外立直り、五分位ニハ可成と申なれ共、何方も三升壺 歩五合位迄売、

一米相庭 壺升代壺貫文 から麦六百元 白三升五合、

一浜方鯛大漁在、下直、拾而百七八拾文、

鯉小大セン百文 から芋小売大壺ツ五文位、

桃・なし、常年壺文位之所、五・六文位、至而高直、

諸品高直、書難尽シ、無類之世の中也、

一昨十八日天料^(御)御支配 松平大和之守様御向役半給事と被

仰、前々之御代官様可成、前沢より当町へ御廻村、検断弥

市方へ御宿、七ヶ村肝入・検断被召呼、寄合也、天料^御ニ

大肝入と申役無之、何レ肝入主立役御吟味中、

然ル所、又々別段御状到来、千厩江安藤様御事、御本国江

被相戻候由、仍而仙台より御借受粗大麦御払ニ成由相聞得

候、誠ニ以転変多し、外色々噂在之、天下不定、仍而天之

氣候不定秋ニ成候而も、晴日無之、不同、

登米郡御境江、印杭相被立候、従是陸中国東山藤沢本郷

松平大和守取締り御料地

廿日晴、曇り、廿一日朝白露、寒日和ニ成、当所御居館

も御覽ニ成、

一稲作も追々直り、五分位之作ニ可相成容子ニ而、穀物緩ミ

可申、人氣宜、

一ノ関ニ而米壺升八百八拾文、千厩引着九百拾文、

当町・千厩町同直ニ而壺貫文

大麦ハ当時壺俵拾三貫文

氣仙沼、米六斗ニ而八拾貫より九拾貫迄売、此節拾七貫文

下る、六拾貫台ニ成、

一千厩表安藤様、御本国江御引移ニ付而ハ、跡ハ当時当所同

様、朝御料ニ成、

一安藤様ハ、京都江献上金、外様并御同家より金六万兩献

上

庄内酒井様より五拾万兩

南部様より七拾万兩也

右之通御献金ニ而、御本国江御帰リ被相免、御引越之由也、

仙台様ニ者、貳百万兩も被指上候ハ、御免ニ可被為成候

由、噂さ計り承る、

一嘉永度御出馬御仮屋御殿、漸々先達御領地御渡之調節、願

上候上ニ而、地元江被下候由被仰渡、宮三郎頂候訳也、大

ニ損し候、急之有物上候分、却而損ニ成、

八月廿八日、此間三日程雨ふりニ而、廿六日より上り、日

和宜、今日当吉、昨朝より白露、朝冷氣ニ成、追々作合直

り、所々不同、南も古川辺、中新田辺、大崎洪遠第一宜

由、最初ハ大ニ騒キ、白米壺升壺貫四百迄上り、四・五日

之暖、日和直り、米下落候、八百五拾文ニ下る、当地も此間少し下る、

当町ハ未玄米一升壹貫文、白壹貫貳百文、白大麦ハ五合下り三升壹歩位、買安く成、

大ッ者雨勝故、存之外不宜、そばハ宜、都而作物後レ、実入不極候、

一大政官ノ札も、此間所々より通用来ル、正之式歩金ハ、徳川將軍家出之金計り好而通用、余ハ下直ニ而も嫌ひ、不通用也、古ノから金錢ハ、壹文ハ当小セン拾式文之割

通用、

大センハ小セン同様通用ス

一生糸者、伊達辺下落、貳百五拾兩前後、右ニ付当国方、此

^{上印}

辺而者未ニ一向買人無之、取引無候、元上りハ三百兩位、

当時損金物、

九月ニ成、少々心見の取引初る

一廿八日、此間者天氣宜、稲并畑物共ニ直り、追々穀物緩ミ、

人氣少々宜、

米直段、壹升九百文ニ下る、大麦者三升五合之割ニ成、外未夕高直也、^五_十

油ハ壹盃八百文、醬油壹盃貳百四十文より安物、南部品貳百文位、

糶壹升八百五拾文ニ成、追々米も下る含、此節糶入方願人多シ、平治方ニ而も願出る、

九月朔日、此間者氣候冷氣落付、日和続而、五日も宜、千

^兩

厩高市芝居立候、世柄あしく、商人不寄也、

七日、津谷川町ニ而富鬮寄合、近頃諸物高直ニ而、錢高多成、壹品物買入六ツ敷、売ひ無之、仍而魚類ヲ始、諸品鬮取ニ成、諸商人小物迄も富くしと成、専ら流行ス、

一料紙壹帖、上百廿文位より、蠟燭も百拾文、百文、

一糸わた金壹歩ニ五拾目、繰綿壹本ニ而金三拾七兩位、

当年も綿至而不作、品不足、弥々高し、

一はたご代、道中筋壹貫三四百文、

但九六セン之わりニ而、

一油も弥々高直ニ成、壹盃小うり壹貫文位ニ成、

一平治糶入方願も、本家嘉市名代ニ而御下知来る、

此間者天氣、日和続き、望願人多シ、七人程、穀問屋も多
く成、

九月九日静成日和也

十一日より十二日雨ふり 此間伊達衆下り、糸買始り、

十三日上り日和

生糸者三百四・五十両より五・六拾両迄、小糸計り売、

一米者此頃相応出米在而、心能買、

直段ハ式升三盃位、代ニ而九百五十文より九百文位、問屋

より少し安く、小手米也、

一大ツ壺升五百文、小ツ四百文、

一濁酒壺盃上式百四拾文より、

外南御郡者米直段緩ミ下る、

佐沼ニ而五升ニ相成候由、

一蚕種、伊達も至而不足ニ而、大ニ高直、仍種引衆遅く下り、

常年之半高も持參、大判壺枚金拾兩之割ニ而、半枚物金五

兩ツ、申、大高直ニ而、人々恐入候、置者も少シ、尤種売
も数年之得意方へ計り、大方壺枚か式枚ツ、金現銀ニ而、
貸付無之、金無之者者不置候、

一糸買方者、他国衆勝手次第ニ入込、但仙府領より入候故、
御城下ニ而夫々首尾を相受候由 大政官之御かん札御書付

申受買方也、

追々上り、(志津川)清水川江四百五拾兩ニ成、

一津谷口上糸三百八拾兩売候由、跡々当地之糸も上四百兩成

四百兩(マヤ)四百兩ニ可成様子也、

位ニ

新 皆大錢者小せん勘定

一鉄ノ大せん、如小せんの通用ス

古大せん壺文当小せん廿四文之割

同文せん々 々拾六文次、古せん拾式文

並小せん八文より六文

右之割合通用ニ成、

一大工日用、五日壺歩、一日五百文、農業日手間ちん之割よ

り安し、

一 釘壹寸五分、壹本五文也、四文之所壹文上る、

一 九月十四日日和、半晴、暖氣、

都而鉄大せん者、元之小せん同様、直段大せんニ而五文、拾文、百文、貳百文共ニ、大ニ而互ニ申通用、

金銀色々在善悪、次第在而札も同様、大ニ時之替り在而、損益在、至而通用六ツ敷、商ひ諸通用人々困り、持合不成、世の中尤諸品高直成事、前世後世共ニ在間敷世の中也、金紛乱押付無之候、

生糸も高直ニ而、忿々敷不買、買人も多く無之候、

一 当年諸作、稲追々直り候由と噂、一頃人氣能候所、近頃追々霜ニ当り、善悪正体あらわれ、至而不宜、存之外見違、誠以凶作なり、仍而穀物弥引メ不下候、殊ニ又麦蒔き、又ハ畑物取仕舞鬧敷、米売人も無之、市中不足ニ而、小買之者大ニ迷惑、直段

一米貳升五合八上ニ而貳・三合、貳升迄、壹歩引上ル、誠以米ハ不喰時節と成、

一 大麦も貳升五六合 種麦壹俵廿五・六貫、廿八貫文ニ成、

一 小ツ壹升四百五拾文

一 濁酒壹盃貳百四拾文 酢壹盃小四百文

一 とふふ小三拾文 大ツ無之、当時切物ニ而不用、

一 古わら壹把小廿文前後大ニ高し、

此節平治方ニ而糶室拵ニ付買入、

廿五日保呂羽山祭、廿日より御遷宮、七日之内至而不盛也、参詣之者持弁ニ而、小休屋休者不足、酒も不売、菓子も同し、茶屋稼損ニ成由也、

一 濁酒造方も被相留候御触相廻り候事

一 前沢表御陣屋も、御役人様御替り成而、役付中罷出、水沢江御引移リニ成由、

一 廿七日飯後より雨、千厩表安藤様方御役人中も、今日当町通り御登り、御本国へ御引込之由、当分当所同様、未ニ御上も諸事不定事也、

一南方御郡も、村々穀物村切駄送留ニ相成候、他村他郡之買入不相成候、

佐沼町三升壹歩直段計リニ而、出米無之、大ニ引メ、買入

ニ遣候得共、買兼帰る、式升五合迄売る、

栗・柿外、菓もの無之年也、子供は迷惑ス、長人同様、

金銀錢不同、不宜、通用ニ困る、

一当町廿八日米式升壹歩也、

糯米新同式升壹歩、至而性勢よわし、町方かり揚糲壹升式升ツ、調へ、米不入、雜穀・草糲計り多し、誠之凶作也、

併在方ハ雜穀、根花粉用へ、町方より不騒、静ニ而宜、専

ら根花ほり方、此間者天氣統而宜、専ら麦蒔方也、

十月朔日、至而此間中、今日も暖氣也、

大こんの作も、虫喰多、不宜年なり、多くは盗れ、大ニ困

り、稲、大こん共ニ、寄合ニ而番人を付而守る、稲取納る

家多シ、

一徳治、佐沼ニ而最上清酒八樽買入、持参ス、壹盃五百文渡、

小売屋ニ而六百 文位之売、それ〱買人在、併高直物

故、氣仙沼へ持参ス、誠以恐入世の中な 　　り、米不喰中

ニ、六百文之酒買入、吞者在、

当年之作者、以天保七申凶作より不宜と申、追々騒キ、秋

八月中ハ四分位に見候所、追々悪く顕れ、三分通ニも不成

容子ニ而、米穀物弥々引メ、十月六 日平治方室打方

出来ス、七日日和宜、霜、

一麦蒔方も後レ、村方此節迄蒔付る、大こん積方ニ成、一
体不作、

一米市中不足、式升壹歩、壹升ニ付壹貫弍百五十文、一弥々

不足ニ而、壹升三三盃迄

一とふふ壹丁五拾六文ニ成、大ニ而十四文也、

一塩壹俵九貫文と申候、此節引上候、

先日氣仙沼ニ而七貫文七五位、買入之品追々引上る容子也、

一米、若柳ニ而四斗入壹俵八拾壹貫文

当町へ引合ニ成、

金ニ而式升五合位

一当御年貢方何程之御割合上納ニ可相成哉、未ニ不分り、徳

田村ハ三分位御見詰之由、

道中はたご代三朱位、昼通三貫文
より余、

十月八日日和、

一御城下ハ至而不景気也、御大家御屋敷方并外屋敷々々より、
此節出候品、家具勿論、結構成御小袖之着類多く出候得
共、買尽し難く、誰買人無之、下直と申せとも、可買様無
之由なり、

東京表も同様、(絹布)けんふ類大下落、誠以前々之凶年より、御
上下共ニ難義、何方共飯料米至而(減じ)けんし多く不用、前々無
之凶年と成、米不入、糲専ら用る、御城下ハ壹歩ニ三升
位ハ御払なり、御郡々々御指留無之候得共、村切留る、

十月十五日日和、昨日雨、

一米、此間所々出米在之、直段少々下る、古不足ニ而式升壹
歩、新式升五合、

大ッ壹俵廿八貫文位、小麦廿六貫文位、

蕎麦廿四五貫文高直也、小ッ三拾貫、

大こん壹駄式貫七八百より三貫文、壹本中廿文位、
真糲〇元来五文位之品、当時壹つ百文位、
此節ハ糲不売也と申候、

飯江入る米ハ、常かて飯江入る、粟を如入也、何方も同様、
米ハ何分不用様ニ賄ひす、野山之草も、喰物ニ成分ハ一円
無之、皆々摘取、此程大こん葉糲流行ス、是ハ余の草より
宜、奥方者天保七申凶作より不宜、誠諸品大高直、当分ハ
飢死人する者未不聞、不作続ニ而馴候か、

十八日戎子講、市米式升五合、

大ッ三拾貫ニ上る、蕎麦廿八貫より三拾貫文、此品も大不
作、常の三ヶ壹と申候、そば者沢山取候得共、在方専ら米
の替りニ用、売人至而不足ニ而高直、

一肴物高直、些大成銷足壹本大セん百拾文位、

どんこ壹連大セん三百文位、

南物海老壹升大六拾文、高直、

塩壹俵拾壹貫文、大こん少下る、壹駄式貫五百文位、

四百文

一御上之事、奥方ハ水沢御館御陣屋と成、一ノ関様も御替地

と成、千厩扱七ヶ村共御領と成、栗原金成町へ御陣屋立、
是ハ中頃のよふ也、

仙府の御城者、奥方惣元メと聞へ、水沢より千厩へ御役人
御出張相成候由也、

屋形様御事も、御知行地三万石位之由、御役料金壹万両京
より被下置候由、外御一門様中并御大家方御扶持方ニ而、

御用次第御役料金ニ而被下置候由、
一ノ関様ニハ、松前御番被仰付候由、

廿八日市、米相応ニ相出ル、尚又少々、新下る、

式升三盃新米也、小手米壹貫文八百文ニ成、

若柳ニ而五升壹歩ニ下る由也

四斗五合

此節塩少々下る、九貫文位ニ成、漬物此間休ミ、

十一月朔日日和、さら／＼小雪ふり、

三日市、米新三升ニ下る、

小売余慶売不申候、糶屋杯買入、

そば望人多、売人無之候、

とふふ小せん五拾文位、大拾三文、

セうゆ売人無之、三品共ニ高直ニ而、醬油造り方仕込難成、

一仙府表諸荷物仕入物、百分壹銀之割、

但前々者、木綿ニ而も安物又ハ白杯ニ致、銀高少く書出、

御仲役上納致候所、大政官より被仰出、品物次第ニ而明

白ニ上・中・下直段を以、仲役可相納由被仰付候ニ付、是

迄式歩位ニ而相済候所、是より三両も四両も相納候様ニ成、

大ニ迷惑ニ相成候由也、

一仙府表御屋敷方大崩れニ成、大屋敷・小屋敷最寄々々ニ而

御払ニ成下候方諸方也、諸家材道具売払ニ成、町家別而

市日之事ニ成、北之方二日町 南ハ穀町・材木丁辺、兩

所へ市日被相立、諸品出見世張出、諸商人大ニ入込、取引

高下さま／＼なり、諸道具・絹布類下直、

一当年稲并諸物大不作、藤沢村より正米上納分拾四石程、大

豆ハ金納之由、未直段不分り、格別御恵ニ成由、尤本凶作

也、

一当町米直段、白米壹升九百文・糶八百五十文

一大ツ廿七貫文 (小豆) 小ツ壹升七百文

壹俵三十五貫文ニ当ル、

一濁酒壹盃式百四拾文

一油大ニ高シ、壹盃壹貫百文位、

氣仙沼ニ而大ツ(大豆)三十貫文 からし壹俵五拾貫文と申候

一道中はだこ代上 古川町 壹貫六百元、

此節盗人、又強盜、又ハごまのはへ、宿々共多、金子并諸

色盗まれ、推取れ、所々諸人難義、道中尤安々往来難成

候、

十一月廿日冬至ニ成、前々より相応之寒氣、雪薄く候得共、

度々夜々小雪ふり、此入日少々緩ミ、小雨より雪、廿三日

日和也、

仙府も國中未タ不定、大町衆上方仕入見合居、当冬成諸品

不足、奥方商人中 木綿・古手大概不足也、

一生糸ハ高直、四百兩前後、少々ツ、売、乍併残り在不売

候、

十一月廿六日夜相応之大雪、廿七日ニもふり、暮方ニはれ、

去年冬至中雪無之、当年ハ小雪度々在而、廿六・七日ハ六

寸已上、雪寒氣も強く相成候間、明年ハ諸作豊熟可相成と

人々相唱候、少々人氣宜候、廿八日大ニ寒氣強し、

諸品高直ハ可申様無之直段、仍而御上諸上納物、御年貢共

御恵在、色々御仕法替り在、

一氣仙沼塩、行望次第願可申出被仰渡、金次第入金分買入ニ

宜、塩場之方、御上御前無之、皆手前仕込と成、

諸品諸問屋向、右之姿ニ可相成候事、近辺ニ金持無之、未

事不調、

一十二月朔日、其後雪無之、晴候へ共、緩ミ消流れ不申、寒

し、

一地県事、千厩御出張御会所、当時三拾人已上、余郡ニ者大

肝入無之候得共、東山百姓前都而御取扱振御不勝手ニ付、

直々永沢茂兵衛へ大肝入役被仰付、被立置候間、諸事永沢

方大ニ御用多取込候由也、未ニ御旧領方御取都も不濟事哉、
十二月十五日晴、天氣宜、此間夜々薄雪ふり、大雪無之候
得共、寒氣者相應之冷ニ而、相当可成候、大寒廿日、此間
続而寒氣相應也、当年者寒中ニて雨無之、大緩ミ無之候、
越年寒也、

一 諸相庭之事、都而高直、

木綿・古手、下り物者去々年より乱世成ニ而、仙府問屋

中仕入不足ニ而、卸方荷切故、在方品不足、弥々高直也、

一 糸綿、金壹歩ニ四十五目、

但錢不足ニ而、専ら錢を好、右ニ而五十目売、新金多、尤

金性不宜物多シ

上ハ貳貫五百文、貳貫文、壹貫文、六百文迄在之、金通用

至而嫌ひ多ニ而、不通用故也、

一米者、廿日頃迄三升より壹盃迄之所引上り、

廿八日市、貳升五合ニ成、大ニ上り、

一 大ツ(大豆) 三拾貫文、不動すわり、

一 小ツ(小豆) 壹升八百文

一 実からし 壹俵六拾貫文

一 油 壹盃壹貫貳百余

一 濁酒ハ大せん六拾文

一 蠟燭 五目かけ大四拾文

一 上料紙 壹帖大三拾五文

一 ちり紙同中ノ下大廿文

一 皮緒下並緒通大せん五拾文より

百廿文位より八拾文

一 魚塩鯉 壹本大せん

四百五十文より六百文迄

一 鱈壹本 大六百文より八百文

大せん 壹貫文位迄大高直

一 鮑 中壹ツ 大ニ而廿文位

右之通、都而高直、無申計候、

一 諸上納方、米正米上納

大ツハ金壹歩ニ五升、直ニ而御勘定、

右ニ而

藤沢村より金高五百兩余と申候

一 詰市々不盛、喰物計り相応ニ売れ候由也、

一新曆者、仙府も相出候得共、他国物多く来る、売候、大七
ん六拾文位、

一 市々、町何方も不盛、天保申凶年同様、甚敷難義ニ相聞得
候、米者何分ニも用ひ不足、余品拵方、古より利口弘者^②
成、能く用候、併来春ハ続兼候者多く可在之由也、

一 廿八日夜、薄衣村柳木俊治殿焼失致候、

近年大ニ福敷、金穀相応ニ候所、此度丸焼と申程焼痛候由
也、

明治三庚 正月元日 つちのへ
午 平ら

晴曇りニ而、至而静成、日少し緩ミ、昼後晴る、誠ニ上
天氣也、

日柄多と等共ニ宜、能元日也、二日も吉、弥々寒氣緩ミ、
三日朝曇り、時雨少々、四日も雨氣緩ミ相成候、正月門之
飾美々敷仕間敷、去冬御触也、年始礼も賑々敷無之、無異
儀分計り通用、

四日雨より五日朝雪ニ成、四ツ晴、暖氣、過ル三日節分ニ
而、四日より春暖之模様也、

一千厩大庄屋殿、年礼兼而、十日ニ候所、当年者御暇ニ成、

七日之礼ニ成、大肝入中、水沢官江罷出候様被仰渡、十一日ニ十三日迄ニ村町

役付中者、十三日同所へ罷出候様被仰渡候由也、千厩御出
張之御役人様中、水沢へ御引取ニ成、千厩者止ニ成而、金

成町御出張御役所ニ成、村役付中も同所へ出ル、諸付中遠
方ニ而迷惑ニ成、何分物事未夕不定様ニ相聞得候、大肝入
と申役者被相止、御役所之下役・御取次役と成、身分ハ宜
候得共、御制事并御年貢金代共ニ、御直御取納ニ成、日割
被仰渡、日限不違納ニ無之候而ハ、急度御呵りニ相成候御
法ニ而、厳也、大肝入都而以前ノ様取切と申事無之候、

一 寒氣之事、去冬十二月より正月迄、三十年先之寒氣同様、
益厳寒也、小川并大川大ニ氷り、人馬共ニ自由ニ渡り、通
用致候事也、近頃ニ無之氷り、雪者里辺ハ不足ニ候得共、
寒中雪不消候而氷り居、山々ハ雪深シと申候、

今正月十六日天氣宜、十七日も宜く候得共、大ニ寒し、過
ル十一日ハ暖氣、日和宜、余寒甚敷正月也、夏ノ為ニハ宜
と申候、其後格別緩ミ無之、折々小雪ふり、曇り、又ハ半
晴、

一米穀類不安、弥々強シ、一米式升より壹盃迄、

一大豆三拾式貫文位上ル、一小麦三拾貫文

一醬油八升入三拾貫文手前造り

一塩壹俵金三切也

右ハ当時御定直段と成由、

一水油弥々高く、壹盃ニ而壹貫貳百文位、

右ニ付、追々去年中油、らうそく、セうゆ等者めつたに不用故不売、当仕入六ツ敷相成候、

正月廿三日・廿四日甚寒氣強シ、肴類も大高直ニ而不喰、

無類、近年ニも無之、世の中難立続候、廿七日夜大風、廿

八日弥々雪、大風、寒シ、廿九日晴れ候得共、又雪風寒□

□之雪此間中主而深雪候得共、日和主而消流れ小月ニ而晦日

と成、昼徳田村山口三軒焼失、昼焼、水風呂火より出ル、

男共外出、無人故ニ、尤風相応ニ吹、忽三軒丸焼と成、痛

入たる事也、

二月朔日、今朝雪相応ニ降る、此間ニ而之大雪なり、飯後

迄ふり、昼後晴、日和ニ成而消流候、併朝夕寒氣未ニ難去、

老人共大ニ困る、去冬より近年ニ無之寒氣続、此間中吹嵐

折々在、日和少く、多くハさらく小雪、みそれニ而、道

もかわき難し、

十日初午、千厩町へ当ル、仍火鎮之俄祭り、御輿、秋葉山

権現御祭へ巡行、屋台仕掛祭拾五・六相出、賑々敷、存之

外結構成祭、小踊等在、三日程賑ひ候事、此節柄故、組合

祭也、

十三日さらく雪、

一とふふも壹丁六拾文ニ成、

一午房・にんちん共ニ高し、大セン六拾文位、

一肴類弥々不足、高代之直段なり、

一賄ニ相成候肴、いわし抔少々有、品不宜候、

尤肴給可申様無之候、

海のりも不足、高直ニ而買われ不申候、多く他国江戸為登

ニ成、古とは大ニ違、江戸のりの製ニ成、常直段ニ而拾枚入

ニ而百文、此節大百文位、何品ニ而も斯之次第、類無世の

中也、

一十三日雪終日降り続、一尺余の近頃無之大雪、町近所如

此、山々者深雪也、併十四日快晴ニ成、余程流る、

十五日も晴候得共、至而寒し、毎年之て(天華カ)んけ申、悦ひ事も

肴ニハいはし、田作、午房、にん、八百屋之料理ニ而賄ひ、

悦ひ申候、

一なめたかかれいハ大同百文

一赤魚壹疋大セン百文也

此品古シ者、拾疋ニ而小セン百文也、角セン之時分ハ、角

式百文

今の小セン六十七拾文売候

其頃の鯛鱸の値段、恐入候高直也、

一干葉壹なわ、大セン四・五十文より百文ニ成、

但古ノ凶作之時より、風か違、此度ハしるな米粉ニし而、

かて粥(ママ)カゆ専ら用而、古ノ様ニところかて町方ニハ不用容

子なり、此度ハ大違、不足、時ニより而かての用ひ様別也、

十七日日かん入口ニ成、寒少シゆるみ候、廿日中日、半日

和、

一白かゆ壺盃、大セン五拾文ツ、

廿二日社日なり、当月者(所詮)能キ日和無之、毎日さらノ

小雪ニ而寒し、吹嵐風多シ、春寒難去候、今日上々日和

ニ成、

一生糸残物、先達より少々ツ、買人在、大ニ高直、四百廿兩

位より金四百五拾兩迄、誠以弥々高直、恐入之直段ニ候、

東京と申、江戸と申名止ム

当時金札ハ江戸大政官より被出候札也、金壹歩と申札、壹

朱札十三ヶ年限と言、書付代相庭、矢張小式貫五百文之

割、
右ハ専ら通用、却而正金銀より無迷ひ取引(通用カ)通致候、正金者

目利(減りカ)ニ入る、六ツ敷候、

錢相庭安く、右ニ付諸品弥高直、

日かんだん(ママ)す等、親類中之進上・返上無之候、

廿三日、昨日より今日者寒氣大ニ暖^ぬミ、上々日和、大ニ暖氣ニ成、甚春色催し、

肴も大ニ下直ニ成、赤魚壺疋小セン百文位より上百廿文位、

日^前かん中迄大ニ当月嵐候、

廿四日庚申、小雨ふりニ成、

昨廿三日上日和、社日也、

一生糸も買人休ミ、余り高直ニ而買人止り、下り而四百廿兩位、先つ買人なし、未タニ残り^ニ在之候、

廿八日

一米者弥々高直、式升壺盃

一大こん壺本廿八^小文位、大小高下在、

一肴類又高直ニ成、

此間中吹嵐在而、至而肴不足、

八百屋もの矢張高直

午房 大六十四・五文

にんちん

^雨二日も

三月朔日半日和、三日節句、大ニ曇り、暖氣ニ候得共、此間風多し、四日朝五ツ過より雨ふりと成、所詮能キ日和無之、併大ニ陽氣ニ成、同日雨終日ふり、夜も雨、五日も雨、

一三日四日肴相応ニ来而、存之外下直、

なめた

かれい十疋大セン三百文

赤魚 五百文位ニ

五百五十文位

大ニ売候、

内之者共^(天華カ)てんけを祝、

一大豆弥々高く、とふふ壺丁大ニ而廿八文ニ成、とふふ汁も喰れ不申候、誠以無類、驚入候世の中、尤小センハ至而不足ニ而、通用皆大センニ成、古の角センの如し、皆大セン勘定ニ成、

八日市、此間者又々寒く成、毎日曇り、日和無之、少々小雪ふる、

一此間、水沢官知吳事様郡村へ御巡村ニ而、今日当町江御入、諸事被仰渡、与頭中御目見得成、村々町々御覽之為也、此御方ハ重キ御仁と申、御官位五位御大名様也、^{則公家様也}諸事御取

廻、郡村一宇水沢官ニ而御取受御下知ニ成、前々之大肝入
役被相止、御代官と言も無之、大肝入折々罷出、此官御勤
め候事、永沢茂兵衛殿事、過ル朔日麻上下御拝領被仰付候
由、誠ニ大仕合、尤同役中ニも御蟲履ニ而、如此相聞へ候、
悴共ニ出役相勤候、

一米式升金壹歩 大豆三拾五貫文

一千かで小三升壹歩 生大こん大七文位

余り高直、大小ニ而高下在、

一赤魚壹疋大ニ而五拾文位、安々不喰、

一ちり紙帖大七廿文、拾枚折也、

一料紙ハ高下在、壹帖三拾文前後、

一濁酒壹盃大五拾文、是も不呑候、

右ニ而酒も不売、糶も不売也、困窮者弥々難渋苦む、未餓

死人ハ不聞候得共、米不喰者多く在之由也、

一米用ひ様之事、古無之、仕法新製也、

茶黒米火ニ鍋煎ニ而、程能にへ湯をかけ、おむすノ後上ル、

古米壹升ハ五升ニ成、新去年米ハ四升五合位ニ成、右製方

大ニわり合能流行ス、

在々者山かで、ところかて、并根花粉専ら用ル、町方ハ用
ひ不申哉、売買不聞、銘々取候や、

一手拭壹本大セん式百文也、

一先日岩手山宮本氏酒屋へ強賊盗押入、諸品并金在合七十兩

程盗れ、家内并近所之人々集り、取懸打合候所、大勢怪我

人相出、騒キ候由、本家へ便在之申来ル、

一ところかて五升入、大セん百文売ニ成、

一統大セんハ小セんの勘定ニ成

一わらじ壹足大三拾文位

そふり

十五日、竹駒宮御山へ御出張、

則今日豊作祭ヲ相立候、所詮引続曇り勝ニ而、能天氣無

之、雨氣ニ而暖氣、小雨ふり、十六日も同様、

此日、向ノ皆清殿ニ而、貧民中へ糶の施行在、当時村町ニ而者

一番之福家也、

過ル十三日か

一大籠肝入殿、当村兼帯引込而、上横丁佐藤新治殿、肝入後

役被仰付、

三月十七日、晴而風昨□吹替而大るニ寒し、寒暖不同、折々雨在、麦さくり専ら、十八日・十九日曇り勝、一寸時雨在之、止、近頃無之不天氣、升瀆祭馬、常年より当年ハ余慶ニ通る、廿日より日和ニ成、廿二日朝晴、昨日者大ニ暖氣、今日ハ寒し、昨夕小雨ふり、

一ところ糧、町方ニも用候様ニ而、大ニ糧ノ世話ニ候所、在方ハ根花、餅、たん子、色々割合、随分結構ニ拵、専ら流行用ゆ、南方より、かわと糧ノ囀り売候、是ハ白キ物ニ而、見付能、給而も宜、此間専ら売用ゆ、但古も用候得共、余慶ハ不宜、追々腫れ候と申候、

一先日、当村左惣屋敷八十八才ニ成候所、御上より式人分御扶持被下候由、大籠村ニ九十才ニ成者在、式人分被下候、難在々々、此節之直段ニ而ハ大金也、

一此節餅屋ハ相応ニ売而、錢ニ成由、至而高直ニ候得共、錢不

抱、たま〜来而買給候や、平と言、角の蓋位ニ平ニ延也、たん糯耆ツ大せん廿五文、又ハ廿文位也、

一廿五日、保呂羽山御祭、常より至而不盛と申候、去年三月祭ニハ大盛りニ而、茶屋物惣じ而さつはり売払候所、此度者凶年ニ而、殊ニ都而大高直故ニ、錢も大方無之、尤喰続方専ら成故、祭等不盛也、

所詮引続不天氣、毎日曇り、日和無之、追々如何、種蒔專之節、手前ハ廿七日ニまき候、廿八日大ニ暖氣、大南雨氣也、尤夜雨ふり、当月中宜日和無之、不天氣、去年も当月不宜、相似だる様なり、草木之ほき立不尺取、十月之閏月有之為か、急不進容子、心不好候也、

廿七日・八日者大ニ暖氣、夜小雨在之、廿九日、晦日、晴候得共、風ニ而、又大ニ寒し、天氣不同、晦日休日、追物也、

一伊達生糸之直段大下落と申来ル、上々頭糸、仙金花山か四

百廿兩より段々、三八位より三百五六拾兩迄、凡百兩落也、東山奥糸ハ残り無之、川向糸凡廿四・五箇残り之、當時商売不成候、

四月朔日不天氣、二日、三日ハ晴れ、併風未夕寒し、此間之潤ひ暖氣ニ而、草木大ニほき立ニ相成候、八十八夜二日也、

一大豆入之餅だん子、此頃大ニ流行ス、豆を煎而、味噌豆の如くつきて、米の粉へ草とからみ入、米不入とも、又ハ少々入ても、小麦のかゆへ入、小豆たん子と成、随分宜、此製方古無之法なり、時代ニ寄、色々の新製相出、ところ糧ハ存之外町方ハ望用少なし、物高直故ニ、夫々在方之者も錢と成、働次第、随分凌続く、古より日手間も高直故、多分間ニ合相成候風、

三日也
一四日、蚕むへ候、種式枚到来、惣兵衛去夏之内より被相送
青白之種ニ而早し、二度子ニ相成候蚕也、併余り早候而、

桑ニ迷惑ス、

四日小雨ふり、暖氣、當時霜無之、百五八十九日と申候、当年ハ節も遅し、此間ハ粟蒔、八日、昨日雨ふり、此間折々雨、今日快晴、薬師様祭宜、花最中、木ノ葉も大ニ蒔立、

一米直段不相替高し、□田起もよし、種物者八百屋もの共ニ不足、大ニ高し、

木うり種壺粒□□位、

一濁酒壺益大六拾五文

日手間女大ニ而七十五文、此節百文ニ成、

一旅籠代道中通大セン四百文 小セン壺貫六百文也、

一常年五文餅壺つ、大廿より廿五文

一半ゑりニ用候黒木綿切、一尺大八十五文

一糸綿金老歩ニ

(ナシママ)

一下野の那須郡黒場上町と申所商人御客、宗兵衛御城下ニ而

懇意ニ成、宗兵衛者当月三日帰宅、御客人ハ五日入来ニ而

不「」留、八日宗兵衛一同ニ石之卷□□□□「」

「何角の商ひ取組在之由、

「 天気も能、然ニ夜暮方より雨模様ニ成、夜大雷様大ニ御鳴強く、大雨在、暫時之間ニ而止ム、扱節早キ御雷勢なり、九日朝晴而、四ツ頃時雨在、十四日昼又々大雷御鳴強し、併一寸之間也、則晴る、此頃者彼是と大分暖氣ニ成、十五日晴、上日和、十六日曇リ、

一蚕も所々むへて、桑売出ル、当時拾目大拾文位、直段萌立、尺取不申、迷惑ス、平治事も伊達行ニ而、過ル十一日帰宅、両品取組在、道中一泊り候、代式貫文位、福島辺式貫式百文位迄、仙府式貫式百より下直、壹貫八百文、伊達辺米一升八合迄、南京米来リ下ル、式升と成、南京米ハ夫より下式升五合、性合あしく、併飯ニし而倍ニ成故、賄ひニ成、味者不宜之由、

一松島門前町通一字焼、伊達桑折も焼る、道中昼通りニ而も、茶屋付ハ壹貫文位かゝる、安く候而八百九百文、糯屋入ニ而六・七百文迄ハ安く上る、海道茶見世之方安上り、

当町
一米式升壹盃位 とふふ大拾六文
一きらす大廿文位 濁酒六拾五文

(……………この間二行分ほど、原本破損して読めず……………)

「 霜在、桑へ不当候

ハ「 中ハ廿一日芝居水沢より来り薄衣へ立、

□十五日

一桑直段、廿六日朝、百目小百七拾文前後、先日中より安シ、此間者日和も宜、少冷氣、其後日和、晴、曇リ、水不足、小雨計リ□□畑ハ能候而も、田へ間ニ合不申候、折々小雨廿七□夜相応之雨、廿九日晴、曇リ、何分風□冷氣ニ而、刈敷・ほキ立不尺取候へとも、かり方始る、桑不出ニ成□□□直ニ成、百目三百文位、不同四百文位、

五月朔日、一昨日廿八日キノイね、小雨ふり、又晴風ニ而上ル、寅ニ而上ル

今朝曇リ、小雨、飯後晴風、同大風寒し、去年ニ似タル氣候、暑サ薄シ、今朝桑大上り、百目五百文位より五々上り、昨日大風ニ而、今二日明静ニ成、日和宜、桑今朝安し、

何分冷氣也、刈敷江始る、百目小三百五拾文位、三日・四

日頃壹歩壹貫目位、錢ニ而貳貫五百文、高直、

五日節句、朝曇り、昼より晴、上日和、此節かり敷最中、
蚕も先日より鮎子ニ及、

六日、手前かり敷踏致候所、摺沢より指置候内ノ若者、右

ハカ上り戻リニ馬ニ乗、早馬ニ而町江乗込、下町之子共ニ踏
倒シ、怪我為致、大ニ取騒キ、彼是と親元ニ而イキトウラ

レ、甚迷惑、無抛仕合□□若者ニ父ヲ呼、夫々心配、人ヲ
頼、手分「
「薬用療治ニ而、命分江も不至容子

ニ□薬用諸入料金遣シ、内濟事ニ而相濟「
「々大ニ
心支いたし候、大ニ鹿「
「事也、

八日、桑直段貳貫「
「夜、今朝大ニ

寒シ、相応成霜□り、仍而蚕不喰ニ成、桑之直も買人進、
下直也、

九日曇り、雨氣ニ成、昨日之霜、草木へ不当、桑も不痛、

今朝貳貫七・八百目ニ当ル、不高候、五貫目入大せん壹貫

百文位、

十日小雨曇り暖氣、夜小雨ふり、

十一日暖氣、小雨ふり、今日手前之田植、尤初田植と言、
曆表水不足ニ候処、同夜相応之雨ニ而、水一統間ニ合候、
能氣候ニ成、畑物宜、麦も出直リ、大ニ宜相成候由也、

十二日朝者桑高直ニ成、然ニ□□晴而風ニ相成、些々強キ風

也、後大風ニ成、田植「
「最中と成、

一御政事之義、田植ニ而も「
「様飯廻も方仕間敷、

尤賄ひ方も麦飯相用可申事御触ニ成、日雇代大セン百三拾
上「
「手間七日壹歩、賄料高直ニ而如此、

一寺院帰農致候様被仰渡候由、併未何之義ニも不成、追々山

伏中ハ如何、寺御出家方一寸とハ成間敷候、金花山も
明神と被為成候由、和尚ハ御隱居ニ而、其外御僧中髪ヲ立

候由、御山之御名も替る由、塩竈社家中帰農ニ而、不動
堂御在所より塩釜江御移し、社家ニ被為成、此御方ハ後藤

孫兵衛様也、

日本一体神国之事ニ付、皆神々明神様ニ可成置容子、所々

追々と替り可申也、

田植ニ成兼候容子也、畑物麦追々宜成、

一此節食物追々共ニ高直ニ而、諸品同様、道中旅行難成、

一御城下并福島辺も、異国米来而売、直段日本白米金壹歩ニ

白貳升、南京米玄両壹斗一貳升、濁酒大セン八拾文位、

一藤沢町ニ而、同白米貳升壹歩ニ、濁酒壹盃大六十五文、千

厩町七拾文、

一ふき粮小壹升、切ニ而大拾文ツ、

此程、所々難渋之者共へ御上御払米在、金代ハ秋迄被延下候由也、

春中当町も相応衆中より施物、味噌、塩、銭等施在之由

也、天保年中時之様ニハ無之候、道中ハ旅籠代大五百文位、

昼通り、酒、わらし、駄ちん等ニ而、金壹歩貳朱位、一日

之懸ニ而、往来難成、

一村々江別而役付被相立候由也、

十三日曇り晴、天氣ニ成、此間之雨相応ニ而、東山ハあら

く田植見詰成、植付最中也、併大川向者未夕水不足ニ而、

一仙府大屋敷、御払と申而も、買人も無之、出入之者共へ呉

遣申候而も、貰ひ人無之候、諸駄送之入料ニ懸り、又ハ町

家へ不向ニ而、望者無之、只焼物ニ成計、痛入たる事也、

又結構成小袖・絹布類・諸道具、至而下直、両町之市ニ而

下直ニ売候、

十四日晴、此節ふきかて専ら売り切ニ而、壹升大セン拾文ツ、外山・沢の草専ら取方用、

桑直段不安、先日蚕ハ鮎子、先分者庭子ニ相成由、存之外

尺取候、桑直段者壹歩ニ貳貫七・八百目、

一当時之御政事大ニ替り、尚都而之役付并平人御取扱之事、

名義一統替而、名別ニ成、万事中華漢土之風ニ成也、

当時 天子様と申而、未本御位ニ不為成候、則天子様東京

ニ被遊御座、秋中 御即位と噂候、

一石之巻江も交易場被相立候由、日本国中へ六ヶ所被立候由、

長崎ハ古より本場、次兵庫、江戸ノ横浜、松前、次越後新
大坂
潟、石之卷江、御向役御出張之由、何分百姓者大ニ御惠之
事ニ聞ヘ候、

十五日朝雨、飯後も日和、雨ふり、

一寺院被相減シ「儀と被相立置候、小寺ハ相除候
様、山伏者帰農被仰渡候由、寺院、山伏等多ニ而ハ、平人
下々の□□□被相成候間、何分被相減候御吟味ニ而如此、
儒者被□□□三道ニ而被相立、外ハ帰農ニ被成置□□仙府
之 御家中も、芸能在之諸士江御扶持被下、能無之士ハ帰
農被仰渡、四十以上ハ御免、御旧領の大肝入ハ、今ノ名
等外、附属と申役名ニ而、御役人之下役也、県官江既ニ常
詰様也、

同十六日、石之卷江東京より下向之御役人様御同道、永沢
茂兵衛罷越、昨廿一日帰り、手前へ寄、容子承候事、彼ノ
地所々御見分、場所御普請被仰渡候、交易ハ追々先以商事
被相免、東京商人右添役、又仙府之間屋中下り、夫々吟味

控被相立候而、当町より皆川屋□之助殿罷越、所々の商人
共海陸「も近々渡来之由、石之卷も近頃
ハ御米」無之、金錢廻り無之、至而不景氣
「追々繁昌可致と申候、当時米ハ」
米も渡来候而、当国米式升式三合位□□米ハ安し、

一蚕ハ、柳津米谷「筋承候所、此間之冷氣、寒
暖不同ニ而、所々違多シ、此辺も同様也、晴レ日不足ニ而
曇り多、風多シ、小雨計り折々、大雨無之候、南郡共ニ田
植ハあら増植仕舞ニ成、蚕不食ニ而、違在、仍而桑直段も
下直ニ成、
廿二日、昨日より尚下直、歩ニ三貫目より五貫目ニ成、大
ニ安く成、今日雷神様之精進天氣祭、奉祈願候事、
小盗人多シ、所々蔵破り在、此頃ハ無之候、
廿三・四日、弥冷氣、廿五日日和、暖氣ニ成、大ニ蚕も模
様宜、壱ツひきニ成、併所々痛損し多シ、今年伊達種不宜、
地種宜当ル、右故ニ桑売人多く、南西之方より桑売人来ル、
仍而下直ニ成、六貫目位取引也、青白と申種、黄色まゆ多
キ種、是ハ丈夫ニ生る、余ハ伊達種ハ半切一枚種ニ而金四

六貫め余迄
七貫め在

両位、高直ニ而も、去年宜種無之、仍而違多し、廿六日暖氣、小雨ニ成、何分暑氣薄く、陽氣不進、五月之氣候不ニ宜、未ニ蚊一向不出、諸虫鳴音無之、夏の氣候ニ不相当ニ而心支也、町方も蚕捨候家相応ニ有之候、

一米直段不替、式升壹盃

ふき粮小壹升大七ニ拾文、専ら用る、尤野かて者上々のかて也、

一餅屋ハ相応ニに売る、内々ニ而ハ誠龜喰給居候故、折々高直ニ而も糯屋ニ而買給候、

一濁酒も右之通ニ而専ら売る、菓子之方不売候、右両品ハ蚕中為売候由也、

當時十方暮中ニ而、天氣不同、廿七日昨日雨ふり、□中もふる、

大ニ暖氣、此間度々雨在、水沢山ニ成、南御郡田植仕舞ニ成、日用代ハ当地同様ニ而、大七ニ百五拾文ツ、賄へ懸候ニ付、兼而より日用代者安しと申候、麦作者何方も宜容子也、

五月廿八日、桑者売人多ニ而沢山出る、此近頃冷氣ニ而、蚕不喰、違子多、仍之桑弥々下落、今朝者壹俵壹貫四・五百文より壹貫文迄下ル、飯後迄売残る、大違ニ成、遅キ蚕ハ仕合と成、併蚕之善悪次第、然ニ、今朝大もやニ而、飯後晴而、上々日和ニ成、大ニ暑く成、蚕の氣配引立、喰進、今日迄十方暮最早極り、暑此姿ニ而進、日和続候ハ、諸作引上、結構ニ可相成、人々悦ニひ候、

廿九日曇り、桑弥下直也、昨日よりハ冷しく候、晦日晴少々冷氣ニ成曇り、桑大下落ニ成、蚕者一統不ニ宜、仍而桑売人多く、

朝町へ夥敷出、壹俵小七ニ拾貫文より則落而五・六百文ニ成、買人無之持返り在、何レ金七・八貫目位、七分通り揚候由也、当年ハ桑一体ニ可残候、

六月朔日、昨日より弥々冷氣今日朝殊ニ冷氣、日和ニ相成候得共、西北ノ風か、至而不ニ宜、

二日之朝殊ニ冷氣「」 当月ニ相成、暑氣不進、跡へ戻候冷□」不ニ宜、不人氣也、朔日暑薄く候而ハ「」 」不ニ安廻候、

小麦ノ粉一升、大せん式百廿三□位、摘入も不喰、此間近所之糰屋ニ而壺人「」式歩分糰を喰ひ、帰り候者在之由、是ハ若者共かけ杯ニ而喰候事之由也、珍敷咄也、先年天保之凶年ニ、山ノ目小坂名代之糰屋ニ而、金式朱分程給へ、帰り而無間も死すと承り、此節より者安キ世柄ニ而如此、去当年ハ何世ニも無之高直、

一米者式升壺盃歩也

但、問屋前ニ而ハ酒方、糰屋杯、相応ニ売候、飯米之方ハ余慶不売、大方小手袋米買方用る事、ふき糧ハ壺升大せん九文位ニ成、

一田ノ草過半取る、大麦相応之作と申候、刈方ニ成、此間桑未相応ニ売る、壺俵大三百文位、追々百五拾文□百

「」

一半夏者過ル三日□

六月ニ相成候而も不天氣、冷氣ニ而、未ニかや不用、

七日、昨日ハ相応之日和ニ相成候処、昼過よりきり雨ニ成、

夕相応ニ雨ふり、今朝晴而、又曇リニ成、雨氣不止候、

のミ計り出而、蚊・はひ・夏の虫至而不足、何分不氣候、不順氣ニ而心支なり、

一まゆ之作至而不同、上作ハ稀なり、手前杯四枚余もはキ多く捨、聊のまゆを取、骨折、入料損、久ハ当り作也、

一田畑方、日用代ハ此節大ニ而百文ツ、南方ハ百五拾文、四人壺歩位之由、常より安し、

一連日冷氣、不氣候ニ付、今九日雷神天精進休日、參詣、葉山権現御宮江一統寄合、參詣、御祈禱奉願候事、今日曇り、夜半より雨、十日も雨ふり、暮ニ晴る、

過ル八日市も、至而町立人不足、商ひ不足也、

一御政事方、田地へ銘々持主名前ヲ付、高代并穀銘共ニ書記ヲ付、板札ヲ立置可申事、右被仰渡候、

一前々の御本判役金代、小役人足代、御買夫、百貫夫代等御

除キ御免ニ成、其外ニも被相免御役金代在之由、穀物者附出之所、役付之書付計り、何方ニ而買方御構ひ無之事、但、他郡・川向等ニ而買方之分ハ、御通帳願之上被相渡候事、生糸御役金も、格別被相減、軽く相成候由、老駄金十兩位、未夕耽と御触無之候、去年御年貢米御備被指置候分、御扨又ハ御貸被下候由、諸役金代等格別御用捨、御恵ミ有之候由之事、

十一日、晴而上日和、暑サモ宜、皆々悦ぶ、

十二日、十三日半曇り□在、又少冷氣、北東風未夕不絶、十四日曇り、十五日雨昨夜よりふる、少冷氣、□^土六日・十七日雨、冷氣強シ、何分不氣候、東風不止、日和暑不進、麦かり「^一」究、大ニ迷惑也、当年も如何、近々土用ニ成、

一村・町組直、世上一体、旧之通五人ツ、之組ニ成、尚尙軒切名前板札掛る、事田畑共ニ、代方、田数、名前書付置事、一人数帳、五年隔改候事、

当村者八十八才ニ而式人分御扶持方被下置候事、

惣而御政事并大ニ違候事、追々宜事ニ候得共、当分□□不馴、些々面倒致候事也、

一当年まゆ之作、一体不宜、半作ニ出来申間敷見詰相咄候、商人別而買人無之、前金入候分計り、一升金六切より種切三兩位迄、色々交易取引也、蚕師存之外利ニ不成、桑も下落いたし候、

伊達種不宜見詰ニ而、地種望人多シ、

廿日・廿一日不天氣、廿二日土用、朝五ツ時ニ入、今日晴、天氣ニ成、昨夕ヨリ暑氣、日和結構ニ成、仍人々大ニ怡ぶ、引続日和、暑氣進候ハ、宜作ニも可相成候、然ニ又廿三日朝きり不晴、八專廿四日まで、廿五日昨日暮方より晴、廿五日日和ニ成、

今日保呂羽御祭礼、相応、併銭ハ遣ひ不申候由也、然ニ権現之御銘ハ、御上より被相止、元来白雉子之山と相聞、白雉山神社と唱候様御書付ニ而被仰渡、別当多宝院も社人と成、保と一字名

赤坂妙閑院ハ、同社人竹駒明神守衛と成、

山伏家皆社人と成、権現様明神と成せらる、檀（讀）かすみと申事無之、配札等被相留、帰依次第、祈念祈祷被頼次第可致との事也、

寺も帰依次第、檀中と申事も無之由也、寺院共ニ株ハ無之、不易之事ニ成、全体御檀中持之株ニ而、諸事百姓前之痛と相成候、且ハ寺院奢ニ相成、百姓前不痛様との御吟味と相聞得候、寺院衰微と可成也、追々如何、都而大ニ相替り候也、尤又寺院之釣り金も被止候、跡々吹事難成被仰渡候、

一廿五日雷神精進、天氣祭尚庚申

此日者暑（暑）氣も相応ニ候得共、何分半日和ニ而、晴レ日無之、稻之生長宜候得共、麦打日和無之、漸々半日之日和ニ而困り、未タ半分も麦打不成候、廿八日も半日和ニ而、雨ふり、手前之麦打半途ニ而止候、廿九日終日雨、冷氣ニ成、雷神様御鳴り、此間ニ兩度有、当月小二而、廿九日ハ晦日と成、きのへ子、飯後より雨はれ候、

七月朔日
今日ハ丑の日、朝より曇り、昨夕雨ふり、余り不天氣続ニ

而、一統困り候也、今日も不晴、曇り、

一昨年不熟作ニ而、都而種物不足、高直、

一かぼちや種五月之事也壹粒 大セシ五文

一蕎麦種小壹升 金弍朱也、

一大こん種四つめか□□一ツ大百文

此品ハ存之外安し、

一大豆無之ニ而、とふふ出来不申無之候、稀ニ出来、一丁大

セシ拾九文也、至而小サシ、

一肴も不足、ぼや節に一ツ大セシ百五十文位、

小鮪錢のだふ片前大七百文

一鯛一枚大四百文より五百文

切焼干壹切大三十五文

一料紙、弍百四十入壹丸金拾切前後

壹帖売大セシ三十弍三文

外右ニ順し高直、大錢ハ小セシ之割ニ成、皆大セシ通用ニ

唱候、殊之外難義之由也、

一糸取賃渡し方、三升取一日分、大三百文ツ、

さ、け一升大四拾文より三拾五文へ下る、

きうり・なす杯ハ、未ニ不出事也、

七月四日、一昨日二日者寅の日なり、此日も雨、毎日雨ニ而東風不止、弥々冷氣ニ而、晴天ニ不成、先日土用入ハ宜暑氣も二・三日続、人々安心怡ひ居候処、其後近頃弥不天氣ニ而、又々当年も不作不致と心支致、弥不作之心懸ニ相成風、誠当年不作ニ而ハ、餓死人多ク出可申候、

右今日も同しく大曇り、昨日者半日雨、麦打ニ吉と言日ハ無之、もやし相出候計、尤直々煎干ニ而かうせんニ致、余かでを入、煉かゆニ而多く用ゆ、麦ハ如米葛、とんて給候なり、用方色々、人々用方上手ニ相成暮候、古の製より新製随分能くいたし候、不作・凶作ニなれて、近年者米ハ用不足、仍而此節米不用し而賄ひ居存之、外餓死人無之、併此間ハ引続雨、毎日ふり、十日ふり続、仍而家々右様ニ而ハ凶作ニ可成と、弥人氣不宜候処、今七日晴而日和ニ成、尤昨夕より暑サ順風ニ而宜、殊ニ大せみ朝より鳴キ出ス、先達土用入之節より二・三日鳴候処、其後冷氣ニ成、不天氣続ニ而、一向不鳴、余のゼイ／＼蟬も不鳴、蚊も無之、かや不用家多し、昨夕ハ蚊も相成ニ出、今日之快晴、暑サ

も能く候間、弥々日和続候ハ、稲引立、盆中出穂ニ可相成と人々怡ぶ、元来稲の生長者宜年と、作人中能咄候間、日和続候ハ、可成之作、七分通ニハ可相成と、少安心いたし候、是迄之氣候、至而不宜候、田畑之仕事大ニ後れ、麦打も不成候、此間者半日ツ、雨ニ而、終日和無之、麦打一統後レ、飯料ニ行当り、先日手前打候処、昼頃之時雨ニ而少し残り、昨日漸々仕舞ニ成、廿俵程取ル、然ニ飯料ニ行当ル家柄之所より、当座借之無心忒・三ヶ所申来り、壺俵ツ、かし遣候也、誠ニ不天氣ニ而困り候、十日、日和ニ成、昨日ハ日和、八ツ頃より曇り、少之小雨在、何分風不直、冷氣也、

一とふふ此間出来、壺丁大拾八文至而小サシ、竹子杯ハ土用入より不喰物ニ古ハ咄居候処、近年ハ大ニ行違候、当夏ハ土用入より最近相出、専ら相用候事、新茶ほき立も同様、此節一番之摘方也、大ニ行違候事なり、麦ハこなしなから喰候也、専ら米の代りニ成而用ユ、

十日過ニも雨無之日者一日外無之、半雨、毎日時雨在、麦

打残り、盆過ニ成、

七月十三日、雨ニ而昼九ツ頃より晴れ、市立人相応ニ出ル、見セ々々の商ハ不足、

諸品弥高直、暑氣中の暑さ上暑氣、上日和ニ成兼候、併田

畑共ニ相応也と申候、

未出穂ニ不成、如何、不安心之年也、

一大・小ツ共ニ不作、元生立不足ニ而、俵数大ニ落、廿俵之

心かけハ拾四・五表位取納、拾俵之見詰七表位、尤小麦不

作、

一米直段未タ不替、式升壹盃、

新麦小手物少々ツ、出からニ而 壹斗ニ付大センニ而壹貫百式百

文、壹俵廿四貫文位ニ当ル、

金ニ而益町九切位之物也、

一なす壹ツ 大物大せん拾文より

一きこうり 拾五文位より

一りんこ壹ツ大式文ツ、

一蓮葉三枚把大ニ而四拾五文位

何レも高直、何年ニも無之大高直、

一豆ゆて小一把大五六文

一とふふ拾八文

一せん香大八文より拾文

一若松丁ちん蠟燭入拾五文

仕入方ハ百テ大ハ百文之わり

一料紙ハ壹帖大三十五文前後

「欄外、横書 小長呉座 大せん百五拾文位より上而式百文迄

盆め壹把大百廿文百百四十文迄上ル

近頃金無之、銭多ニ而、太物売代多、駄送ニ困る由也、余

之商大共ニ同様、

十四日、暖氣ニ而朝五ツ時雨ニ成、晴、曇リ、

一村々諸償大ひ諸役共、銀割ニ成、上方風と成、夏割当年ハ懸

増と申候、畑代高壹貫文ニ銀三拾五匁と成由也、

又御触ニ、

絹紬者御免と言事二者無之候得共、木綿類殊之外高直ニ而、人々痛ニ成候間、手前仕出、何レ地物ニ而、錢之不懸品、絹紬等御構無之候相用不苦、金錢不入様可仕事御触也、

一御上より隠シ目附被相廻、村々所々ニ而悪き者被御召捕ひ、

其次第二より御仕置ニ成、盆前当町へ参り候者四・五人、其内徳田村萱かり場之女傭人、当町ニ而御さらしニ成、是ハ後妻ニ而、先妻之子共殊之外悪ミ、食事も乏く而苦め候、仍而伯父、伯母、近所之者共等、折々隠し而喰物与へ候、右御聞拔ニ而召捕、御始末御呵ニ成、追而実家へ被相戻候也、

十五日雨、昼九ツ時上り、日和、十六日昨夜より雨強シ、昼より晴、又暮方よりきり雨、十七日昨夕より雨強シ、四ツ頃小晴、毎日雨不止、南東ノ風ニ而雨不止、暑氣ハ相応、此節元はらみ能、既ニ出穂ニ成、大切之場節ニ相成、快晴ニ相成候ハ、米ニ可相成候得共、何分快晴不成、毎日之雨ニ而如何、難計候、

盆中之賄ひ御払、祭も不常、色々家々様々也、打麦等不用、籠相成、摘入等専ら用、十五日糯も有無不同也、御礼廻り至而不足、とぜん(徒然)成盆中也、進上・返上之取引無之候、数日不天氣ニ而海道大ぬかり也、

十六日共ニ雨ふり、盆中雨、十七日半晴、

一連日雨降続不氣(天脱カ)ニ付 御上より神職人江、御祈祷快晴五穀

(成就)就成之為被仰渡、当町神職人佐々木一貫江被仰付、十八日より三日三夜御祈祷相成候事、今日ハ四ツ時頃より晴、日

和ニ相成、暑氣も宜候、乍併未夕ニ東風不止、南と東との風なり、同夜風、少強シ、十九日朝より四ツ頃迄小雨ふり、出穂ニ及大切之時節也、同夜大風雨在、

一螢ハ至而不足、夏の虫惣而不足、併蟬者存之外出而鳴申候、一浜方魚漁事至而無之、町中へ不出也、塩肴ニ而も至而高直也、

右十九日夜、弥々嵐ニ成、相応ニ当ル、翌廿日晴、風止而天氣、日和ニ成、暑氣大ニ進、宜氣候ニ成、然ニ稲そろろノ出穂ニ候間、定而当り痛ニ可相成、畑物共ニ疵ト半と、

人々安し候処、存之外不痛容子ニ而、人々安心致候事、併追々共ニ蒸麦、大こん専ら蒔方、川々出水致候、廿一日晴、曇り、何レ風も直り、西南之順風ニ成、昨夕者暑く、西南之方稻妻御光り在、前田辺余程相成候、

一南、御城下より中奥辺ハ雨無之宜容子、米谷辺より東山奥方、南部迄不天氣ニ而、多々雨ふり続候由也、北方余程出穂相成候よし也、

一永澤茂兵衛殿、此間御役替ニ而、商壳体通商懸りと申役義被仰付候由、尚又百姓前戸籍と唱候、家々御調、廻村相成様相聞へ候、仍而御百姓人頭ハ悴ニ遜り、松沢屋茂右衛門と相成候由申来候、

□連日続日々の雨、半晴、夜々雨降り繁く、併存之外地勢宜暑シ、廿七日迄不天氣ニ候処、廿八日より晴、廿九日晦日、上々日和と成、田畑物共ニ大斗に直り、稲出穂俄ニ進ミ、大凡半分通、見事ニ出穂致、仍而人々怡ひ、安心と成、氣候直り候間、是より日和続候ハ、相応之作ニ成候半と噺

合候、

一米式升式合位 大麦壹俵廿七貫文、小せん三十貫文

清酒壹盃大セン百廿五文、濁ハ六十五文位

上下在

一とふふ廿文厚サ一寸位ノ物

一から芋壺升大百三拾文

八百屋物雨勝ニ而、余程痛候所、然ニ此間之天氣直リニ而、是又引立宜成由也、

肴類至而不宜、いわし壺疋大四・五文、

八月朔日、弥々日和ニ成、暑氣続而相応也、大麦ニ者米之代りニ用イ候間、売人不足、喰ひ込ニ相成、直段高直、都而之品去年種無然、不萌品多し、種物ハ何分吟味、取置可申事、

一前々記シ候哉、去々年冬ノ頃より、仙府御城下国分町辺、旅人屋共飯盛女被相免、其外共々被相免候所、追々所々御免と申ニも無之候得共、追々道中筋、所々町々在之候得共、御構ひ無之、此春より千厩、藤沢杯ニ迄一軒位、此義不宜壺兩人

ツ、指置候様ニ相成、御免同様ニ成、誠ニ世替万事古風ハ薄^{スツケリ}、御政事格別之行違ニ成、角力芝居等も御構無之、御免他国同様、

八月

一貳百拾日、危日も何之、無苦も、天氣も相応宜、今六日相過申候、当月ニ成、日和宜続キ、半曇りニ而、晴天半々ニ候得共、暑^(暑氣)キ益々強く、依之田畑共々大のニ宜、稻此節既ニ出穂^{トモ}申様あら見、沖通出払ニ成、稻とふみ候、相応之作、見事ニ成由、畑物弥宜相見得候由、右ニ付人々漸々安堵之姿ニ相成、怡ひ合り候、併大こん江者虫付多、痛候、此品ハ何方も同様と申事ニ候、尔時又此間ハ何分日和、天氣難晴、曇り多ニ而、時々時雨か降り、天氣不定、南東風ニ而、日々度々時雨ニ而、畑之仕事至而六ツ敷、扱々困り入、今ニ而ハ快晴日和さへ続候ハ、田畑共ニ上作可相成と願居候、氣候ハ若く、未夕秋ノ氣ニ不成、夏の氣也、常年之益初之様子也、昼夜暑氣相応也、七月迄安心無之不氣候ニ見候所、不審きの氣候ニ而、元來稻ノ生立宜年故、七月末より日和氣候宜直り、諸作物相応ニ成、安堵致、命繫キ生続キと成、此節之暮シ方、誠ニ^(福)ひとし、

□日も朝之分小雨ふり、昼四ツ過より晴、昨日も同様、八月八日、朝飯後大雨、暑ハ相応、南風、東風也、昼九ツ時分晴る、天氣ニ成、夫より風直り、

九日、十日、十一日、続而上氣候、日和ニ成、当月ニ成候而も、毎日半日ツ、雨、漸々定り、日和続、稻見事ニ出穂、畑物共ニ宜相成候間、人々怡ひ、安心と成、食物雜穀類も皆々喰尽し、大麦計専ら用売買、壹俵ニ而小セん貳拾四貫文 一なす壹ツ大六文位、大百文ニ十六・七、餓死人存之外無之、不審義ニ、秋へ追付生延続と成、一統ニ結構と存候事也、誠ニ以六ツ敷、不安心之年ニ而、皆案申候事、此間暑氣強く、日和続、十三日、十四日、十五日上日和、天氣也、

一十五日より芝居、当所ノ奥山様御居館跡也、上ヶ地ニ成所、爰ニ而相立候也、昨十七日迄、今十八日ニも相立候心懸ニ候所、昨夜より雨ふりニ而、四ツ時頃ニ成候得共雨不止、休見合居、十五・六日ニも雨四ツ時頃迄ふり候得共、晴ニ成、尚所々より見物人多参り候ニ付、打始候所、昨十七日

日和能、大入ニ而当り、千五百人余入、木戸セン大百文ツ、中・小供七十五文、氣候直り、田畑共ニ存之外上作ニ成、人氣直り、芝居等之節ニハ些々早夕候得共、皆々氣晴しニ而、皆々難義、苦勞為保養之、勇々進而參り候風也、過十六日より八專初日、終日雨ふり、

一米式升五合ニ成、少々下ル、佐沼辺ハ三升五合ニ成よしニ聞へ候、

一大麦、当地辺小廿三・四貫文、小麦ハ三拾貫余、

一濁酒ハ大七拾文より六十五文、此節之酒ハ不宜候、

一セうゆ壺盃八拾文位、瓜壺ツ大四十・五十文位、

芝居ニ而ハ、存之外菓子類・餅等存之外不売、至而高直故、人々弁当・餅等持参ス、

芝居中折々時雨ニ而、天氣不定、不宜候所、十九日迄五日程興行致候利分ハ、如何損ニハ相成間敷候由、酒者能売候、廿日快晴、上日和也、仍而朝夕ハ大ニ冷氣ニ成、廿一日弥々冷氣強シ、秋冷ニ落付、日和続、田畑共ニ弥々宜実入ニ成由也、大こんハ虫付ニ而多く、痛損し、八月ニ成候而、稲

等実入宜事、珍敷年也、

廿二日^{曇り}三日雨風在、式百廿日も十六日首尾能打過申候、

廿四日社日、天氣能、廿五日日寒ニ入口、天氣宜候、併此間弥々朝夕大ニ冷氣ニ成、穀物段々緩ミニ成由也、肴類ハ不漁ニ而高直、小鯛壺疋大セン式百文、廿六日庚申天氣能、廿七日も上天氣、日^(彼岸)かん中八專中、

廿八日中日、小雨終日降る、昨日より暖氣、田畑共ニ上作ニ成、人氣直り、祝ひニ而、所々真糰ヲ搗、佐沼町ハ五升壺歩ニ下る由也、当町ハ式升半、未夕不下、氣仙沼も下り、式升五合、当町同様、

一生糸者、横浜不印ニ而下落、当時此辺も一円買人參り不申、地方取引無之、揚りまゆハ両ニ壺貫目位、口糸兩ニ式百目位、真綿兩ニ上八十目より、下百廿目迄、何レ不安候、

一九月朔日^(甲子)きのへ子ノ日也、終日^(マモ)雲り、二日朝より四ツ頃迄同く曇り、此間毎日天氣替、雨多シ、八日昨夜より大雨、今日赤坂観音尊像、下寺円入寺へ御^(種)彈弓院入仏、同寺之持

二成、八幡宮赤坂江御遷宮御取替ニ成而、妙楽院ノ持と成、神仏持前別ル、

九日節句、竹駒明神御祭礼馬乗の祭を致候事、天氣宜、事相濟候、

十日曇り、何分不天氣多し、日和不続候、

一粟者、升凡大せん七拾文位、高直也、

九月十五日朝夕冷氣強シ、十六日朝相応之霜下る、煙草江些々当ル、併多く霜前ニかき入、弥々冷氣、何分雨氣勝、未東風多、曇り勝ニ而、快晴少シ、十七日日和ニ成、

一寺地々々并元御屋敷等へ御竿入ニ成由也、

尚又当稻作毛江御田地見ニ成、宜敷作と者申せ共、此近年ニ而ハ能七・八分通 並シニ見而ハ、七分位之作、可成と申候、大根者虫付多く、不作也、外岡畑物ハ宜、

一塩者不足之年柄ニ而高直、氣仙沼ニ而、壺俵七・八月初迄ハ

七貫より六貫文位之所、此節八貫位ニ上る、御旧領之節ハ、山々野山百姓方ニ而自由かり切方致、塩焼の木と成居候所、此節之御法ハ、御払ニ成而、山主付と成故、前々之様切方不成、不自由ニ而、買切用候間、塩焼之木高直ニ而、為夫か塩高直と成、此御仕法先々ニハ劣ルと申候、芋の子壺升大七拾文位、

一十八日雨夜風雨、大嵐ニ成、所々破損多シ、川々洪水、川筋押倒され、所々痛ム、田畑物共ニ流失、其外莩并蕎麦、(菜園)さゝんもの大ニ痛損シ、秋中是迄嵐無之候所、此度一概ニ嵐而痛、十九雨晴而、風不止、終日風吹、暮ニ成而も不止、夜五ツ時より漸々止む、今年一番之嵐なり、廿日快晴ニ成、誠ニ蒔付致候大麦も押流れ候也、又蒔直シ可成候、

一新米者、小手物今日下り、三升壺歩ニ成、

十八・九日之嵐ニ而、所々破損、田畑流失、痛不少、

廿四日雨、廿五日より快晴、保呂羽山御祭至而不盛なり、其後日和続キ、誠上日和、暖氣也、此間霜ふり、

十月朔日上々日和、此間八日和続而宜、

錢相場、小兩ニ拾壹貫五百文ニ下り、御触也、

何様之訳ニ而被下候哉、小売物弥々高直、困り候事也、壹歩ニ壹貫八百七拾五文、

一新札多、尚錢札百弍百五拾文、札より五拾文の札迄被相出候ニ付、錢下直ニ成候事ニ見へ候、小売物困り候事也、

八日、此頃者引続日和ニ而、麦蒔方宜、先蒔者生立宜候由、

此節も蒔方多シ、葉山・愛宕山近辺元御林、百姓地ニ願下シ、御年貢(荒野)こふやニ而、向寄之者申受、専ら畑ニ起シ候

事也、

一米者三升壹歩 一芋のこ六拾文位成

肴者不足ニ而、ふくらい子と申品、壹疋百五拾文位、高直、

十八日戎子(講)構、町至而不盛、雨ニ成、十九日同様、小雨ふり、存之外暖氣、長ふり無之、半日ツ、之雨ニ而宜、日和

続ニ而、麦蒔も仕舞ニ成、稲かりも有之、併弥々朝夕ハ寒シ、廿日者日和、廿一日朝霜ニ而、大ニ寒冷也、

一米者、当分直段不替、三升壹歩

一肴類不足高直 一とふふ大せん廿文

一いものこ壹升八拾文、七十文、大せん也、

戎子(講)構祝ひの賄ひも、儉約専らなり、

稲も大こんも盜まれ、所々番人在、大こん当年ハ虫付ニ而、

一円不取家在、何レ不作之方、手前ハ相応ニ宜、廿六日

六・七拾駄取納、所々江進物遣、

此間者取会(カ)不天氣、半日ツ、雨ふり、夜中殊ニつよし、

川々出水、

廿八日、永沢氏石之卷より戻り立寄、御用ニ而行、

同所ハ米壹俵代六拾五貫文、則壹升六百五十文、代相庭兩

ニ拾壹貫百文位、

当町ハ拾壹貫五百文 肴不足高直、

一てつち壺本大廿五文^{三十より} 一らうそく百文

一料紙壺帖小せん百文

廿七日庚申、同日より廿八日雨、廿九日晴、小ノ月、

閏十月朔日、四ツより晴、二日朝霜、上日和、

一生糸之義、夏中より尔今一円買人無之、持人一統迷惑、弥

下落ニ可成事也、上方如何、不売候物ニ相聞へ、買人不下、
追々如何、

此生糸不売成義ハ 御大名様方国々被召上、皆様公家と

成、西京都、東京と、式ヶ所之朝京ニ成、御家中諸士も至

而小身微祿と成、絹布入用十分壺ニ成、平人共ニ綿布を多
用ゆ、依而仕出方不足、不売、織屋糸方商人大るニ衰微ニ

成、依而ハ異国・外国江不売事ニ而者、古之直段ニ可相成哉

と存られ、咄合候、当年之糸一円未^レ売れ不申、糸持人太

^レ困り、金通至而融通、金不足之世^レ相成候、諸品不安

直段、^レ此月下旬ニ成、大ニ寒氣之模様、併寒暖不同、折々

小雪ニ而、大雪無之、

十一月朔日冬至ニ成、併南風ニ而、暖氣ニ成、前夜雨、今
昼晴、日和ニ成、暖氣、二日日和、夜雨、三日晴、暖キ、
去年之冬至も右同様なり、冬至入より如此、不面節不相応
也、

一穀物類未夕不落、直段耽不承候、
^{三日市}

一米四升壺歩位 小売壺升小せん七百文

一白麦、米直段と米同様

一大ツ壺俵^{小せん}廿貫文位、金ニ而ハ凡七百文位、

一蕎麦ハ売人無之、家々ニ而用ゆ、

一とふふ壺丁大せん拾六文

一せうゆ壺盃大百文位一油 壺盃大三百文

一大豆上納方金納ニ相成候由、追々下直ニ可相成候容子、一

米之方買納ハ如何、正米上納ニ候哉、

一生糸之事、愚老床中ニ有、耽与之事漸々承候、此頃者糸買

人も在之、売立候直段ハ、金四百兩より三十兩位迄売立、

何分錢勘定通用ニ成、存之外高直、何分異国向ニ成由と、

一手前ニ而も別段錢取無之候哉、店仕込も少ニ而、前々之様

不成、

併米高直ニ而、何方も不売

糶室行ニ成、四日健ル、此間八日和ニ而暖気成故、急ニ立、
夜雪ふり、薄雪ニ而、五日晴、雪流れ、此頃冬至中ニ候得
共、寒気も薄く、夜々小雪、併段々と寒成、

十五日、式・三日前より寒気ニ成、十四日・十五日大るニ
寒気強ク成、雪式寸・三寸、十六日も同様、

一当年之作毛ハ、東山六分位見当、南御郡ハ七分位之由、

右ニ付格別下直ニ不成、米一升東山小せん七百元、南御郡
ハ六百元位、

一錢至而不定、忝歩ニ小せん式貫八百文より三貫式百文迄、
大下落ニ而、諸品弥高直、困り候、

一濁酒者一盃大ニ而五拾文、

近頃者、糶屋濁酒糶入方流行、何方共ニ数多ニ成、尤一渡
世也、凶年同様、大麦・大こん不作ニ而一円不取者共数在
之、一統難義いたし候、

一先日より、元一ノ関様御知行所小梨村より、隣村摺沢迄、

百姓中 御上様へ御願有之由、一騎起り、^(一俵)当方、徳田村
肝入衆へ出、大るニ騒く、当村肝入衆五・六人御牢入ニ成、
検断衆・与頭中相詰候、東京へ達、未夕御下知無之、

当月初四日、飯(飯野川)の川町一字焼失、

一当月小雪計ニ而、雨も無く、雪も不足、併寒気ハ此頃弥寒
く、廿八日より尚々騒く、相応之寒なり、冬日照、雪少々
ツ、折々降候、都而氷り候、

十二月朔日、二日、尚寒し、天氣ハ宜候、其後も相応之寒
氣、何分雪ハ小雪ニ而、薄雪計、諸相場直段不相替高し、

一米者四升壺・式盃 一大ツ大せん五貫文位

一小麦不足ニ而、醬油方休同様、尤高直成故ニ手前造り多し、
一濁酒者大五拾文、糶ハ七十五文、一清酒造方相成、新酒
売方ニ成、

皆清殿并橋本、か、や、

小せん

一手前ニ而ハ糶入方致、売初相応、能く相出候ニ付、相応ニ

売、糶共ニ売候、

一食物之類、存之外売候、

一肴類至而不足、高直

いわし十疋大三十六七文

一油式盃壹歩也 壹盃大四百文位
至而高直、不売と申候、

廿五日夜暖シ、雨ニ成る、廿六日晴曇り、風ニ成、又雪ふ

一肴類尤不足、高直、

り、廿七日之朝迄凡三寸位、雪風寒し、

年取肴不買、神前江上ル賄之分いわし、塩鱈、田作坏、誠

ニ少々ツ、

一千厩永沢茂兵衛、為御用之東京へ閏十月中旬ニ上り、十二

一元日餅内々賄分之外、至而不足、親類中之遣取も無之、無

月廿日下着ス、

異儀分計り遣、矢張凶年同様、

□御上為御登金ニ而、近辺之生糸四駄程買入、御上御仲間ニ

成、為登候所、福島ニ而望人在、売払、少々利ニ成申候、

一詰商ひ方至而不足、誠不景気なり、近年引統諸物高直、難

□八日雪、嵐寒し、相応之寒気也、雪ハ夜々朝々、薄雪

一一生糸残り物、相応ニ売候、

也、冬日照之様也、当月者小ニ而、直ニ大晦日と成、

四百両位、

一米者兩ニ壹斗七升書上

残り糸在之候

小売壹升代七百五十文位

押詰ニハ買入無之、三八位迄、少々売、

明治四未年

正月元日上日和也、（昨日）作日迄ハ雪何れふる、さらく雪、風ニ而寒シ、三日同、四日静也、五日朝克飯後曇り寒し、七日雪あれ、

一 役々御年始礼千厩に無之、此近村者金成へ出る、都而之事皆替る也、

永沢茂兵衛旦方、八日為年礼之、我方へ参り呉候、江戸土産在之、右之東京の御上、御丸之内唐人・異国人之居所数ヶ所在、其飾り美々敷事、何と■咄仕、誠驚入たる結構成と申候、御用掛ニ付皆拜見ス、尚又横浜弥々繁昌ス、近頃新仕掛之車ニ而、大ぬニ早キ物出来、同所より東京へ一日ニ五度、尤諸用通用ス、誠ニ用弁早シ、また陸車も拵ひ候而、海道別而造り方最中之由、

此方ハ、毎夜并朝々小雪中源之雪、寒中より正月ニ成、寒氣強シ曆、表ハ旧臘十六日ニ而寒明と成、節分也なれとも、寒ハ甚敷、十日朝より終日雪ふり、冬中ニも無之大雪也、昼ハ暖ミ候故、存之外屋敷町通不留候得共、一尺已上之雪、

十一日晴ニ成候得共、深雪ニ而寒し、不消候、昼より雪とけ候、

同朝四ツ頃、伏坊与兵衛小家焼失、深雪ニ而、隣ハ不焼、留候、自火也、

十四日さらく雪ニ而、至而寒し、十五日晴ニ而も風多く、毎日小雪、さらく留無之、小雪計り、

正月中寒氣強し、廿七日日かんニ成、風毎日、

二月朔日中日、社日、晦日庚申、

二日風至而寒氣強シ、四・五日前近村之医師方寄合、組合始る、早道之千葉氏、国分氏此辺之組頭ニ成よし也、

一米者少々直段上り、穀物者都而不下候、

でツち百文ニ三本也

一らうそく五目掛壺丁

大七ん五拾文

一肴少々安く、赤魚少々高シ、なめた十枚大六百文、七百

文、八百文、

一塩 氣仙沼ニ而七貫文位と申候、夏中より上る、

一米者此辺者向ひより不景ニ而、少々上り、登米辺ニ而壺升七

百文位、

石之巻却而安シ、六貫四・五百文、壺升六百五十文、

登米・涌屋(浦谷)ニ而は、石ノ巻ニ而買入為登と申候、

石津ハ米沢山ニ在之由と申候、

錢相庭、両ニ而拾壺貫文、此辺ハ拾壺貫五百文、

石津所々御普請ニ而大分替るよし也

一在町場、売女無御構、何方ニも在、不宜候、在方并若者共、

錢遣込多シ、

二月十日初午為祈禱之、当町ニ而も竹駒明神様祭り、俄事

在、

此節ハ先日中より風吹多く、然ニ能雨一日ふり、是ニ而麦作大ニ宜、初午ノ日ハ天氣快晴ニ而宜、少暖む、十一日暖氣ニ成、当月者小雨計リニ而、大雨無之、風多く、日替ニ風吹、日和少シ、専ら大風、寒暖不同、廿八・九日少シ暖氣、晦日夜より少寒シ、風替ル、

三月朔日曇り、昼四ツ半頃雷勢在、御鳴強シ、只一度在、

二日風ニ而大ニ寒シ、

三日晴ニ成、近頃浜方漁事在之、赤魚・かれ等相応ニ出、少々安シ、なめた十疋ニ而大五百文位迄、

一大麦之作合、当分宜候由也、

一大こん壺本大七ん七八文売る 壺歩ニ九貫目、拾貫目、

一糸綿少々下る、金壺歩ニ七拾五目、

一疱瘡之種、御上より御医師方へ被渡下、依而此節子供江植付専ら流行ス、

三月十日雨ふり、此間ハ度々小雨、晴而ハ大方風ニ而、当月ニ成、格別暖氣ニ成、

梅之花等ハ落花ニ成、十九日^(辨測)舛測詰之馬共、見事成銚りニ而、賑しく、

一種蒔ハ初日 廿一日小雨、廿二日より日和続く、風も少々静ニ成、

一芝居廿一日より廿四日迄、相応ニ当り、廿五日雨天ニ付止めニ成、此度ハ宜役者ニ候得共、存之外利潤ニ不成容子なり、

一蚕、廿六・七日よりむへ始る、折々の小雨ニ而、桑ほき宜、

「 冷氣、尤東風ニ而、

廿五日迄日和無之、曇り勝ちニ而、雨多、当月に至而冷氣、苗引立不尺取候、

四月朔日、快晴ニ相成候得共、弥寒し、今朝ハ既白露、霜

ニ而ハ無之、百五日と成、

一包桑壹目大六文位ニ、当日取引出不足か、当分至而高直、

同五日、百十日也、六日朝本霜下る、^(昨旦)作日者大風ニ而、至而寒し、夜迄吹、但百五日迄ニ而、桑江格別焼痛相成間敷と申候、今朝者桑も相応ニ相成、下直なり、晴曇りニハ弥張り寒し、今年ハ桑ほき立先ニ成、蚕ハ思之外跡ニ成、蚕師ハ心能シ、高直也、鮪者先達而より少々ツ、漁事ニ而、大漁ニ不成、

一当年之試しニ者、風留十分、蚕も十分、作物ハ八分と相出候よし、此節迄ハ雨余慶之事無之、風十分也、麦者中通し作、苗生不尺取、快晴、暖氣不足、

一干かて小舞百廿五文^{一大錢}

一干葉二本、一つら百文位

一大こん、歩ニ拾貫目位

一米壺升小せん八百文より七百五十文上り、歩ニ三升より上

る、三升五合ニ成、急替る

三升五合、此頃」

麦の作者相応」

」

四月十日より大ニ暑シ、北風不絶、雨不□、所々田畑水気薄く、大麦も不宜様子、田しろかき相成兼候次第、仍而今十二日 雷神宮様為雨乞之、当村精進、雨奉祈願上候事なり、他村ニ而も同様、小雨少々ふる、

大豆蒔方漸々仕付□成、丈夫ニまき兼候、大麦者先出、穂ハ風多故、潤ひ不足ニ而不宜候、追々出ル哉、小雨折々降宜相成候由也、

一 弥々大雨無之、水不足ニ而、仕付水無之、依而十八日為雨乞之、一統当町村 高木山江登り、集り而乞願、尚今日雨模様、小雨ふり、晴曇、

五日節句、日和、此間ハ小雨在之候得共、荒増幡者立通しなり、

一 桑直段、此間ハ不高、百目百三拾文位取引、
手前ハ
小せん百文位より

扱気候ハ、四月より当月ニ成、朝夕日中も冷氣也、依而蚕不進、見当より後レニ成、桑直段弥々不安候、六日ハ此間ニ増高直、六貫目位、壹俵小せん七貫文より八貫文位、

一 仕付方刈敷かり方昨十七日より取付、其後ハ毎日小雨ふり、晴天、日和無之、曇り勝、廿五日□曇り」

八貫め入位之俵、拾壹貫と売申候、則金壹両と申直段也、八日朝少々下直、七貫文前後之取引、今年ハ蚕不置家、休候者在之候得共、常より張而余慶飼置候家多し、桑ハ存之外常年よりほき不申故、不足、高直と申候、

……（この間、原史料が破損している）……

一 照勝、雨無之、田無仕付多シ、南御郡も同様ニ而、植方不成分多く、東山より手間取ニ参候者共戻り候、

一 蚕ハ」

」

田植」

」

一 昨七日為雨乞之、葉山ニ而御祈祷、一村中雷神様精進、参

詣いたし候事、朝夕別而冷氣強シ、先立之蚕ハ、過ルニ
日・三日よりひき、其後八日数延ニ成、

此節庭子最中、今年者存之外「不宜、貫目不
出、市中江も」「故ニ、追々買人多く、高直也、

「雨乞精進、一天神々様」「被為
在哉、八日之夜より」「ニ成、併九日小雨、晴、

曇り「同夜又雨ふり」「
「飯後」「り」「成候得

……（この間、原史料が破損している）……

「未今年」「
「不安、何方□□高直」「
「夏ニ成晴、曇り、雨氣也」「
「田の□方未夕残り多し」「
「七日夜より十八日雨、不強候得共

「相応之雨ニ而、水沢山ニ成、手前

「も仕付、田植漸々相濟、何方共」「
植付ニ成、十七日歟、雷勢御鳴在、「九日朝迄降
る、十九日五ツ時晴ニ成、

蚕ハ大体揚り候得共、此間引続雨天ニ而大ニ迷惑ス、宜敷
様ニ候得共、不天 氣続故、下子多シ、一体ニ存之外不宜
作也、

桑追々下落、此程ハ買人不足、最早蚕極リニ相成候、

五月廿八日、昨日より式・三日上天氣ニ而、暑氣ニ成、大
ニ宜候、晦日・六月朔日少々冷氣、二日至而不模様ニ而、
風替り、弥冷氣ニ而、雨氣ニ成、朔日ハ庚申、

「今日麦打致候、外ニも在始り位之事也、
一蚕ハ何方共ニ存之外不作、尤桑高直ニ而、捨候家も余程在
之、当作ニ而も間ニ合不申、利潤ニ不成候、元来種も不宜、
不同、
一まゆ之直段、壹升金五切位、

大まゆ壺升小せん式貫文位、大五百文、

一米穀物別而無替、三升五合位、

浜方漁も不足 桑売之者大ニ宜候、

〔昼九ツ時〕

六月三日土用入、日和もよし、暑さも宜、四日大暑氣ニ成、

五日朝曇り、日和ニ成、

今日雷神様精進 此間麦打専ら、存之外不宜候、実入最

中雨無之、風多ニ而、干過、細麦に成、七・八分之作、外諸作物宜、

此間土用入より日和続、朝より四ツ頃迄曇り、□□より

晴、日和ニ成、暑氣相応、近年ニ無之〔中也、九

日朝曇り、四ツ頃きり雨〔畑共ニ宜、日和続

故、麦打ハ〔不事ニ而、諸方あらく極候

〔十一日昼頃雷勢御鳴、少々〕

〔氣候〕

……………（この間、原史料が破損している）……………

〔七文之割ニ成、

〔せん拾式文 大三文也

〔廿五文ニ成

〔泊り代大六百文

〔手間代式百文前後、高直、並方ハ

〔麦打 百六拾文位

十六日大暑氣、昼九ツ頃雷雨相応、夜同、雷雨少し、十五

日ハ快晴、十七日ニも少々御鳴在、雨無之候、何分雨不足、

田畑共ニ照勝、大こん畑不成、稲ハ水有之、早ク植候所ハはらみ、出穂の模様ニ成、近キ内一日の雨願居候、

一十六日か、虚空藏堂の大松木、昼中ニ無品事も、身木（幹之）の中

頃より折れ候事、不審義成事ニ候、

十八日朝少シ冷氣、日和、米相場ハ未ニ不安、歩ニ三升六・

七歩、一升ハ小せん九百五十位、上ル、

一清酒ハ壺大百廿五文ニ成、濁ハ六拾文、

錢下落ニ付、錢売物都而高直ニ成、

木瓜・なす、大ニ而七・八文、照勝ニ而不宜候、不足也、

一連日雨無之、きり雨位ニ而、さつとしめり候計ニ而、田畑

諸品照かれ、大根等の萌物不成、稲者水の在所ハ大ニ宜、

天水・場水無之所ハ、上田ニ而も稲引立兼、かれニ相成候、

依之御上之御指図ニ而、六月廿三日当郡廿五ヶ村不残、小

前役付引連、保呂羽山江寄せ集、参詣、寺院・社家共々同

道御祈禱、雨乞致され候、今日ハ朝分より小雨ふり、弥々

本降りニも可成模様ニ候所、昼より晴ニ成、

〔廿四〕日曇り、廿五日日和ニ成、雨乞之印「」祭

者大ニ盛り候由也、土用中ハ「」せば廿一日ニ

而済、土用過ニ成「」頃之年々ニ無之、相応之

暑氣、

「」当所ハ壹升小せん九百文

「」承候得者、壹升八百文と申候、

「」雨無之、作物同様、水在□□

「」れハ色々所国之商人「」

「」昌と申候、何分錢「」

迷惑、諸人難義之事、「」

れ「」ハ高直ニ而も、存之外□□

「」ハ籠飯故、如此「」

「」候得共、雨模様在「」

「」照込田畑至「」

………（この間、原史料が破損している）………

「」宅ス御牢入「」

「」御用宿ニ而慎ミ「」

「」頼之上御免ニ成而「」世之者ニ

在之故「」人様方思召難有し、

「」尤今日大暑氣也、夜共「」

「」曇りニ而大雨模様候処「」

暑ニ成、三日夜相応之「」朝曇り四ツ頃より

「 大るニ宜
く」 「ニ而萌出ル、葉□□□

候、京都ハ格別(静か)しつか、東京之方、京方之御仁余慶ニ成、米穀直段、此地より上方三ヶ之津下直ニ成、

「 錢ハ少々上リ」 「 錢多大下落ニ」 「 大迷惑致候」 「

一奥方水沢智見官も、六ヶ所へ定、出張卜成、金成、古河(古川)、西ノ川口、前沢、千厩、摺沢、

「 二ツ都、当春中より」 「 皆東京江御移り被遊」 「 方迄、御役々様共ニ御下向」 「 留主居様御制御政事方」 「 公家様方も大分東京へ」 「 名方も□□御旗本之屋敷へ□□」 「 御役人被付置候、右三ヶ之津を□□と唱ひ可申由被仰渡、是迄之府中々々と申所ハ、右之名ハ被相留、三ヶ所ニ限り府中と可申候事、

村役付之事、肝入ハ村長と申、次幅(副)村長、百姓代と申役、与頭ハ伍長、町場ニ檢断役被相止、無之候、村長之持ニ成、前々と違ひ、武士軽尻人足杯一円無之候ニ付、其外往来之人相對ニ而、役前諸首尾無之候、本往還筋之町々計り、此節御役人様御廻村在、鞍馬ニ而、御供一兩人、御案内人も不入と被仰咄候、夫ニ而も組頭御案内出シ送上候所、丑子測辺より被相戻候、重キ御役人様、以前之御代官様位なれ共、如此、至而軽く、町村不痛候、村々盆中と申候得共、此方ニハ盆中と申事無之由御咄、十六日、御両役御廻村也、
メリ役も戻され候、

一下々不痛御吟味ニ而、御上御役々様、月卿雲客之御方、前々御輿ニ而、御供三十人・廿人ニ而御通之御方も、当年より鞍馬ニ而三人・式人位之御供ニ而、御通り御歩行被遊

十七日曇り、朝暖氣、昼四ツ頃より小雨ニ成、十八日・十九日相応暑氣、小雨ハ折々在、少々雷勢御鳴在之、時雨のミ、一日之雨ハ無之候、稲作者弥々丈夫ニ実のり、菜・大

こんも追々直り候、式百廿日も同しく、朝曇り、昼晴、秋嵐無之、静也、

一鞍馬者御留御停止ニ候所、先日御免之御触、名字も御免ニ而、無御構と成、諸事大ニ替り在、併当夏之蚕種之數并まゆ等出高書上調指上候様被仰渡候事、大体之數御覽之為成哉、

同晦日ハ雨、暮方晴れ、日和能続キ候、

南方ハ、新米町中へ売ニ相出候由、弥々米作宜、追々下直之含、当年ハさ、キのならぬ年と申、一体ニ至而不足也、

八月朔日、昨日より今朝大ニ冷氣ニ成、今日晴、日和、西口村ニ芝居立、二日庚申、今日曇り勝、三日同、半晴、四日より大ニ冷氣ニ成、五日、昨日より夜ニ入、朝大ニ冷氣強シ、当町ハ未夕穀物下り不申候、

一米者、壹升小せん八百文、問屋直段小手米七百五拾より七

百文迄、大豆一升 小せん六百三拾文位、

大こん、長命草、そば杯ハ、追々直り宜、併大こん者時節後レ、又ハ先蒔ハ(掛け)こちけ、何分不作之方なり、八月中者所詮日々雨半日ツ、有之、余り長ふり、不天氣続、不宜候、但大時化、嵐ハ無之候、長照長雨与言年也、

九月朔日晴、曇、時雨、二日日和宜、

大角力当町ニ而立、三日より四日昼興行、随分相応上角力、入も相応と者申候得共、角力人数も余慶、七十人余、此節之入料か、り多ニ而、損金ニ入と申候、然ニ又千厩ニ而ハ、同五日より芝居ヲ立候、下り役者等入来り、宜芝居と申噂なり、尔時角力より差支、つぶしニ参□□□二日三日へだてし所ニ而ハ、互ニ不立法なりと申、仲間之掟之所、近所へ立候義不成と指支候事、角力共出立之後、又始り立候由也、

此間者天氣続ニ而、両方共ニ宜、八日ハ上和、大ニ暖氣、九日ハ雨天ニ成、過ル五日朝相応之霜下る、葭江ハ当り可

申候、

先日若柳本町辺火事、四・五拾軒焼失

……………（この間、原本を欠く）……………

仍而人氣甚宜、買喰大ニ悦方、夏中の半直ニ成、貧家助る、大こん不作ニ而、当月初百本付壺駄大セン壺貫文より次金壺歩也、百文下る、追々より八百文と成、夫より七百度、六百式拾文、又下り六百文より五百五拾文、米下落ニテ大こ□高く不売、下直ニ相成候、大豆ハ未出盛不「」売人ハ壺俵小セン甘貫文位之含、是も追々下「」相成候

十一月朔日寒も暖々敷、十一日冬至ニ成、

先月者小雪雨折々降り寒も進候模様ニ候所当月ニ成雨も雪もふり、

「」日和勝、十五日暖、気雨気「」暖気不順気也、追々如何、

□米直段少々引上り、壺升小せん四百廿文迄、大豆ハ三百二十文位

大八拾文迄

一生糸ハ存之外高し

三百五拾六十匁位あらく売候由

一神社之事、小社ハつふされ、大社へ移され候、山伏中皆神職人と成、東山ハ室根山と保呂羽山計被相立、是江両宮者増屋と成集られ候由、

佐藤氏

村長殿ハ神職人小山伏の支配人と成、持仏堂信拝迄寺へ納候由也、諸事大るニ変ル、

十一月廿六日大寒ニ入、冬至中寒サ□るく敷暖気也、寒ニ入漸々寒気ニ成、しみ大根等致候、折々小雪計りニ而、大雪無之候、夜ニ小雪、

十二月朔日寒し、二日同様大雪、寒気を願居候、弥々寒気進ミ、雪も追々降り、大雪ニハ無之候得共、度々日々夜々とふり、相応之雪ニ而、墨をふます歳暮ニ成、

諸品不相替高直、錢直段下直、

多ニ品物高直也

一米者壹升大百三拾文位

百四拾文

「何方も不盛り、在方も金錢不足、物高直ニ而、
貧家小前難義致、一統難義成暮なりと申候、

莫ハ相應之作ニ候得共、下直、

此節愚老□氣ニ困り、依書事共ニ「留成兼、近年無
之■寒□□昼夜伏居暮候、無用之長命、病身、大ニ難義ス、

一生糸ハ存之外不安、四百廿兩迄売払ニ成

ニ大雨無之、水不足故、大雨ヲ希、

一米ハ少々上り、壺升小七百五拾文、

一油壺盃大せん式百文、肴油ハ壺盃百文位　とふふ大十八文、きらす廿四文、

〔明治〕
治五申年

□月元日、静ニ而宜元日也、「
寒中も明ニ相成候得共、追々　共ニ雪ふり、近年ニ無
之寒氣也、廿日頃迄雪不絶在之、

「半照弥々寒し、

二月朔日も日和宜、春寒難去、折々さらく小雪ニ而、至
而寒く、一円雨無之、風多く、嵐多シ、廿四・五日より暖（緩）

ミ、春景氣ニ成、

米穀類不下、取引上ル、

三月朔日上日和ニ而、大ニ昨日より暖氣なり、雨氣多シ、
又寒暖不同、曇り勝ニ而、天氣快晴無之候、「
五日、昨夜より大ニ暖氣、当日雨天、さらく小雨、一体

御国法都而行違、人別帳認様違、人々養子賀、嫁等、実父

ヲ書上被仰渡也、公事沙汰御直、御捌御制法尤早シ、作方

製道宜者ハ、去冬御賞ニ成、鍬・鎌等被下候事、

一髪ノ不結、撫付ちらしニ致候様被仰渡、異国風也、子供ニ

ハそろく撫付相出候、長者ハ未其俣也、

当三月中ハ不天氣ニ而、今日たん（暖氣）キ、日和無之候、廿三日

より晴、廿四日晴雲り、廿五日日和、風□、

市日者一円町立人無之候、

一米者不安、壺升大百五拾文

油壺盃四百文、魚油式百文

一種初今年ハもへ安く、早々蒔付、廿五日苗青みニ生立候、
桑ももへ出、

保呂羽山祭ニ成 蠟燭壺丁百弍十・三拾五文、てツちも
同直段、

「何分下ル、小セん歩ニ四貫文位、

「文位 木綿弥高直、

「弍百余ニ相成候、

「金歩ニ七十目位、

……………（以後、原本を欠く）……………

宜、

廿七、廿八九日小雪、風ニ而寒し、

三十日三十一日日和、静ニ而暖氣ニ成、

四月朔日同暖氣成、当年春遠ニ而、作方至而寛々敷候、三ヶ

月さまハ晦日之夜ニ出たる、是迄之割合とハ大ニ違ひ候、

四月十日引続日和ニ而、風も在之候間、畑もの麦ハ殊ニ干

入、雨数日無之、田畑共ニ困り、未夕家々さくり切方可致

様無之、専ら雨ヲ待居希候、

〔千既〕 既永澤方嫁取婚礼六日也、賑々敷振舞六日程致候由也、

天氣続く、

五月一日雨天、先月末廿日頃雨二度有之、麦も宜、乍併雨

不足、大雨無之、当月ニ成存之外冷氣、風多し、苗もそた

ち、併五日之節旬ハ区々ニ而、幡のぼりハ立候得共、義式

ハ不同ニ而、二日より立、前々之様ニ不致、礼廻り之人も

無之、よもき菖蒲も用不同、月日之勘定仕成行違六ツ敷、

卷月三十一日、月八前ノ月書通ニ行違相出候、早春ニハ一

……………（これ以前の原本を欠く）……………

一季下人金十両並方、依而是も抱人不足、店者も不足、困
り候

一生糸者不売ニ而、未夕七分通在之由、併真綿両ニ七十目六
十目也、

其外糸・太糸等不安高直、望人在之、売候、糸取まゆの
口等と言物、矢張高直、此糸も両ニ七十目位、恐入候、

〔三目〕 十七日日かん、社日も同日、毎日ちらく、小雪何分風多く

吹、寒氣相応、半日曇り、廿日より少々暖氣、

廿一日二日大風、廿四日夫婦弥市東京江乍見物登候、高

橋屋之家督夫婦、西口ノふしう（前周カ）の権之丞殿、是も夫婦主而

外大登りも同様、七人ニ而同道登候、結構なり、今日日和

統髪ヲ剃落、ちらし髪ニ可致御触ニ而、七分通落シ、見苦く、異風ニ候所、此間又御触ニハ、如元髪を立勝手次第ニ宜御触相成候よし也、何分未夕御掟而定か不申候、困り候、早々落したる者後悔致候也、

一連日小雨計リニ而、大雨無之、照統候故ニ水不足、田の拵ひ難成、一統迷惑、畑共ニ仕事成兼候ニ付、廿二日雷様精進致、大雨奉祈願上候事、

一蚕者、先達ハ一起位ニ成、桑ハ相応ニ芽立候由、蚕ハ例年より当年ハ置方一統不足之様ニ相聞ひ候、生糸ハ下直、「種不足ニ而高直、金五両位」一枚と申候へ共、本判の半枚也、「多シ、近年地種宜候、

……………（以後、原本を欠く）……………

丸吉皆川家日誌との出会いから公刊までを振り返って

佐藤 大介

仙台藩領だった磐井郡藤沢町（岩手県一関市）の有力な商家だった丸吉皆川家の当主が江戸時代の終わりに書き継いだ、約二一〇〇頁におよぶ日誌。二〇二二年三月に刊行した「天保編」に続いて、今回は幕末維新編として、嘉永六年（一八五三）から明治六年（一八七三）に至る時期の全文が公刊となりました。これで、原本が現存する部分の全ての解説文を、世に送り出すことができました。

本書のあとがきに代えて、私の丸吉皆川家日誌との出会いから公刊に至る過程を、改めてまとめておきます。

私が丸吉皆川家の日誌の存在を知ったのは、東北大学東北アジア研究センターで研究員をしていた二〇〇八年頃だったでしょうか。仙台藩領の村の有力者による公共活動や、飢饉のことを調べていた折、滋賀大学経済学部史料館に所蔵されている近江商人・中井源左衛門家文書の中にある、天保四年（一八三三）年の凶作に際して仙台藩に米穀や金を献上した人々の名簿の中に名前が出てくる人々の事跡を調査するため、かつての仙台藩領だった地域の自治体史や郷土史の文献を片っ端から調べていまし

た。その中で、一九七九年に刊行された『藤沢町史』（本編 上）の中に、天保の飢饉に関する長文の古文書解読文が引用されているのが目に留まりました。それが、丸吉皆川家日誌との最初の出会いでした。豊富な情報に興味を引かれましたが、所蔵者がはつきり記されておらず、また当時の私は、藤沢町の古文書所蔵者を探す術もなく、そのまま過ぎていきました。

また私は、二〇〇三年からNPO法人宮城歴史資料保全ネットワークの一員として、災害その他の事情で消滅の危機にある地域の古文書を保全する仕事もしています。二〇〇九年からは岩手県一関市や藤沢町（二〇一一年九月に一関市に編入）での保全活動を行う機会を得て、一関市博物館や、地元の郷土史関係者との交流を持つようになっています。

二〇一一年三月一日、東北地方を巨大地震と津波が襲いました。各地の壊滅的な被害の中で、被災した古文書その他の歴史資料を救出する活動が始まりました。被災した膨大な史料を、専門家だけで行うのは不可能でしたので、ボランティアを募集することとなりました。参加されたほとんどの方は、「三・一一」以前に、古文書や歴史資料との関わりはありませんでした。しかし連日運び込まれる古文書のクリーニングや乾燥作業を通じて、くずし字の解読に興味を持ち、古文書を学び始める方々が多く現れました。その中に、竹内幸恵さんと後藤三夫さんがいらっしゃいました。

二〇一二年四月、東日本大震災を多方面から研究し、その成果を今後の社会に生かすという使命のもと、東北大学災害科学国際研究所が設立されました。私はその設立から研究所に移って、引き続き被災した歴史資料の救済保全活動にあたっています。また古文書に記された自然現象としての地震や津波、台風についても調べる機会が増えました。

その中で、東京大学地震研究所が一九八〇年から刊行した『新修日本地震史料』に触れる機会がありました。日本全国に残る膨大な古文書を博搜したこの史料集の中に、「藤沢町・皆川家日誌」からの引用として、嘉永七年（一八五三）一二月の仙台藩領における地震と津波（安政八戸沖地震）の記事が掲載されていました。同書では所蔵を岩手県立図書館としていましたので、同館の蔵書をインターネットで検索してみると、コピーが所蔵されていることが分かりました。二〇一五年八月七日、岩手県盛岡市に向かい、岩手県立図書館で日誌のコピーを調査しました。同館で年代ごとに製本された日誌を、天保四年から手に取ってめくっていくと、内容の豊富さに夢中になって読み進めてしまいました。全て撮影しておくべき記録だと確信しましたので、九月四日に図書館を再訪して、全ページをデジタル撮影しました。

仙台藩では、特に江戸時代後期の、また庶民が残した記録について、解説・公刊されたものは多くはありません。したがって日誌を全文解説することは、仙台藩での歴史研究や、かつて仙台藩領だった地域の郷土史にとって意義があることだと考えられ

ます。しかし、この分量を独力で解読するのは不可能だと思われました。そこで後藤さんや元仙台市史編さん室長の鶴飼幸子さん、宮城県の古文書解読サークル「宮城県古文書の会」会員で、以前から私の古文書解読の御手伝いをお願いしていた熊谷新一さん、志田清一さんに解読活動への参加をお願いして、ご快諾いただきました。

当方の職場の所在地にちなんで「青葉山古文書の会」と称した、二〇一五年一月から、一か月に一度、一回に一年分というペースで始めました。『天保編』に収録した日誌の解読は、二〇一六年一二月に終了しました。

一方で、岩手県立図書館には、『新修日本地震資料』が同館所蔵としていた幕末期の日誌コピーはありませんでした。この間、一関市でも東日本大震災で被災した古文書の救済保全活動を行っており、折々に情報提供をお願いしていました。その中で、一関市博物館からの依頼で、二〇一六年五月二七日に岩手県一関市の千厩公民館にて、郷土史サークル「千厩古文書に親しむ会」デジタルカメラによる古文書撮影講座を実施しました。そこには、藤沢史談会の八巻徹さんら、かつての仙台藩磐井郡東山だった地域の郷土史関係者が一同に会しておられましたので、日誌の所蔵者を探していることをお伝えしました。

この直後、丸吉皆川家日誌の所蔵者で、同家の現当主である皆川龍一さんと出会うこととなります。きっかけは、二〇一六年六月五日、仙台市環境局からの依頼で、同

局が東北大学環境科学研究科内（新青葉山キャンパス）に設置した環境学習施設「たまきさんサロン」での歴史講演でした。これは当年の初め、サロン設立に関わった東北大学職員の金野徳子さん、仙台市役所の佐藤陽子さんから依頼されたものでした。震災対応で多忙だったことなどもあって、正直気乗りがしないものでしたが、ちょうど日誌から、天保六年（一八三五）年閏七月七日に、台風とみられる暴風により仙台城下町が大きな被害を受けた際の記事を見いだしていましたので、その記載の紹介を通じ、人と環境の関わりをお話しすることにしました。

この講演のことが、藤沢町の関係者を通じて、いまは仙台市在住の皆川さんに伝わり、同年七月のある日、皆川さんが「たまきさんサロン」に来訪されました。丸吉皆川家に伝わる古文書の適切な保存と活用を希望されていた皆川さんと、日誌の原本を探していた私との会話は弾み、気が付けば二、三時間ほどにもなっていました。その場で、原本の調査についてご快諾いただきました。振り返れば、講演を断っていたらどうなっていたか。粘り強く交渉してくれた金野さんと、佐藤さん（その数年後、私の妻になりました）には、深謝あるのみです。

二〇一六年九月二三日、二四日の二日間、日誌も含む丸吉皆川家の古文書全点の撮影と整理を行いました。参加者は、後藤さん、竹内さん、ボランティアの黒田昌弘さん、当時東北大学大学院生だった青野誠さんの五名。本書に所収した幕末維新期の日誌原本、さらに岩手県立図書館のコピーにはなかった、天保七年飢饉を記録した部分

のまとまった落丁を確認しました。現地で原本を調査することの大切さを再認識する機会ともなりました。この際、文書の利用に際しては、日誌の執筆者や文書の所蔵者を明らかにするため「丸吉」の屋号を付すことを依頼されました。「丸吉皆川家日誌」と呼称する所以です。

丸吉皆川家日誌の幕末維新部分の解読は、二〇一七年九月から始めました。ここからは、志田さんの提案で所蔵者の皆川さんにも同席していただきました。また、竹内さんの参加も得ました。分担は一人一〜四丁程度、読み合わせを一月に一回・二〜三時間行う形で進めていきました。結果的に四年半に及ぶ長期間の活動には、本来なら謝金をお支払いすべきことかもしれません。しかし、それにあてられる持続的な研究費を得られる保証は、今の大学にはありませんので、私なりに「ボランティア」の規を超えない程度の活動量で進めることとしました。それでも、今振り返れば、やはり成果を焦る気持ちが出てしまい、一人あたり・一回あたりの分量が多すぎたのかとも反省しています。

ともあれ、読み合わせ会では、内容の豊富さに参加者一同で驚き、感心しての繰り返しでした。皆川龍一さんが語る丸吉皆川家の伝承や、藤沢町に関する知識も、日誌の理解を深めるものでした。妻が作る「陽子弁当」を囲んだ昼食も楽しみの一つとなりました。

解説の成果が順調に積み上がっていく中、思わぬ事態に直面しました。二〇二〇年一月からの新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大です。二〇二〇年五月まではなんとか対面での読み合わせ会を行いました。以降は対面での会合も、お弁当を囲んだ懇談も出来なくなりました。分担を決めて各自での解説をお願いしつつ、普及してきたオンライン会議システムでの利用しつつ、二〇二〇年一二月以降はオンラインで月一回の読み合わせ会を行ってきました。

二〇二二年三月、幕末維新部分全ての解説と読み合わせが完了しました。天保編もこのときに刊行。それから一年を経て、丸吉皆川家日誌すべての解説文を公刊できる運びとなりました。長い道のりでした。

私がこのような長文で活動の経緯を書き記したのは、二〇一〇年代から二〇年代にかけての丸吉皆川家日誌という史料に対する活動は、人との出会いに支えられたものであったことを、将来に伝えたいと思ったからです。

ここまで述べてきたそれぞれの出会いのどこか一つ欠けただけでも、丸吉皆川家日誌の原本に巡り会うことは出来ず、解説や公刊にも至らなかつたでしょう。奇跡的だとすら思えます。関わっていたいただいた方々に、心から感謝申し上げます。ここでの経験は、地域の歴史資料を保存し、将来に伝えていくために必要なことについて、改めて考える機会となっています。

二〇二二年九月、日誌も含めた丸吉皆川家文書は、皆川龍一さんから一関市博物館へ寄託されました。その保全に関わった者として、貴重な史料が公的機関で保存され、地域の公共財として末永く活用されていく方向に進んでいることを、とても嬉しく思っています。

日誌の解読と公刊は、あくまでも第一歩です。今後は日誌に記された記事のさらなる検討から歴史研究を深め、さらに展示やデジタル空間での活用を通じて、一関や仙台藩の歴史を通じた人のつながりを生み出していく段階に進んでいきます。

今後、多くの方が、丸吉皆川家日誌に親しんでいただくことを願っています。

解読者のひょうい

鶴飼幸子

「丸吉皆川家日誌」を現代に残してくださった皆様には、感謝いたします。ありがとうございます。解読によって、この地方が卓越した人物を輩出し、物流にも豊かな地域であったことが証明されました。この記録が広く活用されますことを祈っております。

竹内幸恵

日記三日坊主の私が関わっていいのだろうかと思った膨大な記録。変わりゆく時代をたくさん勉強させていただきました。

熊谷新一

書き残された情報量に圧倒されながら、漢方薬・蘭方薬はじめ、幕末の諸事件等々たくさんのお事柄について勉強のし直しを迫られ、よい経験を積むことができました。

※「天保編」ひとこと中の解読開始時期を二〇一五年一月と訂正させていただきます。

志田清一

引き続きの幕末維新編の刊行に接し、感慨に堪えません。膨大な量の日記を書き残した筆者の偉大さを今でも感じています。

後藤三夫

江戸時代、仙台領の北辺にありながら各種全国情報を素早く正確に長期間記録し続け、しかも簡潔明瞭な文章に感動しながら読みました。ここに時空を超えて花開き、将来色々な人たちによってみることでしょう。

佐藤大介

七〇才を過ぎ、病床にあってもこの日誌を書き続けた皆川喜平治さん。解読からそのことを知って驚きつつ、何か励まされたような気がしている、五〇才目前の私です。

編著者紹介

佐藤大介 東北大学災害科学国際研究所准教授

青葉山古文書の会

鷓飼幸子

熊谷新一

後藤三夫

竹内幸恵

志田清一

佐藤大介

皆川龍一 (オブザーバー)

丸吉皆川家日誌 幕末維新編

発行日 二〇二三年三月一日

編著 佐藤大介・青葉山古文書の会

発行 東北大学災害科学国際研究所 歴史文化遺産保全学分野

〒九八〇―八五七二 宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉四六八―一

電話 〇二二―七五二―二一四三

e-mail dsato@irides.tohoku.ac.jp

制作 蕃山房

〒九八〇―三二二六 宮城県仙台市青葉区落合一丁目四―一

電話 〇九〇―八二五〇―七八九九

©Daisuke Sato 2023 Printed in Japan

ISBN 978-4-9912332-3-2 Coo21

本書は科研費基盤研究(B) 課題番号19H01293、基盤研究(C) 20K00978 および歴史文化資料保全ネットワーク東北大学拠点における成果として、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス CC BY-SA 4.0 国際出版およびWeb公開する。

業不き大匠

度意

大空部と厚

東部吉人金銀券

厚河

文久

吉野社



長正

元治

安政

吉野と吉野と吉野

日本國中書

吉野

福の吉野生金